

特許庁委託

台湾模倣対策マニュアル

2012年3月

財団法人交流協会

2012年版における主要な追加・修正の内容

この2012年版においては、従来の専利権（日本の「特許権」、「実用新案権」及び「意匠権」に相当する）、商標権、著作権及び侵害に対する救済方法、智慧財産法院の設立、智慧財産法院の審理モデルを含め、智慧財産法院の設立からこれまでの統計データを紹介する。また、商標改正法は2011年6月29日に公布され、専利改正法は同2011年12月21日に公布されたが、いずれもまだ施行されておらず、それぞれ2012年6月と11月に施行される予定である。今回の法改正は多くの制度変革にかかわるものであり、関連箇所当該改正内容を説明する。また、公平交易法、食品衛生管理法に関し、この1年間に公布された一部の改正条文に従い、添付資料に収録の各条文を修正した。

また、専利、商標、著作権及び植物品種権などの台湾と中国における知的財産権保護に関する交流及び協力を強化し、関連問題を協議・解決するため、2010年6月29日に締結された「海峽兩岸智慧財産権保護合作協議」に関する説明を盛り込んだ。

2012年版において追加・修正した項目を以下にまとめる。

- ①. 2011年6月29日に公布された改正商標法に応じた説明内容の変更及び商標法全文和訳の修正
- ②. 2011年12月21日に公布された改正専利法に応じた説明内容の変更及び専利法全文和訳の修正
- ③. 2011年7月1日に施行された「専利出願審査加速作業方案」(発明特許加速審査ガイドライン)による加速審査要件の変更
- ④. 「海峽兩岸知的財産権に関する保護及び協力協議」に関する説明
- ⑤. 「智慧財産案件審理細則」の全文和訳及びその説明
- ⑥. 特許手数料の改定
- ⑦. 知的財産裁判所による統計データの更新
- ⑧. 主務官庁の連絡先の更新
- ⑨. 資料として添付する商標法、公平交易法及び食品衛生管理法の更新

なお、改正商標法及び改正専利法は、まだ施行されていないので、現行の商標法及び専利法と混乱しないように、改正商標法及び改正専利法は「新商標法」、「新専利法」と、現行の商標法及び専利法は「現行商標法」、「現行専利法」と称する。また、この2012年版では、2011年版の内容を修正した部分には「*」を、新たに盛り込んだ部分には「**」を付したので、参照されたい。

目 次

第 I 編 権利の取得

第1章 保護対象の種類と準拠法	2
*1. 特許	2
*2. 実用新案	2
*3. 意匠	3
*4. 商標	3
5. 文学、学術及び芸術品	4
*6. 公平交易法及び営業秘密法	4
7. デジタルコンテンツ	5
8. コンピュータプログラム	5
*9. 半導体集積回路回路配置設計	5
第2章 専利法(特許)	7
1. 保護対象	7
2. 登録要件	7
2-1 産業上利用可能性	7
*2-2 新規性	7
*2-3 進歩性	8
2-4 先願主義	8
2-5 特許を受けることのできない物品	9
3. 特許を受けるまでの手続概要	9
*3-1 特許出願手続き	9
3-2 書面出願及び電子化出願	12
*3-3 在外者の特許代理人	12
*3-4 必要書類	12
3-5 優先権主張	13
*3-6 特殊な出願	13
*3-7 出願補正の手続き	14
3-8 出願公開	14
*3-9 実体審査の請求及び審査請求料	14
3-10 実体審査	15
3-11 面談及び実験等	17
*3-12 特許出願の早期権利化の対応策	17
3-13 早期公開特許の補償金制度	18
*3-14 日本語で出願した場合の誤訳訂正	18

3-15	外国対応出願の審査結果等の活用	21
4.	権利の取得と維持	23
*4-1	特許公告	23
4-2	公告特許のファイルヒストリ	23
*4-3	年金及び登録料の納付	23
4-4	特許権の存続期間	24
4-5	特許権の内容	24
*4-6	特許権存続期間の延長	24
*4-7	訂正申請	25
5.	異議申立及び無効審判請求制度	25
*5-1	特許無効審判請求提出要件	25
5-2	特許無効審判請求に対する審査	26
*5-3	無効審判審決	27
6.	専利行政訴訟手続き	27
6-1	種類	27
6-2	智慧財産法院の判決に不服である場合	27
*6-3	訴訟手続きの中止	28
6-4	智慧財産案件審理法と智慧財産法院組織法と智慧財産案件審理細則	28
7.	専利実務における新措置又は変更	28
*7-1	特許手数料改定	28
*7-2	審査請求料の返還	29
*7-3	台湾版特許審査ハイウェイ(Patent Prosecution Highway, PPH)	29
7-4	智慧財産局の「専利ファイル閲覧作業要点」の改正	31
7-5	「医薬関連発明の審査基準」の制定	32
7-6	「明細書及び図面の審査基準」について	32
7-7	「特許要件の審査基準」の改訂について	32
8.	新専利法について	33
*8-1	法改正の背景	33
*8-2	改正事項	33
*8-3	関連法案等の進捗状況	36
**9.	海峽兩岸知的財産権に関する保護及び協力協議について	36
第3章	専利法(実用新案)	38
*1.	保護対象	38
2.	登録要件	38
2-1	積極的要件	38
*2-2	消極的要件	38
3.	実用新案登録を受けるまでの手続き概要	38
3-1	実用新案登録出願手続き	38
*3-2	特殊な出願	41

3-3	補正の手続き	41
3-4	方式審査	42
4.	権利の取得と維持	42
4-1	登録料の納付及び公告	42
4-2	権利の存続期間	42
4-3	実用新案権の内容	42
5.	無効審判請求制度	42
*5-1	請求者	42
*5-2	請求期間	43
6.	実用新案技術報告	43
6-1	意義	43
*6-2	内容	43
第4章	専利法(意匠)	45
*1.	保護対象	45
2.	登録要件	45
2-1	産業上の利用性	45
2-2	新規性	45
*2-3	新規性喪失の例外	46
2-4	創作性	46
2-5	意匠登録を許可することのできない意匠	46
*3.	意匠登録を受けるまでの手続概要	46
*3-1	必要書類	49
3-2	優先権の主張	49
*3-3	特殊な出願	49
3-4	補正手続き及び訂正申請	50
3-5	実体審査	50
4.	権利の取得及び維持	51
4-1	登録料及び登録料の納付	51
4-2	登録料の追納	51
4-3	存続期間	51
5.	行政訴訟手続き	51
5-1	種類	51
5-2	智慧財産法院の判決に不服である場合	51
*5-3	訴訟手続きの中止	52
5-4	智慧財産案件審理法及び智慧財産法院組織法と智慧財産案件審理細則	52
第5章	商標法	53
*1.	保護対象	53
2.	登録要件	53
*2-1	商標の成立性	53

*2-2	積極的登録要件	53
*2-3	消極的登録要件	54
*2-4	先願主義	56
3.	登録を受けるまでの手続概要	56
*3-1	商標登録出願	56
*3-2	必要書類	60
*3-3	優先権主張	60
*3-4	特殊な出願	61
*3-5	方式審査	62
*3-6	実体審査	64
4.	権利の取得と維持	66
*4-1	登録料の納付	66
4-2	存続期間	66
*4-3	存続期間更新登録	66
*5.	異議申立て	67
5-1	異議申立ての要件	67
*5-2	異議申立てに対する審査	67
5-3	異議審決	68
6.	商標審判手続き	68
6-1	種類	68
*6-2	商標登録無効審判	69
*6-3	商標登録取消審判	70
6-4	審決に対する不服	71
*6-5	訴訟手続きの中止	71
7.	新商標法について	71
7-1	法改正の背景	71
*7-2	改正案の進捗状況	72
*7-3	新商標法の改正概要	72
**8.	海峽兩岸知的財産権に関する保護及び協力協議について	75
第6章	著作権法	76
1.	保護対象	76
1-1	保護を受ける要件	76
1-2	著作物の類型	77
2.	著作者の権利	78
2-1	著作者人格権	78
2-2	著作財産権	78
3.	著作権の保護期間	80
4.	著作隣接権、出版権及び製作者の権利	81
4-1	著作隣接権	81

4-2	出版権	81
4-3	データベース(Database)作者の権利	81
5.	著作権信託管理	82
6.	コンピュータプログラム著作権	83
6-1	コンピュータプログラム著作物の保護	83
6-2	コンピュータプログラム著作権財産権に係る制限	84
7.	職務上の著作物(法人著作)	85
7-1	雇用関係により完成した職務著作物	85
7-2	その他の出資関係により完成した著作物	85
8.	インターネット・サービス・プロバイダーの責任	86
8-1	ISP業者の定義	87
8-2	ISP業者の遵守事項	87
8-3	ISP業者の責任制限	88
9.	権利侵害の救済	89
9-1	行政救済	89
9-2	民事救済	90
9-3	刑事救済	96
10.	著作権法改正について	99
10-1	公開放送の二次的利用に関して	100
10-2	視聴覚障害者による著作物のフェアユースに関して	100
**11.	海峽兩岸知的財産権に関する保護及び協力協議について	101
第7章	公平交易法及び営業秘密法	102
1.	保護対象	102
2.	不正競争行為の禁止	102
*2-1	不正競争行為の種類	102
2-2	救済手段	104
3.	営業秘密の保護	106
3-1	営業秘密の概念及び要件	106
3-2	営業秘密侵害行為の種類	107
3-3	営業秘密侵害に対する救済	109
第8章	知的財産案件審理に係る法律	111
1.	智慧財産案件審理法	111
2.	智慧財産法院組織法	112
3.	智慧財産法院の紹介	113
3-1	智慧財産法院設立の背景及び目的	113
3-2	智慧財産法院の組織・人員	113
3-3	智慧財産法院組織図	115

第II編 模倣に対する救済

第1章 模倣に対する行政救済	118
1. 智慧財産局による審判制度	118
*1-1 智慧財産局による審判の種類及び内容	118
*1-2 智慧財産局による審判の手続き	123
1-3 専利及び商標の再審	126
1-4 専利及び商標の訴訟・訴願	127
1-5 問い合わせ先	127
2. 税関による水際措置	128
2-1 税関の登録制度	128
*2-2 税関の登録制度による商標権・著作権侵害疑義物品の輸出入差止め手続き	129
2-3 税関登録による商標権・著作権侵害疑義物品輸出入差止め手続きのフローチャート	131
2-4 その他の注意点	132
2-5 問い合わせ先	132
3. 公平交易委員会による救済措置	132
3-1 告発手続き	132
3-2 公平交易法違反の効果	133
3-3 公平交易委員会による行政処分に対する不服申立て	133
3-4 公平交易委員会による調査のフローチャート	134
3-5 問い合わせ先	134
4. 智慧財産法院による裁判制度	134
5. その他の行政救済	135
5-1 商品表示法による救済	135
5-2 食品衛生管理法による救済	135
5-3 消費者保護法による救済	136
第2章 模倣に対する民事的救済	137
1. 関連法律	137
2. 民事訴訟の対象となる侵害行為	137
*2-1 専利権の侵害	137
*2-2 商標権の侵害	138
2-3 不正競争行為の場合	139
3. 侵害に対する救済の種類及び内容	140
3-1 侵害の差止請求権	140
3-2 損害賠償請求権	141
3-3 不当利得返還請求権	141
*3-4 信用回復請求権	141
4. 請求権発生要件	141
4-1 専利・商標の場合	141

4-2 不正競争行為の場合	141
5. 当事者適格	142
5-1 専利権に基づく場合	142
*5-2 商標権に基づく場合	143
5-3 不正競争行為の場合	143
6. 訴訟手続の概要	144
6-1 訴訟手続のフローチャート	144
6-2 法院に提出すべき書類	145
6-3 訴訟費用	145
7. 知的財産民事事件の審理	145
7-1 知的財産民事事件の範囲	145
7-2 技術審査官の設置	146
7-3 心証公開	146
7-4 営業秘密の保護	147
7-5 秘密保持命令	147
7-6 権利の有効性の認定	148
7-7 証拠保全	148
*8. 提訴管轄	149
9. 主張・立証	149
*9-1 専利権侵害訴訟等の場合	149
*9-2 商標権侵害訴訟の場合	152
9-3 不正競争行為侵害訴訟等の場合	153
10. 判決	153
10-1 判決手続	153
10-2 判決の効力	154
10-3 判決の執行	154
11. 上訴	154
11-1 上訴法院の連絡先及び所在地	154
11-2 上訴の要件	154
12. 保全処分	155
*12-1 侵害差止め仮処分	155
*12-2 仮差押	157
12-3 債務者が保全処分に反する行為をした場合	158
13. 民事訴訟上の和解	158
14. 債務者が任意で返済しない損害賠償債権の確保(強制執行)	158
第3章 模倣に対する刑事的救済	160
1. 関連法律	160
2. 刑事罰の種類及び内容	160
*2-1 刑事罰の対象	160

2-2	非親告罪	160
2-3	両罰規定	160
*2-4	商標権の場合	161
2-5	不正競争行為の場合	161
3.	刑事罰に科するための要件	162
*3-1	商標権の場合	162
*3-2	不正競争行為の場合	163
4.	権利者がとり得る手段	163
4-1	情報の収集	163
4-2	情報の収集方法	164
*4-3	告訴、告発	164
4-4	検察・警察機関による捜査	164
4-5	検察による事件処理の決定	165
4-6	保護智慧財産権警察大隊について	165
4-7	主なお問い合わせ先	165
5.	刑事訴訟手続の概要	166
5-1	手続概要	166
5-2	刑事手続のフローチャート	166
6.	知的財産刑事事件の審理	167
6-1	知的財産刑事事件の範囲	167
6-2	技術審査官の設置	167
6-3	判決の基礎	167
6-4	秘密保持命令	167
6-5	権利の有効性の認定	167
7.	上訴、不起訴処分に対する不服	168
7-1	上訴	168
7-2	不起訴処分に対する不服	168
7-3	再審	168
第4章	智慧財産法院による案件審理の動きと統計資料	170
1.	審理モデル	170
*2.	統計データ	176

第Ⅲ編 知的財産権に関する諸問題

第1章	ドメインネームの保護	179
*1.	ドメインネームの登録手続き	179
2.	ドメインネーム紛争に関する紛争	179
2-1	ドメインネーム紛争の処理	179
2-2	ドメインネーム紛争の実例	180

3.	救済手段	181
3-1	紛争処理機関	181
3-2	紛争手続き	182
第2章	商号(会社名)の保護	183
*1.	商号(会社名)の登録手続き	183
*2.	商号(会社名)に関する紛争	184
*3.	救済手段	185
第3章	並行輸入	186
*1.	専利製品の並行輸入	186
*1-1	「権利の消尽」原則	186
*1-2	特許権及び実用新案権の保護に関する規定	187
*1-3	意匠権の保護に関する規定	189
*1-4	実例「_霞貿易有限公司」vs「千松貿易股_有限公司」事件	189
2.	商標権に関する真正商品の並行輸入	189
*2-1	商標権に関する真正商品の並行輸入に関する規定	190
2-2	実例「台湾明治股_有限公司」vs「三邦貿易有限会社」事件	190
3.	著作物の並行輸入	190
3-1	著作権法上真正著作物の並行輸入に関する規定	190
3-2	実例	192
第4章	偽薬(ニセ薬)問題	193
1.	薬品の管理	193
1-1	偽薬(ニセ薬)の定義	193
1-2	台湾における偽薬に関する現状	193
*1-3	偽薬事例の紹介	194
*1-4	薬品に関する知的財産権問題	195
2.	偽薬の取締り	197
2-1	政府機関における偽薬の取締り	197
2-2	薬品真偽の判別	198
3.	救済方法	201
3-1	薬事法	201
*3-2	登録されている周知商標の保護	201
*3-3	その他	202

第IV編 他者による出願・権利取得の監視、対抗手段

1.	他者による出願・権利取得に関する情報の入手	207
1-1	登録・出願情報の公開	207
1-2	情報取得の方法	208
2.	対抗手段	208

*2-1 法的手段	208
*2-2 法的手段以外の対策(警告状)	212

第V編 公平交易委員会ライセンス準則

1. ライセンス・技術移転契約_締結する際の規制	216
1-1 内容	216
1-2 適用対象	216
1-3 許可の行為	216
1-4 禁止の行為	218
1-5 違反の場合	219
2. 国際契約上の不公正取引行為などの類型及び基準	220
3. 戦略物資の輸出入及び戦略技術の輸出統制	220
3-1 内容	220
*3-2 問い合わせ先	220
【付録】管轄官庁／担当機関などの所在地	221
【添付資料】	
添付資料1専利法(日本の特許法、実用新案法、意匠法に相当する)	228
*添付資料2商標法(新商標法：2012年6月施行予定)	256
添付資料3著作権法	278
*添付資料4公平交易法	307
添付資料5営業秘密法	322
添付資料6薬事法	325
添付資料7商品表示法	346
*添付資料8食品衛生管理法	349
添付資料9食品衛生管理法施行細則	358
添付資料10消費者保護法	361
添付資料11智慧財産法院組織法	374
添付資料12智慧財産案件審理法	385
**添付資料13智慧財産案件審理細則	394
**添付資料14海峽兩岸知的財産権に関する保護及び協力協議	403
**添付資料15新専利法：2012年11月施行予定	406
添付資料16税関登録申請書	441

台湾模倣対策マニュアル INDEX

A. 台湾への事業進出を行う前に・・・。

- ① **必要な知的財産権を取得することが重要。**
ア. 専利(特許・実用新案・意匠)権、商標権の取得
イ. (日本等で)既に公知になった技術は、取得不可。
ウ. 市場調査、権利取得、提携交渉の順。
提携交渉の先行は、権利侵害を招きやすい。

➡ 第I編 権利の取得

- ② **他人が権利を「先取り登録」していないか？**
悪意・善意のいずれも、事業進出の障害になる。

➡ 第IV編 他者による出願・権利取得の監視

1

台湾模倣対策マニュアル INDEX

B. 台湾で保護される知的財産権は？

- ① **登録(出願申請)が必要である権利。**
専利(特許・実用新案・意匠)権、
商標権、集積回路(IC)回路配置設計

➡ 第I編 第1～5章

- ② **登録(出願申請)が必要でない権利。**
著作権(文学、芸術品、コンピュータプログラム)、
営業秘密

➡ 第I編 第6、7章

※ **登録に関わらず不正競争行為は、救済可。**
→スライド7参照

2

台湾模倣対策マニュアル INDEX

C. 台湾で専利権の侵害品が見つかった！

① 台湾で専利権を取得済みの場合。

ア. 行政機関へ「行政措置」を申し立て

判決等がなければ、「行政措置」の効果は限定的。

イ. 検察・警察機関へ告訴・告発(刑事的救済)

→ 第Ⅱ編 第3章

ウ. 司法機関へ訴訟提起(民事的救済)

保全(差止め)請求、損害賠償請求、信用回復請求、
不正利得返還請求

→ 第Ⅱ編 第2章

② 台湾で専利権を未取得の場合。

→ 救済は困難！

3

台湾模倣対策マニュアル INDEX

D. 台湾で商標権の侵害品が見つかった！

① 台湾で商標権を取得済みの場合。

ア. 行政機関へ「行政措置」を申し立て

① 関税局(税関)への登録

② 水際措置(輸出入の差止め・一時停止)の申請

→ 第Ⅱ編 第1章

イ. 検察・警察機関へ告訴・告発(刑事的救済)

→ 第Ⅱ編 第3章

ウ. 司法機関へ訴訟提起(民事的救済)

保全(差止め)請求、損害賠償請求、信用回復請求、
不正利得返還請求

→ 第Ⅱ編 第2章

4

台湾模倣対策マニュアル INDEX

D. 台湾で商標権の侵害品が見つかった！（続き）

② 台湾で商標権を未取得の場合。

ア. 行政機関へ「行政措置」を申し立て
水際措置（輸出入の差止め・一時停止）の申請

→ 第Ⅱ編 第1章

イ. 検察・警察機関へ告訴・告発（刑事的救済）

ウ. 司法機関へ訴訟提起（民事的救済）

保全（差止め）請求、損害賠償請求、信用回復請求、
不正利得返還請求

※ 原則として、台湾又は海外（日本含む）において
著名性を獲得した商標であることが必要。

5

台湾模倣対策マニュアル INDEX

E. 台湾で著作権の侵害品が見つかった！

※ 客観的に著作性が認められることが必要。

ア. 行政機関へ「行政措置」を申し立て

① 関税局（税関）への登録

② 水際措置（輸出入の差止め・一時停止）の申請

→ 第Ⅱ編 第1章

イ. 検察・警察機関へ告訴・告発（刑事的救済）

→ 第Ⅱ編 第3章

ウ. 司法機関へ訴訟提起（民事的救済）

保全（差止め）請求、損害賠償請求、信用回復請求、
不正利得返還請求

→ 第Ⅱ編 第2章

6

台湾模倣対策マニュアル INDEX

F. 台湾で不正競争行為が行われている！

公平交易法第20条：

事業者は、営業において提供する商品／役務につき、次に掲げる行為をしてはならない。

- ①他人の氏名、商号／会社名、商標、商品容器、包装、外観、その他に他人の商品を示す表徴を使用する行為…等

ア. 各種行政機関へ告発(行政的救済)

→ 第Ⅱ編 第1章

イ. 司法機関へ訴訟提起(民事的救済)

保全(差止め)請求、損害賠償請求、信用回復請求、不正利得返還請求

→ 第Ⅱ編 第2章

7

台湾模倣対策マニュアル INDEX

G. その他の諸問題

- ①ドメイン名称が先取りされた。

→ 第Ⅲ編 第1章

- ②商標と紛らわしい商号を取られた。(公司法)

→ 第Ⅲ編 第2章

- ③並行輸入品が販売されている。

ア. 当該輸入品は、真正品か？

イ. 当該輸入品は、適法な輸入か？

→ 第Ⅲ編 第3章

- ④偽薬(ニセ薬)が販売されている。(薬事法)

→ 第Ⅲ編 第4章

8

台湾模倣対策マニュアル INDEX

H. 知的財産権の専門裁判所創設

智慧財産法院(知的財産高等裁判所)

- ア. 2008年7月成立。
- イ. 民事1、2審、刑事2審、行政2審を担当
- ウ. 専利権のみでなく広く知的財産権を扱う
- エ. 技術審査官(裁判所調査官)による支援

➡ 第Ⅱ編 第1章4. 添付資料11~13

I. 関税局(税関)への商標権/著作権の登録

- ア. 権利証明、主要商品、鑑定ポイントの説明。
- イ. 鑑定人とその連絡先の明示

➡ 第Ⅱ編 第1章2. 添付資料16

9

台湾模倣対策マニュアル INDEX

J. 用語集

専利権	特許・実用新案・意匠を含む権利。
専利法	日本特許法・実用新案法・意匠法に相当。
智慧財産局	日本特許庁に相当。著作権、営業秘密も所管。
智慧財産法院	知的財産高等裁判所。スライド9参照。 「法院」は裁判所、「法官」は裁判官。
技術審査官	裁判所調査官に相当。智慧財産局より出向。
関税總局	財政部所属。各地の関税局(税関)を統括。
保智大隊	保護智慧財産権警察大隊。知的財産権犯罪を 専門に摘発する。警政署保安第二總隊所属。
公平交易法	日本不正競争防止法・独占禁止法に相当。
公平会	公平交易委員会。日本公正取引委員会に相当。
ISP業者	インターネット・サービス・プロバイダ。著作権法 の改正により、免責要件が設定された。

10

第 I 編 権利の取得

本稿の目的は、台湾において自社製品の模倣品が発見された場合の、現行法令・実務の下での適切な対応方法につき助言を提供するものである。第 I 篇においては、先ず模倣品の禁止・予防のため、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を中心とする権利の取得について整理し、紹介する。著作権については、無方式主義をとっているため、登録手続きを通じ権利を取得する必要がない。また公平交易法、営業秘密法、デジタルコンテンツ、コンピュータプログラム、集積回路回路配置保護法の立法目的保護対象などをこの場を利用して説明する。

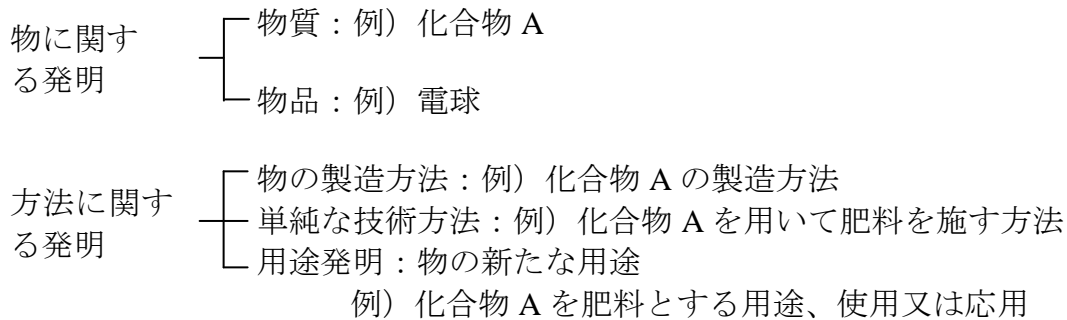
台湾における知的財産権の取得に関する手続きは、基本的に日本のそれと酷似していると言える。したがって、日本の実務を参考にしながら、現地代理人を通じて手続きをスムーズに進めることができると予想される。

第1章 保護対象の種類と準拠法

*1. 特許

台湾における特許の権利取得等については、「専利法」に規定が置かれている。中国語の「専利」を日本語に訳す場合、通常「特許」とされるが、実はより広い概念である。台湾の専利法は、発明（特許）、新型（実用新案）及び新式様（意匠）の権利取得等につき定めており、日本の特許法、実用新案法及び意匠法に相当する。なお、新専利法では、「新式様」との名称が「設計」に変更される。専利法は、発明及び創作を奨励、保護、利用し、産業の発展を促進するために制定された。専利法の規定によれば、発明とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なものを指す。上記規定から、専利法の保護対象となる発明とは、技術思想の創作でなければならず、かつ自然界に固有の法則を利用して生み出され、技術性を有するもので、関連する技術分野の技術手段を使用するものであることがわかる。

発明は、物に関する発明と方法に関する発明とに分類することができる。物に関する発明には物質と物品が含まれ、方法に関する発明には物の製造方法、単純な技術方法、及び、「応用」又は「使用」又は「用途」を出願標的とする用途発明が含まれる。以下に、物に関する発明と方法に関する発明との関連を示す。



*2. 実用新案

現行専利法の規定によれば、実用新案とは、物品の形状、構造又は装置に対する創作又は改良を指す。ゆえに、実用新案登録の対象となる考案の標的は物品の形状、構造又は装置のみに限られ、その実用新案登録出願の標的には、方法、用途、生物材料又はその他の確定した形状を備えない物質は含まれない。なお、新専利法では、実用新案の定義は、物品の形状、構造又はその組み合わせに係る創作又は改良を指すものに変更される。

*3. 意匠

現行専利法の規定によれば、意匠とは、物品の形状、模様、色彩又はこれらの結合であって、視覚に訴える創作を指す。意匠権の範囲は図面に開示された全体のデザインを基準とし、図面や説明書等の出願書類を統括して指定する物品をもって、その権利を主張する。ゆえに、登録意匠の意匠権者は、図面に開示した物品の外観の形状及び模様を引き裂いたり又は分解したりすることはできず、形状又は模様の一部をその他の部分から引き裂いたり分解したりして、その意匠権を主張することもできない。なお、新専利法第 121 条により、意匠とは、物品の全部又は一部の形状、模様、色彩又はこれらの結合であって、視覚に訴える創作を指すものに変更され、物品に応用するためのコンピューターアイコン (icons) 及びグラフィカル・ユーザー・インターフェイス (GUI) も、意匠として登録出願することができるようになる。

*4. 商標

かつて、台湾の商標法には、商品商標と役務標章（サービスマーク）の区別があった。しかし、国際的な立法の趨勢を参考にし、2003 年商標法改正により、それらを統合して「商標」と呼ぶことにした。同時に、立体商標及び音響商標の保護が導入された。一方、連合商標・防護商標の制度は廃止された。また、2011 年に改正した新商標法により、さらに商標の保護客体を拡大し、「匂い商標」「動く商標」及び「ホログラム商標」、「位置商標」など、識別力を有するものであれば、商標として登録出願することができるようになっている。

商標とは、識別力を具えた標識で、文字や図形、記号、色彩、立体形状、動態、ホログラム、音など、又はその結合によって構成するものをいう。識別力とは、商品又は役務の関連消費者に、商品又は役務の供給元を認識させ、他人の商品又は役務と区別できるものをいう。つまり、商標としての商品自他識別性を具えていなければならない。

台湾において商標権者・使用者及び消費者の利益を保護し、産業の発展を促進するために、商標制度が定められており、商標権の取得については登録主義を採っている。したがって、台湾で商標権を取得するには、法律に従って登録出願し、商標主務官庁である智慧財産局（日本の「特許庁」に相当する）の審査を経て初めて商標権が取得でき、商標権の範囲内で他人の使用を排除できる。商標権の存続期間は登録日から 10 年であり、その後 10 年ごとに更新登録により権利維持できる。また、登録主義では、原則的に既登録の商標のみを保護されるが、例外として未登録の周知・著名商標も保護される。

台湾では商標権付与後の異議申立制度が採用されている。現行商標法によると、商標登録査定が公告されてから、3 ヶ月以内であれば、利害関係の有無に拘わらず、商標登録が不適法であると認める場合、何人でも異議申立てを行うことができる。また、商標の登録が、法の規定に違反してなされた場合、商標が登録されてから 5

年以内であれば、利害関係人又は商標審査官は、智慧財産局に対し、その登録の無効を求める審判を請求することができる。但し、悪意で他人の周知・著名商標を先取り登録したものについては、この制限を受けない。

5. 文学、学術及び芸術品

著作権法第3条第1項第1号には「著作物とは、文学、科学、芸術又はその他学術の範囲に属する創作をいう」と規定されている。このことから、著作権法は、その他の知的財産権法と比較すると、文学、芸術、科学又はその他学術範囲内の文化的創作を保護対象の主としていることがわかる。

言い換えると、著作権法は人類の思想と感情を表現する無形の産物を保護することに重きを置いており、この点が、商業上の信用名誉の保護、商品又は役務の供給元の保証等を標的とする商標法、或いは産業上の価値を具える革新的な技術の保護に重きを置く専利法、或いは商業価値を具える技術資料等の保護に重きを置く営業秘密法と異なる部分である。

*6. 公平交易法及び営業秘密法

公平交易法（日本の「不正競争防止法」及び「独占禁止法」に相当する）は1991年2月4日に公布され、1999年2月3日、2000年4月26日、2002年2月6日及び2011年11月23日の4度の法改正を経て、現在に至る。公平交易法は取引の秩序及び消費者の利益を保護し、公正な競争を確保し、国民経済の安定及び繁栄を促進するために制定されたものであり、同法によって保護する価値ある著名表示（登録済の周知・著名商標を含む）が、同法第21条、第24条に保護されている。また、周知・著名商標の権利侵害について、商標法改正前も改正後も公平交易法が適用された結果、違反の責任は商標法上の責任より重くなるので、登録周知・著名商標が侵害された場合にも、公平交易法で侵害救済を求めている。

営業秘密法は1996年1月17日に公布され、これまで法改正を行ったことはない。営業秘密法は、営業秘密を保障し、産業倫理及び競争秩序を維持し、社会の公共利益を調和させるために制定された。営業秘密法の保護対象は、方法、技術、製造過程、調合、プログラム、設計、又はその他の生産、販売又は経営に用いられる情報である。また、当該情報は次の要件に符合しなければならない。

- (1) 一般的に当該情報に関わる人の知るところではないもの。
- (2) その秘密性のため、実際に又は潜在的に経済的な価値を有するもの。
- (3) 保有者が既に合理的な秘密保護措置を採っているもの。

以上両法はいずれも台湾市場の公平な取引の秩序及び社会の信義誠実を維持するために、制定されたものである。公平交易法で保護の権利が侵害された場合、民事責任の他、刑事責任及び行政責任を請求できるのに対し、営業秘密法には、民事責任のみを請求できる。

7. デジタルコンテンツ

情報科学技術産業の急速な発展及び情報のデジタル化に伴い、各国は徐々にデジタルコンテンツ産業がもたらすビジネスチャンスを重視するようになり、並びに、大量の人材を投入してデジタルコンテンツ産業の研究及び推進開発に努めている。したがって、デジタルコンテンツ産業が引き起こす各方面の議題、たとえばデジタルコンテンツ産業の管理及び保護は、探求に値するテーマである。韓国、日本では、デジタルコンテンツ産業の競争力及び生存環境を守るために、該産業について既に特定法を制定している。こうした各国の動向に鑑み、台湾の立法院（日本の「国会」に相当する）は、デジタルコンテンツにつき、特定法を制定するか否かについて決議を行い、デジタルコンテンツ産業業者のために、そのあるべき保障及び権益を勝ち取ることによって、台湾のデジタルコンテンツ産業の順調な成長を図ろうとしている。

8. コンピュータプログラム

コンピュータプログラムとは、1組の指令の結合にすぎず、それ自体は専利要件、たとえば「自然法則の運用」及び「産業上の利用可能性」に合致しない。したがって、コンピュータプログラム自体は専利権を獲得できないとする見解が、国際社会において主流となっている。しかし、該発明が、コンピュータのハードウェアがコンピュータプログラムを執行することを介して達成されたものである場合には、おそらく、自然法則を利用し、かつ産業上の利用に供することのできる発明と見なされ、専利権を取得することができる。

*9. 半導体集積回路回路配置設計

集積回路（Integrated Circuit。以下、「IC」）は半導体チップ（semiconductor chip）とも呼ばれ、現代の科学技術発展の重要な基礎であり、その運用範囲が日々拡大していくにつれ、集積回路は一般の人々の日常生活及び将来における科学技術産業の発展にとって、必要不可欠なものとなり、かつ絶大な影響力をもつようになった。集積回路配置の設計開発には高度な技術と莫大な費用を要するのに対し、集積回路配置のコピーは非常に容易であるため、各国は新たな創作を奨励するために、集積回路配置について、立法による保護を検討せざるをえなかった。台湾でも 1995 年 7 月に、集積回路配置創作者の権益を守るため、立法院において「集積回路回路配置保護法」が可決されている。

専利法及び集積回路回路配置保護法は、いずれも技術革新と関係があり、いずれも産業の発展の促進をその目的としている。しかし、集積回路配置の創作方法と革新の程度はいずれも専利法の要求する新規性及び進歩性を備えることが難しく、ゆえに専利法の保護対象となることができない。現行専利法第 112 条には、集積回路

の回路配置及び電子回路の配置は、いずれも専利権の保護を受けることができない、とする明文規定が置かれている。

第2章 専利法（特許）

1. 保護対象

専利法の規定によれば、発明とは、自然法則を利用した技術的思想の創作を指す。ただし、動物や植物、及び動物や植物を生み出す主な生物学的方法、人体又は動物の病気の診断、治療又は外科手術の方法、或いは公序良俗又は公衆衛生を害するものはいずれも特許を受けることができない。

2. 登録要件

2-1 産業上利用可能性

専利法の規定により、特許を付与する要件には産業上の利用可能性が含まれており、即ち、該特許を出願する客体は、実用性を備え、かつ産業上実施可能な状態に達していなければならない。実用性とは、人間が日常生活の実際的な用途に使用できることを指し、産業上実施可能な段階とは、該特許は運用、動かすことのできるものであり、かつ、それによって一般の人が、発明人が明細書に記載した方法で特許の目的を達成できる状態を指す。特許が現有の技術よりも進歩した効果を備える必要があるか否かに関し、学説上の見解と実務上の見解は異なっており、実務において特許審査官は時に、発明の原理を説明するよう出願人に対し要求し、或いは、特許出願に係る新発明が現有技術に比べ更なる効果を備えていることを要求する。しかし、ある学者は「特許出願に係る発明が産業上の利用性を有するか否かは、係争特許明細書の記載を見るべきであり、それが現有の技術に比べ更なる効果を備えているか否かを見るべきではない」との見解を示している。

*2-2 新規性

(1) 原則

新規性（Novelty）とは、発明創作が新規で、かつ未だ公知の技術となっていないことを指す。各国が新規性について採用する認定基準は全て同じというわけではなく、絶対新規性と相対新規性に分類される。前者は、発明又は創作が公開されて他人に知られた又は他人が知りうる状態で公然実施された場合には、世界中、公開方式及び公開地点を問わず、全て、その新規性は喪失したものと見なされ、かかる制度はヨーロッパ各国、カナダ、日本等で採用されている。これに対して後者は、公開方式及び公開地点によって、その新規性を決定するものであり、さらに、①世界のいずれかの国で刊行物が発行され、かつ該国国内で公然実施された場合、②該国国内で刊行物が発行され、かつ公然実施された場合、の2種類に分類することができ、かかる制度は韓国やオーストラリア等で採用されている。専利法の規定によれば、出願前に既に刊行物に記載

され又は公然実施をされたもの及び出願前に既に一般の人によく知られていたものは全て新規性を喪失し、特許を取得することができない。このことから、台湾でも絶対新規性制度が採用されていることがわかる。

新規性の認定は、原則として、該特許が出願された日を基準とするが、各国の特許法制にはいずれも新規性喪失の猶予期間（新規性喪失の例外）が設けられており、特定の公開事情については、その公開後、一定期間内であれば、依然として特許出願を提出することが認められている。台湾で採用されている猶予期間は6ヶ月である（下記参照）。

(2) 新規性喪失の例外

現行専利法では、出願人が、研究、実験のため、台湾当局が主催する展覧会又は台湾当局の認可を受けた展覧会で展示されたため、出願人の意図に反して漏洩した場合、出願人が前記事実の生じた日から6ヶ月（即ち、上記の「猶予期間」）内に特許出願を提出した場合、新規性喪失の例外を構成し、その出願案がその他の特許要件を満たしているのであれば、特許主務官庁である智慧財産局は、その特許出願につき、依然として特許を付与しなければならない。ただし、出願人の意図に反して漏洩した場合以外の例外事項は、出願時に申告しなければならない。なお、新専利法では、新規性喪失の例外として、「研究のための公開」が削除され、刊行物で発表されたことが加えられた。

*2-3 進歩性

専利法の規定によれば、該特許出願が属する技術分野の通常知識を有する者が出願前の従来技術により容易に完成できる場合、専利法により特許を受けることができない。これが即ち進歩性の規定である。一般的な技術者が、現有の技術知識を応用して、ルーチンワークにおける日常的な問題を解決できる場合、該一般的な技術知識は、専利法の保護を受ける必要性を備えない。ゆえに、該特許出願が、該技術の通常技術知識を有する者が従来技術により容易に完成できるものである場合、特許権を取得することはできない。なお、新専利法では、新規性喪失の例外についても進歩性欠如の例外事情として認められている。そのため、進歩性欠如の事実があっても、事実発生後の6ヶ月以内に出願すれば、進歩性欠如として拒絶してならないとされている。

2-4 先願主義

専利法の規定によれば、同一の発明につき、2以上の特許出願案がある場合、その一番先に出願したものについてのみ特許を付与することができる。特許制度には、先発明主義と先願主義がある。前者は、発明した者が特許権を取得できることを指し、たとえ先に発明した者が後から出願したとしても、それが先に発明した事実を証明しさえすれば、依然として特許権を取得することができる（例：アメリカ）。後者は、先に特許出願した者が特許権を取得できることを指し、台

湾では先願主義が採用されている。しかし、後出願者の主張する優先日が、先出願者の出願日より早い場合には、先願主義の例外を構成し、当該後出願者は依然として特許権を取得することができる。

2-5 特許を受けることのできない物品

- (1) 動物や植物、及び動物や植物を生み出す主な生物学的方法。但し、微生物学的方法はこの限りでない。
- (2) 人体又は動物の病気の診断、治療又は外科手術の方法。
- (3) 公序良俗又は公衆衛生を害するもの。

3. 特許を受けるまでの手続概要

*3-1 特許出願手続き

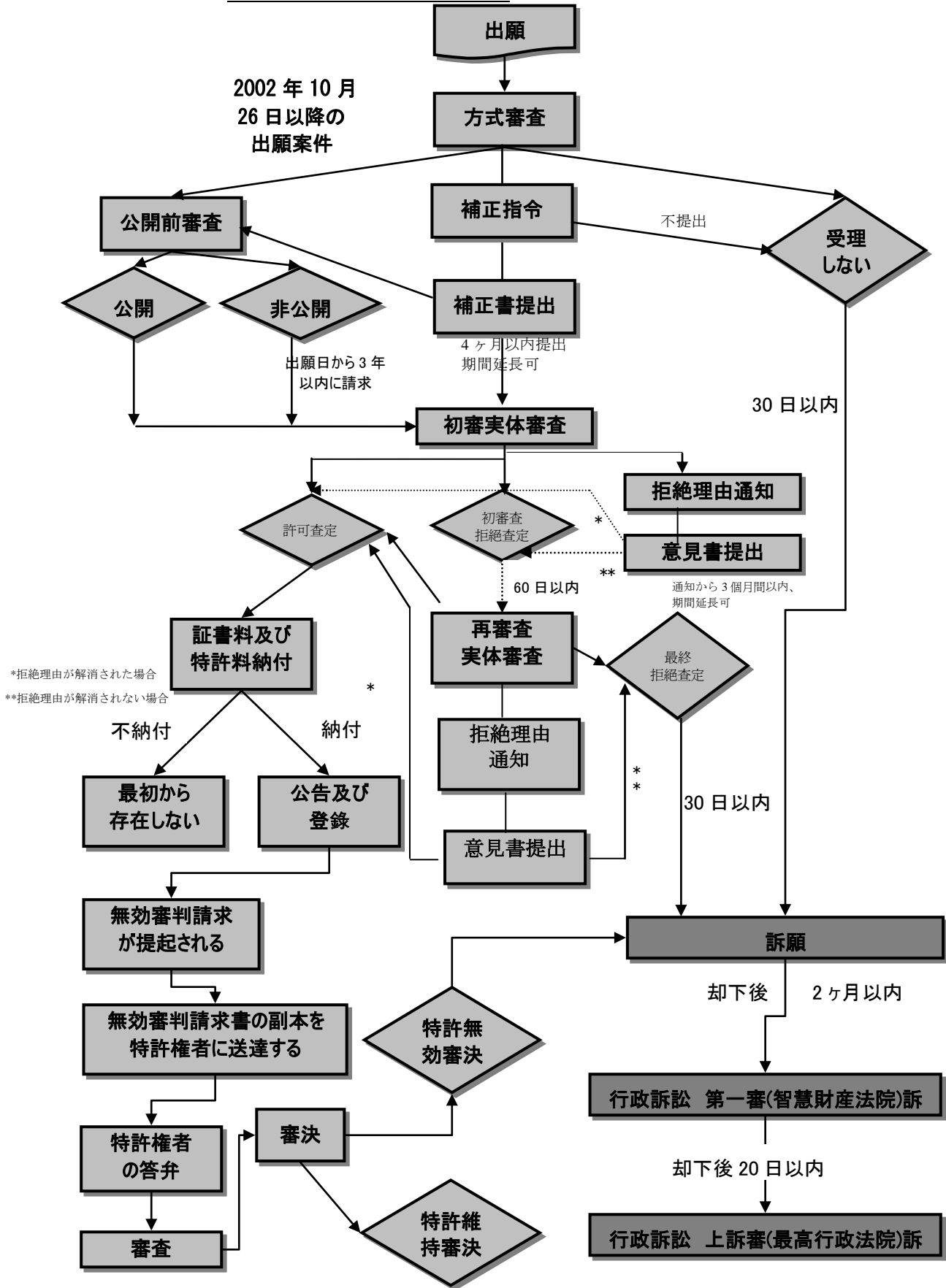
特許出願の手続き過程の概要は、次のとおりである。

- (1) 特許出願は、特許出願権者が願書、明細書、必要な図面を備えて、智慧財産局に提出する。（新専利法では、特許出願権者は願書、明細書、必要な図面のほか、現行専利法においては明細書に記載されていた特許請求の範囲、要約の提出も必要とされている。）
- (2) 出願してから約 10-20 日以内に、審査官は出願書類、手続きの仕方に対し、法律で規定されたものを備えているかどうかの方式審査を行う。出願書類又は手続きに不備がある場合、出願人（代理人）に、4ヶ月の期限を定めて補正するよう通知し、期間延長が可能である。当該期限を過ぎても補正されない場合には、智慧財産局は当該出願を受理しない。
- (3) 智慧財産局が、特許出願書類を受理した後、審査の結果、手続きに、規定に合致しない箇所がなく、かつ公開すべきでない事情がないと認めた場合、出願日又は早い優先権日のいずれか早いものの翌日から 18ヶ月後に該出願を公開しなければならない。
- (4) 何人も、特許出願日から 3 年以内に、智慧財産局に対し、その特許出願につき、実体審査を請求することができる。智慧財産局は、審査請求の事実を、公開特許公報に掲載しなければならない。
- (5) 審査官は法律に規定された拒絶理由の有無の初審実体審査を行う。所定の拒絶理由がある場合、この拒絶理由を出願人（代理人）に通知し、3ヶ月間（台湾内出願人の提出期間は 2ヶ月間）の期間を定めて意見書の提出機会を与える。
- (6) 出願について審査した後、査定書を作成し、出願人又はその代理人に送達しなければならない。拒絶査定する場合、査定書に理由を記さなければならない。出願人は、拒絶査定に不服がある場合、査定書送達の日から 60 日以内に（新専利法では、2ヶ月に変更される）理由書を備えて再審査（実体審査）を請求することができる。但し、出願手続きの不適法又は出願人不適格の理由

により、出願が受理されなかった場合、或いは却下された場合は、法律により行政救済を提起することができる。再審査の結果、拒絶理由があると認められた場合には、査定前にまず先に、3ヶ月間の期限を指定し、当該期限までに意見書を提出するよう出願人に通知しなければならない。

- (7) 特許出願された発明につき、審査の結果、拒絶理由がない（拒絶理由があったが、解消されたことを含む）と認めた場合、特許を許可し、その特許請求の範囲及び図面を公告しなければならない。特許出願された発明は、許可査定後、出願人は査定書送達後3ヶ月以内に登録料及び1年目の年金を納付しなければならない。これらの費用が納付された後はじめて公告される。期間が満了しても前記費用を納付しなかった場合、公告を行わず、その特許権は最初から存在しなかったものとする。特許出願された発明は、公告の日より特許権を付与し、証書を交付する。
- (8) 許可査定された特許が、次の各号のいずれかに該当する場合、智慧財産局は、無効審判請求により又は職権で、その特許権を取り消し、並びに期限を指定して登録証を返還させなければならない。返還することができない場合には、登録証の取消を公告しなければならない。
 - ① 特許権を許可することのできない理由がある場合、
 - ② 特許権者の属する国が台湾国民の特許出願を受理しない場合、
 - ③ 特許権者が特許出願権者ではない場合、
 - ④ 権利満了又は消滅であったが、利害関係者に、特許権の取消により回復できる法律上の利益がある場合。

特許出願から権利取得まで (2012年2月現在)



3-2 書面出願及び電子化出願

専利法の規定によれば、特許に係る出願及びその他の手続は電子方式で行うことができ、その施行日及び規則は智慧財産局が定める。2008年5月8日専利電子申請実施弁法が公布され、パソコンによる電子出願を受け付けている。但し、現在まで、パソコンによる受理関連事項は11事項しかないため、その他の関連事項を処理するためには、依然として「書面」をもって、智慧財産局に対し処理しなければならない。

*3-3 在外者の特許代理人

台湾内に住所又は営業所がない者は、特許出願及び特許に関する事項の処理について、代理人に委任してこれを行わなければならない。代理人は、法律に別段の規定がある場合を除き、専利代理人又は専利師（日本の「弁理士」に相当する）でなければならない。専利師法（日本の「弁理士法」に相当する）は2007年6月14日に可決、同年7月11日付公布され、2008年1月11日から施行しており、台湾の専利代理制度の基礎が築かれた。

*3-4 必要書類

専利法の特許出願手続きに関する規定によれば、特許出願権者は特許出願時に、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 願書、明細書、必要な図面。出願権者が雇用者、譲受人又は相続人である場合、発明者の氏名を明記し、かつ雇用、譲受又は相続を証明する書類を添付しなければならない。（新専利法では、特許出願権者は、願書、明細書、必要な図面のほか、現行専利法においては明細書に記載されていた特許請求の範囲、要約の提出も必要とされている。）
- (2) 明細書には、発明の名称、発明の説明、要約及び特許請求の範囲を記載しなければならない。
- (3) 優先権を主張しようとする者は、外国での出願日及びその出願を受理した国を願書に記載しなければならない。出願日から4ヶ月以内に、前項の外国政府が受理を証明した優先権証明書類を提出しなければならない。
- (4) 生物材料又は生物材料を利用する特許を出願しようとする場合、出願人は遅くとも出願日までに該生物材料を智慧財産局指定の寄託機関に寄託し、並びに、寄託機関、寄託日及び寄託番号を願書に明記し、並びに、出願日から3ヶ月（新専利法では、4ヶ月に変更される）以内に寄託証明書を提出しなければならない。

3-5 優先権主張

出願人が、同一の発明について、WTO 加盟国において又は台湾と相互に優先権を承認する外国において最初に法律に則って特許出願し、かつ最初の特許出願の日から 12 ヶ月以内に台湾に特許出願をする場合、優先権を主張することができる。出願人が前項の規定により 1 出願において 2 以上の優先権を主張する場合、その優先権期間の起算日は最先の優先日の翌日とする。外国の出願人が WTO 加盟国の国民ではなく、かつその所属する国と台湾とが相互に優先権を承認していない場合、WTO 加盟国又は互恵関係にある国の領域内に住所又は営業所を有していれば、第 1 項の規定により優先権を主張することができる。優先権を主張した場合、その特許要件の審査は、それが提出した優先日を基準としなければならない。

また、台湾の「財団法人海峡交流基金会」と中国の「海峡兩岸関係協会」は 2010 年 6 月 29 日にそれぞれ台湾、中国を代表して「海峡兩岸經濟合作架構協議」及び「海峡兩岸智慧財産権(知的財産権)保護合作協議」の 2 つの協定に調印した。「海峡兩岸智慧財産権保護合作協議」に合わせるために行われた「専利法」第 27 条及び 28 条の改正も、既に 2010 年 9 月 12 日に公告、施行されている。中台主務官庁によって内部関連作業の調整が完了した後、台湾及び中国は 2010 年 11 月 22 日から互いの専利優先権の申請を受理しており、優先権主張の依拠とすることのできる基礎出願は出願日が 2010 年 9 月 12 日（即ち、協議発効の日）以降のものに限定される。

*3-6 特殊な出願

(1) 分割出願

特許を出願した発明が、実質上 2 以上の発明である場合、智慧財産局の通知又は出願人の請求により、出願を分割することができる。該分割出願は、原出願の再審査の査定前（新専利法第 43 条では、原出願の再審査の査定前又は原出願の初審査査定書（特許査定書）送達後 30 日以内に変更される）に行わなければならない。分割出願が許可された場合にも、原出願の出願日を出願日とする。優先権がある場合、優先権を主張ことができ、かつ原出願で既に完成した手続から審査を続行しなければならない。

(2) 出願変更

出願の変更は、他種類間での変更と、同種類内での変更とに分類することができる。特許出願を変更する場合、他種類の出願に変更する態様には、特許出願を実用新案登録出願に変更するもの、特許出願を意匠登録出願に変更するもの、實用新案登録出願を特許出願に変更するものがある。

(3) 二重出願

二重出願（「一案二請」）とは、同じ技術内容で同時に實用新案登録及び特許を出願するもので、現在、二重制度を許可している国には、ドイツ等が挙げられる。新専利法には、實用新案と特許の「二重出願」を認める条文が

ある。新専利法第 32 条の規定によれば、出願人は同一の技術内容に対し、同じ日に特許及び実用新案として登録出願することができる。実用新案登録には方式審査が採用されており、特許よりも比較的早く権利を取得することができるため、出願人は特許を受けようとするとき、実用新案登録を放棄することができる。

智慧財産局は、「同一の技術内容につき重複して『専利』を受けることができないことは基本原則であるが、今回、同一の出願人が同一の技術内容に対し実用新案及び特許を同時に出願する旨の規定を新たに追加した理由は、実用新案には方式審査が採用され、比較的早く権利を獲得することができるのに対し、特許は実体審査を経るため、審査に比較的長い時間を要するものの、獲得した権利は（実用新案権より）堅固である、という双方の特性を、権利者のために活かすことにある。即ち、新専利法に二重出願制度を新たに追加したねらいは、『専利権』を重複して付与しないという原則のもと、出願人の権利が早期に法的保護を受けることができるようにすることにある」と述べている。

*3-7 出願補正の手続き

方式審査時に、智慧財産局は職権により、4ヶ月の期限（2ヶ月の期間延長可）を定めて、明細書又は図面を補充補正するよう出願人に通知することができる。出願人は出願日（優先権主張の場合、優先日）から 15ヶ月以内に自発的に明細書又は図面の補正・訂正を行うことができる。なお、補正・訂正を行う際、最初提出した中文明細書又は図面が開示する範囲を超えてはならない。新専利法では、自発的補正及び訂正に関する 15ヶ月の制限は削除された。

3-8 出願公開

智慧財産局は、特許出願書類を受理した後、審査の結果、手続の規定に合致しない箇所がなく、かつ公開すべきでない事情がないと認めた場合、出願日から 18ヶ月後に該出願を公開しなければならない。智慧財産局は、出願人の請求により、その出願を早期公開することができる。特許の出願が、次の各号のいずれかに該当する場合、公開しない。

- (1) 出願日から 15ヶ月以内に取り下げる場合、
- (2) 国防上の機密又はその他の国家安全に係る機密に関する場合、
- (3) 公序良俗を害する場合

*3-9 実体審査の請求及び審査請求料

何人も、特許出願日から 3年以内に、智慧財産局に対し、その特許出願について実体審査の請求をすることができる。法により分割出願、又は特許への出願変

更を行う場合、該実体審査請求期間を過ぎていれば、分割出願又は出願変更を行った日から 30 日以内に、智慧財産局に実体審査の請求をしなければならない。前記規定により行った実体審査の請求は取り下げることができない。前記規定の期間内に実体審査を請求しなかった場合、該特許出願は取り下げられたものとみなす。

また、審査請求料は、請求項の数及び中文明細書のページ数によって、下記の計算に基づき計算される。

- a. 中国語明細書及び図面のページ数が計 50 ページ以下で、かつ、請求項が 10 項以下の場合は NT\$7,000 を納付する。
- b. 計 50 ページを超える場合は、50 ページ又はその端数につき NT\$500 を追加し、かつ、請求項が 10 項を超える場合は、1 項増す毎に NT\$800 が追加される。

また、審査請求後にクレームを補正した場合、審査請求料が再度計算され、クレームの増減に応じて、審査請求料の追納又は一部返還申請することになる。

- a. 一回目の審査意見通知書が送達される前に補正した場合は、補正後の請求項の項数に基づき、審査請求料が再度計算される。
- b. 一回目の審査意見通知書が送達される後に補正した場合は、補正後に増加した分の請求項と、審査意見通知書が下される前の請求項とを加えた項数に基づき、審査請求料が再度計算される。

3-10 実体審査

智慧財産局が特許出願について実体審査を行う際には、特許審査官を指定してこれを審査しなければならない。「実体審査」とは、出願が特許要件に合致しているか否かについて審査を行うことを指し、技術及び法律を総合した審査作業である。

(1) 拒絶理由

審査官は、専利法に定められる不登録事由を発見した場合、この拒絶理由を出願人（又は代理人）に通知し、3 ヶ月間の期間を定めて意見書を提出する機会を与える。出願人が不登録事由を克服できない場合、審査官は特許を付与しない旨の査定（拒絶査定）を行わなければならない。下記のいずれかに該当するものは、特許を受けることができない。

- ① 発明が、自然法則を利用した技術的思想の創作でない場合
- ② 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性を備えていない場合
- ③ 特許出願された発明が、先に出願され前記発明の出願後にはじめて公開又は公告された特許又は実用新案に添付された明細書又は図面に記載されている内容と同じである場合（即ち、拡大先願による新規性喪失）
- ④ 特許保護対象ではないものを客体（標的）として特許出願する場合
- ⑤ 明細書に、発明の名称、発明の説明、要約及び特許請求の範囲が記載されていない、或いは、発明の説明における開示が明確かつ十分でないため、

該発明が属する技術分野の通常知識を有する者がその内容を理解しかつそれに基づいて実施することができない場合

- ⑥ 生物材料又は生物材料を利用する特許を出願し、出願人が出願日までに該生物材料を智慧財産局指定の寄託機関に寄託しなかった、或いは、出願日から3ヶ月以内に寄託証明書を提出しなかった場合
- ⑦ 同一の発明について2以上の特許出願があった場合、後から出願したもの、或いは、出願日、優先日が同日で協議が成立しなかったもの
- ⑧ 単一性に違反する場合
- ⑨ 出願人が明細書又は図面を補充、補正する際、出願時の当初明細書又は図面に開示されている範囲を超える場合

(2) 審査過程中的補充及び補正の提出

現行専利法第49条1項により、実体審査時に智慧財産局は職権により、期間(約3ヶ月間、延長可)を定めて、明細書又は図面について補充・補正するよう出願人に通知することができる。同条第2項により、出願人が、瑕疵・欠落があるため明細書を補充・補正する必要があると考える場合、智慧財産局に対し理由を述べて、実体審査する際に参照してもらうよう要請することができる。審査官は補充・補正する必要があると認めた場合、指令を下す。この段階においては、出願人は審査官の指令通知によってのみ、補充・補正することができる。ただし、同条第4項により、補充・補正は、出願当初の明細書又は図面が開示する範囲を超えてはならない。なお、原文明細書の内容を補正する場合、補正を提出した日が出願日となる。

また、新専利法では、審査過程中的訂正について変更された。新専利法第43条により、智慧財産局は、特許の審査の際、別段の規定がある場合を除き、請求又は職権により、期限を指定して明細書、特許請求の範囲又は図面を補正するよう出願人に通知することができる。補正は、誤訳の補正を除き、出願の際の明細書、特許請求の範囲又は図面が開示した範囲を超えてはならない。智慧財産局は、特許出願が特許法の規定に違反し、特許を付与しない査定を下す前に、期限を指定して、出願人に意見書を提出するよう通知しなければならない。智慧財産局がその通知をした後、出願人は通知された期間においてのみ補正を行うことができる。

また、智慧財産局は、上記通知をした後、必要があると認めたとき、最終の通知書を送付することができる。最終の通知書を送付された場合、特許請求の範囲の補正につき、出願人は通知された期間においてのみ、次の各号について補正を行うことができる。

1. 請求項の削除
2. 特許請求の範囲の減縮
3. 誤記の訂正
4. 明瞭でない事項の釈明

なお、原出願又は分割後の出願に次のいずれかに該当する場合、特許主務官庁は直ちに最終の通知書を送付することができる。

1. 原出願に対し行った通知と分割後の出願について既に通知した内容とが同一である場合
2. 分割後の出願に対し行った通知と原出願について既に通知した内容とが同一である場合
3. 分割後の出願に対し行った通知と分割後のその他の出願について既に通知した内容とが同一である場合

(3) 審査結果

出願の審査後、査定書を作成し、出願人又はその代理人に送達しなければならない。審査の結果、特許が付与されない場合、査定書には理由を記載しなければならない。

3-11 面談及び実験等

現行専利法第 48 条 1 項（新専利法第 42 条 1 項）により、智慧財産局は、特許の審査の際、請求により又は職権で、期限を指定して次の各号の事項を行うよう出願人に通知することができる。

- (1) 智慧財産局に出頭して面談に応じる。
- (2) 必要な実験を行い、模型又は見本を追加する。

*3-12 特許出願の早期権利化の対応策

【方法一】優先審査の申請

新専利法第 40 条により、本願の公開後、出願人でない者が業として本発明を実施している場合、智慧財産局へ本願を優先的に審査することを申請できる。優先審査を請求する際に、台湾当局への手数料は必要ないが、関係証明書類を提出しなければならない。また、智慧財産局の内部規定によれば、10 ヶ月以内に最初のオフィスアクションが下される。

【方法二】加速審査の申請

2011 年 7 月 1 日から施行された「専利出願審査加速作業方案」によれば、下記の事由にて既に公開された出願案に対し、加速審査を請求することができる。

1. 対応外国出願が外国特許庁の審査を経て許可されたもの。
2. 対応外国出願に対し米国、日本、欧州特許庁から拒絶理由通知書及び調査報告が発せられたが、まだ査定されていないもの。
3. 業としてその実施が必要であるもの。

但し、未公開の申請案の場合、早期公開を併せて提出しなければならない。早期公開の申請には、手数料 NT\$1,000 が必要である。

また、上記 1 と 2 の事由に基づき請求する場合は手数料が不要であるが、上記 3 の事由に基づき請求する場合は、手数料 NT\$4,000 が必要となる。

智慧財産局から「審査開始通知書」を受領して初めて当該加速審査を請求できる。出願人が必要な書類を揃えて加速審査を請求してから、智慧財産局は原則として 6 ヶ月又は 9 ヶ月以内に審査結果の通知書(審査意見通知書又は査定書)を発行する。ただし、実際の審査時間は出願案件が属する技術分野によって異なる。

【方法三】 対応外国出願の審査結果に関する書類の自発提出

2007 年 11 月付の智慧財産局の通達によれば、出願人が台湾出願の対応外国出願(米国、日本、欧州、PCT など)の調査レポート又は審査意見書／審査結果を自発的に提出した場合、台湾出願の審査において参考にされ、結果的に審査が促進される可能性がある。

【方法四】 早急に審査するよう催促する旨の一般的な書面申請

前述の方法一～方法三において言及した関連書類がない場合で、一日も早いオフィスアクションの発行を希望する場合は、書面にて智慧財産局に対して早急に審査するよう催促する旨の申請を提出することが可能である。ただし、法定手続きではないので、強制力はない。早急に審査されるか否かについては、審査官の裁量次第である。

3-13 早期公開特許の補償金制度

出願人は、出願の公開後、かつて出願内容について書面による通知を行ったにもかかわらず、通知後かつ公告前に依然として該発明を業として実施し続けた者に対し、該出願の公告後、適当な補償金の支払いを請求することができる。既に公開されている出願であることを明らかに知りながら、公告前に業として該発明を実施し続けた者に対しても、補償金を請求することができる。補償金の請求権は、その他の権利の行使を妨げない。かつ、該請求権は、公告日から 2 年以内に行使しなければ、消滅する。

*3-14 日本語で出願した場合の誤訳訂正

3-14-1 中文明細書の補正期間及び審査における基準明細書

現行専利法第 25 条第 4 項の規定により、明細書、及び必要な図面が外国語で提出され、かつ智慧財産局が指定する期間内に中国語による翻訳文が提出された場合、当該外国語の明細書及び必要な図面が提出された日を出願日とする

(新専利法では、特許請求の範囲を明細書から独立に表わすようになるため、特許請求の範囲について中国語訳の提出も必要になった)。指定された期間内に提出しなかった場合、出願を受理しない。但し、受理しないという処分が下される前に提出した場合、提出した日を出願日とする。つまり、特許審査については中文明細書を基準とするため、原文をもって出願する場合、後日中文明細書を提出しなければならない。提出期間は指令を受けてから4ヶ月以内、その後2ヶ月の期間延長が可能である。この期間内に中国語の翻訳文を提出しない場合、出願は受理されないが、審査官が「受理しない」という処分を下す前であれば、中文明細書の提出が認められる。この場合、提出日を出願日とするので、出願日が変更されるのみならず、優先権の主張もできなくなる可能性がある。

前述の通り、原文明細書で優先権を主張して出願する場合、出願後の6ヶ月以内(指令を受けてから4ヶ月以内、その後2ヶ月の期間延長可能)に中文明細書を提出しなければならない、また基準となる明細書は中文明細書である。

3-14-2 各段階における誤訳訂正

A、出願日(優先権主張の場合、優先日)から15ヶ月以内の場合

中文明細書を提出した後、中文明細書に誤訳がある、又は原文明細書を補充・補正する場合、現行専利法第49条第2項の規定により、出願人は出願日(優先権主張の場合、優先日)から15ヶ月以内に自発的に明細書又は図面の補正・訂正を行うことができる。留意されたいのは、専利法の法文に言う「明細書」とは中文明細書(基準明細書)を指し、原文明細書は参考資料として存在していることである。したがって、原文明細書の補正又は中文誤訳の訂正は、提出した中文明細書(最初の中文明細書)又は中文図面が開示する範囲を超えてはならない。なお、新専利法では、自発的補正及び訂正に関する15ヶ月の制限は削除された。

B、出願日(優先権主張の場合、優先日)から15ヶ月を過ぎ、査定前の場合

現行専利法第49条第3項に以下の通り規定されている。

「出願人は特許を出願した日から15ヶ月以降も、次の各号の期日又は期間内に限り、明細書又は図面を補正・修正することができる。

- ① 実体審査を請求するとき。
- ② 出願人以外の者が実体審査を請求した場合、当該出願について実体審査を行う旨の通知送達後3ヶ月以内。
- ③ 智慧財産局が査定前に通知した意見書提出期間内。
- ④ 再審査請求時、又は再審査理由書を補充提出することができる期間内。

以上のように、専利法によると、出願人は出願日(優先権を主張する場合には優先日の翌日から起算する)から15ヶ月以内に出願人が最初に中文明細書の主張した範囲内で自発的に明細書又は図面の訂正を行うことができるが、15ヶ月を過ぎた場合、現行専利法第49条第3項を除き、出願人の補

正申請は認められない。したがって、実体審査時〔15ヶ月を過ぎ、かつ査定前（拒絶理由の応答期間を含む）〕に、出願人が誤訳を発見した、又は原文明細書を補正する場合、早急に智慧財産局に対し、かかる要請を行う。このような要請をもって審査官の注意を引き、審査官は必要があると認める場合、期間を定めて、説明・補正するよう出願人に通知する。この時期には、出願人はその指令通知によってのみ補正でき、その他の方法はない。なお、新専利法では、現行専利法第49条2項及び3項が削除されたので、新専利法施行後は、実体審査に入る前であればいつでも補正、訂正することができる。

中文の誤訳については、顕然たるタイプミスであり、かつ修正した後、元の権利範囲を超えない場合、審査官は出願人の要請で指令通知を送達する可能性が高い。例えば、原文は a+b+c であるが、中訳文は a+b+c' となっているような場合、或いは、原文は a+b+c であるが、中訳文は a+b+c+d となっている場合が挙げられる。

なお、中文明細書と原文明細書とが一致しない場合、知的財産局はそれを理由とし、拒絶査定をすることができるが、法的には中文明細書が基準明細書であり、審査時には中文明細書のみを審査し、原文明細書を審査しないため、原文に記載されていないものを翻訳文に入れた部分が特許の要件に違反する場合を除き、特許査定後、第三者は中文明細書と原文明細書とが一致しないことを理由とし、無効審判請求を提出することができない。

C、査定後

現行専利法第64条には、特許を取得した後の訂正につき、次の通り定められている。

「特許の権利者は、次の各号のいずれかの事項についてのみ、特許明細書又は図面の訂正を請求することができる。

- ① 特許請求の範囲の縮減。
- ② 誤記の事項の訂正。
- ③ 不明瞭な記載の釈明。

前項の訂正は、出願当初の明細書又は図面に開示されている範囲を超えてはならず、かつ特許請求の範囲を実質的に拡大又は変更してはならない。（新専利法では、訂正事項に請求項の削除が加えられる）

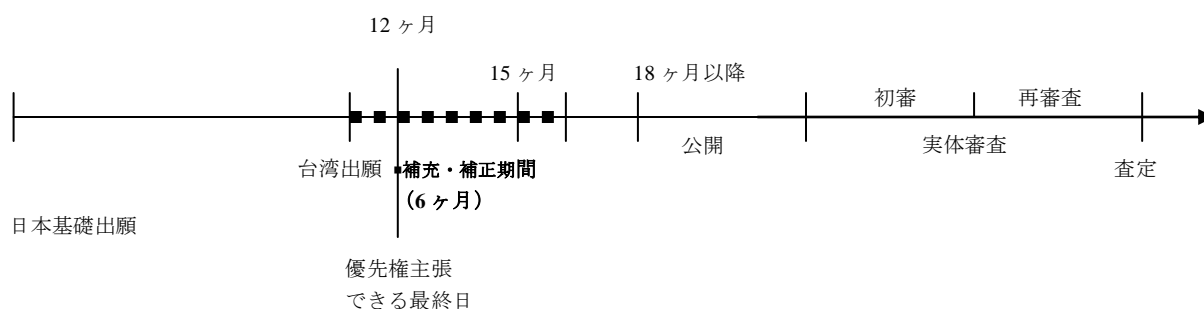
実務上、訂正審査は厳しくなっており、単に翻訳ミスがあるという理由をもって訂正請求をする場合、クレームの実質変更又はクレーム範囲の拡大になるという理由で、却下される可能性が高い。訂正請求を認めてもらうには、明細書若しくはクレームに不一致又は不明瞭な記載があるという理由をもって行ったほうが認められる可能性が高い。

D、再審査時

前述の通り、現行専利法第 49 条第 3 項第 4 号の規定により、再審査請求時、又は再審査理由書を補充提出することができる期間内であれば、明細書又は図面を補正することができる。なお、新専利法では、現行専利法第 49 条第 2 項及び第 3 項が削除されたので、新専利法施行後は、実体審査に入る前であればいつでも修正することができる。一旦拒絶理由が通知されたとき、指定される答弁期間内にのみ補正、訂正できる。

以上をまとめると、現行専利法では、基準明細書は中文明細書であり、特許の権利範囲は中文明細書を基準とする。誤訳の訂正、原文明細書の補正が容認される難しさは、出願日（優先権主張の場合、優先日）から 15 ヶ月以内、15 ヶ月以降、特許査定後と、だんだん増していく。一方で、新専利法では、実体審査に入る前であればいつでも補正、訂正することができることになる。

以上の説明を次のように示す。



3-15 外国対応出願の審査結果等の活用

2007 年 11 月 9 日、智慧財産局は、出願審査において外国対応出願の先行技術調査レポート及び審査結果を利用するに関して、プレスリリースを行った。同プレスリリースの内容が出願人の台湾特許出願に影響を及ぼす可能性があるため、参考のために、プレスリリース内容並びに当所が収集した関連情報を下記のように説明する。

智慧財産局は、出願審査時間を短縮させるため、積極的に外国対応出願の先行技術調査レポート及び審査結果を利用する方針を定めた。智慧財産局が公表した方針の主な項目は次の通りである。

A、適用対象

- ・ 外国において出願した後、台湾へも出願したもの
- ・ 台湾において出願した後、外国へも出願したもの

B、実際の運用

- ・ 台湾の先行技術を先に検索する。

- ・外国で登録済又は先行技術調査レポートがあった場合は、外国の先行技術について検索しなくてもよい。
- ・外国の先行技術調査レポートがあった出願については、まず請求の範囲を判断する。同じ部分に関しては外国の資料を参酌し、同じでない部分に関しては審査基準に従って判断する。
- ・外国の拒絶理由通知書があった場合は、それを審査時の参考とする。

C、注意事項

- ・台湾の法律に基づき、その他の不特許事由があるか否かについても検討しなければならない。

また、智慧財産局はプレスリリースにおいて、早期に権利が取得できるように、出願人が外国対応出願の先行技術調査レポート、拒絶理由通知書又は審査結果を自発的に提供するよう呼びかけている。

関連情報

- ・出願人が自発的に外国対応出願の先行技術調査レポート、拒絶理由通知書又は審査結果を智慧財産局に提出した場合、出願が優先的に審査される。
- ・出願人が自発的に外国対応出願の先行技術調査レポート、拒絶理由通知書又は審査結果を智慧財産局に提出すると同時に出願を補正したい場合も、それが補正できる期間内でなければ、やはり自発補正を請求することはできない。ただし、出願人は補正しようとする補正案を提出することができる。智慧財産局が必要と認めたときに、正式な補正書を提出するよう出願人に通知することとなる。
- ・適用対象となる出願は、特許出願に限定される。実用新案登録出願と意匠登録出願には適用しない。
- ・現段階では、主に米国特許商標局、日本特許庁、欧州特許庁、PCTの先行技術調査レポート及び審査結果を採用している。
- ・この制度は、外国対応出願の先行技術調査レポート、拒絶理由通知書又は審査結果を「参考」する程度に止まり、そのまま「許可」するわけではない。即ち、外国で登録となっている出願が台湾において無審査で登録される制度ではない。

したがって、智慧財産局に係属している出願又は無効審判事件が進行している間に、もし外国対応出願において登録済又は有利な先行技術調査レポートがあった場合は、当該先行技術調査レポート又は審査結果を智慧財産局に提出すれば、台湾でも短縮された期間内に登録査定を受けられる可能性がかなり高くなることが予想されるので、積極的に利用される。

4. 権利の取得と維持

*4-1 特許公告

出願に係る発明を審査した結果、権利を付与しない（拒絶査定）事情がないと認められた場合、特許を付与しなければならず、並びに特許請求の範囲及び図面を公告しなければならない。特許出願に係る発明は、許可査定後、出願人は査定書送達後 3 ヶ月以内に登録料及び 1 年目の年金を納付しなければならず、前記の費用が納付された後はじめて公告される。期間が満了しても該費用を納付しなかった場合、公告を行わず、その特許権は最初から存在しなかったものとする。新専利法では、上記期間に逸しても 6 ヶ月以内に割増料金の支払により権利を回復させることは可能となる。

4-2 公告特許のファイルヒストリ

公告された特許案につき、何人も、その査定書、明細書、図面及び全てのファイル資料の閲覧、抄録、撮影又はコピーを申請することができる。但し、智慧財産局が法により秘密保持義務を有する場合には、この限りでない。

*4-3 年金及び登録料の納付

(1) 納付期限

特許が許可された場合、特許権者は登録料及び年金を納付しなければならない。特許権存続期間の延長、延期を請求する場合、延長、延期された期間内においても、年金を納付しなければならない。

年金は公告の日から起算し、1 年目の年金は、査定書送達後 3 ヶ月以内に納付しなければならず、2 年目以降の年金は、期間が満了する前に該費用を納付しなければならない。また、年金数年分を一括納付することができ、年金が変更された際には、その差額を納付する必要はない。

(2) 年金の追納及び減免

特許の 2 年目以降の年金につき、年金を納付しなければならない期間内に納付しなかった場合、期間満了後 6 ヶ月以内にこれを追納することができる。但し、その場合、規定された年金の倍額を納付しなければならない。特許権者が自然人、学校又は中小企業である場合、智慧財産局に対して年金の減免を申請することができる。新専利法では、期間満了後の 1 年以内に 3 倍の年

金を支払うことにより、権利を回復させることは可能となる。

4-4 特許権の存続期間

現行の専利法の規定によれば、特許権の存続期間は、出願日から起算して 20 年をもって満了とする。

権利存続期間一覧表

特許	特許権の存続期間は、出願日から起算して 20 年をもって満了とする。
実用新案	実用新案権の存続期間は、出願日から起算して 10 年をもって満了とする。
意匠	意匠権の存続期間は、出願日から起算して 12 年をもって満了とする。
類似意匠	類似意匠権の存続期間は、基本意匠権の期限と同時に満了とする。 (新専利法では、関連意匠に変更)

4-5 特許権の内容

(1) 物品特許権者の特許権の内容

物品特許権者は、専利法で別段の規定がある場合を除き、他人がその同意を得ずに、該物品を製造、販売、販売の申し出、使用をすること、又はこれらを目的として輸入することを排除する権利を専有する。

(2) 方法特許権者の特許権内容

方法特許権者は、本法で別段の規定がある場合を除き、他人がその同意を得ずに、該方法を使用すること、及び該方法をもって直接製造した物品を使用、販売の申し出、販売をすること、又はこれらを目的として輸入することを排除する権利を専有する。

*4-6 特許権存続期間の延長

(1) 延長登記の対象

現行専利法第 53 条の規定によれば、医薬品、農薬又はその製造方法に係る特許権の実施が、専利法以外のその他の法律の規定により許可証を取得しなければならず、かつその取得に出願の公告日から 2 年以上の期間を要する場合、特許権者は特許権の存続期間につき、1 回に限り、2 年から 5 年までの延長を申請することができる。但し、延長を許可する期間は、中央目的事業主務官庁（行政院衛生署・同農業委員会）から許可証を取得するために必要な期間を超えてはならない。許可証を取得するための期間が 5 年を超える場合も、その延長期間は 5 年までとする。なお、新専利法では、上記許可証の取

得に出願の公告日から2年以上の期間を要するとの制限が削除された。

(2) 申請の手続き

出願人は特許権存続期間を延長する場合、申請書に証明書類を添付し、最初に許可証を取得した日から3ヶ月以内に、智慧財産局に提出しなければならない。但し、特許権の存続期間の満了する6ヶ月以上前に、これを行わなければならない。

*4-7 訂正申請

新専利法第43条により、特許権者は、特許権取得後、特許明細書又は図面を訂正しようとする場合、請求項の削除、特許請求の範囲の縮減、誤記の事項の訂正、不明瞭な記載の説明等の事項についてのみ、これを行うことができる。特許権者が補正を申請する場合、出願時の原明細書、特許請求の範囲又は図面に開示されている範囲を超えてはならず、かつ特許請求の範囲の実質を拡大又は変更してはならない。

5. 異議申立及び無効審判請求制度

立法院は2003年1月3日に専利法改正案を可決し、特許異議申立手続きを廃止した。現在、特許許可が不当である、或いは、特許権の取得につき専利法の規定に違反すると認める場合には、わずかに、法により無効審判提起ができるのみである。以下に、無効審判請求制度について説明する。

*5-1 特許無効審判請求提出要件

(1) 無効審判請求者の資格

既に特許権を取得した出願について、何人も証拠を備えて無効審判請求を提起することができる。但し、無効審判請求を提起する際に主張する事情が「特許出願権が複数の者の共有するものであるのに、共有者全員により出願が提出されなかった」又は「特許権者が特許出願権者ではない」である場合、これらは特許権の帰属に関する紛争であるため、利害関係者のみが無効審判請求を提起することができる。新専利法では、職権による無効審判請求制度は廃止された。

(2) 無効審判請求事由

- ① 当該特許の出願権が共有であるのに、共有者全員により出願が提出されなかった場合
- ② 当該特許が専利法の発明に関する定義に違反し、産業上の利用性、新規性、進歩性等の特許の基本3要件を備えていない、新規性の擬制喪失、又は法定の特許を付与しない項目に属する
- ③ 明細書又は図面が専利法の法定記載要件に違反する

- ④ 発明が先出願原則に違反する
- ⑤ 明細書又は図面の補充、補正が出願時の原明細書又は図面に開示されている範囲を超えている場合
- ⑥ 特許権者の属する国が台湾住民の特許出願を受理しない場合
- ⑦ 特許権者が特許出願権者ではない場合
上記①及び⑦の事情を主張する者は、特許出願の利害関係者に限る。
また、新専利法では、下記の請求事由が加えられる。
- ①. 同一人が同一の創作につき、同日に発明特許及び実用新案を二重に出願し、その発明特許査定前に、既に実用新案権を取得している場合、特許主務官庁が指定された期限内に二重出願のいずれかを選択していない、又は発明特許査定前に実用新案権が既に当然消滅している又は取消が確定している場合
- ②. 分割後の出願は、出願当初の明細書、特許請求の範囲又は図面に開示されている範囲を超える場合
- ③. 補正する中国語翻訳文又はその誤訳の訂正は、出願時の外国語書面に開示されている範囲を超える場合
- ④. 訂正は、誤訳の訂正を除き、出願時の明細書、特許請求の範囲若しくは図面に開示されている範囲を超える、又は公告時の特許請求の範囲を実質的に拡大若しくは変更する場合

(3) 無効審判請求期間

特許出願は特許査定後、公告の日から特許権が付与されるので、公告の日から無効審判請求を提起することができる。特許権の存続期間満了後又は消滅後、原則として、無効審判請求をすることができない。しかし、利害関係者は、特許権の取消により回復できる法律上の利益がある場合、特許権消滅後も、無効審判を請求することができる

5-2 特許無効審判請求に対する審査

智慧財産局は、無効審判請求書を受理した後、無効審判請求書の副本を特許権者に送達しなければならない。特許権者は副本送達後 1 ヶ月以内に答弁しなければならない。予め理由を説明して延期が許可された場合を除き、期限を過ぎても答弁がない場合は現有の資料に基づいて審査する。但し、審決前に提出された答弁理由又は補充無効理由について、審査官は参酌しなければならない。智慧財産局は、無効審判を審査する際、請求により又は職権で、特許権者に、智慧財産局に出頭し面談に応じるよう、或いは、必要な実験を行い、模型又は見本を補充提出するよう、或いは、法により特許明細書及び図面を補正するよう通知することができる。

*5-3 無効審判審決

(1) 無効審判審決

無効審判の審決は行政処分であり、無効審判請求案については、関連する審査手続き終了後、審決書を作成して、特許権者及び無効審判請求者に送達しなければならない。無効事由が成立しなかった場合、「無効審判不成立」の審決（「特許維持」審決）を作成しなければならない。無効事由が成立した場合、「無効審判成立及びその特許権を取消す」旨の審決（「特許無効」審決）を作成しなければならない。無効審判請求案が書類等に完備し、方式審査を経て、実体審査に送られた後、当該案件について実体審査を行う必要がない場合、たとえば、無効審判請求理由に「一事不再理」（「同じ事由について再度審理しない」の意）の事情がある場合、特許権の取消が確定した場合...等、実体審査を行う必要がないときには、全て『無効審判請求却下』の審決を行う。新専利法では、請求項ごとに無効審決を下すことは可能となり、また同一特許に対する数件の無効審判請求を併合して審理することは可能となる。

(2) 無効審判の審決に不服である場合の救済

無効審判の審決は行政処分であり、無効審判請求者又は被無効審判請求者（即ち、無効審判請求を受けた特許の特許権者）が無効審判の審決に不服である場合、無効審判審決書受領後 30 日以内に、法により、智慧財産局の上級機関である経済部訴願審議委員会に対し、訴願を提起することができる。経済部の訴願決定に不服である場合には、さらに、智慧財産法院に行政訴訟を提起することができる。

6. 専利行政訴訟手続き

6-1 種類

現行法の規定によれば、智慧財産局が専利出願に対して行った関連処分、たとえば、専利拒絶査定、優先権主張の却下、専利権の取消し、無効審判における無効審決又は維持審決、無効審判請求却下等の決定は全て行政機関の行政処分である。当事者が智慧財産局の行った行政処分に不服である場合、行政救済手続きによって、まず訴願手続きを経た後、智慧財産法院に対して、行政訴訟を提起することができる。

6-2 智慧財産法院の判決に不服である場合

現行法の規定によれば、当事者が智慧財産局の行った行政処分に不服である場合、訴願手続きを経た後、智慧財産法院に対し行政訴訟を提起し、智慧財産法院によって判決が作成された後、当事者が該判決に不服であれば、智慧財産法院の判決の送達後 20 日以内に、行政訴訟法の規定により最高行政法院に対し救済を申

し立てることができる。

***6-3 訴訟手続きの中止**

現行専利法の規定によれば、特許権に関する民事訴訟、出願、無効審判請求事件、取消事件が確定する前、裁判を停止することができる。裁判所は、法により裁判停止の裁定を下す際、無効審判請求提出の正当性に注意しなければならない。無効審判請求が権利侵害訴訟案件の審理に関わる場合、主務官庁は優先的に審査することができる。しかし、民事・刑事訴訟の進行が無効審判請求等の案件の決定により引き延ばされることのないよう、裁判所は既に明確である争点について、自らこれを決定することができる。ただし、新専利法ではかかる訴訟中止の規定は削除された。

智慧財産案件審理法第 16 条第 1 項には、「当事者が知的財産権に取消し、無効すべき理由があると主張又は抗弁する場合、裁判所はその主張又は抗弁の理由の有無につき自ら判断しなければならない、民事訴訟法、行政訴訟法、商標法、専利法、植物品種及種苗法（植物及び種苗法）、又はその他の法律の訴訟手続き停止に関する規定を適用しない」と明確に規定するので、今の実務では無効審判の存在により訴訟手続きは停止しなくなる。

6-4 智慧財産案件審理法と智慧財産法院組織法と智慧財産案件審理細則

司法院は知的財産の訴訟遅延問題を改善するため、訴訟審理の効率化と法官（裁判官）の専門化から着手し、ようやく知的財産訴訟制度に関する前述の二大法案である智慧財産法院及び智慧財産案件審理法が 2007 年 3 月 28 日に公布され、2008 年 7 月 1 日に施行された。また、2008 年 4 月 24 日に司法院より智慧財産案件審理細則が公布され、智慧財産案件審理法と同様に、2008 年 7 月 1 日に施行された。詳細については、本編第 8 章「知的財産案件審理に係る法律」を参照されたい。

7. 専利実務における新措置又は変更

***7-1 特許手数料改定**

智慧財産局が 2011 年 6 月 2 日付で公告した特許手数料の改定が 2011 年 7 月 1 日から施行された。当該改定の内容を以下の 2 点にまとめた。

一、加速審査の申請

業としてその実施が必要であるという事由に基づき加速審査を請求する場合、手数料 NT\$4,000 が必要である。

二、意匠権の年金の一部引下げ

改定された意匠権の年金は、1～3 年目は年 NT\$800 とし、4～6 年目は

NT\$2000 とし、7 年目以降は年 NT\$3,000 とする。

*7-2 審査請求料の返還

米国の金融危機に端を発した世界的不況から既に3年あまりが経とうとしているが、各国の経済はまだまだ厳しい状況にあるようである。

このような状況は、ここ台湾の知的財産分野にも少なからず影響を及ぼしており、近頃では、出願取下げ案件の増加も目立ってきたようである。そこで、智慧財産局は出願人の権益を護るため、「審査請求料の返還請求」に関し出願人に注意を促すようにとの要請を口頭で各特許出願代理機構に通知している。

専利法では、日本のような「審査請求料の返還制度」（日本特許法第 195 条第 9 項の規定による制度）は定められていないが、専利審査基準では「（智慧財産局が）公告した処理期間を過ぎても審査が完了していない案件について、当該案件が取り下げられた場合、当庁は納付された審査請求料を返還すべきである。」と記載されている。また、ここで言う「審査が完了していない」については、智慧財産局により、「拒絶理由などが発送されていない」状況を意味するとのことである。よって、上記審査基準に合致する場合は、審査請求料の返還を請求することにより、審査請求料の全額が返還されることになる。

なお、出願の再審査及び意匠登録出願の初審査、再審査についても、審査請求料の返還を請求することができるので、出願人がこれにご留意のうえ、当該制度を活用されたい。

また、2010 年 1 月 1 日から、審査請求料の返還につき、審査又は再審査を請求してから、出願に対してその段階での初めての審査意見通知書（オフィスアクション）が智慧財産局から送達される前に出願人が当該出願を取り下げた場合、審査請求料又は再審査請求料の返還が申請できるようになった。

7-3 台湾版特許審査ハイウェイ（Patent Prosecution Highway, PPH）

智慧財産局は、特許審査の迅速化のため、「専利出願審査加速作業方案」を 2008 年 12 月 31 日付で同局のウェブサイトにて公告し、2009 年 1 月 1 日から、出願人による「専利出願加速審査」の申請を受理することとなった。なお、当該制度は頻繁に利用されている。当該制度の運用可能性をより向上させるため、智慧財産局はさらに当該加速審査の申請事由を拡大することを決めた。このため、2009 年 12 月 7 日付で改正版の「専利出願審査加速作業方案」が公告され、2010 年 1 月 1 日から施行されることになった。

智慧財産局は、外国の特許審査ハイウェイ（Patent Prosecution Highway, PPH）制度を参考にして、上記「専利出願審査加速作業方案」により、出願人に対して、台湾出願に対応する対応外国出願の①特許公告、又は、②許可通知書の写し及び公告予定の特許請求の範囲、の提出を呼び掛けている。出願人が必要な書類を揃えて加速審査を請求した場合、智慧財産局は原則として 6 ヶ月以内に審査結果の

通知書（審査意見書又は査定書）を発送するので、権利化を早めることが期待できるが、実際の審査時間は、出願の属する技術分野によって変わることがある。加速審査の申請事由は、次のとおりである。

1. 対応外国出願が外国特許庁の審査を経て許可されたもの。
2. 対応外国出願に対し米国、日本、欧州特許庁から拒絶理由通知書及び調査報告が発せられたが、まだ査定されていないもの。
3. 業としてその実施が必要であるもの。

また、2011年9月1日に、台米特許審査ハイウェイ制度が実施された。その制度を適用する要件は以下のとおりである。

- (1) 現行専利法第27条に基づき、米国における出願を優先権基礎案として主張する。
- (2) 米国における出願は、少なくとも一つ若しくは数個の請求項が米国の特許主務官庁に既に認められる状態になった。
- (3) 特許請求の範囲と米国における出願範囲は一致する。
- (4) まもなく実体審査が行われる旨が通知されたが、初審査の意見通知がまだ届いていない場合。

なお、以下の点に留意されたい。

1. 国別の制限

申請事由1については国別の制限がないが、申請事由2については、米国、日本、欧州特許庁からの拒絶理由通知書及び調査報告しか認められない。

2. 所要書類

申請事由1による申請において、現在の所要書類である：

- (1) 発明加速審査請求書。
- (2) 外国特許庁により許可され且つ公告された対応出願の特許請求の範囲及びその中国語訳文、又は外国特許庁からの対応出願の許可通知書、その公告しようとする特許請求の範囲及びその中国語訳文。
- (3) 上記(2)の特許請求の範囲の中国語訳文が台湾で提出した請求範囲と異なる場合、その差異についての説明。
- (4) 外国調査報告/拒絶理由通知書：中国語、英語以外のものは、中国語で簡単な説明を提出しなければならない。
- (5) 非特許文献の写し：非特許文献により対応出願の新規性又は進歩性が指摘された場合のみ、提出する必要がある。また、申請事由2による申請においては、上記(1)～(5)以外に、さらに下記(6)も場合によっては提出するよう要求される：

- (6) 特許性を有する理由：対応出願の新規性又は進歩性が指摘された場合、当該理由を説明すべきである。なお、申請事由3による申請において、上記(1)及び下記(7)を提出する必要がある。
- (7) 業としての実施を証明する書類。
3. 効果（智慧財産局が審査意見の通知書を発するまでの所要時間）
- 申請事由によって異なるが、出願人が必要な書類を揃えて加速審査を請求してから、智慧財産局は原則として6ヶ月又は9ヶ月以内に審査結果の通知書（審査意見書又は査定書）を発送する。ただし、これは強制的な期限ではなく、実際の審査時間は、出願の属する技術分野によって異なる可能性がある。
- 外国対応出願の請求の範囲が台湾の出願よりも狭い場合、又は対応出願の拒絶理由通知書若しくは調査報告において不利な拒絶理由がある場合は、加速審査を請求しないほうがよい。しかしながら、早期権利化をお望みであれば、加速審査の申請書にて、特許出願の請求の範囲を外国対応出願の請求の範囲と同じ若しくはより狭い範囲まで縮減する意向があることを表示し、及び／又は特許性を有する理由を説明することにより、当該対応出願を根拠として加速審査を請求することも考えられる。

7-4 智慧財産局の「専利ファイル閲覧作業要点」の改正

智慧財産局は、1994年12月11日から、「専利ファイル閲覧作業要点」を公布し、包袋閲覧の際に準ずる規定とした。

旧「専利ファイル閲覧作業要点」は一部の専利案件のファイル閲覧事項についてしか規定しておらず、且つ、異議申立案件又は無効審判請求案件に係るファイル閲覧申請に対して制限を設けていた。各種専利案件ファイルのファイル閲覧基準をより明確にするため、智慧財産局は当該作業要点の改正を検討した。そして、2009年10月29日に、改正された「専利ファイル閲覧作業要点」が公告され、即日発効した。改正の要点は次の通りである。

- 一、既に公開又は公告された専利出願、査定された異議申立事件、無効審判請求案件、訂正審査、特許権権利存続期間延長案件又は特許実施案件、及び既に作成された実用新案技術報告につき、何人もファイル閲覧を申請することができる（改正規定第2点）。
- 二、まだ公開又は公告されていない専利出願は、審査中又は査定後を問わず、当事者のみがファイル閲覧を申請することができる旨明確に規定（改正規定第3点）。
- 三、審査中の無効審判請求案件、訂正審査、特許権権利存続期間の延長案件、特許実施案件又は実用新案技術報告は、当事者又は利害関係人のみがファイル閲覧を申請することができる旨明確に規定（改正規定第4点）。
- 四、法院の囑託を受け且つ当事者又は利害関係人の委任を受けた鑑定人は、ファイル閲覧を申請することができる旨明確に規定（改正規定第5点）。

- 五、 専利案件ファイル中の資料がファイル閲覧申請者から提供されたものである場合、同資料につきファイル閲覧を申請することができる旨明確に規定（改正規定第 6 点）。
- 六、 専利案件ファイルの資料をファイル閲覧に提供しない状況を明確に規定（改正規定第 7 点）。
- 七、 ファイル閲覧申請の処理手続き及び注意事項（改正規定第 8～11 点）
- 八、 専利案ファイルが電子化されている場合、画像又は複製品をファイル閲覧に供することを原則とする旨明確に規定（改正規定第 12 点）。

7-5 「医薬関連発明の審査基準」の制定

智慧財産局は、2004 年に『特許の審査基準』を公告したが、その内容は一般的な原則に関する基準のみで、医薬発明の審査基準については、特に定めていなかった。しかし、医薬発明へのニーズは年々高まりを見せており、特許審査においても、その特殊性や複雑性への対応が急務となっていた。また、日本や英国においても、医薬発明の審査基準が相次いで制定された事情もあり、こうした状況に鑑み、智慧財産局は医薬関連発明の審査基準の制定へ向け検討を重ねていた。そして、2009 年 6 月 3 日、『医薬関連発明の審査基準』が公告され、即日発効した。

7-6 「明細書及び図面の審査基準」について

発明特許出願の明細書（発明の詳細な説明、特許請求の範囲を含む）及び図面の記載要件に関する審査基準は、智慧財産局が作成した『発明特許実体審査』の第一章『明細書及び図面の審査基準』に定められている。これには、発明の詳細な説明の「明確性要件」及び「実施可能要件」、並びに特許請求の範囲の「明確性要件」及び「裏付け要件（サポート要件）」などに関する審査の基準が明記されており、台湾出願に係る明細書及び図面の作成、及び中間処理の際に参考とすべき重要なものである。（添付資料「明細書及び図面の審査基準」を参照）

7-7 「特許要件の審査基準」の改訂について

2004 年 7 月 1 日に施行された「特許要件の審査基準」は、智慧財産局により、そのうちの一箇所が修正され、2009 年 7 月 30 日に公布、即日施行された。

当該修正は、引例中の図面の開示内容が直接に引用できるか否かにつき、さらに明確に規定するもので、具体的には、同審査基準第 2.2.2 節「引例」の最終段落における「...引例に図面が含まれている場合、文字説明がないのであれば、図面に明確に開示されている技術特徴のみが引例の一部に属し、図面から推測される内容、例えば、図面を直接に測って得た長さは引例の一部に属さない。」との記載が「...引例に図面が含まれている場合、当該図面は説明図と認められ、文字

説明がないのであれば、図面に明確に開示されている技術特徴のみが引例の開示する内容に属し、又は角度、比率の関係及び各素子の関連位置など、拡大・縮小コピーにより差異が生じないものも参考とすることができる。また、図面から推測される内容、例えば、厚さを測定するなど、図面を直接に測って得た寸法については、拡大・縮小コピーは誤差が生じやすいため、直接に引用すべきではない。

(下線当所)」に修正された。これにより、引例中の図面の開示内容に対する判断基準がより明確になったと思われる。(詳細については、添付資料「特許要件の審査基準」を参照。)

8. 新専利法について

*8-1 法改正の背景

- ① 現行法は 2003 年 2 月 6 日に公告され、2004 年 7 月 1 日から施行されているものだが、実務の運用面から見れば、なお不備がある。
- ② 「行政院生物技術産業指導小組」が 2005 年 8 月 24 日付委員会決議で動植物特許を全面的に解禁したため、動植物特許の保護を明文化する必要がある。
- ③ WTO 加盟国は、国家の緊急事態、その他の緊急事態、公益を促進するための非商業的使用の場合、開発途上国及び後発開発途上国に必要な医薬品の取得のために強制実施権を許諾して協力することができる。この WTO の協定に合わせて法改正が行なう必要がある。
- ④ 国際社会との調和の推進及び産業の需要への対応並びに各界からの要望に応じ、現行法の規定には修正すべき法文が多くある。

*8-2 改正事項

新専利法は、2009 年 12 月 11 日から約 2 年間の立法院（日本の国会に相当）での審議を経て、2011 年 11 月 29 日に公布された。今回の改正は全面改正であり、公布された改正条文は計 159 条に上る（改正 108 条、追加規定 36 条、削除 15 条）。その施行日は行政院（日本の内閣に相当）が改めて定めることになっており、公布から 1 年後（2012 年 11 月）には施行される見込みである。

今回の改正の重点は以下のとおりである。

①. 新規性喪失の例外規定

新規性喪失の例外規定を進歩性（意匠権においては、創作性）にも適用する。また、新規性喪失の例外規定を適用するための理由として、「出願人が自らの意思により刊行物に発表した場合」を追加した。（新専利法第 22 条及び第 122 条）

②. 特許請求の範囲と要約書の位置づけ

国際的な趨勢に合わせて、特許請求の範囲と要約書を明細書から独立させた。（新専利法第 23 条及び第 25 条）

③. 権利の回復

故意にではなく出願時に優先権を主張しなかったため、及び期限内に専利年金を納付しなかったために専利権を失った場合、権利回復を認める。また、回復した専利権の効力は、元の専利権の消滅から、その回復が公告されるまでの間、善意により実施した又は必要な準備を完成したものには及ばない。（新専利法第 29 条、第 52 条、第 59 条及び第 70 条）

④. 誤訳の訂正

外国語明細書で出願を提出した場合、「当該外国語明細書の補正はできないが、誤訳の訂正は可能」とする旨の規定を設けた。また、主務官庁に外国語の種類を限定する権限を付与した。（新専利法第 25 条、第 44 条、第 67 条、第 106 条、第 110 条、第 125 条、第 133 条、第 139 条及び第 145 条）

⑤. 自発補正の時期的制限

自発補正ができる時期の制限を廃止した。（新専利法第 43 条）

⑥. 分割出願の時期的制限

発明特許出願につき、初審査の特許査定後 30 日以内にも分割出願を提出することができるよう、規定を緩和した。ただし、再審査査定（再審査許可査定又は再審査拒絶査定）後は、依然として分割出願を提出することができない。（新専利法第 34 条）

⑦. 最後の拒絶理由通知制度

「最後の拒絶理由通知」の制度を導入した。「最後の拒絶理由通知」を受領した場合、特許請求の範囲の補正は特定の事由に限定される。（新専利法第 43 条）

⑧. 医薬品又は農薬品の専利権存続期間の延長登録

延長登録可能期間の下限規定(公告後 2 年以上)を廃止した。特許存続期間満了後も延長登録出願の審査がまだ査定されていない場合、存続期間が延長されたとみなす。また、延長登録できる範囲は、許可書に記載される有効成分及び用途に限定された。（新専利法第 53 条、第 54 条及び第 56 条）

⑨. 専利権の効力が及ばない範囲

特許権の効力が及ばない範囲として、商業目的ではない未公開の行為、専利権の回復が公告されるまでの善意による実施又は必要な準備、薬事法が定めた許認可を取得するための研究・試験その他必要な行為を追加規定した。さらに、権利の消尽については、国際消尽論を採用することを明確にした。（新専利法第 59 条及び第 60 条）

⑩. 実施権の設定

専用実施権と通常実施権を明確に定義し、それらの再許諾に関する規定を追加した。（新専利法第 62 条及び第 63 条）

⑪. 無効審判請求制度

主務官庁の職権による無効審判請求の制度を廃止し、無効理由の規定を改正した。また、一部の請求項に対し無効審判を請求できるとの規定を追加した。さ

らに、無効審判の審理手続を改正し、審理手続中の職権審理、複数の無効審判の併合審理、複数の無効審判の併合審決、無効審判と訂正の併合審理、及び無効審判請求の取下げができるようにした。また、行政訴訟段階で提出された新証拠に対しても、一事不再理の原則を適用する。(新専利法第 71 条、第 73 条、第 75 条及び第 78 条～第 82 条)

⑫. 強制実施権の設定

強制実施権の設定に係る事由・要件などの関連規定を改正した。また、強制実施権を設定する処分と同時に、補償金を算定する規定を追加した。(新専利法第 87 条～第 89 条)

⑬. 公衆衛生問題

開発途上国及び低開発国の公衆衛生問題の解決を支援するため、必要な医薬品の製造について強制実施権を設定できる規定を追加し、強制実施権を設定できる範囲を明文化した。(新専利法第 90 条及び第 91 条)

⑭. 特許権の侵害

損害賠償請求権及び侵害排除・防止の請求権に係る規定、侵害者に主観的故意又は過失がない場合は損害賠償を請求することができないとする規定、合理的な実施料に基づいて損害賠償金額を算定する規定などを追加した。また、誤解を生じさせないようにするため、特許表示をしなくても、侵害者の故意又は過失を証明できれば、損害賠償を請求できる規定に修正した。(新専利法第 96 条～第 98 条)

⑮. 実用新案と特許の二重出願制度

同一人が同日に発明特許と実用新案登録をそれぞれ出願できるとの規定を追加した。智慧財産局(日本の特許庁に相当)が発明特許を付与することができると認め、出願人にいずれか1つを選択するよう通知した場合において、出願人が発明特許を選択したときは、実用新案権は最初から出願されなかったものとする。(新専利法第 32 条、第 112 条、第 117 条及び第 118 条)

⑯. 意匠制度の改正

部分意匠制度を導入し、コンピューターアイコン(icon)、グラフィカル・ユーザー・インターフェイス(GUI)、及び組物の意匠登録を認め、関連意匠制度を新たに設けるとともに、類似意匠制度を廃止した。(新専利法第 121 条、第 127 条及び第 129 条)

また、行政院が提出した改正案には、当初、動植物特許を全面的に認めることが盛り込まれていたが、各界のコンセンサスが得られず、本改正を遅滞なく進めるため、今回の改正範囲には含まれなかった。

今回の改正は、多くの制度変革にかかわるものであり、各界が改正後の制度に十分に対応できるよう、施行日については、行政院が改めて定めることになっている。

このほか、関連法律、審査基準、書式及び電子管理システムの修正を含むその他の関連事項については、既に智慧財産局が積極的に進めている。

***8-3 関連法案等の進捗状況**

新専利法の公布に伴い、2012年2月から智慧財産局は、専利法施行細則の改正案に対する公聴会を行い、専利法施行細則の改正を検討している。専利法施行細則（以下「本細則」という。）の改正重点は、以下のとおりである。

- 一、本細則の構成、体系を見直し、総則、発明特許の出願及び審査、実用新案の出願及び審査、意匠の出願及び審査、専利権及び附則等の6章に分け、この順序に従いそれぞれの関連規定を置いている。実用新案及び意匠の章では、性質が同じ条文については、原則として特許の章の規定を準用する。
- 二、国際的立法の例を参照して、願書の様式を修正している。例えば、アメリカ、日本、ヨーロッパの願書の様式を参考として、明細書に記載すべき事項を修正している。
- 三、各種申請書類の様式の修正、制定を検討している。例えば、分割申請書、修正申請書、訂正申請書、更正申請書及び無効審判請求申請書等である。また、各申請における記載事項、添付書類を明確に定める。
- 四、明細書及び図式の欠如の規定を修正し、特許、実用新案及び意匠について別の規定が適用されるものについては、分けて規定している。
- 五、国際的な立法例を参照して、単一性の規定を修正している。
- 六、国際的な立法例を参照して、明らかな誤記につき職権による訂正が可能との規定を修正している。
- 七、意匠保護範囲対象の拡大に伴い、明細書に記載すべき事項及び図式に関する規定を修正している。
- 八、無効審判請求制度の変更に伴い、細目的、技術的規定を追加している。
- 九、特許主務官庁の査定書において、強制実施許諾に関し、ライセンシーの実施情報の開示規定を明記している。
- 十、補正許可案件及び無効審判請求案件の決定について、公告すべき事項を明記している。

****9. 海峡兩岸知的財産権に関する保護及び協力協議について**

専利、商標、著作権及び植物品種権（植物新品種権）（以下、「品種権」）など台湾と中国における知的財産権保護に関する交流及び協力を強化し、関連問題を協議・解決するため、台湾の「財団法人海峡交流基金会」と中国の「海峡兩岸関係協会」は2010年6月29日にそれぞれ台湾、中国を代表して「海峡兩岸智慧財産権保護合作協議」（以下、「本協議」）に調印し、2010年9月12日から発効した。本協議における専利権に関する内容は以下のとおりである。

(1) 優先権

双方は、それぞれの規定により、他方の専利、商標及び品種権の最初の出願日の効力を承認し、並びに然るべき処理を行うよう積極的に推進し、台湾と中国双方の人民の優先権権益を保障することに同意する。

(2) 審査協力

双方は、専利検索及び審査結果、品種権審査と試験の相互利用などの協力及び協議を推進することに同意する。

(3) 業界協力

双方は、台湾と中国の、専利、商標などの業界における協力を促進し、有効且つ簡便・迅速なサービスを提供することに同意する。

(4) 協力処理メカニズム

双方は、法執行・協力処理メカニズムを構築し、それぞれの規定により、知的財産権の保護事項について適切な処理を行うことに同意する。また、権益保護事項を処理する際、双方は互いに必要な情報を提供し、並びに処理結果を通知することができる。

(5) 業務交流

双方は、以下のように、知的財産権業務の交流及び協力事項を展開することに同意する。

- ① 業務主管部門担当者の作業会合、視察訪問、経験及び技術の交流、研究討論会の開催などの実施、関連業務の研修・訓練の実施を推進する。
- ② 制度・規範、データベース（データ、文献資料）及びその他関連情報を交換する。
- ③ 関連文書の電子交換協力を推進する。
- ④ 著作権管理団体の交流と協力を促進する。
- ⑤ 関連企業、代理人及び公衆に対する広報・指導を強化する。
- ⑥ 双方が同意するその他の協力事項。

本協議において、専利権に関し最も注目されたのは、双方が互いに優先権を承認することである。中国と台湾は、いずれも WTO の会員であるが、互いに優先権の主張を認めていなかった。本協議が発効したことにより、双方が互いに最初の出願日の効力を認め、他人が悪意をもって先に専利権を出願することを避けられ、専利権に対する保護を強化することができる。

第3章 専利法（実用新案）

*1. 保護対象

現行専利法の規定によれば、実用新案とは、自然法則を利用した技術的思想の、物品の形状、構造又は装置に係る創作を指す。したがって、実用新案創作の標的は物品の形状、構造又は装置に限られ、その出願標的には方法、用途、生物材料又はその他確定した形状を備えない物質は含まれない。なお、新専利法の規定では、実用新案とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち、物品の形状、構造又はその組み合わせに係る考案を指す。

2. 登録要件

2-1 積極的要件

- (1) 産業上の利用可能性
- (2) 新規性
- (3) 創作性

*2-2 消極的要件

実用新案登録出願に次のいずれかの事情がある場合、実用新案登録を受けることができない。

- (1) 出願前に既に刊行物に記載され又は公然実施をされたもの、あるいは出願前に既に一般の人によく知られていたもの（新規性喪失の例外及び拡大先願による新規性喪失に係る規定は、特許出願と同じ）
 - (2) 当業者が出願前の従来技術に基づいて明らかに容易に完成することができる場合
 - (3) 実用新案が、公序良俗又は公衆衛生を害する場合
 - (4) 登録出願に係る実用新案が物品の形状、構造又は装置に属していない（新専利法では、物品の形状、構造又はその組み合わせに属していないに変更される）場合
 - (5) 登録出願に係る実用新案が開示形式に反する場合
 - (6) 登録出願に係る実用新案が「一発明一出願」に反する場合
 - (7) 実用新案の明細書及び図面に必要事項が開示されていない、或いはその開示が明らかでない場合
- また、新専利法では、下記の事由が加えられる。
- (8) 補正が、明らかに、出願時の明細書、請求の範囲又は図面に開示されている範囲を超えている場合

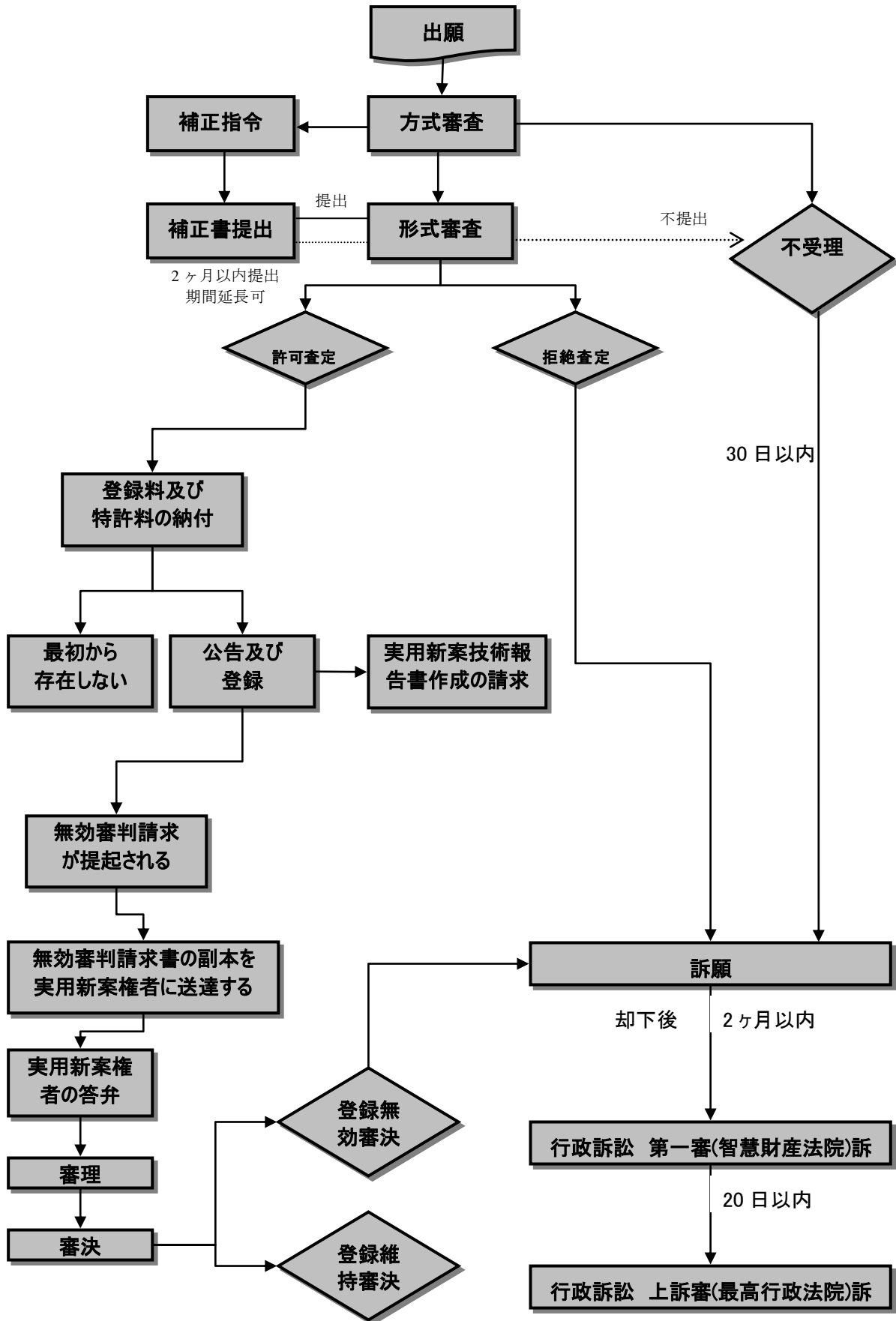
3. 実用新案登録を受けるまでの手続き概要

3-1 実用新案登録出願手続き

実用新案登録出願手続きは大体において特許出願手続きの規定を準用し、智慧

財産局は実用新案登録出願案を受理した後、まず方式審査を行う必要があり、その後、形式審査のみが行われる（いわゆる無審査実用新案登録制度）。この点が、発明の説明、要約、図面、特許請求の範囲等の内容及び特許請求の範囲が新規性、進歩性等の特許要件に合致しているか否かについて実体審査を行わなければならない特許出願とは異なる。

実用新案登録出願から権利取得まで (2012年2月現在)



***3-2 特殊な出願**

(1) 分割出願

実用新案登録出願が、実質上 2 以上の発明又は創作である場合、智慧財産局の通知又は出願人の請求により、出願を分割することができる。該分割出願は、実用新案登録処分前（新専利法の場合、原出願の再審査の査定前又は原出願の初審査査定書送達後 30 日以内）に行わなければならない。

(2) 出願変更

特許又は意匠登録を出願した後、これを実用新案登録の出願に変更する場合、或いは実用新案登録を出願した後、これを特許の出願に変更する場合、原出願の出願日を変更後の出願の出願日とする。但し、原出願について、許可査定書又は処分書が送達された後、或いは原出願の拒絶査定書又は処分書が送達された日から 60 日以上経っている場合には、出願変更を申請することはできない。

(3) 二重出願

現行専利法の規定によれば、同一の技術について特許及び実用新案登録を重複して出願することはできない。しかし、実用新案には方式審査が採用されるため、権利取得が比較的早いという利点があり、対する特許も、実体審査を行うため、権利保護面で比較的安定している強みがある。そこで、新専利法では、専利権を重複して付与しないという原則のもと、同一の出願人が同一の発明又は創作に対し、同じ日に特許及び実用新案登録を出願することを認めている。以上の改正内容の詳細は第 2 章第 3-6 節の説明を参照されたい。

3-3 補正の手続き

(1) 補正時期

実用新案登録出願案の審査を速やかに完了し権利を付与するため、審査の結果、補正しなければならない場合、現在の実務では、出願書類が法定の補正不可事項に該当する場合を除き、その他の事項については、2 ヶ月以内（優先権証明書類は出願日から 4 ヶ月以内）に補正するよう出願人に通知し、出願人が期限までに補正することができず期限を延長する必要がある場合、期間満了前に理由を明記して期限延長を申請し、智慧財産局は原則上として 2 ヶ月の期限延長を認め、期間満了前に再度理由を明記して期限延長を申請する場合には原則として再度 2 ヶ月の期限延長を許可している。補正期間の合計は出願人が出願を提出した日から 6 ヶ月を超えないことを原則とする。期限を過ぎても補正しなかった場合には、受理しない旨の処分を下す。但し、該不受理処分が合法的に送達される前に補正した場合、実務上、（当該出願は）依然として受理される。

(2) 補正の範囲

出願人は、補充又は補正を提出するとき、出願時に提出した当初明細書又

は図面に開示されている範囲を超えてはならない。

3-4 方式審査

近年、各分野の科学技術及び製品のライフサイクルはますます短縮化する傾向にあり、こうした状況に対応するため、台湾では2003年2月6日に専利法を改正し、実用新案登録の実体審査制度を廃止して、新たに方式審査を採用し、早期権利付与を求める声に応え、これを実現した。関連条文規定は2004年7月1日に施行された。また、登録出願した実用新案につき、方式審査の結果、権利を付与できない事由があると認めた場合、理由を明記して処分書を作成し、出願人又はその代理人に送達しなければならない。

4. 権利の取得と維持

4-1 登録料の納付及び公告

出願人が実用新案登録出願を提出した場合、実用新案権を付与する旨の処分書（即ち、登録許可査定書）送達後3ヶ月以内に登録料及び1年目の登録料を納付した後、はじめて公告される。期間が満了しても納付しなかった場合、公告せず、その実用新案権は最初から存在しなかったものとする。実用新案登録出願に係る実用新案は、公告日より実用新案権を付与し、証書を交付する。

4-2 権利の存続期間

実用新案権の存続期間は、出願日から起算して10年をもって満了とする。

4-3 実用新案権の内容

専利法の規定によれば、実用新案権者は、専利法に別段の規定がある場合を除き、他人がその同意を得ずに、該実用新案権に係る物品を製造、販売、販売の申し出、使用をすること、又はこれらを目的として輸入することを排除する権利を専有する。以上が実用新案権の権利内容である。

5. 無効審判請求制度

***5-1 請求者**

現行専利法では、何人も、実用新案権を取得した実用新案について、実用新案権権利存続期間内に無効審判請求を提起することができる。なお、新専利法では、職権による無効審判請求制度は廃止された。

***5-2 請求期間**

実用新案が実用新案登録出願権者ではない者によって登録出願が提出され、真の実用新案登録出願権者が該実用新案登録の公告日から2年以内に無効審判を請求し、かつ無効審判で取消しが確定した日から60日以内に(新専利法では、2ヶ月に変更される)出願した場合、該実用新案登録出願権者ではない者の出願日を該登録出願権者の出願日とする。利害関係者は、実用新案権の取消しにより回復できる法律上の利益がある場合、実用新案権の存続期間満了後又は消滅後も、無効審判を請求することができる。

6. 実用新案技術報告

6-1 意義

実用新案登録は方式審査制度を採用しており、つまり、実用新案登録出願に対し、従来技術の検索及び実体要件に合致しているか否かの判断を行わず、該実用新案は方式審査を通過しさえすれば即、登録査定が下され、並びに登録料納付通知を出願人に送達する。係争実用新案権の有効性は未だ実質的に確認されていないため、専利法には「実用新案権者が実用新案権を行使する際には実用新案技術報告を提示して警告しなければならない」と規定されており、これによって、実用新案権者が容易に取得した実用新案権を口実に訴訟を乱発することを回避することができる。このほか、方式審査を経た実用新案権について、その実体要件が存在しているか否かは、原則として、当事者が判断するものである。先行の技術文献と比較し、新規性等の要件を有するか否か、当事者が判断するのが難しい場合には、智慧財産局に対し、実用新案技術報告を請求し、客観的判断の依拠とすることができる。

***6-2 内容**

(1) 請求人

実用新案登録出願に係る実用新案の公告後、何人も、法により、智慧財産局に対し、該実用新案の実用新案技術報告を請求することができる。智慧財産局は、前項の実用新案技術報告請求の事実を、「専利公報」に掲載しなければならないほか、審査官を指定して実用新案技術報告を作成させなければならない。並びに該審査官は該報告に署名しなければならない。

(2) 請求事由

- ① 実用新案登録出願に係る実用新案が、出願前に既に刊行物に記載されたり、又は公然実施をされたり、又は出願前に既に一般の人によく知られていたものである場合（新専利法では、出願前に公然実施又は一般の人によく知られていた場合を請求事由から削減した。）。
- ② 実用新案登録出願に係る実用新案が、研究、実験のため、或いは政府が主

催する展覧会又は政府の認可を受けた展覧会で展示されたため、或いは出願人の意図に反して漏洩し、上記①の事情に至り、かつその事実が生じた日から6ヶ月以内に出願した場合（新専利法では、刊行物に記載されたとの事情に限る。）。

- ③ 実用新案登録に係る実用新案が、それが属する技術領域の通常知識を有する者が出願前の従来技術により明らかに容易に完成することができる場合。
- ④ 拡大先願による新規性喪失の場合。
- ⑤ 単一性の規定に違反する場合。

(3) 時期

実用新案権消滅後も実用新案技術報告の作成を請求することができる。出願人が、実用新案権者でない者が業として該実用新案を実施していることを明記し、かつ関連証明書類を添付する場合、智慧財産局は6ヶ月以内に実用新案技術報告を完成しなければならない。

(4) 実用新案技術報告請求書

出願人は、智慧財産局に実用新案技術報告を請求する場合、請求書に必要事項を記載して提出しかつ手数料NT\$5,000を納付しなければならない。

(5) 実用新案技術報告の効力

実用新案技術報告は、実用新案権者が権利を主張する際の参考依拠であり、決して行政処分ではなく、たとえ不服があっても、行政救済を提起することはできず、実用新案権者の権利行使時の参考とすることができるだけにすぎない。他人が該実用新案に登録許可を付与すべきでない事由があると認めるのであれば、無効審判手続きを通してその登録を取り消さなければならない。

第4章 専利法（意匠）

*1. 保護対象

意匠とは、物品の形状、模様、色彩又はこれらの結合であつて、視覚に訴える創作を指す。意匠権の保護標的は物品の外観に応用されるもので、視覚に訴える形状、模様、色彩又はこれらの2つ又は3つの結合であるが、音声、匂い又は触覚等に係る創作は含まれない。登録出願に係る意匠は前記の意匠に関する定義に合致してはじめて専利法に規定される意匠となり、合致しなければ登録を許可することはできない。しかし、登録出願に係る意匠がたとえ意匠の定義に合致しても、法定の意匠登録を付与できない事項に属している場合には、依然として登録を許可することができない。なお、新専利法第121条2項により、物品に応用するためのコンピューターアイコン（icons）及びグラフィカル・ユーザー・インターフェイス（GUI）も、意匠として登録出願することができる。

2. 登録要件

2-1 産業上の利用性

意匠登録に係る意匠は、産業上利用することができてはじめて意匠登録の要件に合致し、これが即ち産業上の利用性である。産業上の利用性は意匠登録取得要件の1つであり、それは意匠登録の本質的な規定で、検索を行う必要なく即座に判断できるので、通常、出願が新規性及び進歩性を備えるか否かを審査する前に、判断しなければならない。

2-2 新規性

新規性とは、登録出願に係る意匠と同一又は類似する意匠が従来技術の一部を構成していないことを指す。新規性は意匠登録取得要件の1つであり、登録出願に係る意匠が新規性を有するか否かは、通常、該意匠が産業上の利用性を備えていることが確認された後、はじめて審査される。

登録出願前に同一又は類似の意匠が既に公開され、一般の人によく知られている意匠、或いは別の先出願に既に開示されている意匠は、登録許可する必要がない。したがって、登録出願に係る意匠と同一又は類似の意匠が出願前に既に刊行物に記載されたり、又は既に公然実施されたり、又は既に一般の人によく知られていた場合には、意匠登録を受けることができない。意匠登録出願に係る意匠が、その出願より先に出願され、かつその出願後はじめて公告された意匠登録出願に添付されている図面説明書の内容と同一又は類似である場合、意匠登録を受けることができない。拡大先願による新規性喪失の規定は、特許出願と同じである。

***2-3 新規性喪失の例外**

現行専利法では、登録意匠につき、法定の新規性喪失の例外事情として、台湾当局が主催する展覧会又は台湾当局の認可を受けた展覧会で展示されたため、或いは、出願人の意図に反して漏洩したもの、二つのケースを定めている（新専利法では、例外事情として、刊行物に記載されたものが加えられる）。登録出願に係る意匠が出願日前に前記法定の新規性喪失の例外事情のいずれかを有し、出願日前に同一又は類似の意匠が既に刊行物に記載されたり、又は既に公然実施されたり、又は既に一般の人によく知られていた場合、出願人がその事実が生じた日から6ヶ月以内に出願し、出願と同時に該事実及び該事実が生じた期日を明記し、並びに指定された期間内に証明書類を提出するのであれば、該事実と関係のある技術によって、登録出願に係る意匠の新規性が喪失することはない。

2-4 創作性

意匠制度は出願人に専有かつ排他的な意匠権を付与するものであり、出願人が意匠を公開するのを奨励することによって、一般の人が該意匠を利用することができるようにする制度である。技術工芸に貢献のない先行意匠については、意匠特許権を付与する必要はない。したがって、登録出願に係る意匠が、該意匠の属する技術分野の通常知識を有する者が出願前の先行技術工芸により容易に思いつくものであれば、意匠登録を受けることはできない。

2-5 意匠登録を許可することのできない意匠

以下の登録出願に係る意匠は、意匠登録を受けることができない。

単に機能上不可欠な設計からなる物品造形、或いは単なる芸術的創作又は美術工芸品、或いは集積回路の回路配置及び電子回路の配置、或いは公序良俗又は公衆衛生を害する物品、或いは党旗、国旗、国父（孫文）の肖像、国の紋章、軍旗、印章、勲章と同一又は類似である物品。

***3. 意匠登録を受けるまでの手続概要**

現行専利法では、意匠登録の出願は、意匠登録出願権者が願書、図面説明書を備えて、智慧財産局にこれを提出し、並びに、願書、図面説明書が全て揃った日を出願日とする。したがって、意匠登録出願に必要な書類は願書及び図面説明書であり、特許及び実用新案登録にはこのほかに明細書を備える必要があり、これが意匠登録と特許及び実用新案との主な相違点である。なお、新専利法では、意匠登録の出願は、願書、意匠説明書及び図面を備えて、特許主務官庁にこれを提出しなければならない。

意匠の図面説明書

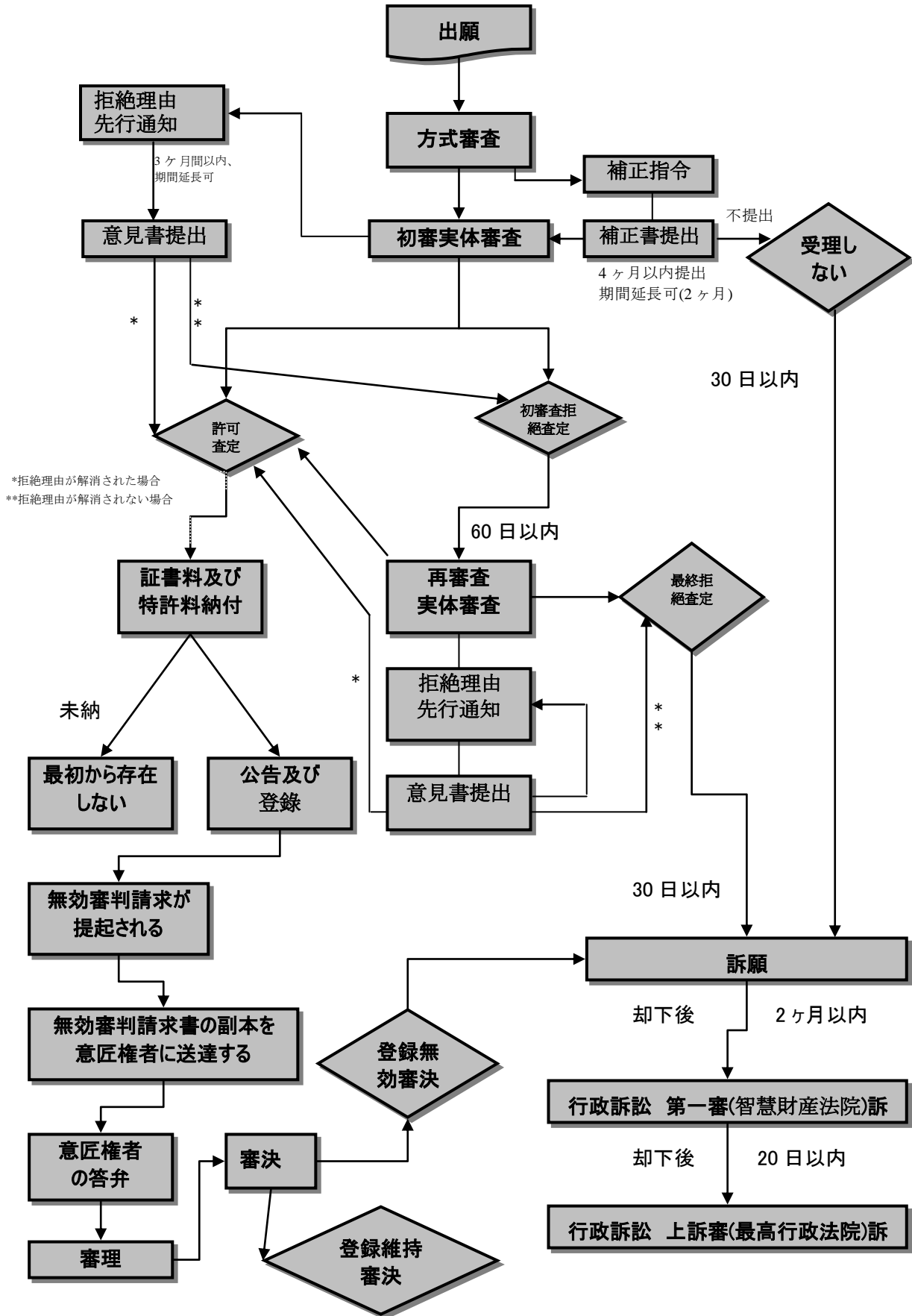
意匠の物品名称は、意匠を用いる物品を明確に指定し、関係のない文字を付けてはならない。それが組立部品である場合、いかなる物品の組立部品なのか記載しなければならない。

意匠創作の説明は、物品の用途及び意匠の物品の創作特徴を記載しなければならない。図面に開示されている物品が、その材料の特性、機能調整又は使用状態の変化によって、その造形が変わる場合には、簡単な説明も記載しなければならない。図面上に意匠登録を出願する物品ではない参考図がある場合、これについて説明しなければならない。

意匠の図面の説明は、その図面について簡単に説明しなければならない。各図面同士が同一又は対象で省略する場合には、その旨注記しなければならない。

意匠の図面は、意匠を用いる物品の形状について立体図及び六面図（正面図、左側面図、右側面図、平面図、底面図、背面図）を提出する必要がある。また、立体図又は意匠を最もよく表現することができる図面を代表図として指定すべきである。

意匠登録出願から権利取得まで（2012年2月現在）



***3-1 必要書類**

現行専利法では、意匠登録の出願は、意匠登録出願権者が願書、図面説明書を備えて、智慧財産局にこれを提出しなければならない（新専利法では、意匠登録の出願は、願書、意匠説明書及び図面を備えて、特許主務官庁にこれを提出しなければならない）。出願権者が雇用者、譲受人又は相続人である場合、創作者の氏名を明記し、かつ雇用、譲受又は相続を証明する書類を添付しなければならない。その願書には以下の事項を明記しなければならない。

- (1) 意匠を施す物品の名称。
- (2) 創作人の氏名及び国籍。
- (3) 出願人の氏名又は名称、国籍、住（居）所又は営業所。代表者がいる場合には代表者の氏名も記載しなければならない。
- (4) 特許代理人に委任する場合、その氏名、事務所。
- (5) 新規性の猶予期間（新規性喪失の例外）を主張する場合、事実及びその事実が生じた期日を明記しなければならない。
- (6) 国際優先権を主張する場合、それぞれ最初に登録出願した国、又は WTO 加盟国の国民が国際条約又は地域条約により出願した日。

3-2 優先権の主張

専利法の規定によれば、優先権主張に関する法定期間は、意匠の場合、外国において最初に登録出願した日から 6 ヶ月以内であり、期限を過ぎたら優先権を主張することはできない。これは、外国において最初に専利出願又は登録出願した日から 12 ヶ月以内であれば優先権を主張できる発明又は実用新案よりも短い。

***3-3 特殊な出願**

(1) 分割出願

専利又は登録を出願した発明又は創作が、実質上 2 以上の発明又は創作である場合、智慧財産局の通知又は出願人の請求により、出願を分割することができる。分割出願は意匠登録原出願案の再審査の査定前に行わなければならない。

(2) 出願の変更

原則として、意匠登録出願の出願変更は全て、特許出願及び実用新案登録出願の出願変更に係る規定を依拠とするが、意匠登録が初審査で登録が許可されなかった場合、出願人は査定書が送達された後、法定期間内においてのみ再審査請求又は出願変更請求のいずれかを行うことができる。登録出願の意匠が再審査でも登録が許可されなかった場合、出願人は再審査査定書が送達された後、法定期間の 30 日以内に訴願を提起するか、又は 60 日以内に出

願変更を請求するか、いずれか 1 つを選択して行うことができる。新専利法では、実用新案から意匠に変更する場合、実用新案に再審査制度の適用を受けないため、査定書送達後 30 日以内に変更を請求しなければならないように修正した。

出願変更の態様は、他種類間での変更と、同種類内での変更とに分類することができる。意匠を他種類に変更する態様には、発明を意匠に変更するもの、実用新案を意匠に変更するもの、意匠を実用新案に変更するものがある。同種類内で変更する態様には、独立意匠を「類似意匠」に変更するものと、「類似意匠」を独立意匠に変更するものがある。

(3) 類似意匠

「類似意匠」とは、同一人がその原意匠に基づいて創作し、かつ構成が類似しているものを指す。したがって、「類似意匠」の登録出願人と原出願案の出願人は同一人でなければならない。「類似意匠」登録を出願する場合、願書に原意匠の出願番号を記載しなければならない。並びに原意匠登録出願案の図面説明書を 1 部添付しなければならない。「類似意匠」登録出願が登録許可を受けた場合、新たに意匠登録証を発行せず、原出願案の登録証に注記を加え、改めて登録料を納付する必要もない。その意匠権存続期間は原意匠権の存続期間が満了するまでとする。新専利法では、類似意匠制度を廃止し、関連意匠制度を導入し、併せて部分意匠制度、組物意匠制度などを導入したが、秘密意匠はまだ導入していない。

3-4 補正手続き及び訂正申請

(1) 補正手続き

智慧財産局が意匠登録を審査するとき、請求により又は職権で期限を定めて図面説明を補充又は補正するよう出願人に通知することができる。したがって、登録意匠の補充又は補正もまた、請求によるもの、又は職権によるもの、2 種類の状況がある。かつ、審査中にこれを行うことができ、この点は特許及び登録実用新案と異なる。

(2) 訂正申請

訂正とは、既に「専利権」取得後の明細書、図面又は図面説明について修正することを指す。これは、審査中の補充又は補正とは異なる。これによれば、訂正申請は、許可査定、費用納付、証書受領並びに公告を経て「専利権」を取得した後、はじめて提出することができる。許可査定の後、費用を納付して証書を受領するまでは、補充、補正又は訂正制度の適用はない。登録意匠の訂正事項は、図面説明中の誤記又は不明瞭な事項を訂正するものに限る。

3-5 実体審査

台湾の意匠登録の審査は、職権により実体審査を行う制度を採用している。し

たがって、智慧財産局が意匠登録出願を受理した後、方式審査を経て登録出願書類が全て揃っていることが確認されれば、出願人に、実体審査手続きを行うよう通知しなければならない。

4. 権利の取得及び維持

4-1 登録料及び登録料の納付

登録出願された意匠は、許可査定後、出願人は査定書送達後 3 ヶ月以内に登録料及び 1 年目の登録料を納付しなければならない。前記の費用が納付された後、はじめて公告される。期間が満了しても前記費用を納付しなかった場合、公告を行わず、その意匠権は最初から存在しなかったものとする。登録出願に係る意匠は、公告の日より意匠権を付与し、証書を発行する。

4-2 登録料の追納

登録意匠の 2 年目以降の登録料を、登録料を納付すべき期間内に納付しなかった場合、期間満了後の 6 ヶ月以内に追納することができる。但し、その納付金額は規定の登録料の倍額とする。この規定は特許、登録実用新案と同じである。

4-3 存続期間

意匠権の存続期間は、出願日から起算して 12 年をもって満了とする
「類似意匠」権の存続期間は、原意匠権の存続期間満了と同時に満了する。

5. 行政訴訟手続き

5-1 種類

専利法の規定によれば、智慧財産局が意匠登録出願に対して行った関連処分、たとえば意匠登録拒絶査定、優先権主張の却下、意匠権の取消し、無効審判における無効審決又は維持審決、無効審判請求却下等の決定は全て行政行為であり、即ち行政処分である。当事者が智慧財産局の行った行政処分に不服である場合、行政救済手続きによって、まず訴願手続きを実施し、その後智慧財産法院に対して、行政訴訟を提起することができる。

5-2 智慧財産法院の判決に不服である場合

専利法の規定によれば、智慧財産局が行う関連処分に不服である場合、訴願を経た後、智慧財産法院に対し行政訴訟を提起することができ、また智慧財産法院が判決を作成した後、当事者が不服である場合、判決が送達された後 20 日以内に、行政訴訟法の規定により最高行政法院に対し救済を提起することができる。

***5-3 訴訟手続きの中止**

現行専利法の規定によれば、特許権に関する民事訴訟、出願、無効審判請求事件、取消事件が確定する前、裁判を停止することができる。裁判所は、法により裁判停止の裁定を下す際、無効審判請求提出の正当性に注意しなければならない。無効審判請求が権利侵害訴訟案件の審理に関わる場合、主務官庁は優先的に審査することができる。しかし、民事・刑事訴訟の進行が無効審判請求等の案件の決定により引き延ばされることのないよう、裁判所は既に明確である争点について、自らこれを決定することができる。なお、新専利法では、訴訟手続き中止に関する規定は削除された。

智慧財産案件審理法第 16 条第 1 項には、「当事者が知的財産権に取消し、無効すべき理由があると主張又は抗弁する場合、裁判所はその主張又は抗弁の理由の有無につき自ら判断しなければならない、民事訴訟法、行政訴訟法、商標法、専利法、植物品種及種苗法（植物及び種苗法）、又はその他の法律の訴訟手続き停止に関する規定を適用しない」と明確に規定するので、今の実務では無効審判の存在により訴訟手続きは停止しなくなる。

5-4 智慧財産案件審理法及び智慧財産法院組織法と智慧財産案件審理細則

詳細は本編第 8 章の説明を参照されたい。

第5章 商標法

*1. 保護対象

商標法の保護対象は「商標、証明標章、団体標章、団体商標」である。法上の「商標」とは、事業者が自己の商品、役務を他人の商品・役務と区別するために、商品・役務について使用する文字、図形、記号、色彩、立体形状、動画、ホログラム、音など又はこれらの結合で構成する識別力を具えた標識である（新商標法第2条、第18条）。つまり、事業者が自己の取り扱う商品又は役務を表彰するために、商標権を取得しようとする者は、登録出願をすることができ、また商標の構成については、平面に表現される文字、記号、色の組合せ又はその結合といった二次元（平面商標）のもののほか、立体商標、動く商標、音響商標、匂い商標も認められている。

これまで、商標として登録を受けることができるのは、文字、図形、記号、色彩、音声、立体形状又はそれらの結合により構成するものに限られるものの、新商標法は、商標保護対象の範囲を「動く商標(motion marks)」「ホログラム(hologram marks)」「匂い商標」までに広げ、商標としての識別力を具えるものならば、登録を受けることは可能となる。

以上のように、新商標法は、商品・役務における視覚表示（平面・立体）及び聴覚、臭覚表示を保護対象としている。

2. 登録要件

*2-1 商標の成立性

商標は文字、図形、記号、色彩、立体形状、動画、ホログラム、音、匂いなど又はこれらの結合で構成することができる。

*2-2 積極的登録要件

新商標法第18条によれば、識別力さえ具備すれば、二次元・三次元であろうか、静止画面か動画か、匂いであっても、商標として登録を受けることは可能となる。

「商標としての識別力」とは、商標の持つ本質的機能として、その商標により消費者が何人の業務に係る商品・サービスであるかを認識できる機能をいう。

「商標識別性審査要点」によると、識別力のある商標及び識別力のない商標をそれぞれ次のように例示している。

識別力のある商標

- (1) 独創的商標： 知恵で独創したものであり、既存の語彙もしくは物事を援用していないもの。（例えば、「PANASONIC」、「SONY」をテレビ、録音機に使用する。）
- (2) 随意的商標： 既存の語彙もしくは物事を援用したが、指定商品・役務とは全然関係がないもの。（例えば、「APPLE」をコンピュータに使

用する。)

- (3) 暗示的商標：商標が、商品又は役務の形状、品質、用途又はその他関連成分、性質、特性、機能又は目的等を仄めかすに留まり、業者間に必要とされるか又は通常それを以って商品の説明を行うものでない場合。

識別力のない商標

- (1) 説明性標識（例えば、deluxe、best、top、extra、fresh、light 等）。
- (2) 通用標章又は名称（例えば、「TAPAS」はスペインの伝統的な居酒屋又は小皿料理や肴であり、これはレストラン、ビアホール、バーのサービス自体又はサービス内容の通用名称である。「**R**」とは、その使用過程を医師が仔細に観察する必要のある、医師が処方箋を書き、薬剤師が該処方箋に誤りがないかどうか確認したうえで、該処方箋に基づいて調剤する必要のある処方薬を指し、これは薬品の通用標章である。）
- (3) その他の先天的識別力を具えない標識（単一のアルファベット、型番、単純な数字、簡単な線又は基本的な幾何学的図形、装飾図案、苗字、呼称と苗字の結合、会社の正式名称、ドメイン・ネーム、よく見かける宗教に関連する神々、用語と標識、スローガン、よく見かけるお祝いの言葉、吉祥語（縁起のいい言葉）、流行語及びことわざなど）

ただし、新商標法第 29 条第 2 項により、商品・役務の品質、用途、原料、産地又は関連する特性を描写する説明（新商標法第 29 条第 1 項第 1 号）又は識別力を具えていない標識のみで構成されたもの（新商標法第 29 条第 1 項第 3 号）であっても、出願人により使用され、且つ取引上すでに当該出願人の商品・役務を識別する標識となっている場合（後天的識別性の発生）は、登録を受けることができる。また、現行商標法により、著名な地理表示を地域団体商標又は証明標章として登録を受けることが可能であるものの、証明標章、産地証明標章及び産地団体標章（地域団体商標）の定義が不明確であるため、新商標法では、証明標章の定義を修正するとともに、産地証明標章及び産地団体標章(地域団体商標)の定義及び出願関連規定を追加する。

*2-3 消極的登録要件

新商標法第 30 条第 1 項には、商標の不登録事由を規定している。次の各号のいずれかの事情に該当する商標は、登録することができない。

- (1) 商品又は役務の機能を発揮するためにのみ必要であるもの。

- (2) 台湾の国旗、国の紋章、国璽、軍旗、軍の徽章、印章、勲章又は外国の国旗又は世界貿易機関の加盟国がパリ条約第6条の3第3号によって通知した外国の紋章、国璽又は国の徽章と同一又は類似のもの。
- (3) 国父（孫文）又は国家元首の肖像又は氏名と同一のもの。
- (4) 台湾の政府機関又はその主催する博覧会の標章、又はこれらが授与する表彰状等と同一又は類似のもの。
- (5) 国際的な政府組織又は台湾内外の著名で、且つ公益的性質を具えた組織の徽章、旗、その他の記章、略語、名称と同一又は類似のもので、公衆が誤認、誤信するおそれがあるもの。
- (6) 国内外で品質管理又は査証を表すのに用いる国の標識、マークと同一又は類似のもので、且つ同一又は類似の商品又は役務に使用するもの。
- (7) 公序良俗を害するもの。
- (8) 公衆にその商品又は役務の性質、品質又は産地について誤認、誤信させるおそれがあるもの。
- (9) 台湾又は外国のワイン又はリカーの産地表示と同一又は類似のもので、且つワイン又はリカーと同一又は類似の商品に使用しており、且つ該外国は台湾と協定を締結する、又は同じ国際条約に加盟する、又はワイン又はリカーの産地表示の保護を相互に承認するもの。
- (10) 同一又は類似の商品又は役務について、他人の登録商標又は他人が先に出願した商標と同一又は類似のもので、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがあるもの。但し、当該登録商標又は先に出願した商標の所有者が後の登録出願に同意し、且つ、明らかに不当な事情がないものは、この限りでない。
- (11) 他人の著名な商標又は標章と同一又は類似のもので、関連する公衆に混同誤認を生じさせるおそれがあるもの、又は著名な商標又は標章の識別力又は信用を損なうおそれがあるもの。但し、該商標又は標章の所有者の同意を得て登録出願した場合は、この限りでない。
- (12) 同一又は類似の商品又は役務について、他人が先に使用している商標と同一又は類似のものであって、出願人が当該他人との間に契約、地縁、業務上の取引又はその他の関係を有することにより、当該他人の商標の存在を知っており、それを真似る意図で登録を出願した場合。但し、当該他人の同意を得て登録出願した場合は、この限りでない。
- (13) 他人の肖像又は著名な氏名、芸名、ペンネーム、屋号を有するもの。但し、当該他人の同意を得て登録出願したものはこの限りでない。
- (14) 著名な法人、商号又はその他の団体の名称を有し、関連する公衆に混同誤認を生じさせるおそれのあるもの。但し、その同意を得て登録出願した場合は、その限りでない。

- (15) 商標が他人の著作権、専利権又はその他の権利を侵害し、判決によりそれが確定したもの。但し、当該他人の同意を得て登録出願した場合は、この限りでない。

***2-4 先願主義**

新商標法第 22 条には、「2 人以上の者が同日に同一又は類似の商標を以って、同一又は類似の商品又は役務についてそれぞれ個別に登録を出願した結果、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがあり、また時間の前後を判断することができない場合、各出願人の協議によりこれを定める。協議が成立しない場合は、抽選によりこれを定める。」と定めている。以上のように、先願主義を採っており、同一又は類似商品に、同一又は類似の商標を以って出願し、混同を引き起こすおそれがある場合、最も先に出願した者を権利者として登録すべきであるとされている。ただし、優先権が主張された場合には例外となる。ちなみに、商標の出願日は一般的に、智慧財産局に実際に提出された日であるが、新商標法第 20 条による優先権を主張する場合、その登録出願日は優先日を基準とする。なお、新商標法は、台湾と相互に優先権を承認している国又は世界貿易機関の加盟国のほか、外国の出願人が世界貿易機関の加盟国の国民でなく、且つその所属する国は台湾と相互に優先権を承認していない場合でも、互惠国又は世界貿易機関の加盟国領域内に住所又は営業所を設けていれば、優先権を主張することができる。

3. 登録を受けるまでの手続概要

***3-1 商標登録出願**

自己の商品又は役務を表彰するために、商標権を取得しようとする者は、登録出願をすることができる。自然人、法人又はその他の組織はいずれも商標出願することができる者である。新商標法では、商標の構成については、平面に表現される文字、記号、色の組合せ又はその結合といった二次元（平面商標）のもののほか、立体商標、動く商標、音声商標、匂い商標も認められている。商品区分については、国際商品分類（ニース分類）が導入されており、商品区分（商品と役務を含めて）はニース分類と一致し、都合 45 区分に分けられている。しかし、サブ・クラスの内容は、国際商品分類のそれとは少々異なっている。なお、一出願多区分出願制度を採用しており、出願者が同じ商標を異なる区分の商品又は役務において出願する場合、一つの出願として行うことができる。

台湾当局の手数料について、2011 年 2 月 1 日に「商標規費收費準則」（商標政府手数料費用徴収規則）が施行されたので、手数料の計算方法は以下のとおり改正した。

- ① 第 1 類~34 類の指定商品について、指定商品の数が 20 以下の場合には、各

類につき NT\$3,000 を維持し、商品が 21 個を超える場合は、1 個増えるごとに NT\$200 を加算する。

- ② 第 35 類~45 類の指定役務について、役務の数で料金を計算するのは、現在の審査上、依然として困難であるため、各類につき NT\$3,000 を維持するが、第 35 類の特定商品の小売・卸売に係る指定役務の数が 5 個を超えた場合は、1 個ごとに NT\$500 を加算する。

商標出願から登録までの一般的な流れ及び注意点は次の通りである。

- (1) 智慧財産局に定めた書式による願書、見本、及び添付書類（委任状、優先権証明書等）を智慧財産局へ提出する。願書に指定商品・指定役務の記入について、クラス・ヘッディングというような概括的な表現が認められていない現行実務では、しかるべく具体的な指定商品名を列挙しなければならない。
- (2) 出願してから 6~8 月以内に、審査官は商標登録出願書類、手続きの仕方に対し、法律で規定されたものを備えているかどうかの審査（いわゆる「方式審査」）を行う。出願書類又は手続きに不備がある場合、出願人（代理人）に、期限を定めて補正するよう書面又は電話により通知する。当該期限を過ぎても補正されない場合には、智慧財産局は当該商標出願を受理しない。但し、指定期間に遅れても、処分前に補正した場合は受理しなければならない。（新商標法第 8 条）
- (3) 方式審査を経て、次に審査官は法律に規定された不登録事由の有無の審査（いわゆる「実体審査」）を行う。新商標法第 29 条第 1 項又は第 30 条第 1 項所定の不登録事由がある場合、この登録拒絶理由を出願人（代理人）に通知し、期限を定めて意見書の提出機会を与える。また、指定商品又は役務の縮減、商標図案の実質的変更でないもの、分割及びディスクレームは、拒絶査定が下りる前に行わなければならない。（新商標法第 31 条）
- (4) 不登録事由がない、又は拒絶理由が克服された場合、登録査定及び登録料納付書が送達される。登録査定を受けた商標については、登録査定書が送達された日から 2 ヶ月以内に登録料を一括納付した場合、登録の公告がされ、また登録証書が発行されることとなる。査定書が送達された日から 2 ヶ月以内に登録料を納付しない場合、登録を公告しない。また、出願人が故意ではなく、前述の期間内に登録料を納付しなかった場合は、納付期間が満了後 6 ヶ月以内に 2 倍の登録料を納付すると、商標主務官庁がこれを公告する。但し、第三者がこの期間に行った登録出願又は取得した商標権に影響を与える場合は、これを行うことはできない。（新商標法第 32 条）
- (5) ちなみに、登録料納付後、商標公報に登録の公告がされ、商標権の設定登録がされると同時に、登録証書が発行され商標権利者（代理人）に交付される。

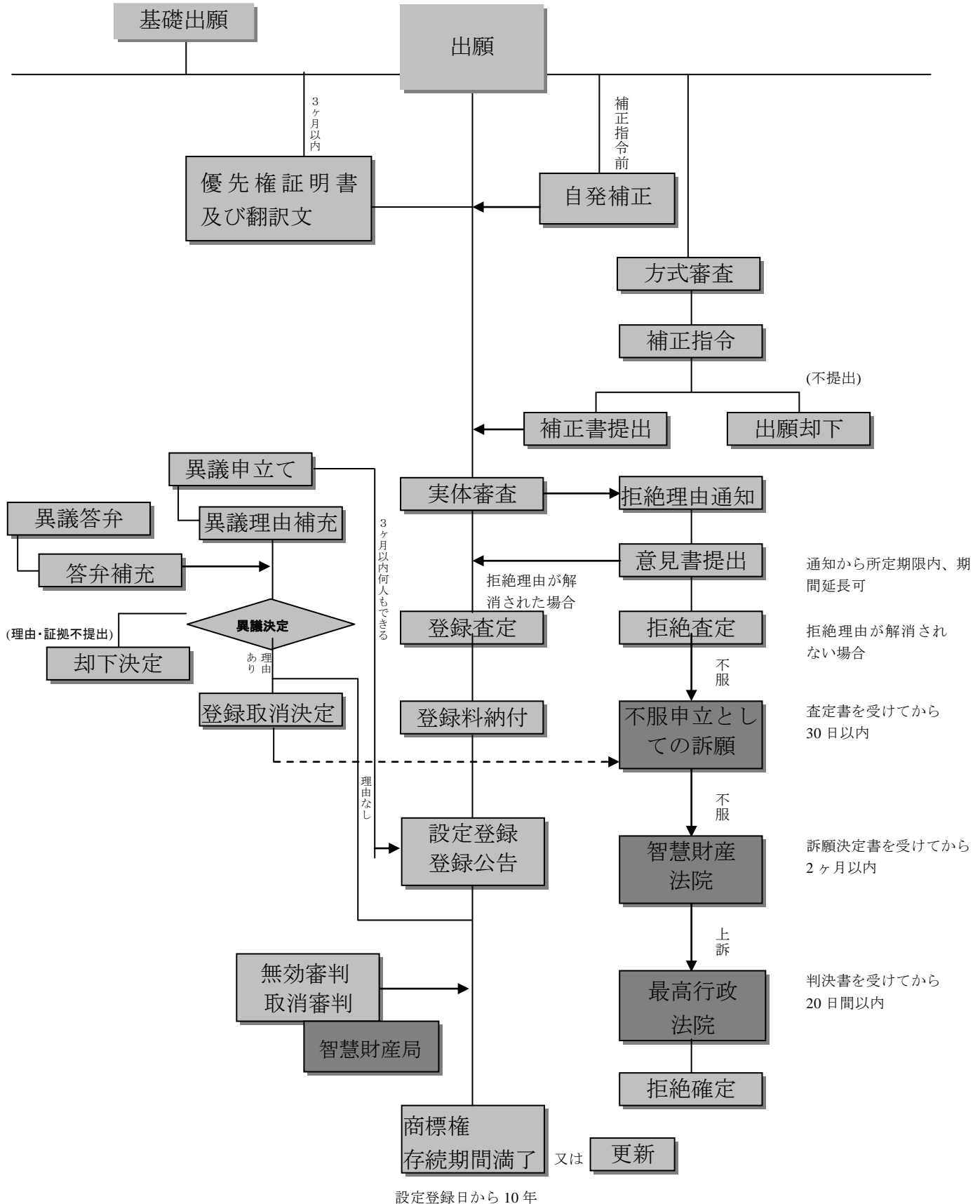
以上のように、商標に関する法令等によると、商標の新規登録出願が提出され

た後、審査（方式審査、実体審査）に通れば、登録査定を受けることとなり、この登録査定を受けてから2ヶ月以内に登録料を納付すれば、商標権の設定登録がされ、商標公報に公告されるとともに、登録証書が発行される。商標登録出願の審査は、特殊な事情がない限り、通常出願してから登録査定または拒絶査定を受けるまでに約10ヶ月を要する。

商標の登録出願に不登録事由があると認められた場合、拒絶理由通知が発行される。この拒絶理由通知に対し、出願人は意見書を提出して反論することができる。意見書を提出しても拒絶理由を克服できなければ、拒絶査定が発行されることになる。この拒絶査定に対し、訴願、行政訴訟などを通じて不服申立てを行うことが可能である。一方、何人も、商標登録公告の日から3ヶ月以内に、智慧財産局に対して異議を申立てることができる。また、異議期間が経過した後は、利害関係人であれば、智慧財産局に対し、無効審判請求を提出することができる。商標登録出願の審査手順については、次の「商標出願から登録までのフローチャート」を参照されたい。

商標出願から権利取得まで

(2012年2月現在)



*3-2 必要書類

二次元商標（平面商標）登録の出願をしようとする者は、次の書類を備え、それらを智慧財産局に提出しなければならない。

(1) 願書

出願人の名称及び住所、提出日、商標、指定商品・役務及びその区分。

優先権を主張する場合、基礎出願の出願番号、出願日、国名を記入しなければならない。

(2) 委任状（記名、捺印で可、公・認証不要）

出願人の住所、名称又は代表者に変更がなければ、記名捺印してから 5 年間は、既に提出された同一の委任状を援用できる。

(3) 商標見本

5 枚、サイズは 5cm×8cm を超えてはならない。（カラーである場合は、モノクロームの商標見本も 2 枚添付する）

音響商標、立体商標の登録を出願しようとする者は、以上の書類のほか、次の点に留意する

・音響商標の登録出願の場合、

願書にその旨明記し、且つ五線譜、数字譜又は説明描写を以って表示するとともに、その音声記録された光ディスクを添付しなければならない。五線譜、数字譜で表示する場合、関連説明を記さなければならない。

・立体商標の登録出願の場合、

願書にその旨明記するとともに、立体形状で図形を表示し、且つ関連説明を記載しなければならない。立体形状を明確に表現するために、出願人は同時に 5 枚以下の、異なる角度で同比率の図面又は見本を提出することができる。智慧財産局が必要であると認めた場合は、出願人にこれらの提出を命ずることができる。前述の立体形状に権利を主張しない部分が含まれている場合、権利を主張する部分は実線で描写しなければならない。また、権利を主張しない部分については破線で表示するとともに、専用しない旨表明しなければならない。

特殊な出願である証明標章、団体標章、団体商標の場合は、下記の 3-4 にてそれぞれ説明する。なお、本マニュアルを作成した時点においては、動く商標、ホログラム、匂い商標、位置商標などの登録出願に関する施行細則や審査基準がまだ公開されていないため、提出すべき必要書類の詳細は明らかでない。

*3-3 優先権主張

台湾はパリ条約の加盟国ではないが、2002 年から WTO の加盟国となっている。WTO TRIPs 協定を遵守することが WTO の加盟国に義務付けられているため、同協定の第 2 条に従い、WTO の全加盟国に優先権を主張できる権利を与える。した

がって、WTO の加盟国又は台湾と相互に優先権を承認している国において合法的に登録出願した商標を、その出願人が当該外国における最初の出願日の翌日から 6 ヶ月以内に台湾に登録出願した場合、当該外国の出願に基づく優先権を主張することができる（新商標法第 20 条）。なお、現行商標法により、外国の出願人が世界貿易機関の加盟国の国民でなく、且つその所属する国は台湾と相互に優先権を承認していない場合でも、互惠国又は世界貿易機関の加盟国領域内に住所又は営業所を設けていれば、新商標法第 20 条第 1 項の規定により優先権を主張することができる。前述の規定に基づき優先権を主張する者は、出願と同時に優先権を主張する旨の声明を提出し、且つ願書に当該商標の外国での出願日、当該出願を受理した国名又は世界貿易機関の加盟国、及び最初に出願した際の出願案件番号を記載しなければならない。また、出願人は、出願日から 3 ヶ月以内に、先述の当該外国政府が出願受理を証明した出願書類を提出しなければならない。以上の規定に違反した場合、優先権を失う。優先権の主張が成立する場合、その出願日は優先日を基準とする。複数の優先権を主張し、成立する場合、それぞれの商品又は役務が主張する優先権日を出願日とする。

また、「海峡兩岸智慧財産権保護協力協議」に合わせるために行われた現行商標法第 4 条の改正も、既に 2010 年 8 月 25 日に公告され、2010 年 9 月 12 日に発効した。中台主務官庁によって内部関連作業の調整が完了した後、2010 年 11 月 22 日から台湾及び中国は商標優先権に基づく出願は相互に受理することになったが、出願日が 2010 年 9 月 12 日（同協議の発効日）以降の台湾及び中国の出願のみ、優先権主張の依拠とすることができる。

*3-4 特殊な出願

(1) 証明標章

証明商標とは、証明する能力を有する法人、団体又は政府機関が、他人の商品又は役務の特性、品質、精密度、原料、製造方法、産地又はその他の事項を証明し、これによって証明されていない商品又は役務と区別する標識である。前述の規定によって産地を証明する場合、該地域の商品又は役務は特定の品質、名声又はその他の特性を具えていなければならない。証明標章の出願人は該地理的名称を含む、該地域を示すことのできる標識を産地証明標章として登録出願することができる。なお、証明標章の出願人が、証明しようとする商品又は役務に係る業務に従事している場合、登録出願することはできない。また、証明標章の出願人の資格は制限されており、前述の「他人の商品又は役務を証明する能力を有する法人、団体又は政府機関」が、出願時出願人の有する、証明資格又は証明能力に係る証明書類を提出しなければならない。

WTO TRIPS 協定の地理的表示の保護に関連する規定に従い、地理的表示保護を強化し、現行商標法では、第 72 条に産地証明標章が定められたので、地

名、地理的範囲及び地理的表示も証明標章として登録できるようになった。(例えば、池上米)しかし、規定自体の内容が不明確であるため、新商標法は、証明標章の定義を修正するとともに、産地証明標章及び産地団体標章(地域団体商標)の定義及び出願関連規定を追加する。ので、地名、地理的範囲及び地理的表示も証明標章として登録できるようになった。(例えば、池上米)また、産地証明標章の産地名称には第29条第1項第1号及び第3項の識別力を具えていない規定を適用しない。産地証明標章権者は、他人が商業取引の慣習に沿い、誠実且つ信用できる方法を以って、その商品又は役務の産地を表示することを禁止してはならない。(新商標法第84条)

(2) 団体標章

団体標章とは、法人資格を有する同業組合、協会又はその他の団体が、その組織又は会員籍を表彰し、これによって該団体の会員でない者と区別する標識である。(新商標法第85条)

団体標章登録の出願は、法定事項を明記した願書を以って、並びに団体標章の使用規範(会員の資格、団体標章の使用条件、団体標章の使用の管理、監督方法及び規範に違反した際の処理措置を明記したもの)を添付して、商標主務官庁に提出しなければならない。

(3) 団体商標

団体商標とは、法人資格を有する同業組合、協会又はその他の団体がその会員の提供する商品又は役務を示し、これによって該団体の会員でない者が提供する商品又は役務と区別するのに使われる標識である。

団体商標の登録出願は、商品又は役務の区分及び名称を記載した願書をもって、並びに団体商標の使用規範(会員の資格、団体商標の使用条件、団体商標の使用、管理及び監督の方法及び規範に違反した際の処理措置を明記したもの)を添付して、商標主務官庁に提出しなければならない。地域団体商標の使用規範書には、前述の記載すべき事項以外に、地域の特定範囲内に所在する者がその商品又は役務及び資格について、使用規範書に合致すれば、地域団体商標権者はその者が会員になることに同意しなければならない旨を記載する必要がある。また、商標主務官庁が登録を公告するとき、併せて団体商標の使用規範書を公告しなければならない。登録後に修正がある場合は、商標主務官庁の許可を得て、これを公告しなければならない。

*3-5 方式審査

上記3-1にて述べた通り、商標登録出願の審査は方式審査と実体審査に分けられている。方式審査では主に出願手続き・書類が完備しているかどうかを審査し、実体審査においては、方式審査を経た商願について受理された出願内容を確定し、その商標自体が商標としての商品自他識別性を具えているか、法定の不登録事由があるか、商標登録可能なものかの審査を行う。

方式審査において、商標出願の書類又は手続きに不備がある場合、補正する必要がある。補正の手続きについて、下記の通り述べる。実体審査の詳細については、後述の3-6を参照されたい。

(1) 補正時期

商標登録出願後、出願人が自ら出願に不備があることに気付いた場合、自発補正することができる。なお、審査作業をスムーズにさせ、早期登録を図るために、自発補正手続きをとったほうがよい。

一方、審査官は、審査を始めた後、補正が必要だと判断した場合は、出願人（代理人）に補正を行うよう通知する。出願人は、補正指令を受領してから所定期間（通常は1ヶ月であるが、2ヶ月の場合もある。なお、期間延長ができる。）内に、指定された内容に基づき補正を行い智慧財産局に提出する。所定期間満了後、補正が行われなかったときは、出願は受理されないことになる。かかる補正の回数の制限は規定されていない。

(2) 補正の範囲

- ① 書類の補正：委任状、優先権証明書類等。
- ② 指定商品の補正：商品名の表現法は、範囲が広すぎる（例：電子製品）、又は不明確（ソフトウェアを使った商品）である場合、審査官より、具体的な商品名に変更するよう求められる。新製品であれば、商品の説明書又はカタログ等を添付する場合がある。
- ③ 指定商品の減縮：指定商品・指定役務は、商標登録出願後に追加することはできないが、指定商品・指定役務の減縮はできる。よって、実体審査では、指定商品と同一・類似する商品において、他人の同一・類似商標が存在するため登録拒絶を受けた場合、抵触する商品が非主力商品であれば、当該商品を削除することにより、拒絶理由を解消することができる。
- ④ 出願人、代表者又は住所の中国語表記の補正、修正
- ⑤ 台湾当局の料金の補正

また、商標図案については、登録出願後、変更することができないものの、識別力を有しない構成部や記述的な文字・図形の削除は実質変更には該当せず、この類の変更は認められるようになっている（新商標法第23条）。なお、現行実務では、以上の補正は、そもそも出願の必要書類、事項又は第三者に不測の損害が発生しないように便宜措置として認められるものである。したがって、出願人の補正手続に対し、智慧財産局は受理決定又は却下決定を下さない。出願人の補正が商標に関する法令と合致していない場合、審査官は同一事項につき再度出願人に書類、指定商品の表現法等の補正を求めることができる。

(3) 出願分割と出願変更

出願分割と出願変更制度は補正手続きとは異なるが、補正と類似の機能を果たしている。

出願人は指定商品又は役務について、智慧財産局に対し、自発的に又は拒絶理由通知に対応する過程において、2以上の登録出願への分割を請求することができる。なお、この場合、元の出願日を出願日とする。（新商標法第26条）。

一方、出願人の名称、代表者、住所、代理人その他の事項（例えば、出願人の名称又は住所の誤り、文字、用語又は清書の誤り、その他明らかな誤記など）につき、誤記又は変更がある場合は、智慧財産局に変更届け出をしなければならない。（新商標法第24条、第25条）

*3-6 実体審査

(1) 拒絶理由

方式審査を経て、智慧財産局は受理された商標登録出願に対し、商標に関する法令に従って審査を行う。出願から審理完了までスムーズに進行した場合は、約10ヶ月を要する。

商標法には以下の拒絶理由がある。

A、商標としての自他識別力（新商標法第18条第2項、第29条第2項）を備えていない

商標が、その商品又は役務の関連消費者にそれが当該商品又は役務を表彰する識別力を具えた標識であると認識させることができず、且つそれによって他人の商品と区別できない。

B、新商標法第30条第1項各号のいずれかの事情に該当する

- ① 商品又は役務の機能を発揮するためにのみ必要なもの。
- ② 台湾の国旗、国の紋章、国璽、軍旗、軍の徽章、印章、勲章又は外国の国旗、又は世界貿易機関の加盟国がパリ条約第6条の3第3号によって通知した外国の紋章、国璽又は国の徽章と同一又は類似のもの。
- ③ 国父（孫文）又は国家元首の肖像又は氏名と同一のもの。
- ④ 台湾の政府機関又はその主催する博覧会の標章、又はこれらが授与する表彰状等と同一又は類似のもの。
- ⑤ 国際的な政府組織又は国内外の著名で、且つ公益的性質を具えた組織の徽章、旗、その他の記章、略語、名称と同一又は類似のもので、公衆が誤認、誤信するおそれがあるもの。
- ⑥ 国内外で品質管理又は査証を表すのに用いる国の標識、マークと同一又は類似のもので、且つ同一又は類似の商品又は役務に使用するもの。
- ⑦ 公序良俗を害するもの。
- ⑧ 公衆にその商品又は役務の性質、品質又は産地について誤認、誤信させるおそれがあるもの。
- ⑨ 台湾又は外国のワイン又はリカーの産地表示と同一又は類似のもので、且つワイン又はリカーと同一又は類似の商品に使用しており、且つ該外

国は台湾と協定を締結する、又は同じ国際条約に加盟する、又はワイン又はリカーの産地表示の保護を相互に承認するもの。

- ⑩ 同一又は類似の商品又は役務について、他人の登録商標又は他人が先に出願した商標と同一又は類似のもので、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがあるもの。但し、当該登録商標又は先に出願した商標の所有者が後の登録出願に同意し、且つ、明らかに不当な事情がないものは、この限りでない。
- ⑪ 他人の著名な商標又は標章と同一又は類似のもので、関連する公衆に混同誤認を生じさせるおそれがあるもの、又は著名な商標又は標章の識別力又は信用を損なうおそれがあるもの。但し、該商標又は標章の所有者の同意を得て登録出願した場合は、この限りでない。
- ⑫ 同一又は類似の商品又は役務について、他人が先に使用している商標と同一又は類似のものであって、出願人が当該他人との間に契約、地縁、業務上の取引又はその他の関係を有することにより、当該他人の商標の存在を知っており、それを真似る意図で、登録を出願した場合。但し、当該他人の同意を得て登録出願した場合は、この限りでない。
- ⑬ 他人の肖像又は著名な氏名、芸名、ペンネーム、屋号を有するもの。但し、当該他人の同意を得て登録出願した場合は、この限りでない。
- ⑭ 著名な法人、商号又はその他の団体の名称を有し、関連する公衆に混同誤認を生じさせるおそれのあるもの。但し、その同意を得て登録出願した場合は、その限りでない。
- ⑮ 商標が他人の著作権、専利権又はその他の権利を侵害し、判決によりそれが確定したもの。但し、当該他人の同意を得て登録出願した場合は、この限りでない。

上記⑨、⑪～⑭に規定する産地表示、著名及び先に使用していることを認定する際は、出願時を基準とする。（新商標法第30条第2項）

(2) 意見書及び補充書の提出

商標の登録出願に不登録事由があると認められた場合、拒絶理由通知が発行され、拒絶理由に承服できない場合には、指定期間内にこの拒絶理由通知に対し、意見書を提出して反論することができる。また、指定期間の延長が可能である。なお、意見書を提出した後で、査定を下す前に克服に役立つ資料を見つけた場合、更に意見補充書を提出できる。

(3) 登録査定及び拒絶査定

実体審査の結果、不登録事由がない、又は意見書の提出等により拒絶理由が解消された場合、直ちに登録査定が下される。ちなみに、現行商標法は、商標登録出願手続の時間を短縮するため、権利付与後の異議制度が採用されている。

一方、拒絶理由がある場合、意見書を提出しても拒絶理由を解消できなければ、拒絶査定が発行されることになる。この拒絶査定に対しては、訴願、行政訴訟などを通じて不服申立てを行うことが可能である。

(4) 登録公告及び異議申立て

登録査定を受けてから 2 ヶ月以内に登録料を納付すれば、商標権の設定登録がされ、商標公報に公告されるとともに、登録証書が発行される（新商標法第 32 条）。商標登録が公告されてから、三ヶ月以内であれば、利害関係の有無に拘わらず、商標登録が不適法であると認める場合、何人でも異議申立てを行うことができる（新商標法第 48 条）。

4. 権利の取得と維持

***4-1 登録料の納付**

商標の登録査定を受けた後、出願人が登録料を納付してはじめて商標公報に登録の公告がなされ、商標権の設定登録がされると同時に、登録証書が発行されることとなる。登録料は NT\$2,500 で、登録査定書送達後の 2 ヶ月以内に納付する。出願人は故意によるものでなく、登録料の納付期間内に登録料を納付しなかった場合、期間満了後の 6 ヶ月以内に納付することができるが、この場合、登録料は二倍となる。ただし、第三者のこの猶予期間内の登録出願或いは取得した商標権に対し影響を及ぼした場合、これを認めてはならない。

※法改正に伴う留意点

故意ではなく期間内に登録料を納付しなかった場合、第三者の権利に影響を与えなければ、出願人は依然として納付期間満了後 6 ヶ月以内に、登録料を納付することができる（但し、費用は倍額で計算する）。このほか、登録料は何れも一括で納付しなければならない。

4-2 存続期間

商標登録者は、登録を受けた日から商標権を取得する。商標権の存続期間は、登録日より 10 年間である。存続期間は更新登録により 10 年ずつ延長できる。

***4-3 存続期間更新登録**

商標権の更新登録は、期間満了前の 6 ヶ月以内又は期間満了後の 6 ヶ月以内に手続きを行わなければならない（新商標法第 34 条）。但し、期間満了後の更新登録は台湾当局の料金が二倍で徴収される。なお、書換え制度を採用していないため、更新後も旧商品区分から新商品区分への書き換えは行われない。

(1) 更新登録手続き

登録証書への裏書きも取りやめとなったため、必要書類として、委任状さえ提出すれば手続きがとれる。

(2) 審査

商標に関する使用状況の審査はなく、また上記(1)の通り、審査が簡素化されている。よって、智慧財産局への更新登録出願はほぼ許可されることになっている。

(3) 法改正に伴う留意点

前述の通り、商標権の更新登録は、期間満了前の6ヶ月以内又は期間満了後の6ヶ月以内に手続きを行わなければならない。ただし、防護商標制度は2003年商標改正法で廃止されたため、更新登録する際は、基本商標（正商標）に変更しなければならない。また、防護商標の更新は期間満了日までに行わなければならない。また、期間満了日以降の更新登録は認められないので、注意を要する（新商標法第102条）。

(4) 更新登録の効果

商標が期間満了の際、更新登録出願を行えば、更に10年間存続することとなる。すなわち、10年ごとに更新登録出願を行えば、商標権は半永久的に有効存続することとなる。

*5. 異議申立て

現行商標法は、商標登録出願手続の時間を短縮するため、権利付与後の異議申立制度が採用されている。つまり、智慧財産局の審査結果は、不登録事由がなく、又は解消されれば、登録査定が下される。出願人が所定期限内に登録料を納付すれば、商標権の設定登録がされ、商標公報に公告されるとともに、登録証書が発行される（新商標法第32条）。

5-1 異議申立ての要件

(1) 申請できる者

何人でも異議申立てを行うことができる。

(2) 申立期間

商標登録査定が公告されてから、三ヶ月以内であれば、利害関係の有無に拘わらず、商標登録が不適法であると認める場合、異議申立てを行うことができる。また、異議申立理由書の作成又は証拠資料の収集に時間が必要である場合、ひとまず申立期間内に異議申立てを行い、然る後、理由書と証拠資料を智慧財産局が指定する所定期間内（約30-45日間）に補充することができる。

*5-2 異議申立てに対する審査

異議申立ての審査は審査官一人で行う。異議申立人が智慧財産局へ異議申立書及び異議理由を裏付けできる証拠資料を添付し提出した後、智慧財産局より被異議申立人に送付し、その答弁を求めることとなる。仮に、被申立人が指定された

期限内に答弁理由を提出した場合、当該答弁理由は申立人側（代理人）に送達され、この答弁理由に対する反論の提出を求められることになる。智慧財産局は、双方より提出された主張及び証拠資料を基に審理する。被異議申立人が指定の期限内に答弁理由を提出しなかった場合、智慧財産局は申立人より提出された異議申立書及びその証拠資料を根拠に審理し、審決を下すことになる。なお、異議申立人或いは被異議申立人が提出した理由書、答弁書又は証拠資料により、わざと手続きを遅らせるおそれがあり、または事実関係があきらかになった場合、智慧財産局は当事者に通知せず、提出された異議申立書、答弁書及びその証拠資料を根拠に審理し、審決を下すことができる。

異議申立に係る商標の登録に関する違法の事由の有無は、その登録公告時の規定による。（新商標法第 50 条）

5-3 異議審決

(1) 異議審決

上述のように、異議申立理由に対する答弁と答弁理由に対する反論が行われ、審査官は双方の書類提出が完了してから、当該異議申立案件の審理を始める。したがって、審判を起こしてから審決が出るまでには、通常 5～8 ヶ月を要し、ケースによっては一年近くかかることもある。審査官が異議申立人の主張・理由を認めれば、異議成立の審決を下す。異議申立人の主張・理由を認めない場合、異議不成立の審決を下す。

(2) 異議審決に対する不服申立て

異議申立ての審決に対し不服のある当事者は、審決書を受け取ってから 30 日以内に不服申立ての訴願を、智慧財産局の上級機関である経済部へ提出することができる。30 日以内に不服申立ての訴願が提出されない場合、審決の効力が確定される。

異議確定後の登録商標については、何人も、同一の事実、同一の証拠及び同一の理由に基づいて無効審判を請求することはできない。

6. 商標審判手続き

6-1 種類

商標に対する審判の種類は 商標登録無効審判と商標登録取消審判に分けられる。商標権利範囲確定審判が 2003 年法改正により廃止され、権利範囲に係る紛争があった場合、司法機関により判断されることになっている。なお、拒絶査定に対し不服がある場合、日本では特許庁長官に拒絶査定不服審判を請求するのに対し、台湾では智慧財産局の上級機関である経済部訴願審議委員会に不服申立て（訴願）を行う。したがって、現行の商標実務では、商標権利範囲確定審判や拒絶査定不服審判等はない。

*6-2 商標登録無効審判

(1) 請求人

請求人は、登録商標の存在に対し利害関係を有する者及び審査官である。つまり、商標の登録が法定事項に違反してなされた場合、利害関係人又は審査官は、智慧財産局に対し、その登録の無効審判請求を提出することができる。

(2) 無効事由

商標の登録が新商標法第 29 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 65 条第 3 項の規定に違反してなされた場合、その登録の無効審判請求を提出することができる。新商標法第 30 条第 1 項(A)又は第 65 条第 3 項(B)の規定は下記の通りである。なお、台湾における主な商標紛争は、外国における周知・著名商標が台湾企業等に先取りされることである。したがって、第 30 条第 1 項第 10 号、第 11 号及び第 12 号が引用されるケースが多い。(第 30 条第 1 項第 11 号は周知商標と同一・類似商標の登録禁止、第 10 号は同一・類似商品における同一・類似商標の登録阻却、第 12 号は契約又は業務等の関係で、他人の商標の存在を知っている場合、当該他人の商標が使用する商品・役務に同一・類似商標の登録ができないこと)

A、新商標法第 30 条第 1 項については、第 5 章 3-5 実体審査の(1)の B を参照されたい。

B、第 65 条第 3 項の規定については、登録商標に次の事情(第 63 条第 1 項第 1 号)があり、その登録が取消された場合、原商標権者は取消された日から 3 年間、原登録図案と同一又は類似の商標を同一又は類似の商品又は役務において登録し、又は譲受し、又は使用許諾を受けることができない。智慧財産局の処分前に、商標権の放棄を声明した場合も、同様であるとしている。

① 勝手に登録商標を変更し又は付記を加え、他人が同一又は類似の商品又は役務において使用している登録商標と同一又は類似させ、関連消費者に混同誤認を生じさせるおそれのある場合。(第 63 条第 1 項第 1 号)

(3) 法改正に伴う留意点

同一又は類似の商品又は役務を指定して先に出願又は登録された商標に基づいて無効審判請求を提出する場合、もし無効審判請求の根拠とする商標の登録が既に 3 年を経過しているのであれば、請求人は無効審判請求前 3 年間の、当該根拠とする商標の使用証拠又はその未使用には正当な理由があることを示す証拠を提出しなければならない。(新商標法第 57 条第 2 項)

(4) 請求期間

登録商標に対する無効審判の請求できる期間は、商標が登録されてから 5 年以内である。但し、悪意で他人の周知・著名商標を先取りして登録した場合、

この除斥期間の制限を受けない。

(5) 無効審決確定の効力

無効審判案件につき審決により無効審判が成立した場合、その登録は無効になる。但し、審決時に、当該情況がすでに存在しない場合、公益及び当事者の利益を参酌した後、不成立の審決を下すことができる。

無効審判の審決が確定された場合、その商標権は最初からなかったものと見なす。なお、何人も、同一の事実、同一の証拠及び同一の理由に基づいて無効審判を請求することはできない。

*6-3 商標登録取消審判

(1) 取消事由

A、商標登録後、次の各号のいずれかの情況に該当する場合、何人でも登録商標に対し取消審判を請求できるほか、智慧財産局は、職権でその登録を取り消すことができる（新商標法第 63 条第 1 項）。なお、取消の事由が、登録商標の使用を指定する一部の商品又は役務にのみ存在する場合、当該一部の商品又は役務についてその登録を取り消すことができる。

- ① 勝手に登録商標を変更し又は付記を加え、他人が同一又は類似の商品又は役務において使用している登録商標と同一又は類似させ、関連消費者に混同誤認を生じさせるおそれのある場合。なお、使用許諾を受けた者が以上の行為をなし、商標権者は当該行為を明らかに知っていた、又は知っていたはずであるにもかかわらず、反対を表明しなかった場合も同様とする。
- ② 正当な事由なく使用せず、又は使用を停止し続けて、すでに 3 年が経過した場合。但し、使用許諾を受けた者が使用する場合は、この限りでない。
- ③ 第 43 条の規定により、適当な区別表示を付していない場合。但し、智慧財産局の審決が下りる前に区別表示を付し、且つ混同誤認が生じるおそれのない場合は、この限りでない。
- ④ 商標がすでにその指定商品又は指定役務に係る慣用標章、名称又は形状となっている場合。
- ⑤ 商標が実際に使用された場合、公衆がその商品又は役務の性質、品質又は産地を誤認誤信するおそれがある場合。

B、証明標章権者、団体標章権者又は団体商標権者が次の各号のいずれかの事情に該当する場合、商標主務官庁は、何人かを問わずその請求により、又は職権でその登録を取り消すことができる。

- ① 証明標章を商標として使用する。
- ② 証明標章権者がその証明する商品又は役務に関する業務に従事する。
- ③ 証明標章権者が当該登録商品又は役務を証明する能力を失う。

- ④ 証明標章権者が証明の申請者に対し、差別扱いをする。
- ⑤ 92条の規定に違反して、移転、使用許諾、又は質権の設定をする。
- ⑥ 標章の使用の管理、監督につき使用規範に違反する。
- ⑦ その他の不当な方法による使用で、他人又は公衆に損害を与える。

(2) 請求人

取消審判は利害関係人に限って請求するものではなく、何人でも登録商標に対する取消審判を請求することができる。なお、智慧財産局は職権により、取消理由がある登録商標に対し、取消審判を通じ、当該登録を取消することができる。

(3) 取消審決確定の効果

商標の登録を取消すべき旨の審決が確定したときは、原則として商標権はそれ以降消滅する。登録商標の態様を変更して使用し、他人の登録商標と類似させたこと（取消事由Aの①）として、その登録が取消された場合、原商標権者は取消された日から3年間、原登録商標の態様と同一又は類似の商標を同一又は類似の商品又は役務において登録し、又は譲受し、又は使用許諾を受けることができない。智慧財産局の処分前に、商標権の放棄を声明した場合も、同様である。

6-4 審決に対する不服

智慧財産局が判断を下した審決に対し、審決書送達日の翌日から起算して30日以内に、上級機関の経済部へ不服申立て(訴願)を提出することができる。また、経済部の審決に対し不服であれば、訴願決定書送達日の翌日から起算して2ヶ月以内に、智慧財産法院へ行政訴訟を提起することができ、智慧財産法院の判決に対し判決書送達日の翌日から起算して20日以内に最高行政法院へ上告を提起することができる。

*6-5 訴訟手続きの中止

無効審判請求又は異議申立ての手續進行中、商標権に関する民事又は刑事訴訟が提出されたとしても、訴訟手續を中止してはならない。(現行商標法第49条は削除された)

7. 新商標法について

7-1 法改正の背景

- ① 商標法は過去11回にわたって改正されたが、実務の運用面から見れば、なお不備・欠陥がある。
- ② WTO (世界貿易機関 ; World Trade Organization) に加盟したことにより、WTO

の TRIPS 協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定；Agreement on Trade-Related Aspect of Intellectual Property Rights）及び TLT（商標法条約；Trademark Law Treaty）等に合せて数回にわたり商標法を改正した。TRIPS 協定により、WTO 加盟国はパリ条約の一部の規定を遵守することが義務づけられている。したがって、パリ条約の加盟国ではないわが国は、パリ条約の部分規定を守るべきである。その義務を明文化するため、法改正する必要がある。

- ③商標制度の国際間の整合性を高め、シンガポール条約（Singapore Treaty on the Law of Trademarks）に合わせて法改正を行う。
- ④商標権侵害、証明標章及び団体商標の規定は修正する必要がある。

*7-2 改正案の進捗状況

智慧財産局は商標法改正の草案を作成し、2007年11月20日に改正内容を公開し、公聴会、学者、代理人との意見交換等を行ったうえで、その内容を再修正した。智慧財産局が改正案を完成させ、2009年11月30日に智慧財産局の所属する經濟部に送った。その後、上級機関である行政院会は2010年12月16日に通過（閣議決定）した。当該改正草案は、2011年5月31日に立法院（国会に相当）本会議で可決され、6月29日に総統に公布されたが、まだ施行されていない。この新法は来る2012年の6月に施行される予定とのことである。

*7-3 新商標法の改正概要

①商標使用行為の態様の明確化（新商標法第5条）

商標使用に当たる態様を明文化する。デジタル映像音声、電子媒体、インターネット若しくはその他の媒体を通じて商品若しくは役務を所持、陳列、販売、提供、輸出入することが可能な場合、当該方法により、販売の目的をもって商標を付した商品・役務を所持、陳列、販売、提供、輸出を行うことは、商標使用行為に該当するとの旨も規定する。

②展覧会に関わる優先権を追加（新商標法第21条追加）

パリ条約第11条の規定を導入し、「台湾政府・官庁が主催する、又は政府・官庁の認可を得た国際展示会に、出願しようとする商標を使用する商品・役務を展示した場合、展示した日から6ヶ月以内に、当該商品又は役務において当該商標を出願すれば、当該登録出願日は展示日を基準とする」との規定を追加する。

③商標法における保護客体の拡大（新商標法第18条、108条）

これまで、商標として登録を受けることができたのは、文字、図形、記号、色彩、音声、立体形状又はそれらの結合により構成するものとされているが、消費者が商品又はサービスの標識であると認識でき、他人の商品又はサービスと識別できるものであれば、いかなる図形又は文字の表示であっても商標とすることができ、商標態様の類型を広く認める。よって、新商標法では、商標保護対象の範囲を「動く商標（motion marks）」「ホログラム（hologram marks）」、

「位置商標」「匂い商標」等までに広げる。ちなみに、新法第 18 条には「匂い商標(smell mark)」が挙げられないが、同条に定める商標態様は例示であり、識別力を有することを証明できれば、「匂い商標(smell mark)」も商標として登録を受けることができる。新法施行日以前に提出された「動く商標 (motion marks)」「ホログラム (hologram marks)」などの新しい態様による商標の登録出願は、新法施行日を出願日とする。

④商標図案変更禁止規定の緩和（新商標法第 23 条但書）

現行実務では、出願後、商標の変更は一切認められないが、新商標法では、実質変更と関わらない商標図案(例えば識別力を有しない部分の削除など)の変更が認められるようになる。

⑤登録料分納制度の廃止（現行商標法第 26 条削除）

現行商標法では、登録料の納付について、一括納付と分割納付という制度が採用されているが、新商標法では、分割納付制度を廃止し、登録時に一括して 10 年分の登録料を納付するという制度に改める。

⑥登録料納付期限後の権利回復措置の追加（新商標法第 32 条）

現行商標法では、登録査定後の一定期間内に登録料を納付しなかった場合、登録査定は効力を失う。新商標法では、出願人が故意によるものでなくこの期間を逸したのであれば、登録料納付期間満了後の一定期間内に所定の割増登録料を追納すれば、権利を回復する機会を与える旨の規定が設けられた。

⑦商標の共有制度の明文化（新商標法第 7 条、第 28 条、第 46 条追加）

現行実務では、商標の共同出願が認められており、また商標権の一部の移転を通じて共有することも可能であるが、現行商標法には明文の規定がないので、今回の改正において、それを明文化するとともに、商標権の移転又は放棄、使用権又は質権の設定登録などの規定も明文化する。。

⑧商標同意書制度への制限条件の導入（新商標法第 30 条 1 項 10 号）

商標同意書制度について、現行商標法では、同一の商品又は役務における同一の商標でなければ、並存同意書を提出した場合、審査官は裁量の余地なく登録を認めなければならない。しかし、同一の商品又は役務における同一の商標でなくても、同意書の発行により併存登録させることが取引秩序、消費者の権益などに影響を与える事情も存在しうるため、新商標法では、同意書制度の制限条件として、「妥当性」を取り入れ、その判断を主務官庁に委ねる。妥当か否かは個別ケースで判断することになり、一概には言えないが、商標権の処分につき仮処分命令により禁止されたのに、他人による同一、類似商標の並存登録を認めるのは妥当でないと認められる可能性がある。

⑨専用・通常使用権許諾規定（新商標法第 39 条）

現行法では、商標使用権の設定登録について専用使用権と通常使用権とを区別することはないが、実際の使用許諾契約においては、両者を区別するものが多く存在しているので、使用許諾契約の実態に合わせるため、新法では、専用

使用権と通常使用権を区別したうえで登録することが認められるようになる。
また、商標権者と使用権者との間の権利義務を明確にするため、専用使用権者は商標権者自身の使用を排除できる独占的使用権を有するという規定も追加する。

⑩商標侵害に関する規定の修正（新商標法第70条、第71条、第72条）

- (一) 著名商標の保護に関し、現行商標法では、著名商標の文字部分を会社の名称その他営業主体を表す標識とすることにより、著名商標の識別力を希釈化した場合、又は消費者に誤認混同を生じさせた場合は、「商標権のみなし侵害」とされている。新商標法では、実際に「希釈化」又は「誤認混同」という事情が発生しなくても、「希釈化のおそれ」又は「誤認混同のおそれ」があれば見なし侵害を構成するように改めた。
- (二) 直接侵害以外、商標権侵害の準備、加工、或いは幫助を行うなどの間接侵害も商標権侵害の態様として取り上げられている。すなわち、商標権侵害のおそれがあることを知りながら、商品・役務に付しようとするラベル、吊り札、包装容器或いは役務に関わる物品を製造、所持、陳列、販売、輸出入するのであれば、商標権の見なし侵害を構成するように追加された。
- (三) 法適用の疑義を避けるために、損害賠償の要件として「侵害者に故意・過失がある」ことを明確に定める。また、現行商標法では、損害賠償額の計算方法の一つとして「押収した商標権侵害に係る商品の小売り単価の500倍から1500倍までの金額による」という方法が定められているが、新商標法では、最低損害額の「500倍」を削除する。また、「合理的と思われる使用料に相当する金額」を損害賠償額とすることができる旨の条文も追加された。
- (四) 新商標法に、税関が職権で侵害疑義物品を押収する法的根拠を追加する。また、権利侵害の調査又は訴訟提起のために必要と思われる場合、税関は権利者に侵害疑義物品の情報を提供する、又は担保金の供託を受けたうえで、侵害疑義物品のサンプルを提供することができるとの規定も追加する。

⑪証明標章及び団体商標に関する規定の修正（新商標法第80条、第88条、第96条）

- (一) 証明標章の定義を修正するとともに、産地証明標章の定義及び出願関連規定を追加する。また、証明標章は商標より高い公益性を持ち、証明標章への侵害が公衆に影響を及ぼす可能性も商標のそれより高いことに鑑み、証明標章権侵害行為に対する刑事罰の規定を追加する。
- (二) 産地団体商標(地域団体商標)の定義及び出願関連規定を追加する。

⑫電子媒体又はインターネットを手段とする侵害行為に関する刑事罰の規定の追加（新商標法第97条）

電子取引の発展及びインターネットの普及に伴い、商品の販売又は役務の提供は電子媒体又はインターネットをその手段とすることがますます多くなる。かかる取引の実態に対応するため、侵害物品であることを知りながら、電子媒体若しくはインターネットを通じて販売し、又は販売のため所持、陳列、輸出若しくは輸入する行為も刑事罰の適用対象となるとの規定を追加する。

****8.海峽兩岸知的財産権に関する保護及び協力協議について**

前述のとおり、台湾と中国は2010年6月29日に「海峽兩岸智慧財産権保護合作協議」に調印し、同協議は2010年9月12日から発効した。本協議における商標権に関する内容は以下のとおりである。

(1) 優先権

双方は、それぞれの規定により、他方の商標の最初の出願日の効力を承認し、並びに然るべき処理を行うよう積極的に推進し、台湾と中国双方の人民の優先権權益を保障することに同意する。

(2) 業界協力

双方は、台湾と中国の商標などの業界における協力を促進し、有効且つ簡便・迅速なサービスを提供することに同意する。

(3) 協力処理メカニズム

双方は、法執行・協力処理メカニズムを構築し、それぞれの規定により、知的財産権の保護事項について適切な処理を行うことに同意する。また、權益保護事項を処理する際、双方は互いに必要な情報を提供し、並びに処理結果を通知することができる。

(4) 業務交流

双方は、以下のように、知的財産権業務の交流及び協力事項を展開することに同意する。

- ①. 業務主管部門担当者の作業会合、視察訪問、経験及び技術の交流、研究討論会の開催などの実施、関連業務の研修・訓練の実施を推進する。
- ②. 制度・規範、データベース（データ、文献資料）及びその他関連情報を交換する。
- ③. 関連文書の電子交換協力を推進する。
- ④. 関連企業、代理人及び公衆に対する広報・指導を強化する。

双方が同意するその他の協力事項。

第6章 著作権法

台湾の著作権法は、1928年に制定され、その後16回の法改正に渡り、現行法は2010年2月10日付改正して公布されたものである。1985年の法改正以前は、登録保護主義（手続き主義）を採用していたが、1985年の法改正により無手続き主義を採用し、著作権は当該著作物を創作した時点で直ちに発生し、別段登録等の手続きを要しないこととなった。

2009年5月13日の法改正では、ISP業者の責任に制限を設け、著作権者とISP業者間に有効な「ノーティス・アンド・テイクダウン」（Notice & Take Down、即ち「権利者から指摘があれば削除する」の意）システムを構築することによって、ISP業者に、その責任を制限する「セーフハーバー・ルール」を付与、即ち、使用者がISP業者の提供するサービスを利用して他人の著作権又は製版權を侵害した場合、責任を負わないことを主張できる範囲及び要件を法律で明文化して明確にした。

また、2010年2月10日に著作権に関連する「著作権仲介団体条例」（中文：著作権仲介團體條例）が全面的に改正され、法令名称も「著作権集中管理団体条例」（中文：著作権集體管理團體條例）に変更された。これに伴い、著作権法の法文も当該団体の名称は、2010年2月10日に「著作権集中管理団体」へと改正された。

1. 保護対象

1-1 保護を受ける要件

著作権法第3条第1項第1号には「著作物とは、文学、科学、芸術又はその他学術の範囲に属する創作をいう」と規定されている。また、同法第10条には「著作者は、著作物を完成したときからその著作権を享有する」と規定されている。前述の規定によれば、保護を受ける著作物は以下の要件を具備していなければならない。

- (1) 創作性を具備していなければならない。創作性とは、当該著作物が、著作者が独力で創作したものであり、他人の著作物を真似たものでなければ、当該要件に合致する。
- (2) 一定の外部表現方式を具備していなければならない。脳裏に浮かんだ思想又は概念のみでは、著作物を構成するに足りない。
- (3) 文学、科学、芸術又はその他学術の範囲に属す創作でなければならない。したがって、ポルノビデオ等のように猥褻な物品と認定された場合、実務見解によれば、法律規定及び公序良俗に違反するため、著作権法の立法目的と相反するものであり、著作物と称するのは難しい。
- (4) 保護を受けない著作物ではない必要がある。著作権法第9条には、著作権の標的とすることができない著作物が規定されており、当該作品は、前述の著作物の要件に合致しても、社会公益を考慮し、例外的に著作権法による保護を受けない。

外国人の著作物について

著作権法第4条の規定によると、外国人の著作物が次のいずれかの要件に該当する場合、台湾において著作権の保護を受けることができる。

- (1) 初めて発行されたもの。即ち、台湾の管轄地域以外の地域において、初めて発行された日から起算して30日以内に、台湾の管轄地域において発行されたもの。
- (2) 著作者の国籍による。即ち、第4条第2項の規定により、条例や協定、又はその国の法令や慣例に基づき、台湾住民の著作物が著作権を受けられる国の国籍を有する著作者の著作物。本規定に基づき保護を受けられる外国人は米国、ニュージーランド、英国、スイス、スペイン、及び台湾在住の韓国国籍の者を含む。
- (3) 条約又は協定に別途約定があり、立法院の議決を経て通過したものは、その約定に従う。この規定に言う「立法院の議決を経て通過した条約又は協定」には、「台米著作権保護協定」（台米著作権保護協定）及びWTOの加盟に係るTRIPS（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）を含む。

台湾が2002年1月1日にWTOに加盟する以前、外国人の著作物は上記三要件のいずれかを満たす場合に限り、台湾において保護を受けることができた。しかし、台湾がWTOに加盟した後は、著作権法における保護遡及の規定（第106条、第106条の1）により、全てのWTO加盟国の国民の著作物は、台湾において著作権法に基づく保護を受けるようになった。

日本国民の著作物につき、台湾がWTOに加盟する以前は、それが「初めて発行されたもの」という要件を満たし、最初の発行日から起算して30日以内に台湾で発行された場合、当該著作物は台湾において著作権の保護を受けた。しかし、台湾のWTO加盟後は、日本もWTO加盟国であるので、日本国民の著作物は全て台湾において著作権保護を受ける。

1-2 著作物の類型

また著作権法第5条第1項には「本法における著作物とは、次のとおりである。

- 1.文字著作物。2.音楽著作物。3.演劇、舞踊著作物。4.美術著作物。5.写真著作物。6.図形著作物。7.映画著作物。8.録音著作物。9.建築著作物。10.コンピュータプログラム著作物。」、同条第2項には「前項各号に例示される著作物の内容は、主務官庁（智慧財産局）がこれを定める」と規定されている。原則として、著作物が前記4項の要件を具備していれば、何類に属そうとも、あるいは分類することができなくても、すべて著作権法の保護する著作物とすることができる。

内政部は第5条第2項の規定に基づいて、1992年に「著作権法第5条第1項各号著作物内容例示」を公告し、第5条第1項各号の著作物の内容を例示し、並びに内容例示3項において「（著作権法）第6条に定める派生著作物（二次著作物）及び第7条に定める編集著作物は、その性質により前項各号の著作物に帰属する」

と規定されている。

1998年、台湾のWTO加盟に対応するために、TRIPsの基準に合致するよう著作権法が大幅に改正され、そのうち第7条の1として「実演家により行われた既存の著作物の実演は、独立した著作物として保護を受ける」旨の規定が追加された。もともと第5条第1項第3号の「演劇、舞踊著作」に分類されていた実演は、独立して著作権法の保護を受けることのできる著作物となり、実演者はその実演につき法により著作財産権を享受することができる。

2. 著作者の権利

著作権法第3条第1項第3号には「著作権とは、著作物の完成により生じた著作者人格権及び著作財産権をいう」と規定されている。前記規定から、台湾が著作権に対し二元説を採用していることがわかり、即ち、著作者は、第10条の規定により、著作物を完成したときからその著作物につき「著作者人格権」及び「著作財産権」を有する。

2-1 著作者人格権

著作権法第15条及び第17条の規定によれば、著作者人格権には公表権（第15条）、氏名表示権（第16条）、及び同一性保持権（第17条）が含まれる。同法第21条の規定によれば、著作者人格権は著作者本人に専属し、譲渡又は継承することができない。但し、実務上、著作者人格権について不行使を取り決めることができるか否かにつき、契約当事者は著作者が前記第15～17条に規定される権利を行使しないことを取り決めることができる、と認めている。したがって、著作者人格権不行使を取り決めた契約の一方の当事者が、著作者の同意を得ずに、著作物を公表し、著作者の氏名を公表し又は表示せず、或いは著作物の内容を改変するとき、著作者は当該契約当事者に向かって既にその著作者人格権を行使しない旨取り決めているため、当該当事者に対し著作者人格権の侵害を主張することはできない。

2-2 著作財産権

著作財産権そのものは譲渡することのできる権利であり、著作権法第36条には「著作財産権は、その全部又は一部を他人に譲渡し、又は他人と共有することができる」と規定されている。また、第37条には、「著作財産権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。その使用許諾の地域、時間、内容、方法又はその他の事項は、当事者の約定による」と規定されている。

著作権法第22～29条、及び第87条には、著作財産権には以下の権利が含まれることが規定されている。

権利	法律規定	概念及び特徴
複製権	第3条第1項 第5号、 第22条	1. 一般的な複製の要件、即ち、印刷、複写、録音、録画、撮影、筆記録又はその他の方法により、直接、間接的、永久的又は一時的に再製する権利。 2. 「複製」という概念を延伸し、脚本、音楽著作物又はその他これに類する著作物の上演或いは放送時にそれを録音又は録画する行為、或いは建築著作物については建築設計図又は建築模型に従って建築物を建築する行為を行なう権利。
公開口述権	第3条第1項 第6号、 第23条	著作物の内容を口頭又はその他これに類する方法で公衆に伝達する権利。
公開放送権	第3条第1項 第7号、 第24条	公衆に直接聴取又は視聴されることを目的として、有線、無線又はその他の器材などの放送システムで情報を伝送する方法を用いて、音声又は映像を通じて、著作物の内容を公衆に伝達する権利。原放送者以外の者が有線、無線又はその他の器材などの放送システムで情報を伝送する方法を用いて原放送の音声又は映像を公衆に伝達する権利もこれに含まれる。
公開上映権	第3条第1項 第8号、 第25条	単一又は複数の視聴覚機器、或いはその他の映像を伝達する方法を用いて、同一の時間に現場又は現場以外の特定の場所（映画館、クラブ、ビデオ又はディスクの放映場、ホテルや民宿などの宿泊施設の客室、公衆使用に供される交通手段又はその他の不特定者の出入りに供される場所を含む）の公衆に著作物の内容を伝達する権利。
公開上演権	第3条第1項 第9号、 第26条	演技、舞踊、歌唱、楽器の演奏又はその他の方法により現場の公衆に著作物の内容を伝達する権利。拡声器又はその他の器材を用いて原放送の音声又は映像を公衆に向けて伝達する権利もこれに含まれる。
公開伝送権	第3条第1項 第10号、 第26条の1	有線、無線のインターネット又はその他の情報通信方法を用いて音声又は映像を通じて著作物の内容を公衆に伝達する権利をいい、公衆が自ら選定した時間又は場所において以上の方法で著作物の内容を受信させることができる権利もこれに含まれる。但し、実演者のその実演に対する公開伝送権は、複製された録音著作物の実演に限られる。
改作権	第3条第1項	翻訳、編曲、翻案、映画化又はその他の方法により原

	第 11 号、 第 28 条	著作物を新たな創作物となす権利。
頒布権	第 3 条第 1 項 第 12 号、 第 28 条の 1	有償又は無償を問わず、著作物のオリジナル又は複製物を公衆の取引又は流通に提供する権利。但し、実演者は複製された録音著作物の実演においてのみ頒布権を有する。
公開展示権	第 3 条第 1 項 第 13 号、 第 27 条	公衆に未発行の美術著作物又は写真著作物を展示する権利。
貸与権	第 29 条	著作物を他人に使用させて収益を上げたり、賃料を受け取る行為をなす権利。但し、録音及びコンピュータプログラム著作物の所有者には貸与権規定を適用しない。
輸入権	第 87 条	著作財産権者の同意なく、著作物のオリジナル又はその複製物を輸入する場合、著作権又は製版權を侵害するものとみなす

3. 著作権の保護期間

- (1) 創作後から著作者の死後 50 年が経過するまでの間（第 30 条第 1 項）。共同著作物の著作財産権は、最後に死亡した著作者の死後 50 年を経過するまでの間、存続する（第 31 条）。
- (2) 著作物が著作者の死後 40 年から 50 年の間に初めて公表された場合、著作財産権の期間は公表時から 10 年間存続する（第 30 条第 2 項）。
- (3) 写真、映画、録音及び実演の著作財産権は著作物の公表後 50 年を経過するまでの間、存続する。但し、著作物が創作後 50 年以内に公表されなかった場合、その著作財産権は創作後 50 年を経過するまでの間、存続する（第 30 条第 2 項、第 34 条、第 33 条但書）。
- (4) 別名又は無記名の著作物の著作財産権は、その著作物の公表後 50 年を経過するまでの間、存続する。但し、著作者の死後 50 年を経過していることを立証できる場合は、その著作財産権は消滅したものとする。但し、著作者の変名が周知のものである場合には、これを適用しない（第 32 条）。
- (5) 法人が著作者である著作物の著作財産権は、その著作物の公表後 50 年を経過するまでの間、存続する。但し、著作物が創作後 50 年以内に公表されなかった場合は、その著作財産権は創作後 50 年を経過するまでの間、存続する（第 33 条）。
- (6) 継続的に又は逐次に公表した著作物について、公表日に基づいて著作財産権の存続期間を計算する場合、著作財産権の存続期間は、各回の公表が独立した 1 つの著作物となり得るものについては、それぞれの公表日から起算する。各回の公表が独立した 1 つの著作物となり得ないものについては、独立した 1 つの

著作物と成すことができるときの公表日を以って起算する。継続すべき部分が前回の公表日から3年を経過しても公表されない場合は、著作財産権の存続期間は前回の公表日から起算する（第35条第2、3項）。

4. 著作隣接権、出版権及び製作者の権利

4-1 著作隣接権

著作隣接権とは、実演家、録音物の製作者、放送事業者がその実演を公衆に対し直接又は間接的な方法を以って伝達する権利を指し、それが享有する権利は著作権と隣り合っているため、「著作隣接権」という。

台湾では隣接権制度は採用されておらず、実演及び録音著作物はすべて著作物として保護され、放送事業者の放送は視聴又は録音を以って保護される以外、特別な保護措置はない。

4-2 出版権

民法第515条第1項には「出版とは、当事者が、一方は文学、科学、芸術又はその他の著作物を出版するためにもう一方に交付し、該もう一方は印刷又はその他の方法で複製又は発行することを取り決めた契約をいう」旨規定されている。第515条の1には「出版権は、出版権授与人が出版契約により著作物を出版人に交付するとき、出版人に授与される。前項の規定により出版人に授与された出版権は、出版契約終了時に消滅する」旨規定されている。また、第517条には「出版権授与人は、出版人の複製発行できる出版物がまだ完売していないとき、その著作物の全部又は一部につき、出版人に不利な処分を行ってはならない。但し、契約に別に定めのある場合、この限りではない」と規定されている。

前記の民法の規定から、出版権には事実上、複製権、及び頒布権又は公開伝送権等が含まれていることがわかる。これに対し著作権には、著作権法第3条第1項第3号によれば、複製権、公開口述権、公開放送権、改作権等が含まれる。したがって、これら両者を比較すると、著作権の範囲は明らかに出版権より広い。

4-3 データベース (Database) 作者の権利

台湾はデータベースについて特別な立法保護を行なっておらず、著作権法第7条第1項には「資料の選択及び編集配列につき創作性を有するものは編集著作物であり、独立した著作物として保護を受ける」旨規定されている。したがって、データベースがもし資料の選択及び編集配列につき創作性を有する場合、編集対象となった資料が、他人が著作権を有する著作物であるか否かを問わず、著作権法第7条第1項の規定により、「編集著作物」として保護を受けることができる。たとえば、大量の資料を集めただけで、資料について選択、編集配列のなされていない電子データベースは、著作権法保護の標的には属さない。

4-3-1 データベース編集配列行為は合法性を具えなければならない

著作権法第7条第2項には「編集著作物の保護は、その編集対象となった著作物の著作権に影響を及ぼさない」旨規定されている。したがって、編集著作物と編集対象とされる著作物は2つの独立した著作物である。

但し、第28条の規定により、著作者は、その著作物を編集著作物に編集する権利を専有する。したがって、データベース著作権者は、編集対象となった、他人が著作権を有する資料について、編集配列を行なう前に、各「編集対象となった著作物」の著作財産権者の同意又は使用許諾を受けなければならない。

4-3-2 データベースと「編集対象となった著作物」との関係

以上をまとめると、データベース所有者と「編集対象となった資料」の著作権者はそれぞれ著作権を有する。したがって、「編集対象となった著作物」の著作財産権の譲渡は、データベースの著作権に影響を及ぼさない。

「編集対象となった著作物」の権利侵害は、データベースに対する侵害を構成しないが、反対に、データベースに対する侵害は、データベースの著作財産権を侵害するのみならず、「編集対象となった著作物」の著作財産権も侵害する。このほか、データベースと「編集対象となった著作物」の著作権保護期限はそれぞれ独立しており、影響を受けない。

5. 著作権信託管理

「信託」とは信託人が権利を受託人に委託し行使させることを指す。したがって、著作権の信託とは、著作権者が著作財産権を受託人に移譲し、受託人は信託行為により著作財産権の管理を行い、受託者は「善良なる管理人の注意義務」をはらって信託事務を処理しなければならない。

著作権法第81条第1項には「著作財産権者は、権利の行使、使用料の受領及び配分につき、著作権主務官庁である智慧財産局の許可を得て著作権仲介団体を組織することができる」旨規定されている。また同条第3項には「第1項の団体の許可設立、組織、職権及びそれに対する監督、指導に関する事項は、別途法律で定める」旨規定されている。そこで、台湾では1997年11月5日に「著作権仲介団体条例」が公布施行され、著作財産権者が結合することによって仲介団体が設立され、かかる仲介団体の力を通じて各種専門家を会員として集め、著作財産権を行使し、その結果、会員が安心して創作に従事できるようにし、また間接的には創作の質を引き上げ、これによって社会全体の文化経済発展を促進しようとした。また、一方、仲介団体を通じて利用者がスムーズに使用許諾を受け、合法的に著作物を利用することができるようにし、社会文化、経済秩序の維持に対し、良性の循環を形成しようとした。經濟部智慧財産局の資料によれば、現在、登録許可を受けている著作権仲介団体は全部で7団体あり、その関連資料は以下のとおり。

団体名称	著作物類別	管理権限	ウェブサイト
MCAT (中国語名称: 社団法人台湾音楽著作権人聯合總會)	音楽著作物	公開放送権、 公開上演権、 公開伝送権	http://www.mcat.org.tw
MUST (中国語名称: 社団法人中華音楽著作権仲介協會)	音楽著作物	公開放送権、 公開上演権、 公開伝送権	http://www.must.org.tw/
TMCS (中国語名称: 社団法人台湾音楽著作権協會)	音楽著作物	公開伝送権、 公開放送権、 公開上演権	http://www.tmcs.org.tw
ARCO (中国語名称: 社団法人中華民國錄音著作權人協會)	録音著作物	公開放送権、 公開上演報酬請 求権	http://www.arco.org.tw
RPAT (中国語名称: 社団法人中華有声出版錄音著作權管理協會)	録音著作物	公開放送権、 公開上演報酬請 求権	http://www.rpat.org.tw
AMCO (中国語名称: 社団法人中華音楽視聽著作仲介協會)	視聽覚著作物	公開放送権、 公開上映権	http://www.amco.org.tw
COLCIA (中国語名称: 社団法人中華語文著作權仲介協會)	文字著作物	複製権	

前記著作権仲介団体はその設立目的により、それぞれ音楽著作物、録音著作物及び視聴覚著作物を担当し、著作財産権者と信託関係を結んで、著作権者の公開放送権、公開上演権、公開伝送権等の著作財産権の管理及び行使を行なっている。

6. コンピュータプログラム著作権

6-1 コンピュータプログラム著作物の保護

いわゆるコンピュータソフトには、コンピュータプログラム、プログラムの記述、及び補助資料〔コンピュータプログラム又はプログラム描写以外のその他資料を指す。理解を助ける又は当該コンピュータプログラムを応用するために創作されたものは、いずれもこれに該当する。例えば、問題描写 (problem description) や user instructions がこれに該当する〕の3つの部分が含まれ、コンピュータプログラムは狭義のコンピュータソフトのことであり、プログラム指令に係る部分を指す。

台湾の著作権法第5条第1項第10号には、コンピュータプログラム著作物は保

護対象著作物の1つとして明確に規定されており、また、著作権法第5条第1項各号の著作物の内容例示によれば、コンピュータプログラムとは直接又は間接を問わずコンピュータに一定の結果を生じさせることを目的としての指令の結合である著作物を含む。なお、台湾においては、ゲームソフトはコンピュータプログラムとして著作権の保護対象とされている。

著作権法第22、24、26-1、28、29条の規定によれば、コンピュータプログラム著作物の著作権者はその著作物につき「複製権」、「公開放送権」、「公開伝送権」、「改作権」、「編集権」及「貸与権」を専有する。

6-2 コンピュータプログラム著作権に係る制限

コンピュータプログラム著作物は性質が特殊であるため、著作権法に特別規定を設けており、これには以下のものが含まれる。

(1) 改作権及び複製権に係る制限

著作権法第59条には「合法的なコンピュータプログラム著作物の複製物の所有者は、自ら使用している機器の必要に応じて、当該プログラムを修正し、又はバックアップのため当該プログラムを複製することができる。但し、当該修正物又は複製物の使用は当該所有者に限る。所有者が滅失以外の事由により、原複製物の所有権を失った場合、著作権者の同意を得ない限り、その修正又は複製したプログラムを廃棄しなければならない」旨規定されている

該条の規定から、「合法的な」コンピュータプログラムの複製物の所有者が機器の必要に応じて行なう修正は、改作権及び人格権中の同一性保持権の例外を構成することがわかる。但し、前記修正権を享有できる者はコンピュータプログラム著作物の複製物の所有者に限るものとし、修正後のプログラムは所有者自身の使用に限る。

(2) 貸与権の制限

著作権法第60条には「著作物オリジナル又はその合法的な複製物の所有者は、当該オリジナル又は複製物を貸与することができる。但し、この規定は、録音及びコンピュータプログラムの著作物の複製物については適用しない。貨物、機器又は設備に附属したコンピュータプログラム著作物の複製物で、当該貨物、機器又は設備に付随して合法的に貸与し、且つ当該貸与の主要な目的物でないものは、前項の但書の規定を適用しない」旨規定されている。

前記規定により、録音及びコンピュータプログラムの著作物の複製物は「権利の消尽」〔(Doctrine of exhaustion of Right、又は「ファースト・セール・ドクトリン」(first sale doctrine)] という原則を適用しないことがわかり、たとえ著作物オリジナル又は合法的なコンピュータプログラムの著作物の複製物の所有者であろうとも、当該著作物オリジナル又は複製物を貸与することはできない。したがって、コンピュータプログラム著作物の販売又はその他の方

法による所有権の移転について、著作財産権者は依然として貸与権を保有する。

但し、もし当該コンピュータプログラムが貨物又は機械設備に附属したものである、たとえばマルチメディア設備上のコンピュータプログラムである場合、マルチメディア設備の主要部分ではないので、当該マルチメディア設備を貸与することができるのであれば、著作財産権者は、貸与権の保有を主張することはできない。

7. 職務上の著作物（法人著作）

職務上の著作物は、著作者の身分と著作財産権者の関係によって、雇用関係により完成した職務著作物、及びその他の出資関係により完成した著作物に分けることができ、それぞれについて以下のように説明する。

7-1 雇用関係により完成した職務著作物

著作権法第 11 条には「従業員が職務上作成した著作物は、当該従業員を著作者とする。但し、契約に使用者を著作者とする旨の約定がある場合は、その約定に従う。／前項の規定により従業員を著作者とする場合、その著作財産権は使用者に帰属する。但し、契約にその著作財産権は従業員が享有する旨の規定がある場合は、その約定に従う。／前二項にいう従業員は、公務員を含む」旨規定されている。

従業員と使用者との間には雇用契約があるので、所謂「職務上作成した著作物」については、当該従業員の業務内容に基づき実質的な判断を行うべきで、従業員の従事する時間及び場所に基づき認定するものではない。よって、雇用契約に明確な約定がない場合について、学者の中には、勤務時間や会社のリソースを利用したか否かを問わず、明らかに会社の上司の指示に基づき創作に従事した場合は、いずれも職務上作成した著作物であると認められるべきであるとする者もいる。例えば、オンラインゲームの開発に従事するエンジニアが上司の指示に従って、終業後に開発した新しいゲームソフトは、職務上作成した著作物に該当し、一方、当該エンジニアが個人のアルバイトとして、勤務時間以外に会社のリソースを利用して開発したソフトは職務著作に属しないと見る見解である。

前記の規定によれば、従業員が職務において完成した著作物は、取り決めがなければ、従業員が著作者として著作者人格権を有するが、当該著作物の著作財産権については、特別な約定のある場合を除き、使用人がそれを享有する。

7-2 その他の出資関係により完成した著作物

著作権法第 12 条には「出資し他人を招聘して完成させた著作物は、前条の事由を除き、当該招聘を受けた者を著作者とする。但し、契約に出資者を著作者とす

る旨の約定がある場合は、その約定に従う。／前項の規定により招聘を受けた者を著作者とする場合、その著作財産権は契約の約定により、招聘を受けた者又は出資者が享有する。著作財産権の帰属について約定がない場合、その著作財産権は招聘を受けた者が享有する。／前項の規定により著作財産権が招聘を受けた者に帰属する場合、出資者は当該著作物を利用することができる」旨規定されている。

いわゆる「出資し招聘」には、委任及び請負が含まれる。前記規定によれば、別に約定があり、出資者を著作者とする場合を除き、原則として招聘を受けた者が著作者として著作者人格権を享有する。注意すべきは、約定を以って出資者を著作者とする場合、出資者の享有する著作者人格権は招聘を受けた者によって譲渡されたものではなく、最初から出資者が享有するものである、という点である。

知的財産権の享有について、出資人と従業員に別に約定がある場合を除き、著作財産権は招聘を受けた者に帰属し、当該招聘を受けた者がこれを享有し、出資者は当該著作物を利用することができるだけである。但し、約定により出資者が享有する場合、招聘を受けた者は原則として、当該著作物を利用することはできない。

8. インターネット・サービス・プロバイダーの責任

インターネットからのコピー及び伝送技術の簡便さにより生じる著作権侵害行為は非常に多く且つ拡散特性を具えており、また各種権利侵害行為がいずれもインターネット・サービス・プロバイダー（Internet Service Provider。以下、「ISP 業者」）の提供するサービスを介して行われていることに対応すべく、2009年5月13日に公布された著作権法の一部条文の改正をもって、ISP 業者の責任に制限を設け、著作権者とISP 業者間に有効な「ノーティス・アンド・テイクダウン」（Notice & Take Down、即ち「権利者から指摘があれば削除する」の意）システムを構築することによって、ISP 業者に、その責任を制限する「セーフハーバー・ルール」を付与、即ち、使用者がISP 業者の提供するサービスを利用して他人の著作権又は製版權を侵害した場合、責任を負わないことを主張できる範囲及び要件を法律で明文化して明確にした。この改正要点は次のとおりである。

- 一、ISP 業者の定義を追加規定。（改正法第3条第1項第19号）
- 二、ISP 業者は第6章の1の民事免責事由の共通要件を適用することができる。（改正法第90条の4）
- 三、各類型ISP 業者はその使用者が行った他人の著作権又は製版權を侵害する行為に対し、もし当該ISP 業者が確かに本法に定める手続きを遵守しているのであれば、賠償責任を負わなくてもよい。（改正法第90条の5～第90条の8）
- 四、情報保存サービスを提供するISP 業者が回復措置を講じる際に遵守すべき事項。（改正法第90条の9）

- 五、ISP 業者が規定により著作権又は製版權を侵害する疑いのある情報を削除した場合、使用者に対して賠償責任を負わない。（改正法第 90 条の 10）
- 六、不実な通知又は回復通知によって他人に損害を与えた場合、生じた損害について賠償責任を負わなければならない。（改正法第 90 条の 11）
- 七、権限を授けられた智慧財産局は法規命令をもって、前記追加条文に関する執行事項を定める。（改正法第 90 条の 12）

8-1 ISP 業者の定義

2009 年 5 月 13 日の改正法第 3 条第 1 項第 19 号により、ISP 業者は、以下のサービスを行う者をいう。

- ① 接続サービス・プロバイダー：その管理又は運営するシステム又はネットワークを通じて、有線又は無線により情報の送信、転送、受信を行い又は前述の過程において仲介及び一時的記録を行うサービスを提供する者。
- ② キャッシングサービス・プロバイダー（快速アクセスサービス・プロバイダー）：ユーザの要求に応じて、情報を送信した後、その管理又は運営するシステム又はネットワークを通じて、当該情報を仲介及び一時的に記録し、その後、当該情報送信したユーザからの当該情報へのクイックアクセス要求に応じてサービスを提供する者。
- ③ ホスティングサービス・プロバイダー（情報保存サービス・プロバイダー）：その管理又は運営するシステム又はネットワーク（を通じて、ユーザの要求に応じて情報ホスティングサービスを提供する者。
- ④ 検索サービス・プロバイダー：ユーザにネットワーク情報のインデックス、レファレンス又はリンクにより、サーチ又はリンクのサービスを提供する者をいう。

8-2 ISP 業者の遵守事項

著作権法第 90 条の 9 に、「ホスティングサービス・プロバイダー」が「ノータイス・アンド・テイクダウン」措置を講ずる際に遵守しなければならない事項が規定されている。この規定は「ホスティングサービス・プロバイダー」にのみ適用され、その他 3 種類の ISP 業者は情報の長期短期の記録という性質を有さないため、本条は適用されない。

ホスティングサービス・プロバイダーは、第 90 条の 7 第 3 号の処理状況を、ユーザと約定した連絡方法又はユーザが残した連絡情報に従って、権利侵害したとされる当該ユーザに転送しなければならない。但し、提供するサービスの性質上、通知できない者にあつては、この限りでない。

前項のユーザが権利侵害ではないと考える場合、回復通知文書を提出し、ホスティングサービス・プロバイダーにその削除された、又は他人のアクセスを不能にし

た内容又は関連情報の回復を請求することができる。

ホスティングサービス・プロバイダーは、前項の回復通知を受領した後、速やかに回復通知文書を著作権者又は製版權者に転送しなければならない。

著作権者又は製版權者がホスティングサービス・プロバイダーの前項の通知を受領した翌日から 10 営業日以内にホスティングサービス・プロバイダーに当該ユーザに対して訴訟を提起した証明を提出した場合、ホスティングサービス・プロバイダーは回復義務を負わない。

著作権者又は製版權者が前項の規定に従って訴訟を提起した証明を提出しなかった場合、ホスティングサービス・プロバイダーは遅くとも回復通知を転送した翌日から 14 営業日以内に、削除又は他人のアクセスを不能にした内容若しくは関連情報を回復しなければならない。但し、回復できない場合、事前にユーザに告知し、又はユーザの回復にその他の適切な方法を提供しなければならない。

上述の「通知 (Notice)」、「削除 (Take Down)」、「回復通知 (Counter Notice)」及び「回復 (Restore)」の手續は、一般的に「ノーティス・アンド・テイクダウン (Notice & Take Down)」と称され、著作権侵害の継続発生を迅速且つ有効的に阻止することが期待されている。

8-3 ISP 業者の責任制限

ISP 業者は、権利者に協力し、今回の法改正で規定された「ノーティス・アンド・テイクダウン」の手續きを執行するだけでよく、著作権侵害の共犯として検挙されるリスク及び著作権侵害の疑いで民事責任を負わない。これを一般的に「責任制限」という。このほか、ISP 業者がスムーズに「責任制限」を実施できるよう、使用者にサービスを提供する前に、著作権保護措置に関し、著作権侵害により 3 回告知された使用者に対して、ISP 業者は全部又は一部のサービスを停止することを、明確に説明する必要がある。

民事上の「共同不法行為」の概念によれば、インターネットユーザーが故意又は過失により他人の著作権を侵害した場合、ISP 業者はそのインターネットユーザーの不法行為にについて、「共同不法行為」の責任を負う可能性があるが、現行著作権法では ISP 業者に民事賠償責任を免除する可能性を与えた。また、ISP 業者が「著作権を侵害する内容を削除する」という法定要件を満たす場合には、賠償責任の免除を主張できるという規定が設けられた。

ISP 業者は、インターネット上に掲載された内容につき、それが他人の著作権を侵害するかどうかを判断することは困難である。よって、インターネットにおける権利侵害内容の発見及び削除については、現行著作権法は「通知、削除」(Notice & Take Down)の方式を採用している。すなわち、著作権者が、インターネット上における権利侵害を発見した場合、現行法第 90 の 4 条の規定により、自ら ISP 業者に通知し、削除するよう求めることができる。ISP 業者は、その通知を受けた場合、直ちに当該内容を削除することができ、さらに第 90 の 5～8 条の規定により、当該

著作権者に対し共同不法行為の賠償責任を負わないことを主張することができる。なお、ISP 業者が法定手続きにより権利侵害の疑いのある内容を削除又は回復した場合には、第 90 の 10 条により、そのインターネットユーザーに対し賠償責任を負わない。

以上のように、ISP 業者にとって、権利者に協力して通知・除去の手続を実行すれば、他人による著作権侵害について、権利侵害を告訴されるリスク及び権利侵害容疑者と共同で民事責任を負うことを免除されることになっている。

9. 権利侵害の救済

著作権法の規定によれば、著作権者（著作者人格権者及び著作財産権者を含む）は、民事における損害賠償の請求及び名誉回復の請求などの提起、著作権侵害の告訴の提出、及び税関に対し著作権侵害に係る物の輸入若しくは輸出の差止めの申立てを行なうことができる。詳細については以下のとおり述べる。

9-1 行政救済

税関の著作物輸出入に係る制限措置

著作権法第 90 条の 1 第 1 項及び第 2 項は「著作権者又は製版權者は、税関に対し、その著作権又は製版權を侵害する輸入品又は輸出品の差押えを申請することができる」と規定している。前項申請は、書面をもって行うものとし、且つ侵害の事実を説明しなければならない。また、輸出入差止めの対象となる物品の所有者が受けた損害の賠償を担保するため、税関が算定した当該輸入貨物課税価格又は輸出貨物 FOB 価格に相当する保証金の供託をもって行うものとする。

著作権者は、前述規定に従い書面による申請を提出する際、「海関査扣著作権或製版權侵害物実施辦法」（税関が著作権又は製版權を侵害する物品の差押えに関する実施規定）により、①著作権又は製版權の享有②侵害物を識別するに足る描写③侵害事実、などの事項を記載しなければならない。税関が輸出入差止申立てを審査した結果、著作権法第 90 条の 1 第 2 項の規定に合致すると認めた場合、当該物品の輸出入を差止め、且つ書面をもって申請者及び輸出入差止申立てに係る物品の所有者に通知しなければならない。申請者又は輸出入差止申立てに係る物品の所有者は税関に対し、輸出入差止申立てに係る物品の検査を申請することができる（第 90 条の 1 第 4 項）。

民事手続きを経て、輸出入差止申立てに係る物品が著作権又は製版權を侵害すると認められる確定判決が下りた場合、税関はこれを没収する。没収物のコンテナ延滞料金、倉庫賃貸料金、積みおろし費用などの関連費用及び焼却廃棄処分に要する費用は、輸出入差止申立てに係る物品の所有者がこれを負担する（第 90 条の 1 第 5 項）。焼却廃棄処分に要する費用は、税関が所定期間内に納付するよう通知したにもかかわらず納付しなかった場合、法に従い法院に移送して強制執行

をする（第90条の1第6項）。

ただし、注意しなければならないのは、次の事項のいずれかに該当する場合、税関は輸出入差止処分を取り消し、輸出入差止申立てに係る物品を輸出入貨物に関する通関規定により処理するほか、申請者は輸出入差止により輸出入差止申立てに係る物品の所有者が受けた損害を賠償しなければならないことである。①輸出入差止申立てに係る物品が、法院の確定判決を経て著作権又は製版權を侵害しないと認められた場合。②税関は、申請者に輸出入差止申立ての受理を通知した日から起算して12日以内に、侵害訴訟が提起されたことにつき、告知を受けなかった場合。ただし、税関は需要に応じて12日間延長し通知を行うことができる。③申請者が、輸出入差止処分の取り消しを申請した場合。（第90条の1第7項及び第8項）

次の事項のいずれかに該当する場合、税関は申請者の申請により保証金を返還するものとする。①法院の判決を経て申請者の勝訴が確定し、又は輸出入差止申立てに係る物品の所有者との和解が成立し、保証金供託の必要がないと認められる場合。②輸出入差止処分の取り消し後、申請者が輸出入差止申立てに係る物品の所有者に対し、20日以上の間を定め、権利行使の旨を催告したにもかかわらず、それを行使しないことが証明された場合。③輸出入差止申立てに係る物品の所有者が、返還に同意した場合。（第90条の1第9項）。輸出入差止申立てに係る物品の所有者は、保証金につき質権者と同一の権利を有する。

税関は、輸出入製品のチェックをするに当たり、外観が明らかに著作権侵害の疑いがある輸出入品を発見した場合、1営業日以内に権利者に通知し、且つ輸出入者にライセンス資料を提供するよう通知することができる。権利者は、通知を受けた後、空運による輸出の場合は4時間以内に、空運による輸入及び海運による輸出入の場合は一営業日以内に、税関に赴き検証の協力をしなければならない。権利者が不明又は通知不能の場合、又は権利者が所定期間内に税関に赴き検証に協力しなかった場合、若しくは権利者が係争標的物が権利侵害に当たらないと認定した場合は、他の通関規定に違反する事情がある場合を除き、通関させなければならない。権利侵害の疑いがあると認められた貨物に対しては、通関を一旦保留する措置を取らなければならない。税関が通関を一旦保留した後、権利者が3営業日以内に、前述規定に従って税関に輸出入差止申立てをしなかった場合、又は権利保護に係る民事や刑事の訴訟手続きを取らなかった場合、ほかの通関規定に違反することがなければ、税関は当該貨物を通関させなければならない（第90条の1第11項～第13項）。

9-2 民事救済

9-2-1 関連法令規定

著作権法第六章は、著作権が侵害された場合の民事救済につき規定している（第84条～第90条の3）。本章に定めのないものについては、第1条後半の規

定に基づいてその他の法的規定を適用する。よって、例えば、民法の権利侵害行為に係る規定などはいずれもこれを適用する。

著作権侵害は、著作者人格権の侵害と著作財産権の侵害に大別されており、侵害者の行為に応じて、侵害した著作権及び適用する規定を決める。また、第 87 条は、著作権又は製版權の侵害と見なされる情状を規定している。当該情状は次のとおりである。

- (1) 著作者の名誉を害する方法をもってその著作物を利用した場合。
- (2) 製版權を侵害する物品と明らかに知っていながら、それを頒布し、又は頒布する意図をもってそれを公に展示し又は所持した場合。
- (3) 著作財産権者又は製版權者のライセンスなく複製された複製物又は製版物を輸入した場合。
- (4) 著作財産権者の同意なく、著作物のオリジナル又は著作物の複製物を輸入した場合。
- (5) コンピュータプログラムの著作財産権を侵害した複製物をもって生業とする場合。
- (6) 著作財産権を侵害する物品であることを明らかに知りながら所有権移転又は貸与以外の方法で頒布した場合、又は著作財産権を侵害する物品であることを明らかに知りながら頒布を意図してこれを公開展示又は所持する場合。
- (7) 著作財産権者の同意又はライセンスなく、公衆にインターネットを通じて他人の著作を公開伝送又は複製させることを意図し、著作財産権を侵害し、公衆に著作の公開伝送若しくは複製を行えるコンピュータプログラム又はその他の技術を提供し、それによって利益を受けている者。行為者が広告若しくはその他の積極的な措置をとり、公衆にコンピュータプログラム又はその他の技術を利用して、著作財産権を侵害するよう教唆、誘導、煽動、説得した場合は、本号でいう意図を有する。

第 87 条の 1 の規定によると、次のいずれかに該当する場合は、第 87 条第 1 項第 4 号に定める著作物のオリジナル又はその複製物の輸入を構成しない。

- (1) 国又は地方公共団体機関の利用のために輸入する場合。但し、視聴覚著作物のオリジナル又はその複製物を、学校又はその他教育施設の利用に供するために輸入する場合、又は資料保存以外の目的で輸入する場合は、この限りでない。
- (2) 非営利の学術施設、教育施設又は宗教施設の資料保存に供する目的のために、視聴覚の著作物のオリジナル又は一定数量の複製物を輸入して第 48 条の規定に従い利用する場合、又は上述施設の図書館が貸与又は資料保存の目的のために、視聴覚著作物以外の他の著作物のオリジナル又は一定数量の複製物を輸入して第 48 条の規定に従い利用する場合。

- (3) 頒布を目的としない輸入者の個人的使用に供するため、又は入国者の荷物の一部として、著作物のオリジナル又は一定数量の複製物を輸入する場合。
- (4) 貨物、機器又は設備に包含された著作物のオリジナル又はその複製物が、当該貨物、機器又は設備の合法的輸入に伴い輸入された場合。この場合、貨物、機器又は設備を使用し、若しくは操作する際、当該著作物のオリジナル又はその複製物を複製してはならない。
- (5) 貨物、機器又は設備に付属した取扱い説明書又はマニュアルが、貨物、機器又は設備の合法的輸入に伴い輸入された場合。但し、取扱い説明書又はマニュアルを輸入対象として輸入する場合は、この限りでない。

内政部著作権委員会の通達による解釈によると、第2号及び第3号に言う「一定の数量」とは、次のことを指す。①第2号に定める、非営利の学術又は教育施設の図書館の貸与用若しくは資料保存用のために輸入される視聴覚著作以外の著作物の複製物につき、5部以下であれば、著作財産権者の同意を得なくても良いとされる。②第3号に規定する事情は次のことを指す。(1)頒布を目的としない、輸入者の個人利用のために輸入されるものについては、一回につき、一著作物(真正品)ごとに、オリジナル若しくは複製物1部の輸入を上限とする。又は、(2)入国者の荷物の一部とされるものについては、一回につき、一著作物(真正品)ごとに、オリジナル若しくは複製物1部の輸入を上限とする。

9-2-2 著作権侵害の行為

著作権の侵害は、著作者人格権に対する侵害と著作財産権に対する侵害に大別することができ、その侵害行為の違いにより異なる法的効果をもたらす。

(1) 著作者人格権に対する侵害

著作権法第85条は「著作者人格権を侵害する者は、損害賠償の責任を負わなければならない。この場合、財産上の損害でなくても、被害者は相当する金額の賠償を請求することができる。前項の侵害につき、被害者は、著作者の氏名又は名称の表示、内容の訂正その他名誉回復のための適切な措置を請求することができる。」と規定している。この規定によると、著作者の著作者人格権が侵害されたとき、著作者は、財産上の損害賠償を求めることができるほかにも、慰謝料の請求及び侵害者の新聞紙掲載などによる名誉回復の処分を請求することができる。

この他、第84条は「著作権者又は製版權者は、その権利を侵害する者に対し、その侵害の排除を請求することができる。また、侵害するおそれがある場合には、その防止を請求することができる。」と規定している。したがって、著作者人格権が侵害されたときは、法院による侵害排除を請求することができる。また、侵害されるおそれがあるときは、その防止を請求することができる。

(2) 著作財産権に対する侵害

① 侵害の要件

著作権法第 88 条第 1 項は「故意又は過失により、他人の著作財産権又は製版權を不法に侵害する者は、損害賠償の責任を負う。複数の者が共同して不法侵害行為を為した場合は、連帯して賠償責任を負う。」と規定している。この規定によると、著作権侵害の要件は次のとおりである。

- a. 著作財産権者の排他的権能、即ち、著作の複製、公開口述、公開放送、公開上映、公開実演、公開伝送などの権利に対する侵害行為を有すること。
- b. 違法性のある行為であること。侵害行為に違法性阻却事由がある場合、例えば、著作権法第 44～65 条に定める情状、又は第 69 条に言う強制使用許諾行為がこれに当たるが、侵害者は違法性阻却を主張することができる。
- c. 行為者に故意又は過失があること。
- d. 著作権者が被る損害と侵害者の行為との間に因果関係があること。
- e. 侵害者は責任能力のある者。

② 損害賠償

著作権法第 88 条第 2 項は、「被害者が損害賠償を計算するにあたり、次のいずれかの方法を選択して請求することができる」、と規定している。

- a. 民法第 216 条の規定に従い請求する。但し、被害者がその損害を立証できない場合は、その著作権又は製版權の行使により通常の場合から予期できる利益から、権利侵害後に同一権利を行使して得た利益を差し引いた額を、受けた侵害の額とすることができる。
- b. 侵害者が侵害行為により得た利益を請求する。但し、侵害者がそのコスト又は必要費用を立証できない場合は、その侵害行為により得た全収入を、得た利益とみなす。

被害者がその実際の損害額を証明することが困難な場合、法院に対し、その侵害の情状により、NT\$10,000. 以上 NT\$1,000,000. 以下の賠償額を算定するよう請求することができる。侵害行為が故意によるものであり、且つその情状が重大である場合は、賠償額を NT\$5,000,000. まで引き上げることができる。

また、第 88 条の 1 の規定によると、著作権者は、侵害行為により製作されたもの又は主に侵害に用いられたものについて、焼却廃棄又はその他必要な措置を請求することができる。さらに、侵害者の費用負担で判決書の全部又は一部の内容を、新聞、雑誌に掲載することを請求することができる。

③ 請求権の時効

著作権法第 89 条の 1 の規定によると、損害賠償請求権は、請求権者が損害の存在及び賠償義務者を知った時点から起算して 2 年以内にこれを行使しなかった場合、消滅するものとする。権利侵害行為のあった時点から 10 年を経過した場合も同様とする。本条規定と民法の権利侵害行為の時効に係る規定（第 197 条第 1 項）は同様である。「損害の存在を知った」とは、どのような損害を受けているかを知ったことを言い、損害額の多寡を認識する必要はない。

(3) 共同著作権に対する侵害

著作権法第 90 条第 1 項は、「共同著作物の各著作権者は、その著作権を侵害する者に対し、それぞれ本章の規定により救済を求め、且つ持分に応じて損害賠償を請求することができる。」と規定している。ただし、注意しなければならないのは、侵害者が全ての共同著作権者の著作者人格権を侵害した場合、裁判結果の不一致という情状の発生を防ぐため、全ての著作者の同意を得てから請求を提出することができる。また、著作財産権のみにおいて持分があるので、第 90 条第 1 項は共同著作者の著作財産権に対する侵害を言う。

(4) 当事者適格

第 18 条は次のように規定している。「著作者が死亡又は消滅した場合、その著作者人格権に対する保護に関しては、当該著作者が生存又は存続しているとみなし、何人も、それを侵害することができない。但し、利用行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他事情により、その行為が当該著作者の意に反しないと認められる場合は、侵害に該当しないものとする。」

著作者の死後に侵害された著作者人格権については、第 86 条の規定によれば、遺言に別段の指定があった場合を除き、次に掲げる者は、その順位に従って第 18 条に違反する者又は違反するおそれがある者に対し、第 84 条及び第 85 条第 2 項の規定により、救済を請求することができる。

- ① 配偶者
- ② 子女
- ③ 父母
- ④ 孫
- ⑤ 兄弟姉妹
- ⑥ 祖父母

したがって、著作権者の死後においては、第 86 条に規定する者のいずれも、著作者人格権の侵害に対し、救済を請求する当事者適格を有する。

9-2-3 権利管理に係る電子情報及び無断複製防止措置

著作権法第 80 条の 1 は次のように規定している。著作権者が付した権利管理

に係る電子情報は、削除又は改ざんすることができない。但し、次に掲げるいずれかの情状に該当する場合には、この限りでない。

- (1) 行為当時の技術的な制限により、著作物の権利管理に係る電子情報を削除又は改ざんしなければ、当該著作物を合法的に使用することができない場合。
- (2) 録音・録画・記録又は伝送システム転換時に、その転換技術上必要とする削除又は改ざんである場合。

著作権管理に係る電子情報が不法に削除又は改ざんされたものであることを明らかに知りながら、頒布又は頒布の意図をもって当該著作物のオリジナル又はその複製物を輸入又は所持してはならず、また公開放送、公開実演又は公開伝送を行ってはならない。

また、第 80 条の 2 は次のとおり規定している。著作権者が採用した、他人の著作物への無断侵入を禁止又は制限する無断複製防止措置は、合法的なライセンスを得なければ、解読、破壊又は他の方法でこれを回避してはならない。

合法的なライセンスを得なければ、無断複製防止措置を解読、破壊又は回避するための設備、器材、部品、技術若しくは情報を製造、輸入、公衆の使用のために提供し、又はこれらのものをもって公衆に役務を提供してはならない。

前二項の規定は、次に掲げる場合にはこれを適用しない。

- (1) 国家安全を確保するための場合。
- (2) 中央又は地方公共団体が行う場合。
- (3) 資料取得の有無を確認するために、資料保存施設、教育施設又は公衆の使用する図書館が行う場合。
- (4) 未成年者を保護するための場合。
- (5) 個人の資料を保護するための場合。
- (6) コンピュータ又はインターネットの安全性を検査する場合。
- (7) 暗号化の研究を行う場合。
- (8) リバースエンジニアリング (Reverse engineering) を行う場合。
- (9) その他主務官庁が定めた場合。

前項の各号の内容は、主務官庁 (智慧財産局) がこれを定め、且つ定期的に検討する。

行為者が、第 80 条の 1 及び第 80 条の 2 に言う著作権者の権利に対する侵害にかかわり、第 90 条の 3 の規定に違反した場合、侵害者は損害賠償責任を負わなければならない。第 80 条の 1 及び第 80 条の 2 に対する違反につき、権利者が民事救済を提起し損害を計算する際は、依然として前述著作権侵害に係る民事救済手続きを適用すべきである。

9-3 刑事救済

著作権法は第七章において、著作権者の異なる著作に対する侵害につき、その負うべき刑事責任を規定している。

9-3-1 刑事罰の種類及び内容

(1) 無断で他人の著作を複製することについて

無断で複製の方法により他人の著作財産権を侵害した者は、3年以下の懲役、拘留に処し、若しくは75万台湾元以下の罰金を科し、又は併科する。販売又は貸与の目的をもって無断で複製の方法により他人の著作財産権を侵害した者は、6ヶ月以上5年以下の懲役に処し、また20万台湾元以上200万台湾元以下の罰金を併科することができる。光ディスクへ複製する方法で第1項の罪を犯した場合、6ヶ月以上5年以下の懲役に処し、また50万台湾元以上500万台湾元以下の罰金を併科することができる。著作物を私的参考又は合理的な使用に供する場合、著作権の侵害を構成しない。

本条項は、一般の複製罪（第91条第1項）、及び販売又は貸与の目的をもって無断で他人の著作を複製する罪（第91条第2項）の二つに大別することができる。

一般の複製罪については、複製物と著作物との間に「実質的な類似」がなければならない。つまり、複製物と著作物との類似は実質的なものであって、その程度は「軽微」又は「たいした影響はない」というものではない。第2項の販売又は貸与の目的で他人の著作権を無断で複製する罪については、その複製の目的が販売又は貸与にあることを要件とする。また、光ディスクへ複製する方法は、不法利益が比較的に高く、著作権者にもたらす損害も重大であるので、第91条第3項をもってこれを規定している。

(2) 侵害の著作物を頒布する罪

著作権法第91条の1は次のように規定している。無断で所有権移転の方法をもって、著作物のオリジナル又はその複製物を頒布し他人の著作財産権を侵害した場合は、3年以下の懲役、拘留に処し、若しくは50万台湾元以下の罰金を科し、又は併科する。著作財産権を侵害する行為によって作成された複製物であることを明らかに知りながらこれを頒布し、又は頒布を目的とし公開展示又は所持する場合、3年以下の懲役に処し、また7万台湾元以上75万台湾元以下の罰金を併科することができる。前項の罪を犯し、その複製物が光ディスクである場合、6ヶ月以上3年以下の懲役に処し、また20万台湾元以上200万台湾元以下の罰金を併科することができる。但し、第87条第4号の規定に違反して輸入した光ディスクは、この限りでない。前二項の罪を犯したが、その物品の供給元の情報を提供した結果、当該供給元が逮捕された場合、当該情報提供者の刑

を軽減することができる。

(3) その他の著作財産権に対する侵害

著作権法第92条は、「無断で公開口述、公開放送、公開上映、公開実演、公開伝送、公開展示、改作、編集又は貸与の方法により他人の著作財産権を侵害した者は、3年以下の懲役、拘留に処し、若しくは75万台湾元以下の罰金を科し、又は併科する。」と規定している。

(4) 著作者人格権に対する侵害

著作権法第93条第1項第1号は、「第15条に言う公開発表権、第16条に言う氏名表示権、及び第17条に言う著作者人格権を侵害した者は、2年以下の懲役、拘留に処し、若しくは50万台湾元以下の罰金を科し又は併科する。」と規定している。

(5) 強制使用許諾の複製物を輸出する罪について

著作権法第93条第1項第2号は「第70条の規定に違反した者は、2年以下の懲役、拘留に処し、若しくは50万台湾元以下の罰金を科し又は併科する。」と規定している。

第70条は「強制使用許諾の音楽著作物の複製物を台湾管轄外地域へ販売してはならない」と規定している。

(6) 著作権の擬制侵害に係る罪について

第93条第1項第3号は次のように規定している。第87条第1項第1、3、5、6号に定めるいずれかの法法により、他人の著作権を侵害した者は、2年以下の懲役、拘留に処し、若しくは50万台湾元以下の罰金を科し又は併科する。但し、第91条の1の第2項及び第3項に定める場合は、この限りではない。

第87条第1項第1号の規定とは、「著作者の名誉を害する方法をもってその著作物を利用すること」を指す。第3号とは、「著作財産権者又は製版權者のライセンスを受けずに、複製された複製物又は製版物を輸入すること」を言う。第5号とは、「コンピュータプログラムの著作財産権を侵害する複製物をもって生業とすること」を指し、第6号とは、「著作財産権を侵害する物品であることを明らかに知りながら所有権移転又は貸与以外の方法で頒布する場合、或いは著作財産権を侵害する物品であることを明らかに知りながら頒布の目的で公開展示又は所持する場合」を言う。

第93条第1項第3号の但し書きの規定によれば、行為者の行為が第87条第1項第6号及び第91条の1第2、3項の事情を同時に有する場合、第91条の2第2、3項の規定を適用し、第93条第3号の規定は別途適用しない。

(7) 公衆に対し、伝送用又は著作複製用のコンピュータプログラム又はその他の技術を提供する罪

第 93 条第 1 項第 4 号は、「第 87 条第 1 項第 7 号の規定に違反した者は、二年以下の懲役、拘留に処し、若しくは 50 万台湾元以下の罰金を科し又は併科する。」と規定している。

第 87 条第 1 項第 7 号は「著作財産権者の同意又は許諾なく、公衆にインターネットを通じて他人の著作を公開伝送又は複製させることを意図し、著作財産権を侵害し、公衆に著作を公開伝送若しくは複製できるコンピュータプログラム又はその他の技術を提供し、それによって利益を受けている者。」と規定している。

(8) 翻訳権の経過措置に係る条項に反した罪

著作権法第 112 条は次のように規定している。1992 年 6 月 10 日付本法改正施行前に、同改正法施行前の旧法の保護を受けている外国人の著作物を翻訳し、その著作権者の同意を得ていない場合、1992 年 6 月 10 日付本法改正施行後、第 44 条から第 65 条の規定に該当する場合を除き、当該翻訳物を複製することはできない。前項に規定する翻訳物の複製物は、1992 年 6 月 10 日付本法改正法の施行日から 2 年を経過した後、これを販売してはならない。

(9) コンピュータプログラムの複製物を廃棄しなかった罪

第 96 条は「第 59 条第 2 項に違反した者は 5 万台湾元以下の罰金を科する」と規定している。

第 59 条は次のとおり規定している。「合法的なコンピュータプログラム著作物の複製物の所有者は、自ら使用している機器の必要に応じて当該プログラムを修正し、又はバックアップのため当該プログラムを複製することができる。但し、当該修正物又は複製物の使用は当該所有者に限る。前項所有者が滅失以外の事由により元の複製物の所有権を失った場合、著作財産権者の同意を得ない限り、その修正又は複製したプログラムを廃棄しなければならない。」複製物の所有者が著作財産権者の同意を得ず、且つ複製又は修正したプログラムを廃棄しなかった場合、第 96 条に規定する違反に該当することとする。

(10) 出所説明欠如の罪

第 96 条は「第 64 条の規定に違反した者は 5 万台湾元以下の罰金を科する」と規定している。

第 64 条は次のように規定している。「第 44 条から第 47 条まで、第 48 条の 1 から第 50 条まで、第 52 条、第 53 条、第 55 条、第 57 条、第 58 条、第 60 条から第 63 条までの規定により他人の著作物を利用する場合には、著作物の出所を明示しなければならない。」「前項の出所の明示にあたっては、無記名著作物又は著作者が不明な著作物を除き、著作者の氏名又は名称を合理的な方法によりこれを表示しなければならない。」

(11) 権利管理に係る電子情報の削除又は変更に関する罪

第 96 条の 1 は「第 80 条の 1 に違反した者は 1 年以下の懲役、拘留に処し、若しくは 2 万台湾元以上 25 万台湾元以下の罰金を科し又は併科する」と規定している。

(12) 無断複製の防止措置を回避する設備を勝手に製造する罪

第 96 条の 1 は「第 80 条の 2 第 2 項に違反した者は 1 年以下の懲役、拘留に処し、若しくは 2 万台湾元以上 25 万台湾元以下の罰金を科し又は併科する」と規定している。

9-3-2 告訴権

著作権の侵害は原則的に親告罪である。ただし、著作権法第 100 条の但し書きによれば、第 91 条第 3 項及び第 91 条の 1 第 3 項の罪を犯した場合はこの限りではない。即ち、販売又は貸与の目的で光ディスクへ複製する方法をもって他人の複製権を侵害する罪、及び光ディスクを頒布する罪を犯した場合は、告訴権者の告訴提起を待つことなく、検察官が捜査した上で起訴を行うことができる。

また、専用使用権の許諾を受けた者の告訴権につき、2003 年 7 月 9 日に著作権法が改正されたとき、第 37 条第 4 項において次のように規定している。「専用使用権の許諾を受けた者は、その許諾を受けた範囲内において、著作財産権者の立場で権利を行使することができ、並びに自分の名義で訴訟上の行為を為すことができる。著作財産権者は、当該専用使用権の範囲内において、権利を行使することはできない。」これにより、専用使用権の許諾を受けた者が刑事告訴を提起できるか否かに関する以前の争いが解決された。

更に、著作権法第 102 条は「認可を受けていない外国法人は、第 91 条から第 93 条まで、第 95 条から第 96 条の 1 までの罪に対し、告訴又は自訴を提起することができる」と規定している。

侵害者が職務遂行により著作権を侵害した場合、侵害者が著作権法のそれぞれの規定に基づき刑事責任を負うほかにも、当該法人又は自然人は、第 101 条の規定に従い、「法人の代表者、法人又は自然人の代理人、使用人その他の従業員が、業務遂行により第 91 条から第 93 条まで、第 95 条から第 96 条の 1 までの罪を犯した場合は、当該各条の規定により行為者を罰するほか、当該法人又は自然人に対しても当該各条の罰金を科する」ことになる。

10. 著作権法改正について

2010 年 2 月 10 日に、著作権法の一部改正が行われ、学習障害者及びその他の視覚・聴覚の認知に障害を有する者は「視聴覚障害者による著作物のフェアユース」の適用対象に加えた。また、第 53 条の修正により、「公開放送の二次的利用」に関わる著作権紛争は、民事救済のみであり、著作権侵害の刑事責任は生じない。改正の内容を以下のとおり紹介する。

10-1 公開放送の二次的利用に関して

旅館、医療機関、レストラン、喫茶店、デパート、売り場、コンビニエンスストア、旅客バス、観光バスなど、不特定の人が入り出る場所又は公共の交通手段において、業者が、受信したラジオ番組やテレビ番組を、再度、放送システム（broadcast）又はスピーカー（loudspeaker）を利用して公衆に直接提供する行為はよく見られる。しかし、これらの行為は著作権法に規定される公開放送の再放送行為又は公開演出に係る行為（簡単に言えば、「公開放送の二次的利用」）に属し、旧法の規定によると、利用に関する許諾を受けていないのであれば、権利侵害に該当し、刑事犯罪となる。

智慧財産局は、公開放送の二次的利用行為がいずれも他人の著作物を大量に利用し、利用者は利用する著作物を事前に把握してコントロールすることができないという特質を具え、利用する著作物について1つ1つ許諾を取得しようがなく、かつ権利者が得ることのできる経済的利益は限られており、その著作権の保護には刑事処罰の必要はなく、民事救済で十分であることを考慮して、ベルヌ条約第11条の2の第2項、即ち、再放送、スピーカー又はその他の器材を使って公衆に著作物の内容を転送するという（著作権者の）専有する権利について、加盟国が権利を行使し得る条件に関する規定を参考に、2010年2月10日をもって、著作権法第37条第6項を改正した。その結果、当該項には第2号及び第3号が新たに追加され、最初に放送した著作物を再び公開放送し、或いはスピーカー又はその他の器材を使って、最初に放送した音声又は映像を公衆に転送する場合、著作権紛争が発生した場合民事救済のみが適用され、刑事救済手段は排除されることになる。即ち、公開放送の二次的利用行為が著作権紛争にかかわる場合、民事救済のみであり、著作権侵害の刑事責任は生じない。

10-2 視聴覚障害者による著作物のフェアユースに関して

心身障害により視覚・聴覚の認知に障害が生じている者について、フェアユースの範囲を拡大し、さらに一步踏み込んで、身心障害者の権利の保護を実現する。2010年2月10日に公布され、実施されている著作権法第53条に、学習障害者及びその他の視覚・聴覚の認知に障害を有する者を当該条文の適用対象に加えた。改正内容は以下のとおりである。

既に公表された著作物は、視覚障害者、学習障害者、聴覚機能障害者又はその他視覚・聴覚の認知に障害を有する者のために点字、手話通訳の付加又は文字により複製することができる。

視覚障害者、学習障害者、聴覚機能障害者又はその他視覚・聴覚の認知に障害を有する者の福祉の増進を目的とし、法により設立された非営利目的機関又は団体は、専ら視覚障害者、学習障害者、聴覚機能障害者又はその他視覚・聴覚の認知に障害を有する者の使用に供するために、録音、コンピュータ、口述映像、手話通訳の付加又はその他の方法を用いて、既に公表された著作物を利用

することができる。

****11.海峽兩岸知的財産権に関する保護及び協力協議について**

前述のとおり、台湾と中国は2010年6月29日に「海峽兩岸智慧財産権保護協力協議」に調印し、同協議は2010年9月12日から発効した。同協議によれば、台湾と中国の著作権貿易を促進するため、著作権認証協力メカニズムを構築し、一方の音声・映像製品を他方で発行する際、当該一方の指定する関連協会又は団体が著作権認証を行うことができる。また、2010年11月17日に、智慧財産局は「財団法人台湾著作権保護協会」(TACP)を著作権の認証機構として指定した。同年12月16日に同協会は著作権の認証機構として中国により認可された。現在、同機構は、中国において複製、出版、発行する権利がある音声・映像製品に対し、著作権の認証サービスを提供している。(財団法人台湾著作権保護協会のホームページ <http://www.tacp.org.tw/>)

また、双方は、法執行・協力処理メカニズムを構築し、それぞれの規定により、以下に掲げる知的財産権の保護事項について適切な処理を行うことに同意する。

- ①. 違法コピー及び模倣を取り締まり、特に、インターネットを介して違法コピー書籍、音声・映像及びコンピュータプログラム(ソフトウェア)などを提供し又は提供するのを幫助する権利侵害ウェブサイト、及び市場に流通している違法コピー及び模倣品を調査し明らかにした上で処理する。
- ②. 著名商標、地理標示又は著名産地名称を保護し、悪意に基づく冒認出願行為を共同で防止し、並びに冒認出願されて登録を受けた著名商標、地理標示又は著名産地名称に対し、権利者が取消しを請求する権利を行使することができるよう保障する。
- ③. 果物及びその他農産品の虚偽の産地標示につき、市場の管理・監督及び調査・処理措置を強化する。
- ④. その他の知的財産権保護事項。

上記の権益保護事項を処理する際、双方は互いに必要な情報を提供し、並びに処理結果を通知することができる。

第7章 公平交易法及び営業秘密法

1. 保護対象

台湾において、関連事業又は消費者に一般的に認識されている他人の商標を不正使用するなど、台湾の取引秩序に影響を与える不正競争行為の禁止については、主に公平交易法に規定されている。営業秘密の保護については、主に営業秘密法という特別法に規定されているが、特定の営業秘密違反行為については、公平交易法及び刑法で規定されるものもある。

2. 不正競争行為の禁止

*2-1 不正競争行為の種類

(1) 商品表徴を混同させる行為及び営業若しくはサービス表徴を混同させる行為

A、商品表徴を混同させる行為

商品表徴を混同させる行為とは、事業が、その営業において提供する商品又は役務につき、「関連事業又は消費者に一般的に認識されている他人の氏名、商号又は会社の名称、商標、商品容器、包装、外観又はそのほか、他人の商品を示す表徴と同一又は類似するものを使用し、それをもって他人の商品と混同を生じさせる、又は当該表徴を使用する商品を販売、運送、輸出又は輸入する」行為をいう（公平交易法第20条第1項第1号）

B、営業若しくは役務表徴を混同させる行為

営業若しくは役務表徴を混同させる行為とは、事業が、その営業において提供する商品又は役務につき、「関連事業又は消費者に一般的に認識されている他人の氏名、商号又は会社の名称、標章又はそのほか他人の営業、役務を示す表徴と同一又は類似するものを使用し、それをもって他人の営業又は役務の施設又は活動と混同を生じさせる」行為をいう（公平交易法第20条第1項第2号）。

C、要件

① 表徴

公平交易法第20条における表徴とは、識別力若しくは後天的識別性を有する特徴であり、商品若しくは役務主体を示し、関連事業若しくは消費者に異なる商品若しくは役務を区別させることができるものをいう（行政院公平交易委員会が公平交易法第20条案件の処理原則第4点第1項）。

また、ここで言う識別力とは、ある特徴が明確であり、関連事業若しくは消費者に対し、当該特徴を見れば、当該商品若しくは役務は、特定事業が生産若しくは提供していることについて認識させることが

できることをいう。後天的識別性とは、元々は識別力を有しない特徴であっても、長い期間に渡って継続的に使用した結果、関連事業若しくは消費者に対し、当該特徴が商品若しくは役務主体を連想させ、商品若しくは役務主体を区別できる別の意義が生じることをいう（公平交易委員会が公平交易法第 20 条案件の処理原則第 4 点第 2、3 項）。

また、法令上例示された表徴としては、氏名、商号又は会社の名称、商標、標章、特殊デザインを施した識別力を有する商品容器、包装、外観、及び元々そのほかに識別力を有しないが、長い期間の使用により、後天的識別性を取得した商品容器、包装、外観などが挙げられる。

② 関連事業又は消費者に一般的に認識されていること

公平交易法が保護するのは、台湾内の取引秩序であるため、原則的に、当該表徴が台湾内の関連事業又は消費者に一般的に認識されている必要がある。また、一般的に認識されるかどうかは、当該表徴を対象とする広告量、当該表徴を使用する商品若しくは役務の販売時間、販売量、市場シェア、広告、品質と評判、科学性、公正性及び客観性を有する市場調査資料の有無、又は関連する主務官庁の見解の有無により、判断されるものである（公平交易委員会が公平交易法第 20 条案件の処理原則第 10 点）

③ 同一又は類似するものの使用

同一又は類似するものの使用については、基本的には、通常知識経験を有する関連事業又は消費者が通常注意をもって全体観察と主要部分を比較し、異なった時点で離隔観察するという原則により判断する（公平交易委員会が公平交易法第 20 条案件の処理原則第 12 点）。

④ 混同の発生

混同の発生について、基本的には、通常知識経験を有する関連事業又は消費者の注意力、商品若しくは役務の特性、差異、価格、表徴の周知度、企業規模及び企業イメージなどにより判断する（公平交易委員会が公平交易法第 20 条案件の処理原則第 11 点）。

(2) 外国の著名商標を使用する行為

外国の著名商標を使用する行為とは、同一又は類似の商品について、未登録の外国の著名な商標と同一又は類似するものを使用すること、又は当該商標を使用する商品を販売、運送、輸出又は輸入することをいう（公平交易法第 20 条第 1 項第 3 号）。

(3) 虚偽不実の記載

虚偽不実の記載とは、商品若しくは商品に係る広告において、又はその他公衆に知らせる方法によって、商品の価格、数量、品質、内容、製造方法、製造期日、有効期限、使用方法、用途、原産地、製造者、製造地、加工者、加工地等につき、虚偽若しくは不実、又は誤解を生じさせる表示若しくは表

徴を付すこと、又は当該虚偽若しくは不実を掲載する商品の販売、運送、輸出又は輸入をいう（公平交易法第 21 条第 1、2 項）。また、役務についても、同様の虚偽又は不実の記載が禁止される（公平交易法第 21 条第 3 項）。

(4) 虚偽不実の広告

虚偽不実の広告とは、広告代理業者が事実を明らかに知りながら、又は知り得る状況であるにもかかわらず、誤解を引き起こす広告を製作、若しくは設計すること、又は広告メディア業者が、その放送若しくは刊行する広告が誤解を生じさせるおそれがあるものであることを知りながら、又は知り得る状況であるにもかかわらず、当該広告を放送、若しくは刊行すること、又は広告の推薦者が、その推薦の行為が誤解を生じさせるおそれがあるものであることを知りながら、又は知り得る状況であるにもかかわらず、推薦の行為を為すことをいう。但し、広告の推薦者が世間に知られる人物、専門家又は機構でないものは、広告主から得た報酬の 10 倍の範囲に限り、広告主と共に連帯賠償責任を負う（公平交易法第 21 条第 4 項）。

(5) その他の欺瞞的な又は明らかに公正でない行為

その他の欺瞞的な又は明らかに公正でない行為とは、前記公平交易法第 20 条の商品表徴を混同させる行為、及び営業若しくはサービス表徴を混同させる行為の要件に該当しないものの、高度のコピー行為などにより、他人の信用若しくは努力にただ乗りし、取引秩序に影響を与えるに足る欺瞞的な又は著しく公正を欠く行為をいう（公平交易法第 24 条）。実務上の認定範囲では、第 20 条より第 24 条の方が成立しやすいと思われる。具体的な事例としても、例えば HELLO KITTY に因んだ立体人形（公平交易委員会公参字第 09100001216 号処分）、SAMSONITE かばん（公平交易委員会公処字第 091085 号処分）、PETER LUGER レストラン（公平交易委員会（86）公処字第 202 号処分）の事例においては、いずれも「消費者に混同誤認をもたらさない」、「著名性を立証できない」、若しくは「台湾における広告実績がない」などを理由として、これについて公平交易法第 20 条の適用を受けないと公平交易委員会が判断したものの、「他人の商品外観を高度にコピーし、他人の努力成果にただ乗りする不正行為」、「他人の商誉を利用する不正行為」などを理由として、公平交易法第 24 条により、侵害者を処分する決定を下したケースがある。

2-2 救済手段

(1) 民事救済

A、差止め請求

① 意義

事業が公平交易法の規定に違反し他人の権益を侵害するに至った場合、被害者はその侵害の排除を請求することができる。侵害のおそれ

がある場合も侵害の予防を請求することができる。

② 要件

- ・不正競争行為により、侵害した場合、若しくは侵害のおそれがある場合。
- ・差止めは、加害者の故意若しくは過失の有無を問わず、侵害行為があったとき、若しくは侵害のおそれがあるときに請求することができる。

③ 効果

- ・現在の不正競争行為を差止める。
- ・将来の不正競争行為を防止する。
- ・侵害構成品の廃棄について、法令上明確には規定されていないが、これを容認する判決がある。

B、損害賠償請求

① 意義

事業者が本法の規定に違反し他人の権益を侵害するに致った場合は、損害賠償の責任を負う（公平交易法第 31 条）。

② 要件

- ・加害者が故意若しくは過失を有しなければならない。
- ・不正競争行為が存在する。
- ・当該不正競争行為により、損害が発生した。
- ・不正競争行為と損害とが因果関係を有する。

③ 効果

基本的に、損害賠償請求範囲は、不正競争行為により受けた実際の損害及び逸失利益とされる。但し、侵害者がその侵害行為により利益を得た場合、被害者は当該利益に基づいて損害額を算定するよう請求することができる（公平交易法第 32 条第 2 項）。また、不正競争の行為が故意によるものと認められる場合、法院は被害者の請求により、侵害の状況に基づき、実際に被った損害の額以上、証明された損害額の 3 倍以下の賠償を定めることができる（公平交易法第 32 条第 1 項）。

C、判決を新聞に掲載する請求

被害者は、公平交易法の規定により法院に訴訟を提起する際に、侵害者の費用で判決書の内容を新聞に掲載するよう請求することができる（公平交易法第 34 条）。

D、時効

民事救済に関連する請求権の時効につき、請求権者が侵害行為及び賠償義務者を知った時点より 2 年間、若しくは侵害行為がなされた時点より 10 年間これを行わない場合は消滅する（公平交易法第 33 条）。但し、不正競争行為が継続的に存在する限り、被害者の差止め請求権は時効の影響

を受けない。

(2) 刑事救済

商品表徴を混同させる行為、営業若しくはサービス表徴を混同させる行為、及び外国の著名商標を使用する行為について、公平交易委員会が公平交易法第41条の規定により期限を定めて、当該違法行為の停止、改善、又は必要な更正措置をとるよう命じたにもかかわらず、指定された期限を過ぎても当該違反行為が停止、改善されず又は必要な更正措置がとられない場合、又は一旦停止した後、再び同様又は類似の違法行為がなされた場合、当該行為者は3年以下の懲役、拘留、若しくは1億台湾元以下の罰金、又はこれを併科する（公平交易法第35条）。

(3) 行政救済

上記の民事救済又は刑事救済以外に、被害者は不正競争行為者を公平交易委員会に摘発することができる。また、同委員会が、摘発された行為を不正競争行為と認める場合は、期限を定め、当該行為の停止、改善又は必要な更正措置をとるよう命じ、並びに5万台湾元以上2千5百万台湾元以下の過料に処すことができる。また、行為者が違反行為を停止、改善、若しくは更正措置をとらない場合、公平交易委員会は10万台湾元以上5千万台湾元以下の過料を連続して科すことができる（公平交易法第41条）。

3. 営業秘密の保護

3-1 営業秘密の概念及び要件

営業秘密法における「営業秘密」とは、方法、技術、製造過程、調合、プログラム、設計、又はその他の生産、販売又は経営に用いられる情報であり、且つ次の要件に合致するものをいう（営業秘密法第2条）。

(1) 当該情報に関わる人が一般的に知り得るものではないもの

台湾の判決において、営業秘密の範囲は生産技術に限られず、管理、販売、生産、市場、財務に関する資料も含み、また商業経済の価値の有無、競争に使用する可能性の有無、及び会社の人材関係資源に属するものであるか否かが判断される。また、当該情報は、公知の程度に至らなくても、当該情報に関わる人が一般的に知り得るものである場合、営業秘密法により、これを特別保護する必要がない。

(2) その秘密性のため、実際に又は潜在的に経済的な価値を有するもの

営業秘密性は、実際に又は潜在的に経済的な価値を有する他、情報所有者は客観的な一定行為により、当該情報を秘密として保持する意思について他人に了解させるといふ秘密性を有しなければならない。判決には、その秘密性の有無を判断するための秘密情報の程度の設定、情報保存の規制（例えば保管所をロックすること、パスワードの設定等）、情報に接触する人員の規制、秘密保持義務契約の締結の有無などの判断基準が挙げられている。

- (3) 保有者が既に合理的な秘密保護措置を取っているもの。

合理的な秘密保護措置とは、客観的に判断して、一般人が正当な方法により、容易に当該情報を知り得ることができないようにする措置をいう。判決には、上記の内部情報管理規制以外に、会社入出管理規制の措置を講じるか否かについても挙げられている。

3-2 営業秘密侵害行為の種類

営業秘密侵害行為については、基本的には営業秘密法で対応するが、侵害者の身分又は特定の侵害行為により、営業秘密法以外に、公平交易法及び刑法で同時に対応することも可能である。

(1) 営業秘密法に規定された営業秘密侵害行為の種類

- A、不正な手段により営業秘密を取得する行為（営業秘密法第10条第1項第1号）

不正な手段とは、窃取、詐欺、脅迫、賄賂、許可なき複製、秘密保持義務違反、他人を誘引し秘密保持義務に違反させる行為、又はその他の類似手段をいう（営業秘密法第10条第2項）。

- B、それが前号に該当する営業秘密であることを知って、又は重大な過失によりそのことを知らず、その営業秘密を取得し、使用又は漏洩する行為（営業秘密法第10条第1項第2号）。

営業秘密を取得、使用、漏洩する際に、当該営業秘密に不正行為が介入した事実について、すでに知っており、若しくは重大な過失により知らないことを規制する。また、ここでの悪意若しくは重大過失の立証責任は営業秘密所有者が負うものとする。

- C、営業秘密を取得した後に、それが同項第1号の営業秘密であることを知って、又は重大な過失により知らず、それを使用又は漏洩する行為（営業秘密法第10条第1項第3号）。

営業秘密に対して不正行為が介入したことについて、取得後に初めて知った、若しくは重大過失により知らない場合を規制する。

- D、法律行為によって取得した営業秘密を不正な手段で使用又は漏洩する行為（営業秘密法第10条第1項第4号）。

契約関係などの法律行為によって取得した営業秘密を秘密保持義務の違反など不正な手段で使用又は漏洩することをいう。

- E、法令により営業秘密を守る義務がありながら、それを使用又は正当な理由なく漏洩する行為（営業秘密法第10条第1項第5号）。

公務員、弁護士又は仲裁人など法令により営業秘密を守る義務を有する者が営業秘密を使用又は正当な理由なく漏洩することをいう。

(2) 公平交易法に規定された営業秘密侵害行為の種類

脅迫、利益で誘い、又はその他不正な方法をもって、他の事業者の生産販

売上の秘密、取引相手の資料、又はその他関連技術上の秘密を取得する行為により、競争を制限又は公正な競争を阻害するおそれがある場合は、公平交易法で対応することも可能である（公平交易法第 19 条第 5 号）。

(3) 刑法に規定された営業秘密侵害行為の類型

不正行為を行う者が一定の身分（例えば公務員、弁護士、会計士、雇用者）を有するか、若しくは特定の不正行為によって営業秘密を漏洩する場合は、刑法で対応することも可能である。関連する刑法の条文は以下のとおりである：

・ **刑法第 132 条**

公務員が台湾の国防関係以外の秘密にすべき文書、図画、情報又は物品を漏洩又は交付したときは、3 年以下の懲役に処する。

過失によって前項の罪を犯した者は、一年以下の懲役、拘留又は三百元以下の罰金に処する。

公務員でない者が職務上若しくは業務上知り得た、又は所持する第一項の文書、図画、情報若しくは物品を漏洩又は交付したときは、一年以下の懲役、拘留、又は三百元以下の罰金に処する。

・ **刑法第 316 条**

医師、薬剤師、薬商、助産士、心理療法士、宗教家、弁護士、弁護人、公証人、会計士、若しくはその業務上の補助者、又はかつてこれらの職務に任じた者が、業務上知り得た、又は保有している他人の秘密を故なく漏洩したときは、一年以下の懲役、拘留、又は 5 万元以下の罰金に処する。

・ **刑法第 317 条**

法令又は契約によって業務上知り得た、又は保有している商工業の秘密を守る義務がある者が、これを故なく漏洩したときは、一年以下の懲役、拘留、又は一千元以下の罰金に処する。

・ **刑法第 318 条**

公務員又はかつて公務員に任じた者が、職務上知り得た、又は保有している他人の商工業に関する秘密を故なく漏洩したときは、二年以下の懲役、拘留、又は二千元以下の罰金に処する。

・ **刑法第 318-1 条**

コンピュータ若しくは他の設備を利用して他人の秘密を知り、又は保有している者が、これを故なく漏洩したときは、二年以下の懲役、拘留、又は五千元以下の罰金に処する。

・ **刑法第 318-2 条**

コンピュータ若しくは他の設備を利用して第 316 条から第 318 条までの罪を犯したとき、二分の一の刑罰を加重する。

・ **刑法第 342 条**

他人のために事務を処理するにあたり、自己若しくは第三者の不法な利益を図り、又は本人の利益に損害を与えることを意図して、その任務に違

背する行為をなし、本人の財産若しくはその他の利益に損害を生じさせた者は、5年以下の懲役、拘留、若しくは千元以下の罰金に処し、又は併科する。

3-3 営業秘密侵害に対する救済

(1) 営業秘密法に規定された営業秘密侵害行為に対する救済－民事救済

A、差止め請求

営業秘密が侵害されたとき、被害者は、その侵害の排除を請求することができる。また、侵害のおそれがある場合は、その予防を請求することができる。さらに、被害者は、侵害行為によって作成されたもの又は専ら侵害行為をなすために使われたものの廃棄、又はその他必要な処置を請求することができる（営業秘密法第11条）。

B、損害賠償請求

故意又は過失により不法に他人の営業秘密を侵害した者は、損害賠償の責任を負う。複数人が共同して不法に侵害した場合は、連帯して賠償責任を負う。

損害賠償請求範囲について、被害者は下記のいずれかを選択し、請求することができる：

- ① 営業秘密の侵害行為により受けた実際の損害及び逸失利益。但し、被害者がその損害を証明できない場合は、当該営業秘密を通常の使用した場合に得られるであろう利益から、侵害後に同一の営業秘密を使用して得られた利益を差し引いた額を、その損害とみなすことができる。
- ② 侵害者が当該侵害行為によって得た利益。但し、侵害者がそのコスト又は必要経費を証明できない場合は、当該侵害行為によって得た収入の全部を、その得た利益とみなす。

また、営業秘密の侵害行為が故意に基づきなされたものである場合、法院は被害者の請求に基づき、侵害状況により、損害額以上、3倍以下の賠償を斟酌し決定することができる。

(2) 公平交易法に規定された営業秘密侵害行為に対する救済－民事救済、刑事救済と行政救済

A、民事救済-差止め請求、損害賠償請求及び判決の新聞掲載請求

事業が公平交易法の規定に違反し他人の権益を侵害するに致った場合、被害者はその侵害の排除を請求することができる。侵害のおそれがある場合は侵害の予防を請求することができる。また、侵害者に対し、損害賠償と判決を新聞に掲載するよう請求することができる（公平交易法第31条）。
（詳細については、第I編第7章 2-2 (1) を参照）

B、刑事救済

公平交易法に規定された営業秘密の規定に違反して、公平交易委員会が第 41 条の規定により当該違反行為の停止、改善又は必要な更正措置をとるよう命じたにもかかわらず、指定された期限を過ぎても当該違反行為が停止、改善されず、又は必要な更正措置がとられない場合、又は一旦停止した後、再び同様又は類似の違法行為がなされた場合、行為者を 2 年以下の懲役、拘留、若しくは 5 千万台湾元以下の罰金に処し、又はこれを併科する（公平交易法第 36 条）。

C、行政救済

上記の民事救済又は刑事救済以外に、被害者は不正競争行為者を行政院公平交易委員会に摘発することができる。また、同委員会が、摘発された行為を不正競争行為と認める場合は、期限を定め、当該行為の停止、改善又は必要な更正措置をとるよう命じ、並びに 5 万台湾元以上 2 千 5 百万台湾元以下の過料に処することができる。また、行為者が違反行為を停止、改善、若しくは更正措置をとらない場合、公平交易委員会は 10 万台湾元以上 5 千万台湾元以下の過料を連続して科すことができる（公平交易法第 41 条）。

(3) 刑法に規定された営業秘密侵害行為に対する救済－刑事救済、附帯民事訴訟

刑法に規定された営業秘密侵害行為により被害を受けた者は、侵害者に対し、刑事自訴又は告訴を提起することができる。また、刑法第 316 条から第 318 条の 2 の規定に規定された罪は親告罪であるため、被害者は犯人を知った時から 6 ヶ月内に自訴又は告訴を行わなければならない。なお、被害を受けた者は、刑事訴訟手続きにおいて付帯民事訴訟を提起し、被告及び民法の規定により賠償責任を負う者に対し損害の回復を請求することもできる。附帯民事訴訟を提起する場合、裁判費用は不要となる。

第 8 章 知的財産案件審理に係る法律

1. 智慧財産案件審理法

台湾の知的財産訴訟手続きを改善し、知的財産訴訟案件裁判の専門性を確立するため、「智慧財産案件審理法」が 2007 年 3 月 28 日に公布され、2008 年 7 月 1 日施行された。以下、智慧財産案件審理法の規定を簡単に紹介する。

- ① 知的財産民事、刑事及び行政訴訟に関する案件範囲を明確に規定し、かつ、知的財産民事、刑事及び行政訴訟の起訴、上訴及び抗告について、その管轄法院を明確に規定する。
- ② 法院（裁判所）は、知的財産案件の審理に際して必要であると認める場合、技術審査官に、専門知識に基づいて、当事者に説明又は質問し、証人又は鑑定人に直接質問し、本案件について法官（裁判官）に意見を述べ、並びに証拠保全時に証拠調査に協力するよう命じることができる。
- ③ 営業秘密：営業秘密に関わる事項は、非公開で審判することができ、また訴訟資料及び証拠の閲覧、抄録又は撮影を制限することができる。並びに請求により秘密保持命令を発することができ、かつ違反者に刑事制裁を加えることができ、これによって訴訟の促進及び営業秘密の保護のいずれにも配慮する。
- ④ 訴訟中止の特別規定：知的財産民事及び刑事訴訟中、法院は、知的財産権を取消又は廃止すべき理由があるか否かの争点について、自ら決定しなければならず、並びに関連法規における訴訟手続き中止規定の適用を排除する。
- ⑤ 暫定条項：智慧財産案件審理法の施行前に既に各級法院に係属していた知的財産案件につき、下記の暫定処理の規定を明確に定める。
 - i その進行程度に応じて、原法院が智慧財産案件審理法に定める手続きによりこれを終結し、それが既に法定手続きにより訴訟手続きが進められている場合、その効力は影響を受けない。
 - ii 地方法院が既に行った裁判が、まだ上訴又は抗告法院に移送されていない場合、智慧財産法院の第二審法院に送らなければならない。
 - iii 刑事案件及びその付帯民事訴訟が智慧財産案件審理法施行前に既に各級法院に係属していた場合、それ以後の訴訟手続きは、各該係属法院が智慧財産案件審理法の規定により、これを終結しなければならない。但し、智慧財産案件審理法施行前に既に法定手続きにより進められていた訴訟手続きの効力は影響を受けない。
 - iv 智慧財産案件審理法施行前、既に高等行政法院に係属していた知的財産行政訴訟事件は、その進行程度により、該法院は智慧財産案件審理法に定める手続きによりこれを終結する。既に進行している手続きは、その効力を失わない。
- ⑥ 智慧財産法院は自ら専利の有効性を判断することができる。当事者が「知的

財産権が、取消、廃止すべき理由を有する」と主張又は抗弁する場合、智慧財産法院はその主張又は抗弁に理由があるか否かについて自ら判断しなければならない。民事訴訟法、行政訴訟法、商標法、専利法、植物品種及種苗法（植物品種及び種苗法）、その他の法律の訴訟手続きに関する規定を適用しない。法院は、必要と認める場合には、智慧財産局に訴訟参加を命じる裁定を下すことができる。

2. 智慧財産法院組織法

台湾では、同一の専利権に基づく訴訟が発生した際には、同時に行政訴訟及び民事・刑事訴訟にも関わる可能性がよくある。当事者が訴訟に費やす時間を短縮し、司法関連資源を集結させ、かつ知的財産権を専門とする法官に関連案件を処理させることで、適格妥当な審理効果を図るべく、司法院は 2004 年から智慧財産法院設置計画に積極的に取り組み、2006 年には智慧財産法院組織法案が提出され、立法院は 2007 年 3 月 5 日に智慧財産法院組織法を可決し、同年 3 月 28 日に公布され、2008 年 7 月 1 日施行された。その後、同法第 5 条及び第 7 条に基づき、人員配置表が作成され、2009 年 7 月に公布・施行された。

智慧財産法院は地方法院兼高等法院として位置づけられ、それが管轄する審判事務には、知的財産権と関係のある民事訴訟事件、刑事訴訟案件及び行政訴訟事件が含まれる。以下に、それぞれについて述べる。

- ① 民事訴訟事件：専利法、商標法、著作権法、光ディスク管理条例、営業秘密法、集積回路回路配置保護法、植物品種及び種苗法、又は公平交易法によって保護される知的財産権に関して生じる第一審と第二審の民事訴訟事件。本案と関係のある証拠保全手続き及び保全手続きが含まれる。
- ② 刑事案件：刑法の登録商標や商号を偽造若しくは模倣した罪、又は偽造商標のついた品物の販売、展示、輸入、又は商品に虚偽不実な表示をして該商品を販売した罪、又は業務上知り得た商工業上の秘密を漏洩した罪、又は公務上知り得た商工業上の秘密を漏洩した罪、又は商標法、著作権法、公平交易法に違反する模倣冒用行為に関する案件であって、地方法院が通常の手続き、略式の手続き若しくは協議手続きにより行った第一審判決を不服として上訴若しくは抗告された刑事案件。但し、少年が上記刑事案件に関与した場合には、依然として少年法廷が「少年事件処理法」の規定に基づいて処理する。
- ③ 行政訴訟事件：専利法、商標法、著作権法、光ディスク管理条例、集積回路回路配置保護法、植物品種及び種苗法、又は公平交易法における知的財産権に関する審決取消若しくは不正競争及びその他公法上の紛争によって生じた第一審行政訴訟事件、並びに強制執行事件。

3. 智慧財産法院の紹介

3-1 智慧財産法院設立の背景及び目的

台湾のWTO加盟前後に、台湾では知的財産権に関連する法律が改正され、国際条約や協定の基準に合致するよう努めているものの、知的財産訴訟制度は行政法院と民事刑事法院の二元制を採用したため、訴訟の遅延をもたらすほか、審理を担当する法官の専門知識の不足等により、産業界、実務界、外国の商工会議所などの関心を引き起こし、改善が求められた。また、2002年に台湾が世界貿易機関（WTO）に加盟したことにより、WTOのTRIPs協定に基づき、智慧財産法院を設立する必要が生じた。

そこで、司法院は知的財産の訴訟遅延問題を改善するため、訴訟審理の効率化と法官の専門化から着手し、ようやく知的財産訴訟制度に関する前述の二大法案である智慧財産法院組織法及び智慧財産案件審理法が制定、公布・施行された。

上述の法案により、2008年7月1日には、台北県板橋市に唯一の智慧財産法院が設立されたほか、知的財産訴訟制度を実施するため、各関連官庁が智慧財産案件審理細則、智慧財産案件審理法施行細則、智慧財産案件の秘密保持命令作業要点、智慧財産案件の遠隔尋問作業規則、智慧財産法院法官の改任による選抜及び在職研習規則、智慧財産法院技術審査官出向規則など20あまりの関連法規を検討して起草し、発布した。訴訟審理の効率化及び法官の専門化により、知的財産訴訟手続が改善され、有効な権利救済機能を発揮させた知的財産権保護の実現が期待されている。

智慧財産法院設立の目的

1. 民事事件、刑事事件の訴訟遅延を避け、訴訟紛争を早期に解決する。（効率化）
2. 知的財産案件の審理を専門化する。（専門化）
3. 国家経済発展を促進する。（経済繁栄）

2009年1月に台湾が米国のスペシヤル301条（米国通商法の知的財産権に関する対外制裁条項）のリストから除外されたことは、台湾の知的財産権における努力の成果である。今後、さらに良質な知的財産権の制度及び環境を構築するよう努めて行く。

3-2 智慧財産法院の組織・人員

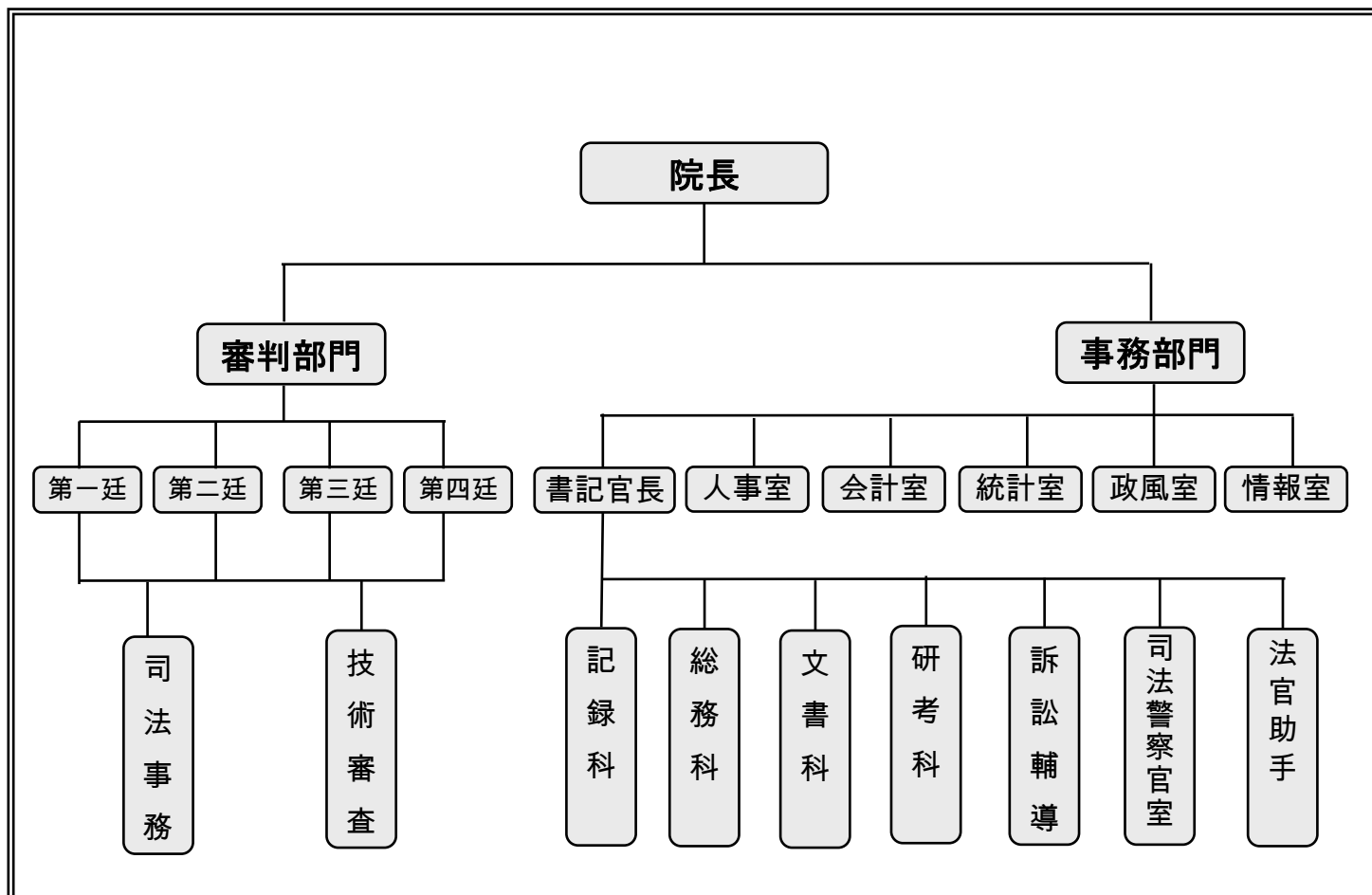
智慧財産法院は、民事、刑事、行政訴訟事件を総合して一つの法院で審理する特殊な専門法院である。組織法第3条により、智慧財産法院は知的財産に関する第一、二審の民事訴訟、第二審の刑事訴訟、第一審の行政訴訟を管轄し、高等法院の審級に相当する。これに対応する検察署は、組織法第5条の規定により、高等法院

検察署知的財産分署となる。

智慧財産法院には、所長、「庭長」（法廷長）、法官（日本の「裁判官」に相当する）、司法事務官、技術審査官（日本の「裁判所調査官」に相当する）、書記官及び司法行政等の職員が配置されている。

現在の智慧財産法院の人員は、法官13名（所長1名、庭長1名を含む）、技術審査官13名（主任技術審査官1名を含む）、司法事務官2名、書記官13名及び職員等を含み、合計105名いる（2012年2月現在）。

3-3 智慧財産法院組織図

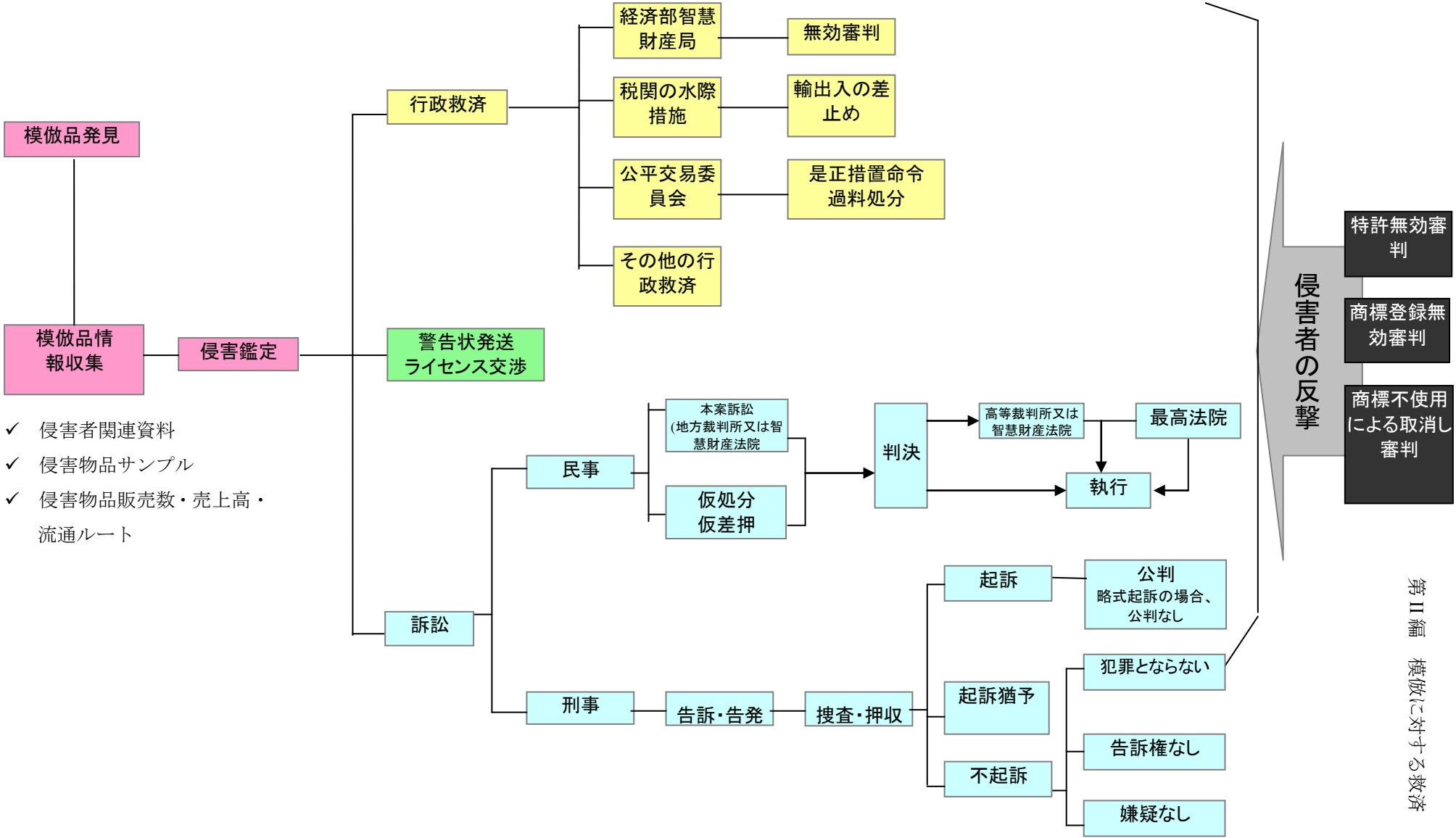


組織図 内容説明	院長：	裁判部門：第一廷、第二廷、第三廷、第四廷；司法事務官、技術審査官
		事務部門：1.書記官長：記録科、総務科、文書科、研考科、訴訟輔導科、司法警察官室、裁判官助手 2. 人事室 3. 会計室 4. 統計室 5. 政風室 6. 情報室

第Ⅱ編 模倣に対する救済

知的財産権侵害事件が発生した場合、侵害者に対し、民事訴訟や刑事訴訟を提起して、侵害者の責任を追及することができる。模倣に対する救済手段に、民事訴訟と刑事訴訟のほか、行政救済制度もある。行政救済には、侵害事件発生後の制裁だけではなく、侵害者による不当な権利取得の排除や知的財産権侵害物品の摘発についても各々制度が設けられている。権利者は当該行政救済制度を民事訴訟や刑事訴訟等と併せて活用すれば、権利を一層守ることができる。

本編では、まず、侵害者による不当な権利取得の排除（智慧財産局による審判制度）、知的財産権侵害物品の摘発（税関による水際処置）、及び行政制裁（経済部国際貿易局及び公平交易委員会による救済措置）等の行政救済制度から説明を始め、続いて、民事訴訟と刑事訴訟の手続きを紹介することにする。



- ✓ 侵害者関連資料
- ✓ 侵害物品サンプル
- ✓ 侵害物品販売数・売上高・流通ルート

第 1 章 模倣に対する行政救済

1. 智慧財産局による審判制度

智慧財産局による審判制度は、専利権、商標権などを付与・維持すべきか否かにつき、公衆による審査の性質を持つほか、他人の発明、考案、意匠又は商標を模倣するなどの専利権、商標権侵害事件においても防衛手段として活用されている。付与された専利権、商標権に無効の事由がある場合、行政官庁である智慧財産局に無効審判請求を提起し、専利権や商標権を無効にさせることができる。

無効審判の審決を不服とする場合、当該審決は性質上行政処分に該当するので、不服の申立ては、行政処分不服申立ての手続き、すなわち、訴願を通じて行うこととなる。訴願は智慧財産局の上級行政機関である経済部の訴願審議委員会に提起する。訴願の決定を不服とする場合、智慧財産法院に行政訴訟を起すことができる。

*1-1 智慧財産局による審判の種類及び内容

智慧財産局による審判には、専利無効審判及び商標無効審判がある。他人の専利や商標を模倣してなるものの登録を巡る紛争は、専利無効審判や商標無効審判を通じて解決する。これらの審判は請求人と被請求人が対立する（当事者対立）構造を取っており、登録されている専利や商標に無効の事由があるか否かは審判において判断される。一方、専利権や商標権を巡る紛争に関わる専利や商標の保護範囲を確認するための審判は智慧財産局に存在しない。すなわち、智慧財産局は、専利実施形態や商標使用形態、商標使用商品が当該特許発明の技術範囲や商標・商品の類似範囲に属するか否かについて、審判を通じて判断しない。特許実施形態や使用形態が当該特許発明の技術範囲や商標類似範囲に属するか否かは、台湾で、侵害訴訟が起こされて初めて法院で判断されることとなる。ちなみに、専利侵害訴訟の場合、専利実施形態が当該専利権の範囲に属するか否かについて、法院が技術上の意見を求めようとする場合、智慧財産局ではなく、第三者の専門機関に鑑定を依頼するのが現在のやり方である。以下に、専利無効審判及び商標無効審判の内容を説明する。

(1) 専利無効審判

A、意義

特許発明、登録実用新案、登録意匠に無効の事由がある場合、それを理由に専利権を権利付与当時に遡って無効にさせる制度である。

B、請求できる者

専利無効審判は「冒認出願」を理由とする場合を除き、何人も証拠を添えて請求することができる。ちなみに、「冒認出願」とは「専利出願権が複数の者が共有するものであるのに、共有者全員により出願が提出されなかった」又は「専利権者が専利出願権者ではない」場合をいう。

これらは専利権の帰属に関する紛争であるため、利害関係者のみが無効審判請求を提起することができる。

また、現行専利法では、審査官も職権により専利無効審判を請求することができるが、新専利法では、当該規定が廃止されるので、審査官が職権により専利無効審判を請求することができなくなる。

専利権の存続期間満了後又は消滅後、原則として、それを無効審判請求の標的とすることができない。しかし、利害関係者は、専利権の取消により回復できる法律上の利益がある場合、専利権消滅後も、無効審判を請求することができる。

C、無効事由

以下のことは専利の無効事由とされる。(現行専利法第 67 条、107 条、128 条；新専利法第 71、119、141 条)

- ・ 専利出願権が共有であるのに、共有者全員により出願が提出されなかった場合
- ・ 発明、考案、意匠が専利法に定める定義に違反し、産業上の利用性、新規性、進歩性等の専利の基本 3 要件を備えていない、新規性の擬制喪失、又は法定の専利を付与しない項目に属する場合
- ・ 明細書又は図面が専利法の法定記載要件に違反する場合
- ・ 発明、考案、意匠が先出願原則に違反する場合
- ・ 明細書又は図面の補充、補正が出願時の原明細書又は図面に開示されている範囲を超えている場合
- ・ 専利権者の属する国が台湾住民の専利出願を受理しない場合、
- ・ 専利権者が専利出願権者ではない場合

新専利法では、下記の事由が加えられた。

- ・ 同一人が同一の創作につき、同日に発明特許及び実用新案を二重に出願し、その発明特許査定前に、既に実用新案権を取得している場合、特許主務官庁が指定された期間内に二重出願のいずれかを選択していない、又は発明特許査定前に実用新案権が既に当然消滅している又は取消が確定している場合
- ・ 分割後の出願は、出願当初の明細書、特許請求の範囲又は図面に開示されている範囲を超える場合
- ・ 補正する中国語翻訳文又はその誤訳の訂正は、出願時の外国語書面に開示されている範囲を超える場合
- ・ 訂正は、誤訳の訂正を除き、出願時の明細書、特許請求の範囲若しくは図面に開示されている範囲を超える、又は公告時の特許請求の範囲を実質的に拡大若しくは変更する場合
- ・ 公序良俗を害する場合・ 出願変更後の出願は、原出願の出願時の明細書、請求の範囲又は図面に開示されている範囲を超える場合

D、無効の効果

無効事由が成立した場合、「無効審判成立及びその専利権を取消す」旨の審決、すなわち、「専利無効」審決を作成しなければならない。このような審決が確定した場合、その専利権の効力は最初から存在しなかったものとみなす（現行専利法第 73 条、並びに第 108 条、第 129 条により、第 73 条を準用；新専利法第 82 条、並びに第 120 条、第 142 条により、第 73 条を準用）。また、新専利法では、請求項ごとに無効審判を請求することができ、智慧財産局は請求ごとに無効審決を下すことができるようになり、且つ同一の特許に対し数件の無効審判請求がある場合、併合して審理することができるようになっている。

ちなみに、現行専利法第 90 条により、専利権に関する民事訴訟について、無効審判が確定するまで、審理を中止させることができ、また、無効審判が権利侵害訴訟の審理に関連する場合、智慧財産局は、優先的にこれを審査することができるが、新専利法では、当該規定が廃止されるので、民事訴訟を審理する裁判所は、自ら判断することになる。。

(2) 商標登録無効審判

A、意義

法定の登録要件に反して登録された商標に対し、利害関係人又は審査官の請求によりその登録を無効にさせる制度である。

B、請求できる者

- ・利害関係人
- ・審査官

C、無効事由

登録商標に以下の事由がある場合、無効審判の対象となる。

- ・商標図案が指定商品又は役務の品質、用途、原料、産地又は関連する特性を描写する説明のみで構成された場合（新商標法第 29 条 1 項 1 号）
- ・商標図案が指定商品又は役務の慣用標章又は名称のみで構成された場合（新商標法第 29 条 1 項 2 号）
- ・商標図案が識別力を具えていない標識のみで構成された場合（新商標法第 29 条 1 項 3 号）
- ・商標図案が商品又は役務の機能を発揮するためにのみ必要な場合（新商標法第 30 条 1 項 1 号）
- ・商標図案が台湾の国旗、国の紋章、国璽、軍旗、軍の徽章、印章、勲章、外国の国旗又は世界貿易機関の加盟国がパリ条約第 6 条の 3 第 3 号によって通知した外国の紋章、国璽又は国の徽章と同一又は類似の場合（新商標法第 30 条 1 項 2 号）
- ・商標図案が国父（孫文）又は国家元首の肖像又は氏名と同一の場合（新商標法第 30 条 1 項 3 号）

- ・ 商標図案が台湾の政府機関、又はその主催する展覧会の標章又はこれらが授与する表彰状等と同一又は類似の場合（新商標法第 30 条 1 項 4 号）
- ・ 商標図案が国際的な政府組織又は国内外の著名且つ公益的性質を具えた組織の徽章、旗、その他の記章、略語、名称と同一又は類似のもので、公衆が誤認、誤信するおそれがある場合（新商標法第 30 条 1 項 5 号）
- ・ 商標図案が国内外で品質管理又は査証を表すのに用いる国の標識、マークと同一又は類似のもので、且つ同一又は類似の商品又は役務に使用する場合（新商標法第 30 条 1 項 6 号）
- ・ 商標図案が公序良俗を害するものに該当する場合（新商標法第 30 条 1 項 7 号）
- ・ 商標図案が公衆にその商品又は役務の性質、品質又は産地について誤認、誤信させるおそれがある場合（新商標法第 30 条 1 項 8 号）
- ・ 商標図案が台湾又は外国のワイン又はリカーの産地表示と同一又は類似のもので、且つワイン又はリカーと同一又は類似の商品に使用しており、該外国と台湾が協定を締結している、又は国際条約にともに参加している、又はワイン若しくはリカーの産地表示の保護を相互に承認している場合（新商標法第 30 条 1 項 9 号）
- ・ 商標図案が他人の著名な商標又は標章と同一又は類似のもので、関連する公衆に混同誤認を生じさせるおそれがある場合、あるいは著名な商標又は標章の識別性又は信用を損なうおそれがある場合。但し、出願人が商標又は標章の所有者の同意を得て、且つ、明らかに不当でない場合は、この限りでない（新商標法第 30 条 1 項 10 号）
- ・ 商標図案が同一又は類似の商品又は役務についての他人の登録商標あるいはそれらについて他人が先に出願した商標と同一又は類似のもので、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある場合。但し、当該登録商標又は先に登録出願された商標の所有者の同意を得て登録出願する場合は、これら両者の商標及び指定商品又は指定役務が同一である場合を除き、この限りでない（新商標法第 30 条 1 項 11 号）
- ・ 商標図案が同一又は類似の商品又は役務について他人が先に使用している商標と同一又は類似のものであって、出願人が当該他人との間に契約、地縁、業務上の取引又はその他の関係を有することにより、当該他人の商標の存在を知っており、模倣を目的とし、登録を出願した場合。但し、当該他人の同意を得て登録出願した場合は、この限りでない（新商標法第 30 条 1 項 12 号）
- ・ 商標図案が他人の肖像又は著名な氏名、芸名、ペンネームを有する場合。但し、当該他人の同意を得て登録出願したものはこの限りでない（新商標法第 30 条 1 項 13 号）

- ・ 商標図案が、著名な法人、商号又はその他の団体の名称を有し、関連する公衆に混同誤認を生じさせるおそれのある場合。但し、その同意を得て登録出願した場合は、その限りでない（新商標法第 30 条 1 項 14 号）
- ・ 他人の著作権、専利権又はその他の権利を侵害したもので、判決によりそれが確定した場合。但し、当該他人の同意を得て登録出願した場合は、この限りでない（新商標法第 30 条 1 項 15 号）
- ・ 商標が新商標法第 65 条第 3 項の規定に合致する場合

また、商標の登録が新商標法第 30 条第 1 項第 10 号の規定に違反しているとして、商標主務官庁に対して商標の無効審判を請求するとき、その根拠とする先登録が登録されてすでに 3 年が経過したものであれば、無効審判請求前の 3 年間に根拠とする商標の使用証拠、又はその未使用に正当な事由があることを示す証拠を添付しなければならない。

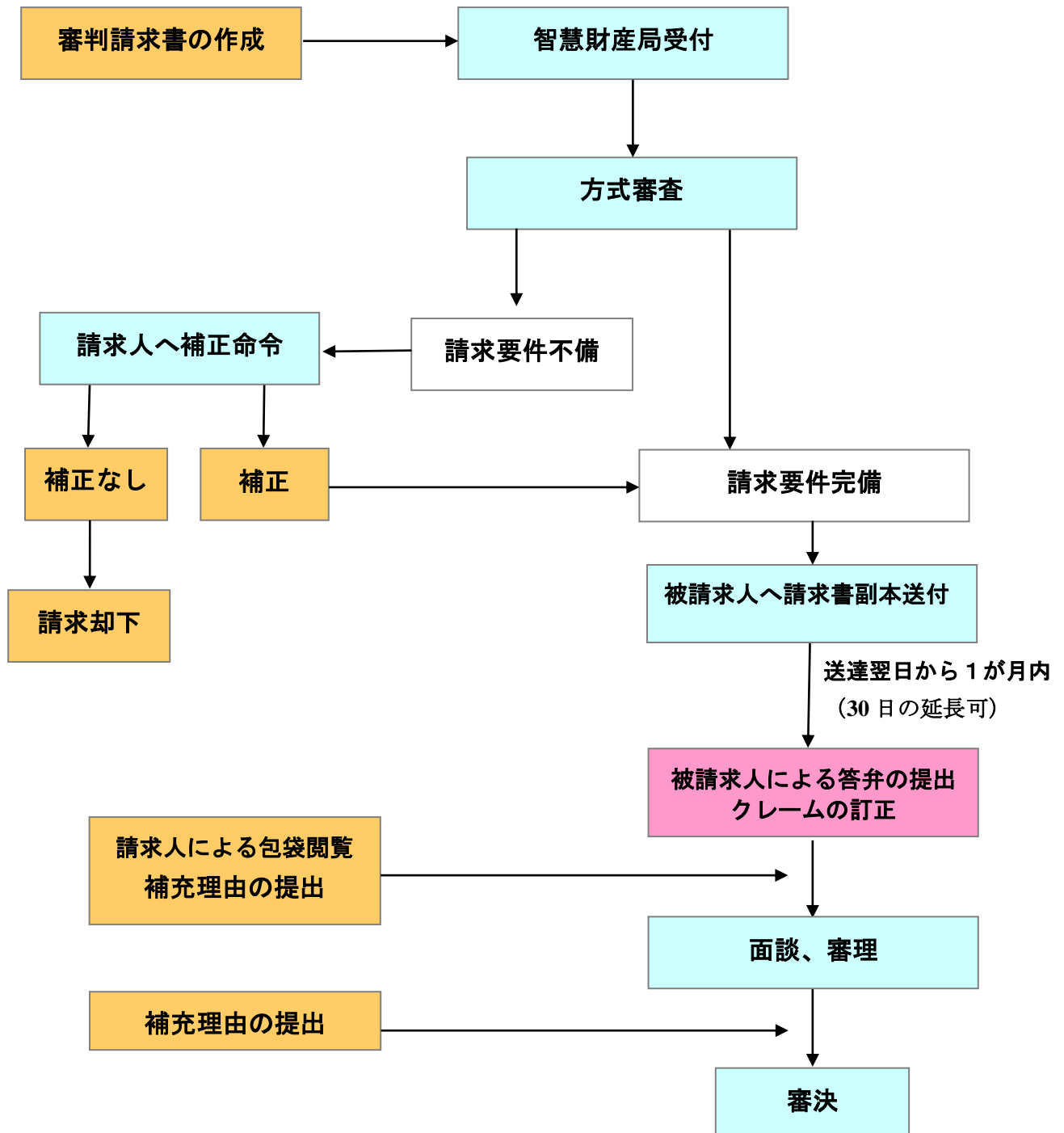
D、無効の効果

無効審判の審決が確定された場合、その商標権は最初からなかったものと見なす。

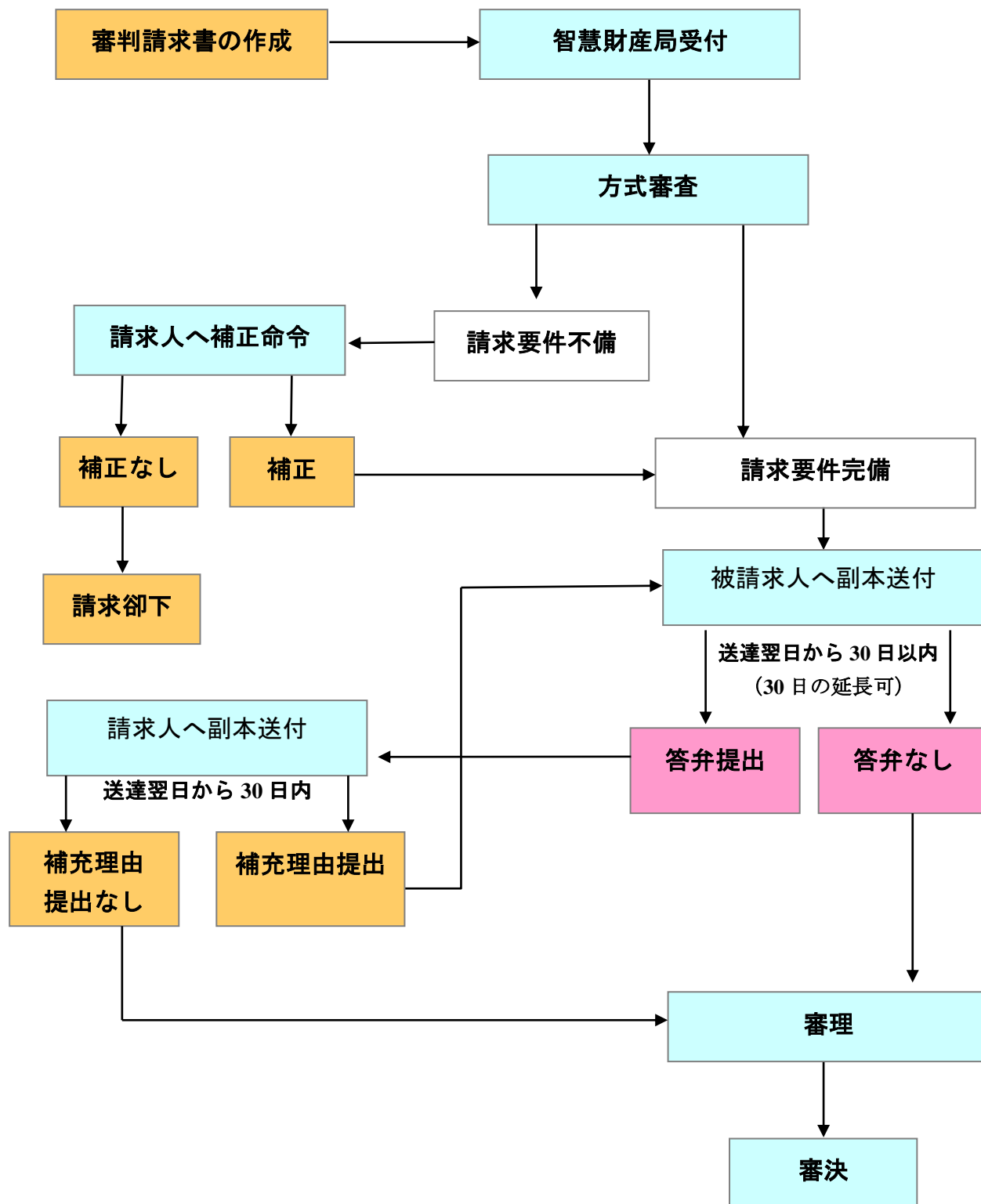
*1-2 智慧財産局による審判の手続き

(1) 審判手続のフローチャート

A、専利無効審判



B、商標無効審判



(2) 審判の請求（専利及び商標は共通）

A、審判請求書

審判請求は、以下の記載がある審判請求書を証拠資料と共に智慧財産局に提出して行う。

- ・ 無効審判の対象（専利又は商標の名称、登録番号）
- ・ 請求人及び被請求人の氏名、国籍及び住所（法人の場合、その名称、営業所及び代表者）
- ・ 代理人の氏名、住所（代理人による請求の場合）
- ・ 請求の理由

B、審判請求に必要な書類、資料の補正

審判請求に必要な書類、資料は法令の規定に違反し、その補正が認められる場合、智慧財産局は期限を定め、請求人に補正の機会を与えなければならない（現行専利法施行細則第 9 条、新商標法第 8 条第 1 項）。

補正が認められる事項として以下のものが挙げられる。

- ・ 審判請求書の記載が完備されていない場合
- ・ 請求理由又は証拠資料が完備されていない場合
- ・ 代理人による請求の場合、委任状が欠如している場合
- ・ 所定の手数料が納付されていない場合
- ・ その他法令に定められている方式に違反する場合

C、審判請求書の受理

審判請求書が智慧財産局に提出された後、先ず提出された資料に関する方式審査が行われる。提出される資料が不備で補正できる場合、請求人に補正を通知する書簡を発送する。請求人が所定期間内に補正をしない場合、審判請求は却下される。また、審判請求で提出された資料が完備している場合、審理が開始される。

(3) 審理（専利及び商標は共通）

A、書面による審理

無効審判は原則として書面をもって審理する。したがって、無効審判請求書のほか、被請求人による答弁も書面により提出される。但し、専利無効審判の場合、当事者は面談、実験等を用いて説明を補充、強化することができる。

B、処分権主義

専利審判については、審判手続の開始、審判範囲の特定、審判手続の終了については、請求人の自律的な判断に委ねられる。したがって、原則としては、審理の対象は申立てがなされた請求の範囲に限られる。

(4) 審判の終了（専利及び商標は共通）

審判は審決又は請求人による審判請求の取下げにより終了する。

A、審決の意味

審決は、智慧財産局が審判請求に対し法定の方式により作成した判断

である。

B、 審決の種類

「無効審判請求却下」の審決：請求要件が不備な場合

「無効審判不成立」の審決（即ち「専利維持」又は「商標登録維持」審決）：無効事由が成立しなかった場合

「無効審判成立及びその専利権又は商標権を取消す」旨の審決（即ち「専利無効」又は「商標登録無効」審決）：無効事由が成立した場合

C、 手続き

無効審判請求については、審査官は、関連する審査手続き終了後、審決書を作成して、専利権者又は商標権者及び無効審判請求者に送達しなければならない。

D、 審決の効果

無効審判の審決は行政処分であり、無効審判請求者又は無効審判対象の専利又は商標の権利者が無効審判の審決を不服とする場合、無効審判審決書受領後30日以内に、法により、智慧財産局の上級機関である經濟部の訴願審議委員会に対し、訴願を提起することができる。訴願決定に不服がある場合には、さらに、行政訴訟法の規定により智慧財産法院に行政訴訟を提起することができる。審決が確定した場合、「無効審判不成立」の審決につき、同一事実及び同一証拠に基づき再び審判を請求することはできない（現行専利法第67条4項、現行商標法55条；新専利法第81条、新商標法第61条）。また、「無効審判請求却下」の審決については、実体審査が行われていないため、「同一事実及び同一証拠に基づき再び審判を請求することはできない」という制限を受けない。

E、 審判費用

無効審判の対象により、一件あたりの台湾当局の手数料は以下のように異なる。

特許の場合：NT10,000

実用新案の場合：NT9,000

意匠の場合：NT8,000

商標の場合：NT7,000

1-3 専利及び商標の再審

(1) 意義

審決等の行政処分につき、法定の救済期間が経過した後でも、再審理由に該当する場合は、処分を受けた者又は利害関係者は行政機関に対し、取消し、廃止又は変更を申立てることができる（行政手続法第128条）。

(2) 再審理由

- ・行政処分が依拠している事実がその後、処分を受けた者又は利害関係者に

有利な変更が発生する場合

- ・新たな事実が発生した場合又は新たな証拠が発見された場合。ただし、斟酌された上でより利益のある処分を受けられるものに限る。
- ・その他の行政訴訟法に定められる再審事由に相当し、且つ行政処分に影響を与えるに足る場合

(3) 再審請求の期間

再審の申立ては、法定の救済期間が経過して3ヶ月以内にこれを行うものとする。その事由が後に発生した場合又は後に知られた場合は、発生又は知った日から起算するが、法定の救済期間が経過して五年を超える場合は、申立を行うことはできない。

1-4 専利及び商標の訴訟・訴願

智慧財産局による無効審判請求の審決を不服とする場合、智慧財産法院に対し行政訴訟を提起することができる。但し、行政訴訟の先行手続きとして、智慧財産局の上級機関である經濟部の訴願審議委員会に対し訴願手続きを取ることが必要とされる。

ちなみに、台湾の訴願手続きについて、以下のように説明する。

訴願を提起しようとする者は智慧財産局より無効審判請求の審決などの行政処分を通知する書類を受け取った日から30日以内に、所定事項を記載した訴願書をもって処分機関である智慧財産局を通じて經濟部の訴願審議委員会へ訴願を提起する。30日の訴願提出期限が遵守されているか否かは、訴願書の発送日ではなく、智慧財産局に到達した日をもって計算する。なお、訴願理由については、前記の30日の訴願提出期限内に、まず先に訴願を提出したい旨記載した書面を提出し、後日理由を補充することが認められている。

經濟部の訴願審議委員会は智慧財産局を通じて訴願書を受領すると、まず方式審査を行う。訴願書に不備があり、それが補正できる場合、20日間の期限を定め、訴願人に補正するよう命じる。訴願理由書の内容が完備している場合、智慧財産局に答弁及び関連書類の提出を求める。訴願の審理については、訴願審議委員会会議にて書面によりこれを審理し、訴願審議委員会会議に出席した委員の過半数をもって決定を行う。

訴願の決定を不服とする場合、訴願決定書が到達した日の翌日から2ヶ月以内に智慧財産法院に行政訴訟を提起することができる。

1-5 問い合わせ先

智慧財産局

住所：台湾台北市大安區辛亥路二段185號3樓

電話：886-2-2738-0007

<http://www.tipo.gov.tw/>

智慧財産法院

住所：台湾台北県板橋市県民大道二段七号三階

電話：：886-2-2272-6696

<http://210.69.124.203/en/>

2. 税関による水際措置

知的財産権の保護策の一環として、台湾税関では、商標権、著作権、特許権、実用新案権及び意匠権を侵害する物品（以下「侵害物品」という）に対し、輸出入差止め措置が採用されている。知的財産権侵害物品は、関税法第 15 条により輸出入することができない。輸出入差止め措置の実施は侵害された権利の種類により手続きが異なる。輸入された物品が商標権侵害物品である場合、当該事実は司法警察や検察機関に通報され、事件は司法警察や検察機関に移送され、輸出入が差止められることとなる。著作権侵害物品である場合、告訴・告発手続きを経て司法警察や検察機関が著作権侵害物品を差押えることにより、輸出入が差止められることとなる。特許権、実用新案権、意匠権に係わる侵害物品の差止めは、先ず権利者（特許権、実用新案権、意匠権及びその専用使用権者を含む）が法院より当該侵害物品の輸出入を差止める旨の仮処分を得なければならない。特許権者などの権利者はこの仮処分を得た後、専利侵害に係る輸出入メーカーの名称、貨物の名称、輸出入の税関及び期日、飛行機（船舶）の便名、コンテナ番号、貨物の保管場所及びその他関連する具体的な情報を税関に提出すれば、侵害物品の輸出入の差止めを要求することができる。物品が知的財産権侵害物品に該当するか否かの判断は容易ではなく、商標権、著作権の侵害物品の輸出入の防止を強化するため、税関には「商標権侵害物品及び著作権侵害物品の輸出入の摘発又は情報提供の申請」制度（以下「税関の登録制度」という）が設けられている。当該制度を利用し、税関で一定の登録手続きが終了すれば、税関は登録資料に基づき商標権、著作権の侵害物品の有無を常にチェックし、商標権や著作権侵害の疑いがある物品（以下「侵害疑義物品」という）を発見した場合、権利者にその旨を連絡し、関連措置を行う。2-1 で、税関の登録制度につき説明する。

2-1 税関の登録制度

税関は常々、業務を遂行する際に知的財産権侵害物品の有無に注意を払っており、知的財産権侵害物品を発見した場合、自主的に侵害の内容に応じて事件を検察署、公平交易委員会又は台湾国際貿易局に移送する。しかし、日々の通関荷物の数は余りにも膨大なので、普段の通関手続きを通じて侵害物品が発見されるのは稀である。

侵害物品の輸出入差止めの効果を高めるため、権利者が、権利侵害物品の輸出入情報を事前に摘発したり、商標権又は著作権に関わる真偽品の見分け方を登録したりすることを通じて、通関貨物のチェック強化が図れる。なお、税関登録手

続きが終了した後、基隆、台北、台中、高雄等台湾全国の各税関は登録期間中、輸出入商品のサンプリングチェックを行い、登録されている情報に基づき、侵害疑義物品の有無を注意深くチェックする。輸出入申告された物品が侵害疑義物品だと判断された場合、税関は一定の手続き（詳細は下記 2-2 を参照）を行った上で、当該物品の輸出入を差止め、主務官庁に移送することとなる。税関の登録には、所定の「商標権侵害物品及び著作権侵害物品の輸出入の摘発又は情報提供の申請書」（添付資料「検挙／提示進出口侵害商標権及著作権物品申請書」を参照）で申し込み、登録できるものは台湾で登録されている商標、及び台湾の著作権法で保護を受ける著作物のみが対象であり、台湾で登録されていない商標はそれが著名商標であっても、税関登録の適用対象から外される。登録期間は1年とし、1年毎に更新することとなる。登録手数料は不要である。以下に、税関登録に必要な書類・情報について説明する。

- (1) 委任状（代理人による手続きの場合）
- (2) 台湾商標登録証書のコピー
コピーに「原本と一致している」旨記載した上で、社印を押す必要がある。
- (3) 台湾にライセンシーがあれば、その名称、住所、電話、ライセンスの範囲
- (4) 台湾輸入・販売代理店の名称、住所、電話及び代理業務の内容
- (5) 侵害と疑われる商品の名称
- (6) 侵害品は台湾から輸出するものであるか、それとも台湾へ輸入するものであるか
- (7) 真正品及び模倣品を見分ける要点
- (8) 真正品は特定の港を経由して輸出入するのであれば（桃園空港、基隆港、台中港、高雄港等）、その情報
- (9) 侵害品の輸出入に関する情報（ある場合）。例えば、特定の港より輸出入を行う等

上記 (3) ~ (9) の情報は、輸出入商品に対するサンプリングチェックの際に真偽判断の資料として活用されている。そのうち、もっとも重要視されているのは、簡単な見分け方法がなければ、通関を待つ膨大な数の貨物の中から、真正品か模倣品かを見分けるのは至難の業であることから、(7) だと思われる。よって、権利者は、模倣品を徹底的に把握・分析し、通関業務を執る税関職員が簡単かつ速やかに真正品か模倣品かを見分けられる方法の研究に努めることが、税関の登録制度を利用する前の極めて重要な作業だと思われる。

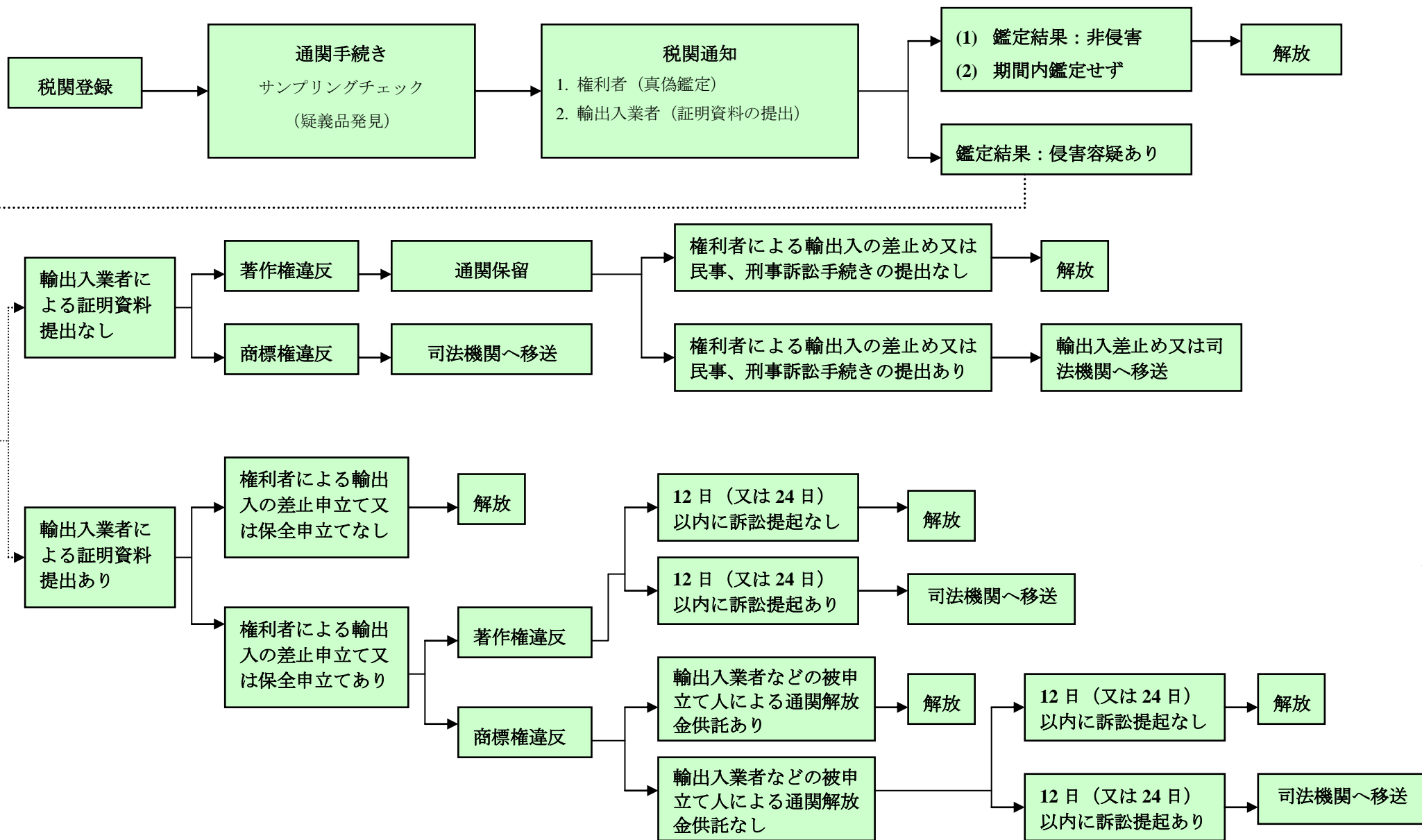
*2-2 税関の登録制度による商標権・著作権侵害疑義物品の輸出入差止め手続き

税関の登録手続きが終了した後、通関手続きにおいて侵害疑義物品が発見され

たとき、税関は直ちにその情報を権利者（又はその代理人）に連絡する。権利者（又はその代理人）は税関よりその通知を受け取った時点から一定の時間（空便で輸出の場合は 4 時間、空便で輸入の場合及び船便の場合は 1 日）内に指定の税関に赴き、製品真偽の検証を行い、それが模造品であると判断した場合、通知を受けた日から 3 営業日以内に権利侵害を示す証明資料（例えば真贋鑑定書など）を提出することを要求される。所定の期間内に権利侵害証明資料の提出が困難な場合、書面をもって理由を釈明して税関に提出期間の延長を申請することができる。ただし、当該延長申請は 1 回限りとする。また、権利者に製品真偽の認定を求める通知とともに、輸出入業者にも、通知を受け取った時点から 3 営業日以内に使用許諾証明資料又はその他権利侵害に該当しないことを証明できる資料の提出を求める通知がなされる。この提出期間の延長申請も 1 回に限り認められる。所定期間内において、権利者から権利侵害証明資料の提出があったにもかかわらず、輸出入業者からは権利侵害に該当しないことを証明する資料の提出がない場合は、侵害された権利は商標権又は著作権であるかにより税関の対処が異なる。すなわち、商標権侵害物品については、税関は侵害物品の輸出入を差止め、事件を地方法院検察署又は司法警察機関に移送する。これに対し、著作権侵害物品については、税関は、輸出入業者からの証明資料の提出がない旨を権利者に通知し、通関を一旦保留するものの、著作権者が税関からの通知を受けた日から三営業日以内に、著作権法第 90 条の 1 の規定に基づき侵害疑義物品の輸出入に対して、税関で差止めるよう申立てるか、又は法院に民事若しくは刑事訴訟を提起しない限り、輸出入差止め若しくは司法機関への移送を行わない。

輸出入業者から権利侵害に該当しないことを証明する資料の提出があった場合、権利者は、税関からその旨の通知のあった日から 3 営業日以内に、新商標法第 72 条第 1 項又は著作権法第 90 条の 1 の規定に基づき侵害疑義物品の輸出入に対して、税関で差止めるよう申立てること、または法院に保全申立て手続きをとることにより、侵害疑義物品の通関を止めることができる。税関への輸出入差止申立て又は法院への保全申立手続きが行われない場合、輸出入は差止められない。輸出入差止めの申立ては書面で行い、更に侵害の事実を釈明し、且つ税関が見積った当該輸入貨物課税価格又は輸出貨物 FOB 価格に相当する保証金を担保として提供しなければならない。また、申立人は税関から差止めの受理を通知された日から 12 日（税関の判断により 24 日まで延長可）以内に、権利侵害の本案訴訟を提起するとともに、税関に通知しなければならない。ただし、商標権侵害疑義物品の場合、輸出入業者などの被申立人は、前記輸出入差止申立てに供託する保証金の 2 倍に相当する金額を通関解放金として供託することにより、輸出入差止めの解除を求めることができる。

2-3 税関登録による商標権・著作権侵害疑義物品輸出入差止め手続きのフローチャート



2-4 その他の注意点

智慧財産局で登録済の商標のみが税関登録対象で、外国の登録商標や、台湾で出願中の商標は登録対象外となる。税関登録の有効期間は 1 年間で、更新手続きにより 1 年延長することができる。また、前記で報告したとおり、税関が侵害疑義物品を発見した場合、権利者は税関よりその旨の通知を受け取った時点から一定の時間（空便で輸出の場合は 4 時間、空便で輸入の場合及び船便の場合は 1 日）以内に、指定された税関に赴き、製品真偽の認定を行わなければならない。空便の場合、通関手続きは 24 時間行われるため、通知を受ける時間は予測できない。したがって、真贋製品を鑑定できる専門家（又は代理人）が常時台湾に滞在するか、或いは真偽の鑑定方法の全てを代理人に提供する必要がある。

2-5 問い合わせ先

財政部関税総局

住所：台湾台北市大同區塔城街 13 號

電話：886-2-2550-5500

<http://eweb.customs.gov.tw/mp.asp?mp=21>

3. 公平交易委員会による救済措置

台湾では、取引の競争を妨害する行為を規制するため、「公平交易法」（日本の不正競争防止法に相当する）が制定されている。知的財産権侵害に関連するもので、競争を妨害する行為として、「他人の名前、商号、商標、商品の容器若しくは梱包、形態、又はその他他人の商品・役務等の表示の模倣行為」（以下当該模倣行為の目的商品を「侵害物品」という）が挙げられる。権利者は、自分の名前、商号、商標、商品の容器若しくは梱包、形態、又はその他他人の商品・役務等の表示が模倣された場合、台湾公平交易法第 20 条の違反を理由に、台湾公平交易委員会に告発状を提出し、侵害者による侵害商品の販売・製造、運送、輸出又は輸入手続きを禁ずる行政措置を請求することができる。公平交易委員会による決定は行政処分に該当するので、訴訟判決と異なり、決定が下されると、不服があっても、執行力がすぐに生じる。

3-1 告発手続き

何人も「他人の名前、商号、商標、商品の容器若しくは梱包、形態、又はその他他人の商品・役務等の表示の模倣行為」があると判断した場合、これを調査するよう公平交易委員会に書面で告発することができる。

3-2 公平交易法違反の効果

(1) 行政処分 — 是正、過料、解散、営業停止又は休業命令

公平交易委員会は、「他人の名前、商号、商標、商品の容器若しくは梱包、形態、又はその他他人の商品・役務等の表示の模倣行為」があると認定した場合、同委員会は期限を定めて当該行為の停止、改正又は必要な是正措置を採るよう命じるとともに、5 万台湾元以上 2 千 5 百万台湾元以下の過料に処すことができる。指定した期限を過ぎても、当該違反行為が停止、改正されず又は必要な是正措置が採られない場合、引続き期限を定め、当該行為の停止、改正又は必要な是正措置を採るよう命じ、当該行為を停止、改正、又は必要な是正措置が採られるまで回数に照らして 10 万台湾元以上、5 千万台湾元以下の過料を連続して科すことができる。

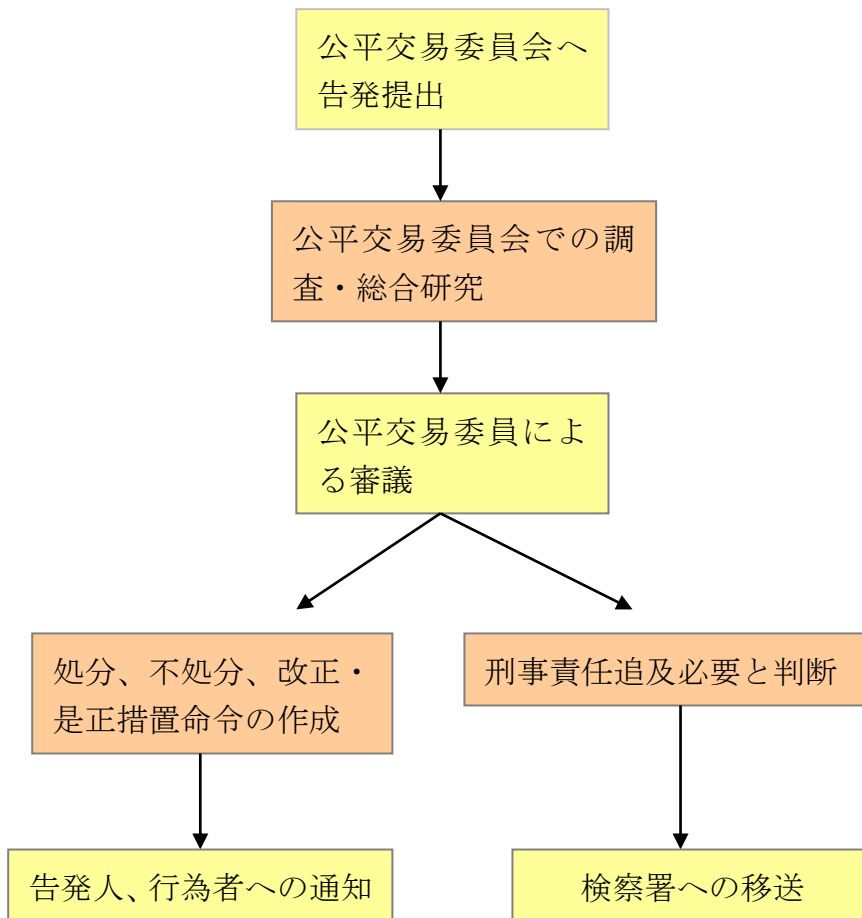
(2) 刑事処分

公平交易委員会が前記の期限を定めて、その違法行為の停止、改善、又は必要な更正措置を採るよう命じたにもかかわらず、指定された期限を過ぎても当該違反行為が停止、改善されず又は必要な更正措置が採られない場合、又は一旦停止後再び同様又は類似の違法行為がなされた場合、当該行為者は 3 年以下の懲役、拘留又は 1 億台湾元以下の罰金又はその併科に処する。

3-3 公平交易委員会による行政処分に対する不服申立て

公平交易委員会による是正、過料の処分を不服とする者は、公平交易委員会より行政処分を通知する書類を受け取った日の翌日から 30 日以内に、所定事項を記載した訴願書をもって、主務官庁である公平交易委員会を通じて、行政院へ訴願を提起することができる。

3-4 公平交易委員会による調査のフローチャート



3-5 問い合わせ先

公平交易委員会

台湾台北市中正區濟南路 1 段 2 之 2 號 12 樓

電話：886-2-2351-7588

<http://www.ftc.gov.tw/internet/english/index.aspx>

4. 智慧財産法院による裁判制度

智慧財産法院は地方法院兼高等法院として位置づけられ、それが管轄する審判事務には、民事訴訟事件、刑事訴訟案件及び行政訴訟事件のほか、専利法、商標法、著作権法、光ディスク管理條例、集積回路回路配置保護法、植物品種及び種苗法、又は公平交易法における知的財産権に関する審決取消若しくは不正競争及びその他公法上の紛争によって生じた第一審行政訴訟事件、並びに強制執行事件も含む。

5. その他の行政救済

5-1 商品表示法による救済

商品表示法第 6 条第 1 号により、商品表示の内容に虚偽、不実又は誤解を生じさせる事情があつてはならない。商品表示とは、同法により、企業経営者が商品を陳列、販売する際に、商品の本体、内外包装又は説明書においてなされる表示を指す（第 4 条）。したがって、商品の名称、製造業者の名称、商品の原産地、特許証書の番号などは、何れも商品表示法の規制対象に属する。知的財産侵害に関連するもので、商品表示法の違反行為とされるものとしては、「虚偽の特許表示」「製造業者の名称、産地の偽称」などが挙げられる。

「虚偽の特許表示」に該当するものとしては、例えば、特許登録出願を行っていないのに、商品に「特許出願中」と表示すること、特許権の登録を受けていないのに、商品に「特許登録済み」と表示すること、又は他人所有の特許権を自己の権利と偽って、商品に他人の特許証番号を記載すること、などの行為がある。また、「製造業者の名称、産地の偽称」について、台湾の消費者は一般的に日本製品を好む傾向があるので、模倣業者はこれを狙って、日本企業の商標を模倣するほか、商品に「日本製」などと表示することがある。また、台湾には、「松坂牛」「和歌山ラーメン」などのように、地域名と商品・役務の名称からなるものは、使用による識別力が生じていることを証明できなければ、商標の登録は認められない。よって、模倣業者が商品に「松坂牛」と表示する行為に対しては、商標権に基づき権利を行使することが困難であり、この場合には、産地の虚偽表示に該当することとして、公平交易法第 21 条その他、商品表示法にて対応することは可能である。具体的方法としては、主務官庁に告発し、虚偽不実の表示を禁ずる行政措置を請求することが考えられる。ここでいう主務官庁とは、中央においては經濟部、直轄市（台北市、高雄市、新北市、台南市、台中市）においては直轄市当局、県（市）においては県（市）当局を指す（第 3 条）。

市場に流通している商品が上記規定に違反する場合、同法第 14 条により、主務官庁は期限を定め、改善するよう通知することができる。指定した期限を過ぎても、当該違反行為が改善されない場合は、3 万台湾ドル以上 30 万台湾ドル以下の過料に処することができる。また、当該行為が改善されるまで、回数に応じて連続で過料を科すことができる。違反の状況が重大である場合は、6 月以下の営業停止又は休業を命じることができる。

5-2 食品衛生管理法による救済

食品の安全、品質を管理し、国民の健康を守るために、食品衛生管理法が制定されている。同法第 19 条により、食品、食品添加物又は食品用洗剤の表示、宣伝、広告の内容に、不実、誇張若しくは誤解を生じさせる事情があつてはならない。上

記の表示とは、食品、食品添加物又は食品用洗剤の容器、包装若しくは説明書においてなされる記載、説明（文字、図、マークを含む。）を指す（第8条）。したがって、商品表示法と同様、商品の名称、製造業者の名称、商品の原産地、特許証書の番号などは、何れも食品衛生管理法の規制対象に属する。なお、「特別法優先原則」により、商品表示法よりも食品衛生管理法が優先に適用される。

上記規定に違反する食品を市場で発見した場合、主務官庁に告発し、かかる違反行為を禁ずる行政措置を請求することが考えられる。主務官庁とは、同法第9条により、中央においては行政院衛生署、直轄市（台北市、高雄市、新北市、台南市、台中市）においては、直轄市当局、県（市）においては県（市）当局を指す。

主務官庁の調査により、食品が上記規定に違反すると認める場合、同法第32条により、主務官庁は4万台湾ドル以上20万台湾ドル以下の過料に処することができる。また、1年以内に再度違反した場合、業者の営業又は工場の許可証を取り消すことができる。また、上記規定に違反した広告の放送については、それが停止されるまで、回数に応じて連続して過料を科すことができる。

5-3 消費者保護法による救済

消費者権益の保護、消費生活の安全促進と品質向上に寄与するため、消費者保護法が制定されている。商品・役務を提供する事業は、同法により、正確な情報を消費者に提供する責任を負う。消費者保護法第24条によると、企業経営者は、商品表示法などの法令に従い、商品の名称、製造業者の名称、商品の原産地、特許証の番号など情報を表示しなければならない。違反する場合、を構成するほか、消費者に商品の出所に対する誤認を生じさせ、誤って購買させる可能性もあるので、消費者に十分かつ正確な情報に基づいて自らの意思によって契約を締結させるとの消費者保護法の目的に違反する。この場合、消費者は、消費者保護法違反を理由として、主務官庁に告発することは可能である。

上記の主務官庁とは、中央においては対象事業の主務官庁、直轄市（台北市、高雄市、新北市、台南市、台中市）においては直轄市当局、県（市）においては県（市）当局を指す（第6条）。

主務官庁の調査により、「商品表示法など商品・役務の表示に関する法令に違反する行為」があると認定した場合、主務官庁は改善するよう当該行為者に通知することができる。また、改善するよう通知されたにもかかわらず、当該行為者が期限を過ぎても改善しなかった場合、主務官庁は2万台湾ドル以上20万台湾ドル以下の行政過料に処することができる。

第 2 章 模倣に対する民事的救済

1. 関連法律

従来、知的財産権の侵害に対する民事的救済について、台湾においては通常の民事訴訟であると認められ、民事訴訟の一般原則が適用される。したがって、実体的な内容に関しては、専利法、商標法、民法などの法律に規定されているが、訴訟手続きに関しては、民事訴訟法及び同施行法などに規定されている。しかし、2008年7月1日に「智慧財産法院組織法」（以下「組織法」と略称する）及び「智慧財産案件審理法」（以下「審理法」と略称する）が施行されて以降、知的財産権の侵害に対する民事的救済の訴訟手続きは、優先的に審理法及び組織法の規定を適用することとなる。ちなみに、審理法及び組織法に規定のない場合、民事訴訟法及び同施行法などによることになる（審理法第1条）。

2. 民事訴訟の対象となる侵害行為

*2-1 専利権の侵害

専利侵害とは、専利権者の同意を得ずに、当該物品を製造、販売、使用又は輸入すること、又は当該方法をもって直接製造した物品を製造、販売、使用又は輸入することである。専利法は、アメリカ、ドイツ、日本と異なり「直接侵害」と「間接侵害」に分けておらず、現行専利法第二章第七節の規定及び民法の損害賠償に関する規定によって侵害行為を定義する。以下は、通説の専利侵害判断方法及び専利侵害態様について説明する。

(1) 専利侵害判断方法

まず、対象となる物品専利又は方法専利の権利範囲を文言の解釈で特定する。次に、専利侵害判断理論である「全要件原則」と「均等論」によって、専利侵害として訴えられた物品又は方法と前述の特定された専利権範囲とを比較し、係争物品又は方法が前述の特定された専利権範囲に入れば、専利侵害を構成し、入らなければ、専利侵害を構成しないとする。

「全要件原則」とは、当該専利の構成要件的特徴を全てそのまま使用する場合、専利侵害を構成することをいう。

「均等論」とは、当該専利の構成要件的特徴の全部を使用するのではなく、ある要素が抜けていたり、付け加えられていたりするものの、当該専利の核心的特徴をそのまま使用して実質的に同一なものと評価される場合、専利侵害を構成することをいう。

(2) 専利侵害態様

A、専利直接侵害：第三者が専利権者の同意を得ずに、当該物品を製造、販売、使用又は輸入すること、又は当該方法をもって直接製造した物品を製造、販売、使用又は輸入することは、

専利直接侵害を構成する。現行専利法第 84 条（新専利法第 96 条）第 1 項の規定は、専利直接侵害の態様である。

- B、専利侵害教唆：第三者が自ら当該物品を製造、販売、使用又は輸入すること、又は当該方法をもって直接製造した物品を製造、販売、使用又は輸入することはしないが、専利直接侵害者を積極的に誘引することは専利侵害教唆を構成する。ただし、これは専利直接侵害が成立することを前提とする。専利法においては、この侵害態様を特に規定しておらず、実務上、民法第 185 条の「共同不法行為」によって侵害者の責任を問う。
- C、専利侵害幫助：第三者が専利権者の許可を得ず、その物の重要な部品又は専用設備を製造、販売することは、専利侵害幫助を構成する。ただし、これも専利誘引侵害の場合と同様に、専利直接侵害が成立することを前提とする。専利法においては、この侵害態様を特に規定しておらず、実務上、民法第 185 条の「共同不法行為」によって侵害者の責任を問う。

*2-2 商標権の侵害

新商標法第 35 条第 2 項の規定により、下記に掲げる情況につき商標権者の同意を得なければ、商標権侵害を構成する。

(1) 同一領域での侵害

同一の商品又は役務において、その登録商標と同一の商標を使用する場合。

類似の商品又は役務において、その登録商標と同一の商標を使用することにより、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある場合。

(2) 類似領域での侵害

同一又は類似の商品又は役務において、その登録商標と類似の商標を使用することにより、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある場合。また、新商標法第 70 条により、商標権者の同意を得ずに、次のいずれかの情況を有する場合、商標権の侵害と見なす。

- A、他人の周知著名な登録商標であることを明らかに知りながら、同一又は類似の商標を使用し、該商標の識別力又は信用を損なう恐れがある場合。
- B、他人の周知著名な登録商標であることを明らかに知りながら、当該周知著名商標中の文字を自己の会社、商号、団体、ドメインネーム若しくはその他の営業主を表彰する名称とし、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある、又は該商標の識別力若しくは信用を損なうおそれがある場合。

- C、第 68 条の商標権侵害に該当するおそれがあることを明らかに知りながら、商品若しくは役務と併合して使用しないラベル、タグ、包装容器、又は役務と関係のない物品を製造、所持、展示、販売、輸出若しくは輸入する場合。

◎商標権侵害の例外

次に掲げる状況においては、新商標法第 36 条の規定により、他人の商標権の効力による拘束を受けない。

- A、商業取引の慣習に合致する誠実且つ信用できる方法で、自己の氏名、名称又はその商品又は役務の名称、形状、品質、性質、特性、用途、産地又はその他商品又は役務自体に関する説明を表示し、商標として使用しない場合。
- B、商品又は役務の機能を発揮するために必要な場合。
- C、他人の商標の登録出願日前に、善意で同一又は類似の商標を同一又は類似の商品又は役務に使用する場合。ただし、これは原使用の商品又は役務に限る。その場合、商標権者は、当該商標を使用する者に対して、適当な区別表示の付記を要求することができる。

2-3 不正競争行為の場合

(1) 商品主体、営業主体の混同行為；著名商標の使用行為

公平交易法第 20 条の規定により、事業者は、その営業上提供する商品又は役務につき、次に掲げる行為をしてはならない。

- A、関連事業又は消費者に一般的に認識されている他人の氏名、商号又は会社の名称、商標、商品容器、包装、外観又はその他他人の商品を示す表示と同一又は類似するものを使用し、それをもって他人の商品と混同を生じさせること、又は当該表示を使用する商品を販売、運送、輸出或いは輸入すること。
- B、関連事業又は消費者に一般的に認識されている他人の氏名、商号又は会社の名称、標章又はその他他人の営業、役務を示す表示と同一又は類似するものを使用し、それをもって他人の営業又は役務の施設又は活動と混同を生じさせること。
- C、同一又は類似の商品について、未登録の外国の著名な商標と同一又は類似するものを使用すること、又は当該商標を使用する商品を販売、運送、輸出又は輸入すること。

前項の規定は、次の各号に掲げる行為に適用しない。

- A、通常の使用方法で、商品自体の慣用名称又は取引上同類の商品の慣用表徴を使用すること、又は当該名称又は表徴を使用する商品を販売、運送、輸出又は輸入すること。

- B、通常の使用方法で、取引において同種の営業又は役務の慣用名称その他表徴を使用すること。
- C、善意で自己の氏名を使用すること、又は当該氏名を使用する商品を販売、運送、輸出又は輸入すること。
- D、前項第 1 号又は第 2 号に定める表徴が関連事業又は消費者に一般的に認識される前に、善意でそれと同一又は類似するものを使用し、又は善意で当該表徴を使用する者からその営業とともに当該表徴を譲り受けて使用し、又は当該表徴を使用する商品を販売、運送、輸出又は輸入すること。

事業者は、他の事業者が前項第 3 号又は第 4 号の行為により、自己の営業、商品、施設又は活動が損害を受け、又は混同を生じるおそれがある場合は、他の事業者に対し、適当な表示を付すよう請求することができる。ただし、これは商品の運送しか行わない事業者には適用しない。

(2) 営業秘密侵害行為

公平交易法第 19 条第 6 号の規定により、脅迫、不当な誘引その他不正な方法をもって、他の事業者の生産販売上の秘密、取引相手の資料その他関連技術上の秘密を取得する行為で、それが競争を制限又は公正な競争を阻害するおそれがある場合は、事業者はこれをしてはならない。

(3) 不当ドメインネーム登録行為などの禁止

台湾の実務では不当ドメインネーム登録行為に関して、他人の著名商標或いは著名表記をもってドメインネームに登録する場合、公平交易法第 20 条及び第 24 条「本法にある規定以外にも、事業者はその他取引の秩序に影響を与えるに足る欺瞞的な又は著しく公正を欠く行為をしてはならない。」という規定に違反すると思われる。

3. 侵害に対する救済の種類及び内容

専利権、商標権の侵害、不正競争行為がある場合、その侵害者に対する権利としては、侵害の差止請求権と損害賠償請求権が最も重要である。なお、公平交易法第 20 条第 3 項の規定によると、他の事業者が公平交易法第 20 条第 2 項の第 3 号又は第 4 号の行為により、自己の営業、商品、施設又は活動が損害を受け、又は混同を生じるおそれがある場合は、他の事業者に対し、適当な表示を付すよう請求することができる。

3-1 侵害の差止請求権

侵害の排除を請求すること、また侵害のおそれがある場合、その防止を請求することができる権利をいう。

3-2 損害賠償請求権

故意又は過失により不法に他人の権利を侵害した場合、被侵害者は侵害者に対し、損害の賠償を請求することができる権利をいう。

3-3 不当利得返還請求権

民法第 179 条により、法律上の原因がなく利益を受け、これがために他人に損害を及ぼしたときは、その利益を返還しなければならない。専利法に明文の規定はないが、理論上専利権者が不当利得返還請求権を有することは認められる。

*3-4 信用回復請求権

新専利法第 96 条第 5 項（現行専利法第 84 条第 4 項）により、発明者は氏名表示権が侵害された場合、発明者の氏名表示又はその他名誉回復のために必要な処分を請求することができる。

4. 請求権発生の要件

4-1 専利・商標の場合

(1) 侵害の差止請求権

専利権・商標権は無体財産権或いは準物権であると認められ、それら権利に属する「排他性」という性質によって、専利・商標を侵害され、又は侵害のおそれがある場合、同請求権を行使することができる。つまり、侵害があった場合は、同請求権をもって侵害者に対し侵害行為の停止を請求することができる。実際の侵害ではなく、侵害のおそれがある場合、侵害のおそれのある客観的な事実があれば、侵害防止請求権を主張することができる。ちなみに、侵害の差止請求権の主張は、侵害者の故意又は過失を前提とせず、権利侵害又は侵害のおそれがあれば足りる。

(2) 損害賠償請求権

民法侵權行為の一般原理により、以下の要件を要する。

- A、侵害行為
- B、行為の違法性
- C、違法な侵害による損害
- D、侵害行為と損害発生との因果関係
- E、侵害者の故意・過失
- F、侵害者の責任能力
- G、専利権侵害の場合、物品或いは包装に専利権表示をすること

4-2 不正競争行為の場合

(1) 侵害の差止請求権

公平交易法第30条の規定により、事業者が本法の規定に違反し他人の権益を侵害するに致った場合は、被害者はその侵害の排除を請求することができる。侵害のおそれがある場合も侵害の予防を請求することができる。したがって、専利・商標の場合と同様に、侵害があった場合、侵害者に対し侵害行為の停止を請求することができる。実際の侵害ではなく、侵害のおそれがある場合も、侵害のおそれのある客観的な事実があれば、侵害防止請求権を主張することができる。また、その侵害の排除・防止請求権の主張は、侵害者の故意又は過失を前提とせず、権利侵害又は侵害のおそれがあれば足りる。

(2) 損害賠償請求権

公平交易法第30条の規定により、事業者が本法の規定に違反し他人の権益を侵害するに致った場合は、損害賠償の責任を負う。同規定に鑑み、損害賠償請求権が発生する要件については、民法侵權行為の一般原理を適用する。上記の4-1.(2)を参照。

(3) 適当な表示の請求権

公平交易法第20条第3項の規定により、事業者は、他の事業者の公平交易法第20条第2項の第3号又は第4号の行為により、自己の営業、商品、施設又は活動が損害を受け、又は混同を生じるおそれがある場合は、他の事業者に対し、適当な表示を付するよう請求することができる。

5. 当事者適格

5-1 専利権に基づく場合

(1) 専利権者

発明者は、専利を出願し、査定公告された後、発明専利証書を受領し専利権を取得して、専利権者となる。専利権者は専利権が侵害される場合、損害賠償の請求、侵害排除の請求、又は侵害するおそれのある者に対し、その侵害防止の請求を行うことができる。

(2) 専用実施権の許諾

専用実施権 (exclusive license) とは、専利権者が一定の時間及び領域内において、ライセンスを受けた者にのみ許諾する特定の専利を実施する権利をいう。専利権者は前述した特定の時間又は領域内でライセンシー以外の第三者に当該専利の実施権を許諾することができず、自らも当該専利権の実施ができない。契約で別途規定がある場合を除き、専用実施権者は専利権が侵害される場合、損害賠償の請求、侵害排除の請求、侵害するおそれのある者に対し、その侵害防止の請求を行うことができる。

(3) 通常実施権

通常実施権 (non-exclusive license) とは、専利権者が一定の領域、期間内において、同一の専利又は製品を二人以上のライセンスを受ける者に実施権を許諾することができるほか、自らも当該専利権を実施することができる権利

をいう。台湾の専利実施権の許諾に関する現行実務においては、かかる通常実施権がよく見られる。

***5-2 商標権に基づく場合**

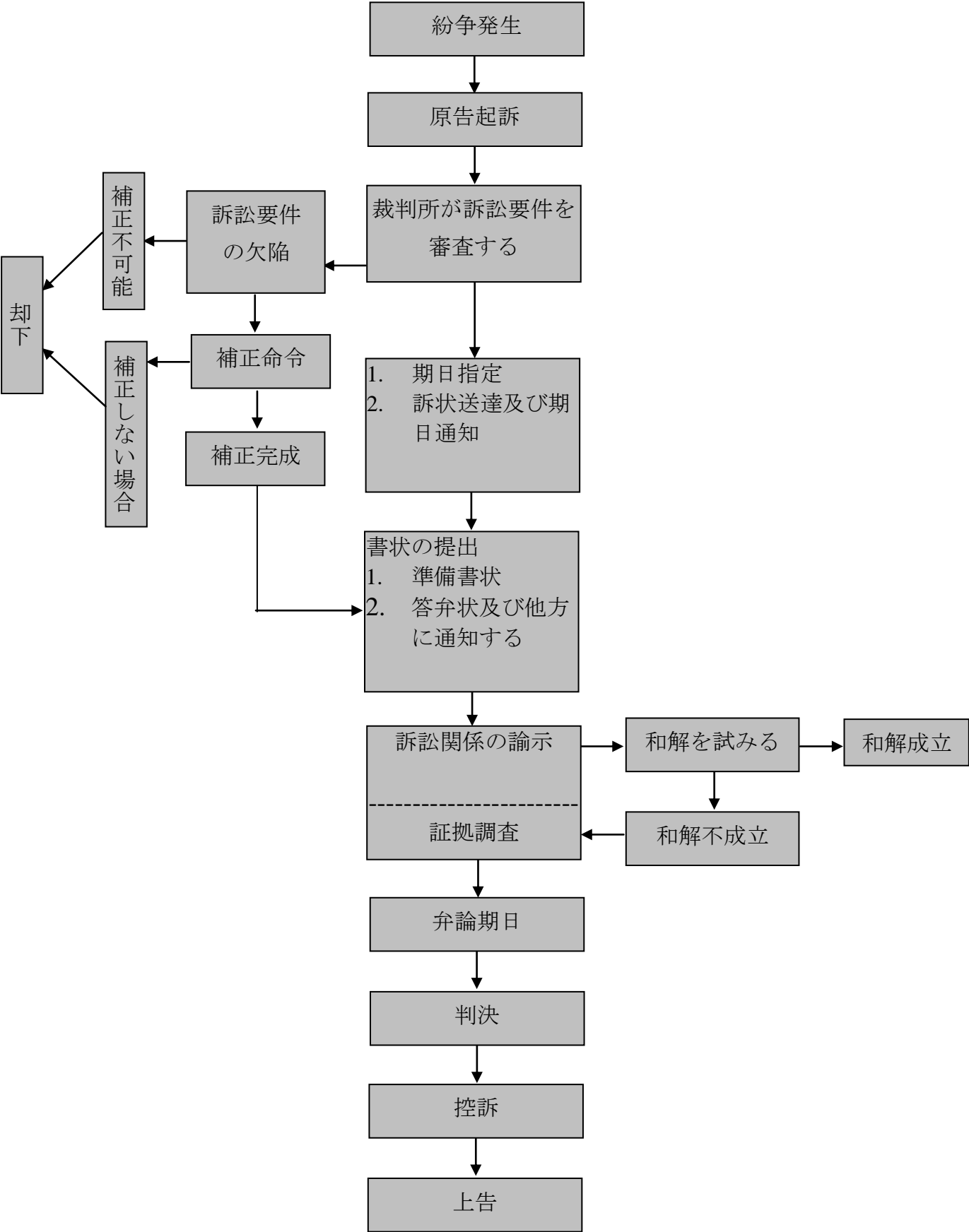
商標権を取得すれば、商標権者として侵害の排除・防止などを請求できる。第三者に商標の使用を許諾し、智慧財産局に登録する場合、第三者は侵害の排除・防止などを請求できる。新商標法によれば、台湾では通常使用権と専用使用権のように登録することは可能となる。

5-3 不正競争行為の場合

公平交易法第 30 条、第 31 条により、他人に侵害差止請求権及び損害賠償請求権を主張できるのは、他人が商品・役務の表徴を模倣し、権利の侵害があった場合、或いは権利の侵害のおそれがあった場合に限られる。つまり、その被害者は当該商品・役務の表徴の権利者に限られる。また、一般消費者については、公平交易法により、侵害の差止請求権及び損害賠償請求権を主張することができない。

6. 訴訟手続の概要

6-1 訴訟手続のフローチャート



6-2 法院に提出すべき書類

- (1) 訴状（判決を請求する事項、主張及び証拠を明記しなければならない。）
- (2) 訴訟代理人を委任した場合、委任状を提出しなければならない。その委任状には、会社印と代表者印を押捺する必要がある。また、外国法人の場合、公証及び認証を取り付けるよう命じられることはあるものの、手続き緩和のため、公証、認証を受けなくても、委任状を認める法院もある。

6-3 訴訟費用

- (1) 第一審訴訟費用：請求する訴訟標的の金額が 10 万台湾元以下であれば、訴訟費用は 1000 台湾元とする。10 万台湾元より多く 100 万台湾元以下の部分、訴訟費用は訴訟標的の金額の 1%とする。100 万台湾元より多く 1000 万台湾元以下の部分、訴訟費用は訴訟標的の金額の 0.9%とする。1000 万台湾元より多く 1 億台湾元以下の部分、訴訟費用は訴訟標的の金額の 0.8%とする。1 億台湾元より多く 10 億台湾元以下の部分、訴訟費用は訴訟標的の金額の 0.7%とする。10 億台湾元より多くの部分、訴訟費用は訴訟標的の金額の 0.6%とする。
- (2) 第二審及び第三審の訴訟費用：上記第一審の計算基準に基づき、これに裁判費用の 50%を追加徴収する。

7. 知的財産民事事件の審理

7-1 知的財産民事事件の範囲

組織法第 3 条第 1 号、第 4 号の規定に基づき、知的財産民事事件には次に掲げる案件が含まれる。

専利法、商標法、著作権法、光ディスク管理条例、営業秘密法、集積回路回路配置保護法、植物品種及び種苗法、あるいは公平交易法により保護される知的財産権に関して生じた第一審及び第二審民事訴訟事件。（組織法第 3 条第 1 号）

その他、法律により規定される又は司法院により指定される智慧財産法院が管轄する案件。（組織法第 3 条第 4 号）

具体的には、組織法に適用する知的財産民事事件の範囲は次のようになる（「智慧財産法院審理細則」《以下「審理細則」と略称する》第 2 条）。

- 一、知的財産権の権利の帰属又はその出願権の帰属及びその報酬に係る紛争事件。
- 二、契約に係る紛争事件。

- (1) 知的財産権のライセンス契約に係る事件。
- (2) 知的財産権の譲渡、質権設定、信託、登録の同意、出願権の譲渡及びその他の契約に係る紛争事件。

三、権利侵害に係る紛争事件

(1) 知的財産権侵害のうち財産権に関する紛争事件。

(2) 知的財産権侵害のうち人格権に関する紛争事件。

四、知的財産権の使用によって生じる補償金、権利金に係る紛争事件。

五、公平交易法の知的財産権益保護に係る事件。

六、知的財産権の証拠保全及び保全手続きに係る事件。

七、その他、法律により規定される又は司法院が指定した智慧財産法院が管轄する事件。

7-2 技術審査官の設置

知的財産案件は通常、複数の分野に跨る科学技術専門問題に関わり、技術面での専門的なレベルを引き上げるため、智慧財産法院に各種技術分野を専門とする技術審査官を配置する。組織法の規定によると、智慧財産法院には技術審査官室を設けて技術審査官を置き、技術審査官の採用は知的財産の専門知識及び技術を具える職員を任用、招聘又は一時的に他官庁より異動してこれに充てることができる。原則的に、技術審査官は法院の命令を受け、審理する案件の技術判断、技術資料の収集・分析及び技術に関わる意見を提供し、法により訴訟手続きに参加する（組織法第15条第4項）。詳しく言えば、技術審査官の職務内容は以下のとおりである（審理法第4条）。

- 一、訴訟関係を明確にするため、事実上及び法律上の事項について、専門知識に基づき当事者に説明又は質問する。
- 二、証人又は鑑定人に直接質問する。
- 三、法官に意見陳述を行う。
- 四、証拠保全時に証拠の調査に協力する。

技術審査官は、法官をサポートするために法院に常任する職員であり、それが法院に対して行った陳述は証拠資料とすることはできない。当事者は自らが主張する事実について依然として立証責任を負わなければならない。技術審査官の陳述を証拠として直接引用することはできない。また、技術審査官は当事者の質問を受け付けない。技術審査官が法官に対して行った口頭又は書面による陳述は、性質上、諮問し聴取された意見であり、もし判決の基礎として採用するのであれば、法により当事者に弁論の機会を与えなければならない。

7-3 心証公開

知的財産訴訟には技術審査官制度が導入されており、技術審査官が個別案において法官に対し意見を陳述した後、法官が事件についてすでに知り得た如何なる適用すべき特殊な専門知識も、訴訟関係人はこれを知らないことが多く、もし法官が判決前に当事者にその専門知識上の認識及び判断を適当に開示して、当事者に意見を

表明する機会を与えなければ、当事者にとっては不意打ちの裁判過程となり、当事者の正当な手続きの保障を妨げる。したがって、審理法第8条第1項には「法院がすでに知っている特別な専門知識は、当事者に弁論の機会を与えなければ、判決の基礎として採用することができない」と明確に規定されている。

また、審理法第8条第2項には「裁判長又は命令を受けた法官は、事件の法律関係について、当事者によく説明しなければならず、並びに適時その法律上の見解を表明することができ且つ適度に心証を開示することができる」と規定されているが、これは、訴訟法の学理を参照し、当事者に法官の技術問題についての理解程度を確実に把握させ、不安から無意味な訴訟行為を起こすことのないよう、重要な争点につき法院と速やかにコンセンサスを得て、且つ調停を促し、より機能を発揮しやすくするものである。

7-4 営業秘密の保護

裁判は原則上、公開方式で行わなければならないが、当事者が訴訟において提出する攻撃防御方法が、当事者又は第三者の営業秘密に関わるとき、もし依然として一律公開裁判とするのであれば、おそらく当事者又は第三者に重大な損害を与えることになるであろう。したがって、審理法第9条には「当事者の提出する攻撃又は防御方法が、当事者又は第三者の営業秘密に関わり、当事者が申立てを行い、法院が適当であると認める場合、非公開裁判とすることができる。双方の当事者が非公開裁判に合意した場合にも同様とする（第1項）。訴訟資料が営業秘密に関わる場合、法院は申立て又は職権により、訴訟資料の閲覧、抄録又は撮影を許可しない又は制限する旨の裁定を下すことができる（第2項）」と規定されている。

7-5 秘密保持命令

訴訟の促進及び営業秘密の保護のいずれにも配慮し、当事者が営業秘密を提供することによって損害を被る可能性を低くするため、審理法第11条～第15条に秘密保持命令制度に係る規定を特に設けた。秘密保持命令とは、証拠などの訴訟資料中に、もし営業秘密が含まれているとき、法院が営業秘密保有者からの申立てを受けて、該営業秘密につき訴訟以外の目的での使用又は開示を禁止する命令を出すことを指す。審理法第11条第1項にはその要件が規定されており、当事者又は第三者がその保有する営業秘密につき、下記要件に該当することを積明する場合、法院は該当事者又は第三者の申立てにより、他方の当事者、代理人、補佐人又はその他、訴訟関係人に対し、秘密保持命令を出すことができる：

- 一、当事者の書面の内容にその営業秘密が記載され、或いは既に取り調べられ又は取り調べられるべき証拠がその営業秘密に関わる。
- 二、営業秘密が開示され、或いは該訴訟進行以外の目的で使用されることにより、該当事者又は第三者の該営業秘密に基づく事業活動が妨害される虞があり、これを防ぐため、その開示又は使用を制限する必要がある。

秘密保持命令を受けた者が命令中に規定されている事項に違反して、訴訟進行以外の目的での使用を実施し、或いは秘密保持命令を受けていない者に開示した場合、審理法第 35 条第 1 項の規定により、3 年以下の懲役、拘留、又は NT\$100,000 以下の罰金に処する又は併処することができる。

7-6 権利の有効性の認定

智慧財産局による審査を経て特別に許可され取得した知的財産権につき、その付与及び剥奪は伝統的にいずれも行政の「専属権事項」に属すものと認められており、その正確性に係る審査は行政訴訟手続きにより処理しなければならない。訴訟の審理中に、もし当事者から知的財産権の有効性に係る抗弁が提出された場合、往々にして、審理中の訴訟を停止する裁定を下し、行政訴訟の結果が確定するのを待つが、これによって普通法院の訴訟終結時期が引き延ばされる、知的財産権に対し有効な保護を与えることができないといった問題も派生する。

審理法第 16 条第 1 項には、「当事者が、知的財産権には取消し若しくは無効すべき理由があると主張又は抗弁する場合、法院はその主張又は抗弁の理由の有無につき自ら判断しなければならない、民事訴訟法、行政訴訟法、商標法、専利法、植物品種及種苗法、又はその他の法律の訴訟手続き停止に関する規定を適用しない」と明確に規定されており、民事権利侵害訴訟中、法院は、知的財産権に取消し又は無効すべき理由があるか否かといった争点につき、判断を下す権限を有し、その民事訴訟の判決が行政処分又は行政訴訟手続きの結果を待たなければならないことを理由に、訴訟手続き停止の裁定を下すことはできない。また、第 2 項には「法院が取消し、廃止すべき理由があると認めたとき、知的財産権者は、該民事訴訟において、相手方に権利を主張することができない」と規定されている。つまり、かかる判断は原則的に、ただ該訴訟においてのみ相対効力を生じ、知的財産権者がその他の訴訟において依然としてその権利を主張できることを阻止するものではない。

7-7 証拠保全

知的財産権が侵害を受けた事実及び損害の範囲に係る証拠が滅失又は隠蔽されることなく、知的財産権者が訴訟において立証することができ、有効な救済を獲得するためには、証拠保全が必要である。審理法によると、証拠保全の申立ては、管轄の法院に対して行い、法院が証拠保全の実施を許可するとき、技術審査官に、現場に赴いて職務を執行するよう命ずることができ、また、法院が必要であると認めるとき、尋問を受けた者の住居所又は証拠物の所在地の地方法院に、証拠保全の実施を委託することができる（審理法第 18 条第 1 項、第 3 項、第 7 項）。

また、民事訴訟法第 368 条以降の条文には証拠保全手続きについて規定されており、相手方が正当な理由なく証拠保全の実施を拒絶するとき、法院は強制処分を実施することができないのに対し、審理法第 18 条第 4 項には特別に、「相手方が正

当な理由なく証拠保全の実施を拒絶するとき、法院は強制的にこれを排除することができる。但し、必要な程度を超えてはならない。必要なときには、警察に協力を求めることができる」と規定されている。

*8. 提訴管轄

審理法第7条は、「組織法第3条第1号、第4号に定める民事事件は、智慧財産法院の管轄とする」と定めている。智慧財産法院が掌理する知的財産に関する民事訴訟の審理事務の管轄範囲は以上のとおり規定されているものの、審理細則第9条により、知的財産に関する民事訴訟事件は智慧財産法院の管轄に専属しておらず、知的財産に関する民事訴訟事件に対し、他の民事法院が実体審理を行う場合、上級法院は管轄の錯誤を理由として原判決を廃棄してはならない。よって、知的財産に関する民事事件は当事者の選択により、智慧財産法院又は普通法院で行われるものの、現時点の司法実務では普通法院は知的財産に関する民事事件を自ら審理せず、智慧財産法院に移転するのは殆どである。以下に、普通法院の管轄権に関する民事訴訟法の規定を説明する。

- A、訴訟は、被告の住所地の法院が管轄する。被告の住所地の法院が職権を行使することができないときは、その居所地の法院が管轄する。訴訟の原因事実が被告の居所地に発生したときは、その居所地の法院が管轄する。
(民事訴訟法第1条第1項)
- B、私法人その他訴訟当事者となることができる団体に対する訴訟は、その主たる事務所、又は主たる営業所の所在地の法院が管轄する(民事訴訟法第2条第2項)。
- C、外国法人その他訴訟当事者となることができる団体に対する訴訟は、その台湾にある主たる事務所、又は主たる営業所の所在地の法院が管轄する(民事訴訟法第2条第3項)。
- D、事務所又は営業所を有する者に対して、その事務所又は営業所に関して訴訟をするときは、その事務所又は営業所の所在地の法院が管轄する。(民事訴訟法第6条)
- E、不法行為に関して訴訟を提起するときは、行為地の法院が管轄することができる。(民事訴訟法第15条第1項)
- F、共同訴訟の被告が複数人であり、その住所が同一法院の管轄区域内にないときは、各住所地の法院がいずれも管轄権を有する。ただし、第4条乃至前条により共同の管轄法院を定めているときは、その法院が管轄する。

9. 主張・立証

*9-1 専利権侵害訴訟等の場合

専利権とは、法律で規定する一定の期間内に専利権者が賦与される排他的効力を

有する権利を言い、法律で別途規定のある場合を除き、他人が専利権者の同意を得ずに、当該専利物品の製造、販売、販売の申し出、使用、若しくは輸入すること、又は専利方法を使用することを専利権侵害と見なし排除することができる。専利権が侵害される場合、専利権者及び独占的通常実施権者は、損害賠償の請求、侵害排除の請求、又は侵害するおそれのある者に対し、その侵害防止の請求を行うことができる。専利権者及び独占的通常実施権者が前述した請求を行う場合、専利権を侵害する物品又は侵害するための原料、道具の廃棄又は他の必要な処置の請求を行うことができる。

(1) 専利権侵害の鑑定

鑑定は民事訴訟法に明確に規定される証拠方法の一つである。鑑定とは、学識、経験を持つ者又は団体が学識、経験に基づき、具体的事実を判断することをいう。鑑定人は法院により選任され、裁判過程中において鑑定意見を陳述し、かかる陳述は証拠として用いられる。

また、裁判過程において、鑑定人は当事者及び法院の質問を受けることができる。鑑定人の報酬は訴訟費用の一部であり、最後の判決時に法院から、当事者が負担するよう命じられる。

以前の専利権侵害の訴訟実務において、法院はよく專業鑑定機構を指定し、鑑定を行わせる。現行専利法第 92 条（新専利法第 103 条）には、「司法院は、専利侵害鑑定の専門機関を指定することができる。法院は、発明専利訴訟を受理し、前項の機関に委託して鑑定させることができる。」と定めている。更に、各法院の参考に提供するために、司法院は、専利侵害鑑定の専門機関を担当する意思があり、且つ担当することが適切である機関、合計 57 所のリストを秘台庁民一字第 0930016881 号書簡をもって各法院に通知した。但し、2008 年 7 月 1 日より組織法と審理法が施行されて以降、専利訴訟に技術審査官が配置され、専利の有効性と侵害構成の有無につき、法官をサポートするため、現在の専利権侵害の訴訟実務において、法院が別途に專業鑑定機構を指定し、鑑定を行わせるケースは少なくなる。他方、専利権者は専利権侵害製品の技術特徴が専利物品の専利権範囲内に入ることを証明するために、前記司法院に指定された鑑定機関に委託し、専利権侵害鑑定報告書を提出することは良くある。但し、専利権者の依頼により作成された鑑定報告書は民事訴訟法に定められる「鑑定」という証拠方法ではなく、「証拠」のひとつに過ぎない。

また、各法院の参考に供するために、智慧財産局が専利権侵害鑑定要点を公布した。各法院が審理を行う際、当該専利権侵害鑑定要点を参考にして侵害の認定を行うことになる。当該専利権侵害鑑定要点によると、専利権侵害の鑑定・認定の流れは次の二段階に分かれる：1) 専利請求の範囲を解釈する、及び 2) 解釈を経た専利請求の範囲と鑑定対象を比較する、である。解釈を経た専利請求の範囲と鑑定対象とを比較することは、1) 専利請求の範囲の技術

特徴を解析する、及び2)鑑定対象の技術内容を解析する、ことが含まれる。

(2) 専利権侵害の証明

専利権侵害を証明するためには、専利権者が以下の事項について立証しなければならない：

- A、係争専利権が有効であること。
- B、専利権侵害者が確かに権利の侵害行為を行った事実。
- C、専利権侵害者の故意又は過失。

したがって、専利権者又は独占的通常実施権者が前述の請求を行う場合、専利証書を提出し、専利製品又は専利方法が如何なる時間、場所、方法によって、製造、販売、販売の申し出、使用、若しくは輸入されるかについて、証拠を提出してはじめて専利侵害を証明することができる。

(3) 損害賠償の範囲

A、損害額の想定及び算定

専利権者が損害賠償を請求する場合、受けた損害及び失った利益の賠償を請求することができる。しかし、証拠又は方法を提供してその損害を証明することができない場合、専利権者は専利権の実施により通常に取得できる利益から、損害を受けた後に同一専利権を実施して得た利益を差し引き、その差額を損害金額とすることができる。また、専利権者は専利権侵害者が侵害行為により得た利益を選択することもできる。専利権侵害者がそのコスト又は必要な費用を立証できない場合は、当該物品を販売した全収入をもって、得た利益とする。また、新専利法により、実施権の授与により得られる合理的権利金をもって賠償として請求することも可能となる。

B、専利権者の精神的な損失及びその賠償

専利権者の業務上の信用及び名誉が権利侵害者の侵害により損害される場合、別途それに相当する金額の賠償を請求することができる。

C、損害賠償額の算定

権利侵害者の権利侵害行為が故意である場合、法院がその侵害状況に基づき、損害額以上の賠償を裁定することができるが、実損害額の三倍を超えることはできない。

(4) 文書の提出義務

A、文書の提出に関する規定

民事訴訟法により、当事者は下記の各文書を提出する義務を負う：

- a. 当事者が訴訟手続きにおいて引用したもの。
- b. 他方当事者が法律に従い、交付又は閲覧を請求できるもの。
- c. 他方当事者の利益のために作成したもの。
- d. 商業帳簿

e. 本件訴訟に係る事項のために作成したもの

専利権者は、自らが請求を希望する書証、例えば、権利侵害者が所持する文書を権利侵害者が提出するよう法院に請求することができる。証明される事実の重要性、及び専利権者の請求が正当であると法院が認める場合、権利侵害者に対し文書を提出するよう裁定しなければならない。実務上、法院が損害賠償金額を計算する場合は、権利侵害者に対し、それに係る商業帳簿の提出を命じ、専利権侵害製品の販売により得た利益を証明するよう求めることがよく行われる。

B、文書の提出命令に従わないことの法律的效果

審理法第 10 条第 1 項の規定によると、文書を所持する者が正当な理由なしに法院の文書提出命令に従わない場合、法院は当事者に対し新台幣元 3 万元以下の過料を課すことができ、必要に応じ強制処分を裁定することもできる。

9-2 商標権侵害訴訟の場合*(1) 一般の損害賠償**

新商標法第 69 条により、商標権者は、その商標権を侵害した者に対し、侵害の排除を請求することができる。侵害のおそれがある場合、侵害の防止を請求することができる。商標権侵害に対する最も有効な救済手段は、侵害の差止請求権の行使である。そして、商標権侵害行為に有効適切に対応するには、まず民事訴訟法に基づく仮処分申請を提出することが考えられる。仮処分については、本章の 12-1 を参照。なお、新商標法第 99 条により、外国法人又は団体は認可・許可を受けた者に限らず、本法に規定される事項について、告訴、自訴又は民事訴訟を提起することができる。

また、損害賠償の計算については、新商標法第 71 条により、次の四つの方法のうち一つを選んでその損害を算定することができる。

- A、民法第 216 条の規定による。但し、その損害を証明するための証拠、方法を提出することができない場合、商標権者は、その登録商標を使用することによって通常得られる利益から、侵害された後、同一商標の使用によって得た利益を控除した差額を、その受けた損害とすることができる。
- B、商標権侵害者とその侵害行為によって得た利益による。商標権侵害者がそのコスト又は必要経費について立証できない場合は、当該商品を販売して得た収入の全部を侵害者の受けた利益とする。
- C、押収した商標権侵害に係る商品の小売り単価の 1500 倍までの金額による。但し、押収した商品が 1500 個を超える場合は、その総額を賠償額とする。
- D、商標権者が他人に使用許諾を授与した場合受け取られるロイヤリティーの金額をその損害とする。

前項の賠償額が明らかに不適切である場合、法院はこれを減額することができる。

(2) 業務上信用の損害賠償

現行商標法第 63 条第 3 項により、商標権者の業務上の信用が侵害によって損なわれた場合、相当する金額の賠償を別途請求することができるものの、2011 年 6 月 29 日に公布され、まだ実施していない新商標法では、上記条項が削除され、業務上信用の損害賠償額も新商標法第 71 条に定められた方法で計算することになった。

(3) 新聞での判決内容の掲載

現行商標法第 64 条により、商標権者は、商標権侵害者の費用負担で、商標権侵害の事実に係る判決書の内容の全部又は一部を新聞に掲載することができる。2011 年 6 月 29 日に公布され、まだ実施していない新商標法では、上記条文が削除されたものの、民法第 195 条 1 項に基づき、新聞に判決内容を掲載するよう請求することができる。

9.3 不正競争行為侵害訴訟等の場合

(1) 一般の損害賠償

公平交易法第 30 条により、事業者が本法の規定に違反し他人の権益を侵害するに致った場合は、被害者はその侵害の排除を請求することができる。侵害のおそれがある場合も侵害の予防を請求することができる。その侵害の排除・防止請求権の行使については、本章の 12-1 を参照。

公平交易法第 31 条により、事業者が同法の規定に違反し他人の権益を侵害するに致った場合は、損害賠償の責任を負う。公平交易法第 32 条により、法院は被害者からの請求に対して、事業者の行為が故意によるものと認める場合は、侵害の状況により、実際に被った損害額以上の賠償を定めることができる。但し、その額は証明された損害額の 3 倍を超えることはできない。侵害者がその侵害行為から利益を得た場合は、被害者は、当該利益に基づく損害額の算定を請求することができる。

(2) 新聞への判決内容の掲載

公平交易法第 34 条により、被害者は同法の規定により法院に訴訟を提起する際、侵害者の費用負担で判決書の内容を新聞に掲載するよう請求することができる。

10. 判決

10-1 判決手続

判決は、言渡し（口頭弁論を経たもの）又は公告（口頭弁論を経ないもの）によって対外的に成立し、効力が発生する。言渡し期日は原則として弁論終結の時から 2 週間以内指定される。

10-2 判決の効力

判決の効力は、当事者の他、訴訟係属後当事者の承継人となった者及び当事者又はその承継人のために請求の目的物を占有する者に対しても効力を有する。他人のため原告又は被告となった者に対する確定判決は、その他人に対しても効力を有する（民事訴訟法第 401 条）。

10-3 判決の執行

判決が確定したときは、給付判決としての執行力を持つ。確定前であっても、判決主文に仮執行の宣言が付されたときは、その判決は執行力を持つ。判決がどのような執行力を持つかは、判決主文の内容によって決まる。

損害賠償請求を認容する判決が確定したときは、その執行は、金銭の支払いを目的とする金銭請求権についての強制執行（強制執行法第二章の規定）による。差止請求権の行使としてなされた不作為（例えば、特定の物を製造しない）を求める訴訟における請求認容の判決が確定した場合、その執行方法は、不作為を目的とする不作為請求権の執行方法による（強制執行法第 129 条）。

11. 上訴

11-1 上訴法院の連絡先及び所在地

A. 控訴法院

台湾高等法院 住所 台北市重慶南路一段 124 号
電話 (02)2371-3261

智慧財産法院 住所 台北県板橋市県民大道 2 段 7 号
電話 (02)2272-6696

B. 上告法院

最高法院 住所 台北市長沙街一段 6 号
電話 (02)2314-1160

11-2 上訴の要件

判決を不服とする当事者は、地方法院がなされた判決に対し高等法院に控訴し、智慧財産法院がなされた判決に対し智慧財産法院に控訴する。また、控訴審判決に対して上告する場合、いずれも最高法院に上告する（民事訴訟法第 437、464 条、審理法第 19、20 条）。

控訴と上告の場合には、判決正本の送達を受けてから 20 日の不変期間内に、上訴の提起をしなければならない。ただし、一審判決言渡し後送達前の上訴も効力を有する。（民事訴訟法第 440、481 条）

控訴審においては、原判決の事実認定及び法律判断のいずれも争うことができ、その審理は続審主義による。最高法院に対する上告は、原判決の法律判断のみを争うもので、法令に違背することを理由とするものでなければ、これを行なうことができない。

また、財産権について上訴した第二審判決に対しては、上告によって受ける利益が台湾ドル 150 万元を超えないときは、上告することができない。（民事訴訟法第 466 条）。ちなみに、改正民訴法により、当事者双方が通常審判手続きを経た第一審の終局判決に対して、第一審法院の認定した事実が間違っていないと認める場合、双方合意の上で、最高法院に対し上告することができる（民事訴訟法第 466-4 条）。

12. 保全処分

*12-1 侵害差止め仮処分

前述のとおり、侵害差止め仮処分は知的財産権侵害に対する最も有効な救済手段である。知的財産権侵害を理由とする仮処分は、知的財産権侵害行為がなされ、あるいはなされるおそれがある場合に、知的財産権の権利者が自己の権利を侵害行為から守るために行なわれるものである。特に、侵害者が権利者の商品を製造・販売していた場合、差止めを命ずる仮処分命令を得て、侵害者の侵害行為を暫定的に差止める法律状態を形成することができる。また、2003 年の民事訴訟法の改正により、仮の状態を定める仮処分も認められるようになった。これも一般に、知的財産権が侵害されると主張する権利者が侵害容疑者に対し、侵害行為を差止めることを目的とする仮処分の根拠となっている。理論上、仮処分と仮の状態を定める仮処分とは区別があるものの、法院の実務においては、仮処分と仮の状態を定める仮処分を区別せず、申請者の申請内容によって裁定する。

仮処分に関する法条：債権者が金銭の請求以外の請求について強制執行を保全することを望むときは、仮処分を申し立てることができる。仮処分は、請求の目的の現状の変更によって将来強制執行をすることができないおそれ、又は執行が困難となるおそれがある場合でなければ、これを行うことができない（民事訴訟法第 532 条）。

仮の状態を定める仮処分の法条：紛争にかかる法律関係において、重大な損害を防ぐため、又は緊急な危険を回避するために、又はその他類似の状況がある場合、仮の状態を定める仮処分を請求することができる。これは本案訴訟で紛争にかかる法律関係を確定できる事案に限られる。（民事訴訟法第 538 条）。

(1) 要件

A、被保全権利があること

知的財産権の侵害行為を差止める旨の仮処分、又は仮の状態を定める仮処分を請求する場合、専利権又はその他の権利が存在していることを示す必要がある。

B、仮処分の必要性があること

民事訴訟法第 532 条により、仮処分の必要性は、係争物に関する仮処分については「請求対象の現状が変更され、後日強制執行ができないか、又は執行が難しいおそれがあるとき」と規定され、仮の状態を定める仮処分については、民事訴訟法第 538 条により、「争いがある法律関係について債権者に生ずる重大な損害又は緊急な危険を避けるためにこれを必要とするとき」と規定している。その必要性については、例えば侵害者が模倣品の販売を始め、権利者の売上高が減る場合は保全の必要性があると判断され、また模倣品があつて権利者の信用が毀損された場合も保全の必要性があると見なされる。

(2) 担保金

一般的に仮処分命令を発するとき、一定の保証金を供託するよう求められる場合が多い。法院が許可した仮処分についての裁定には、義務者の関連商品の製造・販売を差止めることができる旨の記載のほか、権利者が提供すべき担保金の金額も含まれる。担保金の数額については、債権者の提示した金額と債務者が被る予想損害の金額によって決まる。

(3) 審理

仮処分の審理方式は、原則として口頭弁論を行わず、書面審理で行なうが、法院は仮の状態を定める仮処分を為す前に、双方に意見陳述の機会を与えなければならない。但し、申立て人が、処分前に相手方に陳述させれば不当な事情が生じる旨主張し、並びに確実な証拠を提出し、法院が適当と認めた場合には、この限りでない（審理法第 22 条第 4 項）。

(4) 証明（疎明）

仮処分においては、証明の程度は疎明で足りる（民事訴訟法第 526 条を準用）。疎明とは、ある事実の存在又は不存在について、法官が一応確からしいという心証を得ることをいう。但し、仮の状態を定める処分の申立てをするとき、申立て人は、その紛争の法律関係、重大な損害の発生を防止するため又は差し迫った危険を回避するため又はその他類似の状況を有するために必要を有する事実について、疎明しなければならない。その疎明に不足がある場合、法院は申立てを却下しなければならない。また、申立ての理由につき疎明されても、法院は依然として申立て人に担保の提供を命ずることができ、かかる担保が供出された後に仮の状態を定める処分を為す。（審理法第 22 条第 2、3 項）。

(5) 仮処分の執行

一定行為を禁止する不作為を命ずる仮処分命令は、債務者に送達しなければならない。また、強制執行法第 132 条により、債権者が仮処分裁定を受けてから 30 日以内に強制執行の申立てをしなければ、執行することが出来なくなる。

*12-2 仮差押

仮差押とは、金銭の請求又は金銭の請求に代えることができる請求について強制執行を保全するため、強制執行の対象となる債務者の所有財産の現状そのままを維持することを目的とする保全処分である。なお、仮差押の対象は原則として債務者の現存財産に限られるが、他人の発明専利権を侵害する行為に用いた物、又は当該侵害行為により生じた物は、侵害された者の請求により、仮差押を行い、賠償の判決後、賠償金の全部又は一部に充当することができる。つまり、その規定により、仮差押の対象は債務者の現存財産に限られず、専利権を侵害する行為に用いた物、又は当該侵害行為により生じた物に及ぶ。

仮差押に関する法条: 債権者が金銭の請求又は金銭の請求に代えることができる請求について強制執行を保全しようとするときは、仮差押を申立てることができる。前項の申立ては、条件或いは期限を付ける請求についても行うことができる(民事訴訟法第 522 条)。

(1) 要件

A、強制執行を保全する対象は、金銭の請求又は金銭の請求に代えることができる請求である。

B、仮処分の必要性があること

民事訴訟法第 523 条により、仮処分の必要性については、「将来強制執行をすることができなくなるおそれ、または執行が困難となるおそれがあるとき」と規定されている。

(2) 担保金

民事訴訟法第 526 条第 1 項により、請求及び仮差押の原因は疎明しなければならない。ただし、それに関する事実の疎明については、事実上困難であるため、実務においては、民事訴訟法第 526 条第 2 項により、債権者が提出する担保金によって仮差押の裁定を作成する。また、担保金の金額は原則として申立て対象の金額の三分の一を基準とする。担保に供するものは現金のほか、法院の許可のもと、有価証券或いは定期預金をもって現金に換えることができる。

(3) 仮差押命令の手続き

A、被告の財産状況の調査

B、仮差押申立書を管轄法院又は仮差押係争物の所在地法院に提出

C、法院は原告の主張と疎明に基づいて審理する

D、仮差押裁定の決定

E、仮差押の執行

(4) 仮差押の執行

法院は仮差押裁定を債務者に送達しない。強制執行法第 132 条により、債権者が仮差押裁定を受けてから 30 日以内に強制執行の申立てをしなければ、執行することが出来なくなる。

12-3 債務者が保全処分に反する行為をした場合

不動産に対する仮処分或いは仮差押が法院の職権で登記機関に通知し登記されると、他人がこれを処分した場合、債権者に対抗することができない。

執行官が保全処分の対象物に保全処分の表示を行った場合、債務者がその表示を損害、除去、汚損、或いはその効力を失わせた場合、刑法第 139 条の妨害公務罪が成立し、1 年以下の懲役、拘留或いは罰金を受ける。

債務者が不作為仮処分命令に違反した場合、代替執行（債務者の費用で物的状態を除去する）、間接強制（違反時、債務者の拘引、留置、又は罰金）を通じて救済される。

13. 民事訴訟上の和解

訴訟上の和解は、当事者双方が互いにその主張を譲り合い、一致した解決方法を訴訟において陳述することをいう。和解とは、判決以外の原因で訴訟が終了する方式である。新民事訴訟法では、当事者間の和解意思が極めて一致する場合、当事者の申請によって、法院（受命又は除託法官）は、事件解決のため適当な和解条件を定めることができる。当事者が和解条件に同意すれば、和解の申請を撤回することができない（民事訴訟法第 377、377-1 条）。

裁判上の和解が成立したときにはその内容が和解調書に記載され、和解調書は確定判決と同一の効力がある（民事訴訟法第 380 条）。和解は当事者双方の互譲によって成立するものであるから、事後の紛争処理が円滑に履行される場合が多く、時間的にも迅速な解決を得られるというメリットがある。

14. 債務者が任意で返済しない損害賠償債権の確保（強制執行）

確定の終局判決、民事訴訟法により成立した和解などで債務名義を得ても、債務者が任意で返済しない場合、債権者の申請によって強制執行手続きを行なうことができる。損害賠償債権の強制執行は金銭請求権であり、その強制執行手続は強制執行法第二章の規定による。

強制執行法第二章の規定による、金銭請求権の強制執行手続きについては、財産の執行対象を固定し（差押え）、それを金銭に換え（換価）、その金銭を債権者に分配する（配当）の 3 段階で行われ、売却される財産の種類（不動産、船舶、動産、債権など）に応じて手続が細分されている。なお、金銭請求権については、

債務者の執行開始時における全財産が責任財産となるが、ただし、債務者といえども社会の一員であり、それにふさわしい生活を営む権利は保障されなければならないので、一定範囲の動産が執行対象から除外される。すなわち、差押禁止財産となる（強制執行法第53条）。

債務者所有の財産現況を把握するには、強制執行法第19条により、法院は職権によって税務機関その他の関連機関、又は債務者の財産を知っている人に対し、債務者所有の財産現況を調査することができる。また、強制執行法第20条により、法院は債務者に対し財産現況を明らかにするよう命じることができる。債務者が虚偽の報告する場合、又は責任財産を隠す、若しくは処分する場合、強制執行法第22条により、債務者を拘引、拘留することができる。

強制執行手続きを申請するには、債務名義によって提出すべき書類が異なる。確定判決との債務名義については、法院正本及び判決確定の証明書を提出しなければならない（強制執行法第6条）。債務者に強制執行に供する財産がなく、又は財産があっても強制執行を経た後に得る金額がなお債務弁済に不足するときは、法院は債権者に対し一ヶ月以内に債務者の財産調査報告を命じなければならない。無財産であるか、又は債権者に調査報告を命じ、期限が到来したにもかかわらず故意に報告しないとき、法院は、財産があることを発見した時に再度強制執行する旨を明記した証書を発行して債権者に交付し、所持させなければならない（強制執行法第27条）。

第 3 章 模倣に対する刑事的救済

1. 関連法律

台湾における知的財産権の犯罪について、著作権法の規定を除いて、専利侵害に関する刑事罰則は 2003 年 3 月 31 の専利法改正により削除されたため、専利権者は専利権侵害者に対し民事訴訟を提起することしかできなくなった。したがって、ここでは商標法及び公平交易法における刑事罰則を主に説明する。

また、従来、刑事訴訟手続きに関しては、刑事訴訟法及び同施行法などによるが、2007 年 7 月 1 日に組織法及び審理法が施行されて以降、知的財産権の侵害に対する刑事的救済の訴訟手続きは、優先的に審理法及び組織法の規定による。審理法及び組織法に規定のない場合、刑事訴訟法及び同施行法などによることになる（審理法第 1 条）。

2. 刑事罰の種類及び内容

*2-1 刑事罰の対象

商標法は、商標に関する犯罪として、商標権侵害罪（新商標法第 95 条）、証明標章権侵害罪（新商標法第 96 条）、模倣品販売罪（新商標法第 97 条）を規定し、これに対し刑事的制裁を加えている。公平交易法は、模倣侵害に関する犯罪（公平交易法第 20 条第 1 項の規定に違反する場合）として、当該行為者を懲役、拘留又は 1 億台湾元以下の罰金又はその併科に処することができる。これに関する詳しい内容については、下記 2-4/5 を参照。

2-2 非親告罪

上述の商標法、公平交易法に違反する犯罪は非親告罪である。つまり、被害者または法律の定める者の告訴がなくても検察官が起訴できる。しかしながら、現行実務上、非親告罪である商標権侵害事件において、将来の刑事訴訟係属中に影響力を保つため、告訴の提起を受けて、検察官が捜査を開始した場合は少なくない。そのメリットは、万一検察官から不起訴処分を受けた場合、被害者として再議の提起ができ、また被告と和解する場合、告訴人の身分として告訴を取り下げることができるということである。

2-3 両罰規定

公平交易法第 38 条の規定により、法人が公平交易法第 35、36、37 条に違反する場合、前三条の規定により行為者を罰するほか、その法人に対しても、当該各条に定める罰金に処することができる。

*2-4 商標権の場合

(1) 商標権侵害罪（新商標法第 95 条）

商標権者又は団体商標権者の同意を得ずに、販売を目的として、次の各号のいずれかの行為を為した場合、3 年以下の懲役、拘留又は NT\$200,000 以下の罰金に処し、又は併科する。

- A、同一の商品又は役務に、同一の商標又は団体商標を使用する。
- B、類似の商品又は役務に、同一の登録商標又は団体商標を使用し、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある場合。
- C、同一又は類似の商品又は役務に、その登録商標又は団体商標と類似する商標を使用して、関連消費者に誤認を生じさせるおそれがある場合。

(2) 証明標章権侵害罪（新商標法第 96 条）

証明標章権者の同意を得ずに、販売を目的として、同一又は類似の商品又は役務に、登録した証明標章と同一又は類似の標章を使用し、関連する消費者に誤認、誤信させるおそれがある場合は、3 年以下の懲役刑、拘留若しくは NT\$200,000 以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（1 項）

前項の証明標章権侵害のおそれがあると明らかに知りながら、他人が登録した証明標章と同一又は類似の標識を付したラベル、包装容器又はその他の物品を販売又は販売を意図して製造、所持、展示した場合も同様である。（2 項）

(3) 模倣品販売罪（新商標法第 97 条）

他人の行った商標権及び証明標章権侵害に該当する商品であることを明らかに知りながら、当該商品を販売、又は販売を意図し、当該物品を所持、展示、輸出若しくは輸入した者は、1 年以下の懲役、拘留又は NT\$50,000 以下の罰金に処し、又は併科する。電子メディア又はネットワーク方式を通じて行った場合も同様である。

(4) 没収（新商標法第 98 条）

商標権、証明標章権又は団体商標権を侵害する物品又は書類は、犯人の所有に属するか否かを問わず、これを没収する。

2-5 不正競争行為の場合

公平交易法において模倣侵害に関する規定は主に上述の公平交易法第 20 条である。公平交易法第 35 条により、第 20 条第 1 項の規定に違反した場合は、中央主管官庁は、第 41 条の規定により期限を定め、その違法行為の停止、改善、又は必要な更正措置をとることができる。指定された期限を過ぎても、その違反行為が停止も改善もされず、又は必要な更正措置がとられない場合、又は一旦停止後再び同様又は類似の違法行為がなされた場合、当該行為者は 3 年以下の懲役、拘留又は 1 億台湾元以下の罰金又はその併科に処すことができる。

また、営業秘密侵害行為については、公平交易法第 36 条により、第 19 条の規定に違反し、公平交易委員会が第 41 条の規定により当該違反行為の停止、改正又は必要な更正措置を採るよう命じたにもかかわらず、指定された期限を過ぎても当該違反行為が停止、改正されず又は必要な更正措置が採られない場合、又は一旦停止後、再び同様又は類似の違法行為がなされた場合、行為者は 2 年以下の懲役、拘留又は 5 千万台湾元以下の罰金又はその併科に処することができる。

3. 刑事罰に科するための要件

*3-1 商標権の場合

(1) 商標権侵害罪（新商標法第 95 条）

A、商標権者、又は団体商標権者の同意を得ていない

行為者が商標権者、又は団体商標権者の同意を得ず、他人の商標を使用することは、商標権侵害罪の構成要件の一つである。行為者の故意という要件が明記されていないが、行為者の故意は刑事処罰が成立するか否かの前提となるので、行為者の故意の有無は究明しなければならない。

B、侵害行為

- a. 同一の商品又は役務に、同一の商標又は団体商標を使用する。
- b. 類似の商品又は役務に、同一の登録商標又は団体商標を使用し、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある場合。
- c. 同一又は類似の商品又は役務に、その登録商標又は団体商標と類似する商標を使用して、関連消費者に誤認を生じさせるおそれがある場合。

C、他人の商標が登録を受け、かつ有効に存在している。

D、侵害者には販売を目的として商標使用の行為がある。

商標使用とは、販売の目的で商標を商品、役務又はその関連物件に用いたり、若しくは平面画像、デジタルマルチメディア、電子メディア又はその他媒介物を利用して、関連消費者にそれが商標であると認識させることができるものをいう。

E、侵害者が使用している商標が他人の登録商標と同一或いは類似を構成する。

(2) 証明標章権侵害罪（新商標法第 96 条）

A、証明標章権者の同意を得ていない

行為者が証明標章権者の同意を得ず、他人の証明標章を使用することは、証明標章権侵害罪の構成要件の一つである。商標権侵害罪と同様に、行為者の故意という要件が明記されていないが、行為者の故意は刑事処罰が成立するか否かの要件となるので、行為者の故意の有無は究明しなければならない。

B、侵害行為

行為者が同一又は類似の商品又は役務に、登録した証明標章と同一又は類似の標章を使用し、関連する消費者に誤認、誤信させるおそれがある場合。

- C、他人の証明標章が登録を受け、かつ有効に存在している。
- D、侵害者には販売を目的とする商標使用の行為がある。

商標使用とは、販売の目的で商標を商品、役務若しくはその関連物件に用いたり、又は平面画像、デジタルマルチメディア、電子メディア若しくはその他媒介物を利用して、関連消費者にそれが商標であると認識させることができるものをいう。

(3) 模倣品販売罪（新商標法第 97 条）

- A、模倣品であることを認識している。

行為者が他人の製造した模倣品であることを明白に認識しているという直接故意を有することを言う。模倣品を他人の登録商標商品と誤認する場合は含んでいない。

- B、模倣品を販売、又は販売を意図し、模倣品を所持、展示、輸出若しくは輸入する行為。

*3-2 不正競争行為の場合

前述のとおり、公平交易法における模倣侵害に関する規定は、主に上述の公平交易法第 20 条である：関連事業又は消費者に一般的に認識されている他人の氏名、商号又は会社の名称、商標、商品容器、包装、外観、又はそのほか、他人の商品を示す表示と同一又は類似するものを使用し、他人の商品と混同誤認を生じさせるに至るか、若しくは当該表記を使用した商品を販売、運送、輸出あるいは輸入すること（公平交易法第 20 条第 1 項第 1 号）。

当該規定の要件については、殆ど上記の商標権侵害罪（新商標法第 95 条）、証明標章権侵害罪（新商標法第 96 条）と模倣品販売罪（新商標法第 97 条）と同じであるため、上記の内容を参照のこと。

なお、1999 年の法改正により、中央主管官庁は、指定された期限を過ぎても、その違反行為が停止、改善されず、又は必要な更正措置がとられない場合、又は一旦停止後再び同様又は類似の違法行為がなされた場合、これを刑事罰に科する前提としている。この点に注意を要する。

4. 権利者がとり得る手段

4-1 情報の収集

権利侵害の形跡があった場合、権利者は追跡調査をして侵害容疑者の洗い出しを急ぎ、刑事告訴の準備をするために情報を収集する。以下に、情報収集の対象物について、権利侵害を立証するための重要情報を説明する。

- (1) 包装箱の図面と表記を写した模倣品サンプルと写真、及び販売店頭や製造工場又は倉庫の風景。
- (2) 侵害容疑者によって掲載或いは発行された模倣品の広告（日付を証明できるもの）。
- (3) 模倣品の販売価格と販売実績を立証できる発売領収書、レシート。
- (4) 侵害容疑者の会社資料、主要株主、資本金構成、営業項目など。

4-2 情報の収集方法

権利侵害の形跡があった場合、通常は知的財産権侵害事件専門の法律事務所を通じて調査会社に情報の収集を依頼する。また、商標権侵害と疑われる輸出入貨物を発見した場合、侵害品の輸出入に関する情報を入手するには、台湾においては、「商標輸出監視システム」及び「関税総局に対しての模倣品輸出入提示」の手続きを通じて、税関より輸出入貨物に対するサンプリング・チェックを行い、商標権侵害物品を発見することが可能である。これに関しては、第Ⅱ編第1章の2.を参照。

*4-3 告訴、告発

告訴とは、犯罪の被害者などの告訴権者が検察官或いは司法警察官に対し犯罪事実を申告し、犯人の処罰を求める意思表示をいう。犯罪の被害者は告訴をすることができる。法人の場合は、会社の代表者が代理して告訴を提出することができる。（刑事訴訟法第232-236、238条）なお、第三者に商標の使用を許諾し、智慧財産局に登録する場合、その第三者は告訴をすることができる。

親告罪において、その告訴は告訴権者が犯人を知った後6ヶ月以内に提起しなければならない（刑事訴訟法第237条）。通常、犯人を知った時点の判断は提出された証拠によって認定する。ただし、商標権侵害は親告罪ではない。

告発とは、告訴権者と犯人以外の者が検察官或いは司法警察官に対し訴追を求めることをいう。犯罪の事実に対しては、何人もこれを告発することができる（刑事訴訟法第240条）。告訴と違い、代理人による告発は認められず、告発期間にも制限がなく、告発を取消した後も再度告発ができる。

告訴と告発は、書状或いは口頭で検察官或いは司法警察官に対し行うべきである。口頭の告訴と告発は調書を作成しなければならない。口頭の告訴と告発の便宜を図るため、検察所に告訴と告発ベルを設置することができる（刑事訴訟法第242条）。

4-4 検察・警察機関による捜査

捜査の開始はいかなる条件も必要としない。検察機関は国によって特別に設置された犯罪訴追の司法機関であり、告訴、告発、自首又は他の事情によって主観的に犯罪の容疑があるとさえ認めれば、自ら進んで捜査活動を行うことができる。台湾の刑事実務において、検察官は捜査機関であり、警察・調査機関は捜査に協力する

補助機関である。検察官は捜査を指揮し、警察・調査機関は検察官の命令を受けて捜査を行う。

4-5 検察による事件処理の決定

検察官は、捜査によって得られた証拠を判断し、公訴の提起（公判又は略式）、不起訴（嫌疑なし、告訴権なし、起訴猶予、犯罪を構成しない）などの事件処理決定を行う。

4-6 保護智慧財産権警察大隊について

台湾での海賊版・模倣品の取締活動については、1981年に設置された経済部「査禁模倣商品チーム」が中心となって、模倣品に関する通報の受け付けや取締活動を行ってきたが、内政部警政署保安警察第二総隊内に「保護智慧財産権警察大隊」（通称「保智大隊」）が成立し、同チームは廃止された。

内政部警政署は海賊版一掃計画を実施するため、行政院長（首相）の指示により、2003年1月1日に保智大隊が成立した。保智大隊は総勢220名、保安警察第二、第四、及び第五総隊からなり、大隊の下に二つの中隊を設け、台北、桃園、台中、嘉義、高雄、花蓮にそれぞれ分隊を配置した。同大隊は、発足後、直ちに隊員を対象とする専門知識訓練を行い、製造業者、中間卸商、小売店の三方面に綿密な捜査網を張り巡らし、海賊版ソフトや不法コピーの著作権侵害、偽ブランドの商標権侵害を効率的に取り締まっている。

警政署の発表によると、保智大隊の発足以来、2004年の警察における知的財産権侵害事犯の摘発件数は4209件、侵害物品の時価総額は86億700万元余り。2005年の摘発件数は4648件に増え、侵害物品の時価総額は一気に100億元の大台を突破する108億8600万元に上っている。

4-7 主なお問い合わせ先

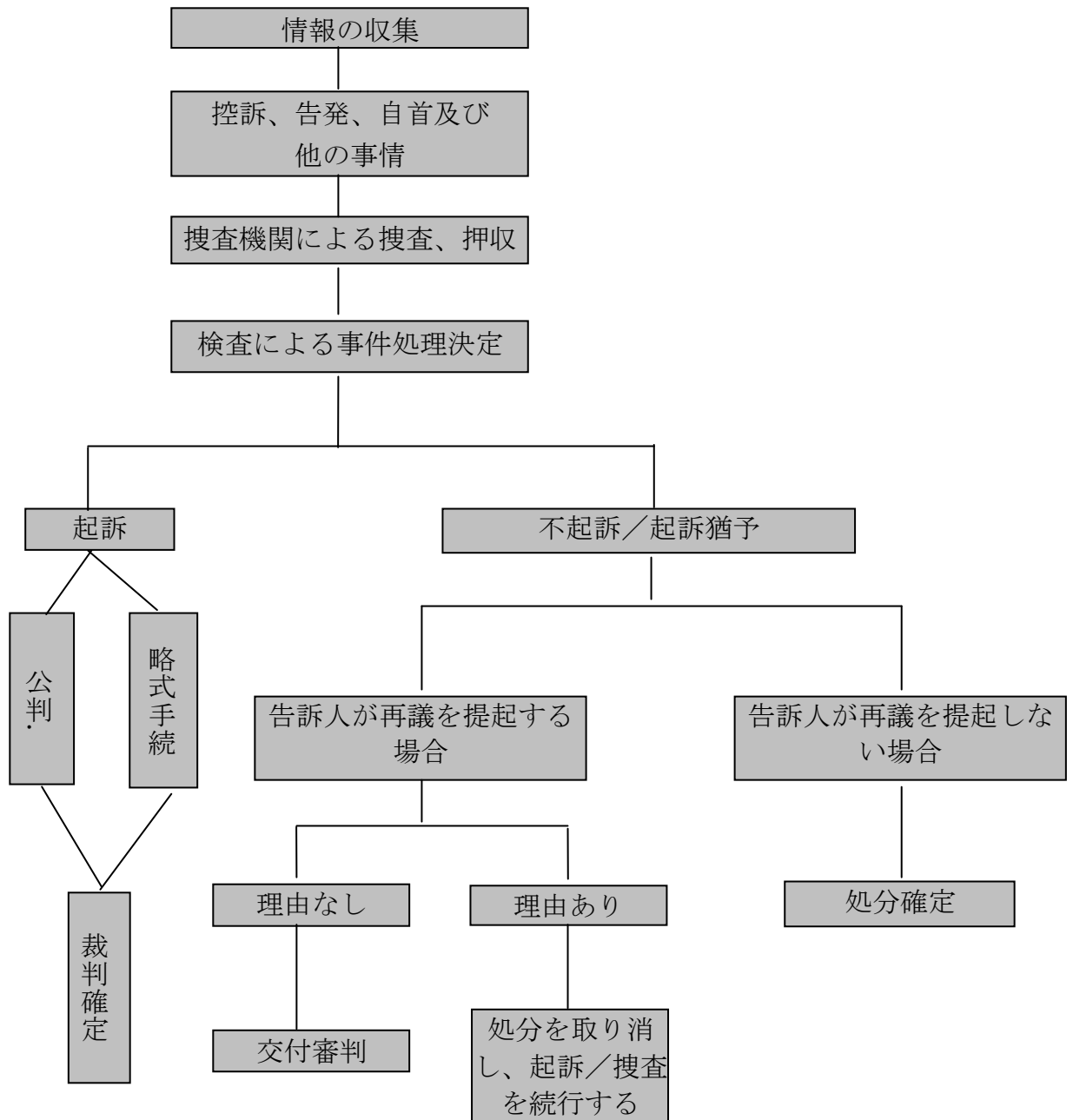
台北地方検察署	電話	(02)2314-6871
台中地方検察署	電話	(04)2223-2311
高雄地方検察署	電話	(07)216-1468

5. 刑事訴訟手続の概要

5-1 手続概要

刑事訴訟は、検察官が公訴を提起し、被告、弁護人が防御をし、法院が公権的に判断を行う構造である。

5-2 刑事手続のフローチャート



6. 知的財産刑事事件の審理

6-1 知的財産刑事事件の範囲

審理法第 23 条により、知的財産刑事事件には次に掲げる案件が含まれる。

1. 刑法第 253 条の商標、商号を偽造又は模倣する罪、第 254 条の商標、商号を偽造又は模倣する貨物を販売、陳列、輸入する罪、第 255 条の商品に虚偽の標記をし、且つ該商品を販売、陳列、輸入する罪。
2. 刑法第 317 条の業務上知り得た商工業上の秘密を漏洩する罪、第 318 条の公務員が職務上知り得た商工業上の秘密を漏洩する罪。
3. 商標法、著作権法の規定に違反して犯した罪。
4. 公平交易法第 35 条第 1 項の第 20 条第 1 項に関する模倣行為に係る罪及び第 36 条の第 19 条第 5 号に関する不正な方法を以って他の事業者の秘密を入手し公正競争を妨害する罪。

6-2 技術審査官の設置

審理法第 4 条によると、訴訟過程において、法官が必要と認めるとき、案件に関する技術問題に協力するよう技術審査官に命じることができる。（技術審査官に関する説明は、第 II 編第 2 章 7、7-2 を参照）

6-3 判決の基礎

審理法第 30 条により、第 8 条第 1 項の規定は（つまり法院がすでに知っている特別な専門知識は、当事者に弁論の機会を与えなければ、判決の基礎として採用することができない）、第 23 条の案件又はその附帯民事訴訟を審理するとき、これを準用する。（審理法第 8 条第 1 項に関する説明は、第 II 編第 2 章 7、7-3 を参照）

6-4 秘密保持命令

審理法第 24 条により、訴訟資料に営業秘密が含まれている場合、法院は申立てにより非公開で審判することができる。申立てにより又は職権で、ファイル内の文書又は証拠物の検閲、抄録又は撮影を制限することもできる。また、第 30 条により、第 11 条～第 15 条の規定（秘密保持命令に関する規定）は、第 23 条の案件又はその附帯民事訴訟を審理するとき、これを準用する。（秘密保持命令に関する説明は、第 II 編第 2 章 7、7-5 を参照）

6-5 権利の有効性の認定

知的財産刑事訴訟につき、審理法第 30 条には第 16 条第 1 項の規定が準用されることが明文化されており、商標権などの知的財産権を侵害していると訴えられた刑事被告も、当然、知的財産権の付与に瑕疵があることを以って、犯罪を否認するこ

とができ、刑事法院もその主張につき実質的な認定を行わなければならない、裁判を停止する裁定を下すことはできない。

7. 上訴、不起訴処分に対する不服

7-1 上訴

裁判を受けた者（被告、検察官）や被告の法定代理人、配偶者または原審の代理人や弁護士は上訴することができる。告訴人、被害者が原審の判決に対し不服する場合、上訴理由をもって検察官に上訴の提起を請求することができ、明らかに理由無しの場合を除き、検察官が告訴人、被害者の請求を拒絶することはできない（刑事訴訟法第 344、345、346 条）。

上訴期間は 10 日であり、原審判決書が送達されてから起算する（刑事訴訟法第 349 条）。上訴提起の手続きは、上訴書状を原審法院に提出しなければならない（刑事訴訟法第 350 条）。

審理法第 25 条第 1 項には、「少年刑事事件を除き、第 23 条に列挙される知的財産犯罪について、地方法院が通常、簡易裁判又は協議手続きにより下した第一審判決を不服として上訴又は抗告する場合に、智慧財産法院にてこれを為す」と定められている。したがって、智慧財産法院は、少年刑事事件以外、地方法院が通常、簡易裁判又は協議手続きにより下した判決を不服として第二審に上訴又は抗告された知的財産刑事事件を管轄する。

また、審理法第 26 条により、智慧財産法院が第 23 条の案件に関して行った裁判に対し、別に規定がある場合を除き、第三審法院に上訴又は抗告することができる。したがって、控訴審判決に対して上告する場合は最高法院に上告する。

7-2 不起訴処分に対する不服

告訴人が検察官の不起訴処分又は起訴猶予処分に不服する場合、同不起訴処分書又は起訴猶予処分書を受け取った日から 7 日以内に、原検察官を通じてその上級検察機関に再議の申立てをすることができる（刑事訴訟法第 256 条）。告訴人が上級検察機関の再議却下処分に対し不服する場合、再議却下処分書を受け取ってから 10 日以内に、弁護士を委任し理由状をもって、一審法院に交付審判を申請することができる（刑事訴訟法第 258-1 条）。

7-3 再審

有罪判決が確定した後、原判決が根拠にした証拠物は偽造又は変造によるものだと証明されたという原因などで、判決を受ける者の利益のため、再審を申し立てることができる（刑事訴訟法第 420 条）。有罪、無罪、免訴又は不受理の判決が確定した後、原判決が根拠にした証拠物は偽造又は変造によるものだと証明されたとい

う原因などで、判決を受ける者の不利益のため、再審を申し立てることができる(刑事訴訟法第422条)。

第4章 智慧財産法院による案件審理の動きと統計資料

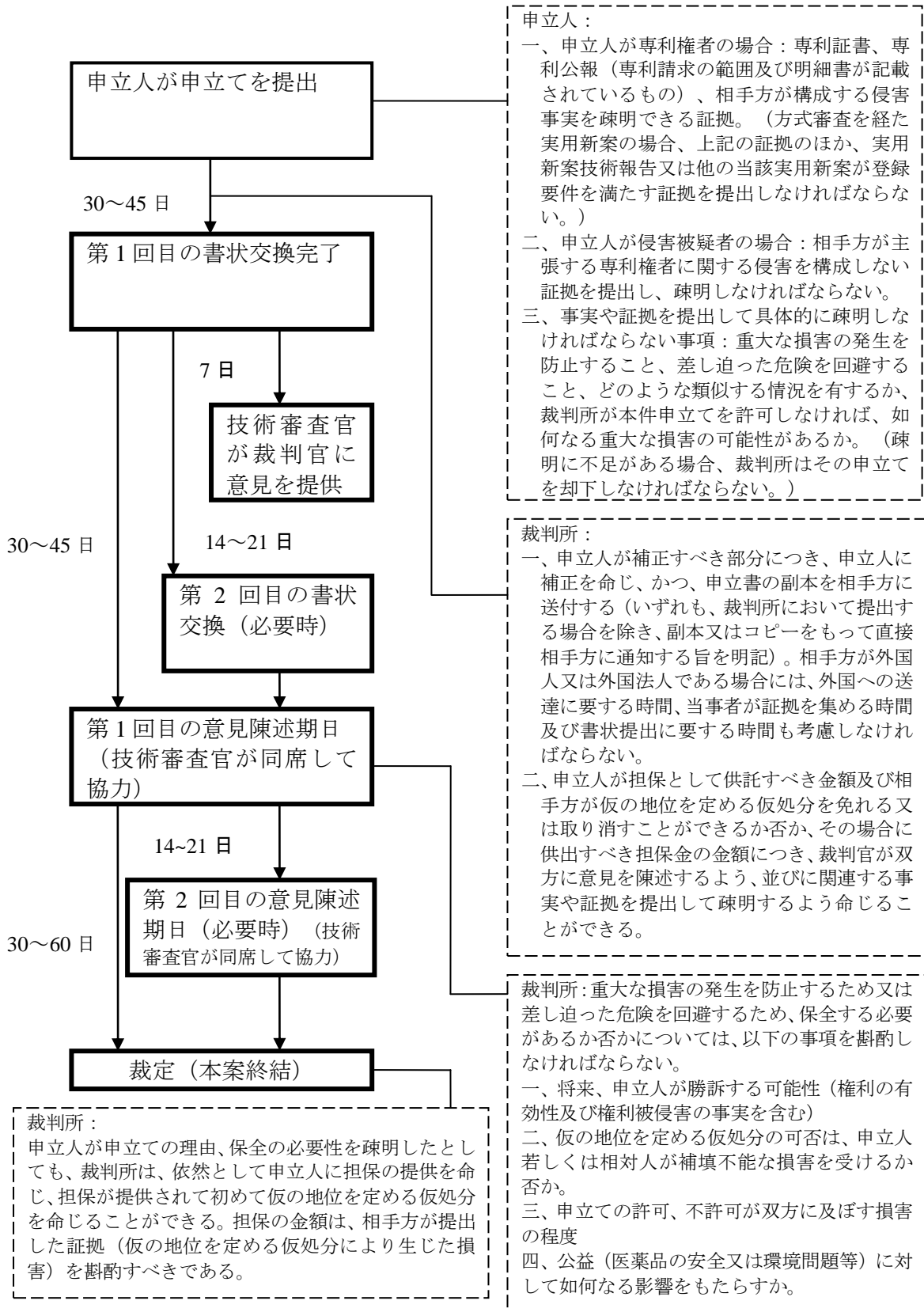
1. 審理モデル

智慧財産案件の審理をより効率的に進めるため、智慧財産法院は智慧財産案件のそれぞれの訴訟手続きについて審理モデルを定めた。この審理モデルは強制的ものでないものの、裁判官が類似案件を審理する際の参考となるものであるとともに、訴訟当事者が訴訟の今後の流れを知ることができるようにするものである。

(1) 智慧財産案件の審理に関わる一般モデル

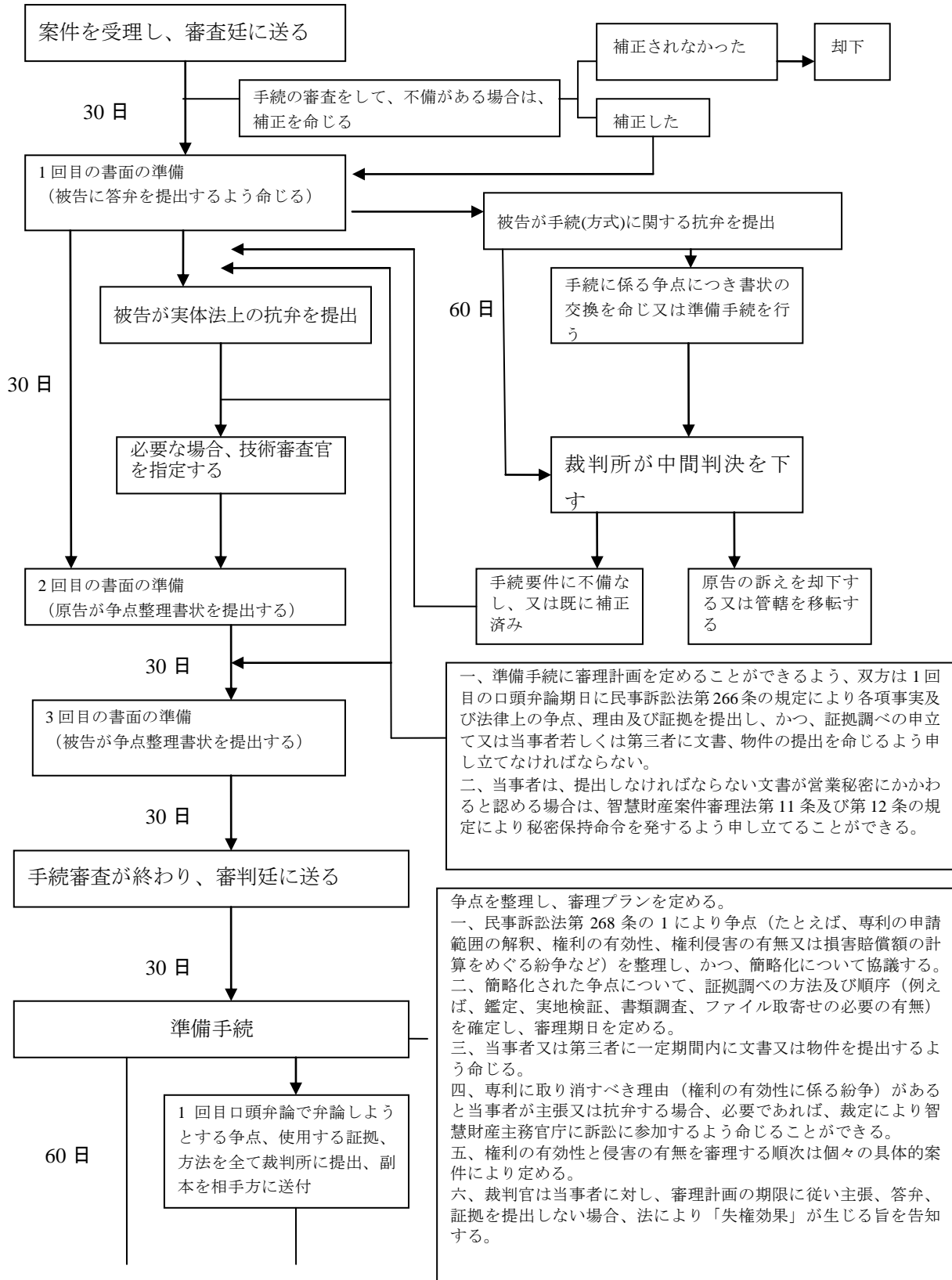
最高裁判所		最高行政裁判所	
↑		↑	
智慧財産法院			
民事訴訟	刑事訴訟	行政訴訟	
第二審 智慧財産権に関連して生じた民事訴訟事件	第二審 刑法、商標法、著作権法又は公平交易法の智慧財産権保護に関連する刑事訴訟案件に対し、各地方裁判所が下した判決を不服として上訴された案件を受理	第一審 智慧財産権法に関連して生じた第一審行政訴訟事件及び強制執行事件	
↑	↑	↑	
第一審 智慧財産権に関連して生じた民事訴訟事件	各地方裁判所 第一審 各地方裁判所刑事法廷が刑法、商標法、著作権法又は公平交易法の智慧財産権保護に関連する刑事訴訟案件を審理	訴願 経済部訴願審議委員会が智慧財産権関連の行政処分に対する訴願を審議 ↑ 智慧財産局による智慧財産権に関連した行政処分	

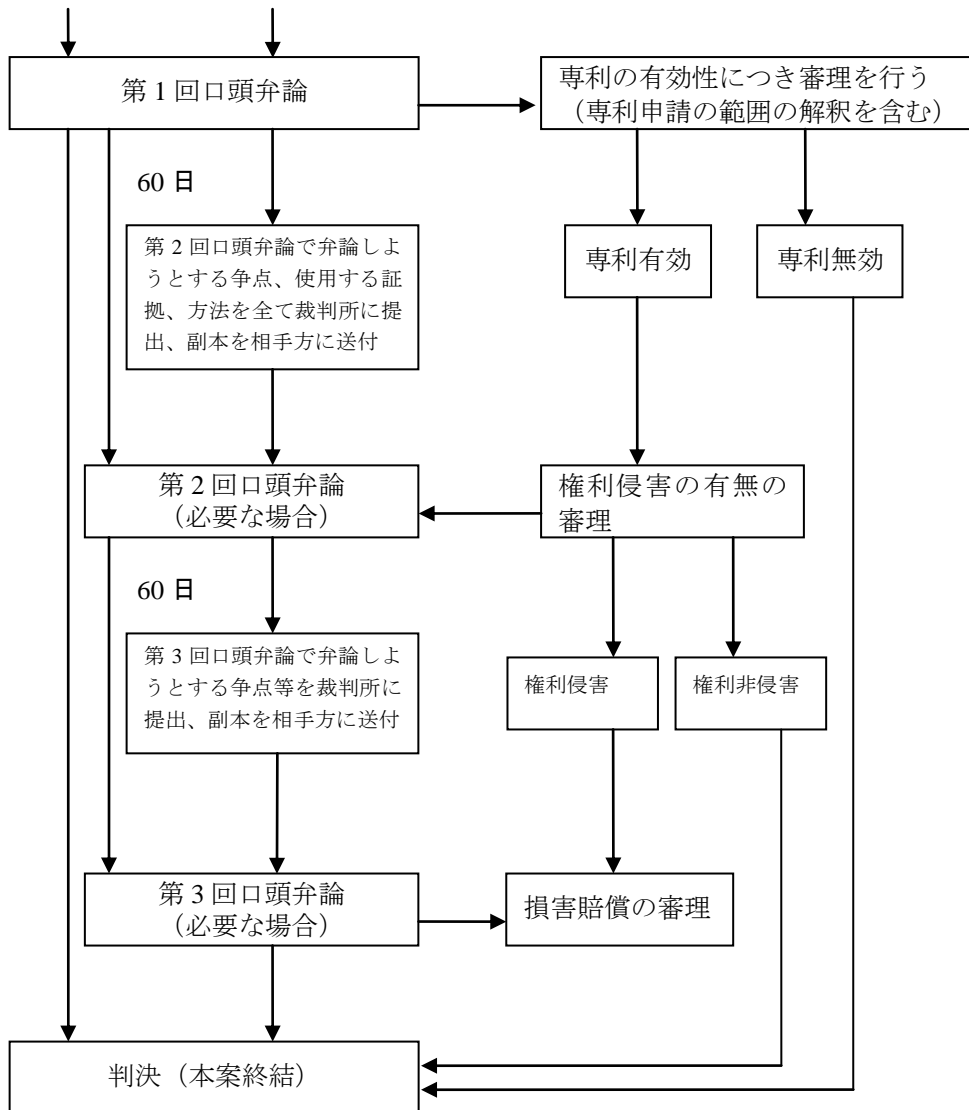
(2)智慧財産民事事件、仮の地位を定める仮処分の審理モデル（専利事件を例として）
 ※各手続きに要する時間は参考として提供するものであり、実際に要する時間は個別案の状況による。



(3) 智慧財産民事訴訟事件審理モデル（専利権侵害事件を例として）

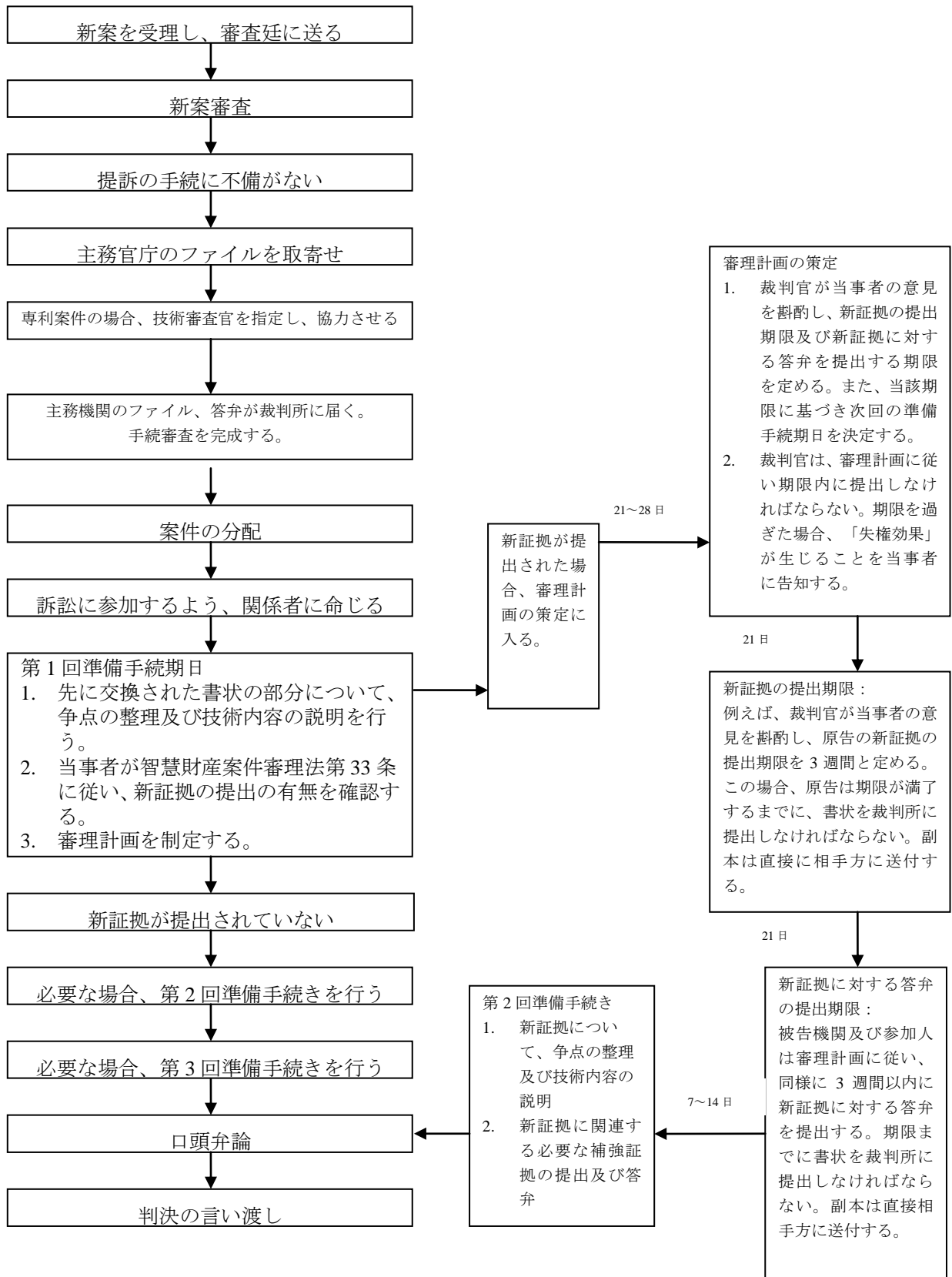
※各手続きに要する時間は参考として提供するものであり、実際に要する時間は個別案の状況による。





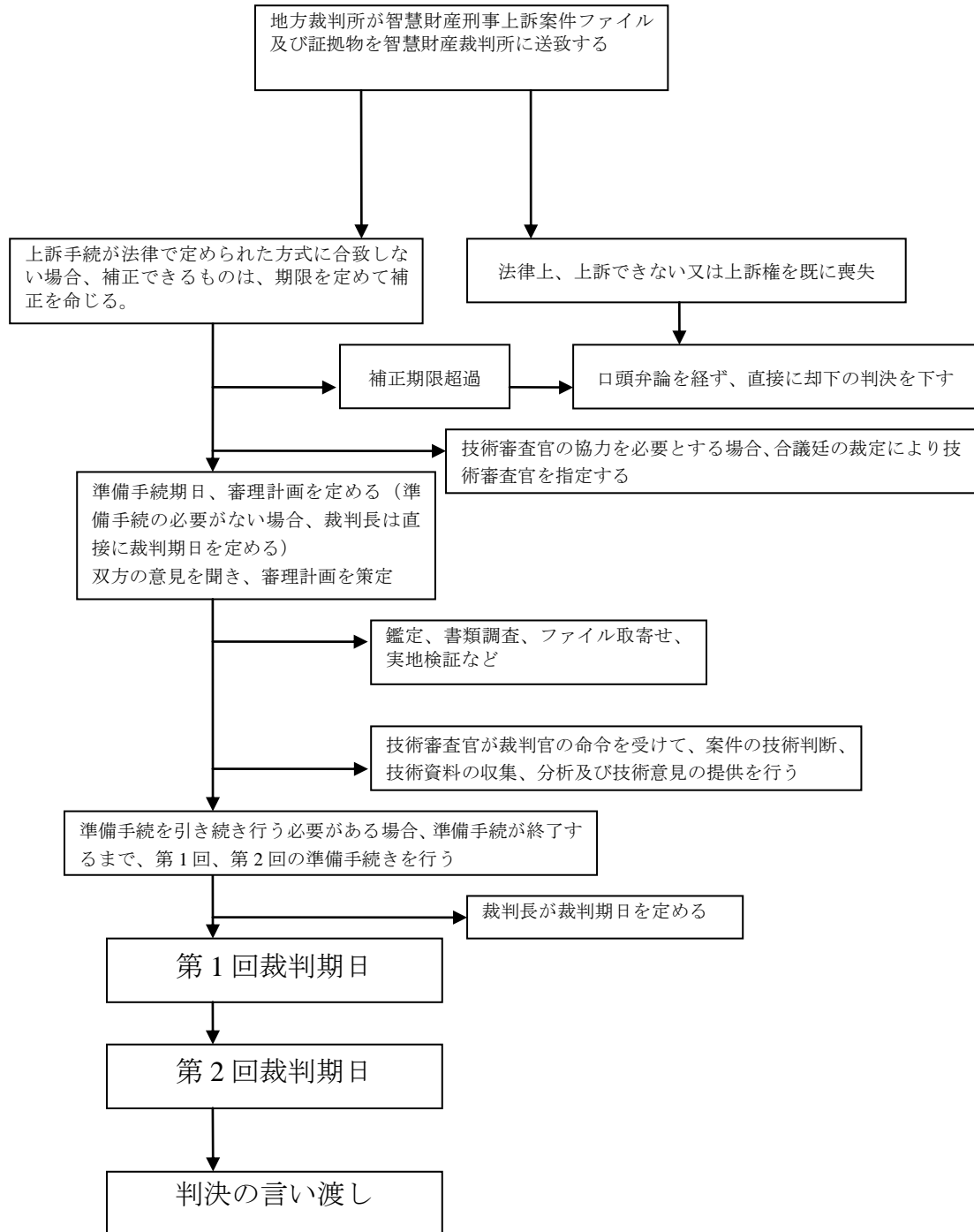
(4) 智慧財産行政訴訟審理モデル

※各手続きに要する時間は参考として提供するものであり、実際に要する時間は個別案の状況による。



(5) 智慧財産刑事案件審理モデル

※各手続きに要する時間は参考として提供するものであり、実際に要する時間は個別案の状況による。



*2 統計データ

1. 智慧財産法院の民事判決件数（2011年11月まで）

年(月)別	合計	第一審					第二審				
		計	著作権	専利権	商標権	その他	計	著作権	特許権	商標権	その他
2008年 7-12月	54	28	13	11	4	-	26	6	14	5	1
2009年 1-12月	339	212	41	132	34	5	127	35	59	30	3
2010年 1-12月	499	355	78	211	41	25	144	28	92	18	6
2011年 1-11月	432	268	57	157	45	9	164	17	120	22	5

2. 智慧財産法院の行政判決件数（2011年11月まで）

年(月)別	合計	商標	特許	著作	光ディスク 管理	半導体集積 回路の回路 配置の保護	植物品種 及び種苗	公平交易法	その他
2008年 7-12月	106	66	40	-	-	-	-	-	-
2009年 1-12月	403	262	135	-	-	-	-	-	6
2010年 1-12月	422	243	173	3	0	0	0	1	2
2011年 1-11月	347	198	146	1	1	0	0	0	1

3. 智慧財産法院の刑事判決件数（2011年11月まで）

年(月)別	合計	特別刑事法					普通刑法			
		計	著作権 法違反	商標法違 反	公平交易法 違反	その他	計	農工商を 妨害する罪	秘密を妨 害する罪	その他

2008年 7-12月	91	84	49	25	-	10	7	1	1	5
2009年 1-12月	265	247	147	63	-	37	18	1	-	17
2010年 1-12月	257	227	129	55	0	43	30	0	0	30
2011年 1-11月	244	218	120	69	1	28	26	0	0	26

4. 智慧財産法院の保全手続き及び秘密保持命令等の件数 (2011年11月まで)

2008年7月～2011年11月							単位:件
項目別	申立件数						
		計	許可 (注1)	取下	棄却 (注2)	その他	
仮の地位を定める 仮処分	36	35	6.5	11	14.5	(注3)3	
証拠保全	178	177	19.5	19	138.5	0	
仮差押	87	87	16	1	70	0	
仮処分	14	14	5	1	7	1	
秘密保持命令	15	15	5	5	5	0	
注：1.許可件数＝許可+（一部許可/2） 2.棄却件数＝棄却+（一部棄却/2） 3.管轄転移と和解							

(智慧財産法院のデータベース：<http://ipc.judicial.gov.tw>)

第Ⅲ編 知的財産権に関する諸問題

近年、ドメインネーム、商号に関する紛争は絶えることがない。しかし、現在の行政及び司法救済手順は効率性に欠けており、紛争を有効かつ迅速に解決することができない。また、並行輸入が知的財産権の侵害を構成するか否かは、現在も議論されている。さらに、偽薬問題は台湾を含め、世界的に広がっており、これに関連した健康被害の拡大も懸念されている。以上の行為は、競争機能の原則に違反し、競争を阻害し、取引の秩序に影響を与えるおそれがある。本編では、台湾におけるドメインネームの保護、商号の保護、並行輸入の規定及び偽薬問題につき、それぞれ論じる。

第 1 章 ドメインネームの保護

台湾のドメインネーム登録には「先願主義」（「先に申請したものが勝ち」という原則）が採用されているが、ドメインネームが他人の商標、標章、氏名、会社又は商号の名称と同一又は類似しているか否かについて、登録受理機関が審査を行うことはない。商標権者又は会社が、登録済みの商標又は会社名称が他人によってドメインネームとして登録されているのを発見したとき、商標権者又は会社とドメインネーム所有者との間で紛争となる。

*1. ドメインネームの登録手続き

TWNIC（Taiwan Network Information Center、中国語名称：財團法人台湾網路資訊中心。ドメインネームの登録を主管する機関）はドメインネーム登録の権限を台湾内における中華電信（Hinet）、台湾固網など計 11 社、及び海外の登録受理機関に授けており、これらの機関がドメインネーム登録業務を行なっている。出願人は登録受理機関を自由に選択してドメインネーム登録を行うことができ、ドメインネーム登録システムにアクセスして、申請しようとするドメインネーム及び関連登録情報を入力し、ドメインネームの管理に係る費用（1 年目）が納付された後、ドメインネームの登録申請が完成する。

ドメインネームの登録手続きについては、台湾に支社や子会社を持たない外国企業であっても、台湾において<xxx.com.tw>又は<xxx.tw>の英文ドメインネーム、及びそれに対応する<xxx [Chinese Character(s)] .tw>の中国語ドメインネームの登録ができる[<xxx [Chinese Character(s)] .com.tw>の中国語ドメインネームはない]。ドメインネームの登録に要する費用については、設定登録料は要らない。ドメインネームの登録を維持する場合、年ごとに管理費用として NT\$800 又は NT\$900 [ドメインネームの類型 (<xxx.com.tw>又は<xxx.tw>) により違う] を支払わなければならない。オンライン出願から登録まで約 7-10 営業日を要する。

2. ドメインネーム紛争に関する紛争

2-1 ドメインネーム紛争の処理

登録人が他人の商標、標章又は会社名を先取りで登録することは、最もよく見られるドメインネーム紛争タイプで、とりわけ、悪意によるドメインネームの登録は、他人の著名商標、標章又は会社名を先取りで登録することによって、商標権者の知名度にただ乗りすること、或いは権利人への高額転売を目論む。

また、TWNIC の「ドメインネーム紛争の処理弁法」（中国語名称：「網域名稱爭議處理辦法」、以下「処理法」と略称。処理法の全文は http://www.twnic.net.tw/dn/dn_h_02.htm#1 からダウンロードできる）第 5 条の規定

によれば、紛争の対象になるドメインネームは下記の3つの要件がある。紛争申立人が登録人に以下の状況を発見したとき、申立てを提出することができる。

- (1) ドメインネームと紛争申立人の商標、標章、氏名、事業者名称又はその他の標識が同一又は類似しているため混同を生む。
- (2) 登録人がそのドメインネームについて、権利又は正当な利益がない。
- (3) 登録人が悪意でドメインネームを登録又は使用している。

前項各号の事由の存否を認定する前に、双方の当事者の提出する証拠及びその他のすべての資料を参酌しなければならない。次に掲げる各号のいずれかの事情がある場合、登録人は該ドメインネームに係る権利又は正当な利益を有すると認定することができる。

- (1) 登録人が、該ドメインネームの紛争に関する第三者又は紛争処理期間からの通知を受け取る前に、該ドメインネーム又はそれと相当する名称を善意で使用していた、或いは使用する準備をしていたことを証明できる場合。
- (2) 登録人が該ドメインネームを使用していることを、既に一般大衆が熟知している場合。
- (3) 登録人が合法的に、非営利目的で又は正当に使用し、且つ消費者を混同、誤導する、或いは商標、標章、氏名、事業者名称又はその他の標識を減損する方法を以ってではなく、商業上の利益を獲得する場合。

第1項第3号の「悪意によるドメインネーム登録又は使用」の認定は、次に掲げる各号の状況を参酌することができる。

- (1) 登録人が該ドメインネームを登録又は取得する主な目的が、ドメインネームの売却、貸し出し又はその他の方法によって、紛争申立人又はその競争者から該ドメインネーム登録に必要な関連費用に係る利益を超えて獲得することにある。
- (2) 登録人が該ドメインネームを登録する目的が、紛争申立人が該商標、標章、氏名、事業名称又はその他の標識を使用してドメインネームを登録するのを妨害することにある。
- (3) 登録人が該ドメインネームを登録する主な目的が、競争者の商業活動を妨害することにある。
- (4) 登録人が営利目的のために、意図的に、紛争申立人の商標、標章、氏名、事業者名称又はその他の標識と混同を生じ、ネットユーザーが登録人のウェブサイト又はその他の URL を閲覧するよう誘導、誤導する。

2-2 ドメインネーム紛争の実例

TWNIC により認可を受け、ドメインネーム紛争処理機間の資格を有する資策會（資訊工業策進會、Institute for Information Industry）科技法律中心（科学技術法律

センター)は、TWNICが2001年に定めたドメインネーム紛争の処理弁法及び実施要点にもとづき、専門家チームは、ドメインネーム紛争処理案件に関する最初の判断(2001年8月)を下した。申立人である米国企業 Mars Incorporated はドメインネーム<<http://www.m-ms.com.tw>>の使用権を取得した。

米国企業 Mars Incorporated は<m&m's>チョコレート製品登録商標の所有者である。Mars Incorporated は、<m&m's>は著名商標であり、ドメインネーム<<http://www.m-ms.com.tw>>の主要部分である<m-ms>と当該商標は類似しており、かつ原登録者には当該ドメインネームを登録する権利又は正当な利益がないと主張した。このほか申立人は、当該登録者は使用者に Mars Incorporated の登録商標と混同を生じさせることによって使用者を誤誘導し、登録者のホームページにアクセスさせることを意図していると認めている。原登録者は上記の指摘を否認し、並びに登録者が法に従って取得したドメインネーム登録であると主張し、かつ登録者の会社営業項目と申立人の営業項目は異なるとして抗弁している。

本案件専門家チームは、主要部分の総体的な観察及び比較という原則にもとづいて、<m-ms>と<m&m's>商標の主要文字部分は、読みと外観が極めて類似していると認めた。また、登録者が当該ドメインネーム使用に関して自らが有する権利又は正当な利益を積極的に証明しなかったこともあり、専門家チームは、<m&m's>は著名商標であり、登録者はそれが他人の著名商標であることを明らかに知りながら申立人の著名商標に類似する主要文字部分をもって当該ドメインネームの登録を申請したものであり、こうした行為は申立人の著名商標が表彰する商品品質及び会社の商業上の信用、グッドウィルに乗じる不当な便乗効果を生じるものであると認めた。

また、一般的なインターネット使用にもとづけば、通常、会社名称又は商標の主要部分をもって当該企業の登録するドメインネームとすることが期待される。属性型英文ドメイン (Attributed English domain) の使用可能な文字には“&”と“”の記号が含まれておらず、消費者が<m-ms>を<m&m's>と誤認し、かつ当該ホームページの内容が提供する商品及びサービスが申立人の提供するものであると誤認する可能性は極めて高い。したがって、本案件について、原登録者が登録した当該ドメインネームは、インターネット使用者を誘引又は誤誘導することによって当該ホームページに目を通させる結果を招いているため、申立人に<m-ms>のドメインネーム使用権取得を認めた。

3. 救済手段

3-1 紛争処理機関

ドメインネームの紛争は、①伝統的な訴訟手続きにより救済を提起し、又は②公平交易委員会に申立てを提出するほか、③処理法により TWNIC に申立てを提出することができる。①及び②については、前述した章節を参照されたい。本章においては、現行実務で最も採用されている方法の③を説明する。

処理法第 5 条第 3 項の規定によれば、紛争申立人が登録済みのドメインネームに前述の状況があることを発見したとき、TWNIC が認可する紛争処理機関に訴え出ることができる。現在、認可を受けた紛争処理機関には「情報工業策進会科学技術法律センター」（中国語名称：資訊工業策進會科技法律中心）及び台北弁護士会（中国語名称：台北律師公會）がある。

3-2 紛争手続き

紛争申立人が紛争処理機関に紛争申立書を提出し、紛争処理機関がもし紛争申立書の内容に規定に合致しない状況を見つけた場合、紛争処理期間は紛争申立人に通知し並びに紛争申立人に通知送達後 5 日以内に補正するよう命じなければならず、もし紛争申立人が 5 日以内に補正しなかった場合、紛争申立ては取下げられたと見なさなければならない。但し、紛争申立人は依然として改めて紛争申立てを提出することができる。

また、紛争申立人は、紛争処理機関に紛争申立書を提出した後、10 日以内に紛争処理費用を納付しなければならず、期限内に費用を納付しなかった場合、申立ては取下げられたものと見なされる。

紛争処理機関は、紛争申立てを受理した後、TWNIC に紛争ドメインネームに係る登録資料を問い合わせ、並びに紛争申立書を登録人及び TWNIC に送付した後、紛争処理手続きを開始しなければならない。登録人は手続き開始日後 20 日以内に、紛争処理機関に答弁書を提出することができ、紛争処理機関は答弁書受領後、すぐに答弁書を紛争申立人に送付し、並びに 5 日以内に専門家チームを選定しなければならない。紛争処理機関は、登録人、紛争申立人及び TWNIC の専門家チームに名簿及び決定を作成する予定の期日を通知しなければならない。

専門家チームは双方の提出する紛争申立書及び答弁書に基づいて書面審理を行い、14 営業日以内に、決定を紛争処理機関に送付し、その後、紛争処理機関が登録人、紛争申立人及び TWNIC に通知する。紛争処理機関は専門家チームの決定を受領後 3 日以内に、決定全文を双方の当事者及び TWNIC に通知し、TWNIC は決定をウェブサイトに公布しなければならない。TWNIC は専門家の決定した結果により、ドメインネームの譲渡又は取消を行い、或いは紛争申立人の申請を却下する。

処理法第 9 条の規定により、紛争申立人が請求できる救済は、登録人のドメインネームの取消、又は該ドメインネームの紛争申立人への譲渡に限るものとする。

第 2 章 商号（会社名）の保護

*1. 商号（会社名）の登録手続き

台湾における商号との語は、独資若しくはパートナーにより設立された非法人組織の営利主体に用い、会社組織ではない。「商号」の日本語の意義を考案し、本文における商号は、会社名も指し、また、これに基づき以下の意見を提供する。

台湾においては、会社の設立に先立ち、商号及び営業項目の登録審査について、主務官庁である經濟部商業司に申請する必要がある。商号の登録申請の必要書類、処理時間及び費用は、以下のとおりである：

書類：(1) 商号と営業項目調査登録申請書

申請書には、希望の商号を 5 個まで、その優先順位に従い記入することができる。

(2) 委任状

他人に依頼し申請を提出する場合は、別途委任状の提出が必要である。また、受任者は会計士と弁護士に限る。

提出先：經濟部商業司

費用：NT300 元

所要日数：1～2 週間

商業司による会社名の審査は、基本的には「先願主義」原則、即ち、先に申請した者がその商号を取得できるという原則に基づき行われる。会社法第 18 条第 1 号前段により、会社名称の主要部分(会社の種類を表わす「股份有限公司」「有限公司」を除く部分)は他の会社のそれと同一の名称を使用することができない。また、同第 18 条後段及び会社名称と業務予査審理規則により、二会社の名称に異なる業務種類若しくは区別できる文字を標記する場合は、たとえ両者の主要部分が同じであっても、両者の会社名称は異なると見なすので、実務上、例えば「国巨機械股份有限公司」と「国巨電腦股份有限公司」が併存することが可能である。

また、申請し登録を受けた商号は、基本的に 6 ヶ月間留保される。上記の期間内に、引続き会社の設立手続きを行わなければ、留保された商号は取り下げられたものと見なされる。ちなみに、台湾での商号登録は、会社設立に先立つ手続きに過ぎず、商標のように登録して権利を受けるものではない。よって、台湾で実際に事業を行わず、会社を設立する意向がない場合は、商号を登録する必要はない。

なお、解散、登記取消し又は廃止とされた会社は、引き続き経営をしてはならないので、法により、清算すべきであるが、実務上、解散、登記取消し又は廃止とされた会社は殆ど清算を行わないままで、法人格が依然として存在しているため、会社名称に関する保護(他人が同一の名称を使ってはならない)を受け続けている。実際に経営していない会社の名称を保護し続けるという不合理な状況を解消するために、2009 年 7 月の会社法改正案では第 26 条の 2 が制定された。かかる条文によ

ると、解散、登記取消し又は廃止とされた会社は、解散、登記取消し又は廃止とされた日から 10 年間清算が完成しない場合、又は破産が登記された日から 10 年間、法院から破産終結の裁定を受けない場合、他の会社はその会社の名称を使うことができ、第 18 条の制限を受けない。当該法改正は既に 2012 年 1 月 4 日に公布された。

*2. 商号（会社名）に関する紛争

商号に関する紛争は、登録しようとする名称が他人により先に登録されてしまったこと、及び登録商号を他人により商標若しくは対外表示として使用されることの二種類に分けることができる。前者については、商業司が商号を審査する際は、主に「先願主義」原則に基づき行うので、登録しようとする名称を他人に先取り登録されてしまった場合、当該名称に対し、正当な権利を有する限り、商標法及び公平交易法にて対応することができる。つまり、他人に先取り登録された商号が、台湾において商標権として登録された場合、商標法で対応することができる。また、台湾において商標を登録していない外国著名商標、若しくは商譽のただ乗りに該当する場合は、公平交易法で対応することもできる。

登録商号を他人により商標若しくは対外表示として使用されることについては、前述のとおり、商号はあくまでも営業主体の区別標識であり、商標のように一旦登録して権利を受けるものではないが、登録商号が他人により無断で使用されたときは、場合により公平交易法で対応することができる。

(1) 商号が先取り登録された場合

A. 商標法の規制

新商標法第 70 条により、商標権者の同意を得ず、次の事由のいずれかに該当する場合は、商標権の侵害と見なす

- a. 他人の周知著名の登録商標であることを明らかに知りながら、同一又は類似の商標を使用し、周知著名商標の識別性又は信用を損なうおそれがある場合。
- b. 他人の周知著名な登録商標であることを明らかに知りながら、該著名商標中の文字を自己の会社、商号、団体、ドメインネーム若しくはその他営業主体を表彰する名称とし、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある、又は該商標の識別性若しくは信用を損なうおそれがある場合。

ちなみに、台湾において、登録商標が周知著名性を有するとは認められないものの、他人が無断でこれを先に商号として登録した結果、消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある場合も、商標侵害と見なす。また、今回の法改正により、実際に混同誤認が生じたことがなくても、誤認混同を生じさせるおそれさえあれば、見なし侵害を構成することとなる。

新商標法第 70 条第 2 号にいう、商標中の「文字」を商号とする侵害形

態は、現在の実務上の多くの見解によれば、商標中の文字と完全に同じであるものを指している。商標中の文字と類似する文字がこの中に含まれるか否かについては依然として紛争がある。

注意に値するのは台北地方法院2004年度智字第16号民事判決で、該判決は「被告が『七星』又は『Seven Stars』と同一又は類似する文字を、会社の中国語名称、英語名称の主要部分に使用することを禁止する」と判示しており、「類似」も商標法第62条第1号及び第2号の会社名称侵害形態の制限範囲に属する、と認めている。また、台北地方法院2006年度智字第17号民事判決も同じ見解を採用し、「被告は『黄金猫』と同一又は類似する文字を、そのペット用品店の主要部分に使用することはできない」と判示している。

B、公平交易法の規制

他人が台湾に登録されていない外国商標を商号として先に登録した場合は、基本的に上記の商標法に適用する余地がない。この場合、仮に当該外国商標が台湾の関連事業又は消費者に一般的に認知されている商標であり、若しくは他人の先取り商号登録行為が信用の不正ただ乗りに該当する場合、公平交易法第20条第1項第2号若しくは第24条にて対応することが可能である。（関連する規定の詳細については、第I編第7章2、2-1(1)と(5)を参照)

(2) 他人により、登録商号が商標若しくは対外表示として使用されること

関連事業又は消費者に一般的に認知されている他人の商号と同一又は類似するものを使用し、それをもって他人の商品、営業、役務の施設又は活動と混同を生じさせる場合、公平交易法第20条第1項第1号と第2号にて対応することができる。（これに関する各要件の詳細については、第I編第7章2、2-1(1)を参照)

*3. 救済手段

- (1) 新商標法第70条に違反する行為に対しては、商標法により、民事救済の手段を通じ、差止め、損害賠償及び判決を新聞紙に掲載することなどを請求することができる。（詳細について、第II編第2章9、9-2を参照）
- (2) 公平交易法に違反する行為に対しては、公平交易法により、民事救済、刑事救済及び行政救済の手段がある。（当該救済手段の詳細について、第I編第7章2、2-2を参照）

商業司は、基本的に形式的な審査を行うのみで、実質的な審査は行わない。また、先取り登録された商号に関する争議については、同商業司に申立てを提起するのではなく、民事訴訟若しくは公平交易委員会に対する摘発により、判決若しくは処分書を取得してから、商号の廃止を同商業司に請求することになる。

第 3 章 並行輸入

「並行輸入」とは、輸入者が国内の知的財産権者又はその許諾（ライセンス）を受けた者の同意を得ず、輸出国で適法に販売された知的財産権に係わる商品（台湾での俗称は「水貨」である）を第三者を介して直接輸入することであり、そしてそれによって輸入国の当該知的財産権の保持者又はその許諾を受けた輸入総代理店等と競争を行うような輸入のあり方である。「並行輸入」という名称は、台湾では法律用語として「平行輸入」と呼ばれている。

台湾における真正品の並行輸入に関する規制は明文化されており、著作権法上真正著作物の並行輸入だけは例外的に禁止されているが、並行輸入は容認されている。以下に、専利権（特許権、実用新案権、意匠権）、商標権及び著作権について、真正商品の並行輸入に関する規定につき説明する。

*1. 専利製品の並行輸入

専利法には、特許権消尽の原則（下記の 1-1 を参照）につき明文化されている。特許権実用新案権及び意匠権については、新専利法第 59 条及び第 120、142 条（第 59 条を準用）により（現行専利法第 57 条、108 条、125 条）、並行輸入を容認している。

*1-1 「権利の消尽」原則

並行輸入の行為は、私的利益と公的利益の衝突を引き起こす。つまり、真正商品の並行輸入を認めると、知的財産権の権利者の利益（私的利益）が損害を受ける。逆に、並行輸入の行為は合法ではないと認めると、市場における商品の自由な流通（公的利益）を妨害する。このような私的利益と公的利益の衝突を解決するため、「権利の消尽」(Doctrine of exhaustion of Right)、又は「ファースト・セール・ドクトリン」(first sale doctrine)という原則が作られた。

「権利の消尽」原則は、「国内消尽原則」及び「国際消尽原則」に区分される。特許権を例として説明する。

「国内消尽原則」：台湾内において、特許権者が合法的に製品を販売（ファースト・セール）した後は、台湾内における他人による転売を禁止することができないことをいう。つまり、特許製品が、権利者により適法に市場に販売された時点で、特許権はその目的を達成し、その効力は台湾内で消耗し尽くされたことを意味する。「国内消尽原則」により、製品の販売権は台湾内においてのみ消尽したが、台湾外での権利は消尽しない。よって、権利者は依然として輸入権を有するので、権利者の同意を得ずに他人が国外から輸入した真正品は、販売することができない。即ち、当該並行輸入は権利者の特許権侵害となる。

「国際消尽原則」：台湾の専利権を有する者が世界のいずれかの国・地域で合法的に商品を販売（ファースト・セール）した後は、すべての他人による転売を禁

止することができないことをいう。つまり、権利者はファースト・セール以降の販売に対して権利を有しないということである。権利の消尽の区域は全世界に及ぶものであり、特許権者は、自らが製造した物品及びその同意の下に製造された物品に対して、世界各地の何処で販売されたかにかかわらず、権利を主張することはできない。したがって、並行輸入された真正品は自由に販売することができる。ちなみに、新専利法では国際消尽原則を採用している。

***1-2 特許権及び実用新案権の保護に関する規定**

1-2-2 特許権

特許権者の排他権及び輸入に関する規定は、新専利法第 58 条、第 59 条（現行専利法第 56 条、第 57 条）及び現行専利法施行細則第 39 条に定められている。

<p>第 58 条</p>	<p>発明特許権者は、本法で別段の規定がある場合を除き、他人がその同意を得ずに、該発明を実施することを排除する権利を専有する。</p> <p>物の発明の実施とは、該特許物品につき、製造、販売の申し出、販売、使用すること、又はこれらを目的として輸入することを指す。</p> <p>方法の発明の実施とは、次の各号の行為を指す。</p> <p>一、該方法を使用すること。</p> <p>二、該方法をもって直接製造した物品を使用、販売の申し出、販売すること、又はこれらを目的として輸入すること。</p> <p>発明特許権の範囲は、特許請求の範囲を基準とし、特許請求の範囲の解釈時には、明細書及び図面を参酌することができる。</p> <p>要約を、特許請求の範囲の解釈に用いることはできない。</p>
<p>第 59 条</p>	<p>発明特許権の効力は、次の各号の事項には及ばない。</p> <p>一、商業目的ではない未公開の行為。</p> <p>二、研究又は実験を目的として発明を実施するのに必要な行為。</p> <p>三、出願前、既に国内で実施されていたもの、又はその必要な準備を既に完了していたもの。但し、特許出願人よりその発明を知ってから六ヶ月未満で、ならびに特許出願人がその特許権を留保する旨の表明を</p>

	<p>した場合は、この限りでない</p> <p>四、単に国境を通過するにすぎない交通手段又はその装置。</p> <p>五、特許出願権者ではない者が受けた特許権が、特許権者による無効審判請求のために取り消された場合、その実施権者が無効審判請求前に善意で国内で実施していたもの、又はその必要な準備を既に完了していたもの。</p> <p>六、特許権者が製造した又は特許権者の同意を得て製造した特許物品が販売された後、該物品を使用する又は再販売する行為。前記の製造、販売行為は国内に限らない。</p> <p>七、特許権が第七十条第一項第三号の規定により消滅した後、特許権者が第七十条第二項により特許権力を回復し、その旨が公告されるまでの間に、善意で実施していたもの、又は必要な準備を既に完了していたもの。</p> <p>前項第三号、第五号及び第七号の実施者は、その原事業目的範囲内においてのみ継続して利用することができる。</p> <p>第一項第五号の実施権者は、該特許権が無効審判により無効とされた後も、依然として実施を継続する場合、特許権者による書面通知を受領した日から、特許権者に合理的な使用料を支払わなければならない。</p>
<p>細則 第 39 条</p>	<p>現行専利法第 57 条第 2 項及び第 125 条第 2 項が定める「販売できる区域」について、法院が契約の約定、当事者の真意、取引の習慣又はその他客観的事実を参酌し認定する。</p>

上記第 58 条の規定により、特許権者は商品輸入権を有する。なお、他人が特許物品、又は当該特許権者からライセンスを受けた者が製造した物品を、特許権者の同意を得ずに販売目的で台湾に輸入した場合、特許権者はそれらを排除する権利を専有することになる。

しかし、第 59 条第 1 項第 6 号の規定によれば、特許権の効力が及ばないものとは、「専利権者が製造した専利製品又は特許権者の同意を得て製造した専利製品が販売された後、当該製品を使用又は再販売する行為をいう。前記の製造、販売行為は台湾国内に限らない。」と規定されている。第 59 条第 1 項第 6 号の規定は、権利消尽の原則を明文化したものであると言われている。専利権者又はその同意を得た者が製造したものを、第三者が専利権者

の同意を得ずに台湾に輸入した場合、第 59 条第 1 項第 6 号の規定によって特許権の効力が及ばないので、特許権の侵害にはならず、したがってその輸入を差止めることができない。つまり、並行輸入が認められている。

実用新案権

実用新案の並行輸入に関係する条文は、現行専利法第 106 条第 1 項及び第 108 条である。よって、専利法第 108 条により第 57 条を準用し（新専利法では、120 条により第 59 条を準用する）、並行輸入を容認している。

*1-3 意匠権の保護に関する規定

意匠の並行輸入に関係する条文は第 123 条第 1 項及び第 125 条であり（新専利法では、第 142 条より第 59 条を準用する）、これらは並行輸入を容認している。

*1-4 実例「徳霞貿易有限公司」vs「千松貿易股份有限公司」事件

「タイル切断機」は、石井明憲（日本人）により発明されたものである。「徳霞貿易有限公司」は、台湾の貿易会社である（以下「徳霞社」という）。1989 年に石井氏は台湾における実用新案権（第 13917 号）を台湾の徳霞社に譲渡した。徳霞社は台湾で「タイル切断機」を製造、販売する独占的権利を有することになった。被告「千松貿易股份有限公司」（以下「千松社」という）もまた台湾にある貿易会社である。上述の実用新案権の有効期間内に、千松社の取締役張氏は別の貿易会社を通じ、「シンガポールに輸出すること」を理由として、日本にある株式会社超硬工具製作所（以下「石井社」という）からタイル切断機を買い付け、台湾に輸入し、そして台湾で販売した。

本件は民事事件、刑事事件（当時専利法には刑罰の規定はあったが、現行法には刑罰の規定はない）の両方で訴訟が提起された。民事訴訟については、千松社から徳霞社に対し、民法により損害賠償を請求する件であったが、法院は並行輸入に係る行為が違法であるか否かの争点につき判断しなかつたので、本章では民事訴訟の判決内容を省略する。刑事訴訟については、最終的に、最高法院は「旧専利法第 43 条（現行専利法第 57 条、新専利法第 59 条の元条文）によって、並行輸入の犯罪を構成しない」と判断した。

2. 商標権に関する真正商品の並行輸入

商標権は営業表示に関する権利であり、主として商品の出所表示機能を有する権利である。専利の保護は専利製品を製造し拡布すべき排他的権利として具体化するとともに、発明者に対し、資本回収と報酬の受け取りを可能とすることを意味する。さらに、これらの機能によって産業の発達に寄与するという意味も有することになる。したがって、商標と専利の保護は、性質上異なっている。台湾の商標実務界及

び学界では、商標権に関する真正品の並行輸入は合法であるとの意見で一致している。

*2-1 商標権に関する真正商品の並行輸入に関する規定

商標の並行輸入に係る条文は新商標法第 36 条第 2 項である。

第 36 条 第 2 項	商標を付した商品が、商標権者又はその同意を得た者により国内外の市場で取引され流通する場合、或いは関連機関が法により競売又は処置する場合、商標権者は当該商品について商標権を主張することができない。但し、商品が市場で流通した後、商品の変質、毀損を防止するため、又はその他正当な事由がある場合はこの限りでない。
-----------------	--

以上の規定により、商標の並行輸入は容認されている。商標権者又はその使用権者は、商標を付した商品が市場で取引又は流通される場合につき、当該商標権を再び主張することはできない。ただし、商品が市場で流通した後、商標の変質、毀損を防止するため、又はその他の正当な事由がある場合はこの限りでない。上記条文は並行輸入容認の法律上の根拠とされているが、同規定は権利の消尽原則に類似する理論に基づくものと言われている。

2-2 実例 「台湾明治股份有限公司」 vs 「三邦貿易有限公司」 事件

「台湾明治股份有限公司」(以下「台湾明治社」という)は商標「CHELSEA & Logo」(指定商品：菓子類)の登録を受けている。「三邦貿易有限公司」(以下「三邦社」という)はインドネシアで製造され、シンガポールで販売されている「CHELSEA & Logo」商標を付したキャンディー等を輸入し、台湾で販売した。台湾明治社は三邦社に対し、その輸入・販売行為を停止するよう警告し、また法院に訴訟を提出した。最高法院は「①輸入された商品は真正商品であり、その品質は商標権者又はライセンスを受けた使用者が製造したものと同等であり、かつ②輸入商品が権利者の商品であると消費者に誤認させないので、当該並行輸入は合法である(最高 81 年度台上字第 2444 号民事判決、1992 年)」とし、商標機能論を強調した。本件は最高法院の判決においてはじめて「真正商品の並行輸入」という名称が使用され、最高法院で初めて並行輸入が認められた事件でもある。

3. 著作物の並行輸入

3-1 著作権法上真正著作物の並行輸入に関する規定

著作物の並行輸入に係る条文には、著作権法第 28 条の 1、第 87 条第 4 号及び第 87 条の 1 がある。これらの中で、最も並行輸入と関係が深い条文は第 87 条第 4 号である。原則としては、著作物の並行輸入を禁止しており、例外的に、第 87

条の 1 に規定された事情がある場合は、並行輸入することを制限することはできない。

第 28 条の 1	<p>著作権者は、本法に別段の定めがある場合を除き、所有権移転の方式で、その著作物を頒布する権利を専有する。</p> <p>実演家は録音著作に複製された実演について、所有権移転の方式で、その著作を頒布する権利を専有する。</p>
第 87 条第 4 号	<p>次に掲げるいずれかに該当する場合は、本法に別段の定めがある場合を除き、著作権又は製版權を侵害するものとみなす。</p> <p>④ 著作財産権者又は製版權者の許諾なく複製された複製物又は製版物を輸入する場合。</p>
第 87 条の 1	<p>次のいずれかに該当する場合は、前条第 4 号の規定を適用しない。</p> <p>① 国又は地方公共団体の機関の利用に供するために輸入する場合。但し、視聴覚著作物のオリジナル又はその複製物を、学校又はその他教育施設の利用に供するために輸入する場合、又は資料保存以外の目的で輸入する場合は、この限りでない。</p> <p>② 非営利の学術施設、教育施設又は宗教施設の資料保存に供する目的のために、視聴覚の著作物のオリジナル又は一定数量の複製物を輸入して第 48 条の規定に従い利用する場合、又は図書館が貸与又は資料保存の目的のために、視聴覚著作物以外の他の著作物のオリジナル又は一定数量の複製物を輸入して 48 条の規定に従い利用する場合。</p> <p>③ 頒布を目的としない輸入者の個人的使用に供するため、又は入国者の荷物の一部として、著作物のオリジナル又は一定数量の複製物を輸入する場合。</p> <p>④ 貨物、機器又は設備に包含された著作物のオリジナル又はその複製物が、当該貨物、機器又は設備の合法的輸入に伴い輸入された場合は、当該著作物のオリジナル又はその複製物を、貨物、機器又は設備を使用したり操作したりする際に複製してはならない。</p> <p>⑤ 貨物、機器又は設備に付属している取扱い説明書又はマニュアルが、貨物、機器又は設備の合法的輸入に伴い輸入された場合。ただし、取扱い説明書又は操作マニュアルが主要な輸入物品である場合は、この限りでない。</p> <p>前項第 2 号及び第 3 号に規定する一定数量は、主務機関が別に定める。</p>

3-2 実例

被告は漫画店を経営し、漫画本のリース業務を行なっている。1997 年の年末に不明のところから「H2」という漫画本の 21 巻を 2 冊、22 巻を 1 冊、及び「我們的足球场」という漫画本の 21 巻を 1 冊、22 巻を 1 冊購入した。上述の漫画本は、著作財産権者が香港の出版社にライセンスして出版されたものである。被告は著作財産権者又は台湾におけるライセンシーの同意を得ず、頒布の目的で香港から上記の漫画本を輸入し、当該漫画本を入手した後、漫画店に陳列し、不特定の顧客にリース業務を行なった。台湾高等法院はこの事件に対し、当該並行輸入は違法であるとし、「被告は著作財産権者の同意を得ずに、『著作物のオリジナル又はその複製物』を輸入した。この事件には著作権法第 87 条の 1 に規定している情況がなく、第 87 条第 4 号により著作権を侵害するものとみなす。(台湾高裁 89 年上易字 3529 号判決)」とした。

第 4 章 偽薬（ニセ薬）問題

1. 薬品の管理

台湾において、薬物（薬品及び医療器材を含む）、薬商、薬局の管理に関連する事項は、「薬事法」（1993年2月5日の法改正までは、「薬物薬商管理法」と称されていた。現行法は2006年5月30日に改正されたものである）に定められている。薬事の主務官庁は、中央においては行政院衛生署、直轄市（台北市、高雄市）においては直轄市政府、県（市）においては県（市）政府を指す（薬事法第2条）。

薬品を製造又は輸入する際、主務官庁に検査登録を申請し、許可を経て薬品許可証の発給を受けた後に初めて製造又は輸入することができる（薬事法第39条）。薬商、薬局になることを申請する者は、許可ライセンスを受領して初めて営業することができる（薬事法第27、34条）。

1-1 偽薬（ニセ薬）の定義

薬事法第20条によると、「偽薬」とは、検査又は検証を経た薬品のうち、下記のいずれかに該当するものを指す。①許可を経ず、勝手に製造したもの、②含有する有効成分の名称が許可されたものに合致しないもの、③他人の製品を入れ換え又は混入したもの、又は④有効期間の表示の書き直し又は変更したもの。

以上の法文内容から見ると、法律上における「偽薬」の定義は、模倣薬は勿論、如何なる薬品も、薬事法第39条第1項の規定に従わずに製造・輸入したものは「偽薬」となる。つまり、許可を経て薬品許可証の発給を受ける前に、勝手に製造又は輸入されたものは、たとえ当該薬品に高い治療効果があり、人体に傷害を与えないとしても、法律上は依然として「偽薬」とされる。

1-2 台湾における偽薬に関する現状

偽薬問題が国際的に注目を浴びている。最近、国際的なタスクフォースであるIMPACT（International Medical products Anti-counterfeiting Taskforce）では、先進国においても1%程度、開発途上国では10~30%の医薬品が偽薬に侵食されているとの報告があった。台湾における2006年度の報告によると、台湾の偽薬は約300億台湾元程度の規模にもなったということで、大きな問題となっている。

近年、偽薬の製造は、主に不法集団により行なわれており、その方法は「台湾で注文→中国で製造→台湾に逆輸入」というものである。販売されている主な偽薬は、男性用精力剤及び女性のダイエット薬であり、添付の図表1は行政院衛生署の集計資料で、そのうち、台湾市場でよく見られる偽薬は18種類リストアップされている。模倣された薬名及びその用途については、図表1を参照されたい。偽薬の販売ルートは、主にインターネット販売、ラジオ放送局販売及びナイトマーケットであ

る。しかし、2006年11月には、台湾南部にある嘉義県太保市の「華済医院」で、高血圧症用の「ノルバスク」(NORVASC 脈優)の偽薬が来院患者に渡したという事件があった。貴重な治療薬の供給は、品質管理責任者により監督されるべきであるのに、なぜ一般の患者が公共の場で偽薬を掴まされたのか、実に不思議であり、偽薬問題はますます深刻化する一方である。このようなこともあり、行政院衛生署、保智大隊(保護智慧財産権警察大隊)及び法務部等は、偽薬問題を更に重視するようになった。なお、法制において、2007年3月21日に修正して公布された薬師法第21条に「禁制薬又は偽薬であることを明確に知っていながらそれを販売している薬師に対し、薬師証及び営業ライセンスを取消することができる」旨規定されている。

*1-3 偽薬事例の紹介

1-3-1 背景

台中の警察・調査機関は2004年5月に「薬商の羅氏をはじめ数人が『リダクティル』(REDUCTIL、諾美婷)、『バイアグラ』(VIAGRA、威而鋼)等の偽薬を台中で不法製造し、台湾全島に販売している疑いがある」との通報を受けた。調査機関が捜査を行なった結果、通報の内容は事実であるようなので、当該事件は検察官に送致され、捜査が進められた。

1-3-2 事件の経緯

羅氏はある化学薬品会社の元総経理であり、「薬品を製造する際、その成分・規格・性能及び製造方法の要旨、検査実験の規格・方法及び関係資料又は証書を、原文と中文のラベル、原文と中文の説明書及び見本を添え、かつ費用を納付して中央衛生機関に検査登録を申請し、許可を経て薬品許可証の発給を受けた後に初めて製造することができる」ことを明らかに知っており、また同氏は「リダクティル」(REDUCTIL、諾美婷)、「バイアグラ」(VIAGRA、威而鋼)、「シアリス」(CIALIS、犀利士)、「ゾルピテム」(STILNOX、使蒂諾斯)等の薬品は海外の大手製薬メーカーにて製造されている製品で、それらの薬品の台湾における著名性についても明らかに知っている。なお、上記の薬品の商標はいずれも智慧財産局に登録出願され登録を受けており、有効期間内のものである。

以前、羅氏は偽薬を販売していたことがあり、偽薬市場は非常に高い利益を生む市場であることを身をもって体験していた。それゆえ、羅氏は自ら偽薬の製造を始めたのである。偽薬の製造は分業体制になっており、不法行為を行ったのは数人の偽造グループであった。

手口としては、まず、羅氏は台商(中国にいる台湾人ビジネスマン)の鄭氏に、「リダクティル」、「バイアグラ」、「シアリス」、「ゾルピテム」の偽造薬の半製品に係る製造を委託し、その後当該半製品を台湾に分散して輸入していた。偽造薬の半製品が輸入された後、薛氏は偽造パッケージ(カラ

一)及び中文・英文の説明書を製造し、陳氏はバイアグラのレーザラベルを偽造していた。羅氏は包装された偽薬を薬局薬師の黄氏に販売していた。

その後、羅氏と黄氏は共同で、台商(中国にいる台湾人ビジネスマン)の鄭氏に大量の「リダクティル」、「バイアグラ」、「シアリス」、「ゾルピテム」を注文した。羅氏は更に封かん機等の機械を購入し、許氏を雇って偽薬の封かん作業を行なわせていた。

以上の事件は九つの地点で同時に捜査が進められた。警察・調査機関は、「バイアグラ」105万粒、「リダクティル」11万粒、「ゾルピテム」(STILNOX)と「シアリス」を合わせ143万粒、の大量の偽薬、及び製造器具(総額 約1億2,600万元)を押収した。本件は台中地裁検察署検察官より公訴が提起された。

1-3-3 刑罰

- a) 羅氏、黄氏、許氏は中国から大量の偽薬を輸入し、偽造のカラー・パッケージを印刷し、偽薬を包装して薬商・薬局を通じ、偽薬を販売していた。当該3人にそれぞれ薬事法第82条第1項偽薬の製造・輸入をした罪、第83条第1項偽薬を販売した罪、第86条第1項他人の薬名を冒用した罪、現行商標法第81条第1項第1号商標侵害罪、刑法第210条文書偽造罪、第216条偽造文書を行使した罪、著作権法第91条第1項著作権(複製権)侵害罪が下された。
- b) 薛氏、陳氏は羅氏の委託を受け、偽造パッケージ(カラー)及び中文・英文の説明書を製造し、バイアグラのレーザラベルを偽造していたので、現行商標法第81条第1項第1号商標侵害罪、刑法第210条文書偽造罪、第216条偽造文書を行使した罪、著作権法第91条第1項著作権(複製権)侵害罪を犯したことになる。

*1-4 薬品に関する知的財産権問題

1-4-1 ジェネリック医薬品使用説明書の著作権侵害問題

行政院衛生署が公布、施行した「薬品査験登記審査準則」(「薬品検査登記審査準則」)第4条第2号の規定によれば、台湾内で既に承認されている医薬品と同じ成分、剤型、効能・効果を有する薬剤をジェネリック医薬品(学名薬)という。当該条項にいう「既に承認されている医薬品」とは、通常、これまでに特許を受けたことがないか、又は特許権存続期間が既に終了しているため、ジェネリック医薬品には一般的に特許権侵害の問題は発生しないように思われる。現行実務では、薬物の専利権の存続期間内に行政院衛生署が特許権者以外の第三者からのジェネリック医薬品の申請を許可することがある。(下記の1-4-2を参照)。しかし、実務上、ジェネリック医薬品の薬品使用説明書は、著作権侵害の重大な危機に直面している。

法律の優先順位からみれば、「著作権法」（法律）は「薬品検査登記審査準則」（規則）より高い。2005年3月31日付93年度智字第81号民事判決では、『薬品検査登記審査準則』は行政規範にすぎず、著作権法の規定を覆す効力を有さない」との判示が、台北地方法院により下されている。一方、南投地裁の見解では、当該「薬品検査登記審査準則」を根拠に著作権侵害を阻却することができるとしている。また、台北地裁も当該「薬品検査登記審査準則」を引用し、被告は犯罪故意を有しないと認め、不起訴処分を下した。

このように、台湾においては、「ジェネリック医薬品使用説明書」が著作物になるか否か、また「薬品査験登記審査準則」に従って薬品説明を記載した場合、著作権侵害を構成するか否かについて、肯定説（多数）及び否定説が共に存在するので、今もなお議論されている。最近、高等法院にて「ジェネリック医薬品使用説明書は著作権の侵害を構成しない」との判決が下され、注目を集めている。

① 2007年2月13日、台湾高等法院94年度智上字第17号民事判決

② 2007年1月14日、台湾高等法院台中分院95年度智上字第9号民事判決

以上2件の高裁判決はいずれも上訴できるので、将来、最高裁の意見が各級法院に影響を及ぼすことが予想される。

1-4-2 ジェネリック医薬品の許可と特許権の衝突

現行実務では、薬物に専利を与える智慧財産局であり、ジェネリック医薬品を審査する官庁は行政院衛生署である。したがって、薬物の専利権の存続期間内に行政院衛生署が特許権者以外の第三者からのジェネリック医薬品の申請を許可することがある。

特許権の効力に関しては、新専利法第58条（現行専利法第56条）第1、2項にそれぞれ「物品の発明の特許権者は、本法で別段の規定がある場合を除き、他人がその同意を得ずに、当該物品を製造、販売、販売の申し出、使用をすること、又はこれらを目的として輸入することを排除する権利を専有する」、「方法の発明の特許権者は、本法で別段の規定がある場合を除き、他人がその同意を得ずに、当該方法を使用及び当該方法をもって直接製造した物品を使用、販売の申し出、販売をすること、又はこれらを目的として輸入することを排除する権利を専有する」と規定されている。また、特許権効力の制限については、新専利法第59条（現行専利法第57条）に各号事項が列挙されており、そのうち同条第1項第2号には、「研究、又は実験を目的として発明を実施するのに必要な行為、特許権の効力が及ばない」との規定がある。このほか、2005年2月5日に改正された薬事法第40条の2第5項にも、「新薬特許権は、製薬業者が検査登記を申請する前に行なった研究、授業又は実験には及ばない」と規定されている。専利法又は薬事法にいう特許権効力の及ばない「研究、授業又は実験」に含まれるもの、及び免責範囲については、実務上多くの紛争がある。

台北地方法院 2004 年度智字第 77 号薬品方法特許権侵害民事訴訟案件において、被告は台湾薬事法第 40 条の 2 第 5 項を引用して免責を主張する抗弁を行なったが、法院はこれを採用しなかった。法院は当該案判決理由において初めて当該条項の適用条件について説明した。これは台湾の製薬産業に大きな影響を及ぼすものである。

法院は初めに「薬事法第 40 条の 2 第 5 項の特許権効力の制限規定は、『新薬特許権』について言及しており、かかる規範は『製品』にのみ及び、『製造方法』に及ばないことは明らかである。本件原告の主張する特許は方法特許であるため、被告は当該条項を引用して免責を求める抗弁を行なうことはできない」と認めたとうえで、「『研究、授業又は実験』とは、薬品を輸入した後、この薬品をそのまま直接使用するのではなく、分析や分解を行ない、異なる製造方法で同様の効果を有する薬品を製造することを指し、この種の分析や分解を行なう場合、かかる行為は研究又は実験行為と見なすことができ、特許権侵害行為とは認めない。但し、本件被告は原告の製造方法を用いて製造した薬品に水を添加しただけにすぎず、かかる行為には何の技術も要さない。したがって、本件被告の当該行為は、研究又は実験行為と認めることはできない」と判示した。法院は本件被告の輸入及び使用行為は共に特許権侵害を構成すると認めているが、「但し、いわゆる研究又は実験行為に合致するのであれば、研究又は実験を目的として『輸入する』行為についても免責とすることができる」旨、強調している。

本件は、薬事法第 40 条の 2 第 5 項を過去に遡及して適用するか否かの問題にからむものである。当該条項は 2005 年 2 月 5 日に改正されたが、本件はそれよりも早く、2004 年に既に法院で審理されたものであり、民事案件は刑法 2 条にいうような「従新従軽原則」（新しいもの、軽いものを選択することができるとする原則）はまだ適用されていなかった。法律に明文規範がある場合を除き、民事案件審理中に初めて発効し施行された民事関連規定を引用又は適用できるか否かについては、おそらく今後も紛争があるものと思われる。

2. 偽薬の取締り

2-1 政府機関における偽薬の取締り

偽造薬の種類は多く、パッケージも本物に酷似しており、社名や製造番号、製造日などがすべて印刷されており、一般消費者が真偽を判別するのは難しいのが状況である。したがって、偽薬による詐欺は世界的に広がっており、これに関連した健康被害の拡大も懸念されている。衛生保険の主務官庁である行政院衛生署をはじめ、税関、内政部警政署、海岸巡防署、法務部調査局等関連機関は偽薬の取締りをしており、これらの機関が 2003 年から 2006 年までの間に検察官に送致した「禁制薬（法律で販売を禁止されている薬品）及び偽薬」の薬事事犯の件数は合計 1114 件あり

(図表 2 を参照)、2006 年度で事件の捜査を終えた件数は 379 件、事件に関与した人数は 553 人である。(図表 3 を参照)。

地方衛生局は常に管轄区内の「薬品を製造・輸入・販売する薬商」の薬物及び化粧品を検査・調査している。検査不合格のものについては、法律により処分する。この他、行政院衛生署はその下級機関の各地方衛生局と共に、「連合取締りグループ」(中国語:「聯合緝查小組」)を設け、当該グループは警察、消費者代表の協力を受け、医療機構・薬局、及びナイトマーケット等に対し、不法薬物の取締りを強化し、取締りの成果を上げ、有効に不法薬物の流通を食い止めている。なお、不法薬物の取締りの専用アドレス drug@doh.gov.tw 及びフリーダイヤル 0800-625-748 も設けており、消費者もそれらを利用して不法薬物の通報をすることができる。この他、下記のような、通報するための専用電話及びホームページも利用できる。

保智大隊 : 0800-016-597

法務部調査局 : (02)2917-7777

刑事局 : (02)2766-1919 ; (02)2766-8989

薬物不良品通報システム : <http://recall.doh.gov.tw> Tel: (02)2396-0100

さらに、上記署内の「連合取締りグループ」のほか、行政院衛生署は不法薬物の取締りを強化するため、衛生署は他部会の法務部、内政部警政署、行政院海岸巡防署、財政部税関総局及び司法院と提携し、「打撃不法薬物專案會報(中国語)」という不法薬物を取り締まる専門グループを設立している。

2-2 薬品真偽の判別

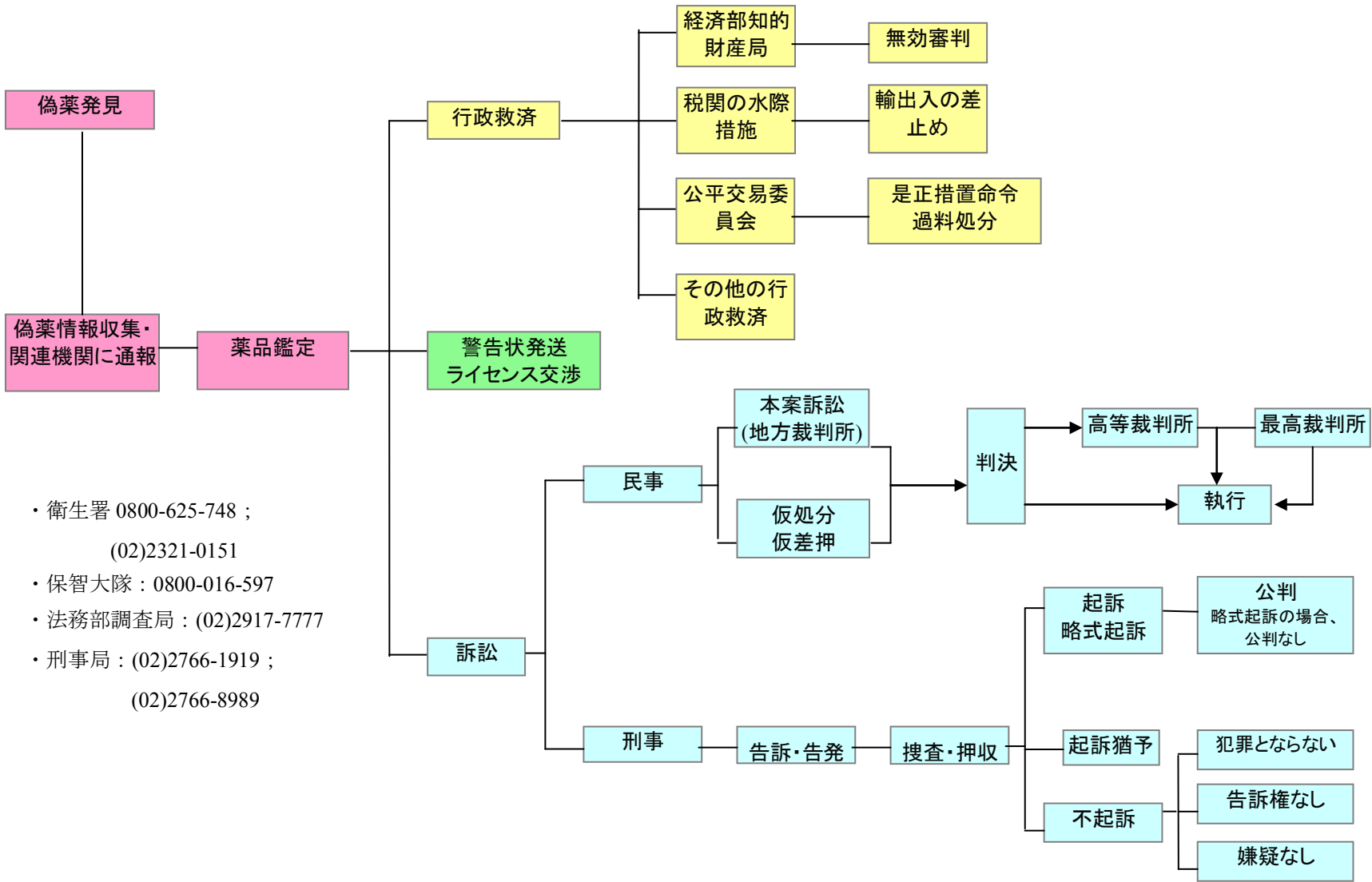
行政院衛生署のホームページには「不法薬物専区」の Web サイト (<http://www.doh.gov.tw/cht/medicine.htm>) が設置されており、台湾でよく使われている 18 種類の薬品の「本物と偽物とを対比させた図形」及び製薬メーカーのライセンスを受けている販売店のリストを掲載している。

製造・輸入を許可された薬物(薬品及び医療器材)は、法律の規定により、商品のラベル、説明書又パッケージに下記の事項を掲載しなければならない。消費者は薬品のパッケージに完全な標示があるか否かを観察するほか、薬品の「許可番号」より類型(例えば、「衛署成輸字第○○○○○号」及「内衛成輸字第○○○○○号」にある「衛署」は衛生署、「成」は市販薬(中国語:「成薬」)、「輸」は輸入、を意味する。よって、前掲の「許可番号」を見れば、それは「衛生署が薬品輸入を許可した第○○○○○号の市販薬である」ことが分かる。薬品の番号の類型は7つあり、詳しくは上記の「不法薬物専区」の Web サイトを参照)を判別できる。なお、衛生署は許可された薬物の許可証内容に係るデータベースを構築した。消費者は、使用している薬物が合法的薬物であるか否かを確認する際、衛生署のデータベース

(<http://203.65.100.151/DO8180.asp>) を利用できる。

記

参考までに、権利者が為すべき事項について、次の頁に示す。



- ・ 衛生署 0800-625-748 ;
(02)2321-0151
- ・ 保智大隊 : 0800-016-597
- ・ 法務部調査局 : (02)2917-7777
- ・ 刑事局 : (02)2766-1919 ;
(02)2766-8989

3. 救済方法

偽薬事件については、侵害されているのは殆ど大手製薬メーカーの有名なブランド薬品である。したがって、通常、権利者は侵害者に対し、薬事法違反及び周知・著名商標保護（商標法及び公平交易法）の違反を主張することができる。本章では、薬事法を中心として、周知・著名商標の保護に係る商標法、公平交易法等における救済方法を説明する。

3-1 薬事法

刑事救済はあるが、民事救済の規定はない。

偽薬の製造・輸入をした罪

偽薬又は禁制薬を製造又は輸入した者は、10年以下の懲役に処し、台湾元1000万元以下の罰金を併科することができる。未遂犯も同様に罰する。（第82条第1、4項）

なお、前項の罪を犯し、これにより人を死に至らしめた者は無期懲役又は10年以上の懲役に処する。人に重傷を負わせた者は7年以上の懲役に処する。（第82条第2項）

過失により「偽薬の製造・輸入をした罪」を犯した者は、3年以下の懲役、拘留又は台湾元50万元以下の罰金に処する。（第82条第3項）

偽薬を販売した罪

明らかに偽薬又は禁制薬であると知りながら、これを販売、供給、調剤、輸送、委託保管、販売斡旋、譲渡又は販売を意図し陳列した者は、7年以下の懲役に処し、台湾元500万元以下の罰金を併科することができる。未遂犯も同様に罰する。（第83条第1、4項）

前項の罪を犯し、これにより人を死に至らしめた者は7年以上の懲役に処するが、人に重傷を負わせた者は3年以上、12年以下の懲役に処する。（第83条第2項）

過失により第一項の罪を犯した者は、2年以下の懲役、拘留又は台湾元30万元以下の罰金に処する。（第83条第3項）

他人の薬名を冒用した罪

他人の薬物の名称、添付文書又はラベルを無断で使用し、又は偽って使用した者は、1年以下の懲役、拘留若しくは台湾元5万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（第86条第1項）

*3-2 登録されている周知商標の保護

(1) 新商標法第69条により、民事救済の手段を通じ、差止め、損害賠償などを請求し、第95条により刑事救済を主張することができる。〔第II編第2章の2-2〕

と 8-2（民事救済）を参照。第 II 編第 3 章の 3-1 を参照（刑事救済）]

- (2) 公平交易法第 20、24 条により、民事救済、刑事救済及び行政救済の手段がある。（第 I 編第 7 章 2-2 を参照）。しかし、2003 年の商標法改正後、既登録の周知商標が既に有している侵害救済の規定に対し、商標法及び公平交易法の規定に明確な区別をし、公平交易法第 20 条第 1 項第 1、2 号は、未登録の周知商標のみに適用できるとすべきであるとの学説がある。なお、公平交易委員会（中国語：公平交易委員会）の現行実務では、登録されている商標の救済は商標法に属するとの理由をもって、公平交易法による救済の申請を却下している。

*3-3 その他

偽造された薬品に専利権（通常は特許権の直接侵害）がある場合、現行専利法 84 条（新専利法第 96 条）により民事救済の手段があり、損害賠償及び侵害の排除等を請求することができる（第 II 編第 2 章の 2-1 を参照）。なお、ご参考までに、本章の 1-3-3 に言及の刑法第 210 条の文書偽造罪、第 216 条の偽造文書を行使した罪、著作権法第 91 条第 1 項の著作権（複製権）侵害罪の刑罰につき、以下の通り示す。

刑法 210 条 文書偽造罪

私文書を偽造、変造し、それをもって公衆又は他人に損害を生じさせるに至ったときは、5 年以下の懲役に処する。

刑法 216 条 偽造文書を行使した罪

第 210～215 条の文書を行使した者は、文書の偽造、変造の規定によって処する。

著作権法第 91 条第 1 項 著作権（複製権）侵害罪

無断で複製の方法により他人の著作財産権を侵害した者は、3 年以下の懲役、拘留に処し、若しくは 75 万台湾元以下の罰金を科し、又は併科する。

図表 1
最もよく見られる偽薬の名称、用途一覧表
(18 種類)

番号	薬品名称	用途
1	正露丸 (大幸薬品)	下痢の治療
2	百靈佳樂可舒腸溶糖衣錠 5 公絲 ドゥルコラックス E.S.C タブレット 5MG (ペーリンガーインゲルハイム) DULCOLAX E.S.C. TABLETS 5MG (BISACODYL) (Boehringer Ingelheim)	緩下剤
3	羅氏鮮膠囊 ゼニカル・カプセル Xenical® Capsules	所謂「ダイエット」医薬品
4	亞培諾美婷膠囊 リダクティル・カプセル (アボット) Reductil® Capsules (ABBOTT)	所謂「ダイエット」医薬品
5	使蒂諾斯 10 公絲膜衣錠 ゾルピテム 10mg のフィルムコート錠 (日本での商品名はマイスリー) STILNOX 10MG FILM-COATED SCORED TABLETS	不眠症の治療薬
6	威而鋼膜衣錠 バイアグラ・フィルムコート錠 (VIAGRA FILM-COATED TABLETS)	勃起不全の治療に用いる (俗称「強精剤」)
7	犀利士膜衣錠 シアリス・フィルムコート錠 (CIALIS)	勃起不全の治療に用いる (俗称「強精剤」)
8	柔沛膜衣錠 プロペシア・フィルムコート錠 (PROPECIA F.C. TABLETS)	男性型脱毛症用薬
9	脈優錠 ノルバスク錠 (NORVASC TABLETS)	降圧剤
10	善存膜衣錠 セントラム・フィルムコート錠 (CENTRUM F.C. TABLETS)	総合ビタミン剤
11	善胃得錠 ザンタック錠 (ZANTAC TABLETS)	胃腸潰瘍治療薬
12	銀寶善存膜衣錠 セントラムシルバー・フィルムコート錠 (CENTRUM SILVER F.C. TABLETS)	総合ビタミン剤
13	樂酸克膠囊 20 公絲 ロセック・カプセル 20 mg (LOSEC 20MG CAPSULES)	胃腸潰瘍治療薬
14	熱威樂素錠 ゾビラックス錠 (ZOVIRAX TABLETS 200MG)	ヘルペス感染症の治療
15	膚潤康益福軟膏 フルコート F (FLUCORT-F OINTMENT)	皮膚炎小児湿疹、蕁麻疹
16	維骨力膠囊 バイアートリル-S 錠 (VIARTRIL-S CAPSULES)	退化による関節炎の痛みの緩解
17	骨力膠囊 CASEAL カプセル (CASEAL CAPSULES)	退化による関節炎の痛みの緩解
18	樂威壯膜衣錠 レビトラ・フィルムコート錠 (LEVITRA® Film-Coated Tablets)	勃起不全の治療に用いる (俗称「強精剤」)

出所：衛生署

図表 2

取締官庁が地方法院検察署へ送致した偽薬・禁制薬の案件数統計

年度	関税総局 (Directorate General of Customs)	警政署 (National Police Agency)	海岸巡防署 (Coast Guard Administration)	衛生署 (Department of Health)	法務部調査局 (Investigation Bureau ,Ministry of Justice)	合計
2006 年	34	65	1	149	52	301
2005 年	98	38	1	142	24	303
2004 年	160	15	2	132	-	309
2003 年	103	18	3	77	-	201
合計	395	136	7	500	76	1114

出所：衛生署

図表 3 2006 年捜査終了案件統計

合計		通常の手続きによる起訴		簡易判決による処刑の申立て		起訴猶予処分		不起訴処分		その他	
件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
379	553	138	202	45	51	77	92	67	110	52	98

出所：法務部統計処

薬事法違反——偽薬案件の判決結果統計

単位：件；人；日

年度	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年 1-2 月	合計
調査への移送	201	309	303	301	-	1114
終了件数	113	116	110	184	27	550
被告人数	165	151	154	241	32	743
科刑合計	140	126	127	209	31	633
有期懲役合計	125	118	118	199	30	590
6 ヶ月以下	85	72	83	109	8	357
6 ヶ月以上、 2 年以下	38	40	31	84	20	213
2 年以上、 7 年以下	2	6	4	6	2	20
拘留罰金	15	8	9	10	1	43
無罪免訴及び 不受理	19	17	22	29	1	88
指名手配	6	5	4	3	-	18
その他	-	3	1	-	-	4
案件 1 件を終 了するに当 たり必要な平均 日数	169.91	142.75	156.95	149.32	124.59	-

注：

- 懲役 7 年以上の者：0 人。懲役 5 年以上、7 年以下の者：2 人。懲役 3 年以上、5 年以下の者：6 人。懲役 2 年以上、3 年以下の者：12 人。懲役 1 年以上、2 年以下の者：69 人。懲役 6 ヶ月以上、1 年以下の者：144 人。
- 無罪判決：63 人。免訴 16 人。不受理 9 人。
- 「その他」は管轄間違い、取下げ、公訴棄却を含む。
- 本表は地方法院刑事第一審の案件判決結果に基づき統計した。

第IV編 他者による出願・権利取得の監視、対抗手段

ここまで、他者が法律上の権利を有さない場合の権利者の権利取得・保護及び模倣対策につき説明した。一方、権利者が台湾知的財産権諸法に基づき登録出願を行い、専利権、商標権などの権利を取得する前に、他者が台湾で権利者より先取りして権利取得のための手続きを取った場合は、権利者は如何なる措置を取ればよいのであろうか。本編では、かかる場合における権利者の採用可能な措置を説明していきたい。

1. 他者による出願・権利取得に関する情報の入手

1-1 登録・出願情報の公開

特許登録査定、実用新案登録査定、意匠登録査定又は商標登録査定について、専利法及び商標法には、それぞれ公告制度が設けられており、これは当該公告制度により、登録査定の適否につき公衆の検討を経て、瑕疵ある場合には、その是正を図るものである。2003年の専利法改正により、特許・実用新案及び意匠については、特許異議申立手続きが廃止された。現在、特許登録査定、実用新案登録査定、意匠登録査定につき不当であると主張する場合、又は特許権・実用新案権・意匠権の取得につき専利法の規定に違反すると主張する場合には、無効審判請求のみが可能である。また、商標の場合は、現在、権利付与後の異議申立制度が採用されている。詳説すれば、登録査定を受けてから2ヶ月以内に登録料を納付すれば、商標権の設定登録がされ、商標公報に公告されるとともに、登録証書が発行されるが、当該商標登録が不適法であると認める場合は、何人も商標登録査定が公告されてから3ヶ月以内であれば、利害関係の有無にかかわらず、異議申立てを行うことができる。

また、出願中の案件について、商標案件は出願後全て公開されるのに対し、特許・実用新案・意匠の場合、実用新案及び意匠は、出願中は公開されないが、特許案件に限り、智慧財産局が特許出願書類を受理し、審査を行なった結果、手続きについて規定に合致しないところがなく、かつ公開すべきでないとする事情がないと認めた場合、出願日（優先権を主張する場合は優先日）から18ヶ月後に当該出願は公開される。なお、特許案件について、智慧財産局は、出願人の請求により、その出願を早期公開することができる。

以下に、専利・商標登録・出願情報の公開有無等について表にまとめた。

	出願公開		登録公告	瑕疵ある登録査定への対処
	有無	公開期間		
特許	○	出願日から18ヶ月後。但し、請求による早期公開制度あり。	○	無効審判請求
実用新案	×	×	○	無効審判請求
意匠	×	×	○	無効審判請求
商標	○	出願後、常時	○	登録公告日の翌日から3ヶ月以内：異議申立て。 登録公告日の翌日から3ヶ月以降：無効審判請求。

1-2 情報取得の方法

特許、実用新案、意匠及び商標等に係る出願・登録情報のうち、公開されているものについては、智慧財産局が構築したデータベース又は民間企業と共同で構築したデータベースにより検索することができる。

(1) 特許、実用新案、意匠の公報資料について

智慧財産局のデータベース <http://patentog.tipo.gov.tw/tipo/miscmain1.htm> (無料) に入力されている公告公報資料は 1950 年から現在まで、特許案件の公開公報資料は 2003 年から現在までとなっている。公報資料以外の情報 (クレームの範囲、権利の変動資料、図面、明細書) は、<http://free.twpat.com/Webpat/freeZone/essayQuery.aspx> (会員登録が必要。会費納付の有無により検索できる範囲が異なる。) にて検索することができる。

前記データベースでの検索は中国語入力により行い、内容も中国語で記載されている。費用を支払えば、インターネットから明細書をダウンロードすることも可能である。なお、英文による検索については、<http://www.tipo.gov.tw/eng/howto/blsearch.asp> (無料) にて行なうことが可能であるが、その内容は中国語による検索結果より簡略なもので、図面、明細書などの情報も含まれない。

(2) 商標の公告資料について

智慧財産局商標データベース http://203.69.69.28/TIPO_DR/index.jsp (無料) での検索は中国語入力により行い、内容も中国語で記載されている。掲載内容は、出願日、商標図案、指定商品・役務、出願人等である。英語による検索システムは構築されていない。

2. 対抗手段

真正な権利者は、他者が権利者より先取りして出願をしたり、権利を取得したという情報を入手した場合、他者から権利侵害で訴えられることを避けるために、次の措置を取ることが考えられる。

*2-1 法的手段

(1) 出願中の案件について

台湾の商標異議制度では、商標が登録された日から3ヶ月以内に、何人も登録商標に対し、異議を申立てることができるものの、出願中の商標に対しては、異議申立てをすることはできない。現行の商標法では、出願商標が公開されていても、出願商標に登録できない事由がある旨の情報を智慧財産局に提供するような制度は設けられていない。商標出願が公開された後、当該出願商標に登録できない事由があることを発見した場合、出願中の商標の登録を阻止する試みとして、登録できない事由を説明した書簡を智慧財産局に提出することが考えられる。しかし、提供された情報はあくまでも審査官の審

査の参考資料に止まり、それを採用するか否かは審査官の判断に委ねられる。なお、審査官には審査結果を情報提供者に通知する義務はない。

また、特許・実用新案・意匠の場合では、特許には出願公開制度があるのに対し、実用新案及び意匠には出願公開制度はない。特許が専利法の規定に違反することを発見した場合、前述出願中の商標と同様に、違反事情を記載した書簡を智慧財産局に提出することができるものの、専利法にも情報提供制度が設けられていない。審査官はこのような情報を採用するか否かにつき裁量する権限があり、また審査結果を情報提供者に通知する義務はない。

(2) 登録案件について

① 商標

i 異議申立て又は無効・取消審判の請求（積極的な方法）

他者が真正な権利者の商標を台湾で先に登録させた場合、真正な権利者は、新商標法第48条、第57条第1項又は第63条第1項に基づき、異議申立て（詳細は第1編第5章5-1を参照）、無効審判（詳細は第1編第5章6-2を参照）又は取消審判（詳細は第1編5章6-3を参照）を提起することができる。これらの異議申立て又は審判において、よく援用される根拠は以下のとおりである。

- ・著名商標に基づく異議申立て又は無効審判（新商標法第30条第1項第11号）

真正な権利者所有の商標が台湾において著名商標となっている場合、著名商標に基づき無効審判を提起することができる。このような無効審判においては、著名商標であることをまず証明しなければならない。証明に当たる資料については、台湾内のものとは限られていないが、外国における資料を提出する場合、「台湾内の消費者」もこれらの資料に接触することが可能で、このマークの使用を認識することができることを証明できる資料でなければ認められない可能性が高い。

- ・悪意襲用に基づく異議申立て又は無効審判（新商標法第30条第1項第12号）

他者と真正な権利者との間に取引関係があり、他者が真正な権利者の商標を盗用し、先に台湾で登録出願した場合、真正な権利者は、「当該商標の登録は不法によるものであること」を主張し、新商標法第30条第1項第12号の規定に基づき無効審判を請求することができる。このような審判においては、取引関係を明らかにした上で、当該資料より他者が真正な権利者の商標を知り得たことを示す書類の提出が要求される。

- ・不使用による取消審判（新商標法第63条第1項第2号）

新商標法第63条第1項第2号によると、正当な事由なく使用しないか又は使用を停止し続けてすでに3年が経過した場合、智慧財産局は職権又は請求により、その登録を取り消すことができる。以前は、不使用取消審

判を請求できる人を、利害関係人に限定していたものの、現行の商標法では、この制限規定が削除され、不使用の事実があれば、何人でも智慧財産局に不使用取消審判を請求できるようになった。

不使用取消審判にかける場合、審査官に「登録商標は継続して三年間使用されていない」という確信を持たせるほどの証拠を提出する必要はないものの、この「三年間不使用」に関し、「確からしい」という心証を形成させる必要がある。それができれば、不使用取消審判請求が受理されることになる。仮に、審査官にこの「確からしい」という心証を形成させることができなければ、取消審判の請求は受理されない可能性がある。実務上、審査官に不使用という心証を形成させるために、興信所による登録商標の使用状況に関する調査レポートを提出するのが一般的であり、実際に受理されている。

なお、登録商標が不使用により取り消されたとしても、商標法は、不使用取消審判の請求者に、第三者より優先して出願権を与えないことに注意されたい。

ii 先使用権の主張（消極的な方法）

新商標法第36条第1項第3号は先使用権関連の規定であり、「他人の商標の登録出願日よりも前に、善意で同一又は類似の商標を同一又は類似の商品又は役務に使用していた場合は、他人の商標権の効力による拘束を受けない」と定めている。当該条文を適用する要件として、「他人の商標の登録出願日よりも前に、善意で商標を使用した」との要件だけが挙げられており、継続的な使用行為の有無は問われていない。また、使用の地域、場所については、属地主義により、台湾内の使用に限られる。したがって、真正な権利者による商標の使用時期が、他人所有の登録商標の出願日よりも早い時期であれば、他人所有の登録商標の登録後に使用したとしても、新商標法第36条第1項第3号の先使用権に基づき、前記先登録の商標権の拘束を受けないと主張することができる。但し、先使用権に基づく使用には、次の二つの制限がある。

- ・使用できる商品又は役務は、他者所有の登録商標の出願日前にすでに使用されていた商品又は役務に限られる。
- ・登録商標の商標権者は先使用権者に対し適当な区別表示の付記を要求することができる。

② 特許・実用新案・意匠

i 無効審判の請求（積極的な方法）

他者が真正な権利者に対し特許・実用新案・意匠侵害訴訟を起こした場合、真正な権利者は権利主張の根拠となる特許権、実用新案権、意匠権に

対して無効審判を請求することによって、権利侵害事件の審理を中止させるといった対抗手段に訴えることができる。

新専利法第71、119、141条は、以下のことを専利の無効事由とする。

(詳細は、第1編第2章5、同第3章5を参照されたい)。

- ・ 専利出願権が共有であるのに、共有者全員により出願が提出されなかった場合
- ・ 発明、考案、意匠が専利法に定める定義に違反し、産業上の利用性、新規性、進歩性等の専利の基本3要件を備えていない、新規性の擬制喪失、又は法定の専利を付与しない項目に属する場合
- ・ 明細書又は図面が専利法の法定記載要件に違反する場合
- ・ 発明、考案、意匠が先出願原則に違反する場合
- ・ 明細書又は図面の補充、補正が出願時の原明細書又は図面に開示されている範囲を超えている場合
- ・ 専利権者の属する国が台湾人民の専利出願を受理しない場合
- ・ 専利権者が専利出願権者ではない場合
- ・ 同一人が同一の創作につき、同日に発明特許及び実用新案を二重に出願し、その発明特許査定前に、既に実用新案権を取得している場合、特許主務官庁が指定された期限内に二重出願のいずれかを選択していない、又は発明特許査定前に実用新案権が既に当然消滅している又は取消が確定している場合
- ・ 分割後の出願は、原出願の出願時の明細書、特許請求の範囲又は図面に開示されている範囲を超える場合
- ・ 補正する中国語翻訳文若しくはその誤訳の訂正は、出願時の外国語書面に開示されている範囲を超える場合
- ・ 訂正は、誤訳の訂正を除き、出願時の明細書、特許請求の範囲又は図面に開示されている範囲を超える、又は公告時の特許請求の範囲を実質的に拡大又は変更する場合
- ・ 公序良俗を害する場合
- ・ 出願変更後の出願は、原出願の出願時の明細書、請求の範囲又は図面に開示されている範囲を超える場合

ちなみに、現行専利法では、実用新案について、方式審査のみが行われ、実体審査は行われなくなった。これに伴い、実用新案権者が権利を濫用して第三者による技術の利用及び開発に影響を与えるような弊害を避けるため、現行専利法第104条(新専利法第116条)には、「実用新案権者が実用新案権を行使する際には、実用新案技術報告書を提示して警告しなければならない」という規定が設けられている。実用新案技術報告書の作成については、何人でも請求することができ、智慧財産局による実用新案技術報告書の作成段階で、審査官に参考にしてもらうため、考案は専利法の規

定に違反する旨の書簡を証拠資料と共に智慧財産局に提出することが考えられる。しかし、出願中の商標及び発明と同様に、現行専利法には情報提供関連規定が定められておらず、この情報は智慧財産局の参考に過ぎず、智慧財産局はこの情報に拘束されたり、情報提供者に結果の通知を発送する義務が生じたりすることはない。

ii 請求権時効の抗弁（消極的な方法） -

新専利法第96条第6項（現行法第84条第5項）には「第二項及び前項に規定する請求権（筆者注：専利権侵害による損害賠償請求権、差止め請求権）は、請求権者が当該損害及び賠償義務者の存在を知った時点から2年以内に行使しなければ消滅する。また、当該侵害行為があった時点から10年を超えた場合も同様とする」と規定されている。この規定によれば、請求権者が侵害行為及び賠償義務者を知った日から2年以内に損害賠償及び差止めを請求しなかった場合には、その後、発見してから2年間に過ぎ去った侵害行為に対し、侵害の証拠をいくら提示し、損害賠償及び差止めを請求しても、被告から時効の抗弁が提出されれば、かかる請求は認められないことになる。また、侵害行為があった日から10年を経過した場合、損害賠償請求権も差止め請求権も消滅する。これが消滅時効に係る規定である。但し、侵害行為が継続し、また発見してからまだ2年間を超えていない侵害行為に対し、依然として差止めと損害賠償を請求することができる。

侵害実務においては、請求権者はこれらの消滅時効の規定をうっかり見落としているケースが多く、侵害行為及び賠償義務者を特定して警告状まで送付したにもかかわらず、その後事件を放置し、損害賠償の請求、訴訟の提起又は侵害容疑者からの承認の取得などの行動を採らなかったため、損害賠償の訴訟において、侵害容疑者が、請求権者からの警告状受領からすでに2年を経過しているため、かかる権利はすでに消滅している、と抗弁される例がよく見られる。

したがって、他者が取得した権利に基づき、台湾で権利を取得していない真正な権利者に対し、権利侵害訴訟を起こした場合、前述の無効審判の提起と共に、他者の請求権は時効にかかったか否かについても、検討しておく必要がある。

*2-2 法的手段以外の対策（警告状）

現行の専利法により、訴訟提起前に侵害者に対し侵害行為の停止を要求する警告状を送付することは、訴訟提起の要件ではなく、過去にはあったその必要性がなくなった。しかし、専利侵害事件や商標侵害事件において、権利侵害の成立要件の一つとして「故意」又は「過失」が挙げられる。「故意」又は「過失」があったことを主張する際、警告状の送付は有効な根拠となるので、法的要件ではなくとも、立

証責任軽減の観点から考えれば、警告状を送付する価値があると思われる。また、直ちに訴訟を起こして権利侵害に対抗することができるものの、訴訟の場合、訴訟費用を納める必要があるほか、判決が確定するまでかなりの時間が掛かる。警告状の送付を契機として、話し合いにより侵害行為をやめさせ、問題解決に至るケースもしばしば見られる。ゆえに、侵害問題解決に費やす時間及び費用の節約を図るのであれば、訴訟を起こす前に、警告状を送付することも一案である。以下に、警告状発送の留意点について説明する。

(1) 発送前の準備

A、侵害品、侵害資料の収集

侵害事件への対応は、侵害物品及び侵害資料の収集から始まる。特に事件を訴訟に持ち込む場合、権利者には侵害物品の証拠を提出する義務があるので、警告状を発送する前に、必ず侵害物品及び侵害資料を入手しておく必要がある。権利者の関連企業又は取引先を通じて侵害物品及び侵害資料を収集することも可能であるが、台湾には権利侵害の実態調査及び侵害物品の収集を専門に扱っている調査会社があるので、侵害物品の入手又は侵害業者の摘発作業を調査会社に依頼するのも一つの方法である。侵害物品の入手後、専利権侵害の場合、まず権利抵触の範囲を特定しなければならない。権利抵触範囲を特定するには、権利者自身が行う、鑑定専門機関、当該特許物品関連技術分野の専門家、又は弁理士に依頼して、鑑定を行わせることが考えられる。

B、必要な書類の用意

新専利法第116条（現行法第104条）の規定により、実用新案権行使時には「実用新案技術報告」を提示しなければならない。よって、実用新案権に係わる権利侵害事件において、権利者は警告状の発送前に、智慧財産局に対し「実用新案技術報告」を請求しておかなければならない。また、登録証など権利を証明するための資料も、警告状の発送前に用意しておく必要がある。

C、保有している権利の有効性の確認

警告状発送後、相手からの反撃策として、権利者の権利の有効性を争うことが多々見られる。よって、警告状の発送前に、権利主張の根拠となる権利の有効性について検討しておく必要がある。すなわち、専利権に基づく場合は、それぞれの専利に無効審判請求事由（第II編第1章1-1（1）③を参照されたい）があるか否かを、商標権に基づく場合は、登録商標に無効・取消審判請求事由（第I編第5章6-2（2）、同6-3（1）を参照されたい）があるか否かを検討しなければならない。

(2) 警告状の形式及び発送方法

形式に定めはないものの、後日の証明に備え、内容証明郵便による送付を勧める。

(3) 警告状の内容

警告状を権利者自身又は代理人の弁護士などの名義にて送付するかは、法律上規制はなく、法律上の効果にも差はない。いずれにするかは具体的な事実又は警告状送付の目的に照らして検討すべきものだと思われる。一方、警告状の送付対象については、権利侵害者の取引相手等、権利侵害者以外の者への送付は、台湾公平交易法により規制されており、一定の手続きが行われない場合、同法に違反する可能性がある。

また、権利侵害者への警告状の内容については、最低限、「主張する権利の内容、範囲、及び侵害を受けた具体的な事実」を記載する必要があると思われる。侵害を受けた具体的な事実に関し、侵害と思われる物品の製造・使用・販売の期間、場所を記載しておくことを勧める。

第 V 編 公平交易委員会ライセンス準則

行政院公平交易委員会は技術ライセンスに関する紛争を解決するため、従来の関連事件の経験及び台湾産業の発展状況に基づき、米国・日本・欧州共同体における技術ライセンスの規定を参考とし、2001年1月18日に「行政院公平交易委員会の技術ライセンス協議案に関する処理原則」（中国語の名称は、もともと「行政院公平交易委員會審理技術授權協議案件處理原則」であったが、2005年1月13日の改正で「行政院公平交易委員會對於技術授權協議案件之處理原則」に変更された。）を公表し、その後3回の改正が行なわれた。現行の処理原則は2009年2月4日に改正され、同年2月24日に公布されたものである。本編では、当該処理原則の内容及び関連テーマについて説明する。

1. ライセンス・技術移転契約—締結する際の規制

1-1 内容

特許権者若しくはノウハウ技術者が市場における優位を濫用し、不当に相手に対しライセンス条件を承諾させることを防止するために、公平取引委員会は「行政院公平取引委員会の技術ライセンス協議案に関する処理原則」（以下、「ライセンス処理原則」と呼ぶ。）を頒布し、ノウハウ技術のライセンス契約について、約束してもよい事項、及び約束してはならない事項を例示している。

1-2 適用対象

上記原則の適用対象は、特許ライセンス、ノウハウ・ライセンス、又は特許とノウハウのミックスライセンスなどである（ライセンス処理原則第 2 点の（一））。

ここで言う特許は、専利法に基づき取得した特許又は実用新案を指す。台湾で特許（実用新案を含む）を取得しなかったものに関するライセンス協議のうち、台湾の特定市場に対し競争制限又は不公正競争などの影響をもたらすものについては、本処理原則の規定も準用する（ライセンス処理原則第 2 点の（二））。

ここで言うノウハウは、営業秘密法上の「営業秘密」の定義と同一のものである。即ち、方法、技術、製造過程、調合、プログラム、設計、又はその他の生産、販売又は経営に用いられる情報であり、且つ（1）当該情報に関わる人が一般的に知り得るものではないもの、（2）その秘密性のため、実際に又は潜在的に経済的な価値を有するもの、及び（3）保有者が既に合理的な秘密保護措置をとっているもの、など要件に合致するものである（ライセンス処理原則第 2 点の（三））。

1-3 許可の行為

以下に例示する約束につき、それらが合理的範囲を逸脱しない限り基本的に公平取引法における競争の制限若しくは不正競争の規定に違反しないと公平取引委員会はライセンス処理原則において例示している（ライセンス処理原則第 5 点）：

(1) 実施範囲の制限

ライセンシーの実施範囲を製造、使用又は販売に限ると制限する約定

(2) ライセンス期間の制限

特許の有効期間において、ライセンス期間の制限を協議すること。また、ライセンサーの責に帰すべきではない事由により、ライセンスしたノウハウが営業秘密性を失った場合、ノウハウが公開される以前に行ったライセンス期間の制限に関する協議も同様である。

(3) 最終商品、必要な原料、部品の使用量による実施料の計算

ライセンス技術が製造過程の一部又は部品に存在するもので、ライセンス

実施料計算のため、ライセンス技術の使用により生産された最終商品の製造、販売量を以って、又はライセンス技術商品を製造するために必要な原料や部品の使用量又は使用回数を以って、ライセンス実施料の計算ベースとする約定。

(4) 期間満了後の実施料の支払い

特許ライセンス実施料の支払いが分割払い又は実施後に後払い方式で支払われる場合における、ライセンシーがその使用したライセンスの実施料を特許期間満了後に支払うとする約定。また、ライセンサーに帰すべきでない事由により専門技術が公開されたものの、ライセンシーが依然として、一定期間内に一定の方法に従って、当事者の自由意志に基づき決められた実施料をライセンス協議が失効又は終了するまで継続して支払わなければならないとする約定。

(5) 改良技術の「非独占的」なグラントバック

技術ライセンス協議において、ライセンシーが改良技術又は新しい応用方法を「非独占的な」方法で原ライセンサーにグラントバックする条項を盛り込むこと。

(6) ライセンシーの努力義務

技術ライセンス協議において、ライセンシーが最大限の努力を果たし、供与されたライセンスによる商品の製造、販売に努める旨の条項を盛り込むこと。

(7) ライセンシーの守秘義務

ノウハウのライセンス協議において、ライセンシーがライセンス期間中又はライセンス期間満了後においても、依然として営業機密性を有するノウハウに対し守秘義務を負う旨の条項を盛り込むこと。

(8) 最低限の実施料の確保

ライセンサーがライセンス実施料の最低収入を確保するため、ライセンシーに対し、ライセンス技術の利用により製造する商品の最低数量、ライセンス技術の最低使用回数、又は販売商品の最低数量を要求する旨の条項。

(9) 品質の維持

ライセンス技術の一定効果の達成、ライセンス商品の一定品質の維持を図るため、必要な範囲内において、ライセンサーがライセンシーに対し、ライセンス技術による商品、原材料、部品などにつき一定の品質を維持する義務を負うよう要求する条項。

(10) 技術移転・サブ・ライセンシングの禁止

ライセンシーはライセンス供与を受けた技術につき、移転又はサブ・ライセンシングを行ってはならないと制限する約束。ただし、ライセンサーとライセンシーとの間に別途約定がある場合は、この限りではない。

(11) 期間満了の実施禁止

ライセンスを供与する特許が依然として有効である場合、又はライセンス

を供与するノウハウが依然として営業秘密である場合、ライセンシーは、ライセンス期間満了後は、ライセンス供与を受けた技術を継続して実施してはならないと制限する条項。

1-4 禁止の行為

以下に挙げた約束が特定市場の機能に影響をもたらすか、若しくは特定市場において競争に制限又は公正競争に妨害をもたらす場合、当事者は、これらを行なってはならないと、公平取引委員会はライセンス処理原則において例示している（ライセンス処理原則第6点と第7点）：

(1) 競争当事者間における事業活動の制限

競争関係にある当事者が契約、協議又はその他の方法による合意を以って、共同でライセンス商品の価格の決定、又は数量や取引対象、取引地域、研究開発分野などの制限、又は当事者間の事業活動を互いに拘束すること。

(2) 競争行為の制限

当事者又はその関連事業者が競争商品の研究開発、製造、使用、販売などにつき競うことを制限する行為。

(3) 取引対象と使用範囲の制限

顧客を区分けするために、特定のマーケティング方法の使用を規定し、ライセンス協議の相手方の技術使用範囲や取引対象を制限する行為。

(4) 不要な技術を強制利用させる制限

ライセンシーにとって不要な特許又はノウハウを購入、受諾又は使用するようライセンシーに強制する行為。

(5) 改良技術の「独占的」グランドバック

許諾を受けた特許又は専門技術につき、ライセンシーが行った改良を「独占的」にライセンサーにグランドバックするよう強制すること。

(6) 権利満了後の使用制限

ライセンス供与した特許の権利期間満了後、又はノウハウがライセンシーの責に帰すことのできない事由により公開された後において、ライセンサーがライセンシーの係争技術の自由使用を制限し、又はライセンス実施料の支払いをライセンシーに要求すること。

(7) ライセンス期間満了後の競争制限

ライセンシーに対し、技術ライセンス期間満了後における競争商品の製造、使用、販売又は競争技術の採用につき制限を加えること。

(8) 再販売価格の制限

ライセンシーに対し、その製造、生産するライセンス商品の第三者に対する販売価格を制限すること。

(9) 技術有効性の争いの制限

技術ライセンシングの協議において、許諾技術の有効性につきライセンシ

一が争うことを制限すること。

(10) 特許内容の提示の拒否

ライセンサーがライセンス供与した特許の内容、範囲又は特許有効期限などをライセンシーに提供することを拒否する行為。

(11) 台湾におけるライセンスエリアの制限

特許の有効期間中の特許ライセンス協議において、わが国の領域内にライセンス供与のエリアを区分けする制限。ライセンサーの責に帰すことのできない事由によりライセンシングしたノウハウが営業機密性を失った場合、当該ノウハウが公開される以前に行ったエリアの制限に関するノウハウ・ライセンシングの協議も同様である。

(12) 販売範囲の制限

制限範囲と応用分野にかかわらず、ライセンシーの販売範囲又は取引対象を制限すること。また、ライセンス供与を受けた技術をライセンシーが実施し得る応用分野及び範囲を約定する制限条項。

(13) 取引数量の上限の制限

ライセンシーに対し、商品の製造量又は販売量の上限、又は特許、ノウハウの使用回数の上限を設けること。

(14) 販売者の指定

ライセンシーに対し、ライセンサー又はその指定した者を通じて販売するよう要求すること。

(15) 技術使用の有無を問わず、商品の数量に基づく実施料支払いの要請

ライセンシーがライセンス技術を使用したか否かを問わず、ライセンサーが直接にある商品の製造量又は販売量に基づいてライセンシーに対し実施料の支払いを要求すること。

(16) 材料と部品の供給者の指定

当事者がライセンシング技術により一定の効果を達成させるためではなく、また、ライセンシング商品の商標信用の維持又はノウハウの機密性の保護を図るために必要な合理的範囲内ではないにもかかわらず、技術ライセンス協議において、ライセンサー又はその指定する者から原材料や部品などを購入するようライセンサーがライセンシーに対し要求すること。

(17) 差別待遇

当事者が技術ライセンス協議において、正当な理由無く、取引条件や実施料などにつきライセンシーに差別待遇を行うこと。

1-5 違反の場合

当事者が上記の原則に違反する場合、公平取引法における連合行為若しくは公正競争を妨害する行為に該当し、公平取引委員会は期限を定め、当該行為の停止、改善又は必要な更正措置をとるよう命じ、並びに5万台湾元以上2千5百万台湾元以

下の過料に処することができる。また、行為者が違反行為を停止、改善、若しくは更正措置をとらない場合、公平交易委員会は10万台湾元以上5千万台湾元以下の過料を連続して科することができる（公平交易法第41条）。また、改善命令を受けたにもかかわらず、改善しない場合については、刑事罰も設けられる。

2. 国際契約上の不公正取引行為などの類型及び基準

台湾においては、国際的な技術移転又はライセンス契約に対し、特別な法令又は処理原則は設けられていない。但し、外国特許に関するライセンス協議につき、台湾の特定市場に対する競争制限又は不公正競争などの影響をもたらす場合は、上記のライセンス処理原則を準用する。

3. 戦略物資の輸出入及び戦略技術の輸出統制

3-1 内容

貿易法第13条により、国家安全、国際協力及び協定のため、主務官庁である經濟部国際貿易局は戦略性高科技製品の輸出入を制限することができる。制限貨物の種類、制限国及び輸出入の手続きについては、主務官庁が定期的に公告する。また、貿易法第13条に違反し、許可を得ずに制限国に輸出するか、若しくは輸入後、申請目的を変更し使用するなどした場合、同法の第27条及び第27条の1により、2年以下の懲役、拘留若しくはNT30万元以下の罰金、若しくはこれを併科されるか、又は1ヶ月以上1年以下の輸出、輸入権の停止、若しくは輸出、輸入事業登記を取り消すことができる。また、違反の行為者以外に、法人若しくは代理する自然人若しくは使用者にも前記の罰金が科される。したがって、戦略性高科技製品を輸出入しようとする場合は、制限条件及び関連手続きについて、主務官庁に確認する必要がある。

また、現在、行政院は「敏感科学技術保護法」を審議中であるが、未だ立法院により議決されていない。将来「敏感科学技術保護法」が議決された場合、敏感科学技術に指定される対象について、国際貿易局の許可を得ずに、これらを輸出若しくは公開してはならなくなる。

*3-2 問い合わせ先

經濟部国際貿易局

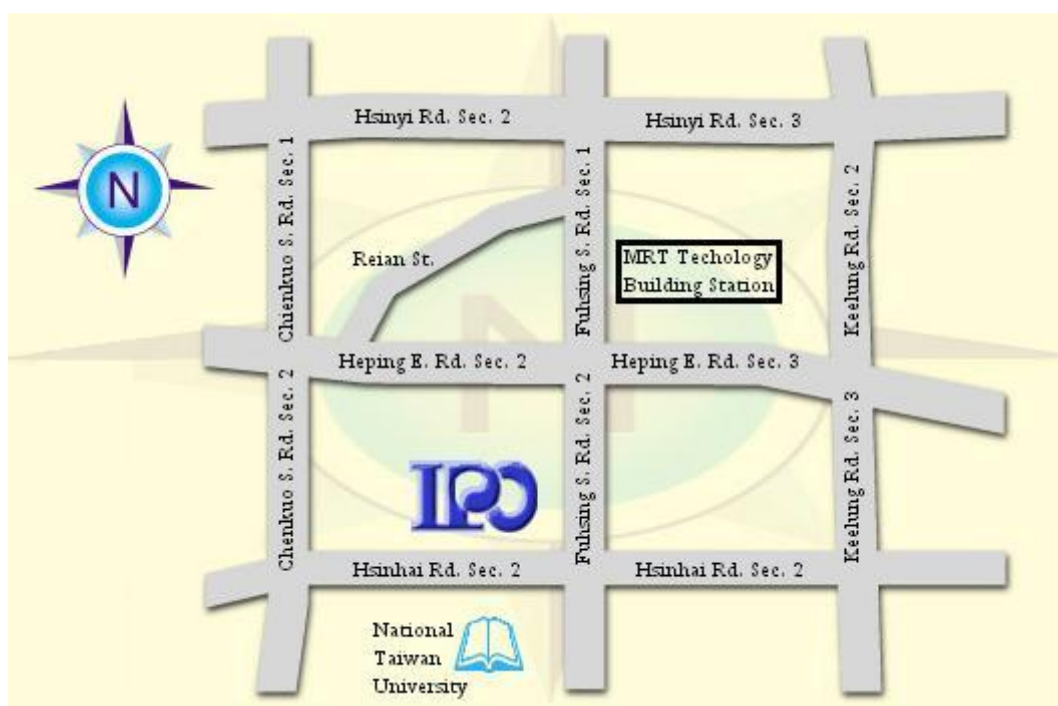
住所：100-66 台北市湖口街一號

電話：(02) 2351-0271

FAX：(02) 2351-7080

E-Mail：boft@trade.gov.tw

【付録】管轄官庁／担当機関などの所在地



智慧財産局所在地（智慧財産局 web より転載）

智慧財産局： 住所 10637 台北市大安区辛亥路二段 185 号 3 階(中央百世ビル)
Intellectual Property Office (MOEA)
185, Hsinhai Road, Sec. 2, 3F
Taipei 10637, Taiwan, Republic of China
電話： 886-02-2738-0007
FAX： 886-02-2377-9875
<http://www.tipo.gov.tw/>



經濟部所在地（經濟部 web より転載）

經濟部： 住所 10015 台北市福州街 15 号
 Ministry of Economic Affairs (IPO)
 15 Fuzhou St., Taipei, 10015, Taiwan, ROC.
 電話： 886-02-2321-2200
 http:// www.moea.gov.tw/



台北高等行政法院所在地（台北高等行政法院 web より転載）

台北高等行政法院： 住所 **10669 台北市和平東路三段一巷一号**
The Taipei High Administrative Court
No. 1, Lane 1, He-ping E. Rd., Sec. 3
Taipei 10669, Taiwan, Republic of China
電話： **886-02- 2702-7366**
FAX： **886-02-2705-0197**
<http://tpb.judicial.gov.tw/>



台中高等行政法院所在地（台中高等行政法院 web より転載）

台中高等行政法院： 住所 40246 台中市五權南路 99 号
Taichung High Administrative Court
99, Wuchuan S. Rd., Taichung, Taiwan
電話： 886-04-2260-0800
[http:// tcb.judicial.gov.tw /](http://tcb.judicial.gov.tw/)



高雄高等行政法院所在地 (高雄高等行政法院 web より転載)

高雄高等行政法院： 住所 81167 高雄市楠梓区興楠路 180 号
Kaohsiung High Administrative Court
No. 180, Xing Nan Road, Nanzi District,
Kaohsiung, Taiwan (R.O.C.)
電話： 886-07-357-3700
[http:// ksb.judicial.gov.tw /](http://ksb.judicial.gov.tw/)



最高行政法院： 住所 **台北市重慶南路一段 126 巷 1 号**
The supreme administrative Court
No.1, Lane 126, Sec. 1, Chongcing S. Rd.,
Jhongjheng District, Taipei City 100, Taiwan
(R.O.C.)
電話： **886-02-2311-3691**
[http:// tpa.judicial.gov.tw/](http://tpa.judicial.gov.tw/)



智慧財產法院所在地（智慧財產法院 web より轉載）

智慧財產法院：

住所

**22041 台北縣板橋市縣民大道二段七號三樓
3F No.7, Sec.2 Citizen Rd. Banciao, Taipei County,
22041, Taiwan R.O.C.,**

電話：**886-2-2272-6696**

<http://210.69.124.203/>

台湾専利法

2004年7月1日施行
2010年8月25日改正

第一章 総則

- 第1条 本法は、発明及び創作を奨励、保護、利用し、産業の発展を促進するために制定される。
- 第2条 本法で特許とは、次に掲げるものをいう。
1. 特許
 2. 実用新案登録
 3. 意匠登録
- 第3条 本法の主務官庁は経済部である。
経済部は、専門機関を指定して特許業務を行わせる。
- 第4条 外国人の属する国と台湾が共同して特許保護に関する国際条約に加盟していない場合、又は相互に特許を保護する条約や協定又は団体や機構間で特許保護に関する主務官庁が認可した協議がない場合、又は該外国人の本国が台湾人民による特許出願を受理しない場合は、該外国人の特許出願を受理しないことができる。
- 第5条 特許出願権とは、本法により特許出願をする権利を指す。
特許出願権者とは、本法で別に規定がある場合、又は契約で別段の約定がある場合を除き、発明者、考案者、又はその譲受人や相続人を指す。
- 第6条 特許出願権及び特許権は、いずれも譲渡又は相続することができる。
特許出願権は、質権の目的とすることができない。
特許権を目的として質権を設定した場合、契約で別段の約定がある場合を除き、質権者は該特許権を実施することができない。
- 第7条 従業者が職務上完成した発明、実用新案又は意匠について、その特許出願権及び特許権は使用者に帰属し、使用者は従業者に相当の対価を支払わなければならない。但し、契約で別段の約定がある場合は、それに従う。
前項の職務上完成した発明、実用新案又は意匠とは、従業者が雇用関係下の業務で完成した発明、実用新案又は意匠を指す。
一方が出資し、他人を招聘して研究開発に従事させる場合、その特許出願権及び特許権の帰属は双方の契約の約定に従う。契約に約定がな

い場合、特許権は発明者又は考案者に帰属する。但し、出資者は、その発明、実用新案又は意匠を実施することができる。

第 1 項、前項の規定により、特許出願権及び特許権が使用者又は出資者に帰属する場合、発明者又は創作者は氏名表示権を享有する。

第 8 条 従業者が職務上完成したものではない発明、実用新案又は意匠について、その特許出願権及び特許権は従業者に帰属する。但し、その発明、実用新案又は意匠が使用者の資源又は経験を利用したものである場合、使用者が従業者に相当の対価を支払えば、該事業者においてその発明、実用新案又は意匠を実施することができる。

従業者が職務外で発明、実用新案又は意匠を完成した場合は、直ちに書面で使用者に通知しなければならない。必要があれば、創作の過程についても告知しなければならない。

前項の書面通知送達後 6 ヶ月以内に、使用者が従業者に反対の意を示さなければ、該発明、実用新案又は意匠が職務上の発明、実用新案又は意匠であると主張することができない。

第 9 条 前条の使用人と従業者の間で締結された契約で、従業者がその発明、実用新案又は意匠の権益を享受できないように定めるものは、無効とする。

第 10 条 使用者又は従業者は、第 7 条及び第 8 条で定める権利の帰属に関し紛争があり協議が成立した場合、証明書類を添付して、特許主務官庁に権利者の名義変更を申請することができる。特許主務官庁が必要と認めるときは、その他法令によって取得した調停、仲裁又は判決に関する書類を添付するよう当事者に通知することができる。

第 11 条 出願人は、特許出願及び特許に関する事項の処理について、代理人に委任してこれを行うことができる。

台湾内に住所又は営業所がない者は、特許出願及び特許に関する事項の処理について、代理人に委任してこれを行わなければならない。

代理人は、法令に別段の規定がある場合を除き、弁理士でなければならない。

第 12 条 弁理士の資格及び管理は別途法律で定める。法律が制定されるまで、代理人資格の取得、取消、無効及びその管理規則は主務官庁が定める。特許出願権が共有である場合、共有者全員により出願が提出されなければならない。

2 人以上が共同で特許出願以外の特許に関する手続を行う場合、出願の取下又は放棄、分割、出願変更又は本法の別段の約定により共同署名しなければならない場合を除き、各自が単独でその他の手続を行うことができる。但し、代表者を定めた場合、それに従う。

前 2 項のように共同署名しなければならない状況においては、そのうちの 1 人を送達を受けるべき者として指定しなければならない。送達を受けるべき者の指定がない場合、特許主務官庁は、第 1 順位の出願人を送達を受けるべき者に指定し、並びに送達事項をその他の者に通知しなければならない。

第 13 条 特許出願権が共有である場合は、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を他人に譲渡することができない。

第 14 条 特許出願権を継承した者は、出願時に継承人の名義で特許出願をしなかったり、出願後特許主務官庁に名義変更を申請しなかった場合、第三者に対抗することができない。

前項の名義変更を申請する場合、譲受又は相続を問わず、証明書を添付しなければならない。

第 15 条 特許主務官庁の職員及び特許審査官は、その在職期間内において、相続の場合を除き、特許出願をすることができず、かつ、直接又は間接を問わず、特許に係るいかなる権益も受けることができない。

第 16 条 特許主務官庁の職員及び特許審査官は、その職務上知り得た又は持ち得た特許に係る発明、実用新案、意匠、又は出願人の事業上の秘密に対し、守秘義務を負う。

第 17 条 特許に関する出願及びその他の手続をなすべき者が、法定又は指定の期間内に手続をしなかったり、費用を納付しなかった場合、その手続を受理してはならない。但し、処分を受ける前に補正を行った者に対しては、その手続を受理しなければならない。

天災又は自らの責任に帰することのできない事由により法定期間を遅延した場合、その原因が消滅した日から 30 日以内に書面をもって理由を説明し、特許主務官庁に対し、現状回復を申請することができる。但し、法定期間の遅延が 1 年を超えた場合は、この限りでない。

現状回復を申請する場合、同時にその期間内になすべき手続を補完しなければならない。

第 18 条 査定書又はその他の書類を送達する方法がない場合、特許公報に掲載しなければならない。公報掲載日から 30 日が経過した後、送達が完了したものとみなす。

第 19 条 特許に係る出願及びその他の手続は、電子方式で行うことができる。その施行日及び規則は主務官庁が定める。

第 20 条 本法の期間に関する計算には、その開始日を含まない。

第 51 条第 3 項、第 101 条第 3 項及び第 113 条第 3 項でそれぞれ定める特許権、実用新案権、意匠権の権利存続期間は、出願日当日から起算する。

第二章 特許

第一節 特許要件

- 第 21 条 発明とは、自然法則を利用した技術的思想の創作を指す。
- 第 22 条 産業上利用することのできる発明で、次の各号いずれかに該当しないものは、本法により出願し、特許を受けることができる。
1. 出願前に既に刊行物に記載されたり、又は公然実施されたもの。
 2. 出願前に既に公然知られたもの。
- 次のいずれかの事情により前項各号の事情に至った発明については、その事実が生じた日から 6 ヶ月以内に特許出願をした場合、前項各号の規定の制限を受けない。
1. 研究又は実験のため。
 2. 政府が主催する展覧会又は政府の認可を受けた展覧会で展示されたため。
 3. 出願人の意図に反して漏洩したもの。
- 出願人が前項第 1 号、第 2 号の事由を主張する場合、出願時に事実及びその事実が生じた年月日を明記し、並びに特許主務官庁が指定した期間内に証明書類を提出しなければならない。
- 発明が第 1 項各号の事情に該当しなくても、それが属する技術領域の通常知識を有する者が出願前の従来技術に基づいて容易に完成できる場合、本法により出願し、特許を受けることができない。
- 第 23 条 特許を出願した発明が、その出願より先に出願され、かつその出願後はじめて公開又は公告された特許若しくは実用新案登録出願に添付される明細書又は図面に記載された内容と同一である場合、特許を受けることができない。但し、該出願人と先に出願された発明又は実用新案登録の出願人が同一である場合は、この限りでない。
- 第 24 条 次の各号のいずれかに該当するものは、特許を受けることができない。
1. 動物、植物、及び動物や植物を生み出す主な生物学的方法。但し、微生物学的方法はこの限りでない。
 2. 人体又は動物の病気の診断、治療又は外科手術の方法。
 3. 公序良俗又は公衆衛生を害するもの。

第二節 出願

- 第 25 条 特許出願は、特許出願権者が願書、明細書、必要な図面を備えて、特許主務官庁にこれを提出する。
- 出願権者が使用者、譲受人又は相続人である場合、発明者の氏名を明記し、かつ雇用、譲受又は相続を証明する書類を添付しなければならない。

特許出願は、願書、明細書及び必要な図面が全て揃った日を出願日とする。

前項の明細書及び必要な図面が外国語で提出され、かつ特許主務官庁が指定する期間内に中国語による翻訳文が補正された場合、該外国語の明細書及び必要な図面が提出された日を出願日とする。指定された期間内に補正しなかった場合、出願を受理しない。但し、処分前に補正した場合、補正した日を出願日とする。

第 26 条

前条の明細書には、発明の名称、発明の説明、要約及び特許請求の範囲を記載しなければならない。

発明の説明は、該発明が属する技術領域の通常知識を有する者が、その内容を理解し、それに基づいて実施することができるように、明確かつ十分に開示しなければならない。

特許請求の範囲には特許を受けようとする発明について明確に記載し、各請求項には簡潔な方式で記載し、かつ発明の説明及び図面で支持しなければならない。

発明の説明、特許請求の範囲及び図面の開示方式は、本法施行細則で定める。

第 27 条

出願人が同一の発明について、中華民国と相互に優先権を承認する外国又は WTO 加盟国において、法律に則って最初に特許出願し、かつ、最初の特許出願の日から 12 か月以内に、中華民国に特許出願をする場合、優先権を主張することができる。

出願人が前項の規定により 1 出願において 2 以上の優先権を主張する場合、その優先権期間の起算日は最先の優先日の翌日とする。

外国の出願人が WTO 加盟国の国民ではなく、かつ、その所属する国と中華民国とが相互に優先権を承認していない場合、WTO 加盟国又は互惠関係にある国の領域内に住所又は営業所を有していれば、第 1 項の規定により優先権を主張することができる。

優先権を主張した場合、その特許要件の審査は優先日を基準とする。

第 28 条

前条の規定により優先権を主張しようとする者は、特許出願と同時に申立てをし、かつ、外国での最初の出願日及びその出願を受理した国又は WTO 加盟国を願書に記載しなければならない。

出願人は、出願日から 4 か月以内に、前項の外国政府又は WTO 加盟国政府が受理を証明した特許出願書類を提出しなければならない。

前 2 項の規定に違反する場合は、優先権を失う。

第 29 条

出願人が台湾においてその先に出願した発明又は実用新案に基づいて特許を出願する場合、先願出願当初の明細書又は図面に記載された発明若しくは創作に基づいて優先権を主張することができる。但し、次

の各号のいずれかに該当する場合は、優先権を主張することができない。

1. 先願の出願日から既に 12 ヶ月を経過した場合。
2. 先願に記載された発明又は創作において第 27 条又は本条の規定により既に優先権を主張した場合。
3. 先願が第 33 条第 1 項規定の分割出願又は第 102 条規定の変更出願である場合。
4. 先願が既に査定又は処分された場合。

前項の先願は、その出願日から 15 ヶ月を経過したときに取り下げたものとみなす。

先願の出願日から 15 ヶ月を経過した後は、優先権の主張を取り下げることができない。

第 1 項により優先権を主張した特許出願が先願の出願日から 15 ヶ月以内に取り下げられた場合、同時に優先権の主張も取り下げられたものとみなす。

特許出願人が 1 出願について 2 以上の優先権を主張する場合、その優先権期間の起算日は最先の優先日の翌日とする。

優先権が主張された場合、その特許要件の審査は、優先日を基準とする。

第 1 項により優先権を主張しようとする場合、特許出願と同時に申立てを提出し、かつ先願の出願日及び出願番号を願書に明記しなければならない。出願人が出願時に申立てをしなかったり、又は先願の出願日及び出願番号を明記しなかった場合、優先権を失う。

本条により主張する優先日は、2001 年 10 月 26 日より前に溯ることができない。

第 30 条

生物材料又は生物材料を利用する特許を出願しようとする場合、出願人は遅くとも出願日までに該生物材料を特許主務官庁指定の台湾内の寄託機関に寄託し、かつ寄託機関、寄託日及び寄託番号を願書に明記しなければならない。但し、該生物材料が、それが属する技術領域の通常知識を有する者により容易に取得できる場合、寄託する必要はない。

出願人は出願日から 3 ヶ月以内に寄託証明書を提出しなければならない。期間が満了しても該証明書を提出しなかった場合、寄託しなかったものとみなす。

出願前に既に特許主務官庁が認可した外国寄託機関に寄託し、出願時にその事実を申立て、かつ前項に規定する期間内に特許主務官庁指定の台湾内の寄託機関に寄託した旨の証明書類及び外国寄託機関発行の

証明書類を提出する場合には、遅くとも出願日までに台湾内の寄託機関に寄託しなければならないとする第1項の制限を受けない。

第1項の生物材料寄託の受理要件、種類、形態、数量、費用及びその他の寄託執行に関わる規則は、主務官庁が定める。

第31条

同一の発明について、2以上の特許出願があった場合、最先に出願した者のみが特許を受けることができる。但し、後から出願した者が主張する優先日が先願の出願日より早い場合は、この限りでない。

前項の出願日又は優先日が同日である場合は、これを協議により定めるよう出願人に通知しなければならない。協議が成立しない場合、いずれの出願人も特許を受けることができない。その出願人が同一人である場合、期限を指定していずれか1つの出願を選択するよう出願人に通知しなければならない。該期限が過ぎてもいずれか1つの出願を選択しなかった場合、いずれの出願も特許を受けることができない。

各出願人が協議する場合、特許主務官庁は適当な期間を指定して該協議結果を報告するよう出願人に通知しなければならない。該期限が過ぎても報告がなかった場合、協議が成立しなかったものとみなす。

前3項の規定は、同一の発明又は創作がそれぞれ特許及び実用新案登録を出願する場合に準用する。

第32条

特許出願は、1つの発明ごとに提出しなければならない。

2以上の発明が、1つの広義の発明概念に属する場合、1出願において出願を提出することができる。

第33条

特許を出願した発明が、実質上2以上の発明である場合、特許主務官庁の通知又は出願人の請求により、出願を分割することができる。

前項の分割出願は、原出願の再審査の査定前に行わなければならない。分割出願が許可された場合にも、原出願の出願日を出願日とする。優先権がある場合、優先権を主張ことができ、かつ原出願で既に完成した手続から審査を続行しなければならない。

第34条

特許出願権者でない者が出願し、特許を受けた発明について、特許出願権者が該特許の公告日から2年以内に無効審判を請求し、かつ審決で無効が確定した日から60日以内に特許出願をした場合、該特許出願権者でない者の出願日を該特許出願権者の出願日とする。

特許権者が前項規定により出願した出願については、改めて公告しない。

第三節 審査及び再審査

第35条

特許主務官庁は、特許出願の実体審査について、特許審査官を指定して、これを審査させなければならない。

特許審査官の資格は、法律で定める。

- 第 36 条 特許主務官庁が、特許出願書類を受理した後、審査の結果、手続に規定に合致しない箇所がなく、かつ公開すべきでない事情がないと認めた場合、出願日から 18 ヶ月後に該出願を公開しなければならない。特許主務官庁は、出願人の請求により、その出願を早期公開することができる。
- 特許の出願が、次の各号のいずれかに該当する場合、公開しない。
1. 出願日から 15 ヶ月以内に取り下げられる場合。
 2. 国防上の機密又はその他の国家安全に関わる機密に及ぶ場合。
 3. 公序良俗を害する場合。
- 第 1 項及び前項の期間は、優先権主張があった場合、その起算日は優先日の翌日とする。2 以上の優先権を主張する場合、その起算日は最先の優先日の翌日とする。
- 第 37 条 何人も、特許出願日から 3 年以内に、特許主務官庁に対し、その特許出願について実体審査の請求をすることができる。
- 第 33 条第 1 項の規定による分割出願、又は第 102 条の規定による特許への出願変更は、前項の期間を過ぎた場合、分割出願又は出願変更を行った日から 30 日以内に、特許主務官庁に実体審査の請求をすることができる。
- 前二項の規定により行った審査の請求は取り下げることができない。
- 第 1 項又は第 2 項に規定される期間内に実体審査を請求しなかった場合、該特許出願は取り下げられたものとみなす。
- 第 38 条 前条の審査を請求する場合、申請書を提出しなければならない。
- 特許主務官庁は、審査請求の事実を、特許公報に掲載しなければならない。
- 特許出願人以外の者から審査が請求された場合、特許主務官庁は、その事実を特許出願人に通知しなければならない。
- 生物材料に関する特許又は生物材料を利用する特許の出願人は、審査請求時に、寄託機関発行の生存確認証明書類を提出しなければならない。特許出願人以外の者から審査が請求された場合、特許主務官庁は、3 ヶ月以内に生存確認証明書類を提出するよう特許出願人に通知しなければならない。
- 第 39 条 特許出願の公開後、特許出願人でない者が業として特許出願に係る発明を実施している場合、特許主務官庁は、請求により、該特許出願を優先的に審査することができる。
- 前項の請求をする場合、関係証明書類を提出しなければならない。
- 第 40 条 特許出願人は、その出願の公開後、かつて特許出願内容について書面による通知を行ったにもかかわらず、通知後かつ公告前に依然として

該発明を業として実施し続けた者に対し、該特許出願の公告後、適当な補償金の支払いを請求することができる。

既に公開された特許出願であることを明らかに知りながら、公告前に業として該発明を実施し続けた者に対しても、前項の請求をすることができる。

前二項の規定による請求権は、その他の権利の行使を妨げない。

第1項、第2項による補償金の請求権は、公告日から2年以内に行使しなければ、消滅する。

第41条 前5条の規定は、2002年10月26日以降に提出された特許出願から適用する。

第42条 特許審査官が次の各号のいずれかに該当する場合、自ら特許審査官を辞退しなければならない。

1. 本人又はその配偶者が、該特許出願の出願人、代理人、代理人の共同事業者、又は代理人と雇用関係にある者である場合。
2. 該特許の出願人又は代理人の四親等内の血族、若しくは三親等内の姻族である場合。
3. 本人又はその配偶者が、該特許出願について特許出願人と共同権利人、共同義務人又は償還義務人の関係にある場合。
4. 該特許出願の出願人の法定代理人、家長、家族である場合、又はかつてこれらの関係にあった場合。
5. 該特許出願の出願人の訴訟代理人、補佐人である場合、又はかつてこれらの関係にあった場合。
6. 該特許出願の証人、鑑定人、異議申立人、無効審判の請求人である場合、又はかつてこれらの関係にあった場合。

特許審査官が除斥されるべきであるにもかかわらず、除斥されなかった場合、特許主務官庁は、職権で又は請求により、その処分を取り消した後、別に適当な処分をすることができる。

第43条 出願について審査した後、査定書を作成し、特許出願人又はその代理人に送達しなければならない。

拒絶査定する際は、査定書に理由を記さなければならない。

査定書には特許審査官が署名しなければならない。再審査、無効審判の審査及び権利存続期間の延長審査の査定書も同様とする。

第44条 特許出願が第21条から第24条、第26条、第30条第1項、第2項、第31条、第32条又は第49条第4項の規定に違反する場合、特許を付与しない旨の査定を下さなければならない。

第45条 審査の結果、拒絶すべき理由がないと認めた発明については、特許を許可し、その特許請求の範囲及び図面を公告しなければならない。

公告された特許について、何人も、その査定書、明細書、図面及び全

ファイル資料の閲覧、抄録、撮影又はコピーを請求することができる。但し、特許主務官庁が法により秘密を保持しなければならない場合は、この限りでない。

第46条 特許出願人は、拒絶査定に不服がある場合、査定書送達の日から60日以内に理由書を添付して再審査を請求することができる。但し、出願手続の不適法又は出願人不適格の理由で受理されなかった場合、又は却下された場合は、法律により行政救済を提起することができる。再審査の結果、拒絶理由があると認めた場合、査定前に、期限を指定して意見書を提出するよう出願人に通知しなければならない。

第47条 再審査時、特許主務官庁は、原審査に参加しなかった特許審査官を指定して、これを審査させ、査定書を作成させなければならない。前項の再審査の査定書は、出願人に送達しなければならない。

第48条 特許主務官庁は、特許の審査の際、請求により又は職権で、期限を指定して次の各号の事項を行うよう出願人に通知することができる。

1. 特許主務官庁に出頭して面談に応じる。
2. 必要な実験を行い、模型又は見本を追加する。

前項第2号の実験、追加された模型又は見本について、特許主務官庁は必要であれば、現場又は指定した場所で実地検証を行うことができる。

第49条 特許主務官庁は、特許の審査の際、職権により、期限を指定して明細書又は図面を補足・補正するよう出願人に通知することができる。

出願人は、特許を出願した日から15ヶ月以内に、明細書又は図面を補足・補正することができる。15ヶ月以後に明細書又は図面の補足・補正を申請した場合、原出願により公開する。

出願人は特許を出願した日から15ヶ月以降も、次の各号の期日又は期間内に限り、明細書又は図面を補足・補正することができる。

1. 実体審査を請求するとき。
2. 出願人以外の者が実体審査を請求した場合、該出願について実体審査を行う旨の通知送達後3ヶ月以内。
3. 特許主務官庁が査定前に通知した意見書提出期間内。
4. 再審査請求時、又は再審査理由書を補充提出することができる期間内。

前三項による補足・補正は、出願当初の明細書又は図面が開示する範囲を超えてはならない。

第2項、第3項の期間は、優先権の主張がある場合、その起算日は優先日の翌日とする。

第50条 発明を審査した結果、国の安全を脅かすおそれがあるとき、その明細書を国防省又は国家安全関連機関に移して意見を聴取しなければならない。

ない。秘密にする必要があると認められた場合、その発明は公告せず、出願書類は封緘して閲覧させず、また、その旨を記した査定書を作成して、出願人、代理人及び発明者に送達しなければならない。

出願人、代理人及び発明者は、前項の発明について秘密を保持しなければならない。これに違反した場合、該特許出願権を放棄したものとみなす。

該秘密保持の期間は、査定書を出願人に送達した日から1年間とし、1年ごとにそれを延長することができる。特許主務官庁は期間満了の1ヶ月前に国防部又は国家安全関連機関に問い合わせ、秘密保持の必要がないと認められた場合は、直ちに公告しなければならない。

秘密保持期間に出願人が受けた損失について、政府はそれ相当の補償を与えなければならない。

第四節 特許権

第51条 特許出願された発明は、許可査定後、出願人は査定書送達後3ヶ月以内に証書料及び1年目の特許料を納付しなければならないが、前記の費用が納付された後はじめて公告される。期間が満了しても前記費用を納付しなかった場合、公告を行わず、その特許権は最初から存在しなかったものとする。

特許出願された発明は、公告の日より特許権を付与し、証書を交付する。

第52条 特許権の存続期間は、出願日から起算して20年をもって満了とする。医薬品、農薬又はその製造方法に係る特許権の実施が、他の法律の規定により、許可証を取得しなければならないが、かつその取得に特許出願の公告日から2年以上の期間を要する場合、特許権者は特許権の存続期間を、1回に限り、2年から5年までの延長を申請することができる。但し、延長を許可する期間は、中央目的事業主務官庁から許可証を取得するために必要な期間を超えてはならない。許可証を取得するための期間が5年を超える場合も、その延長期間は5年までとする。

前項の申請は、最初に許可証を取得した日から3ヶ月以内に、申請書に証明書類を添付し、特許主務官庁に提出しなければならない。但し、特許権の存続期間の満了する6ヶ月以上前に、これを行わなければならない。

主務官庁は、前項出願の期間延長に関する審査、決定について、国民の健康への影響を考慮し、中央目的事業主務官庁と共同で審査及び決定の方法を定めなければならない。

第 53 条 特許主務官庁は、特許権存続期間の延長申請について、特許審査官を指定して、これを審査させ、査定書を作成して特許権者又はその代理人に送達しなければならない。

第 54 条 何人も、延長が許可された特許権存続期間が、次の各号のいずれかに該当すると認める場合、証拠を添付して、特許主務官庁に無効審判を請求することができる。

1. 特許の実施について許可証を取得する必要がない場合。
2. 特許権者又は実施権者が許可証を取得していない場合。
3. 延長を許可された期間が実施することができなかつた期間を超えている場合。
4. 特許権存続期間の延長を申請した者が特許権者でない場合。
5. 特許権が共有であつて、共有者全員により申請されたものではない場合。
6. 取得した許可証により承認された外国での試験期間に基づいて特許権存続期間の延長を申請した場合、その許可された延長期間が、該外国の特許主務官庁が認可した期間を超えている場合。
7. 許可証の取得に必要な期間が 2 年未満である場合。

特許権の延長が無効審判によって無効にすべき旨の審決が確定した場合、その延長を許可された期間は、最初から存在しなかつたものとみなす。但し、前項第 3 号、第 6 号の規定の違反に対する無効審判について無効にすべき旨の決定が確定した場合、該超過期間については延長されなかつたものとみなす。

第 55 条 特許主務官庁が前条第 1 項各号のいずれかに該当すると認める場合、職権で、延長した特許権存続期間を取り消すことができる。特許権存続期間の延長を取り消すべき旨の審決が確定した場合、その許可された延長期間は、最初から存在しなかつたものとみなす。但し、前条第 1 項第 3 号、第 6 号の規定に違反する場合において、その取消が確定した場合、該超過期間については延長されなかつたものとみなす。

第 56 条 物品の発明の特許権者は、本法で別段の規定がある場合を除き、他人がその同意を得ずに、該物品を製造、販売、販売の申し出、使用をすること、又はこれらを目的として輸入することを排除する権利を専有する。

方法の発明の特許権者は、本法で別段の規定がある場合を除き、他人がその同意を得ずに、該方法を使用及び該方法をもって直接製造した物品を使用、販売の申し出、販売をすること、又はこれらを目的として輸入することを排除する権利を専有する。

特許権の範囲は、明細書に記載された特許請求の範囲を基準とし、特許請求の範囲の解釈時には、発明の説明及び図面を参酌することができる。

第 57 条

特許権の効力は、次の各号の事項には及ばない。

1. 研究、授業又は試験のためにその発明を実施し、営利上の行為ではないもの。
2. 出願前、既に台湾内で使用されていたもの、又はその必要な準備を既に完了していたもの。但し、出願前の 6 ヶ月以内に特許出願権者からその製造方法を知らされ、かつ特許出願権者がその特許権を留保する旨の表明をした場合は、この限りでない。
3. 出願前、既に台湾内に存在していた物品。
4. 単に国境を通過するにすぎない交通手段又はその装置。
5. 特許出願権者ではない者が受けた特許権が、特許権者による無効審判請求のために無効になった場合、その実施権者が無効審判請求前に善意で台湾内で使用していたもの、又はその必要な準備を既に完了していたもの。
6. 特許権者が製造した又は特許権者の同意を得て製造した特許物品が販売された後、該物品を使用する又は再販売する行為。前記の製造、販売行為は台湾内に限らない。

前項第 2 号及び第 5 号の使用人は、その原事業内においてのみ継続して使用することができる。また、前項第 6 号における販売できる区域は、法院（裁判所）が事実に基づいて認定する。

第 1 項第 5 号の実施権者は、該特許権が無効審判請求により取り消された後も、依然として実施を継続する場合、特許権者による書面通知を受領した日から、特許権者に合理的な特許権使用料を支払わなければならない。

第 58 条

2 種類以上の医薬品を混合して製造された医薬品又は方法は、その特許権の効力は、医師の処方又は処方により調製された医薬品には及ばない。

第 59 条

特許権者が、その特許権を他人に譲渡、信託、実施権を設定したり、又は質権を設定する場合、特許主務官庁に登録しなければ、第三者に対抗することができない。

第 60 条

特許権の譲渡又は実施許諾について、契約に次のいずれかに該当する約定があることにより、不正競争が生じた場合、その約定は無効とする。

1. 譲受人に対し、特定の物品、又は譲渡人や実施権者でない者が提供する方法を使用することを制限又は禁止するもの。

2. 譲受人に対し、特許の保護を受けていない製品又は原料を、譲渡人から購入するよう要求するもの。
- 第 61 条 特許権が共有である場合、共有者が自ら実施する場合を除き、共有者全員の同意を得なければ、他人にこれを譲渡したり又は実施許諾することはできない。但し、契約に別段の約定がある場合は、その約定に従う。
- 第 62 条 特許の共有者は、共有者全員の同意を得なければ、その持分を他人に譲渡、信託したり、又は質権を設定することができない。
- 第 63 条 特許権者が台湾と外国の間で発生した戦争により損失を受けた場合、1 回に限り、5 年から 10 年までの特許権存続期間の延期を請求することができる。但し、交戦国の国民の特許権は、延期を請求することができない。
- 第 64 条 特許権者は、次の各号のいずれかの事項についてのみ、特許明細書又は図面の訂正を請求することができる。
1. 特許請求の範囲の縮減。
 2. 誤記の事項の訂正。
 3. 不明瞭な記載の釈明。
- 前項の訂正は、出願当初の明細書又は図面に開示されている範囲を超えてはならず、かつ特許請求の範囲の実質を拡大又は変更してはならない。
- 特許主務官庁は、訂正を許可した後、その事由を特許公報に掲載しなければならない。
- 明細書、図面が訂正公告された場合、出願日に遡って発効する。
- 第 65 条 特許権者は、実施権者又は質権者の同意を得なければ、特許権の放棄又は前条による請求をすることができない。
- 第 66 条 次の各号のいずれかに該当する場合、特許権は当然消滅する。
1. 特許権の存続期間が満了したとき、期間満了の日の翌日から消滅する。
 2. 特許権者が死亡し、該特許権の相続人であることを主張する者がいない場合、該特許権が民法第 1185 条の規定により国に帰属すべき日から消滅する。
 3. 2 年目以降の特許料が追納期間が満了するまでに納付されなかった場合、該特許権は、本来の納付期間満了日の翌日より消滅する。但し、第 17 条第 2 項の規定により現状回復された場合は、この限りでない。
 4. 特許権者が自ら特許権を放棄する場合、その書面に示された日から特許権は消滅する。

- 第 67 条 次の各号のいずれかに該当する場合、特許主務官庁は、無効審判請求により又は職権で、その特許権を取り消し、並びに期限を指定して特許証を返還させなければならない。返還することができない場合には、特許証の取消を公告しなければならない。
1. 第 12 条第 1 項、第 21 条から第 24 条まで、第 26 条、第 31 条又は第 49 条第 4 項の規定に違反する場合。
 2. 特許権者の属する国が台湾人民の特許出願を受理しない場合。
 3. 特許権者が特許出願権者ではない場合。
- 利害関係者に限り、第 12 条第 1 項の規定に違反すること又は前項第 3 号の事情を有することを理由に、無効審判を提起することができる。その他の事情については、何人も、証拠を添付して、特許主務官庁に無効審判を請求することができる。
- 無効審判請求者は、無効審判請求日から 1 ヶ月以内に、無効審判理由及び証拠を補充提出しなければならない。但し、無効審判審定前に提出された場合には、依然としてこれを参酌しなければならない。
- 審査の結果、無効審判が成立しなかった場合、何人も、同一の事実及び同一の証拠をもって、無効審判を再請求することはできない。
- 第 68 条 利害関係者は、特許権の取消により回復できる法律上の利益がある場合、特許権の存続期間満了後又は消滅後も、無効審判を請求することができる。
- 第 69 条 特許主務官庁は、無効審判請求書を受理した後、無効審判請求書の副本を特許権者に送達しなければならない。
- 特許権者は副本送達後 1 ヶ月以内に答弁しなければならない。予め理由を説明して延期が許可された場合を除き、期限を過ぎても答弁がない場合は直ちに審査する。
- 第 70 条 特許主務官庁は、無効審判を審査する際、原審査に関与しなかった審査官を指定し審査させ、査定書を作成させ、これを特許権者及び無効審判請求者に送達しなければならない。
- 第 71 条 特許主務官庁は、無効審判を審査する際、請求により又は職権で、期限を指定して、特許権者に次の各号の事項を行うよう通知することができる。
1. 特許主務官庁に出頭し面談する。
 2. 必要な実験を行ったり、模型又は見本を補充提出する。
 3. 第 64 条第 1 項及び第 2 項の規定により補正する。
- 前項第 2 号の実験、模型又は見本の補充提出について、特許主務官庁は必要であれば現場又は指定した場所で実地検証することができる。
- 第 1 項第 3 号の規定により特許明細書又は図面を補正する場合、特許主務官庁は無効審判請求者に通知しなければならない。

- 第 72 条 第 54 条の特許権存続期間延長の無効審判に関する処理は、第 67 条第 3 項、第 4 項及び前四条の規定を準用する。
第 67 条の職権での特許権取消に関する処理は、前三条の規定を準用する。
- 第 73 条 特許権が取り消された後、次のいずれかに該当する場合は、その取消が確定したものとする。
1. 法により行政救済を提起しなかった場合。
2. 行政救済を提起したものの、却下が確定した場合。
特許権が取り消された場合、その特許権の効力は最初から存在しなかったものとみなす。
- 第 74 条 特許主務官庁は、特許権の付与、変更、存続期間の延長及び延期、譲渡、信託、実施許諾、強制実施、取消、消滅、質権設定及びその他の公告すべき事項を、特許公報に掲載しなければならない。
- 第 75 条 特許主務官庁は特許権原簿を備え置き、それに特許の付与、特許権の変更及び法令に定める全ての事項を記載しなければならない。
前項の特許権原簿は、電子方式で作成することができ、国民の、閲覧、抄録、撮影又はコピーに供さなければならない。

第五節 実施

- 第 76 条 国家の緊急事態に対応するため、又は公益を増進するための非営利目的の使用、あるいは申請者が合理的な商業条件を提示したにもかかわらず、相当期間内に実施許諾について協議できなかった場合、特許主務官庁は請求により、該申請者に特許権の強制実施を許可することができる。その実施は台湾市場の需要に供給することを主としなければならない。但し、半導体技術に係る特許について強制実施許諾を請求する場合は、公益の増進を目的とする非営利的使用に限る。
特許権者に関して、競争制限又は不正競争の理由で法院による判決又は公平交易委員会による処分が確定した場合、前項に該当しなくても、特許主務官庁は請求により、該申請者に特許権の強制実施を許可することができる。
特許主務官庁は、強制実施の請求書を受理した後、その副本を特許権者に送達し、3 ヶ月以内に答弁させなければならない。期間が満了しても答弁しなかった場合には、直ちにこれを処理することができる。
特許の強制実施権は、他人が同一の特許について別に実施権を取得することを妨げない。
強制実施権者は特許権者に適当な補償金を支払わなければならない。
紛争がある場合、特許主務官庁がこれを裁定する。

強制実施権は、強制実施に関する営業と共に譲渡、信託、承継、授権、又は質権の設定をしなければならない。

強制実施の原因が消滅した場合、特許主務官庁は、請求により強制実施を廃止させることができる。

第 77 条 前条の規定により強制実施権を取得した者が、強制実施の目的に違反した場合、特許主務官庁は、特許権者の請求により、又は職権で、その強制実施を廃止することができる。

第 78 条 再発明とは、他人の発明又は実用新案の主な技術内容を利用して完成した発明を指す。

再発明の特許権者は、原特許権者の同意を得なければ、その発明を実施することができない。

製造方法の特許権者は、その製造方法により作成した物品が他人の特許に係るものである場合、該他人の同意を得なければ、該発明を実施することができない。

前二項の再発明の特許権者と原特許権者、又は製造方法の特許権者と物品の特許権者は、協議により交互に実施許諾することができる。

前項の協議が成立しない場合、再発明の特許権者及び原特許権者又は製造方法特許権者及び物品特許権者は、第 76 条の規定により強制実施を請求することができる。但し、再発明又は製造方法発明に係る技術は、原発明又は物品の発明と比べて明らかに経済的意義を有する重要な技術上の改良であるものに限り、再発明又は製造方法の特許権者が強制実施を請求することができる。

再発明又は製造方法の特許権者が取得した強制実施権は、その特許権と共に譲渡、信託、相続、実施許諾又は質権の設定をしなければならない。

第 79 条 特許権者は、特許に係る物品又はその包装に特許証の番号を表示しなければならない。並びに、実施権者又は強制実施権者にも該特許証番号の表示を要求することができる。特許証番号を表示しなかった場合、損害賠償を請求することができない。但し、特許権侵害者が、該物品が特許に係るものであることを明らかに知っていた場合、又はそれを知り得ることを証明できる事実がある場合は、この限りでない。

第六節 料金の納付

第 80 条 特許に関する各種申請について、申請人は申請時に、申請手数料を納付しなければならない。

特許を受けた場合、特許権者は、証書料及び特許料を納付しなければならない。特許権存続期間の延長、延期が許可された場合、延長又は

延期が許可された期間内においても、特許料を納付しなければならない。

申請手数料、証書料及び特許料の金額は、主務官庁が定める。

第 81 条 特許料は公告の日から起算する。1 年目の特許料は、第 51 条第 1 項の規定により納付し、2 年目以降の特許料は、それぞれの期間が満了する前に納付しなければならない。

前項の特許料は、数年分を一括して納付することができる。一括払い後、特許料の改定があった場合にも、その差額を追納する必要はない。

第 82 条 特許の 2 年目以降の特許料を、特許料を納付すべき期間内に納付しなかった場合、期間満了後の 6 ヶ月以内に追納することができる。但し、その納付金額は規定特許料の倍額とする。

第 83 条 特許権者が自然人、学校又は中小企業である場合、特許主務官庁に特許料の減免を申請することができる。その減免の条件、期間、金額及びその他行うべき事項に関する規則は、主務官庁が定める。

第七節 損害賠償及び訴訟

第 84 条 特許権が侵害を受けた場合、特許権者は損害賠償を請求することができるほか、侵害の排除も請求することができる。侵害のおそれがある場合、その防止を請求することができる。

専用実施権者も前項の請求をすることができる。但し、契約に別の約定がある場合には、その約定に従う。

特許権者又は専用実施権者は、前 2 項の規定により請求するとき、特許権侵害に係る物品又は侵害行為に用いた原料あるいは設備について、廃棄処分又はその他の必要とされる処置を請求することができる。

発明者は氏名表示権が侵害された場合、発明者の氏名表示又はその他名誉回復のために必要な処分を請求することができる。

本条に規定する請求権は、請求権者が該侵害行為及び賠償義務者の存在を知った時点から 2 年以内に行使しなければ消滅する。該侵害行為があった時点から 10 年を超えた場合も同様とする。

第 85 条 前条により損害賠償を請求する際は、次の各号のいずれかの方法によりその損害額を算定することができる。

1. 民法第 216 条の規定による。但し、その損害を証明するための証拠や方法を提供することができない場合、特許権者は、その特許権の実施により通常得られる利益から、損害を受けた後に同一の特許権の実施により得られる利益を差し引いた差額をその損害額とすることができる。

2. 侵害者が侵害行為により得た利益による。侵害者がそのコスト又は必要経費について立証できない場合、該物品の販売により得た全収入をその得た利益とする。

前項の規定のほか、特許権者の業務上の信用が侵害行為により損われた場合には、別途、それに相当する金額の賠償を請求することができる。

前二項の規定により、侵害行為が故意である場合、法院は侵害状況により損害額以上の賠償額を定めることができる。但し、損害額の3倍を超えてはならない。

第86条 他人の特許権を侵害する行為に用いた物、又は該侵害行為により生じた物は、侵害された者の請求により、仮差押えをし、賠償の判決後、賠償金の全部又は一部に充当することができる。

当事者が前条の起訴及び本条の仮差押えの申立てをした場合、法院は民事訴訟法の規定により訴訟による救済を許可しなければならない。

第87条 製造方法の特許により製造された物品が、その製造方法の特許出願前に台湾内外に見られなかった場合、他人が製造した同一の物品は、その方法特許により製造されたものと推定する。

前項の推定は、反証を提出してこれを覆すことができる。被告が、該同一の物品を製造した方法と製造方法特許とが異なることを証明したときは、反証を提出したものとみなす。被告が立証時に開示した製造上及び営業上の秘密の合法的権益は、十分に保障されなければならない。

第88条 特許に係る訴訟事件について、法院は、判決書の正本を一部、特許主務官庁に送達しなければならない。

第89条 侵害を受けた者は、勝訴判決確定後、法院に対し、敗訴者の負担で判決書の全文又は一部を新聞に掲載すべき旨の裁定を下すよう請求することができる。これに係る費用は、敗訴者の負担とする。

第90条 特許権に関する民事訴訟について、出願、無効審判、又は取消が確定するまで、審判を中止させることができる。

法院は、前項の規定により審判中止の裁定を下すとき、無効審判提起の正当性に留意しなければならない。

無効審判が権利侵害訴訟の審理に関連する場合、特許主務官庁は、優先的にこれを審査することができる。

第91条 認可を得ていない外国法人又は団体は、本法が規定する事項について、民事訴訟を提起することができる。但し、条約又はその本国の法令や慣例により、台湾の人民又は団体が同国において同等の権利を享受することができる場合に限る。団体又は機構が相互に特許を保護する協議を締結し、主務官庁の許可を受けた場合も、同様とする。

第 92 条 法院は、特許訴訟事件を審理する専門法廷を設けたり、又は専門の担当者を指定して審理させることができる。
司法院は、特許侵害鑑定の特許機関を指定することができる。
法院は、特許訴訟を受理し、前項の機関に委託して鑑定させることができる。

第三章 実用新案登録

第 93 条 実用新案とは、自然法則を利用した技術的思想のうち、物品の形状、構造又は組み合わせに係る創作を指す。

第 94 条 産業上利用することのできる実用新案で、次の各号のいずれかに該当しないものは、本法により出願し、実用新案登録を受けることができる。

1. 出願前に既に刊行物に記載されたり、又は公然実施されたもの。
2. 出願前に既に公然知られたもの。

実用新案が次のいずれかの事由により、前項各号の事情に至った実用新案については、その事実が生じた日から6ヶ月以内に出願した場合、前項各号の規定の制限を受けない。

1. 研究、実験のため。
2. 政府が主催する展覧会又は政府の認可を受けた展覧会で展示されたため。
3. 出願人の意図に反して漏洩したもの。

出願人が前項第1号、第2号の事由を主張する場合、出願時に事実及びその事実が生じた年月日を明記し、並びに特許主務官庁が指定する期間内に証明書類を提出しなければならない。

実用新案が第1項各号の事情に該当しなくても、それが属する技術領域の通常知識を有する者が出願前の従来技術に基づいて明らかに容易に完成することができる場合には、本法により出願し、実用新案登録を受けることができない。

第 95 条 実用新案登録を出願した実用新案が、その出願より先に出願され、かつその出願後はじめて公開又は公告された発明若しくは実用新案の明細書又は図面に記載された内容と同一である場合には、実用新案登録を受けることができない。但し、該実用新案登録出願人と先に出願された発明又は実用新案の出願人が同一である場合には、この限りでない。

第 96 条 実用新案が、公序良俗又は公衆衛生を害する場合には、実用新案登録を受けることができない。

- 第 97 条 実用新案登録を出願した実用新案について、方式審査の結果、次の各号のいずれかの事情を有すると認めた場合、拒絶査定を下さなければならない。
1. 実用新案が物品の形状、構造又は組み合わせに属さない場合。
 2. 前条の規定に違反する場合。
 3. 第 108 条が準用する第 26 条第 1 項、第 4 項に規定する開示方式に違反する場合。
 4. 第 108 条が準用する第 32 条の規定に違反する場合。
 5. 明細書及び図面に必要事項が開示されていない場合、又はその開示内容が明らかに明確でない場合。
- 前項の処分を下す前に、期限を指定して意見陳述又は明細書又は図面を補充・補正するよう出願人に通知しなければならない。
- 第 98 条 実用新案登録を出願した実用新案について、方式審査の結果、前条の規定する事情を有すると認めた場合、理由を明記した処分書を作成し、出願人又はその代理人に送達しなければならない。
- 第 99 条 実用新案登録を出願した実用新案について、方式審査の結果、第 97 条に規定する拒絶査定すべき事情がないと認めた場合、登録を許可し、請求の範囲及び図面を公告しなければならない。
- 第 100 条 出願人が明細書又は図面の補充、補正を申請する場合、出願日から 2 ヶ月以内にこれを行わなければならない。
- 前項により行う補充、補正は、出願当初の明細書又は図面が開示する範囲を超えてはならない。
- 第 101 条 登録出願された実用新案は、出願者が、実用新案権を付与する旨の処分書送達後 3 ヶ月以内に証書料及び 1 年目の年金を納付した後、はじめて公告される。期間が満了しても前記費用を納付しない場合、公告せず、その実用新案権は最初から存在しなかったものとする。
- 実用新案登録出願に係る実用新案は、公告日より実用新案権を付与し、証書を交付する。
- 実用新案権の存続期間は、出願日から起算して 10 年をもって満了とする。
- 第 102 条 特許又は意匠登録を出願した後、これを実用新案の出願に変更する場合、又は実用新案登録を出願した後、これを特許の出願に変更する場合は、原出願の出願日をその変更後の出願の出願日とする。但し、原出願について許可査定書又は処分書が送達された後、あるいは原出願の拒絶査定書又は処分書が送達された日から 60 日以上経っている場合には、出願変更を申請することはできない。
- 第 103 条 実用新案登録出願に係る実用新案の公告後、何人も、第 94 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 項、第 95 条又は第 108 条に準用する第 31 条に規定

する事情について、特許主務官庁に対し、該実用新案の実用新案技術報告を請求することができる。

特許主務官庁は、前項の実用新案技術報告請求の事実を、特許公報に掲載しなければならない。

特許主務官庁は、第 1 項の請求において、特許審査官を指定して実用新案技術報告を作成させなければならない、並びに該特許審査官は該報告に署名しなければならない。

第 1 項の規定によりなされた実用新案技術報告請求に、特許権者でない者が業として該実用新案を実施していることが明記され、かつ関連証明書類を添付する場合、特許主務官庁は 6 ヶ月以内に実用新案技術報告を完成しなければならない。

実用新案権消滅後も実用新案技術報告を請求することができる。

第 1 項の規定により行った請求は、取り下げることができない。

第 104 条 実用新案権者が実用新案権を行使する際には、実用新案技術報告を提示して警告しなければならない。

第 105 条 実用新案権者の実用新案権が取り消される場合、それが取り消される前に、該実用新案権を行使することによって他人に与えた損害について、賠償責任を負わなければならない。

前項の情況は、実用新案技術報告の内容に基づいて、又は可能な限りの注意を払った上で権利を行使した場合には、過失がなかったものと推定する。

第 106 条 実用新案権者は、本法に別段の規定がある場合を除き、他人がその同意を得ずに該実用新案に係る物品を製造、販売の申し出、販売、使用すること、又はこれらを目的として輸入することを排除する権利を専有する。

実用新案権の範囲は、明細書に記載された請求の範囲を基準とし、請求の範囲を解釈する際には、創作説明及び図面を参酌することができる。

第 107 条 次の各号のいずれかに該当する場合、特許主務官庁は、無効審判請求により、その実用新案権を取り消し、並びに期限を指定して証書を返還させなければならない。返還することができない場合には、証書の無効を公告しなければならない。

1. 第 12 条第 1 項、第 93 条から第 96 条、第 100 条第 2 項、第 108 条に準用する第 26 条又は第 108 条に準用する第 31 条の規定に違反する場合。
2. 特許権者が属する国が台湾人民の特許出願を受理しない場合。
3. 実用新案権者が実用新案登録出願権者でない場合。

利害関係者に限り、第 12 条第 1 項の規定に違反すること、又は前項第 3 号の事情を有することを理由に、無効審判を提起することができる。その他の事情については、何人も、証拠を添付して、特許主務官庁に無効審判を提起することができる。

無効審判査定書には、特許審査官が署名しなければならない。

第 108 条

第 25 条から第 29 条、第 31 条から第 34 条、第 35 条第 2 項、第 42 条、第 45 条第 2 項、第 50 条、第 57 条、第 59 条から第 62 条、第 64 条から第 66 条、第 67 条第 3 項、第 4 項、第 68 条から第 71 条、第 73 条から第 75 条、第 78 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 79 条から第 86 条、第 88 条から第 92 条までの規定は、実用新案に準用する。

第四章 意匠登録

第 109 条

意匠とは、物品の形状、模様、色彩又はこれらの結合であって、視覚に訴える創作を指す。

類似意匠とは、同一人がその所有する別の意匠に基づいて創作したものであって、その構成が類似しているものを指す。

第 110 条

産業上利用することのできる意匠で、次の各号のいずれかに該当しなければ、本法により出願し、意匠登録を受けることができる。

1. 出願前に既に同一又は類似の意匠が刊行物に記載されたり又は公然実施されたもの。
2. 出願前に既に公然知られたもの。

次のいずれかの事由により、前項各号の事情に至った意匠については、その事実が生じた日から 6 ヶ月以内に出願した場合、前項各号の規定の制限を受けない。

1. 政府が主催する展覧会又は政府の認可を受けた展覧会で展示されたため。
2. 出願人の意図に反して漏洩したもの。

出願人が前項第 1 号の事情を有すると主張する場合、出願時に事実及びその事実が生じた年月日を明記し、並びに特許主務官庁が指定する期間内に証明書類を提出しなければならない。

意匠が、第 1 項各号の事情に該当しなくても、それが属する技術領域の通常知識を有する者が出願前の従来技術に基づいて容易に思いつく場合には、本法により出願し、意匠登録を受けることができない。

同一人が類似の意匠について意匠登録を出願する際は、類似意匠として出願しなければならない。第 1 項及び前項の規定の制限を受けない。

但し、原意匠の出願前に類似意匠と同一又は類似である意匠が既に刊行物に記載されたり、公然使用されたり、若しくは一般の人によく知

られていた場合には、本法により出願し、類似意匠登録を受けることができない。

同一人が、類似意匠に類似する意匠について、類似意匠登録を出願することはできない。

第 111 条 意匠登録出願に係る意匠が、その出願より先に出願され、かつその出願後はじめて公告された意匠登録出願に添付されている図面説明書の内容と同一又は類似である場合には、意匠登録を受けることができない。

但し、該意匠登録出願人と先に出願された意匠登録の出願人が同一である場合には、この限りでない。

第 112 条 次の各号のいずれかに該当するものは、意匠登録を受けることができない。

1. 単に機能上不可欠な設計からなる物品造形。
2. 単なる芸術的創作又は美術工芸品。
3. 集積回路の回路配置及び電子回路の配置。
4. 公序良俗、又は公衆衛生を害する物品。
5. 党旗、国旗、國父（孫文）の肖像、国の紋章、軍旗、印章、勲章と同一又は類似である物品。

第 113 条 意匠登録出願に係る意匠は、許可査定後、出願人は査定書送達後 3 ヶ月以内に証書料及び 1 年目の特許料を納付しなければならず、前記費用が納付されてからはじめて公告される。期限が満了しても納付しない場合、その意匠権は最初から存在しなかったものとする。

意匠登録出願に係る意匠は、公告日より意匠権を付与し、証書を交付する。

意匠権の存続期間は、出願日から起算して 12 年をもって満了とする。類似意匠権の存続期間は、原意匠権の存続期間と同時に満了とする。

第 114 条 特許又は実用新案登録を出願した後、これを意匠登録の出願に変更する場合、原出願の出願日を変更後の出願の出願日とする。但し、原出願について許可査定書又は処分書が送達された後、あるいは原出願の拒絶査定書又は処分書が送達された日から 60 日以上経っている場合には、出願変更を申請することはできない。

第 115 条 独立意匠登録を出願した後、これを類似意匠登録の出願に変更する場合、又は類似意匠登録を出願した後、これを独立意匠登録の出願に変更する場合は、原出願の出願日を変更後の出願の出願日とする。但し、原出願の許可査定書送達後、又は原出願の拒絶査定書が送達された日から 60 日以上経っている場合には、出願変更を申請することはできない。

- 第 116 条 意匠登録の出願は、意匠登録出願権者が願書、図面説明書を備えて、特許主務官庁にこれを提出しなければならない。
出願権者が使用者、譲受人又は相続人である場合、創作者の氏名を明記し、雇用、譲受又は相続を証明する書類を添付しなければならない。意匠登録の出願は、願書、図面説明書が全て揃った日を出願日とする。前項の図面説明書が外国語で提出され、かつ特許主務官庁が指定する期間内に中国語訳による翻訳文が補正された場合、該外国語の図面説明書が提出された日を出願日とする。指定された期間内に補正しなかった場合、出願を受理しない。但し、処分前に補正した場合には、補正した日を出願日とする。
- 第 117 条 前条の図面説明書には、意匠を施す物品の名称、創作の説明、図面の説明及び図面を記載しなければならない。
図面説明書は、該意匠が属する技術領域の通常知識を有する者がその内容を理解し、それに基づいて実施することができるよう、明確かつ十分に開示しなくてはならない。
意匠の図面説明書の開示方式は、本法施行細則で定める。
- 第 118 条 同一又は類似の意匠について、2 以上の意匠登録出願があった場合、その最先の出願人のみが、意匠登録を受けることができる。但し、後願の出願人が主張する優先日が先願の出願日より早い場合は、この限りでない。
前項の出願日又は優先日が同日である場合は、これを協議により定めるよう出願人に通知しなければならない。協議が成立しない場合には、いずれの出願人も意匠登録を受けることができない。その出願人が同一人である場合、期限を指定していずれか 1 つの出願を選択するよう出願人に通知しなければならない。該期限が過ぎてもいずれか 1 つを選択しない場合は、いずれの出願も意匠登録を受けることができない。各出願人が協議する場合、特許主務官庁は適当な期間を指定して該協議結果を報告するよう出願人に通知しなければならない。該期限が過ぎても報告がなかった場合には、協議が成立しなかったものとみなす。
- 第 119 条 意匠登録出願は、1 つの意匠ごとに出願を提出しなければならない。
意匠登録を出願する際は、その意匠を施す物品を指定しなければならない。
- 第 120 条 意匠登録出願が第 109 条から第 112 条、第 117 条、第 118 条、第 119 条第 1 項又は第 122 条第 3 項の規定に違反する場合、拒絶査定を行わなければならない。
- 第 121 条 審査の結果、拒絶すべき理由がないと認めた意匠については、意匠登録を許可し、その図面を公告しなければならない。

- 第 122 条 特許主務官庁は、意匠登録の審査の際、請求により又は職権で、期限を指定して出願人に次の各号の事項を行うよう通知することができる。
1. 特許主務官庁に出頭して面談に応じる。
 2. 模型又は見本を追加する。
 3. 図面説明書を補足・補正する。
- 前項第 2 号の追加された模型又は見本について、特許主務官庁は必要であれば、現場又は指定した場所で実地検証を行うことができる。
- 第 1 項第 3 号による補足・補正は、出願当初の図面説明書が開示する範囲を超えてはならない。
- 第 123 条 意匠権者は、該意匠が施された物品について、本法で別に規定がある場合を除き、他人がその同意を得ずに該意匠登録及び類似意匠登録を受けた物品を製造、販売、販売の申し出、使用をしたり、又はこれらを目的として輸入することを排除する権利を専有する。
- 意匠権の範囲は、図面を基準とし、並びに創作発明を参酌することができる。
- 第 124 条 類似意匠権は原意匠権に従属するものであり、単独で主張することはできず、かつ類似の範囲には及ばない。
- 原意匠権が取り消された又は消滅した場合、類似意匠権も共に取り消される又は消滅する。
- 第 125 条 意匠権の効力は、次の各号の事項には及ばない。
1. 研究、授業又は試験のためにその意匠を実施し、営利上の行為ではないもの。
 2. 出願前、既に台湾内で使用されていたもの、又はその必要な準備を既に完了していたもの。但し、出願前の 6 ヶ月以内に意匠登録出願権者からその意匠を知らされ、意匠登録出願権者がその意匠権を留保する旨の表明をした場合には、この限りでない。
 3. 出願前、既に台湾内に存在していたもの。
 4. 単に国境を通過するにすぎない交通手段又はその装置。
 5. 意匠登録出願権者でない者が受けた意匠権が意匠登録出願権者による無効審判請求のために取り消された場合、その使用許諾を受けた者が無効審判の請求前に善意で台湾内で使用していたもの、又は既にその必要な準備を完了していたもの。
 6. 意匠権者が製造した、又は意匠権者の同意を得て製造した意匠権物品が販売された後、該物品を使用する、又は再販する行為。前記の製造、販売行為は台湾内に限らない。
- 前項第 2 号及び第 5 号の使用者は、その原事業内で継続して使用する場合に限る。第 6 号における販売できる区域は、法院が事実に基づいてこれを認定する。

- 第 1 項第 5 号の使用者は、該意匠権が無効審判により取り消された後も、依然として使用している場合、意匠権者による書面通知を受領した日から、意匠権者に合理的な使用料を支払わなくてはならない。
- 第 126 条 意匠権者は、意匠を施すものとして指定した物品について、その意匠権を他人に譲渡、信託、使用許諾、又は質権を設定することができるが、その際、特許主務官庁に登録しなければ、第三者に対抗することはできない。但し、類似意匠を単独で譲渡、信託、使用許諾、又は質権を設定することはできない。
- 第 127 条 意匠権者は、意匠登録を受けた図面説明書について、誤記又は不明瞭な事項についてのみ、特許主務官庁に補正を請求することができる。特許主務官庁は、補正を許可した後、その事由を特許公報に掲載しなければならない。
- 第 128 条 図面説明が補正公告された場合、出願日に溯って発効する。次の各号のいずれかに該当する場合、特許主務官庁は、無効審判請求により又は職権で、その意匠権を取り消し、かつ期限を指定して証書を返還させなければならない。返還することができない場合には、証書の無効を公告しなければならない。
1. 第 12 条第 1 項、第 109 条から第 112 条、第 117 条、第 118 条又は第 122 条第 3 項の規定に違反する場合。
 2. 意匠権者の属する国が台湾人民の意匠登録出願を受理しない場合。
 3. 意匠権者が意匠登録出願権者ではない場合。
- 利害関係者に限り、第 12 条第 1 項の規定に違反すること、又は前項第 3 号を有することを理由に、無効審判を提起することができる。その他の事情については、何人も、証拠を添付して、特許主務官庁に対し無効審判を提起することができる。
- 第 129 条 第 27 条、第 28 条、第 33 条から第 35 条、第 42 条、第 43 条、第 45 条第 2 項、第 46 条、第 47 条、第 60 条から第 62 条、第 65 条、第 66 条、第 67 条第 3 項、第 4 項、第 68 条から第 71 条、第 73 条から第 75 条、第 79 条から第 86 条、第 88 条から第 92 条の規定は、意匠に準用する。第 27 条第 1 項が規定する期間は、意匠登録において 6 ヶ月とする。

第五章 付 則

- 第 130 条 特許主務官庁は、特許ファイルの出願書類、明細書、図面及び図面説明を、永久に保存しなければならない。その他書類のファイルは、少なくとも 30 年間保存しなければならない。
- 前項の特許ファイルは、マイクロフィルム、磁気ディスク、磁気テープ、光ディスクなどで保存することができる。前項の保存記録は、特許主務官庁が確認したものに限り、原ファイルと同一とみなし、元の

- ペーパーファイルを廃棄することができる。保存記録の複製品は、特許主務官庁の確認を得た場合、それが真正品であると推定する。
- 前項の保存代用物の確認、管理、使用上の規則は、主務官庁が定める。
- 第 131 条 主務官庁は、発明、創作を奨励するために、奨励補助制度を定めることができる。
- 第 132 条 1994 年 1 月 23 日より前に提出された出願は、第 52 条の規定により特許存続期間の延長を申請することができない。
- 第 133 条 本法 2001 年 10 月 24 日改正法の施行前（註：2001 年 10 月 26 日前）に提出された追加特許出願で、いまだに査定が確定していないもの、又は該追加特許出願の特許権がまだ存続しているものは、改正前の追加特許に関する規定により取り扱う。
- 第 134 条 本法 1994 年 1 月 21 日改正法の施行前（註：1994 年 1 月 23 日前）に公告された特許の特許権存続期間は、改正施行前の規定を適用する。但し、WTO 協定が台湾内で発効した日に特許権がまだ存続している特許の特許権存続期間については、改正施行後の規定を適用する。
- 本法 2003 年 1 月 3 日改正法の施行前（註：2004 年 7 月 1 日前）に公告された実用新案権の存続期間は、改正施行前の規定を適用する。
- WTO 協定が台湾内で発効した日（註：2002 年 1 月 1 日）に権利がまだ存続している意匠の意匠権存続期間については、1997 年 5 月 7 日改正法施行後の本法規定を適用する。
- 第 135 条 本法 2003 年 1 月 3 日改正法の施行前（註：2004 年 7 月 1 日前）にまだ登録査定されていなかった特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願は、改正施行後の規定を適用する。
- 第 136 条 本法 2003 年 1 月 3 日改正法の施行前（註：2004 年 7 月 1 日前）に既に提出されていた異議申立は、改正施行前の規定を適用する。
- 本法 2003 年 1 月 3 日改正法の施行前（註：2004 年 7 月 1 日前）に既に公告されていた特許は、改正施行後も改正施行前の規定により異議申立を提起することができる。
- 第 137 条 本法の施行規則は、主務官庁が定める。
- 第 138 条 本法は、第 11 条が公布日から施行される以外、その他の条文の施行日は行政院が定める。

台湾商標法(新商標法)

2003年4月29日改正

2003年5月28日公布

2003年11月28日施行

2010年8月25日改正

2011年6月29日改正

第一章 総則

第1条 商標権、証明標章権、団体標章権、団体商標権及び消費者の利益を保障し、市場の公平な競争を維持して、商工業の健全な発展を促進するため、本法を制定する。

第2条 商標権、証明標章権、団体標章権又は団体商標権を取得しようとする者は、本法の規定により登録を出願しなければならない。

第3条 本法の主務官庁は経済部である。

商標業務は経済部が指定する主務官庁が執り行うものとする。

第4条 外国人の所属する国が、台湾とともに商標保護に関する国際条約に参加していない、又は台湾と商標に関する相互保護条約や協定を締結していない、又は台湾国民による商標登録の出願を受理しない場合は、該外国人の商標登録の出願を不受理とすることができる。

第5条 商標の使用とは、販売を目的として、しかも次に掲げる各号のいずれかに該当し、関連する消費者にそれが商標であると認識させることができることをいう。

1. 商標を商品又はその包装容器に用いる。
2. 前号の商品を所持、展示、販売、輸出又は輸入する。
3. 提供する役務と関連する物品に商標を用いる。
4. 商標を商品又は役務と関連する商業文書又は広告に用いる。

前項各号の状況は、デジタルマルチメディア、電子メディア、インターネット又はその他媒介物の方式で行う場合も同様である。

第6条 商標登録の出願及びその関連事務は、商標代理人に委任してこれを行わせることができる。但し、台湾国内に住所又は営業所を有していない者は、商標代理人に委任してこれを行わせなければならない。

商標代理人は国内に住所を有していなければならない。

第7条 2人以上の者が1つの商標を共有しようとする場合は、全員の名義を以って出願を提出し、そのうちの1名を代表者に選定し、代表者は共有者

全員のために、各出願手続を行い、関連書類を受け取ることができる。前項の代表者を選定していない場合は、商標主務官庁が出願書に記載されている第一番目の出願人を送達受取人とする。その送達受取人は送達事項を、商標を共有するその他の出願人に通知しなければならない。

第8条 商標の出願及びその他の手続において、本法に別段の規定がある場合を除き、法定期間に遅れた場合、又は法定手続に合致せず補正できない場合、又は法定手続に合致せず、期間を指定して補正するよう通知したが補正期限を過ぎても補正しない場合、受理しないこととする。但し、指定期間に遅れても、処分前に補正した場合は受理しなければならない。出願人が災害又は自己の責任に帰すことができない事由により法定期間に遅れた場合、その原因が消滅した後 30 日以内に書面で理由を説明し、商標主務官庁に原状回復を申請することができる。但し、法定期間に遅れてすでに1年が経過しているものは、原状回復を申請することができない。

原状回復の申請は、それと同時に期間内にしかるべき手続を補完しなければならない。

前二項の規定は、第 32 条第 3 項に規定する期間に遅れた場合、適用しない。

第9条 商標に関する出願及びその他の手続は、書類又は物件が商標主務官庁に送達された日を基準としなければならない。郵送の場合は、郵送地の消印の日付を基準とする。

郵送地の消印の日付が明瞭でないものは、当事者が証拠を挙げる場合を除き、商標主務官庁に送達された日を基準とする。

第10条 処分書又はその他の書類を送達することができない場合は、商標公報でこれを公告し、公報に掲載後 30 日が経過すると、送達したものとみなす。

第11条 商標主務官庁は、公報を発行し、登録商標及びその関連事項を掲載しなければならない。

前項の公報は電子方式で為すことができ、その実施日は商標主務官庁が定める。

第12条 商標主務官庁は商標登録簿を備え、商標登録、商標権の変更及び法令に定める一切の事項を掲載しなければならない。且つ、これを外部に公開しなければならない。

前項の商標登録簿は、電子方式でこれを為すことができる。

第13条 商標に関する出願及びその他の手続は、電子方式でこれを為すことができる。その実施方法は主務官庁が定める。

第14条 商標主務官庁は、商標登録の出願、異議申立て、無効審判及び撤回請求案件に係る審査について、審査官を指定して、これを審査させなければ

ならない。

前項の審査官の資格は、法律に基づいて定める。

第15条 商標主務官庁は、前条第1項の案件に係る審査について、理由を記載した処分書を作成し、出願人に送達しなければならない。

前項の処分書には審査官が署名しなければならない。

第16条 期間に関する計算は、第33条1項、第75条第4項及び第103条の規定を除き、その最初の日を計算に入れない。

第17条 本章の商標に関する規定は、証明標章、団体標章、団体商標に対して準用する。

第二章 商標

第一節 登録出願

第18条 商標とは、識別性を具えた標識で、文字や図形、記号、色彩、立体形状、動態、ホログラム、音など、又はその結合によって構成するものをいう。前項でいう識別性とは、商品又は役務の関連消費者に、指示する商品又は役務の供給元を認識させ、他人の商品又は役務と区別できるものをいう。

第19条 商標登録の出願には、出願人、商標図案及び使用を指定する商品又は役務を明記した願書を備えて、商標主務官庁にこれを出願しなければならない。

商標登録の出願は、前項の願書を提出した日を出願日とする。

商標図案は、はっきり、明確、完全、客観的、持久性及び分かりやすい方式で呈示しなければならない。

商標登録の出願は、一出願案一商標の方式を以って出願することとする。

又、2以上に区分した商品又は役務への使用を指定することができる。

前項の商品又は役務の分類は、本法施行細則でこれを定める。

類似する商品又は役務の認定は、前項の商品又は役務の区分の制限を受けない。

第20条 台湾と相互に優先権を承認している国又は世界貿易機関の加盟国において、合法的に商標を登録出願し、その出願人が最初の出願日から6ヶ月以内に、台湾で同一の商品又は役務の一部又は全部について、同じ商標を以って登録出願する場合は、優先権を主張することができる。

外国の出願人が世界貿易機関の加盟国の国民でなく、且つその所属する国と台湾が相互に優先権を承認していない場合でも、互惠国又は世界貿易機関の加盟国領域内に住所又は営業所を設けていれば、前項の規定により優先権を主張することができる。

第1項の規定に基づき優先権を主張する者は、登録出願と同時に優先権を主張する旨の声明書を提出し、且つ、願書に次に挙げる事項を記載し

なければならない。

1. 最初に出願した際の出願日。
2. 該出願を受理した国又は世界貿易機関の加盟国。
3. 最初に出願した際の出願案件番号。

出願人は、出願日から3ヶ月以内に、前項の国又は世界貿易機関の加盟国が受理を証明した出願書類を提出しなければならない。

第3項第1号、第2号又は前項の規定に基づく手続を行わない場合は、優先権を主張しないとみなす。

優先権を主張する場合、その出願日は優先権日を基準とする。

複数の優先権を主張する場合、その商品又は役務が主張する、それぞれの優先権日を出願日とする。

第21条 台湾政府が開催する、又は認可する国際的な博覧会に出展した商品又は役務に使用した商標の登録出願については、該商品又は役務を出展した日から6ヶ月以内に出願する場合、その出願日は出展日を基準とする。前条の規定は、前項の博覧会による優先権を主張する場合に準用する。

第22条 2人以上の者が同日に同一又は類似の商標を以って、同一又は類似の商品又は役務についてそれぞれ個別に登録を出願した結果、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがあり、又、出願時間の後先を判断することができない場合、各出願人の協議によりこれを定める。協議が成立しない場合は、抽選によりこれを定める。

第23条 商標図案及びその使用を指定する商品又は役務は、出願後、変更することができない。但し、使用を指定する商品又は役務を縮減する、若しくは商標図案についての実質的な変更でない場合は、この限りでない。

第24条 出願人の名称、住所、代理人又はその他の登録出願事項が変更となる場合は、商標主務官庁に変更を申請しなければならない。

第25条 商標登録の出願事項に次に挙げる誤りがあるときには、申請により又は職権で訂正することができる。

1. 出願人の名称又は住所の誤り
2. 文字、用語又は清書の誤り
3. その他明らかな誤り

前項の訂正申請は、商標の同一性に影響を及ぼしてはならず、又、使用を指定する商品又は役務の範囲を拡大してはならない。

第26条 出願人は使用を指定した商品又は役務について、商標主務官庁に対し、2以上の登録出願への分割を請求し、原登録出願日を出願日とすることができる。

第27条 商標登録の出願により生じた権利は、他人に移転することができる。

第28条 共有商標の出願権又は共有者の持分の移転は、共有者全員の同意を得なければならない。但し、相続、強制執行、裁判所の判決又はその他法律

規定によって移転する場合はこの限りではない。

共有商標の出願権の放棄は、共有者全員の同意を得なければならない。但し、各共有者がその持分を放棄する場合については、この限りではない。

前項の共有者がその持分を放棄する場合、その持分はその他の共有者がその持分の比率に応じて分配する。

前項の規定は、共有者が死亡して相続人がいない、又は消滅後に引受人がない場合、これを準用する。

共有商標の出願権が使用を指定する商品又は役務の縮減又は分割は、共有者全員の同意を得なければならない。

第二節 審査及び許可

第29条 次に掲げる、識別性を具えていない状況のいずれかに該当する商標は、登録することができない。

1. 指定した商品又は役務の品質、用途、原料、産地又は関連する特性を描写する説明のみで構成されたもの
2. 指定した商品又は役務の慣用標章又は名称のみで構成されたもの
3. その他、識別性を具えていない標識のみで構成されたもの

前項第1号又は第3号が規定する状況は、出願人が使用しており、しかも取引上すでに出願人の商品又は役務を識別する標識となっている場合に、これを適用しない。

商標図案に識別性を具えていない部分が含まれており、且つ、商標権の範囲に疑義が生じるおそれがある場合、出願人は該部分を専用としない旨を声明しなければならない。専用としない旨を声明していない場合は登録することができない。

第30条 次に掲げる各号のいずれかに該当する商標は、登録することができない。

1. 商品又は役務の機能を発揮するためにのみ必要なもの。
2. 台湾の国旗、国の紋章、国璽、軍旗、軍の徽章、印章、勳章又は外国の国旗、又は世界貿易機関の加盟国がパリ条約第6条の3第3号によって通知した外国の紋章、国璽又は国の徽章と同一又は類似のもの。
3. 国父（孫文）又は国家元首の肖像又は氏名と同一のもの。
4. 台湾の政府機関又はその主催する博覧会の標章、又はそれが授与する表彰状等と同一または類似のもの。
5. 国際的な政府組織又は国内外の著名で、且つ公益的性質を具えた組織の徽章、旗、その他の記章、略語、名称と同一又は類似のもので、公衆が誤認、誤信するおそれがあるもの。

6. 国内外で品質管理又は査証を表すのに用いる国の標識、マークと同一又は類似のもので、且つ同一又は類似の商品又は役務に使用すると指定しているもの。
7. 公序良俗を害するもの。
8. 公衆にその商品又は役務の性質、品質又は産地を誤認、誤信させるおそれがあるもの。
9. 台湾又は外国のワイン又はリカーの産地表示と同一又は類似のもので、且つワイン又はリカーと同一又は類似の商品に使用を指定しており、該外国と台湾が協定を締結している、又は国際条約にともに参加している、又はワイン又はリカーの産地表示の保護を相互に承認しているもの。
10. 同一又は類似の商品又は役務について、他人が使用している登録商標、又は他人が先に出願した商標と同一又は類似のもので、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがあるもの。但し、該登録商標又は先に出願した商標の所有者が出願に同意し、且つ、明らかに不当でないものは、この限りでない。
11. 他人の著名な商標又は標章と同一又は類似のもので、関連する公衆に混同誤認を生じさせるおそれがあるもの、又は著名な商標又は標章の識別性又は信用を損なうおそれがあるもの。但し、該商標又は標章の所有者の同意を得て登録出願した場合は、この限りでない。
12. 同一又は類似の商品又は役務について、他人が先に使用している商標と同一又は類似のもので、出願人が該他人との間に契約、地縁、業務上の取引又はその他の関係を有することにより、他人の商標の存在を知っており、意図して模倣し、登録を出願した場合。但し、その同意を得て登録出願した場合は、この限りでない。
13. 他人の肖像又は著名な氏名、芸名、ペンネーム、屋号があるもの。但し、その同意を得て登録出願した場合は、その限りでない。
14. 著名な法人、商号又はその他の団体の名称があり、関連する公衆に混同誤認を生じさせるおそれのあるもの。但し、その同意を得て登録出願した場合は、その限りでない。
15. 商標が他人の著作権、特許権又はその他の権利を侵害し、判決によりそれが確定したもの。但し、その同意を得て登録出願した場合は、その限りでない。

前項第9号及び第11号から第14号までに規定する産地表示、著名及び先に使用していることを認定する際は、出願時を基準とする。

第1項第4号、第5号及び第9号の規定は、政府機関又は関連機関が出願人の場合は、これを適用しない。

第31条 前条第3項の規定は、第1項第1号が規定する情況にこれを準用する。商標登録出願を審査した結果、第29条第1項、第3項、前条第1項、第4項又は第65条第3項に規定する情況に該当し、登録することができないと認めた場合は、拒絶査定をしなければならない。前項の拒絶査定の前に、拒絶査定理由を出願人に書面で通知し、期限を定めて意見を陳述させなければならない。使用を指定する商品又は役務の縮減、商標図案の実質的変更でないもの、登録出願案の分割及び専用としない旨の声明は、拒絶査定前に行わなければならない。

第32条 商標登録出願について審査の結果、前条第1項に規定する情況がない場合には、許可査定を下さなければならない。許可査定を受けた商標については、出願人は査定書が送達された日から2ヶ月以内に、登録料を納付しなければならない。納付後はじめて登録公告され、且つ商標登録証が交付される。期間が満了しても登録料を納付しない場合、登録を公告しない。出願人が故意ではなく、前項に定められた期限までに登録料を納付していない場合は、納付期間が終了後6ヶ月以内に2倍の登録料を納付すると、商標主務官庁がこれを公告する。但し、第三者がこの期間に行った登録出願又は商標権の取得に影響する場合は、これを行うことはできない。

第三節 商標権

第33条 商標は登録公告の日から登録者が商標権を取得し、商標権の存続期間は10年とする。

商標権の存続期間は更新登録することができ、一回ごとの更新期間は10年とする。

第34条 商標権の更新は商標権の存続期間満了前の6ヶ月以内に申請を提出し、更新登録料を納付しなければならない。商標権存続期間終了後6ヶ月以内に申請を提出する場合は、2倍の更新登録料を納付しなければならない。

前項の延長許可を受けた期間は、商標権存続期間が満了した日から起算する。

第35条 商標権者は、登録された指定商品又は役務について商標権を取得する。本法第36条に別段の規定がある場合を除き、次に掲げる情況については、商標権者の同意を得なければならない。

1. 同一の商品又は役務において、登録商標と同一の商標を使用する場合。
2. 類似する商品又は役務において、登録商標と同一の商標を使用す

ることにより、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある場合。

3. 同一又は類似の商品又は役務において、登録商標に類似する商標を使用することにより、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある場合。
4. 商標が登録されると、登録商標又は国際的に通用する登録記号を表記することができる。

第36条

次に掲げる場合は、他人の商標権の効力による拘束を受けない。

1. 商業取引の慣習に符合する誠実且つ信用できる方法で、自己の氏名、名称、又はその商品又は役務の名称、形状、品質、性質、特性、用途、産地又はその他商品又は役務自体に関する説明を表示するが、商標として使用しない場合。
2. 商品又は役務の機能を発揮するために必要な場合。
3. 他人の商標の登録出願日前に、善意で同一又は類似の商標を同一又は類似する商品又は役務に使用する場合。但し、それは原使用の商品又は役務に限る。その場合、商標権者は該商標を使用する者に対して、適当な区別表示の付記を要求することができる。

登録商標を付した商品が、商標権者又はその同意を得た者により国内外の市場で取引され流通する場合、商標権者は該商品について商標権を主張することができない。但し、商品が市場で流通した後、商品の変質、毀損が発生するのを防止するため、又はその他正当な事由がある場合はこの限りでない。

第37条

商標権者は、登録商標の使用を指定した商品又は役務について、商標主務官庁に対し、商標権の分割を出願することができる。

第38条

商標図案及びその使用を指定する商品又は役務は、登録後、変更することができない。但し、使用を指定した商品又は役務の縮減は、この限りでない。

商標登録事項の変更又は訂正は、第24条及び第25条の規定を準用する。登録商標が異議申立て、無効審判又は撤回案件に係るときに、商標権の分割又は使用を指定した商品又は役務の縮減を出願する場合は、処分前に行わなければならない。

第39条

商標権者は、その登録商標の使用を指定した商品又は役務の全部又は一部について、指定地区で専用使用权又は非専用使用权を許諾することができる。

前項の使用許諾は、商標主務官庁に登録していない場合、第三者に対抗することができない。

使用許諾を登記後、商標権が移転する場合、その使用許諾契約は譲受人に対しても継続して効力を有する。

非専用使用権の許諾を登記後、商標権者が更に専用使用権の許諾を登記する場合、先行する非専用使用権許諾は影響を受けない。

専用使用権の使用許諾を受けた者は許諾範囲内で、商標権者及び第三者の登録商標使用を排除することができる。

商標権が侵害されたとき、専用使用権の許諾範囲内で、専用使用権の許諾を受けた者は、自己の名義を以って権利を行使することができる。但し、契約に別段の約定がある場合は、その約定に従う。

第40条 専用使用権の許諾を受けた者は、許諾範囲内で他人に使用権を再許諾することができる。但し、契約に別段の約定がある場合はその約定に従う。非専用使用権の使用許諾を受けた者が商標権者又は専用使用権の許諾を受けた者の同意を得ずに、他人に使用権を再許諾することはできない。使用権の再許諾は、商標主務官庁に登録していない場合、第三者に対抗することができない。

第41条 商標の使用許諾期間が満了する前に、次の各号のいずれかに該当する場合、当事者又は利害関係人は関連証拠を提出して、商標の使用許諾登記の撤回を請求することができる。

1. 商標権者及び使用許諾を受けた者双方が終了に同意した場合。再許諾されたものも同様である。
2. 使用許諾契約に、商標権者又は使用許諾を受けた者は任意に使用許諾関係を終了できると明確に規定されており、当事者が終了を表明した場合。
3. 商標権者が、使用許諾を受けた者が使用許諾契約の約定に違反したことを以って、使用許諾を受けた者に使用許諾契約の解除又は終了を通知し、使用許諾を受けた者に異議がない場合。
4. その他の関連事証によって、使用許諾関係がすでに存在しないことを証明できる場合。

第42条 商標権の移転は、商標主務官庁に登録していない場合、第三者に対抗することができない。

第43条 商標権を移転した結果、2以上の商標権者が類似の商品又は役務に同一の商標を使用し、又は同一又は類似の商品又は役務に類似の商標を使用し、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある場合、各商標権者は使用時に適当な区別表示を付さなければならない。

第44条 商標権者は、質権の設定及び質権の変更、消滅について、商標主務官庁に登録していない場合、第三者に対抗することができない。

商標権者が複数の債権の担保とするために、商標権に複数の質権を設定する場合、その順序は登記の後先によりこれを定める。

質権者が商標権者の許諾を得ずに該商標を使用することはできない。

第45条 商標権者は商標権を放棄することができる。但し、使用許諾登記又は質

権登記をしている場合は、使用許諾を受けた者又は質権者の同意を得なければならない。

第46条 前項の放棄は、書面で商標主務官庁に対しこれを行わなければならない。共有商標権の使用許諾、再許諾、移転、放棄、質権設定又は持分の移転又は質権設定は、共有者全員の同意を得なければならない。但し、相続、強制執行、裁判所の判決又はその他の法律規定によって移転する場合は、この限りでない。

共有商標権者の持分の放棄は、第 28 条第 2 項の但書及び第 3 項の規定を準用する。

共有商標権者が死亡し、相続人がいない、又は消滅後引受人がない場合、その持分の分配には第 28 条第 4 項の規定を準用する。

共有商標権の使用を指定する商品又は役務の縮減又は分割には、第 28 条第 5 項の規定を準用する。

第47条 次の各号のいずれかに該当する場合、その商標権は消滅する。

1. 第 34 条の規定による更新登録をしなかった場合、商標権は該商標権の存続期間が満了後、消滅する。
2. 商標権者が死亡し、相続人がいない場合、商標権は商標権者が死亡後、消滅する。
3. 第 45 条の規定により商標権を放棄する場合は、その書面による表明が商標主務官庁に送達された日に消滅する。

第四節 異議申立て

第48条 商標の登録が第 29 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 65 条第 3 項の規定する情況に違反する場合、何人も、商標登録公告日後 3 ヶ月以内に、商標主務官庁に対して異議を申し立てることができる。

前項の異議申立ては、登録商標の使用を指定する一部の商品又は役務についてこれを行うことができる。

異議申立ては 1 登録商標ごとにそれぞれ個別に申請しなければならない。

第49条 異議を申し立てる者は、事実及び理由を明記した異議申立書に副本を添えなければならない。異議申立書に添付書類がある場合、副本にもそれを添付しなければならない。

商標主務官庁は、異議申立書を商標権者に送達し、期限を定めて答弁させなければならない。商標権者が答弁書を提出した場合、商標主務官庁は答弁書を異議申立人に送達し、期限を定めて意見を陳述させなければならない。

前項の規定により提出された答弁書又は陳述意見書によって、手続が遅滞するおそれがある場合、又はその事証がすでに明確なものである場合、商標主務官庁は相手方に答弁又は陳述意見を通知せずに、審理を進める

ことができる。

第50条 異議申立てに係る商標の登録に違法の事由があるか否かは、第106条第1項及び第3項の規定を除き、その登録公告時の規定による。

第51条 商標に対する異議申立て案件は、原案件を審査したことがない審査官が審査しなければならない。

第52条 異議申立ての手續が進行中に、異議申立てを受けた商標権が移転しても、異議申立て手續は影響を受けない。
前項の商標権譲受人は異議申立てを受けた者の地位を引き継ぐことを表明して、異議申立て手續を続行することができる。

第53条 異議申立て人は異議審決前にその異議申立てを取り下げることができる。

異議申立て人は異議申立てを取り下げた場合、同一の事実について、同一の証拠及び同一の理由を以って、再度、異議申立て又は無効審判請求を提出することはできない。

第54条 異議申立て案件について、異議申立てが成立した場合、その登録を取り消さなければならない。

第55条 前条の取消しの事由が、登録商標が使用を指定する一部の商品又は役務にある場合、該部分の商品又は役務についてのみ、その登録を取り消すことができる。

第56条 異議が確定後の登録商標については、何人も、同一の事実について、同一の証拠及び同一の理由を以って、無効審判を請求することはできない。

第五節 無効審判

第57条 商標の登録が第29条第1項、第30条第1項又は第65条第3項の規定する情況に違反して為された場合、利害関係人又は審査官は商標主務官庁に対し、その登録に係る無効審判を請求又は提起することができる。商標の登録が第30条第1項第10号の規定に違反しているとして、商標主務官庁に対して商標の無効審判を請求し、それが無効審判に係る商標を登録してすでに3年が経過していることを根拠にする場合、無効審判請求前の3年間に商品又は役務に使用したと主張する証拠、又はその未使用に正当な事由があるという事証を添付しなければならない。

前項の規定により提出する使用に関する証拠は、商標が真実、使用されていることを証明でき、又、商業取引の一般慣習に符合しなければならない。

第58条 商標の登録が第29条第1項第1号、第3号、第30条第1項第9号から第15号まで、又は第65条第3項に規定する情況に違反していても、登録公告日から5年が経過している場合には、無効審判を請求又は提起することができない。

- 商標の登録が第30条第1項第9号、第11号に規定する情況に違反し、それが悪意で為されたものである場合、前項の期間の制限を受けない。
- 第59条 商標の無効審判案件は、商標主務官庁の長官（局長）が3名以上の審査官を無効審判委員として指定し、これを審査させる。
- 第60条 無効審判案件が審判により成立した場合、その登録を取り消さなければならない。但し、登録できない情況がすでに存在しない場合は、公益及び当事者の利益の衡平を参酌して、不成立の審判を下すことができる。
- 第61条 無効審判案件の処分が下された後、何人も、同一の事実について、同一の証拠及び同一の理由を以って、無効審判を請求することはできない。
- 第62条 第48条第2項、第3項、第49条から第53条まで、及び第55条の規定は、商標の無効審判にこれを準用する。

第六節 撤回

- 第63条 商標登録後、次の各号のいずれかの情況に該当する場合、商標主務官庁は、職権で又は請求によりその登録を撤回しなければならない。
1. 勝手に商標を変更し又は付記を加えて、他人が同一又は類似の商品又は役務に使用している登録商標の構成と同一又は類似させ、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある場合。
 2. 正当な事由なく使用せず、又は使用を停止し続けて、すでに3年が経過した場合。但し、使用許諾を受けた者が使用する場合はこの限りでない。
 3. 第43条に規定する適当な区別表示を付していない場合。但し、商標主務官庁の処分前に区別表示を付し、且つ混同誤認を生じるおそれのない場合は、この限りでない。
 4. 商標がすでにその指定商品又は指定役務の慣用標章、名称又は形状となっている場合。
 5. 商標が実際に使用されると、公衆がその商品又は役務の性質、品質又は産地を誤認、誤信するおそれがある場合。
- 使用許諾を受けた者が前項第1号の行為を為し、商標権者は該行為を明らかに知っていた、又は知り得たにもかかわらず、反対を表明しなかった場合も同様とする。
- 第1項第2号に規定する情況に該当するが、撤回請求時には該登録商標が使用されている場合、他人が撤回を請求すると知って、該撤回請求前の3ヶ月以内に使用を開始したのでなければ、その登録を撤回しない。撤回の事由が登録商標の使用を指定した一部の商品又は役務にのみ存在する場合、該一部の商品又は役務についてその登録を取り消すことができる。
- 第64条 商標権者が実際に使用している商標が登録商標と異なっているものの、

社会の一般通念ではその同一性を失っていないならば、その登録商標を使用していると認めなければならない。

第65条 商標主務官庁は撤回請求の事柄を商標権者に通知し、並びに期限を定めて答弁させなければならない。商標権者が答弁書を提出した場合、商標主務官庁は答弁書を請求人に送達し、期限を定めて意見を陳述させる。但し、請求人の請求に具体的な事証がなく、又はその主張に理由がないのが明らかな場合には、直接却下することができる。

第63条第1項第2号に規定する情況に該当し、その答弁通知が送達された場合、商標権者はその使用の事実を証明しなければならない。期間が終了しても答弁しなかった場合はその登録を直接撤回することができる。

登録商標が第63条第1項第1号に規定する情況に該当し、その登録が撤回された場合、原商標権者は撤回日から3年間、原登録図案と同一又は類似の商標を同一又は類似の商品又は役務において登録し、又は譲り受けし、又は使用許諾を受けることができない。それが商標主務官庁の処分前に、商標権の放棄を声明した場合も同様である。

第66条 商標登録後に撤回の事由があるか否かは、撤回請求時の規定を適用する。
第67条 第48条第2項、第3項、第49条第1項、第3項、第52条及び第53条の規定は、撤回案件の審査においてこれを準用する。

登録商標が第63条第1項第1号に規定する撤回請求の情況に該当する場合、第57条第2項及び第3項の規定を準用する。

商標権者が第65条第2項により、使用に関する証拠を提出する場合、第57条第3項の規定を準用する。

第七節 権利侵害の救済

第68条 商標権者の同意を得ずに、販売を目的として、次に掲げる各号のいずれかの情況がある場合、商標権の侵害となる。

1. 同一商品又は役務に、登録商標と同一の商標を使用した場合。
2. 類似の商品又は役務に、登録商標と同一の商標を使用し、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある場合。
3. 同一又は類似の商品又は役務に、登録商標と類似する商標を使用し、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある場合。

第69条 商標権者は、その商標権を侵害した者に対し、その除去を請求することができる。侵害のおそれがある場合は、侵害防止を請求することができる。

商標権者が前項の規定により請求するとき、商標権侵害に係る物品及び侵害行為に利用される原料又は器具を廃棄するよう請求することができる。但し、裁判所は侵害の程度及び第三者の利益を審らかに斟酌した

後、その他の必要な処置を行うことができる。

商標権者は、故意又は過失によりその商標権を侵害された場合、損害賠償を請求することができる。

前項の損害賠償請求権は、請求権者が損害及び賠償義務者の存在を知ったときから2年間行使しないと消滅する。侵権行為があったときから10年を経過した場合も同様である。

第70条

商標権者の同意を得ずに、次に掲げる各号のいずれかの状況がある場合、商標権侵害とみなす。

1. 他人の著名な登録商標であることを明らかに知りながら、同一又は類似の商標を使用して、該商標の識別性又は信用を損なうおそれがある場合。
2. 他人の著名な登録商標であることを明らかに知りながら、該著名商標中の文字を自己の会社、商号、団体、ドメインネーム又はその他営業主体を表彰する名称とし、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある、又は該商標の識別性又は信用を損なうおそれがある場合。
3. 第68条の商標権侵害に該当するおそれがあるのを明らかに知りながら、商品又は役務と結び付いていないラベル、タグ、包装容器、又は役務と関係のない物品を製造、所持、展示、販売、輸出又は輸入する場合。

第71条

商標権者が損害賠償を請求するとき、次に掲げる各号のいずれかの方法により、その損害を計算することができる。

1. 民法第216条の規定による。但し、その損害を証明するための証拠方法を提供できない場合、商標権者はその登録商標を使用して通常得られる利益から、侵害された後同一商標の使用によって得た利益を控除し、その差額をこうむった損害とすることができる。
2. 商標権侵害行為によって得た利益による。商標権を侵害した者がそのコスト又は必要経費について立証できない場合は、該商品を販売して得た収入の全部を所得利益とする。
3. 押収した商標権侵害に係る商品の小売り単価の1500倍以下の金額。但し、押収した商品が1500個を超える場合は、その総額を賠償額とする。
4. 商標権者が他人の使用を許諾して受け取るロイヤリティーの金額をその損害とする。

前項の賠償金額が明らかに不相当である場合、裁判所はこれを斟酌して減額することができる。

第72条

商標権者は、輸入又は輸出する物品がその商標権を侵害するおそれがある場合、税関にひとまず差し止めるよう申請することができる。

前項の申請は書面で行い、並びに侵害の事実を釈明し、且つ、税関が見積もった該輸入物品の課税価格又は輸出物品の FOB 価格に相当する保証金又は相当の担保を提供しなければならない。

税関は、差止め申請を受理した場合、即刻、申請者に通知しなければならない。前項の規定に合致すると認めて、差止めを実施するとき、書面で申請者及び差止めを受ける者に通知しなければならない。

差止めを受ける者は、第 2 項の保証金の 2 倍の保証金又は相当の担保を提供して、税関に対し差止めの撤回及び輸出入物品関連の通関規定に従って取り扱うよう求めることができる。

差止め物は、申請人が裁判所の確定判決を取得すると、商標権を侵害した物となり、差止めを受ける者は差止め物のコンテナ延滞料、倉敷料、積み下ろし費用等の関連費用を負担しなければならない。

第73条 次に掲げる各号のいずれかの情況に該当する場合、税関は差止めを撤回しなければならない。

1. 申請人が税関から差止め受理を通知された日の翌日から 12 日以内に、第 69 条の規定に基づく差止め物即ち侵害物への訴訟を提起せず、又、税関に通知しなかった場合。
2. 申請人が差止め物である侵害物について提起した訴訟が、裁判所により却下確定の裁定が下された場合。
3. 差止め物につき、商標権を侵害する物ではないとする確定判決が裁判所より下された場合。
4. 申請人が差止め撤回を申請した場合。
5. 前条第 4 項の規定に合致する場合。

前項第 1 号が規定する期限につき、税関は必要に応じて 12 日間延長することができる。

税関は第 1 項の規定により差止めを撤回する場合、輸出入物品に関する通関規定に基づいて取り扱わなければならない。

差止めが第 1 項第 1 号から第 4 号までの事由によって撤回された場合、申請人は差止め物のコンテナ延滞料、倉敷料、積み下ろし費用等の関連費用を負担しなければならない。

第74条 差止め物につき、商標権を侵害する物ではないとする確定判決が裁判所から下された場合、申請人は、差止めを受けた者が差止めにより、又は第 72 条第 4 項に規定する保証金の提供によってこうむった損害を賠償しなければならない。

申請人は第 72 条第 4 項が規定する保証金について、差止めを受けた者は第 72 条第 2 項が規定する保証金について、質権者と同一の権利を有する。但し、前条第 4 項及び第 72 条第 5 項に規定するコンテナ延滞料、倉庫の使用料、積み下ろし費用等の関連費用は、申請人又は差止めを受

けた者への損害補償よりも優先する。

次の各号のいずれかの状況に該当する場合、税関は申請人の申請により、第72条第2に規定する保証金を返還しなければならない。

1. 申請人が勝訴の確定判決を受け、又は差止めを受けた者と和解して、保証金を引き続き提供する必要がなくなった場合。
2. 前条第1項第1号から第4号までに規定する事由によって差止めが撤回され、差止めを受けた者が損害をこうむった後、又は差止めを受けた者が勝訴の確定判決を受けた後、申請人が20日以上の期間を定めて、差止めを受けた者に権利の行使を催告したにもかかわらず、行使しなかったことを証明した場合。
3. 差止めを受けた者が返還に同意した場合。

次の各号のいずれかの状況に該当する場合、税関は差止めを受けた者の申請により、第72条第4項に規定する保証金を返還しなければならない。

1. 前条第1項第1号から第4号までに規定する事由により差止めが撤回され、又は差止めを受けた者が申請人と和解し、保証金を引き続き提供する必要がなくなった場合。
2. 申請人が勝訴の確定判決を受けた後、差止めを受けた者が20日以上の期間を定めて、申請人に権利の行使を催告したにもかかわらず、行使しなかったことを証明した場合。
3. 申請人が返還に同意した場合。

第75条

税関が職務を執行中に、輸入又は輸出する物品に明らかに商標権侵害のおそれがあることを発見した場合は、商標権者及び輸出入者に通知しなければならない。

税関が前項の通知を行うときは、期限を定めて、商標権者に税関に出向いて認定するよう求め、権利侵害の事証を提出させなければならない。同時に期限を定めて、輸出入者に権利を侵害していないことを証明する書類を提供させなければならない。但し、商標権者又は輸出入者に正当な理由があり、指定期限内に提出できない場合は、書面で理由を釈明して税関に延長を申請することができる。但し、一回を限りとする。

商標権者はすでに権利侵害の事証を提出したが、輸出入者が前項に規定する、権利を侵害していないことを証明する書類を提出していない場合、税関は暫時、通関不許可の措置を採ることができる。

商標権者が権利侵害の事証を提出し、輸出入者が第2項の規定により権利侵害がないことを証明する書類を提出した場合、税関は商標権者に通知し、通知したときから3作業日以内に、第72条第1項の規定による差止め申請を行うよう通知しなければならない。

商標権者が前項に規定する期限内に、第72条第1項の規定による差止

めを申請しなかった場合、税関は代表的なサンプルを抽出した後、物品の通関を許可することができる。

第76条 税関は差止め物の機密資料保護を損なわないという状況下で、第 72 条に定めた申請人又は差止めを受ける者又は前条に定めた商標権者又は輸出入者の申請により、その差止め物の検視に同意することができる。税関が第 72 条第 3 項の規定によって差止めを実施し、又は前条第 3 項の規定に基づき、暫時、通関を許可しない措置を採った後、商標権者は税関に対し関連資料の提供を申請することができる。税関は同意後、輸出入者、荷受人及び出荷人の氏名又は名称、住所及び擬制侵害物品の数量に関する資料を提供する。

商標権者が前項の規定によって取得した情報は、商標権侵害案件の調査及び訴訟提起の目的のみに使用が限られ、任意に第三者に漏洩してはならない。

第77条 商標権者は、第 75 条第 2 項の規定に基づき権利侵害の認定を行うとき、税関が見積もった輸入貨物見本の課税価格及び関連する税金、又は税関が見積もった輸出貨物見本の FOB 価格及び関連する税金の 120% に相当する保証金を納付して、税関に対して貨物見本の貸出しを申請して認定を行うことができる。但し、貨物見本を借り受けて認定する必要性があり、しかも商標権者が書面で輸出入者の利益を侵害せず、不正な用途に使用しない旨を誓約した場合に限る。

前項の保証金は NT\$3,000 を下回ってはならない。

商標権者が第 75 条第 2 項に定める権利侵害認定の事証を提出する期限までに、借り受けた貨物見本を返還しない、又は返還した貨物見本と原貨物見本が合致しない、又は欠損等の状況が発生した場合、税関はその保証金を留置して、輸出入者の損害を賠償しなければならない。

貨物見本の輸出入者は、前項で留置を規定する保証金に対し、質権者と同等の権利を有する。

第78条 第 72 条から第 74 条までに規定する、差止めの申請、差止めの撤回、保証金の納付又は担保の提供、返還の手続、備えるべき書類及びその他の遂行すべき事項に関する規則は、主務官庁が財政部と合同でこれを定める。

第 75 条から第 77 条までに規定する税関の執行する商標権保護措置、権利者による差止め物の検視申請、権利侵害貨物の関連情報の提供申請及び貨物見本の貸出し申請、その手続、備えるべき書類及びその他関連事項の規則は財政部が定める。

第79条 裁判所は商標に係る訴訟案件について、専門法廷を設置し、又は専門の担当者を指定して、審理を行わせることができる。

第三章 証明標章、団体標章及び団体商標

第80条 証明標章とは、証明標章権者がこれを用いて、他人の商品又は役務の特定の品質、精密度、原料、製造方法、産地又はその他の事項を証明し、又、これによって、証明されていない商品又は役務と区別する標識をいう。

前項によって産地を証明する場合、該地理区域の商品又は役務は特定の品質、名声又はその他の特性を具えていなければならない。証明標章の出願人は該地理の名称又は該地理区域を含む、又は該地理区域を示すことのできる標識を産地証明標章として登録出願することができる。

主務官庁は、中央目的事業主務官庁と協力して困窮産業、困窮に瀕する産業及び伝統産業に対し生産力及び製品の品質を向上するよう指導と補助を行い、並びに当該産業別にその製品の原産地を台湾製造と標示する証明標章を確立する。

前項の産業の認定と指導、補助の対象、基準、期間及び遵守すべき事項などは、主務官庁が各当該中央目的事業主務官庁と協議した上でこれを定め、必要であれば証明標章に関する手数料を免除することができる。

第81条 証明標章の出願人は、他人の商品又は役務を証明する能力を有する法人、団体又は政府機関に限る。

前項の出願人が、証明しようとする商品又は役務に係る業務に従事している場合、登録を出願することはできない。

第82条 証明標章の登録を出願する者は、他人の商品又は役務を証明する能力を有するという書類、証明標章の使用規範書及び証明する商品の製造、販売又は役務提供に従事していない旨の声明書を提出しなければならない。

産地証明標章の登録を出願する出願人の代表性に疑義がある場合、商標主務官庁は商品又は役務の中央目的事業主務官庁の意見を求めることができる。

外国法人、団体又は政府機関が産地証明標章を出願する場合、その名義でその原産国の保護を受けていることを証明する書類を提出しなければならない。

第1項の証明標章使用規範書には次の事項を記載しなければならない。

1. 証明標章が証明する内容
2. 証明標章を使用する条件
3. 証明標章の使用を管理及び監督する方式
4. 該証明標章の使用を申請する際の手続事項及びその争議解決方式

商標主務官庁が登録を公告するとき、証明標章使用規範書を併せて公告しなければならない。登録後に修正する場合は、商標主務官庁の許可を

- 得て、これを公告しなければならない。
- 第83条 証明標章の使用とは、証明標章権者の同意を得た者が証明標章の使用規範書に定められた条件により、該証明標章を使用することをいう。
- 第84条 産地証明標章の産地名称には第29条第1項第1号及び第3項の規定を適用しない。
産地証明標章権者は、他人が商業取引の慣習に符合する誠実且つ信用でできる方法を以って、その商品又は役務の産地を表示することを禁止してはならない。
- 第85条 団体標章とは、法人資格を有する同業組合、協会又はその他の団体がその会員の会員資格を表彰し、これによって該団体の会員でない者と区別する標識をいう。
- 第86条 団体標章登録の出願では、関連事項を記載した願書に団体標章の使用規範書を添付して、商標主務官庁に提出しなければならない。
前項の団体標章使用規範書には次の事項を記載しなければならない。
1. 会員の資格
 2. 団体標章を使用する際の条件
 3. 団体標章の使用を管理及び監督する方式
 4. 規範に違反した際の処理規定
- 第87条 団体標章の使用とは、団体の会員がその会員の身分を表彰するため、団体標章使用規範書に定められた条件に基づき、該団体標章を使用することをいう。
- 第88条 団体商標とは、法人資格を有する同業組合、協会又はその他の団体がその会員の提供する商品又は役務を示し、これによって該団体の会員でない者が提供する商品又は役務と区別する標識をいう。
前項の、団体標章を以って会員が提供する商品又は役務が一定の産地から来たものであることを示す場合、該地理区域の商品又は役務は特定の品質、名声又はその他の特性を有していなければならない。団体商標の出願人は該地理名称を含む、又は該地理区域を示すことができる標識を産地団体標章として登録出願することができる。
- 第89条 団体商標登録の出願は、商品又は役務を記載した願書に団体商標の使用規範書を添付して、商標主務官庁に提出しなければならない。
前項の団体商標使用規範書には次の事項を記載しなければならない。
1. 会員の資格
 2. 団体商標を使用する際の条件
 3. 団体商標の使用を管理及び監督する方式
 4. 規範に違反した際の処理規定
- 産地団体商標使用規範書には、前項の記載すべき事項以外に、地理区域の特定範囲内の者がその商品又は役務及び資格について、使用規範書に

合致すれば、産地団体商標権者はその者が会員になることに同意しなければならないと記載しなければならない。

商標主務官庁が登録を公告するとき、併せて団体商標の使用規範書を公告しなければならない。登録後に修正する場合は、商標主務官庁の許可を得て、これを公告しなければならない。

第90条 団体商標の使用とは、団体又はその会員が団体商標の使用規範書に定められた条件に基づき、該団体商標を使用することをいう。

第91条 第82条第2項、第3項及び第84条の規定は産地団体商標に準用する。

第92条 証明標章権、団体標章権又は団体商標権は、移転、他人への使用許諾、又は質権の設定をすることができない。但し、その移転又は他人への使用許諾が、消費者の利益に損害を与えず、且つ、公正な競争に違反するおそれがなく、商標主務官庁の許可を受けた場合はこの限りでない。

第93条 証明標章権者、団体標章権者又は団体商標権者が次に掲げる各号のいずれかの情況に該当する場合、商標主務官庁は何人を問わずその請求により、又は職権で証明標章、団体標章又は団体商標の登録を撤回することができる。

1. 証明標章を商標として使用する。
2. 証明標章権者とその証明する商品又は役務の業務に従事する。
3. 証明標章権者が該登録商品又は役務を証明する能力を喪失する。
4. 証明標章権者が証明を申請した者に対して差別待遇をする。
5. 前条の規定に違反して、移転、使用許諾又は質権の設定をする。
6. 使用規範書に基づく使用を管理及び監督しない。
7. その他の不当な方法で使用し、他人又は公衆に損害をもたらすおそれがある。

使用許諾を受けた者が前項の行為を行い、証明標章権者、団体標章権者又は団体商標権者が明らかに知りながら、又は知り得たのに、反対の表明をしなかった場合も同様である。

第94条 証明標章、団体標章又は団体商標は、本章に別段の規定がある場合を除き、その性質によって本法の商標に関連する規定を準用する。

第四章 罰 則

第95条 商標権者又は団体商標権者の同意を得ずに、販売を目的として、次に掲げる各号のいずれかの情況に該当する場合、3年以下の懲役刑、拘留又はNT\$200,000以下の罰金に処する又は併処する。

1. 同一の商品又は役務に、登録商標又は団体商標と同一の商標を使用する。
2. 類似の商品又は役務に、登録商標又は団体商標と同一の商標を使用し、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある。

3. 同一又は類似の商品又は役務に、登録商標又は団体商標と類似の商標を使用し、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある。

第96条 証明標章権者の同意を得ずに、販売を目的として、同一又は類似の商品又は役務に、登録した証明標章と同一又は類似の標章を使用し、関連する消費者に誤認、誤信させるおそれがある場合は、3年以下の懲役刑、拘留又はNT\$200,000以下の罰金に処するまたは併処する。

前項の証明標章権侵害のおそれがあると明らかに知りながら、他人が登録した証明標章と同一または類似の標識を付したラベル、包装容器又はその他の物品を販売又は販売を意図して製造、所持、展示した場合も同様である。

第97条 他人の行った前二条の商品であることを明らかに知りながら、販売、又は販売を意図して所持、展示、輸出又は輸入した場合は、1年以下の懲役刑、拘留又はNT\$50,000以下の罰金に処するまたは併処する。電子メディア又はネットワーク方式を通じて行った場合も同様である。

第98条 商標権、証明標章権又は団体商標権を侵害する物品又は書類は、犯人の所有に属するか否かを問わず、これを没収する。

第99条 許認可を得ていない外国法人又は団体は、本法の規定事項について告訴、自訴又は民事訴訟を提起することができる。我が国の非法人団体も証明標章権を取得した場合、同様である。

第五章 附則

第100条 本法2003年4月29日改正の条文が施行される前に登録した役務標章は、本法の改正施行日から商標とみなす。

第101条 本法2003年4月29日改正の条文が施行される前に登録した連合商標、連合役務標章、連合団体標章又は連合証明標章は、本法の改正施行日から、独立した登録商標又は標章とみなす。その存続期間は原許可を基準とする。

第102条 本法2003年4月29日改正の条文が施行される前に登録された防護商標、防護役務標章、防護団体標章又は防護証明標章は、その登録時の規定に従う。その専用期間満了前に、独立した登録商標又は標章への変更を申請しなければならない。期間が満了になっても変更を申請していない場合、商標権は消滅する。

第103条 前条により、独立した登録商標又は標章への変更を申請した場合、第63条第1項第2号に規定された3年間の期間は、変更日から起算する。

第104条 本法による登録出願、登録更新、異動登記、異議申立て、無効審判請求、撤回請求及びその他の各手続では、出願料、登録料、登録更新料、登記料、異議申立て請求費用、無効審判請求費用、撤回請求費用等、関連す

- る各規定手数料を納付しなければならない。
前項の徴収基準は、主務官庁が定める。
- 第105条 本法 2011 年 5 月 31 日改正の条文が施行される前に、登録料を二期に分けて納付していた場合、第二期の登録料は改正前の規定に基づき取り扱う。
- 第106条 本法 2011 年 5 月 31 日改正の条文が施行される前にすでに受理していたが、未処分の異議申立て又は無効審判案件は、登録時及び本法の改正施行後の規定のいずれにも違法する事由に限り、その登録を取り消す。その手続は改正施行後の規定によって行う。但し、改正施行前に法に基づいて進めていた手続については、その効力は影響を受けない。
本法 2011 年 5 月 31 日改正の条文が施行される前にすでに受理していたが、未処分の無効審判案件には第 57 条第 2 項及び第 3 項の規定を適用しない。
本法 2011 年 5 月 31 日改正の条文が施行される前に登録した商標、証明標章及び団体標章に対し、本法改正施行後に異議申立て、無効審判を請求又は提起する場合、その登録時及び本法改正施行後の規定のいずれにも違法する事由に限る。
- 第107条 本法 2011 年 5 月 31 日改正の条文が施行される前に未処分だった商標撤回案件には、本法改正施行後の規定を適用して取り扱う。但し、改正施行前にすでに法に基づいて進めていた手続については、その効力は影響を受けない。
本法 2011 年 5 月 31 日改正の条文が施行される前にすでに受理していたが、未処分の撤回案件には第 67 条第 2 項の第 57 条第 2 項を準用するという規定を適用しない。
- 第108条 本法 2011 年 5 月 31 日改正の条文が施行される前に、動態、ホログラム又はその連合式によって登録を出願した場合、改正した条文の施行日がその出願日となる。
- 第109条 動態、ホログラム又はその連合式で登録を出願し、優先権を主張する場合、台湾と相互に優先権を承認し合う国又は世界貿易機関の加盟国における出願日が本法 2011 年 5 月 31 日改正の条文施行より早い場合は、2011 年 5 月 31 日改正の条文施行日がその優先権日となる。
台湾政府が主催する又は承認する国際的な博覧会で、登録出願した商標の商品又は役務を出展して博覧会による優先権を主張し、その出展日が 2011 年 5 月 31 日改正の条文施行より早い場合は、2011 年 5 月 31 日改正の条文施行日をその優先権日とする。
- 第110条 本法の施行細則は主務官庁が定める。
- 第111条 本法の施行日は、行政院が定める。

台湾著作権法

公布 1928年05月14日
改正 1944年04月27日
1949年01月13日
1964年07月10日
1985年07月10日
1990年01月24日
1992年06月10日
1992年07月06日
1993年04月24日
1998年01月21日
2001年11月12日
2003年07月09日
2004年09月01日
2006年05月30日
2007年07月11日
2009年05月03日
2010年02月10日

第一章 総則

- 第 1 条 著作者の著作権益を保障し、社会の公共利益の調和を図り、国家の文化発展を促すために、特に本法を制定する。本法に規定がないものには、その他の法律の規定を適用する。
- 第 2 条 本法において主務官庁とは、經濟部をいう。
經濟部は、主務官庁を指定して著作権業務を行わせる。
- 第 3 条 本法における用語の定義は、以下に示す通りである。
1. 著作物：文学、科学、芸術又はその他学術の範囲に属する創作をいう。
 2. 著作者：著作物を創作した者をいう。
 3. 著作権：著作物の完成により生じた著作者人格権及び著作財産権をいう。
 4. 公衆：不特定の者又は特定多数の者をいう。但し、家庭内及びその通常の社会的交際範囲における多数の者はこの限りでない。

5. 複製：印刷、複写、録音、録画、撮影、筆記録又はその他の方法により、直接、間接的、永久的又は一時的に再製することをいう。脚本、音楽の著作物又はその他これに類する著作物の上演あるいは放送時にそれを録音又は録画する行為、あるいは建築著作物については、建築設計図又は建築模型に従って建築物を建築する行為もこれに含むものとする。
6. 公開口述：著作物の内容を口頭又はその他これに類する方法で公衆に伝達することをいう。
7. 公開放送：公衆に直接視聴又は聴取されることを目的として、有線、無線又はその他器材などの放送システムで情報を伝送する方法を用いて、音声又は映像を通じて著作物の内容を公衆に伝達することをいう。原放送者以外の者が有線、無線又はその他の器材などの放送システムで情報を伝送する方法を用いて原放送の音声又は映像を公衆に伝達することもこれに含むものとする。
8. 公開上映：単一又は複数の視聴覚機器あるいはその他の映像を伝達する方法を用いて、同一の時間に現場又は現場以外の特定の場所の公衆に著作物の内容を伝達することをいう。
9. 公開上演：演技、舞踊、歌唱、楽器の演奏又はその他の方法により現場の公衆に著作物の内容を伝達することをいう。拡声器又はその他の器材を用いて原放送の音声又は映像を公衆に向けて伝達することもこれに含むものとする。
10. 公開伝送：有線、無線のインターネット又はその他の情報通信方法を用いて音声又は映像を通じて著作物の内容を公衆に伝達することをいい、公衆が自ら選定した時間又は場所において以上の方法で著作物の内容を受信させることができることもこれに含むものとする。
11. 改作：翻訳、編曲、翻案、映画化又はその他の方法により原著作物を新たな創作物となすことをいう。
12. 頒布：有償又は無償を問わず、著作物のオリジナル又は複製物を公衆の取引又は流通に提供することをいう。
13. 公開展示：公衆に著作物の内容を展示することをいう。
14. 公に発行：権利を有する者が公衆の合理的な需要を満たすことができる相当程度の部数の複製物を頒布することをいう。
15. 公表：権利を有する者が発行、放送、上映、口述、上演、展示又はその他の方法により公衆に著作物の内容を公開提示することをいう。
16. オリジナル：最初に創作が附着されたものをいう。
17. 権利管理電子情報：著作物のオリジナル又はその複製物、あるいは著作物を公衆に伝達する際に、著作物、著作物の名称、著作者、著作財産権者又はその使用許諾を受けた者及びその利用期間又は条件

を確認することのできる関連電子情報。数字、記号でこの種の情報を表示する場合もこれに属すものとする。

18. 無断複製防止措置：著作権者が著作物に対する他人による無断侵入又は無断利用を有効的に禁止、制限するために採用する設備、部材、部品、技術若しくは他の科学方法をいう。

前項第 8 号において現場又は現場以外の特定の場所とは、映画館、クラブ、ビデオテープ又は映像ディスクの放映場所、ホテルの部屋、公衆の使用に供する交通手段又はその他不特定の者が出入りする場所をいう。

19. インターネット・サービス・プロバイダー（ISP）とは、以下のサービスを提供する者をいう。

①接続サービス・プロバイダー：その管理又は運営するシステム若しくはネットワークを通じて、有線又は無線により情報の伝送、送信、受信を行い、又は前述プロセスにおいて仲介及び過渡的な保存を行うサービスを提供する者をいう。

②キャッシングサービス・プロバイダー（Caching Service Provider）：ユーザの要求に応じて情報を伝送した後、その管理又は運営するシステム若しくはネットワークを通じて、当該情報の仲介及び過渡的な保存を行い、当該情報の伝送を要求したユーザがその後、当該情報への高速アクセスができるようにするサービスを提供する者をいう。

③情報保存サービス・プロバイダー：その管理又は運営するシステム若しくはネットワークを通じて、ユーザの要求に応じ情報保存サービスを提供する者をいう。

④検索サービス・プロバイダー：ユーザにネットワーク情報のインデックス、レファレンス又はリンクに関する検索又はリンクのサービスを提供する者をいう。

第 4 条

外国人の著作物であって、次の各号のいずれかに該当するものは、本法により著作権を享有することができる。但し、条約又は協定にて別段の定めがあり、それが立法院により批准された場合は、その定めに従う。

1. 最初に台湾の管轄区域において最初に発行されたもの、又は台湾の管轄区域外において最初に発行されたが、その発行の日から 30 日以内に台湾の管轄区域において発行されたもの。但し、当該外国人の母国が同一の条件の下で台湾人民の著作物を保護し、且つこれが事実であることが調査により確認された場合に限る。
2. 条約、協定又はその母国の法令、慣例により、台湾人民の著作物が当該国において著作権を享有できる場合。

第二章 著作物

- 第 5 条 本法における著作物とは、次のとおりである。
1. 文字著作物。
 2. 音楽著作物。
 3. 演劇、舞踊著作物。
 4. 美術著作物。
 5. 写真著作物。
 6. 図形著作物。
 7. 映画著作物。
 8. 録音著作物。
 9. 建築著作物。
 10. コンピュータープログラム著作物。
- 前項各号に例示される著作物の内容は、主務官庁がこれを定める。
- 第 6 条 原著作物を改作した創作は派生著作物（二次著作物）であり、独立した著作物として保護を受ける。
- 派生著作物（二次著作物）の保護は、その原著作物の著作権に影響を及ぼさない。
- 第 7 条 資料の選択及び編集配列につき創作性を有するものは編集著作物であり、独立した著作物として保護を受ける。
- 編集著作物の保護は、その編集対象となった著作物の著作権に影響を及ぼさない。
- 第 7 条の 1 実演家により行われた既存の著作物又は民族創作の実演は、独立した著作物として保護を受ける。
- 実演に対する保護は、原著作物の著作権に影響を及ぼさない。
- 第 8 条 2人以上の者が共同して完成した著作物であって、その各人の創作を分離して利用することができないものは、共同著作物という。
- 第 9 条 次に掲げるものは、著作権の目的とすることができない。
1. 憲法、法律、命令又は公文書。
 2. 中央又は地方の官庁が作成した、前号に掲げるものの翻訳物及び編集物。
 3. 標語、通用の記号、名詞、公式、数表・図表、帳簿、及び暦。
 4. 単に事実を伝達するための新聞報道からなる文字著作物。
 5. 法令により行われる各種試験問題及びその予備用の試験問題。
- 前項第 1 号にいう公文書は、公務員が職務上書き上げた告示文書の原稿、講演の原稿、新聞の原稿、及びその他の文書を含む。

第三章 著作者及び著作権

第一節 総則

- 第10条 著作者は、著作物を完成したときからその著作権を享有する。但し、本法に別の規定がある場合は、その規定に従う。
- 第10条の1 本法により取得した著作権に対する保護は、当該著作物の表現に限られ、それが表現する思想、プロセス、製造過程、システム、操作方法、概念、原理、発見には及ばない。

第二節 著作者

- 第11条 従業員が職務上作成した著作物は、当該従業員を著作者とする。但し、契約に使用者を著作者とする旨の約定がある場合は、その約定に従う。前項の規定により従業員を著作者とする場合、その著作財産権は使用者に帰属する。但し、契約にその著作財産権は従業員が享有する旨の規定がある場合は、その約定に従う。前二項にいう従業員は、公務員を含む。
- 第12条 出資し他人を招聘して完成させた著作物は、前条に事由を除き、当該招聘を受けた者を著作者とする。但し、契約に出資者を著作者とする旨の約定がある場合は、その約定に従う。前項の規定により招聘を受けた者を著作者とする場合、その著作財産権は契約の約定により、招聘を受けた者又は出資者が享有する。著作財産権の帰属について約定がない場合、その著作財産権は招聘を受けた者が享有する。前項の規定により著作財産権が招聘を受けた者に帰属する場合、出資者は当該著作物を利用することができる。
- 第13条 著作物のオリジナル又は既に発行された複製物に、あるいは著作物を公表する際に、著作者の本名又は周知の別名が通常の方法により表示されている者を、当該著作物の著作者と推定する。前項の規定は、著作物の発行日、場所及び著作財産権者の推定にこれを準用する。
- 第14条 (削除)

第三節 著作者人格権

- 第15条 著作者は、その著作物を公表する権利を有する。但し、公務員が第11条及び第12条の規定により著作者となり、著作財産権が当該公務員の所属する法人に帰属する場合は、これを適用しない。次のいずれかに該当する場合は、著作者がその著作物を公表することに同意したものと推定する。

1. 著作者が他人に対し未公表の著作物の著作財産権を譲渡、又はその使用を許諾した場合において、当該著作物がその著作財産権の行使又は使用により公表された場合。
2. 著作者が未公表の美術著作物又は写真著作物のオリジナルあるいは複製物を他人に譲渡し、譲受人がこれらの著作物のオリジナル又は複製物を公開展示する場合。
3. 学位授与法により著述した修士論文、博士論文で著作者が既に学位を取得した場合。

第 11 条第 2 項及び第 12 条第 2 項の規定により使用者又は出資者がはじめから未公表の著作物の著作財産権を取得する場合、著作者は著作物がその著作財産権の譲渡、行使又は利用により公表されることについて同意したものとみなす。

前項の規定は、第 12 条第 3 項に準用する。

第 16 条

著作者は、その著作物のオリジナル又は複製物に、又はその著作物の公表に際し、本名、別名を表示する権利を有し、又は著作者名を表示しない権利を有する。著作者は、その著作物から派生した著作物についても、同様の権利を有する。

前条第 1 項但し書きの規定は、前項に準用する。

著作物の利用者は、自らデザインした装丁を使用し、且つ装丁者又は編集主幹の氏名又は名称を付加することができる。但し、著作者に別段の意思表示がある場合、又は社会の使用慣例に反する場合は、この限りでない。

著作者の氏名又は名称の表示は、著作物の利用目的及び方法に照らし著作者の利益を害する恐れがなく、且つ社会の使用慣例に反さないとき、省略することができる。

第 17 条

著作者は、他人に対し、著作物を歪曲、切り裂き、改ざん又はその他の方法で、その内容、形式又は名目を改変し、その名誉を毀損することを禁止する権利を有する。

第 18 条

著作者が死亡又は消滅した場合、その著作者人格権に対する保護に関しては、当該著作者が生存又は存続しているとみなし、何人も、それを侵害することができない。但し、利用行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該著作者の意に反しないと認められる場合は、侵害に該当しないものとする。

第 19 条

共同著作物の著作者人格権は、著作者全員の同意を得なければ、行使することができない。各著作者は、正当な理由がなければ、同意を拒否することができない。

共同著作物の著作者は、著作者の中から代表者を選定して著作者人格権を行使することができる。

前項の代表者の代表権に加えられた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第 20 条 公表されていない著作物のオリジナル及びその著作財産権は、売買の目的となった場合又は本人の許諾を得た場合を除き、強制執行の目的物とすることができない。

第 21 条 著作者人格権は著作者本人に専属し、譲渡又は継承することができない。

第四節 著作財産権

第一款 著作財産権の種類

第 22 条 著作者は、本法に別段の定めがある場合を除き、その著作物を複製する権利を専有する。

実演者は、録音、録画又は撮影の方法を用いてその実演を複製する権利を専有する。

前 2 項の規定は、専らインターネットでの合法的中継的転送、又は著作物の合法的使用で、技術操作の過程に必要な、暫定的、付属的である、独立した経済価値を持たない一時的な複製物にはこれを適用しない。但し、コンピュータープログラムの著作物は、この限りでない。前項のインターネットでの合法的中継的転送の一時的な複製には、インターネットにおける閲覧、クイックアクセス又はその他伝送機能を達成するためのコンピュータ又は機械本体の技術上不可避のすべての現象を含むものとする。

第 23 条 著作者は、その文字著作物を公開口述する権利を専有する。

第 24 条 著作者は、本法に別段の定めがある場合を除き、その著作物を公開放送する権利を専有する。

実演者がその複製後又は公開放送後の実演について、再度公開放送する場合、前項の規定を適用しない。

第 25 条 著作者は、その映画著作物を公開上映する権利を専有する。

第 26 条 著作者は、本法に別段の定めがある場合を除き、その文字言語、音楽又は演劇、舞踊の著作物を公開実演する権利を専有する。

実演者は、拡声器又はその他の器材を用いてその実演を公に演じる権利を専有する。但し、その実演を複製し又は公開放送した後に再び拡声器又はその他の器材を用いて公に演じるものは、この限りでない。録音著作物が公開実演された場合、著作者は公開実演者に対し使用料の支払いを請求することができる。

第 26 条の 1 著作者は、本法に別段の定めがある場合を除き、その著作物を公開伝送する権利を専有する。

- 実演者はその複製された録音著作物の実演について、公開伝送権を専有する。
- 第 27 条 著作者は、その未発行の美術著作物又は写真著作物を公開展示する権利を専有する。
- 第 28 条 著作者は、その著作物を派生著作物に改作し、又は編集著作物に編集する権利を専有する。但し、実演にはこれを適用しない。
- 第 28 条の 1 著作権者は、本法に別段の定めがある場合を除き、所有権移転の方式で、その著作物を頒布する権利を専有する。
実演家は録音著作に複製された実演について、所有権移転の方式で、その著作物を頒布する権利を専有する。
- 第 29 条 著作者は、本法に別段の定めがある場合を除き、その著作物を貸与する権利を専有する。
実演者はその複製された録音著作物の実演について、貸与権を専有する。
- 第 29 条の 1 第 11 条第 2 項又は第 12 条第 2 項の規定により著作財産権を取得する使用者又は出資者は、第 22 条から第 29 条に定めるところの権利を専有する。

第二款 著作財産権の存続期間

- 第 30 条 著作財産権は、本法に別段の定めがある場合を除き、著作者の生存期間、及び著作者の死後 50 年を経過するまでの間、存続する。
著作物が著作者の死後 40 年から 50 年の間に初めて公表された場合、著作財産権の期間は公表時から 10 年間存続する。
- 第 31 条 共同著作物の著作財産権は、最後に死亡した著作者の死後 50 年を経過するまでの間、存続する。
- 第 32 条 別名又は無記名の著作物の著作財産権は、その著作物の公表後 50 年を経過するまでの間、存続する。但し、著作者の死後 50 年を経過していることを立証できる場合は、その著作財産権は消滅したものとする。
前項の規定は、著作者の変名が周知のものである場合には、適用しない。
- 第 33 条 法人が著作者である著作物の著作財産権は、その著作物の公表後 50 年を経過するまでの間、存続する。但し、著作物が創作後 50 年以内に公表されなかった場合は、その著作財産権は創作後 50 年を経過するまでの間、存続する。
- 第 34 条 写真、映画、録音及び実演の著作財産権は著作物の公表後 50 年を経過するまでの間、存続する。
前条但し書の規定は、前項に準用する。

第 35 条 第 30 条から第 34 条に定められた存続期間は、当該期間が満了する当年の末日を以って期間の終了とする。

継続的に又は逐次に公表した著作物について、公表日に基づいて著作権財産権の存続期間を計算する場合、著作権財産権の存続期間は、各回の公表が独立した 1 つの著作物となり得るものについては、それぞれの公表日から起算し、各回の公表が独立した 1 つの著作物となり得ないものについては、独立した 1 つの著作物と成すことができるときの公表日を以って起算する。

前項の場合において、継続すべき部分が前回の公表日から 3 年を経過しても公表されない場合は、著作権財産権の存続期間は前回の公表日から起算する。

第三款 著作権財産権の譲渡、行使及び消滅

第 36 条 著作権財産権は、その全部又は一部を他人に譲渡し、又は他人と共有することができる。

著作権財産権の譲受人は、その譲り受ける範囲内において著作権財産権を取得する。

著作権財産権の譲渡範囲は、当事者の約定による。その約定が不明な部分については、譲渡していないものと推定する。

第 37 条 著作権財産権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。その使用許諾の地域、時間、内容、利用方法又はその他の事項は、当事者の約定による。その約定が不明な部分については、使用許諾していないものと推定する。

前項の許諾は、著作権財産権者のその後のいかなる著作権に係る譲渡又は再許諾によっても影響を受けないものとする。

非専用実施権の許諾を受けた者は、著作権財産権者の承諾を得ない限り、その著作物の利用を第三者に再許諾することができない。

専用実施権の許諾を受けた者は、その許諾を受けた範囲内において、著作権財産権者の立場で権利を行使ことができ、並びに自分の名義で訴訟上の行為を為すことができる。著作権財産権者は、当該専用実施権の範囲内において、権利を行使することはできない。

第 2 項から前項までの規定は、中華民國 90 年（西暦 2001 年）11 月 12 日の本法改正施行前に許諾された実施権には適用しない。

次のいずれかに該当する場合は、第七章の規定を適用しない。ただし、著作権集中管理団体が管理する著作はこの限りではない。

1. 音楽著作が実施許諾され、コンピュータ・カラオケ装置に複製されているものについては、利用者がコンピュータ・カラオケ装置を利用して当該著作を公開演出する場合。

2. オリジナルに放送された著作を再度公開放送する場合。
3. メガホン若しくはその他の器材を用い、公衆に対してオリジナルに放送された音声又は映像を伝達する場合。

著作物が実施許諾され、コマーシャルに複製されているものについては、コマーシャル放送者が当該コマーシャルの公開放送又は同期公開伝送を行い、公衆に対して伝達する場合。

第 38 条

(削除)

第 39 条

著作財産権を目的として質権を設定した場合、設定時に別段の定めがない限り、著作財産権者は、その著作財産権を行使することができる。

第 40 条

共同著作物の各著作者の持分は、共同著作者間の約定によりこれを定める。約定がない場合は、各著作者が創作に関与する度合いによりこれを定める。各著作者が創作に関与する度合いが不明な場合は、均等と推定する。

共同著作物の著作者の 1 人がその持分を放棄した場合、その持分は他の著作者にそれぞれの持分の比例に応じて割り当てる。

前項の規定は共同著作物の著作者が死亡または消滅、相続人或いは継承人がいない場合に準用する。

第 40 条の 1

共有の著作財産権は、著作財産権者全員の同意を得なければ、行使することができない。各著作財産権者は、他の共有著作財産権者の同意を得ない限り、その持分を他人に譲渡し、又は他人のためにその持分を目的として質権を設定することができない。各著作財産権者は、正当な理由なく、同意を拒否することができない。

共有著作財産権者は、著作財産権者の中から著作財産権を代表して行使する者を定めることができる。代表者の代表権に加えられた制限を以って、善意の第三者に対抗することはできない。

前条第 2 項及び第 3 項の規定は、共有著作財産権にこれを準用する。

第 41 条

著作財産権者が新聞や雑誌に投稿し、又は著作物の公開放送を許諾する場合は、別段の定めがある場合を除き、1 回限りの掲載又は公開放送の権利を許諾したものと推定し、著作財産権者の他の権利には影響を及ぼさない。

第 42 条

著作財産権は存続期間の満了により消滅する。存続期間内において次のいずれかに該当する場合も同様とする。

1. 著作財産権者が死亡し、その著作財産権が法の規定により国に帰属すべき場合。
2. 著作財産権者である法人が消滅した後、その著作財産権が法の規定により地方自治団体に帰属すべき場合。

第 43 条

著作財産権が消滅した著作物については、本法に別段の定めがある場合を除き、何人も自由に利用することができる。

第四款 著作財産権の制限

- 第 44 条 国又は地方公共団体の機関は、立法又は行政上の目的のために、他人の著作物を内部参考資料とする必要があると認める場合には、合理的な範囲内において、当該他人の著作物を複製することができる。但し、当該著作物の種類、用途及びその複製物の数量、方法に照らし、著作財産権者の利益を害することとなる場合は、この限りでない。
- 第 45 条 専ら司法手続きで使用する必要がある場合に限り、合理的範囲内において、他人の著作物を複製することができる。
前条但し書の規定は、前項に準用する。
- 第 46 条 法の規定により設立された各学校並びにその教育を担当する者は、授業のために必要な場合には、合理的な範囲内において、既に公表された他人の著作物を複製することができる。
第 44 条但し書の規定は、前項に準用する。
- 第 47 条 法令に従って教育行政機関による検定が必要とされる教科用図書を編集・製作する、又は教育行政機関が教科用図書を編集・製作する場合は、合理的な範囲内において、既に公表された他人の著作物を複製、改作又は編集することができる。
前項の規定は、当該教科用図書に付随する、教育担当者が専ら教育の場で使用する補助用品を編集する場合にも準用する。但し、当該教科用図書と同一の編集者により編集されるものに限る。
法の規定により設立された学校又は教育機関は、教育の目的上必要な場合には、合理的な範囲内において、既に公表された他人の著作物を公に放送することができる。
前三項の場合において、利用者はその使用状況を著作財産権者に通知し、且つ使用料を支払わなければならない。当該使用料の金額は、主務官庁がこれを定める。
- 第 48 条 公衆の使用に供する図書館、博物館、歴史館、科学館、芸術館、その他の文教施設は、次に掲げるいずれかの場合には、その収蔵する著作物を複製することができる。
1. 閲覧者の個人的研究に供する要求に応じるために、公表された著作物の一部分、若しくは定期刊行物又は既に公表された研究討論会論文集の単一著作物を、1 人につき 1 部に限り複製することができる。
 2. 資料保存のために必要がある場合。
 3. 絶版の著作物又は一般に入手することが困難な著作物につき、同じ性質を有する機関の要求に応じる場合。

- 第48条の1 国又は地方公共団体の機関、法の規定により設立された教育施設、又は公衆の使用に供する図書館は、既に公表された下記の著作物に添付された要約書を複製することができる。
1. 学位授与法により著述された修士、博士論文で、著作者が既に学位を取得しているもの。
 2. 既に定期刊行物に掲載された学術論文。
 3. 既に公表された研究討論会の論文集又は研究報告。
- 第49条 放送、撮影、録画、新聞、インターネット又はその他の方法によって時事を報道する者は、報道に必要な範囲内において、その報道過程において接触した著作物を利用することができる。
- 第50条 国又は地方公共団体の機関、又は公益法人の名義で公表した著作物は、合理的な範囲内において、複製、公開放送又は公開伝送することができる。
- 第51条 個人的に又は家庭内において営利を目的としない使用をする場合には、合理的な範囲内において、図書館に設置されている機器、及び公衆の使用に供されていない機器を用いて、既に公表された著作物を複製することができる。
- 第52条 報道、評論、教育、研究又はその他の正当な目的のために必要がある場合には、合理的な範囲内において、既に公表された著作物を引用することができる。
- 第53条 既に公表された著作物は、視覚障害者、学習障害者、聴覚機能障害者又はその他の視覚や聴覚、認知に障害のある者のために、点字、手話通訳又は文字の付加により、複製することができる。
視覚障害者、学習障害者、聴覚機能障害者又はその他の視覚や聴覚、認知に障害のある者の福利向上を目的として、法に基づき設立された非営利機構又は団体は、録音、コンピュータ、映像による解説、手話通訳又はその他の方法の付加により、公開發表された著作物を利用し、専ら視覚障害者、学習障害者、聴覚機能障害者又はその他の視覚や聴覚、認知に障害のある者の使用に供することができる。
- 第54条 国又は地方公共団体の機関、法の規定により設立された学校、又は教育施設により行われた各種の試験において、当該試験の問題として、公表された著作物を複製することができる。但し、公表された著作物が試験問題の場合には、これを適用しない。
- 第55条 営利を目的とせず、観衆又は聴衆から直接又は間接的にいかなる料金をも徴収せず、且つ出演者に報酬を支払わない場合には、活動中、既に公表された他人の著作物を公開口述、公開放送、公開上映又は公開上演することができる。

- 第 56 条 ラジオ局又はテレビ局は、公開放送の目的のために当該著作物を自己の設備を用いて録音又は録画することができる。但し、その公開放送行為が著作財産権者の許諾を得たもの又は本法の規定に適合するものに限る。
- 前項の録音物又は録画物は、著作権主務官庁の許可を得て、指定された場所に保存される場合を除き、録音又は録画後 6 ヶ月以内にこれを焼却廃棄しなければならない。
- 第 56 条の 1 受信効果を高めるために法の規定に従い設置された集合住宅のアンテナを用いて受信した場合、法令に従って設立された無線テレビ放送局が放送した著作物は、その形式及び内容の変更をしない限り、これを転送することができる。
- 第 57 条 美術著作物又は写真著作物のオリジナル又は合法的に複製されたその複製物の所有者又はその同意を得た者は、これらの著作物のオリジナル又は合法的な複製物を公開展示することができる。
- 前項の公開展示をする者は、参観者に著作物を解説するために、説明書に当該著作物を複製することができる。
- 第 58 条 街道、公園、建築物の外壁又はその他一般公衆に開放されている屋外の場所において、長期的に展示されている美術著作物又は建築著作物は、次に掲げる場合を除き、いかなる方法を以つてもこれを利用することができる。
1. 建築の方法で建築物を複製する。
 2. 彫刻の方法で彫刻物を複製する。
 3. 本条が規定する場所に長期的に展示する目的で為した複製。
 4. 専ら美術著作物の複製品の販売を目的として為した複製。
- 第 59 条 合法的なコンピュータープログラム著作物の複製物の所有者は、自ら使用している機器の必要に応じて当該プログラムを修正し、又はバックアップのため当該プログラムを複製することができる。但し、当該修正物又は複製物の使用は当該所有者に限る。
- 前項所有者が滅失以外の事由により原複製物の所有権を失った場合、著作財産権者の同意を得ない限り、その修正又は複製したプログラムを廃棄しなければならない。
- 第 59 条の 1 台湾管轄区域内で著作権を取得した著作物オリジナル又はその合法的な複製物の所有者は、所有権移転の方式でこれを頒布することができる。
- 第 60 条 著作物オリジナル又はその合法的な複製物の所有者は当該オリジナル又は複製物を貸与することができる。但し、この規定は、録音及びコンピュータープログラムの著作物の複製物については適用しない。

貨物、機器又は設備に附属したコンピュータープログラム著作物の複製物で、当該貨物、機器又は設備に付随して合法的に貸与し、且つ当該貸与の主要な目的物でないものは、前項の但し書の規定を適用しない。

第 61 条 新聞、雑誌に掲載された政治上、経済上又は社会上の時事問題に関する論説は、他の新聞又は雑誌に転載したり、ラジオ又はテレビで公開放送し、又はインターネット上で公開伝送することができる。但し、転載、公開放送又は公開伝送を禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

第 62 条 政治上又は宗教上の公開演説、裁判手続及び国又は地方公共団体の機関における公開陳述は、何人もこれを利用することができる。但し、特定の人々の演説又は陳述を編集著作物に編集しようとする場合は、著作財産権者の同意を得なければならない。

第 63 条 第 44 条、第 45 条、第 48 条第 1 号、第 48 条の 1 から第 50 条まで、第 52 条から第 55 条まで、第 61 条及び第 62 条の規定により他人の著作物を利用することができる場合には、当該著作物を翻訳することができる。

第 46 条及び第 51 条の規定により他人の著作物を利用することができる場合には、当該著作物を改作することができる。

第 46 条から第 50 条まで、第 52 条から第 54 条まで、第 57 条第 2 項、第 58 条、第 61 条及び第 62 条の規定により他人の著作物を利用することができる場合には、当該著作物を頒布することができる。

第 64 条 第 44 条から第 47 条まで、第 48 条の 1 から第 50 条まで、第 52 条、第 53 条、第 55 条、第 57 条、第 58 条、第 60 条から第 63 条までの規定により他人の著作物を利用する場合には、著作物の所出を明示しなければならない。

前項の所出の明示にあたっては、無記名著作物又は著作者が不明な著作物を除き、著作者の氏名又は名称を合理的な方法により表示しなければならない。

第 65 条 著作物の合理的使用は、著作財産権の侵害に該当しないものとする。著作物の利用が第 44 条から第 63 条までの規定又はその他合理的な使用状況に該当するか否かは、一切の事情を審査勘酌しなければならない。特に判断の基準として次に掲げる事項に留意しなければならない。

1. 利用の目的及び性質。商業目的又は非営利の教育目的であるかを含む。
2. 著作物の性質。
3. 利用する分量及びそれが著作物全体に占める割合。
4. 利用の結果が著作物の潜在的な市場と現在の価値に及ぼす影響。

著作権者団体と利用者団体が著作物の合理的な使用範囲について協議を行う場合には、前項の判断の参考とすることができる。

前項の協議過程において、著作権主務官庁の意見を聴取することができる。

第 66 条 第 44 条から第 63 条まで、及び第 65 条の規定は、著作者の著作者人格権に影響を及ぼさない。

第五款 著作物利用の強制使用許諾

第 67 条 (削除)

第 68 条 (削除)

第 69 条 音楽著作物が録音されている商業用録音著作物が発行後 6 ヶ月を経過した場合において、当該音楽著作物を利用して他の販売用録音著作物を製作しようとする者は、著作権主務官庁の強制使用許諾の許可を受け、使用料を支払った上で、当該音楽著作物を利用し、録音・製作することができる。

前項に規定する音楽著作物強制使用許諾の許可、使用料の計算方法及びその他遵守すべき事項に係る規則は、主務官庁がこれを定める。

第 70 条 前条の規定により音楽著作物を利用する者は、その録音著作物の複製物を台湾管轄外区域において販売してはならない。

第 71 条 第 69 条の規定により強制使用許諾の許可を受けた後、その申請に虚偽の事実があると認められる場合、著作権主務官庁はその許可を取り消さなければならない。

第 69 条の規定により強制使用許諾の許可を受けた後、著作権主務官庁が許可した方法で当該著作物を利用しない場合、著作権主務官庁はその許可を取り消さなければならない。

第 72 条 (削除)

第 73 条 (削除)

第 74 条 (削除)

第 75 条 (削除)

第 76 条 (削除)

第 77 条 (削除)

第 78 条 (削除)

第四章 製版權

第 79 条 著作財産権のない、又は著作財産権が消滅した文字著作物又は美術著作物について、製版者が当該文字著作物を整理して印刷したもの、又は当該美術著作物のオリジナルをコピー、印刷その他類似の方法を用いて複製し初版発行したもの、法に従い登録が為された場合は、製版

者はその版面について、コピー、印刷その他類似の方法を用いて複製する権利を専有する。

製版者の権利は、製版完成時から10年間存続する。

前項の保護期間は、当該期間の満了する年の末日を以って期間の終了とする。

製版権の譲渡又は信託は、登記しなければ、第三者に対抗することができない。

製版権登記、譲渡登記、信託登記及びその他遵守すべき事項に係る規則は、主務官庁がこれを定める。

第80条 第42条及び第43条に定める著作財産権の消滅に関する規定、第44条から第48条まで、第49条、第51条、第52条、第54条、第64条及び第65条に定める著作財産権の制限に関する規定は、製版権にこれを準用する。

第四章の一権利管理電子情報及び無断複製防止措置

第80条の1 著作権者が付した権利管理電子情報は、削除又は改ざんすることができない。但し、次に掲げるいずれかの事情に該当する場合には、この限りでない。

1. 行為当時の技術的な制限により、著作物の権利管理電子情報を削除又は改ざんしなければ当該著作物を合法的に使用することができない場合。
2. 録音録画製造又は伝送システム転換時、その転換技術上必要な削除又は改ざんである場合。

著作権管理電子情報が不法に削除又は改ざんされたものであることを明らかに知りながら、当該著作物のオリジナル又はその複製物を頒布し、あるいは頒布を意図して輸入又は所持することはできず、また公開放送、公開実演又は公開伝送することもできない。

第80条の2 著作権者は著作物を他人の無断侵入又は利用することを禁止又は制限するために採用した無断複製防止措置は、合法的な許諾を得ずに、解読、破壊又は他の方法で回避することができない。

合法的な許諾を得ずに、無断複製防止措置を解読、破壊又は回避するための設備、部材、部品、技術若しくは情報を製造、輸入、公衆に提供する若しくは、これらのものをもって役務を提供することができない。

前述二項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

1. 国家安全を確保するための場合。
2. 中央又は地方公共団体が行う場合。

3. 資料取得の有無を確認するために、資料保存施設、教育施設又は公衆の使用する図書館が行う場合。
 4. 未成年者を保護するための場合。
 5. 個人の資料を保護するための場合。
 6. コンピュータ又はインターネットの安全性を検査する場合。
 7. 暗号化の研究を行う場合。
 8. リバーサルエンジニアリングを行う場合。
 9. 他に主務官庁が定めた場合。
- 前項の各号の内容は、主務官庁がこれを定め、定期的に検討する。

第五章 著作権仲介団体並びに著作権の審議及び調停委員会

- 第 81 条 著作財産権者は、権利行使、使用報酬の受領及び分配のために、著作権主務官庁の許可を得た上で、著作権集中管理団体を設立することができる。
- 独占的实施権を受けた者も著作権集中管理団体に加入することができる。
- 第 1 項に言う団体の設立許可、組織、職権及びその監督、指導は、別途法律で定める。
- 第 82 条 著作権主務官庁は著作権審議並びに調停委員会を設置し、次の各号に掲げる業務の処理を行う。
1. 第 47 条第 4 項に規定する使用報酬料率の審議
 2. 著作権集中管理団体と利用者の間で生じた使用報酬の紛争の調停
 3. 著作権又は製版權にかかわる紛争の調停
 4. その他の著作権の審議及び調停に関するコンサルティング
- 前項第三号に定める紛争の調停につき、それが刑事責任にかかわるものは親告罪事件に限定するものとする。
- 第 82 条の 1 著作権主務官庁は調停成立後 7 日以内に、該調停書を管轄法院に送付して審査確定を受けなければならない。
- 前項の調停書につき、法院は迅速に審査確定を行い、法令、公序良俗に違反し又は強制執行できない場合を除き、法官が署名するとともに法院印を押した上で、一部保管し、それ以外は全て著作権主務官庁に返還し当事者に送達しなければならない。
- 法院は審査確定していない事件について、その理由を著作権主務官庁に通知しなければならない。
- 第 82 条の 2 調停が法院の審査承認を受けた後、当事者は該事件について再度起訴、告訴又は自訴することができない。

前項の法院による審査承認を受けた調停は、民事確定判決と同一の効力を有する。法院が審査承認した刑事調停は、金銭又はその他代替物の給付又は有価証券の一定数量を標的とする場合、その調停書は債務名義としての効力を有する。

第 82 条の 3 民事事件がすでに法院に係属しており、判決確定前に調停が成立し、且つ法院の審査確定を受けた場合、調停成立時に起訴が撤回されたものと見なす。

刑事事件の捜査中又は第 1 審弁論終了前に調停が成立し、法院の審査確定を受けるとともに当事者の同意を得て撤回する場合、調停成立時に告訴又は自訴が撤回されたものと見なす。

第 82 条の 4 民事調停が法院の審査確定を受けた後、無効又は取り消しうる事由がある場合には、当事者は原審査確定の法院に対し、調停の無効又は調停取消しを宣告するよう求める訴えを提起することができる。

前項の訴訟につき、当事者は法院が審査確定した調停書の送達後 30 日以内にこれを提起しなければならない。

第 83 条 前条の著作権の審議及び調停委員会の組織規程並びに紛争の調停方法は、主務官庁が起草して行政院の認可を経てこれを公布する。

第六章 権利侵害の救済

第 84 条 著作権者又は製版權者は、その権利を侵害する者に対し、その侵害の排除を請求することができる。また、侵害するおそれがある場合には、その防止を請求することができる。

第 85 条 著作者人格権を侵害する者は、損害賠償の責任を負わなければならない。この場合、財産上の損害でなくても、被害者は相当の金額の賠償を請求することができる。

前項の侵害につき、被害者は、著作者の氏名又は名称の表示、内容の訂正その他名誉を回復するために適当な措置を請求することができる。

第 86 条 著作者の死後においては、遺言に別段の定めがある場合を除き、次に掲げる者は、その順位に従って第 18 条に違反する者又は違反する虞がある者に対し、第 84 条及び前条第 2 項の規定により、救済を請求することができる。

1. 配偶者。
2. 子女。
3. 父母。
4. 孫。
5. 兄弟姉妹。
6. 祖父母。

第 87 条

次に掲げるいずれかに該当する場合、本法に別段の定めがある場合を除き、著作権又は製版權を侵害するものとみなす。

1. 著作者の名誉を害する方法をもってその著作物を利用する場合。
2. 製版權を侵害するものと明らかに知っていながらそれを頒布し、又は頒布する意図で展示又は所持する場合。
3. 著作財産権者又は製版權者の許諾なく複製された複製物又は製版物を輸入する場合。
4. 著作財産権者の同意なく、著作物のオリジナル又はその複製物を輸入する場合。
5. コンピュータープログラムの著作財産権の侵害する複製物をもって業として行う場合。
6. 著作財産権を侵害する物品であることを明らかに知りながら所有権移転又は貸与以外の方法で頒布する場合、あるいは著作財産権を侵害する物品であることを明らかに知りながら頒布を意図して公開展示又は所持する場合。
7. 著作財産権者の同意又は許諾なく、公衆にインターネットを通じて他人の著作を公開輸送又は複製させることを意図し、著作財産権を侵害し、公衆に公開輸送もしくは複製できるコンピュータープログラム又はその他の技術を提供し、それによって利益を受けている者。

前項第 7 号の行為者が、広告もしくはその他の積極的な措置をとり、公衆を教唆、誘致、煽動、説得し、コンピュータープログラム又はその他の技術を利用させ、著作財産権を侵害する者は、該号の意図を具えたとする。

第 87 条の 1

次のいずれかに該当する場合は、前条第 4 号の規定を適用しない。

1. 国又は地方公共団体の機関の利用に供するために輸入する場合。但し、視聴覚著作物のオリジナル又はその複製物を、学校又はその他教育施設の利用に供するために輸入する場合、又は資料保存以外の目的で輸入する場合は、この限りでない。
2. 非営利の学術施設、教育施設又は宗教施設の資料保存に供する目的のために、視聴覚の著作物のオリジナル又は一定数量の複製物を輸入して第 48 条の規定に従い利用する場合、又は図書館が貸与又は資料保存の目的のために、視聴覚著作物以外の他の著作物のオリジナル又は一定数量の複製物を輸入して第 48 条の規定に従い利用する場合。
3. 頒布を目的としない輸入者の個人的使用に供するため、又は入国者の荷物の一部として、著作物のオリジナル又は一定数量の複製物を輸入する場合。

4. 貨物、機器又は設備に包含された著作物のオリジナル又はその複製物が、当該貨物、機器又は設備の合法的輸入に伴い輸入された場合。この場合、当該著作物のオリジナル又はその複製物を、貨物、機器又は設備を使用したり操作する際に複製してはならない。
5. 貨物、機器又は設備に付属した取扱い説明書又はマニュアルが、貨物、機器又は設備の合法的輸入に伴い輸入された場合。但し、取扱い説明書又はマニュアルを目的に輸入する場合は、この限りでない。

前項第2号及び第3号に規定する一定数量は、主務官庁が別に定める。

第88条

故意又は過失により、他人の著作財産権又は製版權を不法に侵害する者は、損害賠償の責任を負う。複数の者が共同して不法侵害行為を為した場合は、連帯して賠償責任を負う。

前項の損害賠償につき、被害者は次に掲げるいずれか1つの規定を選択して請求することができる。

1. 民法第216条の規定により請求する。但し、被害者がその損害を立証できない場合は、その著作権又は製版權の行使により通常の場合から予期できる利益から、権利侵害後に同一権利を行使して得た利益を差し引いた額を、その受けた侵害の額とする。
2. 侵害行為により侵害者が実際に得た利益を請求する。但し、侵害者がそのコスト又は必要費用を立証できない場合は、その侵害行為により得た全収入を、その得た利益とみなす。

前項の規定により被害者がその実際の損害額を証明することが困難な場合、法院に対し、その侵害の状況により、NT\$10,000以上NT\$1,000,000以下の賠償額を算定するよう請求することができる。侵害行為が故意による場合で、且つその侵害状況がひどい場合は、賠償額をNT\$5,000,000まで引き上げることができる。

第88条の1

第84条又は前条第1項の規定により請求する場合、侵害行為により作成されたもの又は主に侵害に用いられたものについて、焼却廃棄又はその他必要な措置を請求することができる。

第89条

被害者は、侵害者の費用負担で判決書の全部又は一部の内容を、新聞、雑誌に掲載することを請求することができる。

第89条の1

第85条及び第88条の損害賠償請求権は、請求権者が損害の存在及び賠償義務者を知った時点から2年間これを行わない場合は、消滅する。権利侵害行為のあった時点から10年を経過した場合も同様とする。

第90条

共同著作物の各著作権者は、それぞれその著作権を侵害する者に対し、本章の規定により救済を求め、且つ持分に応じて損害賠償を請求することができる。

前項の規定は、その他の関係により成立した共有著作権又は製版權の共有者においても準用する。

第 90 条の 1 著作権者又は製版權者は、税関に対し、その著作権又は製版權の侵害となった輸入品又は輸出品の留置を申請することができる。

前項申請は、侵害の事実を記載した書面の提出、及び留置のため留置物の所有者が受けた損害の担保を担保するため、税関が算定した当該輸入品の税込み価額(CIF)又は輸出品の本船渡し価額(FOB)に相当する保証金の供託を以って、行うものとする。

税関は留置の申請を受理次第、申請者に通知しなければならない。前項の規定に合致すると認めて留置を行う際、書面で申請者及び留置物の所有者に通知しなければならない。

申請者又は留置物の所有者は、税関に留置物の検査を行うよう申請することができる。

留置物が、法院の確定判決を経て著作権又は製版權の侵害にあたりと認められた場合、税関によりこれを没収する。没収物のコンテナ延滞料金、倉庫賃貸料金、積み卸し費用等の関連費用及び焼却廃棄処分に要する費用は、留置物の所有者が負担する。

前項の焼却廃棄処分に要する費用は、税関が期限を設けて該期間内に納付するよう通知したにもかかわらず納付しない場合、法律により法院に移送して強制執行をする。

次に掲げるいずれかに該当する場合は、税関は留置処分を取り消し、留置物を輸出入貨物に関する通関規定により処理するほか、申請者は留置のため留置物の所有者が受けた損害を賠償しなければならない。

1. 留置物が、法院の確定判決を経て著作権又は製版權の侵害にあたりと認められた場合。
2. 税関が申請者に留置申請の受理を通知した日から 12 日以内に、留置物を侵害物とする訴訟が提起されたことにつき、告知を受けなかった場合。
3. 申請者が、留置処分の取り消しを申請した場合。

前項第 2 号に規定する期限は、税関が必要と認めた場合、12 日間これを延長することができる。

次の各号のいずれかに該当する場合は、税関は申請者の申請により保証金を返還するものとする。

1. 法院の判決を経て申請者の勝訴が確定し、又は留置物の所有者との和解が成立し、引き続き保証金の供託が必要と認められない場合。

2. 留置処分を取り消した後、申請者が留置物の所有者に対し、20 日以上の期間を定め、権利行使の旨を催告したにもかかわらず、それを行わないことが証明された場合。

3. 留置物の所有者が、返還に同意した場合。

留置物の所有者は、第 2 項に規定する保証金に対し、質権者と同一の権利を有する。

税関は勤務の執行により外観が明らかに著作権侵害の虞のある輸出入品を発見した場合、勤務日の一日内に権利者に通知し、輸出入者に許諾資料の提供を通知することができる。権利者は通知を受け、空運による輸出の場合は 4 時間、空運による輸入及び海運による輸出入の場合は勤務日の一日内に税関に到着して認定の協力をしなければならない。権利者が不明又は通知不能の場合、権利者が通知を受けて期限内に到着しない場合、若しくは権利者の認定により、係争標的物が権利侵害がないと判断した場合は、他の通関規定に違反する事情がある場合を除き、通関させなければならない。

権利侵害物と認定された貨物は、一時的に通関禁止とする。

通関禁止となされた貨物に対し、権利者が三日の勤務日以内に第 1 項ないし第 10 項の規定に従って税関に留置申請をしないとき、又は権利を保護するための民事、刑事訴訟手続きを行わないとき、他の通関規定に違反する事情場合を除き、通関させなければならない。

第 90 条の 2 前条の施行規則は、主務官庁と財政部が共同でこれを定める。

第 90 条の 3 第 80 条の 1 又は第 80 条の 2 の規定に違反し、著作権者が損害を受けた場合、賠償責任を負う。2 以上の者が共同で違反した場合、連帯賠償責任を負う。

第 84 条、第 88 条の 1、第 89 条の 1 及び第 90 条の 1 の規定は、第 80 条の 1 又は第 80 条の 2 の規定に違反した場合に準用する。

第六章の一 インターネット・サービス・プロバイダーの民事免責事由

第 90 の 4 条 以下に掲げる規定に合致するインターネット・サービス・プロバイダーは、第 90 条の 5 から第 90 条の 8 の規定を適用する。

1. 契約、電子伝送、自動探知システム又はその他の方法をもって、ユーザにその著作権又は製版權にかかわる保護措置を告知し、かつ、当該保護措置を確実に履行している。
2. 契約、電子伝送、自動探知システム又はその他の方法をもって、ユーザに権利侵害の事実が 3 回あった場合、全部又は一部のサービスを終了することを告知している。
3. 通知文書受取の連絡窓口情報を公告している。

4. 第三項の通用認証又は保護技術措置を実施している。

接続サービス・プロバイダーが著作権者又は製版權者からユーザの行為が権利侵害に係っているとの通知を受け取った後、当該通知を電子メールで当該ユーザに転送した場合、前項第一号の規定に該当するものと見なす。

著作権者又は製版權者が著作権又は製版權を保護するための通用認証又は保護技術措置を提供し、主務官庁の許可を得ているものにあつては、インターネット・サービス・プロバイダーはこの実施に協力しなければならない。

第90の5条 次に掲げる事情に該当する場合、接続サービス・プロバイダーは、そのユーザによる他人の著作権又は製版權への侵害行為に対して、賠償責任を負わない。

1. 伝送した情報はユーザの発信又は要求によるものである場合
2. 情報の伝送、送信、リンク又は保存が自動化技術により行われ、かつ、接続サービス・プロバイダーは伝送情報について如何なる選別又は修正も行っていない場合

第90の6条 次に掲げる事情に該当する場合、キャッシングサービス・プロバイダーは、そのユーザによる他人の著作権又は製版權への侵害行為に対して、賠償責任を負わない。

1. アクセスした情報を変更しなかった場合
2. 情報提供者が当該自動的にアクセスしたオリジナル情報を修正、削除又は遮断した際に、自動化技術により同一の処理を行った場合
3. 著作権者又は製版權者からユーザが権利侵害行為に係わっているとの通知があつた後、直ちに当該権利侵害に係わる内容又は関連情報を削除又は他人のアクセスを不能にした場合

第90の7条 次に掲げる事情に該当する場合、情報保存サービス・プロバイダーは、そのユーザによる他人の著作権又は製版權への侵害行為に対して、賠償責任を負わない。

1. ユーザが権利侵害行為に係わっていることを知らない場合
2. ユーザの権利侵害行為から直接に財産上の利益を得ていない場合
3. 著作権者又は製版權者からユーザが権利侵害行為に係わっているとの通知があつた後、直ちに当該権利侵害に係わる内容又は関連情報を削除又は他人のアクセスを不能にした場合

第90の8条 次に掲げる事情に該当する場合、検索サービス・プロバイダーは、そのユーザによる他人の著作権又は製版權への侵害行為に対して、賠償責任を負わない。

1. 検索又はリンクした情報が権利侵害に係わっていることを知らない場合
2. ユーザの権利侵害行為から直接に財産上の利益を得ていない場合
3. 著作権者又は製版權者からユーザが権利侵害行為に係わっているとの通知があった後、直ちに当該権利侵害に係わる内容又は関連情報を削除又は他人のアクセスを不能にした場合

第 90 の 9 条

情報保存サービス・プロバイダーは、ユーザと約定した連絡方法又はユーザが登録した連絡情報に従い、第 90 条の 7 第三号に定める処理の状況を権利侵害に係わっているとされる当該ユーザに転送しなければならない。ただし、その提供するサービスの性質上、通知できない者は、この限りではない。

前項のユーザが権利侵害に係わっていないと自認した場合は、回復通知文書を添付した上で、情報保存サービス・プロバイダーにその削除された、又は他人がアクセスできないようにされた内容又は関連情報の回復を要求することができる。

情報保存サービス・プロバイダーは、前項に言う回復通知を受け取った後、直ちに回復通知文書を著作権者又は製版權者に転送しなければならない。

著作権者又は製版權者が情報保存サービス・プロバイダーによる前項通知を受け取った翌日から起算して 10 業務日以内に、情報保存サービス・プロバイダーに当該ユーザに対し訴訟を提起している証明を提出した場合、情報保存サービス・プロバイダーは回復義務を負わない。

著作権者又は製版權者が前項規定に従わず、訴訟提起の証明を提出しなかった場合、情報保存サービス・プロバイダーは、遅くとも回復通知を転送した翌日から起算して 14 業務日以内に削除した又は他人のアクセスを不能にした内容又は関連情報を回復しなければならない。ただし、回復できない場合は、事前にユーザに告知するか、又はその他の妥当な方法をユーザの回復に提供しなければならない。

第 90 の 10 条

1. 第 90 条の 6 から第 90 条の 8 の規定に従い、当該権利侵害に係わっている内容又は関連情報を削除又は他人のアクセスを不能にした場合。

2. ユーザの行為が権利侵害に係わっていることを知った後、善意により当該権利侵害に係わっている内容又は関連情報を削除又は他人のアクセスを不能にした場合。

第90の11条 故意又は過失により、インターネット・サービス・プロバイダーに対し、不実の通知又は回復通知を提出して、ユーザ、著作権者、製版權者又はインターネット・サービス・プロバイダーに損害を蒙らせた者は、損害賠償責任を負う。

第90の12条 第90条の4に言う連絡窓口の公告、第90条の6から第90条の9に言う通知、回復通知の内容、記載すべき事項、補正及びその他の遵守すべき事項にかかわる規定は、主務官庁がこれを定める。

第七章 罰則

第91条 無断で複製の方法により他人の著作財産権を侵害した者は、3年以下の懲役、拘留に処し、又は75万台湾元以下の罰金を科し又は併科する。

販売又は貸与の目的をもって無断で複製の方法により他人の著作財産権を侵害した者は、6ヶ月以上5年以下の懲役、拘留に処し、又は20万台湾元以上200万台湾元以下の罰金を科し又は併科する。

光ディスクで複製する方法で第1項の罪を犯した場合、6ヶ月以上5年以下の懲役、拘留に処し、又は50万台湾元以上500万台湾元以下の罰金を科し又は併科する。

著作物を私的参考又は合理的な使用に供する場合、著作権の侵害を構成しない。

第91条の1 無断で所有権移転の方法を以って著作物のオリジナル又はその複製物を頒布し他人の著作財産権を侵害した場合、3年以下の懲役、拘留に処し、又は50万台湾元以下の罰金を科し又は併科する。

著作財産権を侵害する行為によって作成された複製物を知悉してこれを頒布し、又は頒布の目的とし公開展示又は所持する場合、3年以下の懲役に処し、又は7万台湾元以上75万台湾元以下の罰金を併科する。

前項の罪を犯し、その複製物が光ディスクである場合、6ヶ月以上3年以下の懲役に処し、又は20万台湾元以上200万台湾元以下の罰金を併科する。但し、第87条4号の規定に違反して輸入した光ディスクは、この限りでない。

前二項の罪を犯し、その物品の供給元の情報を提供した結果、当該供給元が逮捕された場合、当該情報提供者の刑を軽減することができる。

- 第 92 条 無断で公開口述、公開放送、公開上映、公開実演、公開伝送、公開展示、改作、編集又は貸与の方法により他人の著作財産権を侵害した者は、3 年以下の懲役、拘留に処し、又は 75 万台湾元以下の罰金を科し又は併科する。
- 第 93 条 次の各号のいずれかに該当する者は、2 年以下の懲役、拘留に処し、又は 50 万台湾元以下の罰金を科し又は併科する。
1. 第 15 条乃至第 17 条に規定する著作人格権を侵害した者。
 2. 第 70 条の規定に違反した者。
 3. 第 87 条第 1 項第 2 款、第 3 款、第 5 款又は第 6 款に定めるいずれかの方法により他人の著作権を侵害した者。但し、第 91 条の 1 の第 2 項及び第 3 項に定める場合は、この限りではない。
 4. 第 87 条 1 項 7 号の規定に違反した者。
- 第 94 条 削除。
- 第 95 条 第 112 条の規定に違反した者は、1 年以下の懲役、拘留に処し、又は 2 万台湾元以上 25 万台湾元以下の罰金を科し又は併科する。
- 第 96 条 第 59 条第 2 項又は第 64 条の規定に違反した者は、NT\$50,000 以下の罰金に処する。
- 第 96 条の 1 次のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役、拘留に処し、又は 2 万台湾元以上 25 万台湾元以下の罰金を科し又は併科する。
1. 第 80 条の 1 に違反した者。
 2. 第 80 条の 2 の第 2 項に違反した者。
- 第 96 条の 2 本章により罰金を科す場合、犯人の資金力及び犯罪で得た利益を斟酌しなければならない。犯罪で得た利益が罰金の最高額を上回っている場合には、当該得た利益の範囲内で追徴を酌量することができる。
- 第 97 条 (削除)
- 第 97 条の 1 事業者が公開伝送の方法により、第 91 条、第 92 条及び第 93 条 4 号の罪を犯し、法院から有罪の判決を受けたものは、その行為を直ちに中止しなければならない。中止せず、また主務官庁が専門家・学識経験者及び関連業者を召喚し審理した上で、当該侵害の情状が重大かつ著作権者の権益に嚴重に影響していると認定したものについては、主務官庁は当該事業者に対し、一ヶ月の期限を設けてその行為を改めるよう命じなければならない。期限を過ぎても改めなかった者については、営業停止を命令するか休業を強制することができる。
- 第 98 条 第 91 条から第 93 条まで、第 95 条から第 96 条の 1 までの罪を犯し、犯罪に使用し又は犯罪によって得た物は、これを没収することができる。但し、第 91 条第 3 項及び第 91 条の 1 第 3 項の罪を犯した場合、それが没収できる物は犯人に属するものに限らない。

- 第 98 条の 1 第 91 条第 3 項又は第 91 条の 1 第 3 項の罪を犯し、その行為者が逃亡し行方がわからない場合には、犯罪に使用し又は犯罪で得た物は、司法警察機関が直接没収することができる。
前項の没収した物は、没収金を国庫に納める以外、これを焼却するものとする。その焼却又は没収金の処理手続は、社会秩序維持法の関連規定を準用し処理するものとする。
- 第 99 条 第 91 条から第 93 条まで、第 95 条までの罪を犯した場合は、被害者その他告訴権を有する者の請求により、判決書の全部又は一部を新聞に掲載することを命じることができ、その費用は被告が負担する。
- 第 100 条 本章の罪は、告訴を待ってこれを論ずる。但し、第 91 条第 3 項、第 91 条の 1 第 3 項の罪はこの限りでない。
- 第 101 条 法人の代表者、法人又は自然人の代理人、使用人その他の従業者が、業務遂行により第 91 条から第 93 条まで、第 95 条から第 96 条の 1 までの罪を犯した場合は、当該各条の規定により行為者を罰するほか、当該法人又は自然人に対し、当該各条の罰金を科する。
前項の行為者、法人又は自然人の一方に対してした告訴又は告訴の取り消しは、他方にもその効力が及ぶ。
- 第 102 条 認可を受けていない外国法人は、第 91 条から第 93 条まで、第 95 条から第 96 条の 1 までの罪に対し、告訴又は自訴を提起することができる。
- 第 103 条 司法警察官又は司法警察は、他人の著作権又は製版權を侵害したとして告訴又は告発を受けた者に対し、法によりその侵害物を差し押さえた上、送検することができる。
- 第 104 条 (削除)

第八章 附 則

- 第 105 条 本法の規定に基づき強制使用許諾、製版權の登記、製版權の譲渡登記、製版權の信託登記、調停、製版權登記簿の閲覧又は謄本の交付を請求する場合は、手数料を支払わなければならない。
前項手数料の料金基準は、主務官庁がこれを定める。
- 第 106 条 1992 年 6 月 10 日付本法改正法の施行前に完成された著作物であって、且つ 1998 年 1 月 21 日付本法改正施行前の本法第 106 条から第 109 条までのいずれかの規定に該当するものは、本章に別段の定めがある場合を除き、本法（新法）の規定を適用する。
1992 年 6 月 10 日付本法改正法の施行後に完成された著作物は、本法の規定を適用する。
- 第 106 条の 1 世界貿易機関（WTO）において為された協定が台湾管轄区域において効力を生ずる日より前に完成された著作物であって、改正前の著

著作権法により著作権を取得しておらず、且つ、本法に定めるところの著作財産権期間の計算規定によって、それがなお存続する場合、本章に別段の定めのある場合を除き、本法を適用する。但し、外国人の著作物であって、その最初の発行国において保護期間が満了したものは、これを適用しない。

前項但し書に規定する最初の発行国は、西暦 1971 年文学及び美術著作物の保護に関するベルヌ条約第 5 条の規定により定める。

第 106 条の 2

前項の規定により保護を受ける著作物の利用者は、世界貿易機関において為された協定が台湾管轄区域で効力を生ずる日より前に既に当該著作物の利用に着手し、又は当該著作物を利用するために既に莫大な投資をした場合は、本章に別段の定めのある場合を除き、同協定の台湾における発効日から 2 年間継続して当該著作物を利用することができ、第 6 章及び第 7 章の規定を適用しない。

2003 年 6 月 6 日付本法改正施行前から利用者が前項規定により著作物を利用していた場合、貸与又は貸借の状況を除き、当該著作物について合理的な使用料を通常自由交渉により取決め、利用される著作物の著作財産権者に支払わなければならない。

前条の規定により保護を受ける著作物につき、利用者が使用許諾を受けずに完成した複製物は、本法改正公布の 1 年後から、販売することはできない。

前条の規定により保護を受ける著作物を利用して新たに創作した著作物の複製物は、前項の規定を適用しない。但し、第 44 条から第 65 条までの規定以外に、当該著作物について合理的な使用料を通常自由交渉により取決め、利用される著作物の著作財産権者に支払わなければならない。

第 106 条の 3

世界貿易機関において為された協定が台湾管轄区域で効力を生ずる日より前に第 106 条の 1 に規定する著作物を改作して完成された二次的著作物であって、これまでの旧法により保護を受けているものは、同協定が台湾において効力を生じた後、継続して利用することができ、第 6 章及び第 7 章の規定を適用しない。

2003 年 6 月 6 日付本法改正施行前から、前項の規定により著作物を利用していた者は、当該著作物について合理的な使用料を通常自由交渉により取り決め、原著作物の著作財産権者に支払わなければならない。

前二項の規定は、二次的著作物の保護に影響を及ぼさない。

第 107 条

(削除)

第 108 条

(削除)

第 109 条

(削除)

- 第 110 条 第 13 条の規定は、1992 年 6 月 10 日付本法の改正施行前に既に登録された著作物には適用しない。
- 第 111 条 第 11 条及び第 12 条の規定は、次のいずれかに該当するものについては、適用しない。
1. 1992 年 6 月 10 日付改正施行前の本法第 10 条及び第 11 条の規定により著作権を取得した場合。
 2. 1998 年 1 月 21 日付改正施行前の本法第 11 条及び第 12 条の規定により著作権を取得した場合。
- 第 112 条 1992 年 6 月 10 日付本法改正施行前に、同改正法施行前の旧法の保護を受けている外国人の著作物を翻訳し、その著作権者の同意を得ていない場合、1992 年 6 月 10 日付本法改正施行後、第 44 条から第 65 条の規定に該当する場合を除き、当該翻訳物を複製することはできない。
- 前項に規定する翻訳物の複製物は、1992 年 6 月 10 日付本法改正法の施行日から 2 年を経過した後、販売してはならない。
- 第 113 条 2003 年 6 月 6 日付本法改正施行前取得した製版權は、本法に定める権利期間の計算により依然として存続中である場合、本法（新法）の規定を適用する。
- 第 114 条 (削除)
- 第 115 条 本国が著作権の保護につき外国の団体又は機構と相互に締結した協議であって、行政院の認可を経たものは、第 4 条にいう協定とみなす。
- 第 115 条の 1 製版權登記原簿、登録台帳又は製版物の見本は、一般大衆の閲覧、抄録に提供しなければならない。
- 1998 年 1 月 21 日付本法改正施行前の著作権の登録台帳、登記原簿又は著作物の見本は、一般大衆の閲覧、抄録に提供することができる。
- 第 115 条の 2 法院は、著作権に係る訴訟事件につき、専門の法廷を開き、又は担当者を指定して、審理を行わせることができる。
- 法院は、著作権の訴訟事件につき、判決書の正本一部を著作権主務官庁に送付しなければならない。
- 第 116 条 (削除)
- 第 117 条 本法は、1998 年 1 月 21 日に改正公布された第 106 条の 1 から第 106 条の 3 までの規定が、世界貿易機関において為された協定が台湾で効力を生じる日より施行され、また 2006 年 5 月 5 日に改正公布された条文は、同年 7 月 1 日より施行されるのを除き、公布の日より施行する。

台湾公平交易法

公布・施行 1991年02月04日
改正 1999年02月03日
2000年04月26日
2002年02月06日
2010年6月9日
2011年11月23日

第一章 総則

(本法制定の目的)

第1条 本法は、取引秩序及び消費者利益を保護し、公正な競争を確保し、国民経済の安定及び繁栄を促進するために制定されたものである。本法に規定されていないものについては、他の関連する法律の規定を適用する。

(事業者の定義)

第2条 本法において事業者とは、次のものをいう。

1. 会社
2. 自営業又はパートナーシップ形式による工業又は商業の事業体
3. 同業組合
4. その他商品又は役務の提供により取引に従事する個人又は団体

(取引相手の定義)

第3条 本法において取引相手とは、事業者と取引を行う又は取引を成立する供給者又は需要者をいう。

(競争の定義)

第4条 本法において競争とは、2つ以上の事業者が取引市場で、より有利な価格、数量、品質、サービス又はその他の条件をもって、取引の機会を獲得するための行為をいう。

(独占、独占とみなす情況、特定市場の定義)

第5条 本法において独占とは、事業者が特定の市場において無競争状態、又は競争を排除できる能力がある圧倒的地位を占める状態をいう。2つ以上の事業者が実際に価格競争を行わず、その全体の対外的な関係が前項規定のような場合、独占とみなす。

第1項において特定の市場とは、事業者が一定の商品又は役務に関して従事する競争の区域又は範囲をいう。

(独占事業者の認定標準)

第5条の1 次のいずれの状況にも該当しない事業者は、前条において独占事業の認定対象とならない。

1. 一つの事業者の特定市場における市場占有率が2分の1に達する場合。
2. 二つの事業者全体の特定市場における市場占有率が3分の2に達する場合。
3. 三つの事業者全体の特定市場における市場占有率が4分の3に達する場合。

前項各号のいずれかの状況に該当し、その個別事業者の該特定市場における占有率が10分の1に達しない場合、又はその個別事業者の前会計年度の総売上高が10億台湾元に達しない場合、該事業者は独占事業の認定対象とならない。

事業の設立、又は事業者が提供する商品又は役務の特定市場への参入が、法令又は技術的な制限を受ける、あるいはその他市場の需要と供給に影響を与え市場競争を阻害しうる事情がある場合には、前2項の認定対象とならないものであっても、中央主務官庁はこれを独占事業者と認定することができる。

(事業結合の定義)

第6条 本法において結合とは、事業者に次のいずれかの事情がある場合をいう。

1. 他の事業者と合併する場合。
2. 他の事業者の株式を保有又は取得した場合、又は出資額が当該他の事業者において議決権がある株式総数又は資本総額の3分の1以上に達する場合。
3. 他の事業者の営業又は財産の全部又は主要部分を譲り受け又は借り受ける場合。
4. 他の事業者と経常的に共同経営する場合、又は他の事業者の委託を受けて経営する場合。
5. 他の事業者の業務・経営又は人事任免を直接又は間接的にコントロールする場合。

前項第2号の株式又は出資額を算定する際、該事業が支配する事業及び該事業に従属する事業者が保有又は取得する他の事業者の株式又は当該他の事業への出資額を含まなければならない。

(連合行為の定義)

第7条 本法において連合行為とは、事業者が契約、協議又はその他の形式の合意をもって競争関係にある他の事業者と共同して商品又は役務の価

格を決定したり、又は数量、技術、製品、設備、取引対象、取引の地区等を制限することにより相互に事業活動を拘束する行為をいう。

前項において連合行為とは、同一の生産販売段階にある事業者の水平連合が、生産、商品取引き又は役務の需要と供給といった市場機能に影響を与えうる場合に限る。

第 1 項において「その他の形式で合意」とは、契約、協議以外の意思疎通が、法的な拘束力の有無を問わず、実際に共同行為に至らすことができるものをいう。

同業組合が規程又は会員大会、取締役会、監査役会の決議又はその他の方法によって事業活動について取決める行為も第 2 項の水平連合とする。

(マルチ商法、マルチ事業者及び参加者の定義)

第 8 条 本法においてマルチ商法とは、商品又は役務の販売促進又は販売に係る計画又は組織において、入会者が一定の対価を支払うことにより、商品又は役務の販売促進する権利、及び他人を紹介し入会させる権利を取得し、これらをもって手数料や奨励金、その他経済利益を得ることをいう。

前項において一定の対価の支払いとは、金銭の支払い、商品の購入、役務の提供又は債務の負担をいう。

本法においてマルチ事業とは、マルチ商法の運営計画又は組織を取り決めて、マルチ行為を統一的に計画する事業をいう。

外国事業の参加者又は第三者が、該事業のマルチ商法の計画又は組織を導入する場合、前項のマルチ事業者とみなす。

本法において参加者とは、次の者をいう。

1. マルチ事業の計画又は組織に加入して、商品又は役務の販売促進又は販売し、並びに他人を紹介して、入会させる者。
2. 一定の対価の支払いが蓄積されてはじめて商品又は役務の販売促進又は販売する権利、及び他人を紹介して入会させる権利を取得できることについて、マルチ事業と取決めを交わす者。

(主務官庁)

第 9 条 本法において主務官庁とは、中央政府においては行政院公平交易委員会を、直轄市（台北市、高雄市）においては直轄市庁を、県(市)においては県(市)庁をいう。

本法に定めた事項が他の機関の所管と係わりがある場合、行政院公平交易委員会が当該機関と協議して取り扱う。

第二章 独占、結合、連合行為

(独占事業の禁止行為)

第 10 条

独占的事業者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

1. 不公正な方法をもって、直接的又は間接に他事業の競争参入を阻害すること。
2. 商品の価格又は役務の報酬を不正の決定、維持又は変更をなさること。
3. 正当な理由がないにもかかわらず、取引相手に特別な優遇を求めてこれをさせること。
4. その他、市場における自己の地位を濫用する行為。

(事業結合の申請基準、待受け期間及びその例外)

第 11 条

事業者の結合について、次のいずれかに該当する場合、中央主務官庁に結合の認可を申請しなければならない。

1. 事業者が結合することによって、その市場占有率が 3 分の 1 に達する場合。
2. 結合に参加する 1 つの事業者の市場占有率が、4 分の 1 に達する場合。
3. 結合に参加する事業者の前会計年度の売上高が、中央主務官庁により公告された金額を超える場合。

前項第 3 号の売上高は、中央主務官庁が金融機関事業及び非金融機関事業についてそれぞれ公告することができる。

事業者は、中央主務官庁が事業者より提出された申請資料を全て受理した日から 30 日以内に、結合を行ってはならない。但し、中央主務官庁は、必要があると認めれば、該期間を短縮又は延長し、並びに申請を提出した事業者に書面にて通知することができる。

中央主務官庁が前項の但書により延長した期間は、30 日を超えてはならない。延長された期間において結果の認可を申請する案件に対し、第 12 条の規定により、決定を行わなければならない。

中央主務官庁が、上記の期間を過ぎても第 3 項の但書の延長通知、又は前項の決定を行わなかった場合、事業者が直ちに結合することができる。但し、次のいずれかの情況に該当する場合、直ちに結合することはできない。

1. 結合の認可を申請した事業者の同意を得て、期間が再延長される場合。
2. 事業者が申請した事項に虚偽不実がある場合。

(事前申請の適用除外)

第 11 条の 1 前項第 1 項の規定は、次の情況に適用しない。

1. 結合に参加する 1 つの事業者が他の事業者の株式を保有し、又はこれに出資し、且つその数が該事業において議決権がある株式総

数又は資本総額の 50%以上に達しているにもかかわらず、当該他の事業者と結合する場合。

2. 同一事業において保有する株式又は出資額が議決権がある株式総数又は資本総額の 50%以上に達している事業者間の結合である場合。
3. 事業者がその全て又は主要部分の営業、財産、又は独立して運営することのできる業務の全部又は一部を、その独自に新設した他の事業者に譲渡する場合。
4. 事業者が会社法第 167 条第 1 項の但書又は証券法第 28 条の 2 の規定により株主が保有する株式を回収したことによって、該原株主が第 6 条第 1 項第 2 号の情況に合致する場合。

(申請案の決定及び附属条項)

第 12 条 事業結合の申請に対して、その結合が経済全体にもたらす利益が競争制限により生じる不利益より大きい場合、中央主務官庁は該結合を禁止してはならない。

中央主務官庁は、第 11 条第 4 項の申請案に対して行う決定について、該結合の経済全体にもたらす利益が競争制限により生じる不利益より小さくならないよう条件又は負担を付け加えることができる。

(不正な結合及び附属条項の未履行に関する処罰)

第 13 条 事業者が第 11 条第 1 項、第 3 項の規定に違反して結合した場合、又は申請後、中央主務官庁がその結合を禁止したにもかかわらず結合した場合、又は前条第 2 項の結合に付け加えた負担を、履行しない場合、中央主務官庁は、該結合を禁止し、期限を定めて、事業の分設、全て又は一部の株式の処分、業務の一部譲渡、職務の解任、又はその他必要な処分を命じることができる。

事業者が中央主務官庁の前項による処分に違反した場合、中央主務官庁は事業者に対し、解散、営業停止又は中止を命じることができる。

(連合行為の禁止、例外的な許可及びその査定期限)

第 14 条 事業者は連合行為をしてはならない。但し、連合行為が次のいずれかに該当し、且つ経済全体及び公共の利益に有益なものであり、中央主務官庁の許可を受けた場合は、この限りでない。

1. コストの引下げ、品質の改善又は効率の向上のために、商品の規格又は形式を統一すること。
2. 技術の向上、品質の改善、コストの引き下げ又は効率向上のために、共同して商品又は市場の研究開発をすること。
3. 事業の合理的経営を促進するために、専門化された分野に従事すること。

4. 輸出の確保又は促進のために、専ら海外市場における競争に関して取り決めをすること。
5. 貿易機能を強化するために、外国製品の輸入に関して共同行為をすること。
6. 経済が不景気な期間において、商品の市場価格が平均的な生産コストを下まわり、該業種の事業を継続して維持することが困難となり、又は生産過剰に至る場合において、計画的に需要に合わせるため、生産・販売数量、設備又は価格の制限に係る共同行為をすること。
7. 中小企業の経営効率又は競争力を高めるために、共同行為をすること。

中央主務官庁が前項の申請を受理した後、3ヶ月以内に査定を作成しなければならない。必要がある場合、一回に延長することができる。

(連合行為許可の附属条項及び許可期限)

- 第 15 条 中央主務官庁は、前条の許可を為さる際、条件、制限又は負担を付することができる。
- 認可には期限をつけなければならない、その期間は 3 年を超えないものとする。事業者には正当な理由がある場合、期間満了前 3 ヶ月以内に書面をもって中央主務官庁に延長を申請することができる。該延長期間は 3 年を超えないものとする。

(連合行為許可の取り消し及び変更)

- 第 16 条 連合行為は許可を受けた後、許可事由が消滅したり、経済状況が変化した場合、又は事業者には認可範囲を超える行為がある場合、中央主務官庁は、許可の取り消し、許可の内容変更、該行為の停止や改善の命令、又は必要な訂正措施を採ることができる。

(連合行為許可に係る事項の登録及び公報掲載)

- 第 17 条 中央主務官庁は、前三条に定める許可、条件、制限、負担、期限及び関連処分に対して、専用の登記簿を備え、これらの事項を登記して、並びに政府公報に掲載しなければならない。

第三章 不正競争

(再販価格の取決め)

- 第 18 条 事業者は取引相手に対して、該取引相手が事業者の供給された商品を第三者に再販売する場合、又は第三者が再び該商品を再販売する場合、

自由に再販売価格を決定させなければならない。この規定に反する取決めは無効とする。

(競争を制限する又は公正な競争を阻害するおそれがある行為)

第 19 条 次のいずれかに該当する行為で、競争を制限又は公正な競争を阻害するおそれがある場合、事業者はこれをしてはならない。

1. 特定の事業者に損害を与える目的で、他の事業者に対し、該特定事業に対して商品の供給、購入、又はその他取引行為を断絶させる行為。
2. 正当な理由なく、他の事業者に対して差別的に遇する行為。
3. 脅迫、利益で誘い、又はその他不正の方法をもって、競争者の取引相手に、自己と取引させる行為。
4. 脅迫、利益で誘い、又はその他不正の方法をもって、他の事業者に対し、価格の競争をさせず、結合又は連合行為に参加させる行為。
5. 脅迫、利益で誘い、又はその他不正の方法をもって、他の事業者の生産販売上の秘密、取引相手の資料、又はその他関連技術上の秘密を取得する行為。
6. 取引相手の事業活動を不正に制限する条件をもって、当該取引相手と取引する行為。

(模倣の表徴又は外国の著名商標)

第 20 条 事業者は、その営業において提供する商品又は役務につき、次に掲げる行為をしてはならない。

1. 関連事業又は消費者に一般的に認識されている他人の氏名、商号又は会社の名称、商標、商品容器、包装、外観又はそのほかに、他人の商品を示す表徴と同一又は類似するものを使用し、それをもって他人の商品と混同を生じさせること、又は当該表徴を使用する商品を販売、運送、輸出あるいは輸入すること。
2. 関連事業又は消費者に一般的に認識されている他人の氏名、商号又は会社の名称、標章又はそのほかに、他人の営業、役務を示す表徴と同一又は類似するものを使用し、それをもって他人の営業又は役務の施設又は活動と混同を生じさせること。
3. 同一又は類似の商品について、未登録の外国の著名な商標と同一又は類似するものを使用すること、又は該商標を使用する商品を販売、運送、輸出又は輸入すること。

前項の規定は、次の各号に掲げる行為に適用しない。

1. 普通の使用方法で、商品自体の慣用名称又は取引上同類の商品の慣用表徴を使用すること、又は該名称又は表徴を使用する商品を販売、運送、輸出又は輸入すること。

2. 普通の使用方法で、取引上同種の営業又は役務の慣用名称、又はその他表徴を使用すること。
3. 自己の氏名を善意的に使用すること、又は該氏名を使用する商品を販売、運送、輸出又は輸入をすること。
4. 前項第 1 号又は第 2 号に定める表徴について、関連事業又は消費者に一般的に認識されてない前に、それと同一又は類似するものを善意的に使用し、又は該表徴を用いる善意使用者からその営業と共に該表徴を譲り受けて使用し、又は該表徴を用いる商品を販売、運送、輸出又は輸入すること。

事業者は、他の事業者が前項第 3 号又は第 4 号の行為により、自己の営業、商品、施設又は活動が損害を受け、又は混同を生じるおそれがある場合、他の事業者に対し、適当な表徴をつけるよう要請することができる。但し、これは商品の運送しか行わない事業者に適用しない。

(虚偽不実又は誤解を生じさせる表示又は表徴)

第 21 条 事業者は、商品又は商品に係る広告において、又はそのほか公衆に知らせる方法によって、商品の価格、数量、品質、内容、製造方法、製造期日、有効期限、使用方法、用途、原産地、製造者、製造地、加工者、加工地等につき、虚偽又は不実で、又は誤解を生じさせる表示又は表徴をすることはできない。

事業者は、前項の虚偽又は不実で、又は誤解を生じさせる表示を掲載する商品を販売、運送、輸出又は輸入することはできない。

事業者が提供する役務について、前二項の規定に準用する。

広告代理業者は、事実を明らかに知りながら、又は知り得べき状況であるにもかかわらず、誤解を引き起こす広告を製作又は設計した場合、広告主と共に損害賠償の連帯責任を負う。広告メディア業者は、その放送又は刊行する広告が誤解を生じさせるおそれがあるものであることを知りながら、又は知り得べき状況であるにもかかわらず、当該広告を放送又は刊行する場合、広告主と共に損害賠償の連帯責任を負う。広告の推薦者は、その推薦の行為が誤解を生じさせるおそれがあるものであることを知りながら、又は知り得べき状況であるにもかかわらず、推薦の行為をなした場合、広告主と共に損害賠償の連帯責任を負う。但し、広告の推薦者が世間に知られる人物、専門家又は機構でない場合、広告主から得た報酬の 10 倍の範囲に限り、広告主と共に連帯賠償責任を負う。

前項にいう広告の推薦者とは、広告において商品若しくは役務に対する意見、信頼、発見又は自身の体験結果を反映する、広告主以外の者を指す。

(営業誹謗の禁止)

第 22 条 事業者は、競争の目的をもって、他人の営業上の信用損害を与えるに足る不実の事柄を陳述又は流布することはできない。

(変質なマルチ商法の禁止)

第 23 条 マルチ商法は、加入者が商品又は労務の普及又は販売促進において適正な価格に基づいたものでなく、主として他人の入会の紹介に基づいて手数料、奨励金その他経済的利益を得る場合は、これをしてはならない。

(マルチ商法の加入者の契約解除)

第 23 条の 1 マルチ商法の加入者は、契約した日より 14 日以内に、書面をもって、当該マルチ商法事業者に契約を解除する旨を通知することができる。マルチ商法事業者は、契約が解除された後 30 日以内に、加入者による返品 of 請求を受け入れ、当該商品を回収して、又は加入者自身に当該商品を返送させて、並びに契約解除時に全ての商品の購入代金、及びその他加入者が入会時に支払った費用を加入者に返金しなければならない。

マルチ商法事業者は、前項の規定に従って加入者に返金する際、当該商品の返品時に、加入者の責任に帰すべき事由で商品が毀損され価値が減少した際の損害額及び商品購入によって加入者に支払った奨励金又は報酬を、控除することができる。

前項の返品が当該事業者の回収によりなされた場合、当該商品の回収に要した運送費も控除することができる。

(マルチ商法加入者の契約終了)

第 23 条の 2 前条第 1 項の解除権期間過ぎても、加入者は、いつでも書面をもって契約を終止させて、マルチ商法の計画又は組織から退出することができる。

加入者が前項の規定により契約を終止させた後 30 日以内に、マルチ商法事業者は、加入者が当該商品を購入した際の 90% の価格で、所持された商品を買戻さなければならない。但し、当該取引により加入者に支払った奨励金又は報酬、及び回収した商品の価値が損われていた場合、その損害額を控除することができる。

(マルチ商法事業が請求する損害賠償又は違約金に対する制限)

第 23 条の 3 加入者が前 2 条により契約解除権又は契約終止権を行使する際、マルチ商法事業者は、当該契約の解除又は終止によって受けた損害賠償又は違約金を加入者に対して請求することはできない。

前2条における商品に関する規定は、労務の提供の場合にも準用する。

(マルチ商法の管理規則)

第23条の4 マルチ商法事業に関する報告、業務検査、会計士による監査を受けて外部に開示すべき財務諸表、加入者への告知、契約参加の内容、加入者の権益保障、加入者の権益に重大な影響を与える禁止行為、及び加入者に対する管理義務等に関連する事項は、中央主務官庁がその方法を定める。

(その他の欺瞞又は明らかに公正ではない行為)

第24条 本法に別に規定がある場合を除き、事業者はその他取り引きの秩序に影響を与えるに足る欺瞞的な又は著しく公正を欠く行為をしてはならない。

第四章 公平交易委員会

(公平交易委員会の職権)

第25条 本法における公正取引に係る事項を取り扱うため、行政院は公平交易委員会を設置しなければならない。公平交易委員会の所掌事務は、下記の通りとする。

1. 公正取引政策及び法規の作成及び制定に関する事項
2. 本法における公正取引に係る審議に関する事項
3. 事業活動及び経済状況の調査に関する事項
4. 本法に違反する事件の調査及び処分に関する事項
5. 公正取引に関するその他の事項

(摘発又は職権による調査)

第26条 公平交易委員会は、本法の規定に違反し公共利益を害する事情に対して、摘発又は職権により調査を行うことができる。

(調査の手續)

第27条 公平交易委員会は、本法に基づき調査を行う場合、下に掲げる手續に従って行うことができる。

1. 当事者及び関係者に、出頭して、意見陳述する旨を通知する。
2. 関連する機関、団体、事業者又は個人に、帳簿、書類及びその他の必要な資料又は証拠物を提出する旨を通知する。
3. 関連する団体又は事業者の事務所、営業所、又はその他の場所に、職員を派遣して必要な調査を行う。

調査を行う職員は、法により公務を執行する際、職務の執行に関する証明書類を提示しなければならない。その提示をしない場合、調査を受ける者は調査を拒否することができる。

(ファイル閲覧及びファイル閲覧方法)

第 27 条の 1 当事者又は関係者は前条の調査手順を進める際、下記のいずれに該当するものを除き、その法律上の利益を主張又は保護する必要のために、関連資料又はファイルの閲覧、書写、コピー、撮影を請求することができる。

1. 行政決定前の草稿又はその他の準備作業書類。
2. 国防、軍事、外交及び一般的な公務の機密に関わり、法の規定により秘密保持の必要があるもの。
3. 個人のプライバシー、職業秘密、営業秘密に関わり、法に規定により秘密保持の必要があるもの。
4. 第三者の権利を侵害するおそれのある場合。
5. 社会治安、公共安全又はその他公共利益に関わる職務の正常な進行を著しく妨げるおそれのあるもの。

前項請求者の資格、請求期間、資料又はファイルの閲覧範囲、進行方法等関連手続事項及びその制限は、中央主務官庁がこれを定める。

(職権の独立行使)

第 28 条 公平交易委員会は、法により独立して職権を行使する。公正取引に関する事件の処分は、公平交易委員会の名義においてすることができる。

(公平交易委員会の組織)

第 29 条 公平交易委員会の組織は、別に法律でこれを定める。

第五章 損害賠償

(侵害排除の請求権及び侵害予防の請求権)

第 30 条 事業者が本法の規定に違反し他人の権益を侵害するに致った場合は、被害者はその侵害の排除を請求することができる。侵害のおそれがある場合も侵害の予防を請求することができる。

(損害賠償責任)

第 31 条 事業者は、本法の規定に違反し他人の権益を侵害するに致った場合は、損害賠償の責任を負う。

(賠償額の斟酌と裁定)

第 32 条 法院は、前条に定めた通り被害者からの請求に対して、事業者の行為が故意によるものと認める場合、侵害の状況により、実際に被った損害の額以上の賠償を定めることができる。但し、その額は証明された損害額の 3 倍を超えることはできない。
侵害者がその侵害行為により利益を得た場合、被害者は、当該利益に基づいて損害額を算定することを請求することができる。

(消滅時効)

第 33 条 本章に定めた請求権は、請求権者が侵害行為及び賠償義務者を知った時点より 2 年間これを行わない場合、消滅する。また、侵害行為がなされた時点より 10 年を経過した場合も同様する。

(判決書の新聞掲載)

第 34 条 被害者は、本法の規定により法院に訴訟を提起する際、侵害者の費用で判決書の内容を新聞に掲載することを請求することができる。

第六章 罰 則

(罰則 1)

第 35 条 第 10 条、第 14 条、第 20 条第 1 項の規定に違反して、中央主務官庁が第 41 条の規定により期限を定めて、その違法行為の停止、改善、又は必要な更正措置を採るよう命じたにもかかわらず、指定された期限を過ぎても当該違反行為が停止、改善されず又は必要な更正措置が採られない場合、又は一旦停止後再び同様又は類似の違法行為がなされた場合、当該行為者は 3 年以下の懲役、拘留又は 1 億台湾元以下の罰金又はその併科に処す。

第 23 条の規定に違反した場合、行為者は 3 年以下の懲役、拘留又は 1 億台湾元以下の罰金又はその併科に処す。

(罰則の減免)

第 35 条の 1 第 14 条の規定に違反する事業が以下の事情のいずれかに該当し、かつ中央主務官庁の事前同意を得たときは、中央主務官庁が第 41 条によりなされた過料処分を減輕し、又は免除する。

1. 中央主務官庁が関連事実を知らない内、又は本法に基づく調査を行う前に、その関与した連合行為に関し、中央主務官庁に対して具体的な違法について書面を提出して告発又は陳述を行い、関連証拠を提出し、かつ調査に協力した場合。

2. 中央主務官庁の本法に基づき調査を行う期間中に、その関与した連合行為に関し、具体的な違法事情を陳述し、関連証拠を提出し、かつ調査に協力した場合。

前項の適用対象に関する資格要件、減免の基準及び社数、違法事実にかかる証拠の提出、身分に関する秘密保守並びにその他実施方法に関する事項は、中央主務官庁がこれを定める。

(罰則 2)

第 36 条 第 19 条の規定に違反して、中央主務官庁が第 41 条の規定により当該違反行為の停止、改正又は必要な更正措置を採るよう命じたにもかかわらず、指定された期限を過ぎても当該違反行為が停止、改正されず又は必要な更正措置が採られない場合、又は一旦停止後、再び同様又は類似の違法行為がなされた場合、行為者は 2 年以下の懲役、拘留又は 5 千万台湾元以下の罰金又はその併科に処す。

(罰則 3)

第 37 条 第 22 条の規定に違反する場合、行為者は、2 年以下の懲役、拘留又は 5 千万台湾元以下の罰金又はその併科に処す。
前項の罪は、親告罪である。

(法人に対する罰金刑)

第 38 条 法人が前 3 条に違反する場合、前 3 条の規定により行為者を罰するほか、その法人に対しても、当該各条に定める罰金に処す。

(法律が競合する際、条項の適用)

第 39 条 その他の法律は、前 4 条に定めた処罰より重い刑罰の規定がある場合、その法律の規定に従う。

(罰則 4)

第 40 条 事業者が第 11 条第 1 項、第 3 項に違反して結合する場合、又は申請後中央主務官庁からその結合を禁止されたにもかかわらず結合する場合、又は第 12 条第 2 項の結合に付加された負担を履行しない場合、第 13 条の規定により処分するほか、10 万台湾元以上 5 千万台湾元以下の過料に処す。

事業結合が第 11 条第 5 項の但書第 2 号の規定する状況がある場合、5 万台湾元以上 50 万台湾元以下の過料に処す。

(罰則 5)

第 41 条 公正交易委員会は、本法の規定に違反する事業者に対して、期限を定め、当該行為の停止、改正又は必要な更正措置を採るよう命じ、並びに 5 万台湾元以上 2 千 5 百万台湾元以下の過料に処することができる。また、所定の期間内に、当該違反行為が停止、改正されず又は必要な更正措置が採られない場合、公正交易委員会は引続き期限を定め、当該行為の停止、改正、又は必要な更正措置を採るよう命じ、並びに当該行為を停止、改正、又は必要な更正措置を採るまで回数に照らして 10 万台湾元以上 5 千万台湾元以下の過料を連続して科することができる。事業が第 10 条及び第 14 条に違反し、事情が重大であると中央主務官庁が認定した場合、前項の過料金額の制限を受けず、当該事業における前事業年度の売上金額の 100 分の 10 以下の過料に処することができる。前項にいう事業の前年度の売上金額の算定、重大な違法事情の認定、過料の計算方法は、中央主務官庁がこれを定める。

(罰則 6)

第 42 条 第 23 条の規定に違反した場合、第 41 条の規定により処分するほか、その違反状況が重大である場合には、解散、営業停止又は休業を命じることができる。第 23 条の 1 第 2 項、第 23 条の 2 第 2 項又は第 23 条の 3 の規定に違反した場合、期限を定めて当該行為の停止、改正又は必要な更正措置を採るよう命じることができ、並びに 5 万台湾元以上 2 千 5 百万台湾元以下の過料に処することができる。指定した期限を過ぎても、当該違反行為が停止、改正されず又は必要な更正措置が採られない場合、引続き期限を定め、当該行為の停止、改正又は必要な更正措置を採るよう命じ、当該行為を停止、改正、又は必要な更正措置が採られるまで回数に照らして 10 万台湾元以上、5 千万台湾元以下の過料を連続して科することができる。その違反状況が重大である場合、解散、営業停止又は休業を命じることができる。中央主務官庁が第 23 条の 4 により定めた管理方法に違反した場合、公正交易委員会は第 41 条の規定に基づき処分することができる。

(営業停止の期間)

第 42 条の 1 本法により営業停止を処された期間は、その営業停止期間に 1 回につき 6 ヶ月とする。

(罰則 7)

第 43 条 公正交易委員会が第 27 条の規定に基づき調査を行う際、調査対象者が期限内において正当な理由がなく、調査、意見陳述のための出頭又は

関連する帳簿、書類などの資料又は物証の提出を拒絶した場合は、2万台湾元以上25万台湾元以下の過料に処する。再通知を受けた調査対象者が正当な理由なく依然的に調査を拒絶する場合、公平交易委員会は調査対象者に引続き調査を通知を行い、調査対象者が調査を受け入れ、意見の陳述に出頭し又は帳簿、書類などの資料又は物証を提出するまで、回数に照らして5万台湾元以上50万台湾元以下の過料を連続して科することができる。

(強制執行)

第44条 前4条の規定により科された過料に対して納付を拒否する者は、法院による強制執行に服するものとする。

第七章 附 則

(本法適用除外の情況)

第45条 本法の規定は、著作権法、商標法又は特許法に基づき権利を行使する正当行為には適用しない。

(本法とその他の法律との競合適用の情況)

第46条 事業の競争に関する行為は、その他の法律に定める場合、本法の立法の主旨に反さない範囲内で、当該その他法律の規定を優先的に適用する。

(未許可・未認可の外国法人又は団体)

第47条 認可又は許可を受けていない外国法人又は団体は、本法に規定する事項について、告訴、自訴又は民事訴訟を提起することができる。但し、条約又は当該外国の法令、慣例に基づき、台湾人民又は団体が当該外国において同等の権利を享受することを条件とする。団体又は機関により締結された相互保護の協議が、中央主務官庁によって認可された場合も同様とする。

(本法の施行細則)

第48条 本法の施行細則は、中央主務官庁が定める。

(施行日)

第49条 本法は、公布の1年後から施行する。
本法の修正条文は公布の日より施行する。

台湾営業秘密法

1996年1月17日公布

- 第1条 本法は、営業秘密を保障し、産業倫理及び競争秩序を維持し、社会の公共利益を調和させるために制定された。本法に規定していないものについては、その他の法律の規定を適用する。
- 第2条 本法において営業秘密とは、方法、技術、製造過程、調合、プログラム、設計、又はその他の生産、販売又は経営に用いられる情報であり、且つ次の要件に符合するものをいう。
1. 一般的に当該情報に関わる人の知るところではないもの。
 2. その秘密性のため、実際に又は潜在的に経済的な価値を有するもの。
 3. 保有者が既に合理的な秘密保護措置を採っているもの。
- 第3条 被雇用者が職務上、研究又は開発した営業秘密は、雇用者に帰属する。但し契約に別段の定がある場合は、これに従う。
- 被雇用者が職務上、研究又は開発したものではない営業秘密は、被雇用者に帰属する。但し、その営業秘密が雇用者の資源や経験を利用したものである場合、雇用者は合理的な報酬を支払った後、当該事業においてその営業秘密を使用することができる。
- 第4条 他人を出資招聘して営業秘密の研究又は開発に従事させた場合、その営業秘密の帰属は契約の定に従う。契約に定のない場合は、受任者に帰属する。但し、出資者は業務上その営業秘密を使用することができる。
- 第5条 数人が共同で研究又は開発した営業秘密の持分は、契約の定による。定のない場合は、均等と推定する。
- 第6条 営業秘密の全部又は一部を他人に譲渡する又は他人と共有することができる。
- 営業秘密を共有する際、営業秘密の使用又は処分につき契約に定のない場合は、共有者全体の同意を得なければならない。但し、各共有者は、正当な理由なく、同意を拒否することはできない。
- 各共有者は、その他の共有者の同意を得ず、その持分を他人に譲渡することはできない。但し契約に別段の定がある場合は、これに従う。

- 第7条 営業秘密の所有者は、他人にその営業秘密の使用権を設定することができる。その使用許諾の地域、時間、内容、使用方法又その他の事項は、当事者間で定める。
- 前項の使用権を設定された者は、営業秘密所有者の同意を得ず、第三者に当該営業秘密の使用を再許諾することはできない。
- 営業秘密の共有者は、共有者全体の同意を得ず、他人に当該営業秘密の使用権を設定することはできない。但し、各共有者は、正当な理由なく、同意を拒否することはできない。
- 第8条 営業秘密を、質権及び強制執行の対象とすることはできない。
- 第9条 公務員が公務執行の過程で知り得た又は持ち得た他人の営業秘密は、これを使用又は理由なく漏洩してはならない。
- 当事者、代理人、弁護人、鑑定人、証人及びその他の関係者は、司法機関の調査や審理のために知り得た又は持ち得た他人の営業秘密を使用又は理由なく漏洩してはならない。
- 仲裁人及びその他の関係者が処理する仲裁事件においても、前項の規定を準用する。
- 第10条 次に掲げるものは、営業秘密の侵害とみなす。
1. 不正な手段により営業秘密を取得する行為。
 2. それが前号に該当する営業秘密であることを知って又は重大な過失によりそのことを知らず、その営業秘密を取得し、使用又は漏洩する行為。
 3. 営業秘密を取得した後に、それが第1号の営業秘密であることを知って又は重大な過失により知らず、それを使用又は漏洩する行為。
 4. 法律行為によって取得した営業秘密を、不正な手段で使用又は漏洩する行為。
 5. 法令により営業秘密を守る義務がありながら、それを使用又は理由なく漏洩する行為。
- 前項の不正な手段とは、窃取、詐欺、脅迫、賄賂、許可なき複製、秘密保持義務違反、他人を誘引し秘密保持義務に違反させる行為、又はその他類似の手段をいう。
- 第11条 営業秘密が侵害された際、被害者は、その侵害の排除を請求することができる。又、侵害のおそれがある場合は、その予防を請求することができる。

被害者は、前項の請求をする際、侵害行為によって作成されたもの又は専ら侵害行為をなすために使われたものの廃棄、又はその他必要な処置を請求することができる。

第 12 条 故意又は過失により不法に他人の営業秘密を侵害した者は、損害賠償の責任を負う。数人が共同して不法に侵害した場合は、連帯して賠償責任を負う。

前項の損害賠償請求権は、請求権者がその行為及び賠償義務を負う者の存在を知った時点から 2 年間行使しない場合は、消滅する。その行為の開始から 10 年を経過した場合も同様とする。

第 13 条 前条に従って損害賠償を請求する際、被害者は、次のいずれかを選択し、請求することができる。

1. 民法第 216 条の規定によって請求する。但し、被害者がその損害を証明できない場合は、当該営業秘密を通常の使用した際に得られるであろう利益から、侵害後に同一の営業秘密を使用して得られた利益を差し引いた額を、その損害とみなすことができる。

2. 侵害者が当該侵害行為によって得た利益を請求する。但し、侵害者がそのコスト又は必要経費を証明できない場合は、当該侵害行為によって得た収入の全部を、その得た利益とみなす。

前項の規定により、侵害行為が故意による場合、法院は被害者の請求によって、侵害状況により、損害額以上の賠償を斟酌し決定することができる。但し、その額は、既に証明された損害額の 3 倍を超えることはできない。

第 14 条 法院は、営業秘密に係る訴訟において、専門法廷を設け又は担当者を指定して処理することができる。

当事者の裁判に関する攻防が営業秘密に関わる場合、当事者からの申立を経て、法院が適当と認める場合は、審判を非公開とする又は訴訟資料の閲覧を制限することができる。

第 15 条 外国人の属する国が、台湾との間で営業秘密の相互保護に関する条約あるいは協定を締結していない場合、又は当該外国の法令が台湾人民の営業秘密を保護していない場合、その営業秘密を保護しないことができる。

第 16 条 本法は公布の日から施行する。

台湾薬事法

2006年5月30日改正・公布

総 則

- 第1条 薬事の管理は本法の規定に基づくものとする。本法に規定がない場合は、その他の関連法律の規定に基づくものとする。ただし、「管制（規制）薬品管理条例」に規定があるものは、当該条例の規定を優先的に適用する。
- 第2条 前項にいう「薬事」とは、薬物、薬商、薬局及びその関連事項を言う。本法にいう「衛生主務官庁」とは、中央においては行政院衛生署、直轄市においては直轄市政府、県（市）においては県（市）政府を指す。
- 第3条 中央衛生主務官庁は専門の薬物管理機関を設けることができる。直轄市及び県（市）衛生主務官庁も必要があるときは許可を得た上で設置することができる。
- 第4条 本法にいう「薬物」とは、薬品及び医療器材を指す。
- 第5条 本法にいう「試験用薬物」とは、医療効果及び安全性が実証されていない薬物で、専ら動物に使用され、その毒性薬理を評価する薬物、又は臨床試験用の薬物を指す。
- 第6条 本法にいう「薬品」とは、次の各号のいずれかの原料薬及び製剤を指す。
1. 中華薬局方（Chinese Pharmacopoeia）又は中央衛生主務官庁に認められた、その他各国薬局方、公定の国家処方集、又は各当該補充薬局方集に記載される薬品を指す。
 2. 前号に記載されないものの、人間の疾病の診断、治療、軽減又は予防に使用される薬品。
 3. その他、人間の身体構造及び生理機能に影響を及ぼすに足る薬品。
 4. 前三号に掲げる薬品を配合し製造する薬品。
- 第7条 本法にいう「新薬」とは、中央衛生主務官庁の審査を経て、新成分、新治療効果複方又は新用途向け製剤であると認定された薬品を指す。
- 第8条 本法にいう「製剤」とは、原料薬を以って加工調製を行い、一定の剤形及び薬剂量に製造した薬品を指す。
- 製剤は医師が処方した薬品、医師・薬剤師・准薬剤師（Assistant Pharmacists）が指示した薬品、一般用医薬品及び固有処方の製剤に分けられる。

前号にいう一般用医薬品の分類や審査、固有処方製剤の製造販売の申請、一般用医薬品及び固有処方製剤の販売に対する管理、及びその他の遵守すべき事項に係る規則は、中央衛生主務官庁がこれを定めるものとする。

第9条 本法にいう「一般用医薬品」とは、原料薬を加工調製し、その元の名称を使用せず、またその混入した薬品が中央衛生主務官庁に規定される制限量を超えず、且つ作用が緩やかで蓄積性がなく、長期保存に耐え、使用が簡便で、且つその効能、用量、使用法が明示され、「一般用医薬品許可証番号」が明記され、医師の指示なく疾病の治療に使用されるものを指す。

第10条 本法にいう「固有処方の製剤」とは、中央衛生主務官庁が選定、公告した、治療効能のある伝統的漢方薬の処方に基づき調製（調剤）した薬箋を指す。

第11条 本法にいう「規制薬品」とは、「管制（規制）薬品管理条例」第三条規定にいう規制薬品を指す。

第12条 本法にいう「毒劇薬品」とは、中華薬局方の毒劇薬表に記載される薬品を指す。同表に記載されていないものは、中央衛生主務官庁がこれを定める。

第13条 本法にいう「医療器材」とは、人間の疾病を診断、治療、軽減又は直接に予防する、又は人間の身体構造及び機能に影響を及ぼすに足る器具（instrument）、器械、道具及びその付属品、アクセサリ、部品を指す。前述医療器材につき、中央衛生主務官庁は実際の必要に応じ、その範囲、種類、管理及びその他の管理を要する事項について、医療器材管理規則を定め、これを規制する。

第14条 本法にいう「薬商」とは、次の各号規定の業者を指す。

1. 薬品又は医療器材の販売業者。
2. 薬品又は医療器材の製造業者。

第15条 本法にいう「薬品販売業者」とは、次の各号規定の業者を指す。

1. 西洋薬の卸売り、小売、輸入及び輸出を経営する業者。
2. 漢方薬の卸売り、小売、調剤、輸入及び輸出を経営する業者。

第16条 本法にいう「薬品製造業者」とは、薬品の製造、加工及びその製品の卸売り、輸出及び自家用原料の輸入を行う業者を指す。

前項にいう「薬品製造業者」は、自家用原料の輸入につき、毎回輸入する前に、中央衛生主務官庁に対し許可を申請し、許可を得た上で、輸入することができる。輸入済みの自家用原料につき、中央衛生主務官庁の許可を得なければ、転売又は譲渡を行ってはならない。薬品製造業者は、自家製製品の販売業務を兼営することができる。

- 第 17 条 本法にいう「医療器材販売業者」とは、医療器材の卸売り、小売、輸入及び輸出を経営する業者を指す。
医療器材の賃貸を経営する業者には、本法における医療器材販売業者に係る規定を準用する。
- 第 18 条 本法にいう「医療器材製造業者」とは、医療器材の製造、組立て、及びその製品の卸売り、輸出及び自家用原料の輸入を行う業者を指す。
前項にいう「医療器材製造業者」は、自家製製品の小売業務を兼営することができる。
- 第 19 条 本法にいう「薬局」とは、薬剤師又は准薬剤師が自ら運営し、法に基づき薬品の調剤、供給業務を行う場所を指す。
前項にいう「薬局」は、薬品の小売業務を兼営することができる。
- 第 20 条 本法にいう「ニセ薬」とは、調査又は検証を経た薬品のうち、次の各号のいずれかに該当するものを指す。
1. 許可を経ず、勝手に製造したもの。
 2. 含有する有効成分の名称が許可されたものに合致しないもの。
 3. 他人の製品を入れ換え又は混入したもの。
 4. 有効期間の表示を書き直し又は変更したもの。
- 第 21 条 本法にいう「粗悪薬」とは、許可を受けた薬品につき、調査又は検証を経た上で、次の各号のいずれかに該当するものを指す。
1. 非法定着色剤、防腐剤、香辛料、矯味剤及び賦形剤を勝手に添加したもの。
 2. 含有する有効成分の質、量又は強度が許可されたものに合致しないもの。
 3. 薬品の一部又は全部が汚れ又は異物を含んだもの。
 4. 顕著な変色、混濁、沈殿、潮解があり、または腐って分解したもの。
 5. 主な治療効能が、許可されたものに合致しなかったもの。
 6. 有効期間又は保存期限を過ぎたもの。
 7. 貯蔵期間が長すぎ、又は貯蔵方法が不適當であるため変質したもの。
 8. 有害物質で製造した容器に収められたもの、又は再生容器を使用したもの。
- 第 22 条 本法にいう「禁制薬」とは、次の各号のいずれかに該当する薬品をいう。
1. 中央衛生主務官庁が、その製造、調剤、輸入、輸出、販売又は陳列の禁止を明確に命令し公告した毒害薬品を指す。
 2. 許可を受けずに勝手に輸入した薬品。ただし、旅客又は交通手段の服務人員が携帯し輸入した個人用薬品は、この限りではない。

前項第二号にいう個人用薬品の数量制限は、中央衛生主務官庁が財政部と共同でこれを公告する。

- 第 23 条 本法にいう「不良医療器材」とは、調査又は検証を経た医療器材が、次の各号のいずれかに該当するものを指す。
1. 使用時、容易に危険が発生し、又は人の身体を傷つける可能性があるり、又は診断に誤りを生じさせるもの。
 2. 毒質又は有害物質を含有し、使用時に人の健康を損なうことのあるもの。
 3. 有効期間又は保存期限を過ぎたもの。
 4. 許可された性能又は有効成分の質、量又は強度に合致しないもの。
- 第 24 条 本法にいう「薬物広告」とは、流布の方法をもって医療効能を宣伝し、販売の促進を達成することを目的とする行為を指す。
- 第 25 条 本法にいう「ラベル」とは、薬品又は医療器材の容器若しくは包装において、文字、図画又は記号を記載する標示用のものを指す。
- 第 26 条 本法にいう「添付文書」(package insert)とは、薬品又は医療器材に添付された説明書を指す。

第二章 薬商の管理

- 第 27 条 薬商となることを申請する者は、直轄市又は県(市)の衛生主務官庁に対し登記の許可を申請したうえで、ライセンス料を納付し、許可証を受領して初めて営業することができる。その登記事項に変更が生じた場合は、登記変更を行わなければならない。
- 前述登記事項は、中央衛生主務官庁がこれを定めるものとする。
- 薬商が営業支店又は工場を分設する場合は、依然として第一項規定に基づき、個別に薬商登記を行わなければならない。
- 第 27 条の 1 薬商は、営業中止を申請する際、営業中止の理由及び期限を許可証に明記した上で、薬商許可証及び薬物許可証を所在地の衛生主務官庁に返納しなければならない。営業再開が許可されたときには、これらが返還される。営業中止期間は一回につき一年間を超えてはならない。営業中止期間が満了となっても、所在地の衛生主務官庁から営業中止継続の許可を受けなかった場合は、営業中止期間が満了となる三十日前までに営業再開を申請しなければならない。
- 薬商は、廃業を申請する際、その受領した薬商許可証及び薬物許可証を取り消すために返納しなければならない。返納しなかった場合は、原許可証の発行衛生主務官庁がその登記事項を取り消す。

薬商が期間満了になっても営業中止、廃業又は営業再開の登記を申請せず、直轄市又は県（市）の衛生主務官庁が調査した上で原所在地に既に営業事実がないことを発見した場合は、原許可証の発行衛生主務官庁が、その関連する許可証を取り消すものとする。

本法の規定に違反し、衛生主務官庁に営業停止処分を下された者は、その許可証を第1項の規定に基づき処理しなければならない。

第28条 西洋薬販売業者の薬品及びその販売は、専任の薬剤師が店に常駐し管理する。ただし、麻酔薬品を販売しないものは、専任の准薬剤師がこれを行うことができる。

漢方薬販売業者の薬品及びその販売は、専任の漢方医師又は漢方薬課程を学び、適切な基準に達した薬剤師又は准薬剤師が店に常駐し管理する。

西洋薬や漢方薬の販売業者が営業所を分設する場合も、依然として第一項及び第二項の規定に従わなければならない。

第29条 西洋薬製造業者は、専任の薬剤師が工場に常駐し製造を監督する。漢方薬製造業者は、専任の漢方医師又は漢方薬課程を学び、適切な基準に達した薬剤師が工場に常駐し製造を監督する。

漢方薬製造業者が西洋薬の剤形で漢方薬を製造する場合、又は西洋薬を混入して漢方薬を製造する場合は、前項規定に従うほか、専任薬剤師がその製造を監督しなければならない。

西洋薬や漢方薬の製造業者が工場を分設する際も、依然として前二項の規定に従ってこれを行わなければならない。

第30条 薬商は、招聘した薬剤師や准薬剤師、漢方医師に解雇又は招聘の辞退があった場合は、直ちに新たに招聘しなければならない。

第31条 人間用生物薬品の製造業者は、台湾内外の大学以上の医薬学又は生物学などの学科を卒業し、微生物学や免疫学の薬品製造の専門知識を有し且つ五年以上の製造経験を有する技術者を招聘して、工場に常駐させて製造を担当させるものとする。

第32条 医療器材の販売又は製造業者は、その類別に応じて技術者を招聘しなければならない。

前項医療器材の類別及び技術者の資格は、中央衛生主務官庁がこれを定める。

第33条 薬商が雇用する訪問販売員は、当該業者がその所在する直轄市、県（市）の衛生主務官庁に登録して初めて訪問販売を行うことができる。

前項訪問販売員は、薬局、薬商、衛生医療機関、医学研究機関及び衛生主務官庁の承認を経て薬物販売兼営者として登記されたものに対し、その雇用主である薬商が製造販売又は代理販売する薬物に限り訪問販売することができる。その途上での訪問販売、コーナーを設けての販

売、又は勝手な薬物の開封、改装、違法広告の行為があってはならない。

第三章 薬局の管理及び薬品の調剤

- 第 34 条 薬局は、薬局許可証を申請し、見やすい場所に経営者の身分や氏名を標示しなければならない。薬局の開設及び登記変更は第 27 条第 1 項の規定を準用する。
薬局が薬品の小売業務を兼営する場合は、薬商に関する規定を適用する。ただし、別途薬商許可証を申請する必要はない。
- 第 35 条 漢方薬学課程を修め、適切な基準に達した薬剤師が自ら運営する薬局は、漢方薬の調剤、供給又は小売業務を兼営することができる。
- 第 36 条 薬剤師が自ら運営する薬局で、鑑定設備を備えるものは、薬品の鑑定業務を行うことができる。
- 第 37 条 薬品の調剤は、一定の作業手順に従うものでなければ、これを行ってはならない。その作業準則は、中央衛生主務官庁がこれを定める。
前項にいう調剤は薬剤師がこれを行うものとする。ただし、麻酔薬品を含まないものは、准薬剤師がこれを行うことができる。
病院における薬品の調剤は、薬剤師がこれを行うものとする。ただし、本法が 1993 年 2 月 5 日付で改正施行された以前に、既に病院に勤めていた准薬剤師は、前項規定を適用し、且つ継続して又は病院を替えて勤めることができる。
漢方薬の調剤は、法に別途規定がある場合を除き、漢方医師の監督のもとでこれを行うものとする。
- 第 38 条 准薬剤師が薬品を調剤する時は、薬剤師法第 12 条、及び第 16 条から第 20 条までの規定を準用する。

第四章 薬物の検査登録

- 第 39 条 薬品の製造及び輸入は、その成分や規格、性能、製造方法の要旨、及び検証規格と方法、関連資料又は証明書に原文及び中国語のラベル、原文及び中国語の添付文書、並びにサンプルを揃え、費用を納付した上で、中央衛生主務官庁による検査登録を申請し、承認を経て薬品許可証の発行を受けて初めてこれを行うことができる。
中央衛生主務官庁に対し薬品の試作を申請し、原料薬の輸入を許可された者は、前項規定を適用しない。その申請条件及び納付すべき費用は、中央衛生主務官庁がこれを定める。

第一項にいう薬品の輸入は、薬品許可証の所有者及びその受諾者が行う。

第一項にいう薬品の検査登録の申請、第46条規定に基づく薬品許可証変更や移転登録の処理、及び第47条規定に基づく薬品許可証の登録期間延長、更新及び再発行につき、その申請条件、審査手続き、承認基準、及びその他の遵守すべき事項は、中央衛生主務官庁が「薬品査驗登記審査準則」（薬品の検査試験登録に係る審査準則）を以ってこれを定める。

第40条 医療器材の製造、輸入は、中央衛生主務官庁に対し検査登録を申請し、且つ費用を納付し、承認を経て医療器材許可証の発行を受けて初めてこれを行うことができる。

前項にいう医療器材の輸入は、医療器材許可証の所有者又はその受諾者が輸入を行う。

医療器材の検査登録、許可証の変更、移転、登録期間の延長、更新及び再発行の申請につき、その申請条件、審査手続き、承認基準及びその他の遵守すべき事項は、中央衛生主務官庁がこれを行う。

第40条の1 中央衛生主務官庁は、公益を守るために必要なとき、その所有及び保管している資料、即ち薬商が薬物の製造又は輸入を申請する際に添付した薬物成分、添付文書などの関連資料を公開することができる。ただし、薬商が新薬の検査登録の申請に当たり提出した営業機密に該当する資料については、その秘密を保持しなければならない。

前項に定める、公開し得る事項の範囲及び方式に関する規定は、中央衛生主務官庁がこれを定める。

第40条の2 中央衛生主務官庁は、新薬許可証の発行を許可するに際して、申請者が添付した開示済みの特許番号又は出願番号を公開しなければならない。

新成分新薬の許可証が発行された日から起算して五年間、その他の薬商は許可証の所有者の同意を得なければ、その申請資料を引用し検査登録を申請することはできない。

新成分新薬の許可証が発行された日から三年が経過した後は、その他の薬商は、本法及び関連法規の薬品検査登録審査に関する規定に従い、同成分、同剤形、同剂量及び同単位含有量の薬品の検査登録申請を提出することができる。規定に合致したものは、当該新成分新薬の許可証の発行後満五年となった翌日から、薬品許可証が発行されることことができる。

新成分新薬は、外国において公開販売許可を取得してから三年以内に、中央衛生主務官庁に対し検査登録を申請して初めて第二項の規定を準用することができる。

新薬の特許権は、薬商が検査登録を申請する以前に進めた研究、教育、又は試験には及ばない。

第 41 条 薬物製造に係る工業の水準向上を図るため、薬物技術の研究発展につき、中央衛生主務官庁は中央工業主務官庁と共同でこれを奨励することができる。

前項にいう奨励の資格条件、審査手続き及びその他の遵守すべき事項に係る規則は、中央衛生主務官庁が中央工業主務官庁と共同でこれを定めるものとする。

第 42 条 中央衛生主務官庁は、製造、輸入される薬物につき、作業準則を定め、これを薬物許可証の許可・発行、変更及び期間延長の基準とする。前項にいう作業規則は、中央衛生主務官庁がこれを定める。

第 43 条 製造、輸入される薬物に係る検査登記申請書、及び輸出薬物に係る申請書につき、その様式、サンプル数、関連資料、又は証書費、検査費に係る金額は、中央衛生主務官庁がこれを定める。

第 44 条 試験用薬物は、中央衛生主務官庁の承認を経て、初めてその安全性及び医療効能の確認のため、許可された大学病院の臨床試験に提供することができる。

第 45 条 製造又は輸入を許可された薬物につき、中央衛生主務官庁は、期間を指定して、その安全性を監視することができる。

前項にいう安全性監視期間における薬商の遵守すべき事項は、中央衛生主務官庁がこれを定める。

第 45 条の 1 薬物により引き起こされた深刻な不良反応につき、医療機関、薬局及び薬商はこれを通報しなければならない。通報の方法、内容及びその他遵守すべき事項に係る規則は、中央衛生主務官庁がこれを定める。

第 46 条 製造、輸入を許可された薬物は、中央衛生主務官庁の承認を得なければ、その原登記事項を変更してはならない。

製造、輸入を許可された薬物の許可証は、移転があった場合、移転登録を行わなければならない。

第 47 条 薬物の製造、輸入の許可証の有効期間は五年である。有効期間満了となっても継続して製造や輸入を行う場合は、事前に中央衛生主務官庁に申請し、その期間延長の許可を得なければならない。ただし、期間延長は一回につき五年を超えてはならない。期間満了となっても申請しなかったもの、又はその延長が許可されなかったものは、その許可証を取り消すものとする。

前項にいう許可証に汚損又は紛失が生じた場合は、その理由を説明した上で、原発行許可機関に対し更新又は再発行を申請しなければならない。且つ同時に原許可証を返納し取消しを行うか、又は発行許可機関がその取消しを公告しなければならない。

- 第48条 薬物の製造、輸入許可証の有効期間内において、中央衛生主務官庁の新たな評価を経た上で、安全性や医療効能に疑いがあると確定された薬物については、薬商に対し所定期限内に改善するよう命じることができ、期限が過ぎても改善しなかった場合はその許可証を取り消すものとする。ただし、安全性に関する疑いが強いものは、直接にこれを取り消すことができる。
- 第48条の1 第39条第1項にいう薬品の製造、輸入は、中国語ラベルの標示、添付文書の添付又は包装を行って初めて、売買や卸売り、小売を行うことができる。ただし、それらの実行に困難があると中央衛生主務官庁に認定されたものは、この限りではない。

第五章 薬物の販売及び製造

- 第49条 薬商は、出所不明又は薬商許可証を有しない者の薬品又は医療器材を販売してはならない。
- 第50条 医師の処方をする薬品は、医師の処方を経なければ、これを調剤し供給してはならない。ただし、次の各号はこの限りではない。
同業薬商間の卸売り、販売。
病院や診療所、及び機関や団体、学校の医療機構、又は検証及び学術研究機構の購買。
中華薬局方、国民処方集の処方に基づく調剤。
前項に定める医師処方が必要な薬品は、中央衛生主務官庁が漢方薬品、西洋薬品について個別に定める。
- 第51条 西洋薬の販売業者は、同時に漢方薬の販売を行なってはならず、漢方薬の販売業者は、同時に西洋薬の販売を行なってはならない。ただし、一般用医薬品はこの限りではない。
- 第52条 薬品販売業者は、農薬、動物用薬品又はその他の毒性化学物質の兼営販売を行ってはならない。
- 第53条 薬品販売業者は、輸入した薬品につき、これを小分包装（分けて包装すること）してから販売することができる。その小分包装は、次の規定に従って処理しなければならない。
1. 製剤：中央衛生主務官庁に申請し許可を得てから、薬品優良製造規定を満たす薬品製造業者により小分包装する。
 2. 原料薬：薬品優良製造規定を満たす薬品製造業者により小分包装する。小分包装した後は、中央衛生主務官庁にこれを届け出なければならない。

前項に言う小分包装の申請条件や手続き、届け出の期限や手続き、及びその他の小分包装販売に関する遵守すべき事項は、中央衛生主務官庁がこれを定める。

第 54 条 薬品又は医療器材が許可を経て薬物輸入許可証の発行交付を受けた後も、中央衛生主務官庁は、国の権益を保護するため、それらの輸入を規制することができる。ただし、規制する前に、既に為替の取組が許可されたものは、この限りではない。

第 55 条 製造又は輸入が許可された薬物の見本又は、景品を販売してはならない。

第 56 条 前項に言う見本、景品の管理方法は中央衛生主務官庁がこれを定める。製造販売が許可された薬物を海外に輸出販売する場合、輸出対象国の要求に応じ証明書を必要とするものは、輸出前に製造メーカーが中央衛生主務官庁に対し輸出証明書の発行交付を申請しなければならない。前項に言う薬物につき、中央衛生主務官庁が台湾内需要に対する供給が不足するおそれがあると認めた場合、その輸出を制限することができる。

第 57 条 工場登記証を受けなければ薬物を製造することはできない。ただし、中央衛生主務官庁から研究開発のための製造許可を受けた薬物は、この限りではない。

薬物製造工場又は場所の設備及び衛生条件は、薬物製造工場の工場設置基準に合致しなければならない。また衛生及び工業の主務官庁の検査を経て合格と認められて初めて登記を許可される。その工場所在地又は場所を移転した場合は、登記変更を申請しなければならない。

薬物の製造が中央衛生主務官庁の規定に合致した場合、薬商は費用を納付し、中央衛生主務官庁に対して証明書の発行を申請することができる。

薬物の海外製造工場には、前二項の規定を適用する。また、中央衛生主務官庁が定期的に、又は実際の必要に応じて工場へ赴きこれを検査する。

前四項に言う申請条件、審査手続き、許可基準及びその他の遵守すべき事項は、中央衛生主務官庁が中央工業主務官庁と共同でこれを定める。

第 57 条の 1 薬物の研究開発に従事する機構又は企業は、その研究開発用薬物を中央衛生主務官庁の規定に合致する工場又は場所で製造しなければならない。

前項に言う工場又は場所では、中央衛生主務官庁の許可を得なければ、同時にその他の製品を製造してはならない。その製造した研究開発に

使われる薬物は、中央衛生主務官庁の許可を得なければ、人体に使用してはならない。

第 58 条 薬物工場は、中央衛生主務官庁の許可を得なければ、他工場に薬物の製造を依頼し、又は製造依頼を受けてはならない。

第六章 規制薬品及び毒薬・劇薬の管理

第 59 条 西洋薬販売業者及び西洋薬製造業者が規制薬品及び毒薬・劇薬を購入保存又は販売する場合は、その薬品の名称、数量を記録簿に詳しく記載し、検査に備えなければならない。規制薬品は専用の戸棚を設けてこれを施錠した上で貯蔵しなければならない。規制薬品及び毒薬・劇薬のラベルには、警告及び十分に目立つ図案又は色彩を明記しなければならない。

第 60 条 規制薬品及び毒薬・劇薬は、医師の処方が必要ならば調剤、交付してはならない。

前項に言う規制薬品は、受領者の身分証明書により当該受領者に交付し、且つその氏名、住所、会社登記番号及び受領量を記録簿に詳しく明記し、処方箋とともに保存して検査に備える。

規制薬品の処方及び調剤は、中央衛生主務官庁がこれを規制することができる。

第 61 条 (削除)

第 62 条 第 59 条及び第 60 条に規定する処方箋、記録簿の保存期間は五年間とする。

第 63 条 (削除)

第 64 条 漢方薬の販売業者及び製造業者は、中央衛生主務官庁の許可を得なければ、規制薬品の販売又は使用を行ってはならない。

漢方薬の販売業者及び製造業者が毒劇の漢方薬を販売する場合は、漢方医師の署名、捺印が記載された処方箋が必要ならば、これを販売してはならない。その毒劇漢方薬の購入保存又は販売は、第 59 条の規定を準用する。

第七章 薬物広告の管理

第 65 条 薬商でない者は薬物広告を行ってはならない。

第 66 条 薬商が薬物広告を掲載又は放送する場合、その全ての文字、図画又は文言につき、事前に中央又は直轄市の衛生主務官庁に許可を申請し、且つ媒体業者に許可を得た書類を提示しなければならない。原許可機関は、許可した薬物広告の内容又は掲載放送方法が民衆の健康を害し

若しくは重大な危害を与えるおそれがあることを発見した場合、薬商に直ちに掲載放送を中止し、且つ期限内に改善するよう命じなければならず、期限が過ぎても改善しなかった場合は、許可を取り消す。

薬物広告は、許可された掲載放送期間内において、原許可事項を変更してはならない。

媒体業者は、中央又は直轄市の衛生主務官庁の許可を得なかった薬物広告、許可事項に合致しない薬物広告、廃止された薬物広告、又は直ちに掲載放送を中止し且つ期限内に改善するよう命じられたものの改善しなかった薬物広告を掲載放送してはならない。

掲載放送を受託した媒体業者は、委託者の氏名(法人又は団体の名称)、身分証明書又は事業登記証番号、住居所(事務所又は営業所)及び電話などの資料を、広告の日から起算して6ヶ月間保存しなければならず、また、主務官庁がこれらの提供を要求したときは、回避、妨害又は拒絶してはならない。

第66条の1 中央又は直轄市の衛生主務官庁に許可された薬物広告につき、その有効期間は、証明書類の発行が許可された日から起算して一年間とする。有効期間満了となっても広告を継続して行う場合は、許可を下した原衛生主務官庁に対し、その期間延長の許可を申請することができる。延長期間は一回につき一年を超えてはならない。前項に言う有効期間は、当該広告が許可された証明書類に記載しなければならない。

第67条 医師の処方をする薬物、又は中央衛生主務官庁に公告指定された薬物の広告は、学術的な医療刊行物における掲載に限る。

第68条 薬物広告は、次の方法で行ってはならない。

1. 他人の名義を借りて宣伝を行う。
2. 書籍・刊行物の資料を用いてその効能又は性能を保証する。
3. 取材又は報道により宣伝を行う。
4. その他の不正な方法をもって宣伝を行う。

第69条 本法に言う薬物ではないものについては、医療効能の標示又は宣伝を行ってはならない。

第70条 取材、報道又は宣伝につき、その内容が医療効能を暗示する又は投影するものは、薬物広告と見なす。

第八章 調査及び取締り

第71条 衛生主務官庁は人員を派遣し、薬物製造業者や販売業者の所在地施設及び関連業務を検査することができる。また、証明書を提出したうえで、その薬物に対する抜取検査を行うことができ、業者は理由なくこ

れを拒絶してはならない。ただし、抜取検査の数量は、検証試験に使用される分に限る。

薬物製造業者の検査につき、衛生主務官庁は必要のあるとき、工業主務官庁と共同でこれを行うことができる。

本条に挙げる検査の実施方法につき、中央衛生主務官庁は中央工業主務官庁と共同でこれを定める。

第 72 条 衛生主務官庁は、人員を派遣し、医療機構又は薬局の関連業務を検査することができる。また、証明書を提出したうえで、その薬物に対する抜取検査を行うことができ、検査を受ける者は、理由なくこれを拒絶してはならない。ただし、抜取検査の数量は検査試験に使用される分に限る。

第 73 条 直轄市、県（市）の衛生主務官庁は、毎年定期的に薬商及び薬局に対する全面調査を行わなければならない。

前項に言う全面調査につき、薬商又は薬局はこれを拒絶、回避又は妨害してはならない。

第 74 条 微生物学、免疫学の学理に基づき製造した血清、抗毒素、ワクチン、類毒素及び菌液などにつき、ロット毎の製品の輸入後又は製造後に、中央衛生主務官庁が人員を派遣し見本を抜き取り、検査試験に合格し、且つ検査済みのラベルを貼って封をしなければ、販売してはならない。検証試験・封印の作業方法は、中央衛生主務官庁がこれを定める。前項に言う生物薬品の原液については、生物薬品の製造業者のみがそれを輸入することができる。

第 75 条 薬物のラベル、添付文書又は包装は、許可されたとおり、それぞれ次の事項を明記しなければならない。

1. メーカーの名称及び住所。
2. 品名及び許可証番号。
3. ロットナンバー。
4. 製造日及び有効期間又は保存期限。
5. 主要成分の含有量、用量及び用法。
6. 主治効能、性能又は適応症。
7. 副作用、禁忌及びその他の注意事項。
8. 規定に基づき明記しなければならないその他の事項。

前項第四号につき、中央衛生主務官庁が明記の必要がない旨明確に命じ公告したものは、この限りではない。

第 76 条 製造、輸入が許可された薬物につき、重大な危害を有することが発見された場合、中央衛生主務官庁は随時、その製造、輸入の禁止を公告するほか、その薬物許可証も取り消さなければならない。既に製造又は輸入したものは、期限を設けて、その輸出、調剤、販売、供給、輸

送、委託保管、売買斡旋、譲渡、又は販売を意図した陳列を禁止しなければならない。必要があるときは、それを没収し焼却することができる。

第 77 条

直轄市又は県（市）の衛生主務官庁は、ニセ薬、粗悪薬、禁制薬又は不良医療器材につき、ニセ薬、禁制薬に関しては、まずその場で差押え、且つ見本を抜き取り、検査試験を行った後に、更なる処理を行うものとする。粗悪薬、不良医療器材に関しては、まずその場で差押え、且つ見本を抜き取り、検査試験を行った後に、更なる処理を行うことができる。衛生に重大な危害をもたらすものに関しては、中央衛生主務官庁に届け出て承認を得た後、これを没収し焼却する。前項規定は、許可を経ずに製造、輸入された医療器材に対してもこれを準用する。

第 78 条

調査又は検証試験を経て、ニセ薬、粗悪薬、禁制薬又は不良医療器材と判定されたものは、本法の関連規定に基づき処理するほか、次の処分も行わなければならない。

1. ニセ薬、粗悪薬の製造又は輸入を行った者、及び他人の許可証を使用した者につき、許可証を発行した原機関は、その全ての製造、輸入許可証、工場登記証及び営業許可証を取り消さなければならない。
2. ニセ薬、禁制薬を販売又は販売を意図し陳列した者につき、直轄市又は県（市）の衛生主務官庁は、新聞掲載により、その商号、住所、代表人氏名、薬物名称及び犯行の情状を公告する。再度違反した者については、その営業を中止させることができる。
3. 粗悪薬、不良医療器材の製造、輸入、販売を行った者、又は販売を意図し陳列した者につき、直轄市又は県（市）の衛生主務官庁は、新聞掲載により、その商号、住所、代表人氏名、薬物名称及び犯行の情状を公告する。その情状が重大である者又は再度違反した者については、そのそれぞれの許可証の取消し及びその営業の中止をさせることができる。

前項規定は、許可を経ずに製造、輸入された医療器材に対しても、これを準用する。

第 79 条

発見押収したニセ薬又は禁制薬は、没収し焼却する。

発見押収した粗悪薬又は不良医療器材のうち、本国で製造したもので、検証試験を行った後もなお改造して使用できるものは、直轄市又は県（市）の衛生主務官庁が原製造メーカーに対し、人員を派遣して所定の期限内に改造させるよう監督する。改造不能、又は期間満了になっても改造しなかった場合は、これを没収し焼却する。輸入を許可されたものについては、直ちにこれを差押え、且つ直轄市又は県（市）の衛

生主務官庁が原輸入業者に対し所定の期限内に輸入先に返品し輸出することを命じる。期限が過ぎても返品できないものは、それを没収し焼却する。

前項規定は、許可を経ずに製造、輸入された医療器材であると認定されたものに対しても、これを準用する。

第 80 条

薬物は次に掲げる各号のいずれかを有するものにつき、その製造又は輸入した業者は、直ちに医療機構、薬局及び薬商に通知するものとし、且つ所定の期限内に市販品を回収して、これを在庫品とともに、本法の関連規定に基づき処理する。

1. 許可証を受けているものの、製造又は輸入の禁止を公告されたもの
2. 法に基づき、ニセ薬、粗悪薬又は禁制薬であると認定されたもの
3. 法に基づき、不良医療器材であると認定されたもの、又は許可されなかったにもかかわらず、製造や輸入を行った医療器材
4. 薬物の製造、輸入許可証の期間延長を申請しなかったもの、又は期間延長を許可されなかったもの
5. 包装、ラベル、添付文書の登記変更を許可されたもの
6. その他回収すべきであると中央衛生主務官庁により公告されたもの

製造、輸入業者が前項各号の薬物を回収する際には、医療機構及び薬商はこれに協力しなければならない。

第 81 条

ニセ薬、粗悪薬、禁制薬及び不良医療器材の摘発又は発見押収を奨励しなければならない。

第九章 罰則

第 82 条

ニセ薬又は禁制薬を製造又は輸入した者は、10 年以下の懲役に処し、台湾元 1000 万元以下の罰金を併科することができる。

前項の罪を犯し、これにより人を死にいたらしめた者は無期懲役又は 10 年以上の懲役に処する。人に重傷を負わせた者は 7 年以上の懲役に処する。

過失により第一項の罪を犯した者は、3 年以下の懲役、拘留又は台湾元 50 万元以下の罰金に処する。

第一項の未遂犯は、これを罰する。

第 83 条

明らかにニセ薬又は禁制薬と知りながら、これを販売、供給、調剤、輸送、委託保管、販売斡旋、譲渡又は販売を意図し陳列した者は、7 年以下の懲役に処し、台湾元 500 万元以下の罰金を併科することができる。

前項の罪を犯し、これにより人に死にいたらしめた者は7年以上の懲役に処するが、人に重傷を負わせた者は3年以上、12年以下の懲役に処する。

過失により第一項の罪を犯した者は、2年以下の懲役、拘留又は台湾元30万元以下の罰金に処する。

第一項の未遂犯は、これを罰する。

第84条

許可なく独断で医療器材を製造又は輸入した者は、3年以下の懲役に処し、台湾元10万元以下の罰金を併科することができる。

前項に言う医療器材であることを明らかに知りながら、これを販売、供給、輸送、委託保管、販売斡旋、譲渡又は販売を意図し陳列した者は、前項規定に従い処罰する。

過失により前項の罪を犯した者は、6ヶ月以下の懲役、拘留又は台湾元5万元以下の罰金に処する。

第85条

第21条第1号に言う粗悪薬又は第23条第1号、第2号に言う不良医療器材をにつき、これを製造又は輸入した者は、1年以下の懲役又は拘留に処し、台湾元3万元以下の罰金を併科することができる。

過失により前項の罪を犯し、又は前項に言う粗悪薬又は不良医療器材であることを明らかに知りながら、これを販売、供給、調剤、輸送、委託保管、販売斡旋、譲渡又は販売を意図し陳列した者は、6ヶ月以下の懲役又は拘留に処し、台湾元1万元以下の罰金を併科することができる。

過失により第一項に言う粗悪薬又は不良医療器材を販売、供給、調剤、輸送、委託保管、販売斡旋、譲渡又は販売を意図し陳列した者は、拘留又は台湾元1万元以下の罰金に処する。

第86条

他人の薬物の名称、添付文書又はラベルを無断で使用し、又は偽って使用した者は、1年以下の懲役、拘留若しくは台湾元5万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

前項に言う薬物であることを明らかに知りながら、これを輸入、販売、供給、調剤、輸送、委託保管、販売斡旋、譲渡又は販売を意図し陳列した者は、6ヶ月以下の懲役、拘留若しくは台湾元3万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第87条

法人の代表者、法人又は自然人の代理人、雇用された者、又はその他の従業員が業務執行により、第82条から第86条までの罪を犯した場合は、各当該条項の規定に従いその行為者を処罰するほか、当該法人又は自然人に対しても当該各条項に規定する罰金を科する。

第88条

本法に基づき発見押収したニセ薬、禁制薬の製造や調剤に用いられる器材は、それが犯人に属するか否かを問わず、没収する。

- 第 89 条 公務員は、職務上の権限、機会又は方法をもって、本章各条の罪を犯し、又は本章各条の罪を犯した他人を庇った場合、各当該条項の規定に従ってその刑の二分の一を加える。
- 第 90 条 第 21 条第 2 号から第 8 号までに言う粗悪薬又は第 23 条第 3 号、第 4 号に言う不良医療器材を製造又は輸入した者は、台湾元 6 万元以上、30 万元以下の罰金に処する。
前項に言う粗悪薬又は不良医療器材を販売、供給、調剤、輸送、委託保管、販売斡旋、譲渡又は販売を意図し陳列した者は、台湾元 3 万元以上、15 万元以下の罰金に処する。
前二項規定のいずれかを犯した場合は、その薬物管理人、製造監督者に対しても、各当該項に規定する罰金を科する。
- 第 91 条 第 65 条又は第 80 条第 1 項第 1 号から第 3 号の規定のいずれかに違反した者は、台湾元 20 万元以上、500 万元以下の罰金に処する。
第 69 条の規定に違反した者は、台湾元 60 万元以上、2500 万元以下の罰金に処し、その違法物品は没収し焼却する。
- 第 92 条 第 27 条第 1 項、第 3 項、第 29 条、第 31 条、第 36 条、第 37 条第 2 項、第 3 項、第 39 条第 1 項、第 40 条第 1 項、第 44 条、第 45 条の 1、第 46 条、第 49 条、第 50 条第 1 項、第 51 条から第 53 条まで、第 55 条第 1 項、第 57 条第 1 項から第 4 項まで、第 57 条の 1、第 58 条、第 59 条、第 60 条、第 64 条、第 71 条第 1 項、第 72 条、第 74 条、第 75 条規定のいずれかに違反した者は、台湾元 3 万元以上、15 万元以下の罰金に処する。
第 59 条規定に違反した場合、又は毒薬・劇薬の調剤や供給により第 60 条第 1 項規定に違反した場合は、その薬品管理人、製造監督人に対しても前項に定める罰金を科する。第 57 条第 2 項から第 4 項までの規定に違反した者につき、第 1 項の規定に基づいて処罰するほか、所在地の衛生主務官庁は、薬品工場又は薬商の名称を公表することができ、また所定期限内に改善するよう命じることができる。期限になっても改善しなかった者は、その営業を中止させることができる。また、その薬物許可証に対する期間延長を許可せず、又はその製造メーカーのその他の薬物に係る新申請案を受理しない。情状の重大な者については、その許可証を取り消すことができる。
第 66 条第 1 項、第 2 項、第 67 条、第 68 条規定のいずれかに違反した者は、台湾元 20 万元以上、500 万元以下の罰金に処する。
- 第 93 条 第 16 条第 2 項、第 28 条、第 30 条、第 32 条第 1 項、第 33 条、第 37 条第 1 項、第 38 条又は第 62 条規定のいずれかに違反した者、又は次の各号のいずれかの状況を有する者は、台湾元 3 万元以上、15 万元以下の罰金に処する。

1. 一般用医薬品、固有処方製剤の製造、標示及び販売が、中央衛生主務官庁の第 8 条第 3 項規定に基づき定めた規則に違反した場合。
2. 医療器材の等級分け及び管理が、中央衛生主務官庁の第 13 条第 2 項規定に基づき定めた規則に違反した場合。
3. 薬物の見本、景品の使用及び包装が、中央衛生主務官庁の第 55 条第 2 項規定に基づき定めた規則に違反した場合。

第 16 条第 2 項又は第 30 条規定に違反した者は、前項規定に基づき処罰するほか、衛生主務官庁はその営業を中止させることができる。

第 94 条 第 34 条第 1 項、第 73 条第 2 項、第 80 条第 1 項第 4 号から第 6 号又は第 2 項規定のいずれかに違反した者は、台湾元 2 万元以上、10 万元以下の罰金に処する。

第 95 条 媒体業者が第 66 条第 3 項規定に違反した場合は、台湾元 20 万元以上、500 万元以下の罰金に処する。衛生主務官庁から所定の期間内に中止するよう通知されても、なお継続して掲載放送した場合は、台湾元 60 万元以上、2500 万元以下の罰金に処し、且つ、その掲載放送が中止されるまで、その回数に基づき連続して処罰しなければならない。

第 96 条 媒体業者が第 66 条第 4 項規定に違反した場合は、台湾元 6 万元以上、30 万元以下の罰金に処し、且つその回数に基づき連続して処罰する。第七章に規定する薬物広告に違反した場合、本章規定に基づき処罰するほか、衛生主務官庁は、新聞掲載により、その代表者の氏名、薬物名称及び違反の情状を公表することができ、また、情状の重大な者については、当該薬物許可証を取り消すことができ、その元の薬品名は二年以内に使用の申請をしてはならない。

前項に言う、薬物許可証が取り消された違法薬物広告につき、許可した原衛生主務官庁は、当該業者に対し、所定の期限までに、原媒体の同一時間帯において、及び同一の版面を以って掲載放送し、謝罪声明を行うよう命じなければならない。期限になっても掲載放送しなかった場合は、翌日から当該業者の全ての薬物広告を中止させ、且つその広告申請を二度と受理しない。

第 96 条の 1 薬商が第 48 条の 1 の規定に違反した場合は、台湾元 6 万元以上、30 万元以下の罰金に処する。衛生主務官庁から所定の期限内に改善するよう通知されてもなお改善しなかった場合は、処罰を倍にし、且つ改善されるまで、その回数に基づき連続して処罰する。

第 97 条 薬商が不実の資料又は証明書を以って、薬物許可証の検証試験登記、期間延長登記又は登記変更の申請を行なった場合は、当該薬物許可証を取り消すほか、二年以内に、当該薬物許可証の検証試験登記を申請してはならない。また、その刑事責任に係るものは、司法機関へ移送する。

第 97 条の 1 「薬品査驗登記審査準則」（薬品の検証試験登記に係る審査準則）及び「医療器材査驗登記審査準則」（医療器材の検証試験登記に係る審査準則）に基づき、申請を提出する案件につき、その試験のために提出された薬物が検証試験の結果、申請資料と一致しなかった場合、中央衛生主務官庁は、検証試験結果が確定した日から起算して 6 ヶ月間は、その製造メーカーのその他の薬物に係る新申請案件を受理しない。前項状況を有し、再検査の申請期間に新たに申請された検証試験になお合格しなかった場合、中央衛生主務官庁は、新たな検証試験結果が確定した日から起算して一年間は、その製造メーカーのその他薬物の新申請案件を受理しない。

第 98 条 （削除）

第 99 条 処罰を受けた者が本法規定に基づく科料に不服な場合は、処罰通知が送達された日から起算して 15 日以内に書面を以って異議を提出し、再審査を申請する。ただし、申請は一回に限る。

罰金を科した機関は、前項に言う異議申立書の受領から 15 日以内に、当該案件を改めて審査しなければならない。理由があると認める場合は、原処罰を変更又は取り消さなければならない。

処罰を受けた者が前項の再審査に不服な場合は、法に基づき訴願及び行政訴訟を提起することができる。

第 99 条の 1 本法に基づき薬物検証試験登記、許可証変更、移転及び期間延長を申請した案件が許可を得なかった場合、申請者は処分書が送達された日から起算して 4 ヶ月以内に、理由を明確に述べた上で再審査の申請を提出する。ただし、申請は一回に限る。

中央衛生主務官庁が前項に言う再審査の申請につき理由があると認める場合、原処分を変更又は取り消さなければならない。

再審査を申請する者が前項に言う再審査の決定に不服な場合は、法に基づき訴願及び行政訴訟を提起することができる。

第 100 条 本法に言う罰金は、直轄市、県（市）の衛生主務官庁が科す。

第 101 条 本法に基づき処罰を受ける者は、本法に従って処罰されるほか、犯罪の疑いのある者は、司法機関へ移送するものとする。

第十章 附則

第 102 条 医師が診療を目的とし、且つ本法に規定する調剤設備を備える場合は、自らの処方に基づき自ら薬品の調剤を行うことができる。

前項規定は、全民健康保険が実施され二年間経過した後においては、中央又は直轄市の衛生主務官庁が公告した開業する薬事人員がいない僻地又は緊急な医療状況に限って行うことができる。

第 103 条

本法の公布後、1974 年 5 月 31 日までに、規定に基づき漢方薬販売業の薬商許可証を変更受領した者は、継続して第 15 条の漢方薬販売業務を営むことができる。

1993 年 2 月 5 日までに、中央衛生主務官庁の審査を経て登記されている者、又は漢方薬の経営証明に係る書類を受領した漢方薬業の従事者で、且つ漢方薬学課程を適切な基準に達するまで修めた者は、継続して漢方薬の販売業務を営むことができる。

前項に言う漢方薬の販売業務の範囲は、漢方薬材及び漢方薬製剤の輸入、輸出及び卸売り、並びに漢方薬材及び漢方医師の処方にも属さない薬品の小売を含む。毒劇漢方薬材、又は固有処方に従って配合した伝統的な丸（丸薬）、散（粉薬）、膏（膏薬）、丹（練り薬）、及び煎薬（煎じ薬）は含まない。

上述人員、漢方医師検定試験に合格した者、又は漢方薬剤師が設けられる以前に、漢方医師、薬剤師及び准薬剤師を招聘して店に常駐させ管理させる漢方薬商において責任者を務めて満 3 年以上、漢方薬学課程を修めて適切な基準に達し、地方の衛生主務官庁が発行した証明書類を受け、且つ国家試験に合格した者の業務範囲は次のとおりである。

1. 漢方薬材及び漢方薬製剤の輸入、輸出及び卸売り。
2. 漢方薬材及び漢方医師の処方にも属さない薬品の小売。
3. 毒劇漢方薬材、又は固有処方に従って調合した伝統的な丸（丸薬）、散（粉薬）、膏（膏薬）、丹（練り薬）、及び煎薬（煎じ薬）を含まない。
4. 漢方医師が処方した薬品の調剤。

前述試験は、「考試院」が「行政院」とともにこれを定める。

第 104 条

1989 年 12 月 31 日までに、既に登記を許可され許可証を受け営業している西洋薬販売業者、西洋薬種商が招聘した管理専任の薬剤師又は准薬剤師は、第 28 条第 1 項に定められた、店に常駐して管理するとの制限を受ける必要はない。

第 104 条の 1

前条に言う「1989 年 12 月 31 日までに、既に登記を許可され許可証を受けて営業している西洋薬販売業者、西洋薬種商」とは、その薬商の責任者が 1990 年 1 月 1 日以降、変更なく且つ継続して営業しているものを指す。ただし、登記された営業項目が小売の薬商であり、責任者の死亡によりその配偶者が責任者になり営業を継続しているものは、この限りではない。

第 104 条の 2

本法に基づき、許可証又は事項を申請し、又は書簡を以って「薬品査驗登記審査準則」（薬品の検査試験登記に係る審査準則）及び「医療器材査驗登記審査準則」（医療器材の検査試験登記に係る審査準則）

などに関連する規定を問い合わせる際は、費用を納付しなければならない。

前項に言う納付すべき費用の種類及び金額は、中央衛生主務官庁がこれを定める。

第 105 条 本法の施行細則は、中央衛生主務官庁がこれを定める。

第 106 条 本法は公布日から施行する。

本法における、1997 年 5 月 7 日に改正公布された第 53 条の施行日は、行政院がこれを定める。2006 年 5 月 5 日に改正した条文は、2006 年 7 月 1 日から施行する。

商品表示法

2010年1月26日改正

- 第1条 商品の正確な表示の促進、企業経営者の信用保護、消費者の権益保障及び良好な商業規範の確立のため、本法を制定する。
- 第2条 商品表示は、法律で別途規定があるものを除き、本法規定によりこれを行う。
- 第3条 本法に言う主務官庁とは、中央は経済部、直轄市は直轄市政府、県（市）は県（市）政府を指す。
- 第4条 本法で使用する用語の定義は以下のとおりである。
1. 商品表示とは、企業経営者が商品の陳列・販売時に商品の本体、内外包装、説明書に付す表示を指す。
 2. 企業経営者とは、商品の生産、製造、輸入或いは販売を業とする者を指す。
- 第5条 商品表示は、顕著性及び表示内容との一致性を具えなければならない。商品は体積が過小、ばら売り又はその他の特殊な原因により、商品本体又はその包装に商品表示を付すことが妥当でない場合、その他の消費者の認識を喚起するに足る顕著な方法をもって、これに代えるものとする。
- 第6条 商品表示には、次の事情があつてはならない。
1. 虚偽・不実又は人を錯誤に陥らせること
 2. 法律上の強制又は禁止規定の違反
 3. 公序良俗の違反
- 第7条 商品表示に用いる言語は、中国語を主とし、英語若しくはその他の外国語でこれを補うことができる。
商品の表示事項を中国語で適切に表示することが困難な場合、国際的に通用する言語又は符号を用いて表示することができる。
- 第8条 輸入商品が国内市場に流通する場合、輸入業者は本法規定により中国語の表示及び説明書を加えなければならない。また、その内容は原産地の表示及び説明書よりも簡略であつてはならない。
外国メーカーの名称及び住所は、中国語以外の言語をもってこれを表示することができる。
- 第9条 商品が市場に流通する場合、生産業者、製造業者又は輸入業者は下記事項を表示しなければならない。
1. 商品名称
 2. 生産業者、製造業者の名称、電話、住所及び商品の原産地。輸入商品

である場合は、さらに輸入業者の名称、電話及び住所を表示しなければならない。

3. 商品内容

①主要成分又は材料

②正味重量、容量、数量又は度量など。正味重量、容量又は度量は法定度量衡単位を表示しなければならない、必要な場合はその他の単位を付け加えることができる。

4. 中華民國曆又は西曆の製造日。ただし、有効期限のあるものは、有効期日又は有効期間を付け加えなければならない。

5. その他の中央主務官庁の規定により表示する必要のある事項

商品の原産地が我が国であると認定される場合、台湾生産標章を表示することができる。

前項の原産地の認定、標章の図形、促進、奨励及び管理弁法は、中央主務官庁がこれを定める。

第 10 条 商品に次のいずれかの事情があった場合は、その用途、使用と保存方法、及びその他の注意事項を表示しなければならない。

1. 危険性がある場合

2. 衛生安全に関係する場合

3. 特殊な性質を有する、又は特別な扱いを必要とする場合

第 11 条 中央主務官庁は、特定な商品につき、商品の正確な表示及び消費者の權益保護に影響しない状況下、その表示する必要のある事項及び表示方法の公告、規定を行うことができ、第 5 条、第 8 条から前条までの規定の制限を受けない。

第 12 条 販売業者は、本法規定による表示が行われていない商品を販売し、又は販売を意図して陳列してはならない。

第 13 条 直轄市又は県（市）の主務官庁は不定期に市場に流通する商品に対し、抜き打ち検査を行うことができる。販売業者は、これを回避、妨害又は拒絶してはならず、また、供給業者に関する資料を提供しなければならない。主務官庁に所属する人員が抜き打ち検査を行う際は、証明書類を提示しなければならない。

第 14 条 市場で流通する商品に第 6 条の各号規定のいずれかの事情があった場合、直轄市又は県（市）の主務官庁は、生産業者、製造業者又は輸入業者に期限を設けて改善を命じなければならない。期限を過ぎても改善しなかった場合は、3 万台湾ドルから 30 万台湾ドルの行政過料に処し、かつ、改善するまでその度に連続して処することができる。情状が重大なものは、6 ヶ月以下の営業中止又は休業を命ずることができる。

第 15 条 市場で流通する商品に次のいずれかの事情があった場合、直轄市又は県（市）の主務官庁は、生産業者、製造業者又は輸入業者に期限を設けて改

善を命じなければならない。期限を過ぎても改善しなかった場合は、2 万台湾ドルから 20 万台湾ドルの行政過料に処し、かつ、改善するまでその度に連続して処することができる。

1. 表示が第 7 条第 1 項の規定に違反した場合
2. 第 8 条第 1 項の規定に従わず、中国語の表示又は説明書を付さなかった場合
3. 第 9 条の規定に従わず表示しなかった場合
4. 第 10 条の規定に従わず表示しなかった場合
5. 第 11 条の規定により公告される表示すべき事項又は表示方法に違反した場合

第 16 条 販売業者が第 12 条の規定に違反し、本法が規定する表示に従わない商品を販売し又は販売を意図して陳列した場合、直轄市又は県（市）の主務官庁は、期限を設けて、その陳列、販売を中止するよう通知することができる。当該商品が体又は健康に対し即座に危害を及ぼす場合、直ちに陳列、販売の中止を直接に命じることができる。これの遵守を拒否した者は、2 万台湾ドルから 20 万台湾ドルの行政過料に処し、また、陳列、販売を中止するまで、その度に連続して処することができる。

第 17 条 販売業者が第 13 条第 1 項の規定に違反し、抜き打ち検査を回避、妨害若しくは拒否し、又は供給業者に関連する資料を提供しない場合、2 万台湾ドルから 20 万台湾ドルの行政過料に処し、また、その度に連続して処することができる。

第 18 条 第 14 条から第 16 条の行政過料について、主務官庁は、必要なとき、マスメディアを通じて、当該企業経営者の名称、住所、商品を公表し、又はその他必要な措置を講じることができる。

第 19 条 本法により処された行政過料は、期限内に納付するよう通知されたにもかかわらず、期限を過ぎても納付されなかった場合、法に従い強制執行手続に移る。

第 20 条 中央主務官庁は、本法の執行に当たり、商品表示審議委員会を設けて、商品表示及び表示すべき種類・事項につき審議を行うことができる。

第 21 条 本法は公布されてから一年後に施行する。

食品衛生管理法

2010年1月27日改正

2011年6月22日改正

第一章 総則

- 第1条 食品の衛生安全及び品質を管理し、国民の健康を保護するため、ここに本法を制定する。本法に規定されていない場合、その他の関連する法律の規定を適用する。
- 第2条 本法で食品とは、人の飲食又は咀嚼に供される物品及びその原料をいう。
本法で特殊栄養食品とは、栄養バランスを考慮し又は栄養素を調整して、特殊な栄養を必要とする対象の食用に提供される、以下に掲げる調整食品をいう。
1. 乳児用調整食品及び月齢の高い乳児用調整補助食品。
 2. 特定の疾病の病人の栄養ニーズに応じて、且つ必ず医師、薬剤師又は栄養士の指導のもとで食用する必要がある、健康維持を目的とした病人用食品をいう。
 3. その他の中央主管機関が公告指定した特殊対象の食用に提供される食品。
 4. 前項第二号の特定の疾病につき、その範囲は中央主管機関がこれを定める。
- 第3条 本法で食品添加物とは、食品の製造、加工、調合、包装、運搬、貯蔵などの過程において、着色、調味、防腐、漂白、乳化、香りの増加、品質安定、発酵促進、稠度の増加、栄養の増加、酸化防止又はその他の用途のために食品に添加又接触する物質をいう。
- 第4条 本法で食品器具とは、製造又は運搬・販売の過程において、食品又は食品添加物に直接接触する器械、工具又は器や皿をいう。
- 第5条 本法で食品容器、食品包装とは、食品又は食品添加物と直接接触する容器又は包装物をいう。
- 第6条 本法で食品用洗浄剤とは、食品、食品器具、食品容器及び食品包装の消毒又は洗浄に直接使用する物質をいう。
- 第7条 本法で食品業者とは、食品又は食品添加物の製造、加工、調合、包装、運搬、貯蔵、販売、輸入、輸出を営業者又は食品器具、食品容器、食品包装、食品用洗浄剤の製造、加工、輸入、輸出又は販売を営業者をいう。
- 第8条 本法で標示とは、以下に掲げる物品において品名記載又は説明に用い

る文字、図又は記号をいう。

1. 食品、食品添加物、食品用洗淨剤の容器、包装又は説明書。
2. 食品器具、食品容器、食品包装の本体又は外側。

第9条 本法で主管機関とは、中央においては行政院衛生署、直轄市においては直轄市政府（※直轄市役所）、県（市）においては県（市）政府（※県庁、市役所）をいう。

第二章 食品衛生管理

第10条 販売する食品、食品用洗淨剤及びその器具、容器又は包装は、衛生安全及び品質の基準に合致しなければならない。その基準は、中央主管機関がこれを定める。

第11条 食品又は食品添加物に以下のいずれかの状況がある場合、製造、加工、調合、包装、運搬、貯蔵、販売、輸入、輸出、贈答品とし又は公開陳列してはならない。

1. 変質又は腐敗している。
2. 成熟しておらず人体の健康に有害である。
3. 有毒である又は人体の健康に有害な物質又は異物を含んでいる。
4. 病原菌に汚染されている。
5. 残留農薬又は動物用医薬品の含有量が安全許容量を超えている。
6. 原子塵又は放射能の汚染を受け、その含有量が安全許容量を超えている。
7. 偽造又は詐称されている。
8. 有効期限を過ぎている。
9. これまで国内において飲食に供されたことがなく且つ人体の健康に害のないことが証明されていない。

前項の残留農薬又は動物用医薬品の安全許容量及び食品中の原子塵又は放射能汚染の安全許容量の基準は、中央主管機関が関連機関と協議してこれを定める。

第1項の人体の健康に有害な物質には、非感染地区であっても最近10年以内にBSE（牛海綿状脳症。通称「狂牛病」）又はvCJD（変異型クロイツフェルト・ヤコブ病）の発症例が報告された国又は地域の牛の頭がい骨、脳、眼球、脊髄、ひき肉、内臓及びその他の関連製品が含まれる。

第12条 食品添加物の品名、規格及びその使用範囲、限度量の基準は、中央主管機関がこれを定める。

第13条 屠殺場内の家畜及び家禽の屠殺及び解体の衛生検査は、農業主管機関が「畜牧法」の規定に依り処理する。

場外へ持ち出される屠殺場の屠殺体、内臓又は解体し切り分けた肉は、

その製造、加工、調合、包装、運搬、貯蔵、販売、輸入又は輸出する場合の衛生管理は、主管機関が本法の規定に依り処理する。

第 14 条

中央主管機関が公告で指定する食品、食品添加物、食品用洗剤、食品器具、食品容器及び食品包装につき、その製造、加工、調合、改装、輸入又は輸出は、中央主管機関が検査登記し並びに許可証を発行しなければならない。これを行ってはならない。登記事項に変更がある場合は、事前に中央主管機関に審査を申請し許可を受けなければならない。

前項の許可証につき、その有効期間は 1 年から 5 年とし、中央主管機関がこれを審査、決定する。期間満了後も製造、加工、調合、改装、輸入又は輸出を継続する必要がある場合は、期間満了前 3 ヶ月以内に、中央主管機関に許可の期間延長を申請しなければならない。但し、1 回の延長は 5 年を超えてはならない。

第 1 項の許可の廃止、許可証の発行、書換え、再発行、延長、移転、取消し及び登記事項の変更などの管理事項の処理方法は、中央主管機関がこれを定める。

第 1 項の検査登記は、その他の機関に委託して行うことができる。その委託方法は、中央主管機関がこれを定める。

第 14 条の 1

外国の食品又は食品添加物に民衆の身体又は健康に危害を及ぼすおそれがあり、中央主管機関が公告で指定する場合、旅客は該外国の食品又は食品添加物を携帯して入国する際に原産国の衛生主管機関が作成した衛生証明書類を提出してこれを申告しなければならない。民衆の身体又は健康に対して重大な危害のある場合、中央主管機関は公告で旅客が携帯して入国するのを禁止することができる。

前項規定に違反する食品又は食品添加物は、没収し廃棄する。

第 15 条

食品器具、食品容器、食品包装又は食品用洗剤に以下のいずれかの状況がある場合には、製造、販売、輸入、輸出又は使用してはならない。

1. 有毒なもの。
2. 不良な化学作用を生じやすいもの。
3. その他健康に危害を及ぼすに足るもの。

第 16 条

医療機関は病人の診断・治療時に食品中毒に似た状況を発見した場合、24 時間以内に現地の主管機関に報告しなければならない。

第三章 食品標示及び広告管理

第 17 条

容器又は包装を有する食品及び食品添加物は、その容器又は包装に次の事項を中国語及び通用符号を用いて明確に表示しなければならない。

1. 品名。
2. 内容物の名称及び重量、容量又は数量。それが 2 種以上の混合物

である場合は、個別に明示しなければならない。

3. 食品添加物の名称。
4. 製造会社の名称、電話番号及び住所。輸入の場合、国内の責任業者の名称、電話番号及び住所を明記しなければならない。
5. 有効期限。中央主管機関が公告で、製造日、保存期限又は保存条件を表示する必要があると指定した場合、併せて表示しなければならない。
6. その他、中央主管機関が公告で指定した表示事項。

中央主管機関が公告で指定した食品は、中国語及び通用符号で栄養成分及び含量を明確に表示しなければならない。その表示方式及び内容の基準は、中央主管機関がこれを定める。

第 17 条の 1 中央主管機関は、特定のばら積み食品の販売地点、方式につき、制限することができる又は中国語で原産地などの事項を表示する要求することができる。

前項の特定のばら積み食品の品目、販売地点及び方式の制限及び表示すべき事項の範囲は、中央主管機関がこれを公告する。

第 18 条 食品用洗剤及び中央主管機関が公告で指定した食品器具、食品容器、食品包装は、中国語及び通用符号で、以下に掲げる事項を明確に表示しなければならない。

1. 製造業者の名称、電話番号及び住所。輸入の場合、国内の責任業者の名称、電話番号及び住所を明記しなければならない。
2. その他、中央主管機関が公告で指定した表示事項。

第 19 条 食品、食品添加物又は食品用洗剤のための表示、宣伝及び広告について、不実、誇張又は誤解を生じやすい状況があってはならない。食品は医療効果の表示、宣伝又は広告を行ってはならない。中央主管機関は公告で特殊栄養食品の広告範囲、方式及び場所を制限することができる。

掲載・放送の委託を受けた出版・放送業者は、広告の日から 6 ヶ月以内に、広告の掲載・放送を委託した者の氏名（法人又は団体名称）、身分証又は事業登記証番号、住居所（事務所又は営業所）及び電話などの資料を保存し、且つ主管機関が提供を要求した場合、回避、妨害又は拒絶してはならない。

第四章 食品業衛生管理

第 20 条 食品業者が食品又は食品添加物を製造、加工、調合、包装、運搬、貯蔵、販売する作業場所、施設及び品質保証制度は、食品良好衛生規範、中央主管機関が公告で指定する食品業種分類に合致しなければならない、並びに食品安全管理システムの規定に合致しなければならない。

前項の食品良好衛生規範及び食品安全管理システムに係る規則は、中央主管機関がこれを定める。

食品業者の工場設立登記は、工業主管機関が主管機関と共同で処理しなければならない。

食品工場の建設及び設備は、工場設立基準に合致しなければならない。その基準は、中央主管機関が中央工業主管機関と共同でこれを定める。

第 21 条 中央主管機関が公告指定した一定の種類、規模の食品業者は、製造物責任保険をかけなければならない。その保険金額及び契約内容は、中央主管機関が関連機関と協議した後、これを定める。

第 22 条 中央主管機関が公告指定した食品製造工場には、衛生管理者を置かななければならない。

前項の衛生管理者設置規則は、中央主管機関がこれを定める。

第 23 条 公共の飲食場所の衛生の管理規則は、直轄市、県（市）の主管機関が、中央主管機関の公布した各種衛生基準又は規範に基づいて、これを定める。

第五章 検査及び取締り

第 24 条 直轄市、県（市）の主管機関は、食品業者の作業衛生及び記録を抜取り検査しなければならない。必要があれば、サンプリング試験及び記録の差押えをすることができる。第 11 条第 1 項、第 15 条、中央主管機関が第 10 条に依り定める衛生安全及び品質基準又は第 12 条に依り定める食品添加物の品名、規格及びその使用範囲、限量基準の規定に違反する疑いのあるものについては、作業の一時停止を命じ、並びに該疑いのある物品を封印保存することができる。

中央主管機関は、食品、食品添加物、食品器具、食品容器、食品包装又は食品用洗剤につき、輸入時に経済部標準検験局に委託して前項の措置を行うことができる。

中央主管機関は、必要があれば、市販されている前項の物品について、第 1 項の措置を行うことができる。

第 25 条 食品衛生検査の方法は、中央主管機関がこれを公告指定する。公告指定されていない場合、国際間で認可されている方法に依りこれを行うことができる。

第 26 条 食品衛生の検査は、各級主管機関に属する食品衛生検査機関がこれを行う。但し、必要があれば、その一部又は全部をその他の検査機関、学術団体又は研究機関に委託して処理することができる。その委託方法は、中央主管機関がこれを定める。

第 27 条 本法に定める抜取り検査、試験につき、その方法は、中央主管機関がこれを定める。但し、検査作業がその他の機関の職掌に及ぶ場合は、

関連機関と合同でこれを定めなければならない。

中央主管機関は食品衛生検査業務につき、国内及び外国の検証機関の認証を行うことができる。その認証項目及び管理規則は、中央主管機関がこれを定める。

前項の認証作業は、所属する機関に委任し又は関連機関（機構）又は団体に委託して行うことができる。その委託方法は、中央主管機関がこれを定める。

第 28 条

主管機関は告発によって、本法の規定に違反する食品、食品添加物、食品器具、食品容器、食品包装、食品用洗剤、表示、宣伝、広告又は食品業者を発見し押収した場合、告発者の身分資料について秘密を厳守しなければならないほか、褒賞を与えることができる。前項の告発、褒賞の方法は、中央主管機関がこれを定める。

第六章 罰則

第 29 条

食品、食品添加物、食品器具、食品容器、食品包装又は食品用洗剤を第 24 条の規定に依り抜取り検査又は試験する場合、現地の主管機関は抜取り検査又は試験結果に基づいて以下に掲げる処分を行う。

1. 第 11 条第 1 項又は第 15 条に記されている各号のいずれかの状況がある場合、没収し廃棄しなければならない。
2. 中央主管機関が第 10 条に依り定める衛生安全及び品質基準又は第 12 条に依り定める食品添加物の品名、規格及びその使用範囲、限量の基準に係る規定に合致せず、又は第 13 条第 2 項、第 14 条第 1 項の規定に違反する場合、没収し廃棄しなければならない。但し、消毒を実施するか又は適切な安全措置を講じた後、依然として使用することができる又は作り直して使用することができる場合、期限を定めて消毒するか、作り直すか又は適切な安全措置を行うよう通知しなければならない。期限を過ぎてもこれを行わなかった場合、これを没収し廃棄する。
3. 標示が第 17 条、第 18 条、第 19 条第 1 項の規定に違反する場合、期限を定めて回収、改善するよう通知しなければならない。改善前は販売を継続することはできない。期限を過ぎてもこれを行わなかった又は第 19 条第 2 項の規定に違反した場合、これを没収し廃棄する。
4. 第 24 条第 1 項の規定に依り作業の一時停止並びに封印保存を命じた物品につき、もし検査の結果、上記 3 号の状況がない場合、原処分を取り消し、並びに封印を解かなければならない。

前項の第 1 号から第 3 号の没収すべき物品は、まず製造、販売又は輸入者に使用又は食用の即時停止を公告し、並びに回収し廃棄するよう

命じなければならない。必要があれば、現地の主管機関が代わりに回収、廃棄し、並びに必要な費用を徴収することができる。

前項の回収、廃棄すべき物品につき、その回収、廃棄処理方法は、中央主管機関がこれを定める。

第1項第1号又は第2号の物品を製造、加工、調合、包装、運搬、販売、輸入、輸出する食品業者につき、現地の主管機関が、その商号、住所、責任者の氏名、商品名称及び違法の状況を正式に公布する。

第1項の物品の輸入が通関検査で規定に合致しない場合、中央主管機関はその輸入を制限しなければならない。並びに第1項の各号、第2項及び前項の処分を行うことができる。

第29条の1 直轄市、県（市）主管機関は検査結果が規定に合致しない物品につき、そのもとの残余検体（容器、包装及びラベルを含む）は、6ヶ月保存し、期限を過ぎたら即刻処分しなければならない。但し、その性質が6ヶ月以内に変質する場合、その保存可能な期間を基準とする。食品業者は、検査結果に対して異議がある場合、関連通知を受領してから15日以内に、原採取検査機関に再検査を申請することができ、再検査を受理した機関は7日以内にその残余検体を再検査しなければならない。但し、検体が既に変質している場合、再検査を申請することはできない。

再検査の申請は1回限りとし、並びに検査費用を納付しなければならない。

第30条 食品、食品添加物、食品器具、食品容器、食品包装又は食品用洗剤につき、第29条第1項第1号又は第2号の事情があることを発見した場合、第29条の規定に依り処理するほか、中央主管機関はその製造、販売又は輸出入の禁止を公告することができる。

前項の禁止公告の物品が、中央主管機関によって検査登記され並びに許可証が発給されている場合、その許可を併せて廃止することができる。

第31条 以下に掲げるいずれかの行為がある場合、6万台湾元以上600万台湾元以下の過料に処す。事情が重大な場合は、一定期間の休業命令、営業停止又はその会社、商業若しくは工場登記証を廃止することができる。

1. 第11条第1項第1号から第7号まで又は第15条の規定に違反する。
2. 第20条第1項の規定に違反し、それに期限を定めて改正するよう命じられたにもかかわらず、期限を過ぎても改正しない。
3. 前条の禁止命令に違反する。

第32条 第19条第1項又は第3項の規定に違反する場合、4万新台湾元以上20万新台湾元以下の罰金に処し、同条第2項の規定に違反する場合、20

万新台湾元以上 100 万新台湾元以下の罰金に処し、1 年以内に再度違反した場合は、その営業又は工場登記証を廃止することができ、その違反広告に対しては、並びに、それが該違反広告の掲載・放送を停止するまで回数に応じて連続して処罰しなければならない。

出版・放送業者が第 19 条第 4 項の規定に違反する場合、6 万新台湾元以上 30 万新台湾元以下の罰金に処し、並びに回数に応じて連続して処罰することができる。

主管機関は第 1 項の処分を行うと同時に、出版・放送業者及び直轄市、県（市）の広報主管機関に書簡で通知しなければならない。出版・放送業者は書簡を受領した日の翌日から、即刻、掲載・放送を停止しなければならない。

出版・放送業者が前項の規定に従わずに掲載・放送を継続し第 19 条第 1 項、第 2 項の規定に違反し、又は中央主管機関が第 19 条第 3 項に依り公告した広告の場合、12 万新台湾元以上 60 万新台湾元以下の罰金に処し、並びにそれが掲載・放送を停止するまで回数に応じて連続して処罰しなければならない。

第 33 条

以下に掲げるいずれかの行為がある場合、3 万新台湾元以上 15 万新台湾元以下の罰金に処す。1 年以内に再度違反した場合は、その営業又は工場登記証を廃止することができる。

1. 中央主管機関が第 10 条に依り定めた基準の衛生安全及び品質に関する規定に違反し、期限を定めて改善するよう命じられたにもかかわらず、期限を過ぎても改善しない。
2. 第 11 条第 1 項第 8 号、第 9 号、第 13 条第 2 項、第 14 条第 1 項、第 17 条第 1 項、第 18 条、第 22 条第 1 項の規定に違反する。
3. 中央主管機関が第 12 条に依り定めた基準の食品添加物の品名、規格及びその使用範囲、限量に関する規定、又は第 17 条第 2 項に依り定めた基準の栄養成分及び含有量の表示に関する規定に違反する。
4. 中央主管機関が第 17 条の 1 に依り行った公告に違反する。
5. 中央主管機関が第 21 条に依り為す製造物責任保険に係る規定に違反し、期限を設けて改正するよう通知されたにもかかわらず、期限を過ぎても改正しない。
6. 直轄市又は県（市）の主管機関が第 23 条に依り定めた管理規則の公共飲食場所の衛生に関する規定に違反する。
7. 主管機関が第 29 条第 2 項に依りその回収、廃棄を命じたにもかかわらず、これに従わない。

第 34 条

第 31 条から前条までの行為があり、人体の健康に危害を及ぼした場合、7 年以下の懲役、拘留又は 18 万台湾元以上 1000 万台湾元以下の罰金に

処する又は併処する。

法人の代表人、法人又は自然人の代理人、被雇用者又はその他の従業員が、業務を執行するために前項の罪を犯した場合、その行為者を処罰する以外に、該法人又は自然人に対し前項の罰金を科す。

過失により第 1 項の罪を犯した場合、1 年以下の懲役、拘留又は 600 万台湾元以下の罰金に処する又は併処する。

第 35 条 本法に規定する抜取り検査、サンプリング試験、差押えを拒絶、妨害又は回避し、本法の規定に合致しない物品の供給元を提供することができない又は提供しようとし、若しくは作業の一時停止を命じられたのにこれに従わない場合、3 万新台湾元以上 15 万新台湾元以下の罰金に処することができる。状況が重大又は 1 年以内に再度違反した場合、並びにその営業又は工場登記証を廃止することができる。

第 36 条 本法で定める罰金は、直轄市又は県（市）の主管機関が処罰する。

第七章 附則

第 37 条 本法の食品器具、食品容器に関する規定は、自動が直接して接触して口に入れる玩具に準用する。

第 38 条 中央主管機関が本法に依り食品業者の審査、検査及び許可証発行の申請を受理する場合、審査費、検査費及び証書費を徴収しなければならない。その金額は、中央主管機関がこれを定める。

第 39 条 本法の施行細則は、中央主管機関が定める。

第 40 条 本法は公布日から施行する。

食品衛生管理法施行細則

2009年4月1日改正

- 第1条 本細則は食品衛生管理法（以下、「本法」と略称する）第39条の規定に依りこれを制定する。
- 第2条 本法第11条第1項第3号にいう有毒とは、食品又は食品添加物に天然の毒素又は化学物品が含まれ、その成分又は含有量が人体の健康に有害又は有害であるおそれのあるものを指す。
- 第3条 本法第11条第1項第4号にいう病原菌に汚染されているとは、食品又は食品添加物が病因性の微生物又はそれが生じる毒素に汚染され、人体の健康に有害又は有害であるおそれのあるものを指す。
- 第4条 （削除）
- 第5条 （削除）
- 第6条 （削除）
- 第7条 （削除）
- 第8条 （削除）
- 第9条 本法第17条第1項第1号にいう品名につき、それが食品である場合、国家基準が定める名義を使用しなければならないが、国家基準の名称がない場合は、その名称を自ら定めることができる。それが食品添加物である場合、中央主管機関の規定する名称に依らなければならない。
- 前項の規定に依り食品の品名を自ら定める場合、混同しないよう、その名称は食品の本質と合致しなければならない。
- 第10条 本法第17条第1項第2号に定める内容物の表示は、専ら輸出に供する場合を除き、以下に掲げる規定に依り処理しなければならない。
1. 重量、容量はメートル法でこれを表示する。
 2. 液体と固形物が混合している場合、内容量及び固形量をそれぞれ別々に明示する。
 3. 内容物の含有量は、食品の性質を見て、最小又は最大含有量のいずれか、若しくはその両方を明記することができる。
 4. 内容物が2種類又は2種類以上であるとき、その含有量の多寡に依り大きいものから表示しなければならない。
- 第11条 本法第17条第1項第3号に定める食品添加物の表示は、以下に掲げる規定に依り処理しなければならない。
1. 食品添加物の名称は食品添加物使用範囲と限量及び規格基準に定める食品添加物品名又は通用名称を使用しなければならない。
 2. 甘味料に属する場合（化学合成、天然抽出した糖アルコールを含む）、

「甘味料」及び品名又は通用名称を同時に表示しなければならない。

3. 防腐剤、酸化防止剤に属する場合、その用途名称及び品名又は通用名称を同時に表示標示しなければならない。
4. 調味料に属する場合（甘味料、カフェインを含まない）、乳化剤、膨脹剤、酵素、豆腐用凝固剤、光沢剤に属する場合、用途名称を以ってこれを表示しなければならない。香料に属する場合、香料を以ってこれを表示することができる。天然香料に属する場合、天然香料を以ってこれを表示することができる。

前項第2号～第4号は中華民國100年（西暦2011年）1月1日から施行される。施行前は依然として改正前の規定に依り処理しなければならない。

第12条 本法第17条第1項第5号に定める期日の表示は、容器又は包装上に印刷しなければならない。並びに慣習で明瞭に識別することのできる方式に依り年月日を明示しなければならない。但し、保存期限が3ヶ月以上である場合、その有効期限は年・月のみを明示に標示すればよく、並びに当月の月末と推定することができる。

第13条 容器又は包装を有する食品及び食品添加物の表示は、以下に掲げる規定に依り処理しなければならない。

1. 表示文字の縦横の大きさは2ミリメートルより小さくしてはならない。但し、最大表面積が10平方センチメートルに満たない小さな包装は、品名、製造業者名称及び有効期限を除き、その他の項目の表示文字の縦横の大きさは2ミリメートルより小さくてもよい。
2. 国内で製造する場合、その表示がもし外国語を兼用するとき、中国語をメインとし、外国語をサブとしなければならない。但し、専ら輸出に供する場合は、この限りではない。
3. 外国から輸入する場合、本法第17条の規定に依り中国語の表示を加えなければならない。そのうえではじめて輸入することができる。但し、再度、包装しなおすか、小分け包装するか又はその他の加工手続をしなければならない場合、販売前に中国語表示を完成すればよい。

第14条 食品又は食品添加物工場以外の食品業につき、建設主管機関はその商業登記資料を該管轄衛生主管機関に送付し、該管轄衛生主管機関が審査、管理しなければならない。

第15条 主管機関の職員が本法第24条第1項及び第3項に定める職務を執行する際、各該機関が発行した食品衛生検査証を所持しなければならない。違反の疑いのある食品を押収する又は期限を定めて封印保存する場合、記録を作成し、並びに執行担当者及び物品所有者又はその場にいる者が署名しなければならない。サンプリング試験又は記録を差し押さえる場合は、並びに領収書を提出しなければならない。

前項の検査証、記録表、領収書の書式及び試験項目とサンプリングの数量は、

中央主管機関がこれを定める。

第 16 条 本法第 24 条第 1 項にいう記録とは、抜取り検査と関係のある原料の供給元、原料の数量、作業、品質保証、販売対象、金額又はその他の本法の執行に必要な関連資料を指す。

第 17 条 (削除)

第 18 条 食品、食品添加物、食品器具、食品容器、食品包装又は食品用洗剤は、本法第 29 条第 1 項第 1 号から第 3 号の規定に依り没収し廃棄し又は期限を設けて消毒するか、作り直すか又は安全措置を講じるよう通知された場合、その範囲は有効期限が同じ製品に及ぶものとする。有効期限が表示されていない又は有効期限を識別することができない場合、その範囲は全ての製品に及ぶ。それが供給元不明であるがゆえに期限を設けて消毒するか、作り直すか又は安全措置を講じるよう通知することができない場合は、これを没収し廃棄する。

第 19 条 食品、食品添加物、食品器具又は食品容器の輸出を行う業者は、証明書類を提出する必要があるれば、中央主管機関に検査又は試験を行うよう申請することができる。それが規定に合致する場合、衛生証明、試験報告又は自由販売証明などの輸出証明書類を交付することができる。

第 20 条 本細則は公布日から施行する。

本細則の中華民國 98 年（西暦 2009 年）4 月 1 日に改正された条文は、別途、施行日を定める場合を除き、公布日から施行する。

消費者保護法

2005年2月5日改正

第一章 総則

第1条 消費者権益の保護、消費生活の安全促進と品質向上に寄与するため、本法を制定する。

消費者保護については本法の規定を適用し、本法に規定していないものは他の法律の規定を適用する。

第2条 本法において使用する用語の定義は以下のとおりである。

1. 消費者とは、消費を目的として取引し、商品を使用し、又は役務を受ける者を指す。
2. 企業経営者とは、商品の設計、生産、製造、輸入、代理販売又は役務提供を業とする者を指す。
3. 消費関係とは、商品若しくは役務について、消費者と企業経営者との間に発生した権利義務を指す。
4. 消費争議とは、商品若しくは役務により、消費者と企業経営者との間に生じた争議を指す。
5. 消費訴訟とは、消費関係により、裁判所に提起する訴訟を指す。
6. 消費者保護団体とは、消費者保護のために、法に従い、設立し登記した法人を指す。
7. 定型化された契約条項とは、企業経営者が不特定多数の消費者と同類の契約を締結するに際し用いられる、予め作成された契約条項を指す。定型化された契約条項は書面に限らず、字幕の放映、張り付け、看板での表示、インターネット又は他の方法により表示されたものもこれに該当する。
8. 個別交渉条項とは、契約の当事者が個別に交渉を経て合意された契約条項を指す。
9. 附合契約とは、企業経営者が提出した定型化された契約条項を契約内容の全部若しくは一部として締結された契約を指す。
10. 通信販売とは、企業経営者がラジオ放送、テレビ、電話、ファックス、カタログ、新聞、雑誌、インターネット、チラシ又は他の類似する方法により、消費者が商品を検査できないまま企業経営者と取引する売買を指す。
11. 訪問販売とは、企業経営者が招かれていないにもかかわらず、消費者の住居所若しくは他の場所を訪問して販売に従事し、売買するこ

とを指す。

12. 分割払いとは、消費者が頭金を支払い、その後は分割で残金を支払うことで、企業経営者が頭金を受け取った際、対象物を消費者に引き渡すことを売買契約において約定される取引形態を指す。

第3条 本法の目的を果たすため、政府は、次の措置を講じ、かつ、次の事項に係る法規定及びその執行状況について定期的に検討し、協調、改善を図るものとする。

1. 商品/役務の品質及び安全、衛生を守ること
2. 商品/役務が消費者の生命、身体、健康、財産又は他の権益に損害を与えることの防止
3. 商品/役務の表示が法令、規定に合致することの確保
4. 商品/役務の広告が法令、規定に合致することの確保
5. 商品/役務に用いられる度量衡が法令、規定に合致することの確保
6. 商品/役務の合理的価格の維持の促進
7. 商品の合理的包装の促進
8. 商品/役務の公正取引の促進
9. 消費者保護団体の育成、奨励援助
10. 消費に係る争議の処理の協調
11. 消費者教育の推進
12. 消費者相談サービスの提供
13. その他消費生活の発展に伴い必要とされる消費者の保護措置

前項の目的を果たすため、政府は関連法律を定めなければならない。

第4条 企業経営者は、その提供する商品/役務につき、消費者の健康と安全を重視しなければならない。また、商品/役務の使用方法を消費者に説明し、取引の公正さを保ち、充分かつ正確な情報を消費者に提供し、及びその他の必要な消費者保護措置を講じなければならない。

第5条 消費者が正確で合理的な消費行動を取り、自身の安全と権益を守れるようにするため、政府、企業経営者及び消費者のいずれも消費情報の充実に尽力し、消費者の利用のために提供しなければならない。

第6条 本法に言う主務官庁とは、中央においては対象事業の主務官庁、直轄市（台北市、高雄市、新北市、台南市、台中市）においては直轄市政府、県（市）においては県（市）政府を指す。

第二章 消費者権益

第一節 健康と安全保障

第7条 商品の設計や生産、製造又は役務の提供に従事する企業経営者は、提供する商品が流通により市場へ進入する場合又は役務を提供する場合、当

該商品又は役務が当時の科学技術又は専門水準に見合う、合理的に期待できる安全性を確保しなければならない。

商品又は役務が消費者の生命、身体、健康、財産に危害を及ぼす可能性のあるものは、目立つところに、警告の表示及び危険の緊急処理方法を表示しなければならない。

企業経営者が上記二項の規定に違反し、消費者又は第三者に損害をもたらした場合、連帯賠償責任を負わなければならない。ただし、企業経営者が自分に過失がないことを証明できる場合、裁判所はその賠償責任を軽減することができる。

第7条の1 企業経営者は、その商品が市場に流通しているとき、又は役務を提供しているとき、当時の科学技術若しくは専門水準に見合う、合理的に期待できる安全性を具えていると主張した場合、企業経営者はその主張する事実について立証責任を負う。

第8条 商品又は役務につき、後継のより優れた商品又は役務があるというだけで、前条第1項の安全性の規定に合致していないとみなしてはいけない。代理販売に従事する企業経営者は、商品/役務により発生した損害に対して、商品の設計、生産、製造又は役務提供に従事する企業経営者と連帯して賠償責任を負う。但し、損害の防止に既に相当の注意を払っていた場合、又は相当の注意を払ったとしても損害の発生が避けられなかった場合は、この限りではない。

前項に言う企業経営者につき、商品を改装、小分けして包装した者、又は役務内容を変更した者は、前条の企業経営者と見なす。

第9条 商品/役務を輸入する企業経営者は、当該商品の設計、生産、製造者、又は役務の提供者と見なされ、本法第七条の製造者責任を負う。

第10条 企業経営者は、その提供した商品/役務に消費者の安全、健康に危害を及ぼすおそれがあると認められるに足る事実があった場合、直ちに当該商品を回収、又はその役務の提供を停止しなければならない。ただし、企業経営者の行う必要な処理がその危害を除去し得る場合は、この限りではない。

商品/役務に消費者の生命、身体、健康又は財産に危害を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、目立つところに警告の表示を行わず、かつ、危険の緊急処理方法を明記しなかった場合は、前項の規定を準用する。

第10条の1 本節に定めた企業経営者の消費者又は第三者に対する損害賠償責任は、制限又は免除を事前に約定してはならない。

第二節 附合契約

- 第 11 条 企業経営者が附合契約に盛り込む条項は、平等互惠の原則に基づかなければならない。
定型化された契約条項に疑義があった場合は、消費者に有利となる解釈をしなければならない。
- 第 11 条の 1 企業経営者は、消費者と附合契約を締結する前に、消費者がすべての条項の内容を精読できるよう、30 日以内の合理的期間を設けなければならない。
前項規定に違反した場合、その条項は契約の内容を構成しない。ただし、消費者は、当該条項が依然として契約の内容を構成すると主張することができる。
中央主務官庁は、特定の業種を選び、定型化された契約条項の重要性、係る事項の多寡及び複雑さの程度などの事項を参酌した上で、附合契約の精読期間を公告することができる。
- 第 12 条 附合契約書における条項が信義誠実の原則に違反し、消費者に対する公平を明らかに失っている場合は、これを無効とする。
附合契約書における条項に次のいずれかの事情があった場合は、公平を明らかに失っていると推定する。
1. 平等互惠の原則に違反している場合
 2. 条項とその適用を排除した任意規定の立法趣旨とが明らかに矛盾している場合
 3. 契約の主な権利若しくは義務が関連条項での制限を受けることにより、契約の目的を果たすことが困難になった場合
- 第 13 条 定型化された契約条項が附合契約書に記載されていない場合、企業経営者はその内容を消費者に明示しなければならない。その内容の明示が明らかに困難である場合は、目立つ方法でその内容を公告しなければならず、また、その拘束を受けるという消費者の同意を得た場合、当該条項は契約の内容となる。
前項の状況につき、消費者が要求した場合、企業経営者は定型化された契約条項のコピーを渡すか、又は当該コピーを当該契約の添付資料として添付しなければならない。
- 第 14 条 定型化された契約条項が附合契約書に記載されておらず、また、通常の場合により、当該条項は明らかに消費者が予想できるものでなければ、当該条項は契約の内容を構成しない。
- 第 15 条 附合契約書における定型化された契約条項が個別交渉条項の約定に抵触した場合、その抵触した部分は無効とする。
- 第 16 条 附合契約書における定型化された契約条項の全部若しくは一部が無効又は契約内容の一部を構成しない場合、当該部分を除いても契約が成立できるとき、当該契約のその他の部分は依然として有効である。ただし、

当事者の一方に対して、公平を明らかに失っている場合は、当該契約の全部を無効とする。

- 第 17 条 中央主務官庁は、特定の業種を選び、その附合契約書に記載されるべき事項又は記載されてはならない事項に関する規定を公告することができる。
- 前項の公告に違反した附合契約書は、その定型化された契約条項を無効とする。当該附合契約書の効力は前条の規定により定める。
- 企業経営者が附合契約書を使用している場合、主務官庁は随時、人員を派遣し検査することができる。

第三節 特殊売買

- 第 18 条 企業経営者は、通信販売若しくは訪問販売に従事するとき、その売買条件、売払人の氏名、名称、代表者、事務所若しくは住居所を、買い取る消費者に告知しなければならない。

- 第 19 条 通信販売又は訪問販売の消費者は、受領した商品を買取り意思がない場合には、商品受領後 7 日以内に、商品を返品し又は企業経営者に書面で通知して売買契約を解除することができ、その場合、理由の説明又は費用若しくは代金を負担する必要はない。

通信販売又は訪問販売においては、前項の規定に違反する約定は無効とする。

契約が解除された場合、企業経営者と消費者との間における原状回復についての約定が、消費者にとって民法第 259 条の規定よりも不利であるときは、無効とする。

- 第 19 条の 1 前二条の規定は、通信販売若しくは訪問販売により行われる役務の取引においても、これを準用する。

- 第 20 条 消費者からの申し込みがないにもかかわらず、当該消費者に郵送若しくは配達した商品について、消費者は保管義務を負わない。

消費者が相当の期限を定めた上で前項の物品の送付元に物品の引取りを通知したにもかかわらず、期限を過ぎても送付元が引取りをしなかった場合、又は通知不能の場合、前項の物品の送付元はその送付した商品を放棄したと見なす。通知されなかったものの、送付後 1 か月を過ぎても、消費者に承諾されなかったにもかかわらず、依然としてその商品の引取りをしなかった場合も同様である。

消費者は、送付物により蒙った損害の償還、及び送付物の処理により支出した必要な費用を請求することができる。

第 21 条 企業経営者と消費者との分割払い売買契約は、書面をもってこれを行わなければならない。

前項の契約書は次の事項を明記しなければならない。

1. 頭金
2. 各回の価額と他の付加費用を合計した総価額と現金取引価格との差額
3. 利率

企業経営者が前項規定に従わず、利率を明記しなかった場合、その利率は、現金取引価格に対し年利 5% で計算するものとする。

企業経営者が第 2 項第 1 号、第 2 号の規定に違反した場合、消費者は現金取引価格以外の価額を支払う義務を負わない。

第四節 消費情報に関する規制

第 22 条 企業経営者は、広告内容の真実性を確保しなければならない。また、消費者に対して負う義務は広告内容を下回ってはならない。

第 22 条の 1 企業経営者が消費者に対し、信用に係る取引に従事するとき、支払うべきすべての総費用の年率を広告に明示しなければならない。

前項に言う総費用の範囲及び年率の計算方式は、各対象事業の主務官庁が定める。

第 23 条 広告を掲載若しくは報道するメディアの経営者が、広告の内容と事実とが一致してないことを明らかに知り、又は知り得た場合、消費者が当該広告を信頼することにより受けた損害につき、企業経営者と連帯して責任を負うものとする。

前項の損害賠償責任は、制限又は放棄を事前に約定してはならない。

第 24 条 企業経営者は、「商品表示法」などの法令に従い、商品/役務の表示を行わなければならない。

輸入する商品/役務は、中国語の表示及び説明書を添付し、また、その内容は原産地での表示及び説明書よりも簡略であってはならない。

第 25 条 企業経営者が消費者に対し商品/役務の品質を保証する場合は、自発的に書面の保証書を発行しなければならない。

前項の保証書は次の事項を明記しなければならない。

1. 商品/役務の名称、種類、数量。製造番号若しくはロット番号があるものは、その製造番号若しくはロット番号
2. 保証内容
3. 保証期間及びその起算方法
4. 製造メーカーの名称、住所

5. 販売代理業者により販売されるものは、販売代理業者の名称、住所
6. 取引日

第 26 条 企業経営者はその提供する商品について、当該商品の性質及び取引慣習に応じ、防振、防湿、防塵又は他の商品保存に必要な包装を行い、商品の品質及び消費者の安全を確保しなければならない。ただし、その内容を誇張してはならず、又は過大な包装をしてはならない。

第三章 消費者保護団体

第 27 条 消費者保護団体は社団法人若しくは財団法人に限る。
消費者保護団体は消費者権益の保護、消費者教育の推進を目的とする。

第 28 条 消費者保護団体の任務は次のとおりである。

1. 商品/役務の価格の調査、比較、研究、発表
2. 商品/役務の品質の調査、点検、研究、発表
3. 商品表示及びその内容の調査、比較、研究、発表
4. 消費情報の問い合わせ、紹介及び報道
5. 消費者保護に関する出版物の編集、発行
6. 消費者の意見の調査、分析、まとめ
7. 消費者の苦情の受付、消費争議の仲裁
8. 消費争議の処理、消費訴訟の提起
9. 適切な消費者保護立法又は行政措置を講じるよう政府へ提言
10. 適切な消費者保護措置を講じるよう企業経営者へ提言
11. その他の消費者権益に関する保護事項

第 29 条 消費者保護団体は、商品/役務の点検に従事するため、点検項目に係る点検設備を設置するか、又は点検項目に係る点検設備を設置している機関、団体に商品/役務の点検を委託するものとする。

点検実施人員は、点検記録を作成し、サンプル抽出、使用した点検設備、点検方法、経過及び結果を記載して、当該消費者保護団体に提出するものとする。

第 30 条 政府は、消費者保護に関する立法又は行政措置につき、消費者保護団体、関連業種、学者・専門家の意見を諮問するものとする。

第 31 条 消費者保護団体が商品/役務の調査、点検を行うとき、政府に必要な協力を求めることができる。

第 32 条 消費者保護団体の消費者保護業務の取り扱い成果が優れている場合、主務官庁は財務上の奨励を与えることができる。

第四章 行政監督

第 33 条 直轄市又は県（市）政府は、企業経営者の提供する商品/役務が、消費者の生命、身体、健康又は財産に危害を及ぼすおそれがあると認めた場合、

直ちに調査を進めなければならない。調査完了後、その経過及び結果を公開することができる。

前項の人員が調査を行うときは、関連する身分証明書類を提示しなければならない。また、その調査は次の方法に従い進めることができる。

1. 企業経営者又は関係者に質問する。
2. 企業経営者又は関係者に、出頭し意見を陳述するよう通知する。
3. 当該商品/役務が消費者の生命、身体、健康又は財産に危害を及ぼすおそれはないことの証明資料を提出するよう、企業経営者に通知する。
4. 企業経営者の事務所、営業所又はその他の関連場所へ人員を派遣し、調査を行う。
5. 必要のあるときは、その場で商品サンプルを抽出し、検査を行うことができる。

第 34 条 直轄市又は県（市）政府は、調査を行う際、証拠となるものについて、検察官にこれを差し押さえるよう申し出ることができる。

前項の差し押さえは、刑事訴訟法の差し押さえに関する規定を準用する。
第 35 条 直轄市又は県（市）政府は検査業務を取扱うとき、検査項目に関する検査設備を設けている消費者保護団体、職業団体又はその他の関連する公立／私立機構や団体に検査業務を委託することができる。

第 36 条 直轄市又は県（市）政府は、企業経営者の提供する商品/役務について、第 33 条に規定する調査を経た上で、その商品/役務が確かに消費者の生命、身体、健康又は財産に危害を及ぼした、又は損害を及ぼすおそれがあると認めた場合、企業経営者に期限内に改善、回収若しくは廃棄を命じなければならない。また、必要がある場合は企業経営者に直ちに当該商品の設計、生産、製造、加工、輸入、代理販売若しくは役務の提供の中止を命じるか、又はその他の必要措置を講じることができる。

第 37 条 直轄市又は県（市）政府は、企業経営者の提供する商品/役務が既に消費者に重大な危害を及ぼしており、又はそのおそれがあり、かつ、状況が緊急である場合、第 36 条の措置を講じるほか、直ちにマスメディアにおいて企業経営者の名称、住所、商品、役務を公告しなければならない。又はその他の必要処置を講じなければならない。

第 38 条 中央主務官庁は、必要があると認めた場合、前 5 条に規定する措置も講じることができる。

第 39 条 消費者保護委員会、直轄市、県（市）政府はそれぞれ、消費者保護官を数名置かなければならない。

消費者保護官の任用と職務は、行政院がこれを定める。

第 40 条 行政院は、消費者保護の基本政策の研究討議及び審議、その実施の監督のために、消費者保護委員会を設置する。

消費者保護委員会は、行政院副院長を主任委員とし、関連部署の大臣、全国的な消費者保護団体の代表者、全国的な企業経営者の代表者、及び学者、専門家を委員とする。

その組織規程は行政院が定める。

第 41 条 消費者保護委員会の所掌事務は以下のとおりである。

1. 消費者保護の基本政策及び措置の研究討議と審議
2. 消費者保護計画の研究討議、改正、及び実施成果の検討
3. 消費者保護方案の審議、及びその実施の推進、連絡、評価認定
4. 国内、海外における消費者保護の動向、及び消費者保護と経済社会建設に関する問題の研究
5. 消費者保護の教育啓蒙、消費情報の収集と提供
6. 消費者保護に関する各部署の政策、措置、及び主務官庁の調整事項
7. 消費者保護主務官庁の監督、及び消費者保護官の職権行使の指示

消費者保護委員会は、消費者保護の実施結果及び関連資料を定期的に公告するものとする。

第 42 条 直轄市、県（市）政府は、消費者サービスセンターを設置し、消費者相談、消費者の教育啓蒙、消費者の苦情処理などの事項の処理を取扱う。直轄市、県（市）政府の消費者サービスセンターは、管轄地域にブランチセンターを設置することができる。

第五章 消費争議の処理

第一節 苦情と調停

第 43 条 消費者と企業経営者との間に商品/役務に関する消費争議が生じた場合、消費者は企業経営者、消費者保護団体、又は消費者サービスセンター若しくはそのブランチセンターに苦情を申し出ることができる。

企業経営者は、消費者の苦情につき、苦情の申し出日から 15 日以内に、これに適切に対応しなければならない。

消費者は、第 1 項により申し出た苦情が適切に対応されなかった場合、直轄市、県（市）政府の消費者保護官にこれを申し出ることができる。

第 44 条 消費者は、前条により申し出た苦情が適切に対応されなかった場合、直轄市、県（市）の消費争議調停委員会に調停を申し出ることができる。

第 44 条の 1 前条の消費争議調停事件の受理及び手続きの進行などの事項は、消費者保護委員会が定める。

第 45 条 直轄市、県（市）政府は消費争議調停委員会を設け、7 名～15 名の委員を置くものとする。

前項に言う委員は、直轄市、県（市）政府の代表、消費者保護官、消費者保護団体の代表、企業経営者が所属する職業団体若しくは関連職業団体の代表が担当し、消費者保護官を議長とする。その組織は別途定める。

- 第 45 条の 1 調停の手続きは直轄市、県（市）政府又はその他の適切な場所でこれを行い、その手続きは非公開とすることができる。
調停委員、立会う共同調停人、及びその他調停事務の担当者は、既に公開された事項を除き、調停事件の内容を守秘しなければならない。
- 第 45 条の 2 消費争議の調停に対し、当事者が合意できないものの、かなり歩み寄った場合、調停委員は、全ての情状を斟酌し、両当事者の利益の均衡を考慮した上で、両当事者の主要な意思に反しない範囲内で、職権により事件解決の方案を提出し、かつ、当事者に送達することができる。
前項の方案は、調停に参加する委員の過半数の同意を得る必要があり、かつ、第 45 条の 3 に定める異議期間、及び法定期間内に異議を提出しなかった場合の法的効果を明記しなければならない。
- 第 45 条の 3 当事者は、前条に定める方案に対し、送達後 10 日間という法定不変期間内に異議を申し出ることができる。
前項に言う期間内に異議を申し出た場合は、調停は成立しなかったと見なす。前項に言う期間内に異議を申し出なかった場合は、当該法案に従い調停が成立したと見なす。
第 1 項に言う異議について、消費争議調停委員会は他方当事者に通知しなければならない。
- 第 45 条の 4 少額の消費争議に関し、当事者の一方が正当な理由なく調停日に出頭しなかった場合、調停委員は情状を斟酌した上で、出頭した当事者の請求又は職権により、解決方案を提出し、かつ、当事者に送達することができる。
前項に言う法案は、調停委員全員の過半数の同意を得る必要があり、かつ、第 45 条の 3 に定める異議期間、及び法定期間内に異議を提出しなかった場合の法的効果を明記しなければならない。
第 1 項の送達は、公示送達の規定を適用しない。
第 1 項の少額の消費争議に係る額は、行政院がこれを定める。
- 第 45 条の 5 当事者は、前条に定める方案に対し、送達後 10 日間という法定不変期間内に異議を申し出ることができる。異議期間内に異議を申し出なかった場合は、当該法案に従い調停が成立したと見なす。
当事者は、異議期間内に異議を申し出て、調停委員が別の調停日を定めたものの、正当な理由なく出頭しなかった場合、当該法案に従い調停が成立したと見なす。
- 第 46 条 調停が成立した場合は、調停書を作成しなければならない。
前項の調停書の作成及び効力は、「郷鎮市調解条例」第 22 条から第 26 条までの規定を準用する。

第二節 消費訴訟

- 第 47 条 消費訴訟は、消費関係の発生地 of 裁判所により管轄されることができる。
- 第 48 条 高等裁判所以下の各級裁判所及びその支所は、消費専門の法廷を設立することができる。又は、消費訴訟事件を審理する専任者を指定することができる。
- 裁判所は、企業経営者敗訴の判決を下すとき、職権により、仮執行のための担保の低減または免除を宣告することができる。
- 第 49 条 消費者保護団体は、許可を得た上で設立して 3 年以上経過し、消費者保護委員会の評価を申請して優良と評され、消費者保護の専任スタッフを置いており、かつ、次の要件のいずれかを満たし、また、消費者保護官の同意を得た場合、自己の名義で、第 50 条の消費者損害賠償訴訟又は第 53 条の不作為訴訟を提起することができる。
1. 社員数 500 人を超える社団法人
 2. 登記財産総額 1000 万台湾元を超える財団法人
- 消費者保護団体が前項規定に従い訴訟を提起した場合は、訴訟の代理を弁護士に委任しなければならない。委任された弁護士は、当該訴訟につき、必要な費用の前払い又は償還を求めることができるが、その他の報酬を請求してはならない。
- 消費者保護団体がその提起する第 1 項の訴訟につき、違法行為があった場合、その設立を許可した主務官庁はその許可を撤廃しなければならない。
- 消費者保護団体の評価規則は、消費者保護委員会が別途これを定める。
- 第 50 条 消費者保護団体は、多数の消費者が被害を受けた原因が同一である事件について、20 人を超える消費者の損害賠償請求権を譲り受けた上で、自己の名義で訴訟を提起することができる。消費者は、口頭弁論が終了するまでに、損害賠償請求権の譲渡を中止し、かつ、裁判所に通知することができる。
- 前項訴訟は一部の消費者が損害賠償請求権の譲渡の中止により、人数が 20 人未満となった場合も、その訴訟実施の権能に影響を及ぼさない。
- 第 1 項の譲渡する損害賠償請求権は、民法第 194 条、第 195 条第 1 項の非財産上の損害を含む。
- 前項の消費者の損害賠償請求権の時効利益は、譲渡する消費者に応じ個別に計算するものとする。
- 消費者保護団体は、第 3 項に定める請求権を譲り受けた後、訴訟結果により得た賠償から、訴訟及び前条第 2 項の規定する弁護士への支払に必要な費用を差し引いた金額を当該請求権を譲渡した消費者に交付するものとする。
- 消費者保護団体は、第 1 項の訴訟につき、消費者から報酬を請求しては

ならない。

第 51 条 本法に基づき提起した訴訟において、企業経営者の故意により損害が引き起こされた場合、消費者は、損害額の 3 倍以下の懲罰的損害賠償を請求することができる。但し、過失により損害が引き起こされた場合は、損害額の 1 倍以下の懲罰的損害賠償を請求できる。

第 52 条 消費者保護団体が自己の名義で第 50 条の訴訟を提起し、その訴額が 60 万台湾元を超えた場合、その超過した部分については、裁判費を納付する必要はない。

第 53 条 消費者保護官又は消費者保護団体は、本法の消費者保護規定に対する企業経営者の重大な違反行為について、裁判所に対し当該行為の中止若しくは禁止を訴えることができる。

前項の訴訟は裁判費を納付する必要はない。

第 54 条 同一の消費関係により被害を受けた多数の者が民事訴訟法第 41 条の規定に基づき、一名若しくは数名を当事者として選定して訴訟を提起し、損害賠償を請求した場合、裁判所は、元の被選定者の同意を得たうえで、当該訴訟を公告し大衆に知らせることができる。他の被害者は、一定の期間内に、書状をもって、被害の事実、証拠及び判決されるべき事項の声明を表明し、既存案件と併合して賠償を請求することができる。その請求者は既に民事訴訟法第 41 条により当事者を選定したと見なす。前項の既存案件と併合して請求する書状は、写本の形で、両当事者に送達されるものとする。

第 1 項の期間は 10 日間を最小限とする。公告は、裁判所の掲示板に貼られ、かつ、新聞紙に掲載されるものとし、その費用は国庫が立て替えて支払うものとする。

第 55 条 民事訴訟法第 48 条、第 49 条の規定は、前条に従い訴訟を行う者に、これを準用する。

第六章 罰則

第 56 条 第 24 条、第 25 条又は第 26 条の規定のいずれかに違反し、主務官庁に改善するよう通知されたにもかかわらず、期限を過ぎても改善しなかった場合は、2 万台湾ドル以上、20 万台湾ドル以下の行政過料に処する。

第 57 条 企業経営者が、主務官庁が第 17 条第 3 項、第 33 条又は第 38 条の規定により行う調査を拒否、回避又は妨害した場合は、3 万台湾ドル以上、30 万台湾ドル以下の行政過料に処し、かつ、連続して処することができる。

第 58 条 企業経営者が、主務官庁が第 36 条又は第 38 条の規定により為す命令に違反した場合は、6 万台湾ドル以上、150 万台湾ドル以下の行政過料に

- 処し、かつ、連続して処することができる。
- 第 59 条 企業経営者に第 37 条の規定する事情があった場合、主務官庁は当該条項及び第 36 条の規定により対策を講じるほか、当該企業経営者に対し、15 万台湾ドル以上、150 万台湾ドル以下の行政過料に処することができる。
- 第 60 条 企業経営者の本法規定に違反する情状が重大で、中央主務官庁又は消費者保護委員会に報告したうえで許可を得た場合は、営業中止若しくは休業を命じることができる。
- 第 61 条 本法に従い処罰を与えるとき、他の法律により厳しい処罰に関する規定がある場合は、当該規定に従う。刑事責任に係わる者については、直ちに取り調べに移送しなければならない。
- 第 62 条 本法に定める行政過料は、主務官庁が処罰するものとする。納付期限を定めた後、期間が満了になっても納付しなかった場合は、法に従い強制執行へ移送する。

第七章 付則

- 第 63 条 本法の施行細則は行政院がこれを定める。
- 第 64 条 本法は公布日から施行する。

智慧財産法院組織法

2008年7月1日施行

2009年7月8日改正

(5条及び7条に基づき、人員配置表を作成)

2010年5月12日改正

第一章 総 則

- 第1条 知的財産権を保障し、知的財産案件を適切に処理し、国家の科学技術と経済発展を促進するため、本法を制定する。
- 第2条 智慧財産法院は、法により、知的財産にかかわる民事訴訟、刑事訴訟、行政訴訟の審判事務を管理する。
- 第3条 智慧財産法院が管轄する案件は以下のとおり。
1. 専利法（※日本の特許法、実用新案法、意匠法に相当）、商標法、著作権法、光ディスク管理條例、営業秘密法、集積回路回路配置保護法、植物品種及び種苗法、公平交易法（※日本の不正競争防止法、独占禁止法の要素が含まれている）により保護される知的財産権に関して生じた第一審及び第二審民事訴訟事件。
 2. 刑法第253条から第255条、第317条、第318条の罪、又は商標法及び著作権法、公平交易法第20条第1項に関する第35条第1項及び第19条第5号に関する第36条に違反する案件で、地方法院の通常、簡易審判又は協議手続きによる第一審判決を不服とし、上訴又は抗告する刑事事件。但し、少年刑事事件はこの限りではない。
 3. 専利法、商標法、著作権法、光ディスク管理條例、集積回路回路配置法、植物品種及び種苗法、公平交易法にかかわる知的財産権によって生じた第一審行政訴訟事件及び強制執行事件。
 4. その他、法律により規定される又は司法院により指定される智慧財産法院が管轄する案件。
- 第4条 智慧財産法院の設立地は司法院が定める。
司法院は、地理的環境及び案件の多寡を考慮し、智慧財産法院支部を増設することができる。
- 第5条 智慧財産法院に対応して設置する高等裁判所檢察署知的財産分署につき、その種類及び定員は附表の規定に従う。

各地方裁判所及びその支部の検察署検察官が第3条第2号及び第4号の刑事案件を取り扱う場合、その直接の上級裁判所検察署検察長は、高等裁判所検察署知的財産分署の検察長とする。

第6条 智慧財産法院が審理する案件のうち、民事第一審訴訟手続き及び行政訴訟簡易手続きは、法官1名が単独でこれを行う。民事、刑事第二審上訴、抗告手続き及び行政訴訟の通常手続きは、法官3名による合議制でこれを行う。

合議制裁判においては庭長（※法廷の長。法廷ごとに必ず1人の「庭長」が配置されている。事件ごとに変わることはない）を裁判長とする。庭長がいない又は事情がある場合、法官のうち上位の者を、同位であれば年長者を裁判長とする。

単独審判においては該法官が裁判長の職権を行使する。

第7条 智慧財産法院又はその支部の種類及び定員は附表の規定に従う。智慧財産法院又はその支部に適用される類別及びその変更は、司法院が命令を以って定める。

第8条 智慧財産法院には所長1名を置き、法官が兼任し、簡任（※台湾の文官の階級の1つ。簡任、薦任、委任とあり、委任は1~5職等、薦任は6~9職等、簡任は10~14職等で、最高が14職等となる）第十三職等から第十四職等とし、所全体の行政事務を総括的に管理する。

智慧財産法院の所長は、最高法院法官、最高行政法院法官、最高法院検察署検察官の任用資格を具備していなければならない、かつ指導力を有する者をこれに選任する。

第9条 智慧財産法院の法廷数は事務の多寡により定め、必要時は専門法廷を設けることができる。

各法廷には庭長1名を置き、簡任第11職等から第13職等とし、所長を兼任する法官が兼任する場合を除き、法官のなかから選ばれた者がこれを兼任し、各該法廷の事務を監督する。

第10条 智慧財産法院には法官を置き、簡任第十職等から第十一職等又は薦任第九職等とする。試署（※地方法院の法官は候補、試署、実任の3階級に分けられ、一定の任期を経て、考査のうえ、上級の法官に任用される）法官は、薦任第七職等から第九職等とする。

智慧財産法院の法官を継続して2年以上務めた者は、簡任第12職等～第14職等へ昇進することができる。

智慧財産法院の法官を2年以上務め、地方法院又はその支部で所長又は庭長を兼任した法官は、簡任第12職等～第14職等へ昇進することができる。

前2項の智慧財産法院法官の勤務年数及び高等法院法官、高等行政法院法官、高等法院検察署検察官の勤務年数は合計して計算する。

司法院は業務の需要に応じ、地方法院及びその支部の試署法官又は候補法官を智慧財産法院に異動させ、案件手続きの進行、争点の整理、資料の収集・分析、判決文の起草など、法官の業務を補助させることができる。

試署法官又は候補法官が智慧財産法院に異動し業務を行う期間は、その試署法官又は候補法官の勤務年数に計上する。

智慧財産法院には法官補佐を置く。職員の招聘任命に関する法令により専門職員を招聘任命するか、若しくは各級法院又は行政法院のその他の司法職員を異動させるか、若しくはその他の機関の適当な者を一時的に異動して、案件手続きの進行、争点の整理、資料の収集・分析など、法官の業務を補助させることができる。

専門の免許又は資格を有する者が法官補佐として招聘任用された場合、その任用期間をその専門の経験年数に計上する。

法官補佐の選出招聘事項及び一時的な異動に係る方法は、司法院が決定する。

第 11 条 智慧財産法院は強制執行事務を行うに際して、執行所を設けることができ、又は普通法院民事執行所に嘱託することができ、又は行政機関に代理執行させることができる。

執行所には司法事務官を置き、薦任第 7 職等から第 9 職等とする。司法事務官が 2 名以上の場合、主任司法事務官を置き、薦任第 9 職等から簡任第 10 職等とする。

第 12 条 智慧財産法院には公設弁護人室を設ける。公設弁護人は、簡任第 10 職等から第 11 職等又は薦任第 9 職等とする。2 名以上置く場合、主任公設弁護人を置き、簡任第 10 職等から第 12 職等とする。

第二章 法官の任用資格

第 13 条 智慧財産法院の法官には、以下のいずれかの資格を有し、並びに任用予定職務の任用資格を有する者を任用する。

1. 智慧財産法院の法官を務めたことのある者。
2. 実任法官又は検察官を 2 年以上務めたことがある者、若しくは、法官又は検察官の職務を 5 年以上務め並びに薦任以上の公務員を計 10 年以上務めた者。
3. 弁護士試験に合格し、弁護士の職務を 12 年以上、並びに知的財産案件弁護士の職務を 8 年以上務め、成績が優秀でかつそれを証明する書類を有する者。
4. 教育部の認可を受けた大学又は独立学院の専任教授又は助教授、助手を計 8 年以上務め、知的財産権関連の法律課程を 5 年以上講

義し、専門著作を有する者。

5. 中央研究院の研究員又は副研究員、助理研究員を計 8 年以上務め、知的財産権の関係法律の専門著作を有する者。
6. 教育部の認可を受けた公立又は私立の大学、独立大学、独立学院の学部又は大学院を卒業又は修了し、簡任公務員を務めている又は務めたことがあり、知的財産に関する審査又は訴願、法制業務に計 10 年以上従事した者。

前項第 2 号の資格を有し法官に任用される者は、司法院が設ける選抜委員会により選抜され、任用前に専利法、商標法、著作権法又はその他の関連法律及び技術分野の在職研修を受けなければならない。その選抜委員会の組織、選抜方法、在職研修事項は司法院が定める。

第 1 項第 3 号から第 6 号の資格を有する者は、司法院が設立する選抜試験委員会の選抜試験に合格し、並びに行政法、行政訴訟法、専利法、商標法、著作権法、民事、刑事、その他関連法律について実施される職前研修に合格した後、任用される。選抜試験委員会の組織、選抜試験及び職前研修事項は司法院が定める。

第 14 条

智慧財産法院の法官の選抜及び選抜試験審査に際しては、その人格、経験、専門的な法学の素養に注意しなければならない。

司法院は智慧財産法院職員の在職研修を毎年行い、法学及び関連する専門的な素養の充実を図り、裁判の質の向上に努めなければならない。

第三章 技術審査官の配置

第 15 条

智慧財産法院には技術審査官室を設け、技術審査官を置き、薦任第 8 職等から第 9 職等とし、そのうち 2 分の 1 を簡任第十職等に列することができる。技術審査官を 2 名以上置く場合は、主任技術審査官を置き、簡任第 10 職等から第 11 職等とする。職務上必要な場合は、職員の招聘任命に関する法令に基づき、各種専門職員を招聘任命することができる。その定員は技術審査官の定員内で調整するものとし、選任方法は司法院が定める。

技術審査官室は職務上の必要性に応じて組に分けることができる。各組の組長は別途任命するのではなく、技術審査官が兼任する。

司法院は知的財産の専門知識又は技術を有する職員を一時的に異動して技術審査官に任命することができ、その一時的な異動に係る方法は司法院が定める。

技術審査官は法官の命を受け、審理する案件の技術判断、技術資料の収集・分析及び技術に関わる意見を提供し、法により訴訟手続きに参加する。

第 16 条

智慧財産法院の技術審査官は以下のいずれかの資格を有し、任用予定職務の任用資格を有するものを任用する。

1. 専利審査官又は商標審査官を計 3 年以上務め、成績が優秀でありかつそれを証明する書類を有する者。若しくは、公立又は認可を受けた私立大学、独立学院の大学院、教育部の承認を受けた外国の大学、独立学院の大学院を卒業又は修了したもので、関連学部学科の修士以上の学位を有し、専利又は商標の審査官又は助理審査官を計 6 年以上務め、成績が優秀でありかつそれを証明する書類を有する者。若しくは、公立又は認可を受けた私立の専門学校以上の学校、又は教育部の承認を受けた外国の専門学校以上の学校の関連学部学科を卒業し、専利又は商標の審査官又は助理審査官を計 8 年以上務め、成績が優秀でありかつそれを証明する書類を有する者。
2. 公立又は認可を受けた私立大学、独立学院の関係学部学科の講師を 6 年以上又は助手、助教授、教授を計 3 年以上務めている又は務め、知的財産権専門著作を有しそれを証明できる者、若しくは、公、私立の専門研究機関で研究員を 6 年以上務めている又は務め、知的財産権専門著作を有しそれを証明できる者。

前項第 1 号の技術審査官資格について、専利審査官資格条例及び商標審査官資格条例の施行前に、専利商標審査機関において専利商標審査業務に従事した年数は、第 1 項の技術審査官の勤務年数として計算することができる。

第 1 項第 1 号にいう成績が優秀であるとは、過去 3 年の年次評定の成績が、甲が 2 回、乙が 1 回以上であり、かつ、刑事又は懲戒処分、平素の評定で「記過」（※台湾の事案評定には、プラス評価として嘉奨、記功、記大功、マイナス評価として記過、記大過がある）以上の処分を受けておらず、並びにその勤務機関が証明書を発行してこれを証明するものをいう。

第四章 書記処、補助機関及びその他職員の配置

第 17 条

智慧財産法院は書記処を設ける。書記官長 1 名を置き、薦任第九職等から簡任第 11 職等とし、所長の命を受け行政事務を処理する。一等書記官は薦任第 8 職等から第 9 職等、二等書記官は薦任第 6 職等から第 7 職等、三等書記官は委任第 4 職等から第 5 職等とし、記録、書類、研究審査、総務、資料及び訴訟補助事務を分担して管理する。また、科、股（の部門に分かれて業務処理を行うことができ、科長は一等書記官が、股長は一等書記官又は二等書記官が兼任し、別途任命することはしない。（科長は日本の課長、股長は日本の係長に相当）

前項の一等書記官及び二等書記官の総数は、その智慧財産法院の一等書記官及び二等書記官、三等書記官総数の2分の1を超えてはならない。

第18条 智慧財産法院は供託所を設け、主任及び補佐を置くことができる。主任は簡任第10職等、補佐は委任第4職等から第5職等とし、2分の1は薦任第6職等とすることができる。

第19条 智慧財産法院には一等通訳、二等通訳、三等通訳、技士、執達員（法院の判決、決定などの執行、送達に携わるスタッフ）、記録係及び廷務員（書記官に協力し、法廷内容を記録し、及び法廷の庶務に携わるスタッフ）を置き、一等通訳は薦任第8職等から第9職等、二等通訳は薦任第6職等から第7職等、三等通訳は委任第4職等から第5職等、技士は委任第5職等若しくは薦任第6職等から第7職等、執達員は委任第3職等から第5職等、記録係及び廷務員はいずれも委任第1職等から第3職等とする。

前項の一等通訳及び二等通訳の総数は、その智慧財産法院の一等通訳及び二等通訳、三等通訳の総数の2分の1を超えてはならない。

智慧財産法院は必要に応じて、個別案件ごとに特約通訳を招聘することができる。その招聘方法は司法院が定める。

第20条 智慧財産法院は、法廷当直、警備、犯人を押送して出廷させる及び司法警察事務（注：法廷の秩序を維持するなど）を行うために法警を置く。法警長は委任第5職等又は薦任第6職等から第7職等、副法警長は委任第4職等から第5職等又は薦任第6職等、法警は委任第3職等から第5職等とする。

第21条 智慧財産法院には人事室を設け、主任1名を置き、薦任第9職等から簡任第10職等とし、並びに科員（17条の「科」の構成メンバーである）を置くことができ、委任第5職等又は薦任第6職等から第7職等とし、法により人事管理を行う。

第22条 智慧財産法院には会計室、統計室を設け、それぞれ会計主任、統計主任を1名ずつ置き、いずれも薦任第9職等から簡任第10職等とし、並びに科員を置くことができ、委任第5職等又は薦任第6職等から第7職等とし、法によりそれぞれ年間収支決算及び会計、統計などの事項を処理する。

第23条 智慧財産法院には政風室（←紀律維持のための部署である）を設け、主任1名を置き、薦任第9職等から簡任第10職等とし、並びに科員を置くことができ、委任第5職等又は薦任第6職等から第7職等とし、法により紀律の維持にかかわる事項を処理する。

第24条 智慧財産法院には情報室を設け、主任1名を置き、薦任第9職等から簡任第10職等とする。プログラマー、システムエンジニアはいずれも

薦任第 6 職等から第 8 職等とし、助理設計師は委任第 4 職等から第 5 職等又は薦任第 6 職等とし、情報処理を行う。

前項の薦任助理設計師の定員は、その智慧財産法院の助理設計師の総数の 2 分の 1 を超えてはならない。

第五章 司法年度及び事務の配分

- 第 25 条 司法年度は毎年 1 月 1 日より同年 12 月 31 日までとする。
- 第 26 条 智慧財産法院の業務規程は司法院が定める。
- 第 27 条 智慧財産法院は毎年度末までに、所長及び庭長、法官により会議を行い、業務規程及びその他の法令規定に基づき、翌年度の司法事務の配分案及び代理順序案を決定する。
前項の会議では、翌年度の合議制裁判時の法官の配置案についても決定しなければならない。
- 第 28 条 前条の会議は所長を主席とし、決議は過半数の意見を以って決定する。賛成反対が同数の場合には、主席が決定するものとする。
- 第 29 条 事務の配分案及び代理順序案、合議制裁判時の法官の配置案が決定された後、事件又は法官の増減、その他の事由によって変更する必要がある場合、所長が関連する庭長、法官に諮ったうえでこれを変更することができる。

第六章 法廷の開閉及び秩序

- 第 30 条 智慧財産法院の開廷は法院内で行う。但し、法律に別段の規定がある場合は、この限りでない。
- 智慧財産法院法廷の座席配置及び傍聴規則は司法院が定める。
- 第 31 条 智慧財産法院は、必要時には、管轄区域内において場所を指定して臨時に開廷することができる。
前項の臨時開廷の方法は司法院が定める。
- 第 32 条 裁判長は法廷の開閉及び訴訟の審理において指揮権を有する。
- 第 33 条 法廷が開廷される時、裁判長が秩序維持権を有する。
- 第 34 条 法廷秩序の妨害又はその他の不当な行為を為す者に対し、裁判長は法廷への入廷禁止、又は法廷からの退廷命令を下すことができ、必要な時は閉廷時まで監視するよう命じることができる。
前項の処分に対し、不服を申し立てることはできない。
前 2 項の規定は、裁判長が法廷外で職務を執行する際にも準用される。
- 第 35 条 訴訟代理人、弁護人が法廷において訴訟を代理又は弁護する際、不当な言動があれば、裁判長は、開廷当日の代理又は弁護について、警告

- 又はこれを禁止することができる。
- 第 36 条 裁判長は前 2 条の処分を行う際、その事由を裁判記録に明確に記載しなければならない。
- 第 37 条 本章の裁判長に関する規定は、受命法官又は受託法官が職務を執行する際にも準用される。
- 第 38 条 裁判長、受命法官、受託法官の発した法廷秩序維持に係る命令に違反し、法院の職務執行を妨害し、制止に従わない場合、3 ヶ月以下の懲役、拘留又は 9,000 新台幣元以下の罰金に処する。

第七章 司法行政の監督

- 第 39 条 智慧財産法院の行政監督は以下の規定に従う。
1. 司法院院長は智慧財産法院及びその支部を監督する。
 2. 智慧財産法院所長は該法院及びその支部を監督する。
- 第 40 条 前条の規定に基づき監督権を有する者は、監督を受ける職員に対し、以下の処分を行うことができる。
1. 職務上の事項に関し、命令を発して注意を与えることができる。
 2. 職務を乱す、又は権限の範囲を逸脱する、又は行為に慎みがない者は、法により処罰又は懲戒処分とする。
- 第 41 条 本章各条の規定は裁判権の独立行使に影響を及ぼさない。

第八章 附 則

- 第 42 条 智慧財産法院の訴訟の裁判は、期限を設けなければならない。その期限は司法院が命令を以って定める。
- 第 43 条 智慧財産法院及びその支部の判決書のうち、当事者又は第三者の営業秘密に関わる部分は開示することができない。
- 第 44 条 本法に規定がない場合、法院組織法及びその他の関連法律の規定を準用する。
- 第 45 条 本法の施行日は司法院が命令を以って定める。

智慧財産法院組織法第5条付表
高等法院檢察署知的財産分署定員数

職 名	定 員 数
檢察長	1
主任檢察官	2
檢察官	12
檢察事務官	6
一、二、三等書記官	6
司法警察官	3
合計	30

説明 1. 高等法院檢察署知的財産分署はまだ類別を分けない。

説明 2. 高等法院檢察署知的財産分署の檢察長については、高等法院檢察署又はその支所の檢察署の檢察長がこれを兼任することができる。

説明 3. 人事、会計、統計、政風、総務、文書、研考、システムエンジニアなど事務関係の人員については、高等法院檢察署又はその支所の檢察署の既存人員から同知的財産分署へ出向させるか、又は兼務させる。そのため、この定員数表は上述人員の定員数を記載していない。

説明 4. 付表に記載される定員数は、檢察機関の既存定員数から転任させ担当させる。

智慧財産法院組織法第7条付表

智慧財産法院又はその支所の定員数表

職名		法院類別	第1類	第2類	第3類
		定員数			
所	長		1	1	1
廷	長		20～40	10～20	5～10
法	官		40～80	20～40	10～20
法	官 助 手		60～120	30～60	15～30
司	法 事 務 官		5～8	3～5	0～3
公	設 弁 護 人		2～4	1～2	1
技	術 審 査 官		52～104	26～52	13～26
書	記 官 長		1	1	1
一、二、三等書記官			68～128	38～68	19～38
供 託 所	主 任		1	1	1
	ア シ ス タ ン ト		1～2	0	0
人 事 室	主 任		1	1	1
	科 員 (係 員)		8～16	4～8	2～4
会 計 室	会 計 主 任		1	1	1
	科 員 (係 員)		8～16	4～8	2～4
統 計 室	統 計 主 任		1	1	1
	科 員 (係 員)		8～16	4～8	2～4
政 風 室	主 任		1	1	1
	科 員 (係 員)		4～8	2～4	1～2
情 報	主 任		1	1	1
	設 計 師		1	1	1

室	管 理 師	1 ~ 2	1	1
	助 手 設 計 師	4 ~ 5	3 ~ 4	1 ~ 2
	一、二、三等通訳	20 ~ 40	10 ~ 20	5 ~ 10
	司 法 警 察 官 長	1	1	1
	副 司 法 警 察 官 長	1 ~ 2	1	1
	司 法 警 察 官	45 ~ 89	24 ~ 44	14 ~ 23
	執 達 員 (執 行 官)	4 ~ 6	3 ~ 4	2 ~ 3
	録 事	65 ~ 122	32 ~ 67	17 ~ 33
	廷 務 員	9 ~ 17	6 ~ 9	4 ~ 6
	技 工	1	0	0
	合 計	436 ~ 836	232 ~ 435	125 ~ 231

説明：智慧財産法院では、一年間の受付件数が1万件以上のものは第1類、5000件以上1万件以下のものは第2類、5000件以下のものは第3類と分類している。

智慧財産案件審理法（知的財産案件審理法）

2008年7月1日施行

第一章 総 則

- 第1条 知的財産案件の審理は本法の規定によるものとし、本法に規定のない場合、それぞれ民事、刑事又は行政訴訟手続きが適用すべき法律によるものとする。
- 第2条 本法で営業秘密とは、営業秘密法第2条に定める営業秘密を指すものとする。
- 第3条 当事者、代表人、代理人、弁護士、補佐人、証人、鑑定人又はその他の訴訟関係人の住居所と法院との間に音声及び映像を相互に伝送する科学技術設備があり直接審理できる場合、法院は申立てにより又は職権で該設備を以ってこれを為すことができる。
前項の情況は、法院が当事者の意見を求めなければならない。
第1項の情況につき、その期日通知書又は召喚状に記載する出頭場所は該設備の設置場所とする。
第1項により手続きを進めた際の筆録及びその他文書に尋問を受けた者が署名しなければならない場合、尋問した法院から尋問を受けた者の住居所に該筆録及びその他文書を伝送し、尋問を受けた者が内容を確認し並びに署名した後、筆録を電信ファクシミリ又はその他の科学技術設備を以って尋問した法院に送り返す。
第1項の審理及び前項の書類伝送作業規則は、法院が定めるものとする。
- 第4条 法院は必要なときに、技術審査官に対し、以下に掲げる職務の執行を命ずることができる。
1. 訴訟関係を明確にするため、事実上及び法律上の事項について、専門知識に基づき当事者に説明又は質問する。
 2. 証人又は鑑定人に直接質問する。
 3. 本案について法官に意見陳述を行う。
 4. 証拠保全時に証拠の調査に協力する。
- 第5条 技術審査官の忌避は、それが審判に参加した手続きにより、それぞれ民事訴訟法、刑事訴訟法、行政訴訟法の法官忌避に関する規定を準用する。

第二章 民事訴訟

- 第 6 条 民事訴訟法第二編第三章、第四章の規定は、知的財産の民事訴訟に適用しないものとする。
- 第 7 条 智慧財産法院組織法第 3 条第 1 号、第 4 号に定める民事事件は、智慧財産法院の管轄とする。
- 第 8 条 法院が既に知っている特別な専門知識は、当事者に弁論の機会を与えなければ、判決の基礎として採用することができない。
裁判長又は命令を受けた法官は、事件の法律関係について、当事者によく説明しなければならない、並びに適時その法律上の見解を表明することができ且つ適度に心証を開示することができる。
- 第 9 条 当事者の提出する攻撃又は防御方法が、当事者又は第三者の営業秘密に及び、当事者が申立てし、法院が適当であると認める場合、非公開裁判とすることができる。双方の当事者が非公開裁判に合意した場合にも同様とする。
訴訟資料が営業秘密に及ぶ場合、法院は申立てにより又は職権で、訴訟資料の閲覧、抄録又は撮影を許可しない又は制限する旨の裁定を下すことができる。
- 第 10 条 文書又は検証物の保有者が、該文書又は検証物の提出を求める法院の命令に、正当な理由なく従わない場合、法院は NT\$30,000 以下の罰金に処する旨の裁定を下すことができる。必要なときには強制処分を命じる旨の裁定を下すこともできる。
前項の強制処分の執行は、強制執行法の物品の交付要求権執行に関する規定を準用する。
第 1 項の裁定は、抗告することができる。罰金に処する旨の裁定の執行は、抗告中は停止しなければならない。
法院は、第 1 項の文書又は検証物の保有者が提出を拒否する正当な理由を有するか否かを判断し、必要なときには依然として提出を命ずることができ、並びに非公開の方式で行う。
前項の情況につき、法院は該文書及び検証物を開示することはできない。但し、訴訟関係人の意見を聴取するため、該訴訟関係人に開示する必要がある場合には、この限りでない。
前項の但し書の情況につき、法院は、開示前に、文書又は検証物の保有者に通知しなければならない、保有者が、該通知を受領した日から 14 日以内に、開示を受ける者に秘密保持命令を出すよう申立てた場合、該申立ての裁定が確定するまで開示することはできない。
- 第 11 条 当事者又は第三者が、その保有する営業秘密につき、次に掲げる情

況に該当することを積明する場合、法院は該当事者又は第三者の申立てにより、もう一方の当事者、代理人、補佐人又はその他訴訟関係人に対し、秘密保持命令を出すことができる。

1. 当事者の書面の内容に当事者又は第三者の営業秘密が記載され、或いは既に取り調べられ又は取り調べられるべき証拠の内容に当事者又は第三者の営業秘密が含まれている。
2. 前号の営業秘密が開示され、或いは該訴訟追行以外の目的で使用されることにより、該当事者又は第三者の該営業秘密に基づく事業活動が妨害される虞があり、これを防ぐため、その開示又は使用を制限する必要がある。

前項の規定は、もう一方の当事者、代理人、補佐人又はその他の訴訟関係人が、申立て前に、既に前項第1号に規定される書面の閲覧又は証拠の取調べ以外の方法により、該営業秘密を取得し、或いは保有している場合、これを適用しない。

秘密保持命令を受けた者は、該営業秘密について、該訴訟以外の目的を実施するためにこれを使用することはできず、或いは秘密保持命令を受けていない者に対し開示することはできない。

第12条

秘密保持命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

1. 秘密保持命令を受けべき者。
2. 保護命令を受けべき営業秘密。
3. 前条第1項各号に掲げる事由に該当する事実。

第13条

秘密保持命令を許可する裁定は、保護を受ける営業秘密、保護理由、及びその禁止内容を明記しなければならない。

秘密保持命令の申立てを許可するとき、その決定書を、申立て人及び秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。

秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に決定書が送達されてから、効力を生ずる。

秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しては、抗告することができる。

第14条

秘密保持命令を受けた者は、その命令の申立てが、第11条第1項の要件を欠く、或いは同条第2項の状況を有し、或いはその原因が既に消滅していることを以って、訴訟係属法院に対し、秘密保持命令の取消しを申立てることができる。但し、本案裁判確定後は、秘密保持命令を発した法院に対し、申立てなければならない。

秘密保持命令の申立て人は、該命令の取消しを申立てることができる。

秘密保持命令の取消し申立てについての裁定は、申立て人及び相手

方に、その決定書を送達しなければならない。

前項の裁定に対しては、抗告することができる。

秘密保持命令は裁定によって取消しが確定したとき、その効力を失う。

秘密保持命令を取り消す裁定が確定したとき、申立て人及び相手方以外にも、該営業秘密について秘密保持命令を受けている者がいれば、法院は該秘密保持命令の取消しを通知しなければならない。

第 15 条

秘密保持命令が発せられた訴訟につき、閲覧を制限又は禁止されず且つ秘密保持命令を受けていない者から、ファイル内文書の閲覧、抄録、撮影の請求があったとき、法院書記官は、直ちに、命令申立て人に通知しなければならない。但し、秘密保持命令の取消しが確定した場合、この限りではない。

前項の情況につき、法院書記官は、命令の申立てをした当事者又は第三者が通知を受けた日から 14 日内は、ファイル内文書を閲覧、抄録、撮影のために交付してはならない。命令の申立てをした当事者又は第三者が、通知を受けた日から 14 日内に、閲覧請求者に対して秘密保持命令を発する旨の申立てをするとき、或いはその閲覧を制限する又は許可しないとき、法院書記官は、その請求の裁定が確定するまで、ファイル内文書を交付してはならない。

秘密保持命令の申立てをした者が、第 1 項の申立てに同意するとき、第 2 項の規定はこれに適用しない。

第 16 条

当事者が知的財産権に取消し、廃止すべき理由があると主張又は抗弁する場合、法院はその主張又は抗弁の理由の有無につき自ら判断しなければならない。民事訴訟法、行政訴訟法、商標法、専利法（※日本の特許法、実用新案法、意匠法に相当）、植物品種及種苗法（植物及び種苗法）、又はその他の法律の訴訟手続き停止に関する規定を適用しない。

前項の情況につき、法院が取消し、廃止すべき理由があると認めたとき、知的財産権人は、該民事訴訟において、相手方に権利を主張することができない。

第 17 条

法院は、当事者が前条第 1 項により為す主張又は抗弁について、判断するため、必要なときには、知的財産主務官庁に対し、訴訟参加を命ずる裁定を下すことができる。

知的財産主務官庁が前項の規定により訴訟に参加するとき、前条第 1 項に関する主張又は抗弁の理由の有無に限り、民事訴訟法第 61 条の規定を適用する。

民事訴訟法第 63 条第 1 項前段、第 64 条の規定は、知的財産主務官庁が訴訟に参加するとき、これを適用しない。

知的財産主務官庁の訴訟参加後、当事者が前条第1項の主張又は抗弁について既に争わないとき、法院は参加を命じる裁定を取り消すことができる。

第18条

保全証拠の申立ては、起訴前は、係属すべき法院に対して行い、起訴後は、既に係属している法院に対して行う。

法院が証拠保全を実施するとき、書類証拠を鑑定、実地検証及び保全することができる。

法院が証拠保全を実施するとき、技術審査官に、現場に赴いて職務を執行するよう命ずることができる。

相手方が正当な理由なく証拠保全の実施を拒絶するとき、法院は強制的にこれを排除することができるが、但し、必要な程度を超えてはならない。必要なときには、警察に協力を求めることができる。

法院は、証拠保全が相手方又は第三者の営業秘密を妨害する虞があるとき、申立て人、相手方又は第三者の申立てにより、保全実施時に立会う者を制限し、又は立会いを禁止することができ、並びに保全により得る証拠資料につき、別途保管を命じ、且つ閲覧を許可しない、又は制限することができる。

前項の営業秘密を妨害する虞のある場合は、第11条～第15条の規定を準用する。

法院が必要であると認めるとき、尋問を受けた者の住居所又は証拠物の所在地の地方法院に、保全の実施を委託することができる。委託を受けた法院が保全を実施するとき、第2項～第6項の規定を適用する。

第19条

第一審知的財産事件は、法官が1人で審判を担当する。

知的財産事件についての第一審裁判は、智慧財産法院において上訴又は抗告することができ、その審判は合議で行う。

第20条

知的財産事件についての第二審裁判は、別に規定がある場合を除き、第三審法院において上訴又は抗告することができる。

第21条

知的財産事件の支払い命令の申立てと処理は、民事訴訟法第六編の規定による。

債務人が、支払い命令に対し、適法な異議を提出する場合、支払い命令を発した法院がファイル及び書類証拠を智慧財産法院に移送して処理しなければならない。

第22条

仮差押、仮処分又は暫定状態を定める処分の申立ては、起訴前は、係属すべき法院に対して行い、起訴後は、既に係属している法院に対して行う。

暫定状態を定める処分の申立てをするとき、申立て人は、その紛争の法律関係、重大な損害の発生を防止するため或いは差し迫った危

険を回避するため或いはその他類似の状況を有するために必要を有する事実について、釈明しなければならない。その釈明に不足がある場合、法院は申立てを却下しなければならない。

申立ての理由が釈明されても、法院は依然として申立て人に担保の提供を命ずることができ、かかる担保が供出された後に仮の状態を定める処分を為す。

法院は仮の状態を定める処分を為す前に、双方に意見陳述の機会を与えなければならない。但し、申立て人が、処分前に相手方に陳述できない特殊な事情を有する旨主張し、並びに確実な証拠を提出し、法院が適当と認めた場合には、この限りでない。

仮の状態を定める処分は、申立て人に処分書が送達された日から 30 日以内に起訴されなかった場合、法院は申立てにより又は職権でこれを取り消すことができる。

前項の取消し処分の裁定は公告しなければならない、公告時に発効する。

仮の状態を定める裁定は、はじめから不当であったこと、債権者の申立、或いは第 5 項の状況により、法院が取り消したとき、申立て人は相手方が処分によって受けた損害を賠償しなければならない。

第三章 刑事訴訟

第 23 条 刑法第 253 条～第 255 条、第 317 条、第 318 条の罪、或いは商標法、著作権法違反、或いは公平交易法第 35 条第 1 項の第 20 条第 1 項に関する案件及び同法第 36 条の第 19 条第 5 号に関する案件の起訴は、管轄の地方法院に対し行わなければならない。検察官の申立てにより簡易判決によって刑に処する場合も同様とする。

第 24 条 訴訟資料に営業秘密が含まれている場合、法院は申立てにより非公開で審判することができる。申立てにより又は職権で、ファイル内文書又は証拠物の検閲、抄録又は撮影を制限することもできる。

第 25 条 地方法院が第 23 条の案件に関して行った、通常、簡易審判又は協議手続きによる第一審裁判に不服で、上訴又は抗告する場合、少年刑事案件を除き、管轄の智慧財産法院に対し、これを為さなければならない。

第 23 条の案件と刑事訴訟法第 7 条第 1 号に定める互いに関連する関係を有するその他の刑事案件は、地方法院が併せて裁判し、並びに併せて上訴又は抗告する場合も同様とする。但し、その他の刑事案件が比較的重い罪で、且つ案件の状況が複雑である場合、智慧財産法院は、該管轄高等法院に併せて移送して審判させる旨の裁定を

下することができる。

前項の但し書の裁定は、別に規定がある場合を除き、抗告することができる。

第 26 条 智慧財産法院が第 23 条の案件に関して行った裁判に対し、別に規定がある場合を除き、第三審法院に上訴又は抗告することができる。

第 27 条 第 23 条の案件の附帯民事訴訟の審理は、原告の訴えが適法ではないと認めた場合、或いは刑事訴訟が無罪、免訴となった場合又は受理されなかった場合、判決を以ってこれを却下しなければならない。その刑事訴訟が裁定によって却下された場合、裁定を以って原告の訴えを却下しなければならない。

第 23 条の案件の附帯民事訴訟の審理は、第三審法院が刑事訴訟法第 508 条～第 511 条の規定により裁判する場合を除き、自ら裁判しなければならない。刑事訴訟法第 504 条第 1 項、第 511 条第 1 項前段の規定を適用しない。但し、刑事訴訟法第 489 条第 2 項の規定により管轄違の判決を言い渡して移送する場合には、この限りでない。

第 28 条 地方法院が第 23 条の案件に関し、通常又は簡易審判手続きの附帯民事訴訟により行った裁判に不服で、上訴又は抗告を提起する場合、管轄の智慧財産法院に対し、これを為さなければならない。

第 29 条 第 23 条の案件について簡易手続きを行うとき、その附帯民事訴訟は刑事訴訟と同時に裁判しなければならない。但し、必要のあるとき、刑事訴訟裁判後 60 日以内に、これを裁判することができる。

簡易手続きの附帯民事訴訟第二審裁判について、第三審法院に上訴又は抗告する場合、民事訴訟法第 436 条の 2～第 436 条の 5 の規定を準用する。

第 30 条 第 8 条第 1 項、第 11 条～第 15 条、第 16 条第 1 項の規定は、第 23 条の案件又はその附帯民事訴訟を審理するとき、これを準用する。

第四章 行政訴訟

第 31 条 次に掲げる行政訴訟案件は、智慧財産法院が管轄する。

1. 専利法、商標法、著作権法、光碟管理条例（光ディスク管理条例）、積體電路電路布局保護法（集積回路回路配置保護法、植物品種及種苗法（植物品種及び種苗法）、或いは公平交易法により知的財産権に関して生ずる第一審行政訴訟案件及び強制執行案件。
2. その他の法律の規定により智慧財産法院が管轄する行政訴訟案件。

その他の行政訴訟を前項各号の訴訟と併せて起訴又は訴えの追加

をするとき、智慧財産法院に対してこれを為さなければならない。智慧財産法院は第1項第1号の強制執行事務を処理するため、執行処を設けて、或いは地方法院民事執行処又は行政機関に委託して、代理で執行させることができる。

債務人が、智慧財産法院が前項により執行を委託された債務名義について、異議のある場合、智慧財産法院が、これを裁定する。

第32条 智慧財産法院の裁判について、法律に別に規定がある場合を除き、最終審行政法院において上訴又は抗告することができる。

第33条 商標登録の取消し、廃止、或いは専利権（特許権、実用新案権、意匠権を含む）の取消しに関する行政訴訟中、当事者が口頭弁論終了前に、同一の取消し又は廃止理由について提出した新たな証拠につき、智慧財産法院は依然として斟酌しなければならない。

知的財産主務官庁は、前項の新証拠について答弁書を提出し、この新証拠に関し他方当事者の主張に理由があるか否かにつき開示しなければならない。

第34条 第8条～第15条、第18条及び第22条の規定は、知的財産権に関する行政訴訟に準用する。

知的財産民事訴訟又は刑事訴訟を処理する法官は、該訴訟事件に互いに関連する知的財産行政訴訟の審判に参加することができ、行政訴訟法第19条第3号の規定を適用しない。

第五章 附 則

第35条 本法の秘密保持命令に違反する場合、3年以下の懲役、拘留、又はNT\$100,000以下の罰金に処する又は併処する。

前項の罪は、告訴を以って論じなければならない。

第36条 法人の責任者、法人又は自然人の代理人、雇用を受けた者又はその他の従業員が、業務執行により、前条第1項の罪を犯した場合、その行為者を処罰する以外に、該法人又は自然人もまた前条第1項の罰金に処す。

前項の行為者に対して告訴し又は告訴を取消す場合、その効力は、法人又は自然人に及ぶ。前項の法人又は自然人に対し、告訴する又は告訴を取消す場合、その効力は行為者に及ぶ。

第37条 本法施行前に地方法院及び高等法院に既に係属している知的財産民事事件につき、その法院の管轄及び審理手続きは、次に掲げる規定による。

1. その進行程度に応じて、該法院が本法に定める手続きによりこれを終結し、既に法定手続きにより行われた訴訟手続きについ

ては、その効力は影響を受けないものとする。

2. 地方法院が行った裁判が、上訴又は抗告され、そのファイル内文書がまだ上訴又は抗告法院に送付されていない場合、知的財産第二審法院に送付しなければならない。

第 23 条の案件及びその附帯民事訴訟が、本法施行前に、既に各級法院に係属している場合、以後の訴訟手続きは、各該係属法院が、本法の規定により、これを終結しなければならない。但し、本法施行前に既に法定手続きにより行われた訴訟手続きについては、その効力は影響を受けないものとする。

本法施行前、既に高等行政法院に係属している知的財産行政訴訟案件は、その進行程度に応じて、該法院が本法に定める手続きによりこれを終結する。その既に行われた手続きは、その効力を失わない。

本法施行細則及び審理細則は、司法院がこれを定める。

本法施行日は、司法院がこれを定める。

第 38 条

第 39 条

智慧財産案件審理細則（知的財産案件審理細則）

公布日：2008年4月24日

- 第1条 本審理細則は智慧財産案件審理法（知的財産案件審理法、以下「本法」という。）第38条の規定により定める。
- 第2条 知的財産民事訴訟事件の範囲は、智慧財産法院組織法（智慧財産法院組織法）第3条第1号、第4号及び本法第7条の規定により、次のとおりとする。
1. 知的財産権の権利帰属又はその出願権の帰属、及びその報酬に関する紛争事件。
 2. 契約紛争事件
 - (1) 知的財産権許諾契約事件
 - (2) 知的財産権の譲渡、質権設定、信託、登録同意、出願権の譲渡、及びその他 の契約に関する紛争事件
 3. 権利侵害紛争事件
 - (1) 知的財産権侵害に関する財産権紛争事件
 - (2) 知的財産権侵害に関する人格権紛争事件
 4. 知的財産権の使用により発生した補償金、ロイヤリティに関する紛争事件
 5. 公平交易法の知的財産の権益保護に関する事件
 6. 知的財産権の証拠保全及び保全手続事件
 7. その他法律の規定又は司法院の指定により智慧財産法院が管轄する事件及びその附帯民事訴訟事件
- 第3条 知的財産刑事訴訟事件の範囲は、智慧財産法院組織法第3条第2号、第4号、本法第23条、第25条第2項の規定により、次のとおりとする。
1. 刑法第253条から第255条まで、第317条、第318条の罪、又は商標法に関する案件、著作権法に関する案件、公平交易法第35条第1項にいう同法第20条第1項に関する案件及び同法第36条にいう同法第19条第5号に関する案件、並びにその附帯民事訴訟案件
 2. その他法律の規定又は司法院の指定により智慧財産法院が管轄する事件及びその附帯民事訴訟事件
- 第4条 知的財産行政訴訟事件は、智慧財産法院組織法第3条第3号、第4号及び本法第31条第1項第1号の規定により、その訴訟対象が専利法（※「専利」は日本の特許、実用新案、意匠に相当）、商標法、著作権法、

光ディスク管理条例、集積回路回路配置保護法、植物品種及び種苗法、又は公平交易法の知的財産権に関する規定を内容とするものとし、その範囲は次のとおりとする。

1. 専利、商標、集積回路回路配置、品種及び製版の出願に関する主務官庁の却下の行政処分に対して提起した行政訴訟事件
2. 専利権、商標権、集積回路回路配置権及び品種権に関する主務官庁の取消又は廃止の行政処分に対して提起した行政訴訟事件
3. 知的財産出願権に関する主務官庁の行政処分、又はその他の知的財産権利登録出願に関する行政処分に対して提起した行政訴訟事件
4. 知的財産権の利用の強制許可に関する主務官庁の行政処分に対して提起した行政訴訟事件
5. 税関が知的財産法令に基づき、直接に知的財産権侵害対象物を差押えた行政処分に対して提起した行政訴訟事件
6. 主務官庁が知的財産法令に基づき為した奨励、規制に関する行政処分に対して提起した行政訴訟事件
7. 第1号から第6号の行政処分を代替して定めた行政契約
8. 本法に定めるその他公法上の法律関係により生じる取消訴訟、給付訴訟又は確認訴訟事件
9. 知的財産権の模倣が不公正競争であるとして公平交易法違反に該当する場合に生じうる公法上の紛争事件
10. 上記第1号から第9号の公法上の紛争の執行停止申立事件、証拠保全及び保全手続事件
11. その他法律の規定又は司法院の指定により智慧財産法院が管轄を有すると定められた事件

ある行為が知的財産法及びその他行政法上の義務規定に違反し過料の処罰を受けた場合であって、知的財産法において定められた過料額が比較的高額であるときは、知的財産行政訴訟事件とする。その他に没収又はその他の行政罰の処罰を受けたものは、その処罰の種類が同一で、より重い知的財産法以外の法令が罰則によって処罰された場合を除き、知的財産行政訴訟事件とする。

第5条

本法第31条第1項第1号にいう強制執行事件とは、前条の知的財産行政訴訟事件により債務者に一定の給付を命じる裁判が確定した後、債務者が支払をせず、債権者がこれを債務名義として強制執行を申立てる事件をいう。

第6条

以下の事件は知的財産行政訴訟事件ではないものとする。

1. 知的財産行政訴訟事件の当事者が知的財産権の専門主務官庁であるが、当該行政事件が知的財産法以外の法律を請求の基礎として

いるとき。

2. 行政行為が知的財産権と関係を有するが、知的財産法又はその授權する法規命令を直接の根拠としない場合に、その処分に不服があり提起する訴訟。

第7条 智慧財産法院の管轄に属しない民事、行政訴訟事件について、当事者が誤って智慧財産法院に訴えを提起したときは、智慧財産法院は民事訴訟法第28条第1項、行政訴訟法第18条の規定に従い、管轄法院への移送を裁定する。

第8条 第一審の法院が検察官起訴にかかる犯罪事実について適用法条を変更し、智慧財産法院組織法第3条第2号の刑事事件の規定を適用して裁判した場合であつて、当事者が当該裁判を不服として上訴又は抗告するときは、第一審法院は上訴又は抗告にかかる刑事事件を智慧財産法院に送付しなければならない。

第9条 知的財産民事、行政訴訟事件が智慧財産法院の専属管轄でなく、その他の民事、行政法院が実質的に知的財産民事、行政事件に属すべき事件について実体裁判をしたときは、上訴法院は管轄の誤りを原因として原裁判を破棄してはならない。

第10条 その他の法院が知的財産以外の事件を裁判する場合において、知的財産訴訟の特別規定を誤って適用したときは、上訴裁判はこれを法令違反として原裁判を破棄し、又は取消することができる。

第11条 智慧財産法院が知的財産案件の審理に際に必要と認めるときは、裁定により技術審査官を指定し、本法第4条の職務を執行することができる。合議事件の場合は、合議体の裁定によるものとする。

前項の指定を経て期日において職務を執行する技術審査官は、その氏名を法官、書記官の氏名と共に開廷表に記載しなければならない。

第12条 智慧財産法院以外の法院が知的財産案件を処理する場合において、技術審査官を指定して協力を得ることが必要なときは、智慧財産法院と協議の上、智慧財産法院から技術審査官の派遣を受けた後、裁定によりこれを指定する。

第13条 技術審査官は、訴訟への審理協力の指定を受けた後、直ちに訴訟資料を閲覧し、以下の方法により職務を執行するものとする。

1. 訴訟書類及び資料について、専門知識に基づき、論点を分析整理し、争点を明確化し、その専門領域の説明のため参考資料を提供すること。
2. 争点及び証拠を整理し、証拠調べの範囲、順序及び方法について、法官に参考意見を陳述すること。
3. 期日に出廷し、裁判長又は証拠調べの権限を有する受命法官の許可を受けた後、当事者本人、訴訟代理人、証人又は鑑定人に必要

な質問を行い、当事者本人、訴訟代理人、証人及び鑑定人等の供述における理解が困難な専門用語について説明すること。

4. 検証前又は検証時において法院に対し注意すべき事項を陳述し、当事者の検証目的に関する説明、目的物の処理及び操作について法官の理解を助けること。
5. 裁判書の附表及び図面を作成すること。
6. 裁判長の許可を得て裁判の評議に出席し、事件に関する技術上の事件を陳述すること。裁判長は技術審査官に対し、その意見陳述に際し事前の書面提出を命じることができる。

第14条 技術審査官が期日において審理に参加するときは、調書にその氏名を記載しなければならない。

技術審査官が期日において裁判長又は受命法官の許可を得て当事者、証人又は鑑定人に説明のため又は直接質問したときは、その事実を調書に記載しなければならない。

第15条 当事者は、期日において技術調査官に対して行う説明について、法院に意見を陳述することができる。

第16条 裁判長又は受命法官は技術調査官に対してその職務執行の成果について報告書の作成を命じることができる。事件の性質が複雑であり、必要があるときは、中間報告書と最終報告書に分けて作成することができる。

技術審査官の作成する報告書は、公開しない。

第17条 法院は、必要があるときは技術審査官の指定を取消す裁定をし、又はその他技術審査官の執行職務を変更することができる。

第18条 技術審査官の陳述は、証明を要する事実の証拠として直接採用してはならず、当事者は、証明を要する事実について各訴訟法の定める証拠調べ手続にしたがって証拠を提出し、その立証責任を尽くさなければならず、技術審査官の陳述を引用して立証することはできない。

第19条 法院は、証拠提出命令の申立に対して文書又は検証物の所持人に対して意見陳述を命じることができ、所持人が営業秘密をもって抗弁する場合、法院はその所持人に秘密の種類、性質及び範囲、開示によって被る不利益の具体的内容について釈明を求め、その意見陳述の後に採否を決する。

法院が必要と認めるときは、非公開の方法により所持人に証拠を提出させ、法院がこれを斟酌する。

法院が訴訟関係者の意見を聴取する必要があると認めるときは、本人に開示しなければその目的を達成することが困難な場合を除き、訴訟代理人への開示を原則とし、併せて所持人による相手方に対する秘密保持命令の申立について告知することができる。

証拠の所持人による証拠提出の拒否について、正当な理由の有無を法院が判断するときは、営業秘密事項と挙証事実との関連性、代替的な証明方法又は事実推定規定の有無、秘密保持命令申立の可能性等の状況を斟酌して認定する。

第 20 条 当事者又は第三者が本法第 12 条の規定に従い、申立書を提出し、秘密保持命令を申立てるときは、次の事項に注意しなければならない。

1. 申立書の記載における秘密保持命令の相手方は自然人とし、その個人の住所又は居所を記載するものとする。
2. 申立書に保持命令を受ける営業秘密を記載するときは、間接的な引用の方法でこれを明示することができ、法院が営業秘密の要件に該当するかを判断できる限り、営業秘密の内容を明示する必要はない。

前項の申立書には、以下の要件事実を明記するものとする。

1. 文書の記載又は証拠の内容が、当事者又は第三者の営業秘密に属すること。
2. 営業秘密が開示され、又は当該訴訟の進行以外の目的に使用された場合、当事者又は第三者の当該営業秘密に基づく事業活動を妨害するおそれがあり、開示又は使用を制限する必要があること。
3. 秘密保持命令の申立時に至るまで、秘密保持命令の相手方が書状の閲覧又は証拠調べ以外の方法によって、当該営業秘密を取得していないこと。

公訴追行を行う検察官及び訴訟に関与する公務員が、公務上の秘密保持義務を負うときは、秘密保持命令の相手方とはならないものとする。

第 21 条 秘密保持命令の相手方は、本案で当該営業秘密に接触する者に限られるものとする。その者が訴訟代理人に委託したときは、当該代理人も秘密保持命令の相手方とすることができる。

法院は、前項の裁定の前に、当事者双方に通知の上、協議を行うことができる。

第 22 条 営業秘密の記載された文書又は物品で、申立書に添付することが適切でないものは、当事者がこれを別途法院に提出し、審理の終結又は留置の必要がなくなったときに返還するものとし、これを記録に加えてはならない。

第 23 条 法院は、秘密保持命令の申立について、裁定の前に当事者を審問し、秘密保持命令の相手方、関係者又はその他必要な証拠の調査をすることができる。

第 24 条 秘密保持命令の申立については、法院は裁定が確定するまで、本案訴訟の営業秘密に関する部分の審理を一旦停止することができる。

第 25 条 法院が秘密保持命令の申立に理由があると認めるときは、これを認容

する裁定をするものとする。理由がないと認めるときは、これを棄却する裁定をするものとする。

前項の裁定においては、当該営業秘密について開示してはならない。裁定の主文及び理由は間接的な引用方法を用いて、保護を受ける営業秘密を特定する。

第 26 条 法院は、秘密保持命令申立の裁定書原本を、営業秘密の記載された文書と合わせて保存するものとする。

法院は、秘密保持命令申立の裁定書正本について、営業秘密を記載した文書をその添付書類としてはならない。

第 27 条 秘密保持命令は、相手方に送達された時点で効力を生じるものとし、法院は秘密保持命令を公示送達してはならない。

法院は、第 21 条第 2 項に基づき通知、協議をするときは、協議により命令の相手方に対し、法院に出向いて秘密保持命令を受領させる旨を告知することができる。

秘密保持命令の相手方は、その住所又は居所の変更について、法院に通知しなければならない。

第 28 条 知的財産民事、刑事訴訟において、知的財産権に取消、廃止の原因があることを当事者が主張又は抗弁し、これが民事、刑事裁判の結果に影響するとき、法院は判決理由中においてその主張又は抗弁について判断しなければならない。知的財産権が未だ取消され、又は廃止されていないことを、主張又は抗弁を排斥する理由としてはならない。また、当該争点について行政争訟手続が提起され、これが終結していないことを理由として、訴訟手続停止の裁定をしてはならない。

知的財産権の取消、廃止原因の有無に関し、同一の事実又は証拠について既に行政争訟手続における無効認定又は不成立の評定が確定し、評定申立の期限を徒過し、又はその他法令の規定により行政訴訟手続中において主張できなくなったときは、知的財産民事訴訟手続中において、再度これを主張することができない。

第 29 条 知的財産民事訴訟の当事者が、知的財産権の効力又は取消、廃止事由の有無の争点について、独立して訴訟を提起し、民事訴訟中において当該法律関係の確認判決を併せて求め、又は反訴を提起する場合であって、本法第 16 条の趣旨に沿わないときは、法院はこれを棄却する。

第 30 条 知的財産民事訴訟の係属中、当事者又は第三者が同一の知的財産権の取消、廃止に関して、既に行政争訟手続を提起しているときは、法院は、当該知的財産権に取消、廃止の原因があるかを判断するため、行政争訟の程度を斟酌し、当事者双方に意見を聞くことができ、そのための訴訟期日を指定することができる。

前項の民事訴訟について、既に本法第 17 条第 1 項の規定により知的財

産主務官庁に訴訟参加を命じているときは、その期日の指定について、当該機関の意見を参酌し、必要があるときは、当事者双方、参加人の意見を聴取した上、審理計画を定める。

第1項の民事訴訟について、法院は、当事者の提出する証拠に基づいて当該知的財産権に取消又は廃止の原因の有無を判断することはできず、必要があるときは、職権により知的財産主務官庁及びその上級官庁から証拠資料を取り寄せることができる。

第31条 知的財産民事訴訟において、当事者が知的財産権の取消又は廃止を主張し、これが裁判の結果に影響するときは、法院は、当事者の立証及び職権調査により得られた資料によってこれを判断するものとする。但し、当該争点が専門知識又は法律原則に及び、知的財産主務官庁に意見表明させる必要があるときは、本法第17条第1項の規定に従い、知的財産主務官庁に訴訟参加を命じる。

知的財産主務官庁が前項の規定により訴訟に参加するときは、知的財産権の取消、廃止原因の有無に限り、独立して攻撃防御方法を提出することができる。

第32条 専利権侵害に関する民事訴訟に関し、当事者が専利権に取消原因があることを主張又は抗弁し、専利権者が既に知的財産主務官庁に対し専利範囲の更正を申立てているときは、その更正申立が明らかに認められないか、更正が認められた後の請求範囲によれば権利侵害を構成しないため、直ちに本案審理の裁判をなしうる場合を除き、更正手続の進行の程度を斟酌し、当事者双方の意見を聴取した後、適切な期日を指定するものとする。

第33条 知的財産民事訴訟において、知的財産権の取消、廃止原因に関し、当事者が訴訟遅延を意図し、又は重大な過失により時機に遅れて攻撃防御方法を提出する場合であって、訴訟の終結が妨げられるときは、法院は、民事訴訟法第196条第2項の規定に従い、これを却下することができる。

知的財産権の取消又は廃止に関する攻撃防御方法について、第一審で主張又は抗弁せず、又は準備手続を行った事件で準備手続において主張又は抗弁していないときは、法律に特別な規定がある場合を除き、上訴審又は準備手続後の口頭弁論において、主張又は抗弁することができない。

第34条 知的財産民事訴訟の確定判決において、知的財産権の取消、廃止原因の有無について実質的判断がなされた場合であって、同一の知的財産権の取消、廃止について、他の訴訟事件で、同一の当事者が同一の事実を基礎として、確定判決の判断の趣旨に反する主張又は抗弁をするときは、法院は、確定判決における明らかな法令違反の有無、判断結

果に影響を与える新たな訴訟資料の有無、及び誠実信用の原則等の事由に基づきこれを判断する。

第 35 条 知的財産権侵害民事訴訟において、その損害額の審理は、侵害の成否の弁論の後に行うものとする。但し、法院が、損害の内容について、先行して又は同時に弁論する必要があると認めるときは、この限りでない。

第 36 条 本法第 22 条第 1 項に基づく申立は、訴え提起前は、係属すべき法院に対して行い、訴え提起後は、既に係属している法院に対して行う。但し、本案訴訟が最高法院に係属しているときは、第一審係属法院に対してこれを行う。

前項の申立が刑事事件に付帯する民事訴訟事件であるときは、当該刑事付帯民事訴訟事件の受審法院に対してこれを行う。

第 37 条 申立人が、争いのある知的財産の法律関係について暫定状態を定める処分の申立をするときは、その法律関係の存在及び暫定状態の必要性を釈明しなければならない。釈明が不足するときは、その申立を棄却しなければならない。担保提供をこれに代え、又は担保によって釈明の不足を補充してはならない。

申立人が前項の釈明を行ったと場合であっても、法院は暫定状態の処分の裁定を行う際に、申立人に相当の担保の提供を命じることができる。

法院が、暫定状態の処分の申立を審理するときは、保全の必要性について、申立人の将来における勝訴可能性、申立の採否が申立人及び相手方に回復できない損害を与えるか否かを斟酌し、双方の損害の程度、公衆の利益に与える影響を考慮しなければならない。

前項の将来における勝訴可能性は、当事者が知的財産権の取消又は廃止原因を主張又は抗弁し、相当の立証を行い、法院が取消又は廃止の高度の可能性があると認めたときに、知的財産権の権利者に不利な裁定をするものとする。

第 38 条 法院は、暫定状態の処分をする前に、申立人が処分前に相手方に通知し陳述させることができない旨を主張し、確実な証拠を提出し、法院がこれを適切と認める場合を除き、相手方に意見陳述の機会がある旨を通知する。

暫定状態の処分の方法の決定は、法院が状況を酌量してこれを行い、申立人の申立には拘束されない。但し、その方法は執行可能なものに限られ、処分の目的と乖離し、又はその必要な程度を越えてはならない。

第 39 条 本法第 22 条第 5 項の申請に基づき、申立又は職権により暫定状態の処分を取消すときは、法院は、申立人及びその他の法院に対して、訴訟

提起の有無を照会するものとする。

第 40 条 商標登録の廃止又は専利権取消の行政訴訟において、当事者が口頭弁論終結前に同一の取消又は廃止理由の範囲内で新たに提出する証拠については、法院はこれを斟酌しなければならない。但し、当事者が訴訟の遅延を意図し、又は重大な過失により訴訟の進行程度に応じ口頭弁論終結前の適当な時期に新たな証拠を提出せず、訴訟終結が妨げられるときは、法院は、行政訴訟法第 132 条の準用する民事訴訟法第 196 条第 2 項の規定に従い、これを却下することができる。

知的財産主務官庁が前項の新証拠について本法第 33 条第 2 項の規定に基づき答弁書を提出すべきときは、法院に対して相当の準備期間を定めることができる。

第 41 条 同一の基礎事実に関する知的財産権民事、刑事訴訟の上訴、抗告事件、及び行政訴訟事件が、同時に又は前後して知的財産法院に係属したときは、同一の独任又は受命法官によって審理させることができる。前案が終結しているときも、同様とする。

第 42 条 本審理細則は、本法の施行日から施行する。

海峡兩岸知的財産権に関する保護及び協力協議

(海峡兩岸智慧財産権保護合作協議)

海峡兩岸（中国・台湾）の人民の權益を保障し、兩岸の經濟、科学技術、文化の發展を促進するため、財団法人海峡交流基金会と海峡兩岸關係協會は兩岸の知的財産権について保護、協力することとし、平等協商を経て、次のような協議を達成した。

1. 協力目標

双方は、平等互惠の原則にのっとり、専利、商標、著作権、植物品種権（以下「品種権（育成者権）」と略す）等の兩岸知的財産権の保護についての交流と協力を強化し、関連する問題の解決を協議し、兩岸の知的財産権の創新（創造・革新）、応用、管理、保護を向上させることに同意する。

2. 優先権

双方は、各自の規定により相手方の専利、商標、品種権の第一次出願日の効力を確認し、並びに、積極的に相応の手配を推進して兩岸人民の優先権の權益を保障することに同意する。

3. 品種保護

双方は、各自が公告した植物の種類の種類範囲内において、相手方の品種権出願を受理し、並びに、品種権を申請できる植物の種類の拡大について協商を進めることに同意する。

4. 審査協力

双方は、専利検索・審査結果の相互利用、品種権審査と測定試験などの協力及び協商を推進することに同意する。

5. 業界協力

双方は、兩岸の専利、商標等の業界の協力を推進し、有効で便利且つ迅速なサービスを提供することに同意する。

6. 認証サービス

双方は、兩岸著作権の貿易促進のため、著作権認証協力メカニズムを構築し、一方の映像・音楽製品が他方で出版される際に、一方で指定した関連協會又は団体は著作権を認証することができ、並びに、図書、コンピュータープログラム等その他の作品の制作、製品認証制度に関して意見交換することに同意する。

7. 協議処理メカニズム

双方は、法執行について協議処理メカニズムを構築し、各自の規定により次の知

的財産権の保護について適切に処理することに同意する。

- (1) 海賊版及び模倣品の撲滅。特にインターネット経由で海賊版の図書、映像・音楽、コンピュータープログラムなどを提供し、又は提供補助している権利侵害サイト、市場で流通している海賊版及び模倣品についての調査・処理。
- (2) 著名商標、地理的表示又は著名産地名称を保護し、悪意の商標先取り行為を共同で防止する。並びに先取り登録された著名商標、地理的表示又は著名産地名称の取消を請求する権利者の権利行使を保障する。
- (3) フルーツ及びその他の農産品について虚偽産地表示に対する市場の管理・監督及び調査・処理の措置を強化する。
- (4) その他の知的財産権の保護の事項。

上述の権益保護の処理において、双方は必要な情報を相互に提供し、並びに処理結果を通知・報告できる。

8. 業務交流

双方は、次の知的財産権の業務交流と協力事項の展開に同意する。

- (1) 業務主務部門スタッフによる作業会議、考察のための訪問、経験交流と技術交流、検討会の開催等の進行を推進し、関連業務の訓練を展開する。
- (2) 制度・規範、データベース及びその他の関連データを交換する。
- (3) 関連文書の電子的交換についての協力を推進する。
- (4) 著作権集団管理組織の交流と協力を促進する。
- (5) 関連企業、代理人、公衆への宣伝活動を強化する。
- (6) 双方が同意したその他の協力事項。

9. 作業計画

双方は、専利、商標、著作権、品種権などの作業チームをそれぞれ設置し、具体的な作業計画と方案を取り決める責任を負うことに同意する。

10. 秘密保持義務

双方は、本協議に関連する活動の執行中に取得した情報について秘密を保持することに同意する。但し、請求目的に従い使用する場合には、この限りではない。

11. 用途制限

双方は、請求目的のみに従い、相手方が提供した資料を使用することに同意する。但し、双方が別途約定した場合には、この限りではない。

12. 文書書式

双方は情報の交換、通知報告、情報検索及び日常の業務連絡等に双方が取り決めた文書書式を使用することに同意する。

13. 連絡主体

本協議での決定事項について、双方の業務主務官庁が指定する連絡人が相互に連絡を行う。必要であれば、双方同意の上でその他の部署を指定して連絡を進めることができる。

本協議のその他の関連事項については、財団法人海峡交流基金会と海峡兩岸関係協会が連絡する。

14. 協議の履行と変更

双方は協議を遵守しなければならない。

本協議の変更は、双方の協商の同意を経ると共に、書面形式で確認すること。

15. 争議の解決

本協議の適用により発生した争議について、双方は速やかに協商を通して解決しなければならない。

16. 未定事項

本協議で未定の事項については、双方は適切な方式をもって別途協商により定めることができる。

17. 調印の発効

本協議の調印後、双方は各自の関連手続きを完成させると共に書面にて相手方に通知しなければならない。本協議は双方が相手方からの通知を受け取った翌日から発効する。

本協議は6月29日に調印し、一式4部あり、双方は各2部ずつ保管する。

財団法人海峡交流基金会

海峡兩岸関係協会

董事長 江丙坤

会長 陳雲林

新専利法

2011年12月21日改正

第一章 総則

- 第1条 本法は、特許、実用新案及び意匠の創作を奨励、保護、利用し、産業の発展を促進するために制定される。
- 第2条 本法で専利とは、次に掲げるものをいう。
1. 特許
 2. 登録実用新案
 3. 登録意匠
- 第3条 本法の主務官庁は経済部である。
経済部は、専門機関を指定して専利業務を行わせる。
- 第4条 外国人の属する国と台湾が共同して特許保護に関する国際条約に加盟していない場合、又は相互に特許を保護する条約や協定又は団体や機構間で特許保護に関する主務官庁が認可した協議がない場合、又は当該外国人の本国が台湾人民による特許出願を受理しない場合は、当該外国人の特許出願を受理しないことができる。
- 第5条 特許出願権とは、本法により特許出願をする権利を指す。
特許出願権者とは、本法で別に規定がある場合、又は契約で別段の約定がある場合を除き、発明者、実用新案の考案者、設計者又はその譲受人や相続人を指す
- 第6条 特許出願権及び特許権は、いずれも譲渡又は相続することができる。
特許出願権は、質権の目的とすることができない。
特許権を目的として質権を設定した場合、契約で別段の約定がある場合を除き、質権者は当該特許権を実施することができない
- 第7条 従業者が職務上完成した発明、実用新案又は意匠について、その特許出願権及び特許権は雇用者に帰属し、雇用者は従業者に相当の対価を支払わなければならない。ただし、契約で別段の約定がある場合は、それに従う。
前項の職務上完成した発明、実用新案又は意匠とは、従業者が雇用関係下の業務で完成した発明、実用新案又は意匠を指す。
一方が出資し、他人を招聘して研究開発に従事させる場合、その特許出願権及び特許権の帰属は双方の契約の約定に従う。契約に約定がない場合、特許権は発明者、実用新案の考案者又は設計者に帰属する。
ただし、出資者は、その発明、実用新案又は意匠を実施することがで

きる。

第1項及び前項の規定により、特許出願権及び特許権が雇用者又は出資者に帰属する場合、発明者、実用新案の考案者又は設計者は氏名表示権を享有する

第8条

従業者が職務上完成したものではない発明、実用新案又は意匠について、その特許出願権及び特許権は従業者に帰属する。ただし、その発明、実用新案又は意匠が雇用者の資源又は経験を利用したものである場合、雇用者が従業者に相当の対価を支払えば、当該事業者においてその発明、実用新案又は意匠を実施することができる。

従業者が職務外で発明、実用新案又は意匠を完成した場合は、直ちに書面で雇用者に通知しなければならない。必要があれば、創作の過程についても告知しなければならない。

前項の書面通知送達後6ヶ月以内に、雇用者が従業者に反対の意を示さなければ、当該発明、実用新案又は意匠が職務上の発明、実用新案又は意匠であると主張することができない。

第9条

前条の雇用者と従業者の間で締結された契約で、従業者がその発明、実用新案又は意匠の権益を享受できないように定めるものは、無効とする。

第10条

雇用者又は従業者は、第7条及び第8条で定める権利の帰属に関し紛争があり協議が成立した場合、証明書類を添付して、特許主務官庁に権利者の名義変更を申請することができる。特許主務官庁が必要と認めるときは、その他法令によって取得した調停、仲裁又は判決に関する書類を添付するよう当事者に通知することができる。

第11条

出願人は、特許出願及び特許に関する事項の処理について、代理人に委任してこれを行うことができる。

台湾内に住所又は営業所がない者は、特許出願及び特許に関する事項の処理について、代理人に委任してこれを行わなければならない。

代理人は、法令に別段の規定がある場合を除き、弁理士でなければならない。

弁理士の資格及び管理は別途法律で定める。

第12条

特許出願権が共有である場合、共有者全員により出願が提出されなければならない。

2人以上が共同で特許出願以外の特許に関する手続を行う場合、出願の取下又は放棄、分割、出願変更又は本法の別段の規定により共同署名しなければならない場合を除き、各自が単独でその他の手続を行うことができる。ただし、代表者を約定した場合、それに従う。

前2項のように共同署名しなければならない状況においては、そのうちの1人を送達を受けるべき者として指定しなければならない。送達

を受けべき者の指定がない場合、特許主務官庁は、第1順位の出願人を送達を受けべき者に指定し、並びに送達事項をその他の者に通知しなければならない。

第13条

特許出願権が共有である場合は、全ての共有者の同意を得なければ、譲渡又は放棄を行うことはできない。

特許出願権が共有である場合は、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を他人に譲渡することができない。

特許出願権の共有者がその持分を放棄した場合、当該部分はその他の共有者に帰属する。

第14条

特許出願権を継承した者が出願時に継承人の名義で特許出願をしなかった、又は出願後特許主務官庁に名義変更を申請しなかった場合、第三者に対抗することができない。

前項の名義変更を申請する場合、譲受又は相続を問わず、証明書を添付しなければならない。

第15条

特許主務官庁の職員及び特許審査官は、その在職期間内において、相続の場合を除き、特許出願をすることができず、かつ、直接又は間接を問わず、特許に係るいかなる権益も受けることができない。

特許主務官庁の職員及び特許審査官は、その職務上知た又は持った特許に係る発明、実用新案、意匠、又は出願人の事業上の秘密に対し、守秘義務を負い、違反がある場合、関連する法律責任を負わなければならない。

特許審査官の資格は、法律で定める。

第16条

特許審査官が次の各号のいずれか一つに該当する場合、自ら忌避しなければならない。

1. 本人又はその配偶者が、当該特許出願の出願人、特許権者、無効審判の請求人、代理人、代理人の共同事業者、又は代理人と雇用関係にある者である場合。
2. 当該特許の出願人、特許権者、無効審判の請求人、又は代理人の四親等内の血族、若しくは三親等内の姻族である場合。
3. 本人又はその配偶者が、当該特許出願について特許出願人、特許権者、無効審判の請求人と共同権利人、共同義務人又は償還義務人の関係にある場合。
4. 当該特許出願の出願人、特許権者、無効審判の請求人の法定代理人、家長、家族である場合、又はかつてこれらの関係にあった場合。
5. 当該特許出願の出願人、特許権者、無効審判の請求人の訴訟代理人、補佐人である場合、又はかつてこれらの関係にあった場合。

6. 当該特許出願の証人、鑑定人、異議申立人、無効審判の請求人である場合、又はかつてこれらの関係にあった場合。

特許審査官が忌避すべきであるにもかかわらず、忌避しなかった場合、特許主務官庁は、職権で又は請求により、当該特許審査官がした処分を取り消した後、別に適当な処分をすることができる。

第17条

特許に関する出願及びその他の手続をなすべき者が、法定又は指定の期間内に手続をしなかった場合、本法に別段の規定がある場合を除き、その手続を受理してはならない。ただし、処分を受ける前に補正を行った者に対しては、その手続を受理しなければならない。

天災又は自らの責任に帰することのできない事由により法定期間を徒過した場合、その原因が消滅した日から30日以内に書面をもって理由を説明し、特許主務官庁に対し、原状回復を申請することができる。ただし、法定期間の徒過より1年を超えた場合は、原状回復を申請することができない。

原状回復を申請する場合、同時にその期間内になすべき手続を補完しなければならない。

前二項の規定につき、第29条第4項、第52条第4項、第70条第2項、第120条における第29条第4項の準用、第120条における第52条第4項の準用、第120条における第70条第2項の準用、第142条第1項における第29条第4項の準用、第142条第1項における第52条第4項の準用、第142条第1項における第70条第2項の準用を徒過したものは、これを適用しない。

第18条

査定書又はその他の書類を送達する方法がない場合、特許公報においてこれを公告しなければならない。また、公報掲載日から30日が経過した後、送達が完了したものとみなす。

第19条

特許に係る出願及びその他の手続は、電子方式で行うことができる。その実施方法は主務官庁が定める。

第20条

本法の期間に関する計算には、その開始日を含まない。

第52条第3項、第114条及び第135条でそれぞれ定める特許権、実用新案権、意匠権の権利存続期間は、出願日当日から起算する。

第二章 特許

第一節 特許要件

第21条

発明とは、自然法則を利用した技術的思想の創作を指す。

第22条

産業上利用することのできる発明は、次の各号いずれかに該当しなければ、本法により出願し、特許を受けることができる。

1. 出願前に既に刊行物に記載されたもの。

2. 出願前に既に公然実施されたもの。

3. 出願前に既に公然知られたもの。

発明が前項各号の事情に該当しなくても、それが属する技術分野の通常知識を有する者が出願前の従来技術に基づいて容易に完成できる場合は、特許を受けることができない。

出願人が次のいずれかの事情により、かつその事実が生じた日から6ヶ月以内に特許出願をした場合は、当該事実が第1項各号又は前項に言う特許を受けることができない事情に該当しない。

1. 実験により公開されたもの。

2. 刊行物に発表されたため。

3. 政府が主催する展覧会又は政府の認可を受けた展覧会で展示されたため。

4. その意図に反して漏洩したもの。

出願人が前項第1号から第3号の事由を主張する場合、出願時に事実及びその事実が生じた年月日を明記し、並びに特許主務官庁が指定した期間内に証明書類を提出しなければならない。

第23条

特許を出願した発明が、その出願より先に出願され、かつその出願後始めて公開又は公告された特許若しくは実用新案登録出願に添付される明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された内容と同一である場合、特許を受けることができない。ただし、当該出願人と先に出願された発明又は実用新案登録の出願人が同一である場合は、この限りでない。

第24条

次の各号のいずれかに該当するものは、特許を受けることができない。

1. 動物、植物、及び動物や植物を生み出す主な生物学的方法。但し、微生物学的方法はこの限りでない。

2. 人間又は動物の病気の診断、治療又は外科手術の方法。

3. 公序良俗を害するもの。

第二節 出願

第25条

特許出願は、特許出願権者が願書、明細書、特許請求の範囲、要約及び必要な図面を備えて、特許主務官庁にこれを提出する。

特許出願は、願書、明細書、特許請求の範囲及び必要な図面が全て揃った日を出願日とする。

出願時に、明細書、特許請求の範囲及び必要な図面の中国語による翻訳文を提出せず、外国語で提出し、かつ特許主務官庁が指定する期間内に中国語による翻訳文が補正された場合、当該外国語書面が提出された日を出願日とする。

前項に言う指定期間を過ぎて中国語による翻訳文を補正しなかった場

第26条

合、出願を受理しない。ただし、処分前に補正した場合、補正した日を出願日とし、当該外国語書面は提出されなかったと見なす。

明細書は、当該発明が属する技術分野の通常知識を有する者が、その内容を理解し、それに基づいて実現することができるように、明確かつ十分に開示しなければならない。

特許請求の範囲は特許を出願する発明を特定し、1項以上の請求項を含むことができる。各請求項は、明確かつ簡潔な方式で記載し、かつ、明細書により裏づけられなければならない。

要約は、開示する発明内容の概要を明確に説明しなければならないが、それに基づいて開示が充分であるか否か、及び特許を出願する発明が特許の要件に合致しているか否かを決定することができない。

明細書、特許請求の範囲、要約及び図面の開示方式は、本法施行細則で定める。

第27条

生物材料又は生物材料を利用する特許を出願しようとする場合、出願人は遅くとも出願日までに当該生物材料を特許主務官庁指定の台湾の寄託機関に寄託しなければならない。ただし、当該生物材料が、それが属する技術領域の通常知識を有する者により容易に取得できる場合、寄託する必要はない。

出願人は出願日から4ヶ月以内に寄託機関、寄託日及び寄託番号を明記した寄託証明書を提出しなければならない。期間が満了しても当該証明書を提出しなかった場合、寄託しなかったものとみなす。

前項に言う期間につき、第28条の規定により優先権を主張する場合は、最先優先日から起算して16ヶ月以内とする。

出願前に既に特許主務官庁が認可した外国寄託機関に寄託し、かつ第2項又は前項に規定する期間内に特許主務官庁指定の寄託機関に寄託した旨の証明書類及び外国寄託機関発行の証明書類を提出する場合には、遅くとも出願日までに寄託機関に寄託しなければならないとする第1項の制限を受けない。

出願人が台湾と相互に寄託の効力を承認する外国が指定するその寄託機関に寄託し、かつ、第2項又は第3項に規定する期間内に当該寄託機関発行の証明書類を提出する場合には、台湾内に寄託するという制限を受けない。

第1項の生物材料寄託の受理要件、種類、形態、数量、費用及びその他の寄託執行に関わる規則は、主務官庁が定める。

第28条

出願人が、同一の発明について、中華民国と相互に優先権を承認する外国又はWTO加盟国において最初に法律に則って特許出願し、かつ最初の特許出願日後の12ヶ月以内に、台湾に特許出願をする場合、優先権を主張することができる。

出願人が 1 出願において 2 以上の優先権を主張する場合、前項期間の計算は最先の優先日を基準とする。

外国の出願人が WTO 加盟国の国民ではなく、かつその所属する国と台湾とが相互に優先権を承認していない場合、WTO 加盟国又は互恵関係にある国の領域内に住所又は営業所を有していれば、第 1 項の規定により優先権を主張することができる。

第29条

優先権を主張した場合、その特許要件の審査は優先日を基準とする。前条の規定により優先権を主張しようとする者は、特許出願と同時に、下記の内容を申し出なければならない。

1. 最初の出願の出願日
2. 該出願を受理した国又は WTO 加盟国。
3. 最初の出願の出願番号

出願人は、最先優先日から起算して 16 ヶ月以内に、前項の国又は WTO 加盟国が受理を証明した特許出願書類を提出しなければならない。

第 1 項第 1 号、第 2 号又は前項の規定に違反する場合は、優先権を主張しなかったと見なす。

出願人が故意によらず特許出願と同時に優先権を主張しなかった場合、又は前項規定により主張しなかったと見なされた場合は、最先優先日から起算して 16 ヶ月以内に優先権主張の回復を請求することができ、かつ出願料金の納付及び第 1 項及び第 2 項に規定する行為を補足して行う。

第30条

出願人が台湾においてその先に出願した発明又は実用新案に基づいて特許を出願する場合、先願出願時の明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された発明若しくは実用新案に基づいて優先権を主張することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、優先権を主張することができない。

1. 先願の出願日から既に 12 ヶ月を経過した場合。
2. 先願に記載された発明又は実用新案において第 28 条又は本条の規定により既に優先権を主張した場合。
3. 先願が第 34 条第 1 項又は第 107 条第 1 項規定の分割出願、又は第 108 条第 1 項規定の変更出願である場合。
4. 先願が発明出願で、既に公告又は拒絶査定が確定している場合。
5. 先願が実用新案出願で、既に公告又は拒絶処分が確定している場合。
6. 先願が既に取り下げられた場合、又は受理されなかった場合。

前項の先願は、その出願日から 15 ヶ月を経過したときに取り下げたものとみなす。

先願の出願日から 15 ヶ月を経過した後は、優先権の主張を取り下げる

ことができない。

第1項により優先権を主張した特許出願が先願の出願日から15ヶ月以内に取り下げられた場合、同時に優先権の主張も取り下げられたものとみなす。

特許出願人が1出願について2以上の優先権を主張する場合、その優先権期間の計算は最先の優先日を基準とする。

優先権が主張された場合、その特許要件の審査は、優先日を基準とする。

第1項により優先権を主張しようとする者は、特許出願と同時に先願の出願日及び出願番号を申し出なければならない。申し出なかった場合は優先権を主張しなかったと見なす。

第31条

同一の発明について、2以上の特許出願があった場合、最先に出願した者のみが特許を受けることができる。ただし、後から出願した者が主張する優先日が先願の出願日より早い場合は、この限りでない。

前項の出願日、優先日が同日である場合は、これを協議により定めるよう出願人に通知しなければならない。協議が成立しない場合、いずれの出願人も特許を受けることができない。その出願人が同一人である場合、期限を指定していずれか1つの出願を選択するよう出願人に通知しなければならない。当該期限が過ぎてもいずれか1つの出願を選択しなかった場合、いずれの出願も特許を受けることができない。各出願人が協議する場合、特許主務官庁は適当な期間を指定して当該協議結果を報告するよう出願人に通知しなければならない。当該期限が過ぎても報告がなかった場合、協議が成立しなかったものとみなす。同一の創作が特許及び実用新案登録をそれぞれ出願する場合は、第32条に規定する事情がある場合を除き、前3項の規定を準用する。

第32条

同一人が同一の創作について、同日に特許及び実用新案登録をそれぞれ出願し、その特許の出願が査定される前に実用新案登録を受けたものに対し、特許主務官庁は、期限を指定していずれか1つを選択するよう出願人に通知しなければならない。当該期限が過ぎてもいずれか1つを選択しなかった場合は、特許を受けることができない。

出願人が前項規定により特許を選択した場合、その実用新案登録は初めから存在しなかったと見なす。

特許が査定される前に、実用新案登録が既に当然消滅又は取り消されることが確定したものは、特許を受けることができない。

第33条

特許出願は、1つの発明ごとに出願を提出しなければならない。

2以上の発明が、1つの広義の発明概念に属する場合、1出願において出願を提出することができる。

第34条

特許を出願した発明が、実質上2以上の発明である場合、特許主務官

庁の通知又は出願人の請求により、出願を分割することができる。
分割出願は次の各号に掲げる期間内にこれを行わなければならない。

1. 原出願の再審査の査定前
2. 原出願の特許査定書の到達日から起算して 30 日以内。ただし、再審査を経て査定されたものは、分割することはできない。

分割後の出願は、原出願の出願日を出願日とする。優先権がある場合は、優先権を主張することができる。

分割後の出願は、原出願の出願時の明細書、特許請求の範囲又は図面に開示された範囲を超えてはならない。

第 2 項第 1 号規定により分割を行った後の出願は、原出願で既に完了した手続から審査を続行しなければならない。

第 2 項第 2 号規定により分割を行った後の出願は、原出願が査定される前の審査手続きを続行するものとする。原出願は、査定時の特許請求の範囲及び図面をもってこれを公告するものとする。

第35条 特許権は、特許出願権者若しくは特許出願権共有者が当該特許の公告日から 2 年以内に、第 71 条第 1 項第 3 号の規定に従って、無効審判を請求し、かつ審決で無効が確定した日から 2 ヶ月以内に同一の発明について特許出願した場合、当該無効が確定された特許権の出願日をその出願日とする。

前項規定により出願した出願については、改めて公告しない。

第三節 審査及び再審査

第36条 特許主務官庁は、特許出願の実体審査について、特許審査官を指定して、これを審査させなければならない。

第37条 特許主務官庁が、特許出願書類を受理した後、審査の結果、手続に規定に合致しない箇所がなく、かつ公開すべきでない事情がないと認めた場合、出願日から 18 ヶ月後に当該出願を公開しなければならない。特許主務官庁は、出願人の請求により、その出願を早期公開することができる。

特許の出願が、次の各号のいずれかに該当する場合、公開しない。

1. 出願日から 15 ヶ月以内に取り下げられる場合。
2. 国防上の機密又はその他の国家安全に関わる機密に及ぶ場合。
3. 公序良俗を害する場合。

第 1 項及び前項の期間の計算は、優先権主張があった場合、優先日を基準とする。2 以上の優先権を主張する場合は最先の優先日を基準とする。

第38条 何人も、特許出願日から 3 年以内に、特許主務官庁に対し、その特許出願について実体審査の請求をすることができる。

第34条第1項の規定による分割出願、又は第108条第1項の規定による特許への出願変更は、前項の期間を過ぎた場合、分割出願又は出願変更を行った日から30日以内に、特許主務官庁に実体審査の請求をすることができる。

前二項の規定により行った審査の請求は取り下げることができない。

第1項又は第2項に規定される期間内に実体審査を請求しなかった場合、当該特許出願は取り下げられたものとみなす。

第39条

前条の審査を請求する場合、申請書を提出しなければならない。

特許主務官庁は、審査請求の事実を、特許公報に掲載しなければならない。

特許出願人以外の者から審査が請求された場合、特許主務官庁は、その事実を特許出願人に通知しなければならない。

第40条

特許出願の公開後、特許出願人でない者が業として特許出願に係る発明を実施している場合、特許主務官庁は、請求により、当該特許出願を優先的に審査することができる。

前項の請求をする場合、関係証明書類を提出しなければならない。

第41条

特許出願人は、その出願の公開後、かつて特許出願内容について書面による通知を行ったにもかかわらず、通知後かつ公告前に依然として当該発明を業として実施し続けた者に対し、当該特許出願の公告後、適当な補償金の支払いを請求することができる。

既に公開された特許出願であることを明らかに知りながら、公告前に業として当該発明を実施し続けた者に対しても、前項の請求をすることができる。

前二項の規定による請求権は、その他の権利の行使を妨げない。

第2項による補償金の請求権は、公告日から2年以内に行使しなければ、消滅する。

第42条

特許主務官庁は、特許の審査の際、請求により又は職権で、期限を指定して次の各号の事項を行うよう出願人に通知することができる。

1.特許主務官庁に出頭して面談に応じる。

2.必要な実験を行い、模型又は見本を追加する。

前項第2号の実験、追加された模型又は見本について、特許主務官庁は必要であれば、現場又は指定した場所で実地検証を行うことができる。

第43条

特許主務官庁は、特許の審査の際、本法に別段の規定がある場合を除き、請求又は職権により、期限を指定して明細書、特許請求の範囲又は図面を補正するよう出願人に通知することができる。

補正は、誤訳の補正を除き、出願の際の明細書、特許請求の範囲又は図面が開示した範囲を超えてはならない。

特許主務官庁が第46条第2項の規定に従い通知した後、出願人は通知された期間内にのみ補正を行うことができる。

特許主務官庁は、前項の規定により通知した後、必要があると認めるとき、最終の通知書を送付することができる。最終の通知書を送付された場合、特許請求の範囲の補正につき、出願人は通知された期間内にのみ、次の各号について補正を行うことができる。

1. 請求項の削除
2. 特許請求の範囲の減縮
3. 誤記の訂正
4. 明瞭でない事項の釈明

前二項の規定に違反したものにつき、特許主務官庁は査定書においてその事由を明確に述べた上で直ちに査定することができる。

原出願又は分割後の出願に次の各号のいずれかがあった場合、特許主務官庁は直ちに最終の通知書を送付することができる。

1. 原出願に対し行った通知と分割後の出願について既に通知した内容とが同一である場合
2. 分割後の出願に対し行った通知と原出願について既に通知した内容とが同一である場合
3. 分割後の出願に対し行った通知とその他分割後の出願について既に通知した内容とが同一である場合。

第44条 第25条第3項規定により、外国語書面で明細書、特許請求の範囲及び図面を提出した場合、その外国語書面は補正してはならない。

第25条第3項規定により補正した中国語による翻訳文は、出願の際の外国語書面が開示した範囲を超えてはならない。

前項に言う中国語による翻訳文について、その誤訳の訂正は、出願の際の外国語書面が開示した範囲を超えてはならない。

第45条 特許出願について審査した後、査定書を作成し、特許出願人に送達しなければならない。

拒絶査定する際は、査定書に理由を記さなければならない。

査定書には特許審査官が記名しなければならない。再審査、訂正、無効審判の審理、権利存続期間の延長審査及び権利存続期間延長の無効審判の審理に係る査定書も同様とする。

第46条 特許出願が第21条から第24条、第26条、第31条、第32条第1項、第3項、第33条、第34条第4項、第43条第2項、第44条第2項、第3項、又は第108条第3項の規定に違反する場合は、特許を付与しない旨の査定を下さなければならない。

特許主務官庁が前項の査定を下す前には、期限を指定して、出願人に意見書を提出するよう通知しなければならない。当該期限が過ぎても

意見書を提出しなかったものは、直接に特許を付与しない旨の査定を下すものとする。

第47条 審査の結果、拒絶すべき理由がないと認めた発明については、特許を許可し、その特許請求の範囲及び図面を公告しなければならない。公告された特許について、何人も、その査定書、明細書、特許請求の範囲、要約、図面及び全ファイル資料の閲覧、抄録、撮影又はコピーを請求することができる。ただし、特許主務官庁が法により秘密を保持しなければならない場合は、この限りでない。

第48条 特許出願人は、拒絶査定に不服がある場合、査定書送達後2ヶ月以内に理由書を添付して再審査を請求することができる。ただし、出願手続の不適法又は出願人不適格の理由で受理されなかった場合、又は却下された場合は、法律により行政救済を提起することができる。

第49条 第46条第2項の規定により拒絶査定された出願は、再審査の際、依然として明細書、特許請求の範囲又は図面を補正することができる。出願の審査後、最終の通知書が送付され、特許拒絶の査定をされたものについて、その再審査の際に行う補正は依然として第43条第4項の各号の規定の制限を受ける。ただし、特許主務官庁が再審査した後、原審査手続きの最終通知書の送付が不当であると認める場合は、この限りではない。

次の各号のいずれかの事情がある場合、特許主務官庁は直接に最終通知書を送付することができる。

1. 再審査の理由に依然として拒絶の事由がある場合
2. 再審査の際に行った補正に依然として拒絶の事由がある場合
3. 前項による補正が第43条第4項の各号の規定に違反する場合

第50条 再審査時、特許主務官庁は、原審査に参加しなかった特許審査官を指定して、これを審査させ、かつ、査定書を作成させて出願人に送達しなければならない。

第51条 発明を審査した結果、それが国防機密又はその他の国の安全に係わる時、国防部又は国家安全関連機関に意見を聴取しなければならない。秘密を保持する必要があると認められた場合、出願書類は封緘する。出願の実体審査を経たものは、査定書を作成し、出願人及び発明者に送達しなければならない。

出願人、代理人及び発明者は、前項の発明について秘密を保持しなければならない。これに違反した場合、当該特許出願権を放棄したものとみなす。

当該秘密保持の期間は、査定書を出願人に送達した後から1年間とし、1年ごとにそれを延長することができる。特許主務官庁は期間満了の1ヶ月前に国防部又は国家安全関連機関に問い合わせ、秘密保持の必要

がないと認められた場合は、直ちに公開しなければならない。
特許査定された第1項の発明に秘密保持の必要性がなくなった場合、特許主務官庁は出願人に3ヶ月以内に証書料及び1年目の特許料を納付するよう通知して初めて公告を行う。期限が満了しても納付しなかった場合は、公告を行わない。
秘密保持期間に出願人が受けた損失について、政府はそれ相当の補償を与えなければならない。

第四節 特許権

第52条

特許出願された発明は、許可査定後、出願人は査定書送達後3ヶ月以内に証書料及び1年目の特許料を納付しなければならない。前記の費用が納付された後はじめて公告される。期間が満了しても前記費用を納付しなかった場合、公告を行わない。

特許出願された発明は、公告の日より特許権を付与し、証書を交付する。

特許権の存続期間は、出願日から起算して20年をもって満了とする。出願人が故意により第1項又は前条第4項に定める納付期限を過ぎたものでなければ、納付期間が満了後6ヶ月以内に、証書料及び1年目の特許料の2倍を納付した後、特許主務官庁によりこれを公告することができる。

第53条

医薬品、農薬又はその製造方法に係る特許権の実施は他の法律の規定により、許可証を取得しなければならないものについて、その取得が特許出願の公告日の後である場合、特許権者は1回目の許可証をもって、特許権の存続期間を1回に限り延長を申請することができる。また、当該許可証による特許権の存続期間の延長申請は1回に限る。

前項の延長を許可する期間は、中央目的事業主務官庁から許可証を取得するための発明を実施できない期間を超えてはならない。許可証を取得するための期間が5年を超える場合も、その延長期間は5年までとする。

第1項に言う医薬品は、動物用薬品に及ばない。

第1項の申請は、1回目の許可証取得後3ヶ月以内に、申請書に証明書類を添付し、特許主務官庁に提出しなければならない。ただし、特許権の存続期間が満了する6ヶ月前に、これを行ってはならない。

主務官庁は、期間延長に関する審査、決定について、国民の健康への影響を考慮し、中央目的事業主務官庁と共同で審査及び決定の方法を定めなければならない。

第54条

前条の規定により、特許権の存続期間の延長を申請するものについて、特許主務官庁が本来の特許権存続期間の満了時に、なおも査定してい

ない場合、その期間延長が許可されたものと見なす。ただし、審査の結果、延長が拒絶された場合、その特許権の存続期間は、本来の特許権存続期間が満了した日までとする。

第55条 特許主務官庁は、特許権存続期間の延長申請について、特許審査官を指定して、これを審査させ、査定書を作成して特許権者に送達しなければならない。

第56条 存続期間の延長が特許主務官庁に許可された特許権の範囲は、許可証に記載される有効成分及び限定される用途にのみ及ぶ。

第57条 何人も、延長が許可された特許権存続期間が、次の各号のいずれかに該当すると認める場合、証拠を添付して、特許主務官庁に無効審判を請求することができる。

1. 特許の実施について許可証を取得する必要がない場合
2. 特許権者又は実施権者が許可証を取得していない場合
3. 延長を許可された期間が実施することができなかつた期間を超えている場合
4. 特許権存続期間の延長を申請した者が特許権者でない場合
5. 延長を申請する許可証が 1 回目の許可証ではない場合、又は当該許可証が既に延長申請に使用されたことがある場合
6. 取得した許可証により承認された外国での試験期間に基づいて特許権存続期間の延長を申請した場合、その許可された延長期間が、当該外国の特許主務官庁が認可した期間を超えている場合
7. 特許権の存続期間の延長が許可された医薬品が動物用薬品である場合

特許権の延長が無効審判によって無効にすべき旨の審決が確定した場合、その延長を許可された期間は、最初から存在しなかつたものとみなす。ただし、前項第 3 号、第 6 号の規定の違反に対する無効審判について無効にすべき旨の決定が確定した場合、当該超過期間については延長されなかつたものとみなす。

第58条 発明の特許権者は、本法で別段の規定がある場合を除き、他人がその同意を得ずに、当該発明を実施することを排除する権利を専有する。物の発明の実施とは、当該物を製造、販売の申し出、販売、使用をする行為、又はこれらを目的として輸入する行為を言う。

方法の発明の実施とは、次の各号に掲げる行為を言う。

1. 当該方法を使用する行為
2. 当該方法により直接に製造した物を使用、販売の申し出、販売をする行為、又はこれらを目的として輸入する行為。

特許権の範囲は、特許請求の範囲を基準とし、特許請求の範囲の解釈

時には、明細書及び図面を参酌することができる。要約は、特許請求の範囲の解釈に使用されることができない。

第59条

特許権の効力は、次の各号の事項には及ばない。

1. 商業目的ではない未公開行為
2. 研究又は実験を目的とする、発明を実施するに必要な行為。
3. 出願前、既に台湾内で実施されていたもの、又はその必要な準備を既に完了していたもの。ただし、特許出願権者からその発明を知ってから6ヶ月未満で、かつ特許出願権者からその特許権を留保する旨の表明をした場合は、この限りでない。
4. 単に国境を通過するにすぎない交通手段又はその装置。
5. 特許出願権者ではない者が受けた特許権が、特許権者による無効審判請求のために無効になった場合、その実施権者が無効審判請求前に善意により台湾内で実施していたもの、又はその必要な準備を既に完了していたもの。
6. 特許権者が製造した又は特許権者の同意を得て製造した特許物品が販売された後、当該物品を使用する又は再販売する行為。前記の製造、販売行為は台湾内に限らない。
7. 特許権が第70条第1項第3号の規定により消滅してから、特許権者が第72条第2項に従い特許権の効力を回復させ、かつ、公告が行われるまでに、善意で実施していたもの、又はその必要な準備を既に完了していたもの。

前項第3号、第5号及び第7号の実施者は、その原事業目的の範囲内においてのみ継続して使用することができる。

第1項第5号の実施権者は、当該特許権が無効審判請求により取り消された後も、依然として実施を継続する場合、特許権者による書面通知を受領した日から、特許権者に合理的な特許権使用料を支払わなければならない。

第60条

特許権の効力は、薬事法に定める薬物検査・検証登記許可又は薬物の海外における発売許可の取得を目的とし、従事する研究、試験及びその必要な行為に及ばない。

第61条

2種類以上の医薬品を混合して製造された医薬品又は方法は、その特許権の効力は、医師の処方箋により調剤する行為、及びその調剤する医薬品に及ばない。

第62条

特許権者が、その特許権を他人に譲渡し、信託し、実施権を許諾し、又は質権を設定する場合、特許主務官庁に登録しなければ、第三者に対抗することができない。

前項に言う実施権の設定は、専用実施権の設定又は通常実施権の設定とすることができる。

- 専用実施権者は、実施権の範囲内で、特許権者及び第三者による当該発明の実施を排除することができる。
- 特許権者が複数の債権を担保するために、同一特許権について複数の質権を設定した場合、その順番は登録の前後によりこれを定める。
- 第63条 専用実施権者は、その許諾された権利を第三者が実施することを再許諾することができる。ただし、契約に別段の約定があるものは、その約定に従う。
- 通常実施権者は、特許権者又は専用実施権者の同意を得なければ、その付与された権利を第三者が実施することを再許諾することができない。
- 権利再許諾は、特許主務官庁に登録しなければ、第三者に対抗することができない。
- 第64条 特許権が共有である場合、共有者が自ら実施する場合を除き、共有者全員の同意を得なければ、他人にこれを譲渡し、信託し、実施を許諾し、質権を設定し、又は放棄してはならない。
- 第65条 特許権の共有者は、その他の共有者の同意を得なければ、その持分を他人に譲渡し、信託し、又は質権を設定することはできない。
- 特許権の共有者がその持分を放棄した場合、その持分はその他の共有者に帰属する。
- 第66条 特許権者が台湾と外国の間で発生した戦争により損失を受けた場合、1回に限り、5年から10年までの特許権存続期間の延期を請求することができる。ただし、交戦国の国民の特許権は、延期を請求することができない。
- 第67条 特許権者は、次の各号のいずれかの事項についてのみ、特許明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求することができる。
1. 請求項の削除
 2. 特許請求の範囲の減縮
 3. 誤記又は誤訳の補正
 4. 明瞭でない記載の釈明
- 訂正は、誤訳の補正のほか、出願時の明細書、特許請求の範囲又は図面に開示されている範囲を超えてはならない。
- 第25条第3項の規定により、外国語書面で明細書、特許請求の範囲及び図面を提出した場合、その誤訳の訂正は、出願時の外国語書面により開示されている範囲を超えてはならない。
- 訂正は、公告時の特許請求の範囲を実質的に拡大又は変更してはならない。
- 第68条 特許主務官庁は、訂正請求の審査について、第77条の規定によるほか、特許審査官を指定して、これを審査させ、かつ、査定書を作成して出

願者に送達しなければならない。

特許主務官庁は、訂正を許可した後、その事由を公告しなければならない。

明細書、特許請求の範囲及び図面が訂正を経て公告された場合、出願日に遡って発効する。

第69条

特許権者は、実施権者又は質権者の同意を得なければ、特許権の放棄、又は第69条第1項第1号又は第2号の事項について訂正を請求することはできない。

特許権が共有である場合、全ての共有者の同意を得なければ、第67条第1項第1号又は第2号の事項について訂正を請求することはできない。

第70条

次の各号のいずれかに該当する場合、特許権は当然消滅する。

1. 特許権の存続期間が満了したとき、期間満了後から消滅する。
2. 特許権者が死亡し、相続人がいない。
3. 二年目以降の特許料が追納期間満了までに納付されなかった場合、当該特許権は、本来の納付期間満了後から消滅する。
4. 特許権者が自ら特許権を放棄した場合、その書面に示された日から特許権は消滅する。

第94条第1項に定める期限内に追納しなかったことが特許権者の故意によるものでない場合、期間満了後一年以内に、特許権の回復を請求することができ、かつ、3倍の特許料の納付後に、特許主務官庁がこれを公告する。

第71条

特許権に次のいずれかの事情がある場合、何人も特許主務官庁に無効審判を請求することができる。

1. 第21条から第24条、第26条、第31条、第32条第1項、第3項、第34条第4項、第43条第2項、第44条第2項、第3項、第67条第2項から第4項又は第108条第3項の規定に違反する場合
2. 特許権者の属する国が台湾人民の特許出願を受理しない場合
3. 第12条第1項の規定に違反する場合、又は特許権者が特許出願権者ではない場合

利害関係者であってはじめて、前項第3号の事情をもって無効審判を請求することができる。

特許権が無効審判を請求できることについては、特許査定時の規定に従う。ただし、第34条第4項、第43条第2項、第67条第2項、第4項又は第108条第3項に規定する事情に対する違反をもって、無効審判を請求する場合は、無効審判請求時の規定に従う。

第72条

利害関係者は、特許権の取消により、回復できる法律上の利益がある

- 場合、特許権の当然消滅後に、無効審判を請求することができる。
- 第73条 無効審判請求には、無効審判請求の声明、理由を明記した請求書を備え、かつ、証拠を添付しなければならない。
- 特許権に2以上の請求項がある場合は、一部の請求項について無効審判を請求することができる。
- 無効審判請求の声明は、提起後、変更又は追加することはできない。但し、縮減はこの限りではない。
- 無効審判請求者は、無効審判請求後1ヶ月以内に、無効審判理由及び証拠を補充提出しなければならない。ただし、無効審判審決前に提出された場合には、依然としてこれを参酌しなければならない。
- 第74条 特許主務官庁は、前条に言う請求書を受理した後、その副本を特許権者に送達しなければならない。
- 特許権者は副本到達後1ヶ月以内に答弁しなければならない。予め理由を説明して延期が許可された場合を除き、期限を過ぎても答弁しない場合は、直ちに審理する。
- 無効審判請求者が補充して提出した理由又は証拠が審査の遅延をもたらすおそれがある場合、又はその事実証拠が既に明確である場合、特許主務官庁は直ちに審理することができる。
- 第75条 特許主務官庁は、無効審判請求を審理するとき、無効審判請求の声明の範囲において、職権により、無効審判請求者が提出していない理由及び証拠を参酌することができ、かつ、期限を指定して、特許権者に答弁するよう通知しなければならない。期限が過ぎても答弁しなかった場合は、直ちに審理する。
- 第76条 特許主務官庁は、無効審判を審理する際、請求により又は職権で、期限を指定して、特許権者に次の各号の事項を行うよう通知することができる。
1. 特許主務官庁に出頭し面談すること
 2. 必要な実験を行う、又は模型若しくは見本を補充提出すること
- 前項第2号の実験、模型又は見本の補充提出について、特許主務官庁は、必要であると認めた場合、現場又は指定した場所で実地検証することができる。
- 第77条 無効審判請求案件の審理期間において、補正案がある場合、両者を併合審理及び併合審決しなければならない。特許主務官庁が審査を経て補正を許可すべきであると認めた場合、特許主務官庁は、補正後の明細書、特許請求の範囲又は図面の副本を無効審判請求者に送達しなければならない。
- 同一の無効審判請求案の審理期間において、2以上の補正案がある場合、先に請求した補正案は取り下げられたものと見なす。

- 第78条 同一の特許権に複数の無効審判が請求されたものにつき、特許主務官庁が必要であると認めた場合、併合してこれを審理することができる。前項の規定により併合審理された無効審判請求案は、併合して審決することができる。
- 第79条 特許主務官庁は、無効審判請求案を審理するとき、特許審査官を指定して審理させ、かつ審決書を作成させて、これを特許権者及び無効審判請求者に送達しなければならない。
- 第80条 無効審判請求の審決は、請求項ごとにこれを行わなければならない。無効審判請求人は、審決前に無効審判の請求を取り下げることができる。ただし、特許権者が答弁書を既に提出した場合は、特許権者の同意を得なければならない。
- 第81条 特許主務官庁は、無効審判の請求が取り下げられた事実を特許権者に通知しなければならない。特許権者が通知送達後 10 日以内に反対の意思を表明しなかった場合は、取り下げに同意したと見なされる。
- 第82条 次のいずれかの事情がある場合、何人も、同一の特許権につき、同一の事実に対して同一の証拠をもって無効審判を再請求することはできない。
1. ほかの無効審判請求案が同一の事実について同一の証拠をもって無効審判を請求し、かつ、審理の結果、不成立となった場合
 2. 知的財産案件審理法第 33 条の規定により、智慧財産法院に提出した新たな証拠が審理された結果、理由がないと認められた場合
- 第83条 特許権が無効審判を請求され、かつ審理された結果、成立した場合は、その特許権が取り消さなければならない。その取消しは、請求項ごとに、それぞれ行なわれることができる。
- 第84条 特許権が取り消された後、次のいずれかに該当する場合は、その取消が確定したものとする。
1. 法により行政救済を提起しなかった場合
 2. 行政救済を提起したものの、却下が確定した場合
- 第85条 特許権が取り消された場合、その特許権の効力は最初から存在しなかったものとみなす。
- 第86条 第 57 条第 1 項の特許権存続期間延長の無効審判に関する処理は、本法の特許権の無効審判に関する規定を準用する。
- 第87条 特許権の付与、変更、存続期間の延長及び延期、譲渡、信託、実施許諾、強制実施許諾、取消し、消滅、質権設定、無効審判審決及びその他の公告すべき事項は、特許公報にてこれを公告しなければならない。
- 第88条 特許主務官庁は特許権原簿を備え置き、それに付与された特許、特許権の変更及び法令に定める全ての事項を記載しなければならない。

前項の特許権原簿は、電子方式で作成することができ、国民の、閲覧、抄録、撮影又はコピーに供さなければならない。

第86条 特許主務官庁は、本法により公開、公告を行うべき事項について、電子方式でこれを行うことができる。その実施日は、特許主務官庁がこれを定める。

第五節 強制実施許諾

第87条 国家の緊急危難又はその他の重大な緊急事態に対応するため、特許主務官庁は、緊急命令又は中央目的事業主務官庁の通知に従い、必要な特許権を強制的に実施許諾し、かつ、迅速に特許権者に通知しなければならない。

次の各号のいずれかに該当し、強制的に実施許諾する必要がある場合、特許主務官庁は申請により、強制的に実施許諾することができる。

1. 公益を増進するための非営利目的の実施
2. 発明又は実用新案の実施が、それ以前の発明又は実用新案に対する侵害をどうしても避けられず、かつ、それ以前の特許権又は実用新案権と比べて経済的意義を有する重要な技術上の改良である場合
3. 特許権者が競争制限又は不正競争の事情を有し、法院による判決又は公平交易委員会による処分を受けている場合

半導体技術の特許について、強制実施許諾を申請するものは、前項第1号又は第3号に規定する事情に該当するものに限る。

第2項第1号又は第2号に規定する強制実施許諾を申請された特許権については、申請者が合理的な商業条件を提示したにもかかわらず、相当の期間内に実施許諾について協議が成立しなかったものに限る。

第2項第2号の規定により強制実施許諾を申請された特許権について、その特許権者は、合理的な条件を提出して、申請者の特許権について強制実施許諾を請求することができる。

第88条 特許主務官庁は、前条第2項及び第90条の強制実施許諾の請求を受理した後、特許権者に通知し、かつ期間を指定して答弁させなければならない。期間が満了しても答弁しなかった場合には、直ちにこれを審理することができる。

強制実施許諾は、台湾市場の需要のために行うことを旨としなければならない。ただし、前条第2項第3号の規定に従い強制的に実施許諾した場合は、この限りではない。

強制実施許諾の裁定は、書面をもってこれを行わなければならない。かつ、その実施許諾の理由、範囲、期間及び支払うべき保証金を明記しなければならない。

強制実施許諾は、原特許権者の特許権の実施を妨げない。

強制実施許諾は、譲渡、信託、承継、授権、又は質権の設定をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

1. 前条第2項第1号又は第3号の規定による強制実施許諾が、当該特許の実施に関する営業と共に譲渡、信託、承継、授権、又は質権の設定を行う場合
2. 前条第2項第2号又は第5号の規定により強制的に実施許諾したものが、実施権者の特許権とともに譲渡、信託、承継、授権、又は質権の設定を行う場合

第89条

第87条第1項の規定により強制的に実施許諾したものは、中央目的事業主務官庁が強制的に実施許諾する必要がないと認めたとき、特許主務官庁はその通知により強制実施許諾を廃止しなければならない。

次の各号のいずれかに該当する場合、特許主務官庁は、請求により強制実施許諾を廃止することができる。

1. 強制実施許諾の根拠となった事実が変更したことにより、強制実施許諾の必要がなくなった場合
2. 実施権者が実施許諾の内容に従わず、適切にこれを実施しなかった場合
3. 実施権者が特許主務官庁の裁定に従わず補償金を支払わなかった場合

第90条

製薬能力のない国又は製薬能力が不足している国のエイズ、結核、マラリア又はその他の伝染病の治療に必要な薬品の取得に協力するために、特許主務官庁は、請求により、強制的に申請者の特許権実施を許諾することができ、当該国が必要とする医薬品の輸入のために供給する。

前項の規定による強制実施許諾の請求は、請求者が合理的商業条件を提示したにもかかわらず、相当期間内に実施許諾について協議が成立しなかった場合に限る。ただし、必要とする医薬品が輸入国において既に強制実施許諾を受けたものは、この限りではない。

輸入国がWTOの加盟国であり、申請者が第1項により請求する場合、輸入国が既に次の事項を履行している証明書類を添付しなければならない。

1. 当該国が必要とする医薬品の名称及び数量を TRIPS 理事会 (Council for Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights, 理事会知的所有権の貿易関連の側面に関する理事会) に対し既に通知を行ったことを証明する書類
2. 当該国自国に製薬能力がなく、又は製薬能力が不足しており、輸入国となる意向があることを TRIPS 理事会に対し既に通知し

たことを証明する書類。ただし、後発開発途上国 (Least Developed Countries) である場合、申請者は証明書類を添付する必要がない。

3. 必要とする医薬品が当該国において特許権がなく、又は特許権があるものの、強制実施許諾が既に許可されている、又は許可される予定であることを証明する書類。

前項に言う「後発開発途上国」とは、国連が公表した後発開発途上国を指す。

輸入国が WTO 加盟国ではなく、後発開発途上国、又は製薬能力のない国若しくは製薬能力の不足する国であり、申請者が第1項に従い請求するとき、輸入国が既に次の事項を履行したことを証明する書類を添付しなければならない。

1. 台湾の外交機関に対し、書面をもって、必要とする医薬品の名称及び数量を提出したことを証明する書類
2. 必要とする医薬品の再輸出の防止に同意したことを証明する書類

第91条

前条の規定により強制実施許諾のもとで製造された医薬品は、そのすべてを輸入国へ輸出しなければならない。かつ、実施許諾による製造の数量は輸入国が TRIPS 理事会又は台湾の外交機関に通知した必要とする医薬品の数量を超えてはならない。

前条の規定により強制実施許諾のもとで製造された医薬品は、特許主務官庁指定の内容により、その外装及び内装にその実施許諾の依拠を標示しなければならない。その包装及び色又は形状は、特許権者又はその実施権者により製造される医薬品と区別するに足るものでなければならない。

強制実施許諾を受ける実施権者は、特許権者に適切な補償金を支払わなければならない。補償金の額は、必要とする医薬品に関する医薬品の特許権の輸入国における経済価値、及び国連が公表した人間開発指数(HDI:Human Development Index)を参考として、特許主務官庁がこれを裁定する。

強制実施許諾を受ける実施権者は、当該医薬品を輸出する前に、ウェブサイトにおいて当該医薬品の数量、名称、目的地及び区別できる特徴を公開しなければならない。

前条の規定により強制実施許諾を受けて製造し輸出する医薬品につき、その検査、登記は、薬事法第40条の2第2項の規定の制限を受けない。

第六節 料金の納付

第92条

特許に関する各種申請について、申請人は申請時に、申請手数料を納

付しなければならない。

第93条 特許を受けた場合、特許権者は、証書料及び特許料を納付しなければならない。特許権存続期間の延長、更新が許可された場合、延長又は更新が許可された期間においても、特許料を納付しなければならない。特許料は公告の日から起算する。1年目の特許料は、第52条第1項の規定により納付し、2年目以降の特許料は、それぞれの期間が満了する前に納付しなければならない。

第94条 前項の特許料は、数年分を一括して納付することができる。一括払い後、特許料の改定があった場合にも、その差額を追納する必要はない。特許の2年目以降の特許料を、特許料を納付すべき期間内に納付しなかった場合、期間満了後の6ヶ月以内にこれを追納することができる。ただし、その特許料の納付は、本来納付すべき特許料のほか、比率により割増の特許料を追納しなければならない。

第95条 前項に言う割増方式の特許料の追納とは、特許料の納付期間を過ぎた期間により、月ごとに割増追納することを指す。1ヶ月過ぎたことにつき、20%の割増料を追納し、割増の上限は規定特許料の倍額とする。過ぎた期間が1日以上1ヶ月以内のものは一ヶ月と見なされる。。

特許権者が自然人、学校又は中小企業である場合、特許主務官庁に特許料の減免を申請することができる。

第七節 損害賠償及び訴訟

第96条 特許権者は、自己の特許権を侵害する者に対し、その排除を請求することができる。侵害のおそれがある場合、その防止を請求することができる。

特許権者は、故意又は過失によりその特許権を侵害した者に対し、損害賠償を請求することができる。

特許権者が第1項の請求を行うとき、特許権侵害に係る物又は侵害行為に用いた原料又は設備について、廃棄処分又はその他の必要とする処置を請求することができる。

専用実施権者は、許諾された範囲内において、前3項の請求をすることができる。ただし、契約に別段の約定がある場合には、その約定に従う。

発明者は、その氏名表示権が侵害された場合、発明者の氏名表示又はその他名誉回復のために必要な処分を請求することができる。

第2項及び前項に規定する請求権は、請求権者が当該損害及び賠償義務者の存在を知った時点から2年以内に行使しなければ消滅する。当該侵害行為があった時点から10年を超えた場合も同様とする。

第97条 前条により損害賠償を請求する際は、次の各号のいずれかの方法によ

りその損害額を算定することができる。

1. 民法第 216 条の規定による。ただし、その損害を証明するための証拠や方法を提供することができない場合、特許権者は、その特許権の実施により通常得られる利益から、損害を受けた後に同一の特許権の実施により得られる利益を差し引いた金額をその損害額とすることができる。
2. 侵害者が侵害行為により得た利益による。
3. 当該特許の許諾実施により得られる実施料金に相当する金額をその損害額とする。

第98条 特許に係る物には、特許証の番号を表示しなければならない。特許に係る物にこれを標示できない場合は、ラベル、包装、又はその他の他人に認識させるに足る顕著な方法をもって、これを標示することができる。特許証番号を表示しなかった場合、損害賠償を請求するときには、当該物品が特許に係るものであることを侵害者が明らかに知っていたこと、又はそれを知り得たことを立証し、証明しなければならない。

第99条 製造方法の特許により製造された物が、その製造方法の特許出願前に台湾内外に見られなかった場合、他人が製造した同一の物は、その方法特許により製造されたものと推定する。
前項の推定は、反証を提出してこれを覆すことができる。被告が、当該同一の物品を製造した方法と製造方法特許とが異なることを証明したときは、反証を提出したものとみなす。被告が立証時に開示した製造上及び営業上の秘密の合法的権益は、十分に保障されなければならない。

第100条 特許に係る訴訟事件について、法院は、判決書の正本を一部、特許主務官庁に送達しなければならない。

第101条 無効審判が権利侵害訴訟の審理に関連する場合、特許主務官庁は、優先的にこれを審理することができる。

第102条 認可を得ていない外国法人又は団体は、本法が規定する事項について、民事訴訟を提起することができる。

第103条 法院は、特許訴訟事件を審理する専門法廷を設け、又は専門の担当者を指定して審理させることができる。

司法院は、特許侵害鑑定の専門機関を指定することができる。

法院は、特許訴訟を受理し、前項の機関に委託して鑑定させることができる。

第三章 実用新案登録

第104条 実用新案とは、自然法則を利用した技術的思想のうち、物品の形状、

- 構造又は組合せに係る創作を指す。
- 第105条 実用新案が、公序良俗を害する場合には、実用新案登録を受けることができない。
- 第106条 実用新案登録の出願は、特許出願権者が願書、明細書、実用新案登録請求の範囲、要約及び必要な図面を備えて、特許主務官庁にこれを提出する。
実用新案登録の出願は、願書、明細書、実用新案登録請求の範囲及び図面が全て揃った日を出願日とする。
出願時に、明細書、実用新案登録請求の範囲及び図面の中国語による翻訳文を提出せず、外国語で提出し、かつ、特許主務官庁が指定する期間内に中国語による翻訳文が補正された場合、当該外国語書面が提出された日を出願日とする。
前項の指定期間内に中国語による翻訳文を補正しなかった場合、出願を受理しない。ただし、処分前に補正した場合は、補正した日を出願日とし、当該外国語書面は提出されなかったと見なす。
- 第107条 実用新案登録を出願した実用新案が、実質上2以上の実用新案である場合、特許主務官庁の通知又は出願人の請求により、出願を分割することができる。
分割出願は、原出願の査定前にこれを行うものとする。
- 第108条 特許又は意匠登録を出願した後、これを実用新案の出願に変更する場合、又は実用新案登録を出願した後、これを特許の出願に変更する場合は、原出願の出願日を変更後の出願の出願日とする。
出願の変更の申請は、次の各号のいずれかに該当する場合、これを行ってはならない。
1. 原出願の権利を付与する査定書、処分書が送達された後
2. 原出願が発明出願又は意匠出願であり、拒絶査定書が送達された日から2ヶ月を経過した後
3. 原出願が実用新案出願であり、拒絶査定書が送達された日から30日を経過した後
出願の変更後の出願は、原出願の出願時の明細書、請求範囲又は図面が開示した範囲を超えてはならない。
- 第109条 特許主務官庁が実用新案登録の方式審査を行う際は、請求又は職権により、期限を指定して、出願人に明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面を補正するよう通知することができる。
- 第110条 第106条第3項の規定により、外国語書面で明細書、実用新案登録請求の範囲及び図面を提出した場合、その外国語書面は補正してはならない。
第106条第3項の規定により補正した中国語による翻訳文は、出願の

- 際の外国語書面が開示した範囲を超えてはならない。
- 第111条 実用新案登録出願案について、方式審査を行った後、処分書を作成し、出願人に送達しなければならない。
方式審査の結果、拒絶査定を行うものについて、処分書は理由を明記しなければならない。
- 第112条 実用新案登録出願案について、方式審査の結果、次の各号のいずれかの事情を有すると認める場合、拒絶査定を下さなければならない。
1. 実用新案が物品の形状、構造又は組合せに属さない場合
 2. 第 105 条の規定に違反する場合
 3. 第 120 条が準用する第 26 条第 4 項に規定する開示方式に違反する場合
 4. 第 120 条が準用する第 33 条の規定に違反する場合
 5. 明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に必要事項が開示されていない場合、又は明らかにその開示内容が明確でない場合
 6. 明らかに、補正が出願時の明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に開示された範囲を超えた場合
- 第113条 実用新案登録を出願した実用新案について、方式審査の結果、拒絶査定すべき事情がないと認める場合、登録を許可し、実用新案登録請求の範囲及び図面を公告しなければならない。
- 第114条 実用新案権の存続期間は、出願日から起算して 10 年をもって満了とする。
- 第115条 実用新案登録出願に係る実用新案の公告後、何人も、特許主務官庁に対し、当該実用新案の実用新案技術報告を請求することができる。
特許主務官庁は、実用新案技術報告請求の事実を、特許公報に掲載しなければならない。
特許主務官庁は、特許審査官を指定して実用新案技術報告を作成させなければならないが、当該特許審査官は当該報告に記名しなければならない。
特許主務官庁は、第 1 項の請求に対し、第 120 条が準用する第 22 条第 1 項第 1 号、第 2 項、第 120 条が準用する第 23 条、第 120 条が準用する第 31 条に規定する事情について、実用新案技術報告を作成しなければならない。第 1 項の規定による実用新案技術報告の請求について、商業上の実施を行っている特許権者でない者がいるということを明記し、かつ、関連証明文書を添付している場合、特許主務官庁は 6 ヶ月以内に、実用新案技術報告を完成しなければならない。
実用新案技術報告の請求は、実用新案権の当然消滅後にも、これを行うことができる。
第 1 項の規定により行った請求は、取り下げることができない。

- 第116条 実用新案権者が実用新案権を行使する際には、実用新案技術報告を提示して警告しなければならない。
- 第117条 実用新案権者の実用新案権が取り消される場合、それが取り消される前に、権利行使により他人に与えた損害について、賠償責任を負わなければならない。ただし、それが実用新案技術報告の内容に基づいたもので、かつ、可能な限りの注意を払った場合は、この限りではない。
- 第118条 特許主務官庁は、出願変更の審査について、第 120 条が準用する第 77 条第 1 項の規定に従うほか、方式審査も行い、かつ、処分書を作成して出願人に送達しなければならない。
- 出願の変更は、方式審査を経て、次の各号に該当する事情があると認められる場合、変更を認めない処分を下さなければならない。
1. 第 112 条第 1 号から第 5 号に規定する事情がある場合。
 2. 公告時の実用新案登録請求の範囲又は図面に開示された範囲を明らかに超える場合。
- 第119条 実用新案権に、次の各号のいずれかの事情があった場合、何人も特許主務官庁に対し無効審判を請求することができる。
1. 第 104 条、第 105 条、第 108 条第 3 項、第 110 条第 2 項、第 120 条が準用する第 22 条、第 120 条が準用する第 23 条、第 120 条が準用する第 26 条、第 120 条が準用する第 31 条、第 120 条が準用する第 34 条第 4 項、第 120 条が準用する第 43 条第 2 項、第 120 条が準用する第 44 条第 3 項、第 120 条が準用する第 67 条第 2 項から第 4 項の規定に違反する場合
 2. 特許権者が属する国が台湾人民の特許出願を受理しない場合
 3. 第 12 条第 1 項の規定に違反する場合、又は実用新案権者が実用新案登録出願権者でない場合
- 利害関係者であってはじめて、前項第 3 号に規定する事情を有することを理由に、無効審判を請求することができる。
- 実用新案権について、無効審判を請求することができる事情は、登録査定された時点の規定に従う。ただし、第 108 条第 3 項、第 120 条が準用する第 34 条第 4 項、第 120 条が準用する第 43 条第 2 項又は第 120 条が準用する第 67 条第 2 項、第 4 項に規定する事情に違反することを理由に無効審判を請求するものは、無効審判を請求する時点の規定に従う。無効審判審決書には、特許審査官が記名しなければならない。
- 第120条 実用新案においては、第 22 条、第 23 条、第 26 条、第 28 条から第 31 条、第 33 条、第 34 条第 3 項、第 4 項、第 35 条、第 43 条第 2 項、第 3 項、第 44 条第 3 項、第 46 条第 2 項、第 47 条第 2 項、第 51 条、第 52 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 58 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 5 項、第 59 条、第 62 条から第 65 条、第 67 条、第 68 条第 2 項、第 3

項、第 69 条、第 70 条、第 72 条から第 82 条、第 84 条から第 98 条、第 100 条から第 103 条を準用する。

第四章 意匠登録

- 第121条 意匠とは、物品の全部又は一部の形状、模様、色彩又はこれらの結合であつて、視覚に訴える創作を指す。
物品に応用するコンピューター作成アイコン（computer-generated icons, icons）（以下、「アイコン」という。）及びグラフィカルユーザインターフェース（以下、「GUI」という。）も、本法により出願し、意匠登録を受けることができる。
- 第122条 産業上利用することのできる意匠で、次の各号のいずれかに該当しなければ、本法により出願し、意匠登録を受けることができる。
1. 出願前に既に同一又は類似の意匠が刊行物に記載された場合
 2. 出願前に既に同一又は類似の意匠が公然実施された場合
 3. 出願前に既に公然知られた場合
- 意匠が、前項各号の事情に該当しなくても、それがその所属する技術分野の通常知識を有する者が出願前の従来技芸に基づいて容易に思いつくものであるときは、意匠登録を受けることができない。
- 出願人が次の各号のいずれかの事情を有し、かつ、その事実の発生後 6 ヶ月以内に出願した場合、当該事実は、第 1 項各号又は前項に言う意匠登録を受けることのできない事情に該当しない。
1. 刊行物に発表された。
 2. 政府が主催する展覧会又は政府の認可を受けた展覧会で展示された。
 3. その意図に反して漏洩した場合
- 出願人が前項第 1 号及び第 2 号の事由を主張する場合、出願時に事実及びその事実が生じた年月日を明記し、並びに特許主務官庁が指定した期間内に証明書類を提出しなければならない。
- 第123条 意匠登録を出願した意匠が、その出願より先に出願され、かつ、その出願後始めて公告された意匠登録出願に添付される説明書又は図面に記載された内容と同一又は類似である場合、意匠登録を受けることができない。ただし、当該出願人と先に出願された意匠登録の出願人が同一である場合は、この限りでない。
- 第124条 次の各号のいずれかに該当するものは、意匠登録を受けることができない。
1. 単に機能上不可欠な物品造形
 2. 単なる芸術的創作
 3. 集積回路の回路配置及び電子回路の配置

4. 公序良俗を害する物品

第125条

意匠登録の出願は、意匠登録出願人が願書、説明書及び図面を備えて、特許主務官庁にこれを提出するものとする。

意匠登録の出願は、願書、説明書及び図面が全て揃った日を出願日とする。出願時に、説明書及び図面の中国語による翻訳文を提出せず、外国語で提出し、かつ、特許主務官庁が指定する期間内に中国語による翻訳文が補正された場合、当該外国語書面が提出された日を出願日とする。

前項の指定期間内に中国語による翻訳文を補正しなかった場合、その出願を受理しない。ただし、処分前に補正した場合、補正した日を出願日とし、当該外国語書面は提出されなかったと見なす。

第126条

説明書及び図面は、当該意匠が所属する技芸分野の通常知識を有する者がその内容を理解し、それに基づいて実現することができるよう、明確かつ十分に開示しなくてはならない。

説明書及び図面の開示方式は、本法施行細則で定める。

第127条

同一人が2以上の類似の意匠を有する場合は、意匠登録及びその連合意匠登録を出願することができる。

関連意匠の登録出願日は、原意匠の登録出願日より前であってはならない。

原意匠登録が公告されてから、関連意匠の登録出願を行ってはならない。

同一人は、原意匠と類似せず、関連意匠にのみ類似する意匠について、関連意匠登録として出願を行ってはならない。

第128条

同一又は類似の意匠について、2以上の意匠登録出願があった場合、その最先の出願人のみが、意匠登録を受けることができる。ただし、後願の出願人が主張する優先日が先願の出願日より早い場合は、この限りではない。

前項の出願日、優先日が同日である場合は、これを協議により定めるよう出願人に通知しなければならない。協議が成立しない場合には、いずれの出願人も意匠登録を受けることができない。その出願人が同一人である場合、期限を指定していずれか1つの出願を選択するよう出願人に通知しなければならない。当該期限が過ぎてもいずれか1つを選択しない場合は、いずれの出願も意匠登録を受けることができない。

それぞれの出願人が協議する場合、特許主務官庁は相当の期間を指定して当該協議結果を報告するよう出願人に通知しなければならない。当該期限が過ぎても報告がなかった場合には、協議が成立しなかったものとみなす。次の各号においては、前3項の規定を適用しない。

1. 原意匠登録出願と関連意匠登録出願との間
2. 同一の意匠登録出願に 2 以上の関連意匠登録出願があり、当該 2 以上の関連意匠登録出願の間

第129条 意匠登録出願は、1つの意匠ごとに出願を提出しなければならない。同一の類別に属する 2 以上の物品であって、かつ、慣習上組物全体として販売又は使用されるものは、1意匠として出願することができる。意匠登録を出願する際は、その意匠を施す物品を指定しなければならない。

第130条 意匠登録を出願した意匠が、実質的に 2 以上の意匠である場合、特許主務官庁の通知又は出願人の請求により、出願を分割することができる。

分割出願は、原出願の再審査の査定前にこれを行うものとする。分割後の出願は、原出願の既に完了した手続きから審査を続行するものとする。

第131条 意匠登録を出願した後、これを類似意匠登録の出願に変更する場合、又は類似意匠登録を出願した後、これを意匠登録の出願に変更する場合は、原出願の出願日をその変更後の出願の出願日とする。

出願の変更の申請は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを行ってはならない。

1. 原出願の権利を付与すべき旨の査定書が送達された後。
2. 原出願の拒絶査定書が送達された日から 2 ヶ月を経過した後。

出願の変更後の意匠又は類似意匠は、原出願の出願時の説明書又は図面が開示した範囲を超えてはならない。

第132条 特許又は実用新案登録を出願した後、これを意匠登録の出願に変更する場合、原出願の出願日をその変更後の出願の出願日とする。

出願の変更の申請は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを行ってはならない。

1. 原出願の権利を付与すべき旨の査定書、処分書が送達された後
2. 原出願が発明出願であり、拒絶査定書が送達された日から 2 ヶ月を経過した場合
3. 原出願が実用新案出願であり、拒絶査定書が送達された日から 30 日を経過した場合。

出願の変更後の出願は、原出願の出願時の説明書、請求の範囲又は図面が開示した範囲を超えてはならない。

第133条 第 125 条第 3 項の規定により、外国語書面で説明書及び図面を提出した場合、その外国語書面は補正してはならない。

第 125 条第 3 項の規定により補正した中国語による翻訳文は、出願の際の外国語書面が開示した範囲を超えてはならない。

- 第134条 意匠登録出願が第 121 条から 124 条、第 126 条、第 127 条、第 128 条第 1 項から第 3 項、第 129 条第 1 項、第 2 項、第 131 条第 3 項、第 132 条第 3 項、第 133 条第 2 項、第 142 条第 1 項が準用する第 34 条第 4 項、第 142 条第 1 項が準用する第 43 条第 2 項、第 142 条第 1 項が準用する第 44 条第 3 項の規定に違反する場合は、拒絶査定を下さなければならない。
- 第135条 意匠権の存続期間は、出願日から起算して 12 年をもって満了とする。類似意匠権の存続期間は、原意匠権の存続期間と同時に満了するものとする。
- 第136条 意匠権者は、本法に別段の規定がある場合を除き、他人がその同意を得ずに当該意匠又は当該意匠と類似する意匠を実施することを排除する権利を専有する。
意匠権の範囲は、図面を基準とし、かつ、説明書を参酌することができる。
- 第137条 関連意匠権は、単独で権利を主張ことができ、かつ、類似の範囲に及ぶ。
- 第138条 関連意匠権は、その原意匠権とともに譲渡し、信託し、継承し、実施許諾し、又は質権を設定しなければならない。
原意匠権が第 142 条第 1 項が準用する第 70 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定により既に当然消滅し、又は取消しが確定したにもかかわらず、その関連意匠権が依然として 2 以上存続している場合は、当該関連意匠権は単独で譲渡し、信託し、継承し、実施許諾し、又は質権を設定してはならない。
- 第139条 意匠権者は、意匠登録を受けた説明書又は図面について、次の事項についてのみ補正を請求することができる。
1. 誤記、誤訳の訂正
2. 明瞭でない記載の釈明
補正は、誤訳の訂正を除き、出願時の説明書又は図面に開示された範囲を超えてはならない。
第 125 条第 3 項の規定により、外国語書面で説明書及び図面を提出した場合、その誤訳の訂正は、出願時の外国語書面により開示されている範囲を超えてはならない。
補正は、公告時の図面を実質的に拡大又は変更してはならない。
- 第140条 意匠権者は、ライセンシー又は質権者の同意を得なければ、意匠権を放棄することができない。
- 第141条 意匠権に、次の各号のいずれかの事情がある場合、何人も特許主務官庁に対し無効審判を請求することができる。
1.第 121 条から第 124 条、第 126 条、第 127 条、第 128 条第 1 項から

第3項、第131条第3項、第132条第3項、第133条第2項、第139条第2項から第4項、第142条第1項が準用する第34条第4項、第142条第1項が準用する第43条第2項、第142条第1項が準用する第44条第3項の規定に違反する場合

2.特許権者が属する国が台湾人民の特許出願を受理しない場合

3.第12条第1項の規定に違反する場合、又は意匠権者が意匠登録出願人でない場合

利害関係者であつてはじめて、前項第3号に規定する事情を有することを理由に、無効審判を請求することができる。

意匠権について、無効審判を請求することができる事情は、登録査定された時点の規定に従う。ただし、第131条第3項、第132条第3項、第139条第2項、第4項、第142条第1項が準用する第34条第4項又は第142条第1項が準用する第43条第2項に規定する事情に違反することを理由に無効審判を請求するものは、無効審判を請求する時点の規定に従う。

第142条 登録意匠においては、第28条、第29条、第34条第3項、第4項、第35条、第36条、第42条、第43条第1項から第3項、第44条第3項、第45条、第46条第2項、第47条、第48条、第50条、第52条第1項、第2項、第4項、第58条第2項、第59条、第62条から第65条、第68条、第70条、第72条、第73条第1項、第3項、第4項、第74条から第78条、第79条第1項、第80条から第82条、第84条から第86条、第92条から第98条、第100条から第103条の規定を準用する。第28条第1項が規定する期間は、意匠登録出願において6ヶ月とする。第29条第2項及び第4項が規定する期間は、意匠登録出願において10ヶ月とする。

第五章 附則

第143条 特許主務官庁は、特許ファイルの出願書類、明細書、意匠登録の請求範囲、要約、図面及び図面説明を、永久に保存しなければならない。その他の書類のファイルは、長くて30年間保存するものとする。前項の特許ファイルは、マイクロフィルム、磁気ディスク、磁気テープ、光ディスクなどで保存することができる。前項の保存記録は、特許主務官庁が確認したものに限り、原ファイルと同一とみなし、原書面ファイルを廃棄することができる。保存記録の複製物は、特許主務官庁の確認を得た場合、それを真正のものであると推定する。

第144条 前項の保存代替物の確認、管理、使用上の規則は、主務官庁が定める。主務官庁は、発明、実用新案又は意匠の創作を奨励するために、奨励補助制度を定めることができる。

- 第145条 第25条第3項、第106条第3項及び第125条第3項の規定により提出する外国語書面について、その外国語の種類限定及びその他の明記すべき事項に係る規則は、主務官庁がこれを定める。
- 第146条 第92条、第120条が準用する第92条、第142条第1項が準用する第92条に規定する申請手数料、証書料及び特許料について、その費用徴収に関する規則は、主務官庁が定める。
第95条、第120条が準用する第95条、第142条第1項が準用する第95条に規定する特許料の減免について、その減免の条件、期間、金額及びその他遵守すべき事項に関する規則は、主務官庁が定める。
- 第147条 第147条 1994年1月23日より前に提出された出願は、第53条の規定により特許存続期間の延長を申請することができない。
- 第148条 本法1994年1月21日改正法の施行前（註：1994年1月23日前）に公告された特許の特許権存続期間は、改正施行前の規定を適用する。ただし、WTO協定が台湾内で発効した日に特許権がなお存続している特許の特許権存続期間については、改正施行後の規定を適用する。
本法2003年1月3日に改正した条項の施行前（註：2004年7月1日前）に公告された実用新案権の存続期間は、改正前の規定を適用する。
WTO協定が台湾内で発効した日（註：2002年1月1日）に権利が依然として存続している意匠権存続期間については、1997年5月7日改正した条項の施行後の本法の規定を適用する。
- 第149条 本法における2011年11月29日に改正した条項の施行前に、まだ登録査定されていなかった特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願は、本法に別段の規定がある場合を除き、改正施行後の規定を適用する。
本法における2011年11月29日に改正した条項の施行前に、まだ審決されていなかった変更案及び無効審判案は、改正施行後の規定を適用する。
- 第150条 本法における2011年11月29日に改正した条項の施行前に提出し、かつ改正前の第29条の規定に従い優先権を主張する特許出願又は実用新案登録出願について、その先出願がまだ公告されておらず、又は権利を付与しない拒絶査定若しくは処分が確定されていないものは、第30条第1項の規定を適用する。
本法における2011年11月29日に改正した条項の施行前に既に登録査定された特許出願について、第34条第2項第2号に規定する期間を超えなかったものは、第34条第2項第2号及び第6号の規定を適用する。
- 第151条 本法における2011年11月29日に改正した条項の施行後に提出した特許出願は、第22条第3項第2号、第120条が準用する第22条第3項第2号、第121条第1項の物品の一部の創作に関する規定、第121条第2項、第122条第3項第1号、第127条、第129条第2項の規定を

適用する。

第152条

本法における 2011 年 11 月 29 日に改正した条項の施行前に、改正前の第 30 条第 2 項の規定に違反し寄託していないと見なされた特許出願につき、改正施行された後において、まだ査定されていない場合、第 27 条第 2 項の規定を適用する。優先権の主張があり、最先の優先日から起算して依然として 16 ヶ月以内のものは、第 27 条第 3 項の規定を適用する。

第153条

本法における 2011 年 11 月 29 日に改正した条項の施行前に、改正前の第 28 条第 3 項、第 108 条において準用する第 28 条第 3 項、第 129 条第 1 項において準用する第 28 条第 3 項の規定により、改正前の第 28 条第 1 項、第 108 条において準用する第 28 条第 1 項、第 129 条第 1 項において準用する第 28 条第 1 項の規定に違反したことで優先権を喪失した特許出願は、改正施行後においても、まだ査定又は処分されておらず、かつ、最先の優先日から起算して、特許出願、実用新案出願であれば 16 ヶ月内、意匠出願であれば 10 ヶ月内のものは、第 29 条第 4 項、第 120 条において準用する第 29 条第 4 項、第 142 条第 1 項において準用する第 29 条第 4 項の規定を適用する。

本法における 2011 年 11 月 29 日に改正した条項の施行前に、改正前の第 28 条第 3 項、第 108 条において準用する第 28 条第 3 項、第 129 条第 1 項において準用する第 28 条第 3 項の規定により、改正前の第 28 条第 2 項、第 108 条において準用する第 28 条第 2 項、第 129 条第 1 項において準用する第 28 条第 2 項の規定に違反したことで優先権を喪失した特許出願は、改正施行後においても、まだ査定又は処分されておらず、かつ、最先の優先日から起算して、特許出願、実用新案出願であれば 16 ヶ月内、意匠出願であれば 10 ヶ月内のものは、第 29 条第 2 項、第 120 条において準用する第 29 条第 2 項、第 142 条第 1 項において準用する第 29 条第 2 項の規定を適用する。

第154条

本法における 2011 年 11 月 29 日に改正した条項の施行前に提出した特許存続期間の延長申請が、改正施行後においても査定されておらず、かつ、その特許存続期間がまだ満了していない場合、改正施行後の規定を適用する。

第155条

本法における 2011 年 11 月 29 日に改正した条項の施行前に、次の各号のいずれかに該当する場合は、第 52 条第 4 項、第 70 条第 2 項、第 120 条において準用する第 52 条第 4 項、第 120 条において準用する第 70 条第 2 項、第 142 条第 1 項において準用する第 52 条第 4 項、第 142 条第 1 項において準用する第 70 条第 2 項の規定を適用しない。

1.改正前の第 51 条第 1 項、第 101 条第 1 項又は第 113 条第 1 項の規定により、既に費用納付期限を過ぎて、権利が最初から存在しなかった

とする場合

2.改正前の第 66 条第 3 号、第 108 条において準用する第 66 条第 3 号又は第 129 条第 1 項において準用する第 66 条第 3 項の規定により、本法の改正施行前に、権利が当然消滅した場合

第156条 本法における 2011 年 11 月 29 日に改正した条項が施行されるまでに査定されていない意匠登録出願について、出願人は、改正施行後 3 ヶ月以内に物品の一部意匠登録出願への変更を申請することができる。

第157条 本法における 2011 年 11 月 29 日に改正した条項が施行されるまでに査定されていない類似意匠登録出願は、改正前の類似意匠登録に係る規定を適用する。

本法における 2011 年 11 月 29 日に改正した条項が施行されるまでに査定されていない類似意匠登録出願で、かつ、原登録意匠が公告される前に出願されたものについて、出願人は、改正施行後から 3 ヶ月以内に関連意匠登録出願への変更を申請することができる。

第158条 本法の施行規則は、主務官庁が定める。

第159条 本法の施行日は、行政院がこれを定める



海關受理編號

檢舉/提示進出口侵害商標權及著作權物品 申 請 書

受理日期： 年 月 日

本公司(人)因下列商標權/著作權受侵害，依據海關配合執行商標權及著作權保護措施作業要點規定，填具本書表並檢附相關資料，請協助查緝。

一、申請保護權利之相關內容

權利類別	<input type="checkbox"/> 商標權 <input type="checkbox"/> 著作權
※商標註冊號數及註冊年月日	
※著作權於我國受保護之起始年月日	年 月 日
※權利存續期間	自 年 月 日至 年 月 日
※權利範圍 (商標權請載明商標名稱及商標註冊證所載指定使用商品；著作權請載明著作內容種類)	
※原權利人 (指商標權人、著作權人)	名稱(如係法人請填公司名稱及代表人)： 地址： 電話：

※被授權人	名稱 (如係法人請填公司名稱及代表人) :
	地址 :
	電話 :
	被授權之權利範圍 :
※代理人	名稱 (如係法人請填公司名稱及代表人) :
	地址 :
	電話 :
	被授予代理權利範圍 :

二、侵權物品名稱等

※ 貨名 (<input type="checkbox"/> 進口、 <input type="checkbox"/> 出口)	
可能歸屬貨品分類 號 列 (CCC Code)	

三、侵害事實及辨識真偽之重點描述

--

四、與侵權物品進出口有關參考事項

涉嫌侵權之進出口 廠商	名稱： 廠商統一編號： 負責人：
其他具體資料	進出口口岸： 進出口日期： 進口起運國家或口岸： 航機（船舶）航次： 貨櫃號碼： 貨物存放地點： 真品價格： 其他：

五、提示案件申請保護期間（最長不得超過一年，且應於申請保護之權利有效存續期間內）

自	年	月	日	至	年	月	日
---	---	---	---	---	---	---	---

六、附件資料

類 別	份 數
※ □ 商標註冊證影本（請申請人加註「與正本核對無訛」並簽名或蓋章）	份
※ □ 著作權證明或其他足以認定著作權之文件	份
※ □ 代理證明文件（申請人為代理人者）	份
※ □ 上開證明文件之影像電子檔	份
※ □ 確認侵權物品之資料如真品及仿品之貨樣、照片、型錄或圖片等（份數詳註3）	份
※ □ 上開照片、型錄或圖片之電子檔	份
其他資料	份

註：1.本申請書各欄位請盡量具體詳細填寫（各欄位空間可依需要作彈性調

整)。

2. ※記欄位請務必確實填妥並依六、所列檢附相關資料。
3. 前開「確認侵害物品之資料如真品及仿品之貨樣、照片、型錄或圖片」亦可提供電子檔。
4. 提示案件逾期者，應重新申請。申請人重新提示申請保護，仍須在申請保護之權利有效存續期間內，若欲沿用前次申請內容及所提供附件資料，請告知前次申請之年月日及發文字號。

此 致

財政部關稅總局

財政部 關稅局

申請人： (蓋章)

營利事業統一編號：

(或申請人身份證字號)

地址：

聯絡人：

聯絡人電話： 傳真：

申請日期：

(本局にて文書受理
時にここへコード番
号を貼付)

税関受理番号

商標権侵害物品及び著作権侵害物品の 輸出入の摘発又は情報提供の申請書(和訳)

受理日付： 年 月 日

本社(人)は次のような商標権/著作権侵害を受けたため、税関における商標権及び著作権の保護措置協力執行の作業要点規定に基づき、記入済みの本申請書に関連資料を添付の上、摘発協力を依頼いたします。

一、保護を申請する権利に関する内容

権利の種類	<input type="checkbox"/> 商標権 <input type="checkbox"/> 著作権
※商標登録番号と登録年月日	
※台湾における著作権保護開始年月日	年 月 日
※権利存続期間	年 月 日から 年 月 日
※権利範囲 (商標権は商標名称及び商標登録証に記載の指定商品を明記；著作権は著作内容の種類を明記)	
※原権利者 (商標権者、著作権者を指す)	名称(法人の場合、会社名称及び代表者を記入)： 住所： 電話：
※ライセンシー	名称(法人の場合、会社名称及び代表者を記入)： 住所： 電話：
	ライセンシーの権利範囲：

※代理人	名称（法人の場合、会社名称及び代表者を記入）：
	住所： 電話：
	代理の権利範囲：

二、権利侵害物品の名称等

※ 貨物名 (<input type="checkbox"/> 輸入、 <input type="checkbox"/> 輸出)	
商品分類コード (CCC Code)	

三、侵害事実及び真贋判定のポイントの記述

--

四、権利侵害物品の輸出入と関連する参考事項

権利侵害嫌疑のある輸出入業者	名称： 業者統一番号： 責任者：
その他の具体的な資料	輸出入港： 輸出入日： 輸入発送国家又は発送港： フライト（船舶）便名： コンテナ番号： 貨物保管場所： 正規品価格： その他：

五、情報提供の申請の保護期間（最長1年を越えてはならない。且つ保護を申請する権利の有効存続期間内であること。）

年	月	日	から	年	月	日
---	---	---	----	---	---	---

六、添付資料

類 別	部 数
※ <input type="checkbox"/> 商標登録証のコピー（申請人は「正本と	部

同じ」と記入の上、サイン又は捺印すること。) ※ <input type="checkbox"/> 著作権の証明又はその他著作権と認定するに足る文書 ※ <input type="checkbox"/> 代理証明文書（申請人が代理人の場合） ※ <input type="checkbox"/> 上述証明文書の画像電子ファイル	部 部 部
※ <input type="checkbox"/> 正規品と模倣品のサンプル、写真、カタログ、画像などの権利侵害物品を確認する資料（部数については註3を参照） ※ <input type="checkbox"/> 上述の写真、カタログ又は画像の電子ファイル	部 部
その他の資料	部

註：1. 本申請書の各欄はできるだけ具体的に詳細を記入すること（各欄のスペースは必要に応じて調整可）。

2. ※印の欄は記入必須。また、六. の添付資料も必須。

3. 前述の「正規品と模倣品のサンプル、写真、カタログ、画像などの権利侵害物品を確認する資料」も電子ファイルにて提供可。

4. 情報提供の保護期間を越えた場合、再申請しなければならない。申請人が再度情報提供の申請をする場合も、権利の有効存続期間内で保護申請をしなければならず、前回の申請内容及び提出した添付資料を用いる場合には、前回の申請年月日と文書発行番号を告知すること。

以 上

財政部 関税総局
財政部 関税局

申請人： (捺印)

営利事業統一番号：

(又は申請人の身分証明番号)

住所：

連絡人：

連絡人電話：

FAX：

申請日付：

産業財産権における模倣対策のご案内

財団法人交流協会では特許庁からの委託により、海外進出日系企業を対象とした産業財産権の侵害対策事業を実施しております。具体的には、現地にて以下の活動をしております。

1. 台湾における産業財産権の模倣対策に資する情報の収集
2. 弁護士、弁理士など産業財産権の専門家を講師としたセミナーの開催
現地で活躍する専門家から最新の情報を得る機会です。
3. 産業財産権に関する相談窓口の設置
産業財産権の権利取得手続きから、産業財産権の侵害に関する相談まで、幅広いご質問にお答えいたしますので、是非ご利用ください。

※相談窓口の利用、セミナーへの出席、その他ご不明な点については、
財団法人交流協会 貿易経済部までお問い合わせください。

TEL：03-5573-2600

FAX：03-5573-2601

H P：http://www.koryu.or.jp/

[特許庁委託] 台湾模倣対策マニュアル

平成24年3月 発行

発行者 井上 孝

発行所 財団法人 交流協会

【禁無断転載】

東京都港区六本木3-16-33

青葉六本木ビル7階

印刷所 株式会社 宝円堂

執筆協力：理律法律事務所 (LEE AND LI Attorneys-at-Law)

台北市敦化北路201号7階
